日野市議会会議録

平成５年第３回定例会

第 16 号 ～ 第 23 号

９月７日 開会

９月30日 閉会

日 野 市 議 会

日野市立図書館 ☎81-7354
1884479

平成５年　第３回定例会日程

９月　７　日	（火曜日）	会期の決定、行政報告、諸般の報告、 設置・選任、議案上程、請願上程、議案上程
９月　８　日	（水曜日）	一般質問
９月　９　日	（木曜日）	一般質問
９月１０日	（金曜日）	一般質問
９月１３日	（月曜日）	一般質問
９月１４日	（火曜日）	一般質問、請願上程
９月２９日	（水曜日）	審査報告
９月３０日	（木曜日）	審査報告、請願上程、議案上程

1884473

平成５年
第３回定例会

日野市議会会議録目次

○９月７日　　火曜日（第１日）

出　席　議　員 …… 1
欠　席　議　員 …… 1
出　席　説　明　員 …… 2
議　事　日　程 …… 2
開　　会 …… 5
会議録署名議員の指名 …… 5
会　期　の　決　定 …… 5
行　政　報　告 …… 5
諸　般　の　報　告 …… 6

（設置・選任）

日野市議会平成４年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任について …… 7

（議案上程）

議案　第　58　号　平成４年度日野市一般会計決算の認定について …… 7
議案　第　59　号　平成４年度日野市国民健康保健特別会計決算の認定について …… 8
議案　第　60　号　平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 8
議案　第　61　号　平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 8
議案　第　62　号　平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 8
議案　第　63　号　平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 8
議案　第　64　号　平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 8

議案　第65号　平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 8
議案　第66号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 10
議案　第67号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 11
議案　第68号　日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定について …… 13
議案　第69号　日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定について …… 14
議案　第70号　日野市立教職員研究室設置条例の制定について …… 16
議案　第71号　平成5年度日野市一般会計補正予算（第2号） …… 20
議案　第72号　平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） …… 32
議案　第73号　平成5年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 32
議案　第74号　平成5年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 34
議案　第75号　市道路線の廃止について …… 35
議案　第76号　市道路線の認定について …… 35
（報　告）
報告　第5号　平成4年度日野市土地開発公社決算の報告について …… 36
報告　第6号　平成4年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について …… 40
報告　第7号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について …… 42
（請願上程）
請願　第5−15号　日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情 …… 44

請 願　第 5－16 号　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情 …… 44
請 願　第 5－17 号　日野駅改良の促進に関する請願 …… 44
請 願　第 5－18 号　宮公園設置を要望する陳情 …… 44
請 願　第 5－19 号　セクハラ土方議員辞職を求める請願 …… 44
散　　会 …… 44

○９月８日　　水曜日（第２日）
出 席 議 員 …… 45
欠 席 議 員 …… 45
出 席 説 明 員 …… 46
議 事 日 程 …… 46
開　　議 …… 47
（一般質問）
小山　良悟議員
１．解決すべき明星住宅地区の諸問題について …… 47
福島　敏雄議員
１．住むことが悦びであり、誇りである町を …… 59
谷　長一議員
１．日野市の諸問題について７件問う …… 75
佐藤　洋二議員
１．公園を楽しく利用する為に …… 87
２．お年寄りが休める道路（歩道）わきの腰かけ設置について …… 96
米沢　照男議員
１．地域医療計画の見直しと市の対応について …… 100
２．平山駅前公共施設建設についての今後の取り組みについて …… 109
３．潤徳小学校北側の緑地保全について …… 112
散　　会 …… 114

○９月９日　　木曜日（第３日）
出　席　議　員 …… 115
欠　席　議　員 …… 115
出　席　説　明　員 …… 116
議　事　日　程 …… 116
開　　議 …… 117
（一般質問）
天野　輝男議員
１．第３次日野市基本計画につき問う …… 117
箙野　行雄議員
１．平山駅前公共施設のその後の対応について …… 131
２．固定資産税の問題点について …… 136
藤林　理一郎議員
１．市内諸問題について問う …… 149
竹ノ上　武俊議員
１．来年度市予算編成に向けて …… 156
２．米軍機航空騒音がさらにひどくなって来たが、その原因と対応を問う … 173
散　　会 …… 176

○９月10日　　金曜日（第４日）
出　席　議　員 …… 177
欠　席　議　員 …… 177
出　席　説　明　員 …… 178
議　事　日　程 …… 178
開　　議 …… 179
（一般質問）
下村　功議員
１．子ども科学技術館の設立を！ …… 179
２．地方自治のあり方について …… 185
板垣　正男議員
１．流域下水道計画と日野市の負担金について …… 192

２．再び、中央自動車道の電波障害の解消について …… 200
奥住　日出男議員
１．（仮称）日野市国際交流協会設立について問う …… 205
２．障害者の立場で保養施設の設備を考えたか …… 213
内田　　勲議員
１．公務中に於ける市長の選挙活動（都議選）について問う …… 219
２．市民からの要望に対し、脅迫まがいの方法で裏取引を迫る、市長の進め方について問う …… 227
福島　盛之助議員
１．自然災害発生時、市民の生命を守る防災対策の現状を問う …… 238
散　　会 …… 247

○９月13日　　月曜日（第５日）
出　席　議　員 …… 249
欠　席　議　員 …… 249
出　席　説　明　員 …… 250
議　事　日　程 …… 250
開　　議 …… 251
（一般質問）
沢田　研二議員
１．図書館は夜間も開館し、利用者の利便性を考えた運営を（７時までの開館を） …… 251
２．老人給食をさらに充実せよ（希望者には毎日の配食を） …… 259
土方　尚功議員
１．万願寺地区のまちづくりについて――ソフト面を中心に―― …… 271
田原　茂議員
１．市と貸主、宅建業者が連携し住宅情報提供など、強力な住宅相談体制を確立せよ！ …… 277
２．市内循環バスの大幅な増便を望む（朝のもっと早いスタートと最終便の延長を含んで） …… 290
鈴木　美奈子議員

１．老人給食サービスは希望する人全員にこたえられるよう努力せよ …… 299
２．平和へのねがいをこめた資料の常設会場の設置を …… 307
３．地区センターをお葬式の式場に使用させよ …… 312
小川　友一議員
１．土地改良法について …… 316
散　　会 …… 327

○９月14日　　火曜日（第６日）
出　席　議　員 …… 329
欠　席　議　員 …… 329
出　席　説　明　員 …… 330
議　事　日　程 …… 330
開　　議 …… 333
（一般質問）
馬場　繁夫議員
１．南平八丁目道路の未拡張問題について問う …… 333
２．森田市政の市民不在等の第３次基本計画策定姿勢について再び問う … 339
夏井　明男議員
１．(財)日本野鳥の会に土地を無償貸与する日野市の理由について問う … 353
２．日野台一丁目地域のまちづくりについて …… 364
３．目の不自由な方への配慮とボランティア教育 …… 365
４．なぜ浅川で釣りをする子供から遊魚料を徴収するのか …… 370
執印　真智子議員
１．――施しから権利へ――ノーマライゼーションの保健福祉計画を進めよ …… 374
２．環境都市日野をめざして、丘陵地・崖線の緑を保全せよ …… 386
宮沢　清子議員
１．市民の貴重な知的財産である図書について問う …… 399
２．在宅医療訪問看護制度の発足の早期実現を！ …… 412
（請願上程）
請 願　第 5－20 号　児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育

の充実を求める陳情 …… 418
請願　第5－21号　海の非核化宣言の請願 …… 419
請願　第5－22号　製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情 …… 419
請願　第5－23号　水俣病被害者の早期救済に関する陳情 …… 419
請願　第5－24号　住環境保護についての請願 …… 419
請願　第5－25号　小児成人病予防検査導入反対に関する請願 …… 419
請願　第5－26号　義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 …… 419
散会 …… 419

○９月29日　水曜日（第７日）
出席議員 …… 421
欠席議員 …… 421
出席説明員 …… 422
議事日程 …… 422
開議 …… 429
（緊急質問）
公選法に違反する森田市長の寄付行為について …… 429
健康管理手当制度における森田市長の基本的姿勢を糺す …… 446
（動議）
森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄付行為の譴責を求める決議 …… 458
（選任）
日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について …… 469
（議案審査報告）　（総務委員会）
議案　第43号　日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について …… 470
議案　第44号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 471
議案　第66号　日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制

定について …… 471
（総務・文教・厚生・建設）
議案　第71号　平成5年度日野市一般会計補正予算（第2号） …… 472
（文教委員会）
議案　第70号　日野市立教職員研究室設置条例の制定について …… 476
（厚生委員会）
議案　第68号　日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定について …… 477
議案　第69号　日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定について …… 477
議案　第74号　平成5年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） …… 480
（建設委員会）
議案　第67号　日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について …… 481
議案　第72号　平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号） …… 482
議案　第73号　平成5年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号） …… 482
議案　第75号　市道路線の廃止について …… 483
議案　第76号　市道路線の認定について …… 483
（一般会計決算特別委員会）
議案　第58号　平成4年度日野市一般会計決算の認定について …… 484
延会 …… 505

○9月30日　木曜日（第8日）
出席議員 …… 507
欠席議員 …… 507
出席説明員 …… 508
議事日程 …… 508
開議 …… 513

（議案審査報告）　（一般会計決算特別委員会）
議 案　第 58 号　平成４年度日野市一般会計決算の認定について …… 513
（特別会計決算特別委員会）
議 案　第 59 号　平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について …… 524
議 案　第 60 号　平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について …… 524
議 案　第 61 号　平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について …… 524
議 案　第 62 号　平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について …… 524
議 案　第 63 号　平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について …… 524
議 案　第 64 号　平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定について …… 524
議 案　第 65 号　平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について …… 524
（取り下げ）　（総務委員会）
請 願　第 5－10 号　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情 …… 529
（請願審査報告）　（厚生委員会）
請 願　第 4－21 号　複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情 …… 529
請 願　第 5－ 2 号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情 …… 529
請 願　第 5－ 7 号　難治性肝炎患者に関する請願 …… 530
請 願　第 5－20 号　児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育

の充実を求める陳情 …… 530
請 願　第 5－22 号　製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情 …… 530
請 願　第 5－23 号　水俣病被害者の早期救済に関する陳情 …… 530
（継続審査）　（総務委員会）
請 願　第 3－11 号　日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願 …… 532
請 願　第 3－12 号　拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情 …… 532
請 願　第 4－ 3 号　労働時間短縮についての陳情 …… 532
請 願　第 4－17 号　日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情 …… 532
請 願　第 5－ 3 号　建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情 …… 532
請 願　第 5－12 号　市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情 …… 532
請 願　第 5－13 号　「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情 …… 533
請 願　第 5－16 号　日野市南平二丁目35番地の2、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情 …… 533
請 願　第 5－17 号　日野駅改良の促進に関する請願 …… 533
請 願　第 5－19 号　セクハラ土方議員辞職を求める請願 …… 533
請 願　第 5－21 号　海の非核化宣言の請願 …… 533
（文教委員会）
請 願　第 5－ 6 号　日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願 …… 533
請 願　第 5－25 号　小児成人病予防検査導入反対に関する請願 …… 533
請 願　第 5－26 号　義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 …… 533
（厚生委員会）

請 願　第 5－24 号　「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願 …… 534
請 願　第 5－25 号　中ホール建設に関する請願 …… 534
請 願　第 3－17 号　日野市市民多目的ホール新設に関する請願 …… 534
請 願　第 4－ 5 号　日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えること
に関する陳情 …… 534
請 願　第 5－ 8 号　リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願 …… 534
請 願　第 5－15 号　日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に
関する陳情 …… 534
（建設委員会）
請 願　第 2－ 4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請
願 …… 534
請 願　第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建
設計画に関する請願 …… 534
請 願　第 3－ 4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願 …… 534
請 願　第 3－ 5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願 …… 534
請 願　第 3－19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を
求める請願 …… 534
請 願　第 4－10 号　多摩川自治会内の建築許可に関する請願 …… 534
請 願　第 5－ 1 号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請
願 …… 534
請 願　第 5－ 5 号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出
に関する陳情 …… 534
請 願　第 5－14 号　倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願 …… 534
請 願　第 5－18 号　宮公園設置を要望する陳情 …… 534
請 願　第 5－24 号　住環境保護についての請願 …… 534
（継続審査議決）
議会運営委員会の継続審査議決に関する件 …… 536
下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 536
スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 536
交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 536
市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件 …… 536

（請願上程）
請 願　第 5－27 号　多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願 …… 536
（議案上程）
議 案　第 79 号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について …… 537
議員提出議案第９号　日野市議会議員の政治活動等に係る決議 …… 537
議員提出議案第10号　小選挙区制の導入に反対する意見書 …… 544
議員提出議案第11号　消費税の廃止を求めるとともに、直ちに食料品非課税実施に関する意見書 …… 544
議員提出議案第12号　国民に円高差益の還元、電気、ガス料金等の引き下げを求める意見書 …… 544
議員提出議案第13号　安くて、住みよい、都営・都立住宅の大量建設を求める意見書 …… 545
議員提出議案第14号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める意見書 …… 545
議員提出議案第15号　難治性肝炎患者に関する意見書 …… 546
議員提出議案第16号　児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める意見書 …… 546
議員提出議案第17号　製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書 …… 546
議員提出議案第18号　水俣病被害者の早期救済に関する意見書 …… 547
閉　会 …… 547

9月7日　火曜日　（第1日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第16号）

9月7日　火曜日　（第1日）

出席議員　（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	簾野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	監査員	星野幸男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　保木シゲル君

議事日程

平成5年9月7日（火）
午前10時開会

日程第　1　会議録署名議員の指名
日程第　2　会期の決定
日程第　3　行政報告
日程第　4　諸般の報告

（設置・選任）
日程第　5　日野市議会平成4年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員

の選任について

（議案上程）

日程第 6	議案	第 58 号	平成4年度日野市一般会計決算の認定について
日程第 7	議案	第 59 号	平成4年度日野市国民健康保健特別会計決算の認定について
日程第 8	議案	第 60 号	平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第 9	議案	第 61 号	平成4年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 10	議案	第 62 号	平成4年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第 11	議案	第 63 号	平成4年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第 12	議案	第 64 号	平成4年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第 13	議案	第 65 号	平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
日程第 14	議案	第 66 号	日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 15	議案	第 67 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 16	議案	第 68 号	日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 17	議案	第 69 号	日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定について
日程第 18	議案	第 70 号	日野市立教職員研究室設置条例の制定について
日程第 19	議案	第 71 号	平成5年度日野市一般会計補正予算（第2号）
日程第 20	議案	第 72 号	平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 21	議案	第 73 号	平成5年度日野市下水道事業特別会計補正予算

（第１号）

日程第　22　議案　第　74　号　平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）

日程第　23　議案　第　75　号　市道路線の廃止について

日程第　24　議案　第　76　号　市道路線の認定について

（報　告）

日程第　25　報告　第　5　号　平成４年度日野市土地開発公社決算の報告について

日程第　26　報告　第　6　号　平成４年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について

日程第　27　報告　第　7　号　議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について

（請願上程）

日程第　28　請願　第 5－15 号　日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情

日程第　29　請願　第 5－16 号　日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情

日程第　30　請願　第 5－17 号　日野駅改良の促進に関する請願

日程第　31　請願　第 5－18 号　宮公園設置を要望する陳情

日程第　32　請願　第 5－19 号　セクハラ土方議員辞職を求める請願

本日の会議に付した事件

日程第１から第32まで

午前11時17分　開会

○議長（黒川重憲君）　これより平成５年第３回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員27名であります。

これより日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員については、会議規則第81条の規定により議長において

12番　宮沢清子君

13番　馬場繁夫君

を指名いたします。

次に日程第２、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長　登壇〕

○議会運営委員長（土方尚功君）　議会運営委員会の報告をいたします。

去る９月２日に議会運営委員会を開催をいたしました。今定例会の日程について検討いたしました。

この結果、本日９月７日より９月29日の23日間と決定をさせていただきました。内容等については、お手元に配付をされたとおりでございますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり会期を決定するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、会期は本日から９月29日まで期日23日間と決定いたしました。

次に日程第３、行政報告を行います。

市長から行政報告を求めます。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　本日より平成５年度第３回定例会をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

さきの定例会以降、今定例会に至る間の主要な行政事項について、私より２件の報告を行い、他は提出資料をもってかえさせていただきます。

１．東京都予算編成に対する都市長会の要望について

東京都市長会では、都の予算編成期にあわせ毎年各部会の要望事項を取りまとめ、要請活動を行っております。

平成６年度の東京都予算編成に対する要請活動は、去る８月４日、都庁で副知事及び関係局長と順次面談する形式で行われ、私も役員市長として参加したところであります。

お手元に配布した資料のとおり要望書は４部会ごとに整理されて、要望事項は、８項目の新規を含め延べ172項目に及んでおります。

市議会の御理解と御支援をお願いする次第であります。

２．第３次日野市総合計画の意見集約について

平成６年度を初年度とする「第３次日野市総合計画」につきましては、その根幹をなす基本構想と基本計画・施策の方向の原案に関して、本年６月、市議会各会派にも説明をさせていただいたところであります。

その後、各行政委員会並びに審議会、関係団体等にも原案を送付し、また７月15日号の「広報ひの」に全文を掲載することによって広く市民各界の御意見、要望を求めておるところであります。

現在、関係主管部課においてその結果を踏まえ、プロジェクトチームの再調整、原案修正等の作業に入る予定であります。寄せられた御意見、御提言を生かした市民合意の計画づくりに努力する所存であります。

今後とも市議会の御指導をお願いいたします。

以上、行政事項２点につき御報告申し上げました。

なお、去る８月17日付で砂川雄一助役が任期満了によって退職いたしました。砂川助役の担当事務については、当面、前田助役が担当することといたしましたので、あわせて御報告申し上げ、御理解をお願いをする次第であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　収入役以下については、報告書のとおりですので報告を省略いたします。

これをもって行政報告を終わります。

次に日程第４、諸般の報告を行います。

会務報告については、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、事務局長の報告は省略いたします。

これをもって諸般の報告を終わります。

これより日程第５、日野市議会平成４年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件を議題といたします。

一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任については、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

質疑、討論を省略し、直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって日野市議会平成４年度一般・特別会計決算特別委員会の設置及び委員の選任の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第58号、平成４年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第58号、平成４年度日野市一般会計決算の認定について提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市一般会計決算の認定を求めるものであります。

なお、同規定により監査委員の意見書及び主要な施策の成果等の書類を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　監査委員から審査報告を求めます。

○監査委員（星野幸夫君）　代表監査委員の星野でございます。

議案第58号、平成４年度日野市一般会計決算審査の結果について御報告申し上げます。

平成４年度日野市一般会計の決算審査につきましては、市長より依頼を受けました決算書関係付属書類等について、土方監査委員とともに慎重に実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係付属書類の計数は関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また出納閉鎖日における平成４年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第58号、平成４年度日野市一般会計決算の認定の件は、一般会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一般会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第59号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第60号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第63号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第64号、平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第65号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第59号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第60号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第61号、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第62号、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について。

本議案は、地方公営企業法第30条第４項の規定に基づき、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定を求めるものであります。

議案第63号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第64号、平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定を求めるものであります。

議案第65号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づき、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定を求めるものであります。

以上７議案につきましては、監査委員の意見書を添えて提出いたしますので、よろしく御審議御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　監査委員から審査報告を求めます。

○監査委員（星野幸夫君）　決算審査の結果について御報告申し上げます。

議案第59号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算、議案第60号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算、議案第61号、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算、議案第62号、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算、議案第63号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算、議案第64号、平成４年度日野市老人保健特別会計決算、議案第65号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算、以上７件の特別会計の決算審査につきましても一般会計と同様、市長より依頼を受けました決算書関係付属書類等について、土方監査委員とともに慎重に審査を実施いたしました。また、部課長を初め関係職員からもその内容について事情聴取を行いました。

審査の結果、決算書を初め関係付属書類の計数は関係諸帳票及び証書類といずれも符合し、また年度末及び出納閉鎖日における平成４年度歳計剰余金と指定金融機関が発行した証書類と照合、検算した結果、その金額は合致しており、当年度における決算を適正に表示しているものと認めました。

また、予算の執行状況についても関係法令の趣旨並びに議会の趣旨に従い、概ね適正に執行されているものと認めました。

以上で決算審査報告を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第59号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第60号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第63号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第64号、平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第65号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は、特別会計決算特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め特別会計決算特別委員会に付託いたします。

これより議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市議会の議決に付さなければならない契約の基準を改めるため、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、新旧対照表によって御説明させていただきます。

４ページ、５ページをお開きください。この改正でございますけれども、平成５年３月12日に平成５年政令第34号として交付され、即日施行されました地方自治法施行令の

一部を改正する政令の内容が、市におきましては、１億3,000万から改正としまして１億5,000万に引き上げるものでございます。当市は、ことしの４月に１億3,000万に改正させていただきました。政令では今まで9,000万になっていたわけです。それを市においては１億5,000万、この期限が10月30日という期限がついておるものでございます。それによって今議会において提案するものです。よろしく御審議のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより議案第67号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第67号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、京王平山地区を新たに地区計画の区域として加えるため、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　議案第67号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

今回の改正でございますけれども、既に制定しております高幡鹿島台ガーデン、それから万願寺地区、高幡地区、下河内地区、それから南平地区に続きまして、新たに京王

平山地区を追加するものでございます。今年の７月に都市計画で一応定められておるものでございます。

それでは、新旧対照表で詳細な説明をさせていただきます。６ページ、７ページをお開き願いたいと思います。

別表第１でございます。６番目として京王平山地区を追加したものでございます。

次に８ページ、９ページでございます。別表第２に６番目として京王平山地区整備計画区域42.1ヘクタールでございますけれども、この地区を住宅地区Ａ、Ｂ、Ｃ、３地区に分けてございます。

内容といたしましては、住宅地区Ａにつきましては、ここに５点記載してございますけれども、住宅につきましては３戸以上の長屋は除く。その他店舗兼用住宅、事務所兼用住宅、それから診療所の兼用住宅、こういうもの以外の建物はつくってはいけませんということでございます。それから敷地の最低限度でございますけれども、180平方メートルということで定めておるものでございます。それから道路境界線及び隣地の境界線の距離でございますけれども、１メートル。さらに２階ある部分につきましては、真北方向を２メートルというふうに定めておるものでございます。それから、建築物の高さにつきましては９メートル、かつ軒の高さが6.5メートルということでございます。階数につきましては、地下を除きまして２階以下ということでございます。

それから住宅地Ｂでございますが、住宅につきましては４戸以上の長屋はだめですということでございます。その他は、住宅地Ａと変わっておるところは、店舗兼用住宅はだめです、ということでございます。それから敷地の面積でございますけれども、140平方メートルと定めておるものでございます。それから道路境界線、隣地境界線でございますけれども、0.6メートル、60センチということでございます。

次に住宅地Ｃでございますけれども、ここにつきましては、住宅の長屋で各戸数の床面積が25平方メートル未満のものはだめです、ということでございます。その他につきましては住宅地Ａと内容としては同じでございますけれども、兼用住宅につきましては店舗、それから事務所、診療所等につきましては１階のみに限るということで制限しております。それから共同住宅につきましては、各住戸の床面積が25平方メートル未満のものはだめです、ということでございます。また、道路の境界線、それから隣地境界線につきましては、Ｂと同じでございます。

以上、雑駁な説明でございますけれども、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結

いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第67号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時45分　休憩

午後２時７分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、「グループホーム日野市立第二こばと寮」の新設に伴い、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

２ページ、３ページをお開きいただきたいと思います。

平成４年の３月に条例制定いたしました精神薄弱者生活寮であります。「グループホーム日野市立こばと寮」に引き続きまして第二の生活寮を設置するものでございます。条

例第２条関係、別表に追加するものでございます。名称といたしまして「グループホーム日野市立第二こばと寮」でございます。位置につきましては、日野市多摩平三丁目５番地の10でございます。

なお、付則でございますが、この条例は公布の日から起算いたしまして60日を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する、でございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、乳幼児に係る医療費の一部を助成することにより、乳幼児の保健の向上と健やかな育成を図るため、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例につきまして御説明申し上げます。最初に、条例に至るまでの経緯につきまして若干御説明させていただきたいと思います。

このたび東京都におきまして、３歳未満児に対する医療費助成制度が創設されました。

実施する区市町村に対してその一部を補助するというような内容でございます。これを受けまして、日野市におきましても現行のゼロ歳児医療費助成制度を包含した中で、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例を制定するものでございます。

なお、参考にお手元に同条例の施行規則案をお配りさせていただいております。

それでは、条例の主な内容でございますが、御説明申し上げます。

今回の条例でございますが、第一には、現行の対象者であります「ゼロ歳児」を「3歳未満」までに対象者を拡大するものであります。

2番目といたしましては、都の制度ではすべての対象者に所得の制限を設けておりますが、日野市におきましては、ゼロ歳児に限っては現行制度の維持を図ることから所得の制限を設けないという内容でございます。

それから3点目でございますが、現行では医療機関の窓口で医療費を支払いました後日、市の窓口にて現金で助成を行うということになっておりますが、今回の制定におきましては、医療機関の窓口では医療証を提示することによって無料ということで、したがって医療費の助成については市から医療機関に支払うということで、その辺の手続きは非常に簡素化されたというような内容でございます。

それでは2ページ、3ページ、条を追って御説明申し上げます。

第1条は目的でございます。省略いたします。

第2条でございますが、第2条は用語の定義でございます。ここでは「乳児とは」、あるいは「幼児とは」、あるいは乳幼児を養育している者等の定義でございます。

それから第3条でございます。対象者でございます。これにつきましては日野市に住所を有し乳幼児を養育している者が対象者でございまして、当然、国民健康保険、あるいは社会保険、各法の規定により医療に関する給付が行われるものでございます。

それから、3条の2項でございますが、前項の規定にかかわらず次のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は対象としないということで、1号から5号までございます。生活保護法の適用を受ける者、あるいは規則で定める施設に入所している者、それから児童福祉法に基づく里親に委託されている者、東京都の心身障害者の医療費の助成に関する条例の適用を受ける者、あるいは日野市のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の適用を受ける者、こういう者は対象としないということでございます。

第4条でございます。所得の制限でございます。これにつきましては、規則でその範囲、あるいは計算の方法が定められております。児童手当等との所得基準と全く同じでございます。

それから飛びまして、第６条でございます。助成の範囲でございます。助成の範囲につきましては、いわゆる自己負担分、いわゆる３割分、これについて助成をするということでございます。それから２項でございます。これにつきましては、いわゆる高額医療、場合にはその限度を超える分については助成はしないということでございます。

第７条、医療費の助成でございます。これは先ほど申し上げましたとおり窓口にて無料で医療が受けられるということでございます。助成する額を当該病院に支払うというものでございます。それから２項でございます。前条の規定にかかわらず市長が特別な事由があるということでございます。これについては、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うということでございます。これにつきましては、いわゆる装具、コルセット等でございます。これにつきましては、窓口にて10割負担をしなければなりませんが、後に家族療養費等で支給された場合には、その７割は家族療養費として本人に返ります。残りの３割について助成をするということでございます。

８条、９条、10条につきましては説明を省略させていただきたいと思います。

付則でございます。この条例は平成６年１月１日からの施行でございます。２といたしまして、日野市乳幼児医療費助成に関する条例は、平成５年の12月31日をもって廃止するというものでございます。３の経過措置でございます。この条例施行日前に、廃止前の日野市乳幼児医療費助成に関する条例により医療証の交付を受けた対象者が、病院等において診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合における当該医療費の助成については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定について提案理由を申し上げます。

本議案は、日野市における教育の充実及び振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、日野市立教職員研究室設置条例を制定するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは議案第70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定につきまして御説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条の規定に基づきまして、多様化してまいってきております多くの教育課題、特に指導内容、方法の改善などの研究、また研修などに対しまして、指導員の派遣、資料の提供など機動力を持ったきめの細かな対応を必要としております現状を踏まえまして、研究室を設置するものでございます。現在ございます教職員研究資料室、それに教育相談室及び健全育成担当室を中心に発展的に組織化いたしまして、事業を系統的に整理し、効率的に推進しようとするものでございます。

それでは恐れ入りますが、議案書２ページ、３ページをお開きいただきとうございます。

第１条でございます。設置について規定してございます。先ほど申し上げましたように地方教育行政の組織及び運営に関する法律の30条の規定に基づきまして、日野市立教職員研究室を設置する旨を定めるものでございます。

第２条でございますが、名称と位置でございます。名称は日野市立教職員研究室、位置は、日野市高幡402番地でございます。

３条で管理をうたってございます。教育委員会が管理してまいります。

第４条は事業を規定しております。１号から５号まで、すなわち幼児、児童及び生徒についての研究調査並びに教育関係教員の研修等に関することでございます。第２点としては、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教育環境に関することでございます。３点としましては、教育に関する資料の整備及び活用に関することでございます。４点目といたしましては教育相談に関すること、５点目として、各号に掲げるもののほ

か必要とするものの事業を行う、こういうことでございます。

次に第５条でございますが、職員についてでございます。室長その他必要な職員を置いてまいります。お手元にお届けいたしました議案、参考資料、11ページ以下にございます条例施行規則案の第２条、１号から５号にありますものをもって必要な職員としておるものでございます。

第６条の運営審議会でございます。研究室の円滑な運営を図るため運営審議会を置くというものでございます。この運営審議会につきましては、やはりお手元の条例施行規則案第９条以下に定めてございます。

７条は委任でございます。この条例の施行に必要な事項は教育委員会が規則で定めるとしております。

なお、この条例の施行につきましては、付則にありますように平成６年４月１日から施行するものでございます。

雑駁な説明でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　簡単に質問をさせていただきますが、前に似たような形のもので名称は違うと思いますが、前に説明を受けたことがあったと思いますが、この昭和31年法律162号の第30条の規定に基づいてこれを設置した場合の実益ですね、職員の関係ですとか、国の補助金の関係ですとか、いろいろあるのかもしれませんが、その辺のなぜこの条文に基づいて規定したのか、それによって、どういうふうなメリットがあるといいますか、その辺のお話を１点、教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　お答えいたします。

法律の30条でございますが、この30条におきましては次のような定めがございます。地方公共団体は法律の定めるところにより学校、図書館、博物館、公民館、その他の教育機関を設置するほか、条例で教育に関する専門的、技術的事項の研究または教育関係職員の研修、保険、もしくは福利厚生に関する施設、その他の必要な教育機関を設置することができるとうたわれておるものでございまして、「設置することができる」ということに基づきまして本設置条例をお願いしているものでございます。

そして、この機関の条例制定でございますが、それによりますメリットと申しましょうか、申し上げますれば、現在、先ほど上げました３室がございますが、これらは個別といいましょうか、格別に活動を現在は行っておるところでございます。そして、それ

は指導室の分室的存在でございます。それをこの研究室設置によりまして、教育機関として独立した組織として、予算執行を含めまして新しい教育課題に意欲的に取り組む基盤が形成されるということによりまして第一義的にはお願いするものでございます。

次に市から職員が派遣されることによりまして、都並びに市の嘱託員だけで運営されておりますその組織に、市として認知された研究機関としての、いわば責任ある事業計画をこれによって推進できるというふうに認識しております。

次に市民の教育相談、教育情報等、多様化する教育環境のもとでの適切な資料提供に即応できる体制がこれによって確立できる。

最後に、東京都並びに各区市の教育研究機関との情報交換、並びに研究会議参加等の資格を取得できるというふうに考えておるものでございます。

なお、お尋ねの中で補助金というお話がございました。現段階におきましては補助金というような形での助成は、特にございません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　もう少し具体的に教えていただきたいんですが、第１点、第２点のお話なんですけれども、従来の体制ではどうしても不都合が生じてきているということがあって、できたんだと思うんです。それによって内容の充実を図って、時代の要望に図っていこう、そのために一つの独立体として、また独立の予算執行のできるような体制をつくるというお話もありました。それは、どういう意味なのか、私たち素人にももう少しわかるように、建物があって、あそこにこうあるということもわかりますし、どういうふうな仕事をされているかということも存じ上げていますが、このことによって、どういうふうに新しく展開するのか、今、東京都とのほかの施設とも対等につき合えるということも、今、抽象的におっしゃっていただきましたが、ということは、従来対等的におつき合いができなかったということも恐らくあるので、こういうふうな形になったと思うんですが、具体的な例も引きながら、もう少しお話をしていただければありがたいと思うんですが。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　お答え申し上げます。

現在の存在いたします３室でございますが、既に皆さん方、御存じのとおり育成室が第二中学校の中、またそのほかの２室につきましては潤徳小学校において活動を展開し

ておるわけでございますが、今現在の活動というものは、それぞれにおいて、それぞれの範疇の活動を展開しております。

しかし、先ほども述べましたように多様化してきております情勢の中で、これらの機関がやはり有機的なつながりを持った中での研究、あるいはその活動というものが進められますことによってのより幅広い活動が行われる。また、こういうふうに認知されることによりましての一つの、何といいましょうか、権威といいましょうか、そういうようなものも付与されてくることによって、受け手、また活動側におきます従事者の、より慎重な物の考え方からの奥行きの出た仕事がなされるというふうに考えるものでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定の件は文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め文教委員会に付託いたします。

これより議案第71号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第71号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の一般会計の補正予算第２号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億5,682万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を443億4,318万1,000円とするものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　歳入歳出全般及び第２表債務負担行為補正の説明を関係部長から求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは議案第71号、平成５年度日野市一般会計補

正予算第２号につきまして御説明申し上げます。

ただいま提案のとおり、補正額は歳入歳出２億5,682万3,000円を追加するものでございます。なお、第２条におきましては債務負担行為の補正もお願いするわけでございます。

それでは、２ページ、３ページをお開き願いたいと思います。

第１表の歳入歳出の補正予算につきましては、歳入歳出とももちろん同額でございます。内容につきましては後ほど詳細に説明を申し上げます。

３ページの下欄部分でございます。第２表の債務負担行為の補正につきましては、長沼橋の架けかえに伴う負担金でございます。現在、平成２年から平成５年までの事業として進めているわけでございますが、この債務負担行為の年度を平成６年まで変更をお願いするものでございます。

それでは、８ページ、９ページをお願いいたします。

歳入でございます。11の都の支出金、１の都の負担金、１の民生費の都の負担金でございます。３の老人福祉費の負担金につきましては、ここに記載のとおり、大変当初予算の見込みより63名ほど人員の増加によるものでございます。

なお、２目の民生費の都の補助金でございます。１節の心身障害者福祉費補助金につきましては、先ほど提案しました条例改正部分でお願いしました関連でございます。ひろばサライの新設に伴います東京都が10月から認定をしておりますその歳入でございます。なお、５の児童福祉費の補助金につきましては、平成６年１月１日から実施する乳幼児医療の助成の歳入部分でございます。

なお、３項の委託金、５の土木費委託金につきましては309万でございます。この記載のとおりでございますが、具体的には都営日野落川団地の外周道路の排水に関連しての整備でございます。都の委託金を受けての事業でございます。

なお10ページ、11ページをお願いしたいと思います。

１目の一般寄附金でございます。当初計上より公共施設費、あるいは公益施設費の増がかなり見込めましたので、ここに補正をお願いするものでございます。なお、下欄部分の１目の繰越金でございます。ここで補正額１億2,469万という補正をお願いするわけでございます。よって、当然、今議会でも決算をお願いしておりますが、現在の残、これを使いましての繰越金の残につきましては１億1,767万9,000円でございます。

なお12ページ、13ページにつきまして御説明申し上げます。

５目の雑入でございます。説明欄記載のとおりでございますが、この歳入部分につき

ましては東京都の中小企業振興公社からの助成金として歳入になるためにここに、雑入の中に入れさせていただきました。

なお14ページ、15ページ、歳出の変わった部分を御説明申し上げます。

6目の財産管理費でございます。25の積立金でございます。先ほど歳入で説明を申し上げましたとおり、ここに一般寄附金を、おのおのその同額を積立するものでございます。なお、13の諸費につきましては説明欄記載のとおり各事業、29件の事業があるわけでございますが、平成4年度の事業完了に伴っての清算ということのものでございます。以下16ページ、17ページまで続きますが、ここは省略をさせていただきます。

なお18ページ、19ページでございます。特に4目の心身障害者福祉費の中で、先ほど歳入の関連で19節の負担金、補助及び交付金の中で、新たにここで支出するものでございます。ひろばサライの新設に伴うものでございます。

なお5目の老人福祉費の中で20節．扶助費、これは対象者の増加に伴っての補正をお願いするものでございます。

なお20ページ、21ページにつきまして1目の児童福祉総務費でございます。20節の扶助費でございますが、先ほど申し上げました新しい制度が1月1日から開設されます。それに伴いましての歳出をここに計上をお願いするものでございます。

なお22ページ、23ページでございます。1目の清掃総務費、15節の工事請負費でございます。補正額としては1,636万という数字でございます。ガラス分別集積所を環境部の中に6種類の分別施設、約、面積として300平方メートル、それを新設する考え方でございます。

なお24ページ、25ページ、2目の商工振興費でございます。19節の負担金、補助及び交付金につきましては、ここに説明欄記載のとおりでございますが、特にこの商店街の活性化につきましては、豊田駅の北口商店街についての事業を進めるものでございます。昨年来、補助金の折衝、あるいは事業の確定等の交渉をやってきていたわけでございますが、ここで事業が決定したということで、ここで補正をお願いするものでございます。

なお26ページ、27ページ、特に一番下欄部分でございますが、3目の街路事業費でございます。13節の委託料、720万、ここに路線関係については記載のとおりでございます。その補償料として、具体的には一番橋から川崎街道まで抜ける部分の七中の東側という部分でございます。補償物件、現在の道路にかかる部分として16戸、戸数があります。その部分の調査の委託をしたいという考え方でございます。

なお28、29ページは略させていただきます。

30ページ、31ページでございます。２目の教育振興費でございます。14節の使用料及び賃借料につきましては、ここに記載のとおりでございますが、美術品の作品の原画の複製したものをこれを教材に使うということで250万お願いするものでございます。なお、それ以下につきましては略させていただきます。

雑駁でございますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　今説明の30、31ページの社会教育関係で、この中には直接項目としては載っていないんですけれども、補正という意味合いを含めてお尋ねをしたいんですが、この夏に市民待ちかねのプールがオープンをいたしました。今まではああいった市民施設だとかいろんなものを、何らかの記念行事といいましょうか、オープニングのセレモニーをやっていたんですけれども、あれだけ大きなものができ上がって何のお披露目もないというのは、果たしてどんなものかなという感じがいたします。まだ全体が完成をしていないので、そのときにまとめてという予定があるのかどうかわかりませんけれども、いずれにしても「かわせみ号」でしたかね、ああいう小さい船が移りかわるときにもあれだけの規模でお披露目をしたわけですから、そういった過去の関連からしますと、なぜ今回行わなかったのかなという非常に疑問が残るんですけれども、その点について御説明をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　市民プールでございますが、第１期工事が今年度完成いたしまして、50メートルプールと25メートルプールが完成したわけでございます。さらには第２期工事といたしまして流れるプール、あるいはスライダープール、あるいは幼児プール等の計画があるわけでございますが、この第２期の工事の完成を待って、さらには公園の整備とあわせた形であの駒形の全体の竣工のお祝いをというようなことで考えておりますので、この第１期工事のときには、そのような催しはいたしませんでした。

ただ中央大学の、日本で一流の選手を呼びまして模範泳法をやりまして、それでスタートを切ったというふうな状況でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　多分そういう計画もあるのかなとも予測がついたんですが、もしそうであれば何らかの形で、せめて、市民要望いろいろ強い中で、それぞれ過去の議会の中でも相当論議の中で完成した施設でございますので、そういった予定を事前にお

知らせするとか、あるいは、もしそれにかわるものが、今言ったような競泳ですか、そういうチームを呼んでやられるというようなことであれば、そういうところにも案内をするとか何らかの方法があってよかったんではないかなと思うんですね。全く市民と孤立したような形で独自でやられているというようなことで、ことしは、たまたま夏がなかったので、さほど影響はなかったのかもしれませんが、本当にへたをすれば、あれだけ立派なものができても市民も気がつかなかったなんていうことにもなりかねないんで、そこは、やっぱりもう少し市民と一体ということの努力があってしかるべきだったんではないか、なぜその辺のことを全くステップを踏めなかったのか、もう１回確認させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　今年の夏は大変梅雨明けも遅く、しかも天候不順の日が続いたわけなんですが、市民プールも広報等でお知らせをいたしました関係で、入所者につきましては昨年よりは少なかったわけでございますが、一昨年よりは多く２万1,000人の方が入っていただきました。そういうことで天候の割にしてはよく入っていただいたなというふうな感じを受けているわけでございますが、ただいまの祝賀会、あるいはそういった披露目、あるいはその区切りの点につきましては今後の課題として検討させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　25ページの産業経済課担当の商工業の助成経費の件であります。約6,300万ほどの補正額が組まれておりますけれども、この中身ですね、一つの50万というのはわかります。商工展の補助金だということはわかるんですが、この商店街の活性化推進事業ですね、今回その計画の内容がまとまったので、ここでというお話のようなんですけれども、その経過をもう少しお話ししていただきたいのと中身ですね、6,000万、約３分の１ぐらいの補正額の増でありますから、もう少し詳しくお話をしていただいてもいいんじゃないかというふうに思います。先ほどの説明では何が何だかよくわかりませんので、教えていただきたいと思います。

それから、28ページの災害対策費が少し――災害対策費で消耗品ということで微々たる金額で補正がされていますが、今回、台風が非常に多いわけで雨も相当ありました。今回の行政報告の中では、日野市の災害状況の報告内容が出ておりませんけれども、現在までの時点でどういう内容であったのか、その報告をぜひ――毎回文書でまとめて、床下、床上とかいうふうな報告があったと思うんですが、ぜひ出していただきたいとい

うふうに思います。

その２点であります。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　25ページの商工業助成経費の関係について御説明を申し上げます。

昨年から豊田の北口商店街、七つの商店街でございますが、197名ほどの会員がおりますが、この中で豊田の北口につきまして、この商店街活性化の事業を行いたいということが話の中で盛り上がってまいりました。ことしに入りまして、１月ごろに商店街としての意思の決定がほぼ決まりまして、都の財団法人であります中小企業振興公社のヒアリングが６月にほぼ終わり、決定を見、そして今回の補正とお願いしたわけでございます。

この内容でございますけれども、総事業費が8,428万円でございます。そのうちの４分の３がこの助成金になっているわけですが、そのうちの２分の１がこの公社の方から、４分の１が市の方から、地元の商店街が４分の１ということでございますが、まず内容でございますけれども、イメージシンボル灯でございますが、これを15基、約１基が96万ぐらいするものでございますが、15基、それから２灯式の街路灯が40基、72万円ぐらい１基がしております。それから３灯式、これが36基で１基が約78万ほど、さらに道路に大型のプランターを80基置く。これが１基が７万5,000円ぐらいということで、それから、さらに有線放送設備をメイン通り一帯に置くものでございます。そのほか完成の記念のイベントが一部入っております。

場所といたしましては豊田の北口、ずっと北口を真っすぐに二中の学校へ入るところのちょっと先の辺まで、それから脇にそれぞれ交差点を経て商店が続くところまでが含まれている範囲、こういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　災害の関係でございます。台風11号と台風13号があったわけですけれども、台風13号についての被害はございませんでした。それから台風11号関係ですけれども、御存じのように雨が日野市で171ミリだと思いました。降りました。そして床下浸水とか、そういうものは１軒もございません。ただ、そういう恐れがあったというのが数軒、それから道路の冠水が数件、全体で十三、四件の出動をして補修をしたということでございまして、その資料について今手元にございませんので、正式に

資料によって報告させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　３点ばかり、先ほど長沼橋の件で補正が出たという形ですが、この長沼橋の件に関して、要するに橋はできているようなんですが、日野の方の日野分の取りつけ道路が全く解決してないという状況です。それと、あそこの１軒ですか、かかる人が、今、橋が来ております。この日野側の堤防寄りの家の人が移転するには、何か１カ月に25万も家賃がかかってしまうというようなことを実際聞いておるわけです。このあたりを確認をしておるのかどうか、このあたりをちょっと教えてください。

それから２点目は、先ほど沢田議員が質問しておりました市民プールの件でございますが、この市民プールの件は、去年工事が始まったのは私も知っておったわけですが、そして工事を分けてやることも、当然予算の関連もありまして、これも知っておりました。しかしながら、このプールは幼児のプールがなくて、親がたまたま日野市の市民プールに連れてきましたら幼児用のプールがなくて帰ってしまったということを聞いたわけです。そして、私も心配して途中で見に行ったらビニールのプールを用意したようでありますけれども、やはり小中学校の子供が行くということになりますと、幼児が行くことは当然考えられるわけです。その配慮を初めしていただけなかったと思うんですが、やはりそういう部分の配慮は十分にすべきではないかと私は思うんです。

もう１点は、この一番橋の道路の16戸ですか、この調査の依頼の委託料がついておるわけですが、既にあそこを移転している人も東側には何件かおるわけですね。そして移転して、もう工事が始まって家ができている人もいるわけです。そして、どこかへ移転した人もいらっしゃるわけです。そういう中でまだ16戸が残っておるということは、この16戸の人に対しては十分な話し合いができてないから出て行かなかったんだろう、このように思うんです。

そのあたりのこの説明の仕方が、どういう形で進めてきたのか、このあたりをちょっとわかる範囲で教えていただきたい。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　長沼橋の工事の計画に基づいて債務負担を１年延長させていただくお願いをしているわけですけれども、取りつけ道路につきましては、ほぼ11月いっぱいないし12月にかかる段階で日野市側の取りつけ道路が完成する予定になってお

ります。

それで、この平成６年度にまたがるのは、ほぼ取りつけ道路の供用も開始された後、旧橋の撤去であるとか、その他河川内の工事が若干残っておりますので、特に旧橋撤去も左岸・右岸同時に進行するということが、やや湯殿川との合流点との関係で難しい、危険があるということで若干時間をずらす関係もあって、事業全体としては平成６年度にずれ込む。したがって最終的な清算は平成６年度中という、そういう形になるための遅れであります。

移転、その他についても順調に予定どおり進んでいると聞いております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　２点目の御質問の市民プールの幼児用のプールでございますが、確かに御指摘のとおり幼児用プールにつきましては第２期工事の計画でございます。今年度、新しく25メートル、あるいは50メートルプールで出発をしたわけですが、今まで幼児用プールがありましたので、市民の方に不自由をかけてはということで体育課の職員と知恵を絞りまして、５メートル掛ける５メートルぐらいのビニールの簡易幼児用プールを設置して、それで対応したということでございます。十分とは言えないまでも対応ができたんではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　長沼橋の取りつけ関係の建物の補償関係につきましては、区画整理事業の中で対応しているということでございます。そして区画整理事業の場合には、当然そこに移転をする場合には一つの基準がございまして、その基準に基づきまして地主さんとの話し合いの中で協議が成立をして初めて事業化されてくる。したがって、この話は双方話が承認をされておるということで、話し合いはついておるということで、補償のお話は完了しております。

そういうことで御理解していただきたい。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　一番橋の絡みの補償料調査のための委託であります。これにつきましては３・４・１４号、東豊田陸橋も完成して都道までの道路が完了しました。それから一番橋までが区画整理事業の中で土地を生んだ後、その後一番橋の架けかえから京王線までの築造工事が残っております。その部分の都市計画決定がされております

ので、その部分に新たにかかる戸数についての補償料の調査、そういうような内容であります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　そうしますと、長沼橋の件でありますが、確かにこの区画整理をしながら橋も進めてくるということは、この図面を見ても当然わかるわけであります。

しかしがら、この取りつけ道路を少なくとも長沼橋が完成して、平成６年ですか、開通するということになりますと、八王子分の道路はできておる。日野市側の方の道路がまだ取りつけ道路がないという形の中では、当然八王子の方からもお金を出して橋をつくっているわけですから、一日も早くやってほしいというような要請は当然あることだと私は思うんです。

その中で移転してくれという形で、結局農家の方なんでしょうか、農家の方ですから当然荷物がたくさんある。その中で自分の今住んでいる家と同じものを探すには、その家賃が25万ぐらいかかってしまうんだと、その分の補償については大変困っているということを聞いておりますもので、このあたりが本当に真剣に対応しているのかな、特に12月中には話し合いがすべてつくという形なもんだったわけですから、実際この問題が11月までにすべて解決するのかどうか、もう一度このことについてお答え願いたいと思います。

それと一番橋の件につきましては、先ほど、確かに豊田の区画整理が始まっているところの移転というか終わっておるわけですね。しかしながら、先ほどこの部分については七生中学校の東側と私は聞いたんですが、ちょっと私の間違いかどうか、ただ、この七生中学の東側の部分、要するに南平の六丁目ですか、この部分の家も既に転出している人もいるんですね。そして、今、家を取り壊して反対側の土地に移っている人もいるわけです。そういう中で、まだこの部分に16戸残っておるその人と、今実際に移転をしたり建て替えをしておる人と同時に話をしなかったのかどうかということを私は聞いたわけなんですが、そのあたりはいかがですか。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　長沼橋の右岸・左岸ともの取りつけ道路、いずれも11月中、遅くとも12月へずれ込んだ段階で完成するということに工程表ではなっております。そのとおり進んでおります。

それから、この16戸の調査委託の関係ですけれども、おっしゃるとおり七生中学校の東側の新たにかかる道路の計画性の中に入る住宅の補償料の調査という内容であります。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　もう一度しつこいようですけれども、この長沼橋の件については、そうすると平成６年の12月までには両方取りつけ道路ができると、それでよろしいですね。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　供用開始は、遅くとも年明けという形で進んでおります。平成６年の１月までには完成する。ただ、橋の幅員とか取りつけ道路との幅員との絡みで若干いろんな規制の問題がかかりますので、その間の調整が若干時間がかかりますので、ただ工程表では、一応１月には供用開始に持っていこうということで進めております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　そうすると、しつこいようですが、あそこの日野市の側に沿ったところの道路にかかる――今度は当然あの道路は広いですよね、広くてずっと来ますから、そして堤防が大体四、五メーター、高さがあるわけですね。そしてその堤防の延長で来るわけですから、結構あそこへ何軒か、四、五軒移転するんじゃないかなと思うんです。その中で話し合いがついているというのは、どの程度、私は話がついているか知りませんけれども、全然まだ話が具体的に進んでいないんだと、そして移転してくれと言うからその家を探して借りて住もうと思ったら、一人の人は、自分のうちのものを全部倉庫を借りてなんかして保管すると、大体25万ぐらいかかってしまうんだと、このあたりを聞いていらっしゃるでしょうか。いかがですか。

そして、もう１点、要するに七生中学校の東側の調査委託料に関して、既に私が知っているだけで３件か４件、もうあそこに、要するに家を引いたりなんかして移っている人がいるわけですね。そして、そのほかに16戸まだ移転しなければならない人がいると思うんです。この人たちの対応については同時にやっていたのか、やっていないのか、そうなると、ちょっとややこしい問題が出てくるんじゃないかなと思うんです。このあたりは、いかがなんですか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず第１点目の長沼橋の関係でございますけれども、今回、行う取りつけ道路でございます。これはあくまでも仮設の取りつけ道路でございます。したがいまして、全体はあそこに何軒かうちがございますけれども、最小限度の中で取りつける、現在の道へ取りつける、６メーター程度で勾配がちょっときつくなり

ますけれども、そういう形で取りつける、こういうことになっております。

したがって、その方については十分理解をしていただいておるというふうに私どもは理解しております。ただ、今そういう御指摘がございますので、再度、現地の方の調査はさせていただきます。

それから八王子側でございますが、八王子側も同じでございます。取りつけ道路は、先はつながりません。ですから一時、既存の細い道へ一時的につながる。仮設でつながると、こういう形になります。

それから一番橋通り３・４・１４号線の関係でございますけれども、今、この建設部が工事をやる区間は、浅川から京王線までの距離でございます。したがって、京王線から北野街道までの区間、この区間は南平の区画整理事業の中で行っております。区画整理事業の中で、今うちの移転は行っております。これは南平の区画整理事業の中の補償金の中で対応をしておる。当然区画整理区域の中に入りますので皆さん理解をしていただいておると、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　長沼道路は長沼橋に関することですけれども、八王子は確かにまだあそこに家がないから、すぐ八王子のはできると思うんですけれどもね、ただ日野市の場合には、とりあえず区画整理の事業が入っておる。そういう中で、とりあえず６メーターの取りつけ道路にするという形ですけれども、今の実際橋がかかっているところの堤防に接続してつけるということは、当然私は不可能であると思うんです。高さが違うし、取りつけるということは大変難しいことだと思うんです。

そして、特に仮設でつくるという形になりますと、今、橋がかかっている高さを見ましても相当落差ができると思うんですね。そういう中で、その仮設のところにまた信号機を要求したって、信号機はまず私はできないと思う。そして交通量の安全を確保するということになりますと、それなりのやっぱり仮設であっても、それなりの取りつけ道路をつけなければ、この危険防止ができないと私は思うんです。そういう面で私は確かにこの区画整理の事業内であるとしても、やはり、こういう道路は橋が来るということも目に見えているわけです。この部分の道路については、やはりしっかりとしたこの区画整理以外、また始まる間際のそういう事業であったとしても計画的にもっと責任を持って進めていただきたい、このように思います。

そうして、先ほど一番橋のところですが、確かにこの南平の区画整理に始まっているところは北野街道、確かに京王線の線路までは移転をして道路が広くなるところは見え

るわけです。この京王線から浅川橋に至るところの家ですよね、ここのところで既に家を移転している人、また建て替えている人、転出して移った人がいるわけです。そしていない人が先ほどの説明だと、この16戸に対しては――この部分の多分委託料だと私は思っておりますもので、この人のためには、どうして早くもっと話を同じように、移転している人もあるし、家を建て替えている人もあるし、そういう中でまだ済んでいない人が16戸あるということになると、どうして同時に話を進めて、もっと具体的にしなかったのかと、こういう質問をしているわけです。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　この都市計画道路３・４・１４号線、道路事業として対応する一番橋から京王線までの距離の事業については、まだ着手をしたばかりであります。そして事業計画の説明等を行って、昨年のたしか12月に事業認可は下りた段階で、これからいろいろ交渉に移っていくという段階であります。その具体的な移転の事例がどんな形であるのか、ちょっと調査させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　私が見ただけでわかるわけですから、こういう面で、やはり私は一つの仕事をやるという目安は、やはり同時進行しなければ必ずいろんな注文が出てくると思うんです。だから、やりやすいところから先にやっていって成功するものはあるでしょう。しかしながら、そんな形では事業というものは私は解決できない部分があるんじゃないかなということを感じておりますもので、あえてこのような質問をしているわけです。

そういう面で、ぜひ、先に移った人、また不安に思って、そして代替地を出す、いやそれじゃ気に入らないという人が当然これは出てくるわけです。そのあたりのことをやはりもう少し――職員が足りないか足りているのか知らないけれども、足りないんだったら少し回してもらって、それで十分このような問題は、どなたも公平に対応していただきたい、このように要望しておきます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第71号、平成５年度日野市一般会計補正予算

（第２号）の件は、歳入全般及び歳出のうち総務費、消防費、第二表債務負担行為補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、歳出のうち商工費、土木費を建設委員会へ、歳出のうち教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。

これより議案第72号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第73号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第72号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の土地区画整理事業特別会計の補正予算第２号であります。

補正額は歳入歳出それぞれ10万円を追加し歳入歳出予算の総額を44億3,168万2,000円とするものであります。

議案第73号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市の下水道事業特別会計の補正予算第１号であります。

補正額は、歳入歳出それぞれ２億6,572万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1,507万3,000円とするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは議案第72号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算第２号につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ10万円を追加するものでございます。

事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。６ページ、７ページをお開き願い

たいと思います。

まず歳入でございます。歳入につきましては前年度の繰越金でございます。

次に８ページ、９ページ、歳出でございます。一般管理費の19節の負担金、補助及び交付金でございます。立体換地手法促進協議会がことしの５月16日に設立されております。この協議会でございますけれども、地方公共団体が中心となりまして、情報交換、それから研究会等を行い、整備促進のための関係官庁への提言等を行っていく、こういうことで設立されたものでございます。これに対する負担金でございます。

続きまして議案第73号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ２億6,572万4,000円を追加するものでございます。

事項別明細書に基づきして御説明申し上げます。16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。歳入、繰越金、これは前年度の繰越金でございます。雑入でございますが、これは消費税の還付金でございます。

続きまして、18、19ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。公共下水道費の13節の委託料でございます。管きょ埋設委託料、これは東京都新都市建設公社に委託をするものでございます。主に公社が事業をしている箇所は、平山地域と、それから高幡地域でございます。この中でこの補正の箇所は、高幡の踏切から南側、川崎街道までの区間でございます。この路線はモノレール路線ということで、その先行でこの都道に入れさせていただくという内容のものでございます。

続きまして、公共汚水升の設置委託料でございます。これは当初計画いたしました以上に水洗化の普及の状況が順調に進んでおります。そういう関係で公共汚水升の設置の不足を来しておりますので、ここで補正をお願いすることと、それから特に丘陵地域の今工事が主に多くなっております。この丘陵地域の箇所は特殊工法、擁壁等がございますので特殊工法ということで、こういう面から費用が一部かさんできておるということで補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第72号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第73号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）について提案理由を申し上げます。

本議案は、平成５年度日野市立総合病院事業会計の補正予算第１号であります。

補正予定額は、収益的収入及び支出に25万円、19万円を追加し、資本的収入及び支出に1,000万円、500万円を追加するものであります。

詳細につきましては病院事務長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　それでは議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算第１号につきまして御説明申し上げます。

まず21ページでございますけれども、１条、２条は省略させていただきまして、第３条の資本的収入及び支出でございますが、収入におきまして、国からの補助金が1,000万円つきましたので、それを補正するわけでございます。これに伴いましての関連した予算は既に当初予算において予算化しておりますので、ここではのせませんけれども、その対象物件は第４条に書いてございますように重要な資産の取得ということで、これは地方公営企業法、また日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づきまして、このような計数措置を講ずるための補助金対象になったわけでございます。

一方、支出の方の500万につきましては、このたびの医療法改正に基づきまして、やはり患者さんに知らせる義務の一環といたしまして、院内に案内版、医師の責任ある肩書きとフルネームをわかりやすいところに掲げなければならないという医療法がござい

ます。その他随所に知らせる看板を掲げて義務化に伴いましての予算と、若干医療器械の購入等も含めた補正となっております。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

これより議案第75号、市道路線の廃止、議案第76号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第75号、市道路線の廃止について

本議案は、Ｎ５－５号線ほか１路線について、東京都立七生養護学校の増築工事に伴う財産処理のため、道路法第10条第３項の規定に基づき市道路線を廃止するものであります。

議案第76号、市道路線の認定について

本議案は、Ｐ５８－１号線ほか１路線の新設道路について、道路法第８条第２項の規定に基づき市道路線の認定をするものであります。

以上２議案の詳細につきましては、担当部長に説明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　議案第75号、市道路線の廃止について説明いたします。

廃止路線は２路線であります。路線名はＮ５－５号線、起点は程久保838番１地先、終点は程久保888番１地先、延長は90メートルであります。もう一つがＮ５－６号線、

起点が程久保835番地先、終点が程久保834番地先、延長が26.95メートルであります。いずれも都立七生養護学校の増築工事に伴って学校敷地として使用するための財産処理を目的として廃止するものであります。

詳細な略図は、２ページを参照していただきたいと思います。

続いて議案第76号、市道路線の認定についてであります。

認定路線は２路線であります。路線名はＰ５８－１号線、起点、高幡864番10地先、終点が高幡864番６地先、延長が147.88メートル、もう一つがＰ５９－８号線、大字新井の924番１地先、終点が高幡864番４地先で、延長が172.87メートルであります。これも市立特別養護老人ホーム「浅川苑」周辺の道路整備のために認定するものであります。

略図は、次の２ページ、３ページを御参照いただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければ、これをもって意見を終結いたします。

お諮りいたします。これをもって議案第75号、市道路線の廃止、議案第76号、市道路線の認定の件は、建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め建設委員会に付託いたします。

これより報告第５号、平成４年度日野市土地開発公社決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第５号、平成４年度日野市土地開発公社決算の報告について。本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成４年度日野市土地開発公社決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは報告第５号、平成４年度日野市土地開発公社決算書の内容について御説明いたします。

お手元にございます平成４年度日野市土地開発公社決算書をごらんいただきたいと思います。

初めに１ページでございます。４年度の事業概要でございます。この年度に取得しました用地が、面積で３万370.74平方メートルとなっています。その内訳としまして、土地区画整理事業用地１万9,175.85平方メートル、地域シルバー用地としまして1,385.09平方メートル、その他の用地としまして9,809.80平方メートルでございます。一方、市への用地処分につきましては、面積で851.52平方メートルでございます。内訳としましては、土地区画整理事業用地としまして241平方メートル、道路用地としまして241.45平方メートル、その他の用地として396.07平方メートルでございます。

これらに要しました事業資金の年度末現在における市中銀行等からの借入額は、219億4,735万1,000円となっております。

次に４ページ、５ページをお開き願いたいと思います。

今申し上げました平成４年度の取得用地の明細書が記載されております。件数にしまして27件、取得金額は71億8,227万9,611円でございます。

次に８ページ、９ページをお願いいたします。平成４年度の処分用地の明細書が記載されております。件数にしまして４件、処分額は３億7,657万2,760円でございます。

これらの事業にかかります決算でございますけれども、11ページ、12ページをお願いいたします。収益的収入及び支出として、平成４年度で公社の事業活動により発生しました収益と、それに対応するすべての費用が発生期日に基づいて計上されてございます。この収入ですが、事業収入として、用地の処分代金３億7,657万2,760円、事業外収益の受取価格が80万109円で、この合計は３億7,737万2,669円でございます。

支出につきましては、12、13ページでございます。事業経過として４億282万2,624円、これに要しました販売費及び一般管理費が960万3,795円、そして事業外費用として支払利息が65万円で、この合計額が４億1,307万6,419円でございます。

次に14ページ、15ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、これは用地取得にかかる収入及び支出が計上されているわけでございます。この収入でございますが、資本的収入として市からの運営補助金、市中銀行等からの長期借入金で総額が82億8,711万8,643円となっています。支出につきましては、資本的支出として用地取得事業費及び借入金の償還金の総額で、103億1,074万8,254円でございます。これらの収入・支出については、資本的収入額が資本的支出額に対して不足しておりますが、この差額、20億2,362万9,611円は、この年度

及び過年度分の損益勘定留保資金で補てんしてございます。

続きまして16ページでございます。このページには平成４年４月１日から平成５年３月31日までの公社事業買益損益計算書でございます。ここでは平成４年度における公社の営業成績を示しております。結論的には、この表の一番下に当期純損失として3,570万3,550円となってございます。

次に22ページ、23ページをお開き願いたいと思います。

ここには、公社の財政状況を明らかにするため平成５年３月31日現在の資産と負債及び資本の現在高が貸借対照表で示されておるわけです。表の左側が資産の部でございます。右側が負債及び資本の部で、資産合計と負債・資本合計は、それぞれ259億5,802万2,955円となって貸借は一致しているわけでございます。

24ページ以降は公共用地の取得用地の明細書、短期及び長期借入金明細書となっておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

以上をもちまして決算の報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　何点か質問させていただきます。

この事業概要に書いてありますように、この日野市土地開発公社の決算の目的というものは、この事業内容にありますように日野市の公共施設事業の進捗を図るために努力するというところのものであります。そういう面では大変評価するところでありますが、実際これらの事業の用地取得は、区画整理事業が主であります。そして区画整理事業の中の、少なくともこの公共用地の公共施設整備事業というものをうたっている限り、やはり私は、これらのものを念頭に入れながら、やはりこの区画整理事業の公共施設というものを考えていただきたいということを強く感じておるわけです。

そういう目的があって、これらの用地を取得しておるのかどうか知りませんけれども、このあたりで見ておりまして、この11番目の程久保の、これは多摩動物園の横の公共施設用地とこう書いてありますけれども、第３次基本計画の中を見ましたときにこれらはたしか入っていなかったように私は思うんです。そういう面で、こういう第３次基本計画が実際出てきておるわけですから、ここにもし公共施設をつくるということであるならば、これは明記すべきではないかということを強く感じております。

そういう面で、こうして６カ所か７カ所ぐらいの区画整理事業の中の先行取得で買っておくわけですから、当然この遺産相続とか、そういう問題の中からこの用地を手放す人が、地主の人が当然いるわけです。そういう人の土地ですから、やはり地域に貢献で

きるものをつくるということが一番大切なことじゃないかなということを私は感じております。このあたりをどうお考えになっているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、先ほど説明の中で当期純損益が3,570万3,550円、こうあります。これはどうしてこの当期の純損益の分が出たのか、このあたりをちょっと教えていただきたい。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

１点目の、この27件の用地取得の中で11番目の公共施設用地の関係でございますけれども、これにつきましては、とりあえず開発公社が取得しまして、これを東京都があそこに福祉施設を計画してございます。それの用地として先行取得したのが現状でございます。

本年度、東京都の方へこの用地は売り渡す予定になっております。その他、やっぱり開発公社は、土地区画整理事業の先行取得の用地を最優先するのはそのとおりでございます。

それから、この純損益の件でございますけれども、この件については、ちょっと調べさせていただきたいので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　平成４年度取得用地の一覧表があるわけで、そしてこれを見ると大体納得できる部分があります。そして特に今、東京都の方に売ってと、こういう説明の土地は、これは大体9,310.8平米ある土地です。これだけの土地は日野市の中を見てもないんですね。これだけの用地を何で東京都に売らなきゃしようがないのか、私はむしろ、こういう土地は確保しながら――日野市の市民のための用地です。当然この単価から見たら、これは調整区域ですからとても安い金額ですよね、こういうものを残すことができないのか、このあたりを大変残念に思うところであります。

そして、今東京都でつくろうとしているのは、これは都立の美術館という形になるのかもわかりませんけれども、やはり私は、これだけの土地は日野市民の財産として残しておくということが必要でなかったかということを強く感じておるわけであります。

そういう面で、こういう先行取得して土地を買っているその土地に対しては、やはり地主または地権者、そしてまた地域住民の意見が十分反映できるような形の中で、しっかりとした公共事業というものは、これは公園や道路だけではないわけです。市民が必要としているところの施設も当然考えて、そこに位置づけしなければならないと、私は

このように思うわけであります。

そういう面で、ぜひ、こういう部分のことを考慮に入れながら、今後さらに進めていただきたい。このように要望しておきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって報告第５号、平成４年度日野市土地開発公社決算の報告の件を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時40分　休憩

午後４時54分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

これより報告第６号、平成４年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第６号、平成４年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について。

本報告は、地方自治法第243条の３第２項の規定に基づき、平成４年度財団法人日野市環境緑化協会決算を報告するものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　報告第６号、平成４年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告について御説明申し上げます。

平成４年度の同協会の事業報告及び決算書をお開きいただきたいと思います。

３ページになります。まず事業報告ですけれども、事業概要であります。昭和64年１

月６日に財団法人日野市環境緑化協会設立以来、市との連携を深め、設立目的達成のための諸事業の充実を図ってまいりました。事業は緑化推進の啓発事業、事業活動、それから調査研究、受託事業、これらを柱として例年の事業にあわせコミュニティ花壇の植付け事業、あるいは緑の意識調査等の事業を実施いたしました。

事業実績は、６ページから11ページに記載のとおりであります。理事会及び評議委員会の開催状況は、12ページ以降に記載されております。

次に決算書についてであります。18ページ、19ページをお開きいただきたいと思います。

まず収支計算書であります。収入の部について、当期収入合計は7,971万3,527円で、前期繰越収支差額は1,297万3,556円、これらとあわせて収入合計は、9,268万7,083円であります。前年対比で14.5％の増であります。当期の執行率は101.3％となっております。

次に支出の部であります。当期支出合計は7,662万7,242円、当期収支差額、308万6,285円、前期繰越差額を加え次期繰越収支は、1,605万9,841円となります。対前年比で23.8％の増となります。当期執行率は87.8％であります。補助金収入は当初4,000万円を計上しておりまして、対前年度比で3,050万の増加であります。決算額は3,700万で、平成５年２月の理事会におきまして300万の減額補正を行っております。

正味財産増減計算書、その他関係諸票は26ページ以下記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○16番（小川友一君）　市長に１点だけお伺いをしたいと思います。

平成５年の３月31日現在の緑化協会の役員名簿を見させていただいたわけでありますが、依然として建設部長が常務理事を兼務をしているわけであります。平成３年の緑化協会の決算の際にも都の通達によりまして、兼務はしてはならない、是正を図れという通達が東京都の方からなされているにもかかわらず、なぜこの人事をしているのか、そしてまた、今後、これをどのように対応するのか、市長の方から答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　お答えいたします。

今御指摘の、つまり常務理事に市の職員が当たっていることの適当か不適当かと、こういうことだと思います。その東京都の勧告当局から御指摘をいただいたということは、

私はそのようなふうには受けとめておりませんでした。したがいまして、行政と最も連携を保つという意味で適当な役割だというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　優秀な職員の方々ばかりですから、このくらいの兼務は支障はないという判断をなされているというふうに今理解をしたいと思いますけれども、補助金等、緑化協会に対する東京都の通達はなされているというふうに私は理解しております。もし、市長がその通達勧告はないというふうなことで、今ここで答弁なされるのであれば調べていただきたい。後日、私の方へその結果を知らせていただきたいと思います。

決算内容については多々あるわけですけれども、今回はこの兼務に関して、あくまでも通達といいますと法の一部、法解釈からいけば法律という判断を私はしておりますので、地方自治体の長が法律を守らないということは非常に遺憾だと思います。

指摘をして、質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって報告第６号、平成４年度財団法人日野市環境緑化協会決算の報告の件を終わります。

これより報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告について。

本報告は、市の義務に属する交通事故に係る相手方との和解の締結及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第１項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細につきましては担当部長に説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　関係部長から詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　それでは報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告についてでございます。３件ございます。総務部長の方から報告させていただきたいと思います。

初めに２ページ、３ページをお願いいたします。

１件目は、日野市多摩平一丁目11番11地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定についてでございます。事故名は、日野市多摩平一丁目11

番11地先路上の事故でございます。和解の相手方は、立川市栄町六丁目25番地の５、藤中正智様でございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成５年４月28日午後２時30分ごろ、学校教育部庶務課職員が施設調査のため庁用車を運転し、日野市多摩平一丁目11番11地先の交差点を右折する際に、対向車線の渋滞している車の列の後方を通り抜けようとしましたが、側方不確認によりまして相手車両の後部バンパーに庁用車の右側を接触させ、両方の車両に損害を与えたものでございます。

損害賠償額は６万6,332円で和解が成立いたしましたので、平成５年６月３日に専決処分させていただいたものでございます。

次に４ページ、５ページでございます。日野市高幡341番１地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。事故名は、日野市高幡341番１地先路上の事故でございます。和解の相手方は、昭島市上川原町一丁目24番２号、白田みずえ様でございます。

事故の発生状況でございますけれども、平成５年７月13日午後５時20分ごろ、図書館職員が貸出しテープを回収するため庁用車を運転し、日野市高幡341番１地先に差しかかりました。その際、前方の京王線の踏切遮断機が下りたため車両が停車しましたので、踏切手前の交差点を右折しようとして対向車線上に出て停車中の３台を追い越そうとしましたとき、直前の車両も同じく右折しようと急に対向車線に出てきたため、この車両と接触し損害を与えたものでございます。

損害賠償額は８万1,130円で和解が成立しましたので、平成５年８月11日、専決処分したものでございます。

次に６ページをお願いいたします。日野市大字新井250番６地先路上の市の義務に属する事故に係る和解の締結及び損害賠償の額の決定でございます。事故名は、日野市大字新井250番６地先路上の事故でございます。和解の相手方は、日野市日野本町一丁目５番地の６、佐野麻衣子様でございます。

事故発生状況でございますが、平成５年５月９日午後２時30分ごろ、原動機付自転車が堤防沿いの市道Ｐ37号線を落川方面に走行し日野市大字新井250番の６地先の事故現場に差しかかった際、路上の破損した箇所に車輪を落としリヤホイール及びバルブを破損したものでございます。

損害賠償額は8,479円で和解が成立しましたので、平成５年６月30日、専決処分したものでございます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければ、これをもって報告第７号、議会の指定議決に基づき専決処分した事項の報告の件を終わります。

これより請願第５－15号、日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－15号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第５－16号、日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センター及びその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき、市広報誌に発表し、市民に知らせてほしいことを要望する陳情、請願第５－17号、日野駅改良の促進に関する請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－16号、請願第５－17号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第５－18号、宮公園設置を要望する陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－18号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第５－19号、セクハラ土方議員辞職を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５－19号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

本日の日程は、すべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時10分　散会

9月8日　水曜日　（第2日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第17号）

9月8日　水曜日　（第2日）

出席議員　（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山下芳子君

議事日程

平成5年9月8日（水）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時11分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問１の１、解決すべき明星住宅地区の諸問題についての通告質問者、小山良悟君の質問を許します。

〔26番議員　登壇〕

○26番（小山良悟君）　おはようございます。本定例会のトップを切って質問をさせていただきます。

冒頭から余談になって恐縮でありますけれども、一昨日ですか、テレビで人気キャスターの逸見さんが、がんになったということをマスコミを通じて公開しておりましたけれども、本人も自分がそういう身になるとは思いも寄らなかったというふうに、非常に無念がっておりましたけれども、私も実は、個人的な話で恐縮ですが、一級障害者の身となりました。だれしも交通事故とかあるいは自分が障害者になるとかということを話としては、皆さんよく聞き頭に入っているんですけども、自分には何となく関係ないだろうみたいな気持ちがどっかにあるわけであります。しかし、いつだれがどんなことになるかわかり得ないわけでありまして、健康問題、ひとつ皆さん方も十分に御留意されて、また事故のないように元気で市民の負託にこたえていただければと思います。

私も障害者でも立派に役に立つんだ、十分に役割ができるんだということを何としても証明したい、そういう気持ちでいっぱいでありまして、（「頑張れ」と呼ぶ者あり）障害者の皆さんのためにも励みになるような、そんな役割ができれば、それなりの自分としての不幸というものを逆にプラスに転ずることができる、そういう信念を持って取り組んでまいりたいというふうに思っております。

さて、本題の質問に入ります。このテーマに「解決すべき明星住宅地区の諸問題について」ということで、解決すべきということをあえて書いております。と申しますのは、明星地区にはいろんな課題がございまして、一つには、災害時の避難通路の確保の問題、もう一つは、雪が降ったときですね、冬期の坂道における除雪・凍結防止の問題、あるいは日曜、祭日の動物園通りの交通渋滞の緩和の問題、こういったものは、もう何年も前から明星地区の問題として指摘をされてきておったわけであります。私自身も七、八年前に、この問題をこの一般質問でも取り上げた経緯がございます。それが、今日まで何ら改善されていない、解決されていないということで、本来もう解決しておくべき事

柄であるというふうに思うわけであります。

いずれにしましても、ことしは台風や地震が数多くありまして、自然の災害、そういったものに対する市民の不安というのは募る一方であります。明星地区の皆さんもその点の心配が尽きないわけでありまして、人命と市民の財産を守るという立場から、この防災上の立場からも、いち早く万難を排してこの問題の解決に取り組むべきではないかというふうに思うわけであります。そういう観点から、質問をさせていただきたいというふうに思います。

質問の第１点でありますが、災害時の避難通路の確保の問題であります。もうこれは、問題、既に七、八年前に、これはＡ階段――現地ではＡ階段と称しているんですが、Ａ階段の方から三中と公団のグラウンドのところへ抜ける、ここに通路を何とかつくろうじゃないか、避難道路をつくろうではないか、しかし緊急時には緊急車両が通れる、通常も車が通れる形になりますと、多摩動物園通りが非常に込むわけでありますから、あそこが通過道路になってもぐあいが悪い。いざというときの緊急車両が入れる、そういう道がほしいという要望であります。例えば、日曜、祭日に明星地区で火事が発生した。たまたまフェーン現象で大火になったなどという場合に、動物園の通りは、もう車で渋滞して動きがとれない。消防車はどっから入ったらいいのか、救急車はどうしたらいいんだろう、そういう現実の心配があるわけであります。

あるいは大地震が来た場合には、京王線のガードが崩れた、もう袋のネズミであります。消防車も救急車も入れない。そういう危険な状態の中で生活をしているわけでありますから、どうしても避難通路がほしいということで、七、八年前に、その問題解決に向けて取り組んでいただいたんですけども、今日まで実現していない。なぜ今日まで実現できなかったのか、何がネックだったか、この辺について御回答をいただきたいというふうに思います。

それから、２点目であります。２点目は、冬期――冬の時期に坂道における除雪・凍結防止の問題でありますけども、日野市の、特に浅川以南の住宅地は丘陵地が多いわけであります。坂道の多いところに住居を構えている。都会は、雪に対しての対応ができておりませんで、車もスパイクタイヤというのは禁止されましたけれども、そういう対応もしておりませんから、わずかの雪、数センチの雪でも、もう滑って自分の家に帰れない、車を放置しなきゃならんということが、冬にはよく見受けられる光景であります。目の前に自分のうちがあって、車を放置をしなきゃならんという無念さも、これもよく理解できます。また、事故のもとにもなりますから、この問題も、これは日野市は宿命

的な問題を抱えているというふうに思って、早くこういうふうなことについても抜本的な対策を立てるべきであると思うんですが、現在とりあえずの対応は何かされているんでしょうけれども、抜本的な取り組みというものについて、問題点をとらえて何とかしようという気持ちがあるのか、考えているのか、その辺のところの御答弁をいただきたいというふうに思います。

それからもう一つは、雪国なんかではどうそういうふうな点について対応しているのか、市当局としてそれを把握しているなら、わかっているなら、どんなふうに雪国ではやっているんだということを教えていただきたいというふうに思います。

それから、3点目であります。3点目は、日曜、祭日の動物園通りの交通渋滞の緩和でありますけれども、かつてこのことを強く要望した経緯がございます。一度実施されたこともあります。それが継続しないで今日まで来ているわけであります。強く要望したときには、東京都のこれは所管でありますけども、とにかくやってくれた。また、私の方も議会というか、の立場でもっと常に強く要望しなきゃならないのかもしれませんけども、1回道をつけたら、あとは行政の方で、またそれなりに対応を続けていただきたいというふうに思うわけでありますけども、それが中断されたということについて、どうしてせっかく実施に踏み切って、それが長続きしなかったのか、その辺のところの回答をお願いしたいというふうに思います。

それから、4点目。これは解決すべき問題というテーマではなくて、これから起きてくる問題で解決してほしいテーマでありまして、モノレール工事に伴う桜並木の保護であります。この件については、都議会の方でもそういうやりとりがあって、一応、桜並木を保護するという所存だということを漏れ伝え聞いているわけでありますけども、この場で、その辺のところの信憑性といいますか、確かな御回答を私自身もちょうだいしておきたいというふうに思うわけであります。

便利なモノレールが開通されるということは、まことに結構なことでありますけれども、一方で、もう日野市の桜の名所となって市民の皆さんに親しまれているあの動物園通りの桜並木がなくなるというんでは、これはまことに残念なことでありまして、何としてもあの姿で保存していただきたい、保護していただきたいと思うわけであります。移植をして残したいというふうな考えのようでありますけども、できるならそうしたいとか、それにもいろんなレベルがありまして、単純に残したいという形の中で、数本残して、あとは技術上できないということがあるのかないのか、全部大丈夫なのかどうか、その辺のところが現実の問題として心配な点もあるわけでありますから、ここで確認を

させていただきたいというふうに思うわけであります。

以上、明星住宅地区の地域の課題、その他にもたくさんあるわけでありますけども、本日は、この４点について質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

１点目の災害時の避難通路の確保についてでございます。当地は、避難場所としては、御存じのように明星大学及び第三中学を指定しているわけでございます。御指摘の避難通路は、通称Ａ階段と呼ばれている道路でございます。これは御存じのように三中と第二武蔵野台住宅を結ぶ道路でございます。議員さんの御指摘が七、八年前にございました。昭和59年だと思います。その時点で、市としてはこのＡ階段について調査したところでございますが、階段以外の敷地は住宅都市整備公団と、それから、日本電建の所有地になっているところでございます。特に日本電建については、用地の無償使用、または寄附をしてもらえないかという交渉をしたところ、どうしても同意が得られてございません。また、一方、ここを改修するには大規模な造成が必要となるわけです。また、自然林も形態として残っておりますし、この変更についても難しい点がある。また，財政的にも予算が大分かかるというようなネックもあるわけでございます。そこで、市としては、これにかわるべき避難路として通称Ｂ道路、ちょっとＡ階段から下がった場所でございますが、三中グラウンドと高幡ゴルフ練習場の間に道路新設をするように、ただいま関係部局に検討をお願いしているのが現状でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　冬期坂道における除雪・凍結防止の件であります。

この対策については、明星団地も含めて、市内の特に北傾斜地や凍結しやすい箇所の幹線道路を中心に、その対策に当たっております。まず、事前対策としては、凍結の恐れがある前日に凍結防止剤を散布して、その対応に当たっているわけです。しかし、その効果がなく、降雪や凍結によって交通に支障が生じた場合には、市内の業者を約８地区に分担をしていただいて、幹線道路の除雪等に当たっているところです。

後段の凍結防止施設についてですけれども、豪雪地と呼ばれている富山県砺波市の例では、一般に機械や人力による除雪のほかに、道路に凍結防止施設として散水消雪施設あるいは無水消雪施設、この二つの方法がありますが、主に散水消雪施設と呼ばれている形で対応しております。これは、路線ごとに深さ約100メートル――100メートルぐらい掘ると、豪雪地でも水温が13度ぐらいになるそうです。この井戸を掘ってスノーセン

サーと呼ばれている、これは温度とか湿度とかあるいは雪の量を感知した形で、自動的に道路内に配管された散水栓によって路面全体に散布する方法をとっております。そのような形で、雪国としても大変な投資を行った中での対応をしているわけです。

しかし、これをもし明星団地の中央通りと呼ばれている通りに適用したとしても、まず構造的に急斜面では、なかなか路面全体に地下水が行き渡らない。それから、東京都の場合は、深井戸等の制限も一方であるために、なかなかそのまま本市に当てはめるのは、非常に困難なのが実態であります。現実の問題としては、この除雪対策というものを、事前により徹底させるという形に頼らざるを得ないのが現状であります。

3番目の交通渋滞の件であります。以前、一部交通規制、専用レーンを設ける形で動物園の駐車場に入るレーンを設けたという例もあるかと聞いております。しかし、その後、そのことがなくなったということは、やはり実際の効果が余りなかったということ、それから、その後の交通事情対策ということで、交通管理者の方の判断でその規制が外されたということではないかと想像するわけです。現在は、動物園の通り、いずれも都道ですけれども、高幡の交差点から高幡台団地へ上る幹線Ⅰ－3号線までの区間については専用レーンを設けて、これに八、九名から10名ぐらいの警察官がつくようですけれども、この日曜、祭日対策としては、この高幡台団地への通路の確保はしているわけですけれども、それをさらに明星のこの団地まで伸ばすということは、現状ではまだ困難である、そういうような状況であります。なお、この問題については、関係機関と協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、第4点目の桜並木の保護についてお答え申し上げます。

この動物園通りでございますけれども、現在の道路幅員が約15メーター程度でございます。これがモノレール路線ということで、22メートルに拡幅することになっております。この拡幅に対しての説明会でございますけど、これは東京都が行っておるわけでございますけれども、7月26日に用地の買収の説明会が行われて、現在、買収につきましては、個々の買収交渉という状況となっております。そこで、この道路の構造でございますけれども、22メーターの幅員構成が歩道が3.5でございます。それから、車道が5.5、ちょうど中央に4メートルのモノレールの敷地が確保される、こういうふうなことでございます。

したがって、この桜並木の保存の関係でございますが、ただいま議員さんからもお話

ございましたとおり、地元に長く親しまれております桜並木でございますので、東京都の方といたしましても、できるだけ移植等を含めた形で保護をしていきたいというふうな意向を持っておるようでございます。今後、この設計並びに工事に当たりましては、市の方からも強くその保護についての要請をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　再質問をさせていただきますけれども、４点目の桜並木の保護については、今、都道に現実にモノレールのコンクリートの橋というかインフラというか、どんどん建ち始めておりますけども、あの姿を見ると、どうも情緒に欠けるというか殺伐としたような、ちょっと雰囲気が、町の中に交通アクセスとして、とにかく市民にとっても願う手段でありますけども、現実のインフラが、町の中にいっぱいコンクリートの色気のないのがどんどんどんどん建っていくという中で、町の景観を損ねるという危惧も感じておるわけであります。そういう中ですから、それを補う意味でも、せっかくの桜並木でありますから、全力でこの素敵な桜を保護していただきたい、これは強く要望しておきます。

それから、１点目の災害時の避難通路の確保でありますけども、Ａ階段の方については、所有者の点と財政の問題で計画がとんざしたということで、今、Ｂ階段の方で計画を立てるということでありますけども、現実に避難場所として明星大学とか、あるいは三中のグラウンドとか指定しているのは結構なんですけども、実際に災害が起きたとき、階段を上って皆さんが避難するというのは、いろいろ若い人もお年寄りの人も子供さんもいるわけですから、形だけ避難場所を指定してありますよというだけで、現実の災害が起きたときの困難さというものまでは、行政側は想定していないと言っては、それは「そんなことありません」と言うかもしれませんが、結果としてそういうことになる。ですから、これは一刻も早く階段の状態を解消しなければならないということは、もう焦眉の急であります。思うだけで、本当に気持ちが焦るぐらい心配でありますので、それでは、検討しているというのはどんな形で具体的に検討をされているのか、そのＢ階段の計画について再答弁をお願いしたいと思います。

それから、２点目の冬期の除雪、消雪の施設の問題でありますが、砺波市の例を部長に出していただきました。たまたま私も富山県の砺波市に行政視察へ行った折、違う目的で行ったんですが、道路の真ん中に一定の間隔を置いてノズルのついたものがあるんで、「これはなんですか」と聞いたら、いわゆる消雪の対策だということであります。

厳密に言いますと、除雪というのは、もう本当に積もった雪、ですから、そういうものは除雪車とかそういうもので取り除くという形ですよね。消雪というのは、まさにちょっと積もった程度、雪をとにかく解かして消しちゃうというレベルのものであります。

そういう意味でいうと、日野市の場合には、除雪なんていうのは余り考えなくてもいいけども、消雪、雪を消すという消雪は、これは考えなければならないテーマだろうと思うんですね。それで、いろいろ坂道の条件の難しさ、それから、井戸を掘る制約とか、その困難さを述べておりますけども、砺波市の場合には、たまたま100メートルほどの井戸を掘って地下水をポンプで揚げて、それで消雪をしているということでありますけども、大体１メートル80センチ間隔で取りつけているらしいですが、22キロワットのポンプで大体６メートル幅で600メートルぐらいの範囲ということでありますけど、日野の場合には水道水の利用ということを考えてみればいいんじゃないかと思うんですね。水道水のタンクというかますとかいうものを地下の方へ一定量になるような仕組みにして、何も井戸を掘るわけじゃありませんから、100メーターなんて深く掘る必要はないわけですから、そういうふうなものをつくって、水道水から、そしてそれをためておいて水温とか気温とか湿度とか、そういったものをスノーセンサーを設置して、自動的に散水するというふうなことの可能性というものを追求してみてもいいんじゃないかというふうに思うんですね。

雪国は雪国の条件、気象条件、あるいはいろんな地理的な条件で工夫してそういう対応をしていると思います。要は、日野市は日野市なりの地理的な条件、いろんな条件を踏まえて日野市なりの抜本的な対策を考えていこう。とにかく坂道が多い日野市の町でありますから、いつ雪が降っても自分の家に帰れない、市内のあちこちで車を放置するというような事態をなくそうというぐらいのことは考えてもいいと思うんですね。これは要望も兼ねての話になりますけれども、私が今、申し上げたような取り組みについて、不可能な話なのか、全然もう不可能な話だということなのか検討に値する話なのか、この御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、３点目の日祭日の動物園通りであります。規制はしてみたけれども、効果が上がらなかったんではないかということであります。しかし、それは効果というものはどこに起点を置いて考えた場合に、その効果というものを判断するのかということも言えるわけでありまして、少なくとも明星地区の住民の皆さんの立場に立っての効果ということを考えれば、何を言ってんだということにもなってくるわけであります。動物園に来るお客様の便利、都合ということも考えなきゃならない、そういうふうな範囲の

広い観点からの効果ということで考えると、効果は余り出ないというふうなことの判断かもしれませんが、明星地区の皆さんにとっては切実な問題ですから、この交通渋滞の問題については、何年か前に一度やってそれっきりという形で、道路が拡幅されない限りは、もうしようがないんですというあきらめの気持ちでいっぱいでありますけども、いろんな角度からやっぱり取り組んでいただきたいということを思います。

この問題については、私も以前の一般質問で、例えば動物園の駐車場あるいは多摩テックの駐車場ですね、特に動物園通りの駐車場の駐車待ちする車が車線をふさいで、余計交通渋滞に輪をかけているということで、その動物園の通りの駐車場の経営者に御協力をお願いして、１メートルなり何なりの幅をもらって駐車場の一部をそういう形に協力していただいて、駐車場待ちの車線を確保していただく、そういうことであの通りは、そこの車線は確保することによって、もう少し車がスムーズに流れるだろう、そういう努力もやってもらいたいわけですね。考えられることは、とにかく取り組んでいただきたい、こう思うわけであります。

それから、あともう一つは、その先の多摩テックから堀之内へ抜ける都道があります、狭い都道であります。平山からの都市計画道路の工事も進んではおりますけれども、多摩テックからの堀之内へ行く都道も日野市とあの南大沢、由木、堀之内、ああいう今まさに発展地域にありますところとの交流といいますかね、の場所としての大事な交通要所になっているわけであります。あそこは相互通行ができないところでありまして、今現在、そう住宅が建て込んでいるわけでもありませんので、この問題については、私も議長時代に市長も出席しておりましたニュータウン建物協議会の席上で東京都側にも強く要望した経緯がありますけれども、多摩ニュータウンは大変立派な近代都市であります。しかし、どんな立派な計画でも、５年たち10年経過してきますと、社会情勢も変わってくる。いろんな意味で計画の見直しもしなければならない、そういう観点から考えて、多摩ニュータウンが近代都市としての機能を十分に発揮するためには、関連する周辺都市の整備もして、初めて本来の都市機能を果たせるんです。多摩市とか八王子の、いわゆるニュータウン地区だけの開発だけじゃなくて、関連する周辺都市の整備も、ぜひしていただきたいということを強く要望した経緯がございます。その際に、都道155号線も東京都側にも要望もしているわけでありますけども、しかし、私一人が行ったところで、なかなか実現するものでもない、市当局もこの辺のところを真剣になって、せめて車両が交互通行できる程度の拡幅ぐらいは、何としても今のうちに取り組んでいただきたい。これも結果的には、高幡から動物園の交通渋滞を緩和する一つの要素にもなろう

かと思うんです。交通規制のみならず取り組まなきゃならないことはたくさんあるわけでありますから、要は、重い腰を上げてくれるかどうかなんですね。

７年も８年も前に、こういう問題を取り上げて、それでその七、八年後に改めて解決すべき諸問題ということで、解決しなきゃならないことが解決されていないという形の中で、またこのことをとらえなきゃならないということは、まことに残念でありますけど、同じ繰り返しをしたくありません。今度こそ真剣になって、この問題について取り組んでいただきたいと思いますので、再質問をした件について御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　明星団地、いわゆる第二武蔵野台団地から三中あるいは周辺グラウンドへの通路確保、しかも階段でない方法でということ、これは地域住民からの要請も強い要請が、所管の方にも入っております。それで、状況をちょっと説明して御理解いただきたいと思いますけれども、この第二武蔵野台団地は、いわゆる都道から南北、明星大学へ通じる幹線Ⅱ－15号線というのは、市道という形で認定されております。それ以外のこの団地内の道路というのは、まだ市道としての認定行為もされてませんし、位置づけもない状態です。道路管理者という立場から言わせていただくならば、まずこの道路の移管問題を先行した上で、周辺の権原をはっきりした中で整備をしていく、これが順番ではなかろうかということで、この明星第二武蔵野台団地の道路移管の事務を、今積極的に進めております。特にこの道路移管、市道としての管理とするために、権原を市に移管する手続ですけれども、ほぼ89％を超えております。昨年夏から、特にある程度、地元での交渉は限界が来たという背景もありますので、昨年の７月ごろから、市の担当課の方で地元に入って全体で630筆余り、このいわゆる道路の中に個人名義の筆数があるわけですけれども、残る66筆というのは、まだ移管は済んでおりません。これを早急に移管手続を進めてまいりたいと思います。

それから、三中の北側のグラウンド、まだ住宅都市整備公団の土地でありますけれども、団地の周辺道路とあわせて緑地あるいはこのグラウンド等の移管は進めているところですけれども、安全対策その他の工事を完了させることによって、移管が完了する運びになっております。近々といいますか、移管の手続は進んでいると聞いております。その段階になりますと、道路管理者としての工事の進捗が進むんではないかということで、準備を進めていきたいと考えております。

それから、消雪対策でありますけれども、視察結果、いろいろ内容について御見解を

お持ちであります。検討に値するかどうかという、それはちょっとお答えできないわけですけれども、いずれにしても、その消雪対策、抜本的対策は研究しなきゃならないと思います。

明星、それから、規制の問題で、明星地区住民にとってどうかという、これは非常に私ども交通管理者と今後協議を進める中で、念頭に置きながら協議を進めてまいりたいと思っております。

駐車場、現在、多摩テックで1,000台、あるいは周辺の駐車場で約2,000台近くあるんでしょうか、そこへの駐車場待ちの車が結局渋滞を巻き起こしているという、そういう実態があります。それで、それぞれ経営が違うものですから、誘導をする際に、その頭が渋滞の発端になるわけです。ここで、道路拡幅あるいは駐車場スペースを経営者に協力を求めてやる努力も必要だろうという、そういう御指摘もあります。今後、動物園当局あるいは道路管理者であります東京都あるいは交通管理者との協議の中で、いろいろ検討をしてまいりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　小山良悟君。

○26番（小山良悟君）　答弁を求めれば、どうも積極的な何とかしなきゃならんというふうな響きが、残念ながら伝わってこないというのが率直な感想であります。

避難通路にしましても、確かに道路が移管されてないという――移管手続が完了されてない、市道になってないということの問題もあろうかと思います。この点については、600筆のうち残りが66筆ということですから、住民に自主的にというのが一番いいわけですけども、もう行政側が積極的にリーダーシップをとって、早く公道、市道に移管するという手続作業を、これはもう積極的に進めていただきたい。しかし、それが仮にまだ進んでいないにしても、例えば七、八年前にA階段で検討しましょうということで取り組んだこともあるんですね、現実に。そのときだって、道路移管の問題はまだ解決されてない状態の中で取り組んだわけであります。だから、今の段階でそういうふうに言われても、じゃあその当時なぜA階段の件で、いろんな図面まで書いたりとかということをやった経緯があるんです。だから、そのときそのときで担当者の進め方、考え方があるかもしれませんが、少なくともこの階段のところまで、とりあえず移管作業を続けながら取り組めるところを取り組むということが、一番大事じゃないかと思うんです。

例えば、A階段でやる場合、財政的にもう大変だということですけども、例えば、掘り割りにして通路をつけるということになると、費用はどのぐらいかかるのか、その概算の見積もりも別に出しているわけじゃありませんが、四、五千万でできるのではない

かという検討もあるわけですね。四、五千万で600を超える明星地区の住民の皆さんの命と財産を守るということだったら、こんな安い金ないわけであります。人命にかかわることですから、これは、やっぱり真剣に考えてもらいたい、こう思うわけです。財政のことでは云々言ってほしくないというふうに思うんです。今、確かに景気はもう本当に鍋底で、自治体も、政府にしてもそうですけども、歳入不足ということで、その税配分については、もう四苦八苦というような状況はよくわかるんですけども、だから、そういうときだからこそ、政策の優先順位というものを真剣に考えていただいて、人命を尊重するということは、やっぱり最優先していただきたい。

そういう観点から、このA階段に例えば通路をつけるにしても、財源仮に１億かかるにしても、これは取り組んでいただきたい、こう思うわけです。その作業の一方で、こちらの明星地区の道路移管の手続が終わらなきゃ行動できないじゃ遅くなっちゃうわけですよ。それは、それであわせて真剣にリーダーシップをとってやっていただきたい。あわせて、今から、もうあしたから、この例えばA階段での可能性はどうだろう、それから、B階段のお話もありましたね、B階段でも、例えばこれはもう公団のグラウンドを少し申しわけないけども、譲っていただいて、そこに道をつけるというふうな作業もしてみるとか、具体的な取り組みをしていかなかったら、もう机上のプランとかあるいはこういうところでは、単なる議論のやりとりだけで終わってしまう。で、１年たち、２年たち、８年たち、10年たってしまうんですね。

災害は待ってくれませんから、幸い今まで明星地区で大きな地震とか火事とかそういうものはなかったから、事が済んでいますけども、いつ来るかわからないんです、待ってくれないんですよ。そういうことを考えたら、住民の皆さんの不安というのは、本当にもう大変なものだと思うんですね。

冒頭に私、申し上げましたけど、交通事故だとか障害者になったとかいう話を聞かされれば、気の毒ですねとか大変ですねということは、だれしも思う。だけど、自分がその立場にならなきゃ、本当の気持ちというのはわからない。これはもうしようがないことなんですね。このせつなさというのは、もう住民地区の皆さんでなければわからないわけですよ、そこへ住んでいるわけですから。その他の地域に住んでいる人は、明星地区の皆さんの住民の不安というのは、もし災害が起きたら大変だろうなという漠然として思いはあるにしても、切実に夜も眠れないほど悩んではくれないわけですよ。

だから、それを私がたまたま代弁して言っているわけでありますから、行政側もそういう受けとめ方をして、道路移管の手続、これはもう積極的にリーダーシップをとって

早く解決しよう。これは、ほかの地区と違って人命、財産、もうこれを失ったら大変だということで、積極的にリーダーシップをとってもらいたい。

それから、あわせてA階段でもB階段でも、とにかく道をつける可能性を至急に探っていただいて、現実のものとして、この作業が先行するぐらいのことの気持ちで取り組んでもらいたいと思うんです。それをとにかく強く要望しておきます。それで、要望だけではなくて、建設部長のとこにも再三、今度は行きますから、ひとつよろしくその辺のところをお願いしたいというふうに思います。

それから、動物園の渋滞緩和についてもそうです。明星地区の皆さんの立場に立てば、とりあえず何にもできない。動物園の駐車場の協力も得られない。多摩テックの都道の拡幅もできない。で、日曜、祭日の交通規制もできませんじゃ、何にもできないじゃ、これは明星地区の皆さんの立場からすれば、それじゃどうにも困る。一遍に抜本的な解決は無理だろうけれども、いろんなとりあえずの対応策をやってほしい、一つ一つ積み重ねてほしいと思うのは当然だと思うんですね。だから、そういうことを考えれば、交通規制についても、日曜、祭日に災害が起きるかもしれませんから、その際に、とにかく消防車あるいは救急車がスムーズに入れるということは、これは何よりももう優先しなきゃならないことなんです。動物園に来る人たちが交通規制することによって、あそこの渋滞がある意味では、もっと激しくなるということがあったにしても、それは人命にかかわる問題じゃないから、それこそ待っていただかなくちゃならない。一番優先するのは、人命にかかわることを尊重しなきゃいけないわけですから、優先しなきゃいけないわけですから、そういう意味で交通規制を、まずまた実施するように東京都にも強力に働きかけていただきたいということであります。

そして、それをやりながら、動物園の駐車場の地主さんに、とにかくこの状態で続けていくことは大変なことになるんです、皆さんも御商売で一生懸命でしょうけれども、やはり近隣の住民の皆さんの安全を守った中での御商売というかね、いう形でお互いに平和で暮らせるといいますかね、そういう状況にしましょうということの中で、頭を下げて、行政側もこれはもう本当に頭を何回も下げなきゃ理解してもらえないと思いますね、どうでしょうかという程度では。やっぱり行政の皆さんは、行政の皆さんの背中に明星地区の皆さんの人命を背負っているんだというふうな気持ちになって、相手に接していけば、かなりインパクトも違うと思うんですね。だから、そういう気持ちをぜひ持っていただきたい。同じ繰り返しを何年もしたくないというふうに思いますので、どうかひとつその辺も真剣に考えていただきたい。

それから、雪の問題についてもそうですけども、とにかく日野市は丘陵地帯という宿命的な立地条件にあるわけでして、そして、高齢化社会になっていくんですね、間違いなく。坂道をとにかく上るという、年をとればとるほど大変になってくるわけですよ、歩くこと自体もね。だから、例えば車に頼るというふうなことも、どうしても多く出てくるわけでありますから、地理的なハンディといえば、雪国地帯の方がよっぽどハンディはあるわけでして、そういう地域でも立派に対策を立てているわけですから、日野市においても、そういう地理的な特別な条件という中で、丘陵地帯の坂道も少々の雪が降っても大丈夫だというふうな状態を、ぜひ実現していただきたいと思うんです。これは研究しなきゃだめですね、研究しなければ。坂道の場合、ノズルなんかの水の流れなんかも複雑になってきますから、平たん地につけた効果とは全然違うのは、もうそれはわかり切っていることですよ。だから、それは研究しなきゃいけません、実際にね。そういうふうなことを、雪国の坂道のノズルなんかどうやって散水栓をつけているのかとか、そういうのも実際に現地へ行って調べてみたりとかしながら、いろんなところのヒントを得ながら日野市に当てはめて、日野市の場合は、ではこういう方法でやってみようということを考えていただきたいというふうに思います。

一応、今回は4テーマについて、明星地区の地域問題について質問いたしました。今、私が申し上げたことをぜひ実行に向けて、あすからスタートしていただくことを強くお願いしまして、質問を終わりといたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって1の1、解決すべき明星住宅地区の諸問題についての質問を終わります。

一般質問2の1、住むことが悦びであり、誇りである町をの通告質問者、福島敏雄君の質問を許します。

〔18議員　登壇〕

○18番（福島敏雄君）　それでは、通告に従いまして質問をいたします。

けさの新聞にも出ておりますが、戦後38年間続きました自民党の政権にかわって、非自民の連立内閣が成立をいたしまして、ちょうど1カ月たったわけでございます。基本的な政策の違う政党の連立は野合であるというような指摘とか、そういうことから、いつまで持つだろうか、恐らく長くは持つまいという指摘をする人もいるわけでありますが、国民の過半数は、少なくとも好意的な視線を送りながら期待を持って仕事ぶりを見守っている、こういう状況だと認識をしております。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この政権交代によって、政治が身近になった、何かが変わりそうだと感じている人が大

変多いのではないかと思っております。

8月15日の全国戦没者追悼式におきます細川総理大臣の式辞、土井たか子衆議院議長の追悼の言葉が、アジアの近隣諸国からも評価をされているという報道をされております。また、経団連の平岩会長が政党に対する企業献金のあっせんを廃止する、こういう方針を発表されたというようなことなどは、自民党政権が続いておれば、考えられないことであろうかと思います。第二次大戦を「侵略戦争で、間違った戦争だった」と述べた細川総理大臣の発言に、戦争を戦った人や、あるいは戦没者遺族の方々から異論が出ているということでございますが、感情を抜きにして客観的な視点から、勇気を持って発言した細川総理大臣に、私は拍手を送りたいと思っているところでございます。

細川総理大臣は、その著書「権不十年」という本を約2年前に出されておりますが、その中で、一つだけ紹介をさせていただきますが、リーダーの五つの条件というのを掲げております。

リーダーはどういうことが必要かということでありますが、その1点目は私がない、無私ということでございます。私があると先が見えない、こういうふうに言っております。二つ目は何かということでございますが、二つ目は使命感というふうに言っております。何もかも犠牲にして取り組む覚悟がリーダーには必要だということでございます。三つ目は詩の心、ロマン、これを三つ目に挙げております。具体的な説明の中では、要するに実践的なアイディアリズム、あるいは実践的な理想主義を持つことだ、こういうふうに言われております。四つ目が歴史感覚、世の中の動きには歴史の動きがある。歴史の波動を読み取る能力、このことが大変重要だ。それから、5番目が距離感、こう言っておりますが、表現を変えればバランス感覚ということだと思います。右にも左にも距離を置くこと。政治家には、右にも左にも過激な人がいるけれども、そうした人には安心して任せられない。日本人はすぐ黒と白を分けたがるが、世の中にそんな単純なものはない、真実を追求する目を持たなければならない。

こういうふうにリーダーの条件を挙げておりまして、したがって、そうした指導者、リーダーは、一つの仕事をいつまでに仕上げるかということについても、期限を決められなければいけない、こういうふうにもその本の中で書いておりまして、一つの仕事を仕上げるスパーンというのは10年が一区切りではないか、こういうふうに言っております。どんな紅色のきれいな花も10日もすれば色あせてくるように、権力も10年もすれば、それは腐ってくるものだ。（「そのとおりだ。20年だよ」と呼ぶ者あり）そのことが、題名として「権不十年」、権力は10年で腐敗する、こういう本でございます。（「日野

市は腐敗しない」と呼ぶ者あり）

細川総理大臣については、私はこの「権不十年」と、その前に出雲の市長の岩国鉄人氏と出版した「ひなの論理」という本があるわけでありますが、その二つを読んでみまして、今、政界に必要な人と評価と期待をしていたところございます。

細川連立政権は、政治改革だけを実現するための暫定政権で、早期解散必至という見方があるかもしれませんが、私は景気回復策の断行、特に生活者の視点に立った円高対策、官僚をリードする政治の実現、いわゆる地方分権の拡大、各種規制の緩和、あるいは諸外国との信頼を高める外交、そして、それに伴う軍縮、防衛費の削減など、来年度予算編成を通じて、本格政権を目指してほしいと考えておるところでございます。みずから発表しておりますリーダーの五つの条件を基本にして、腹を据えて政治課題に対処し、方向性を示しさえすれば、必ずや私は60％以上の国民の支持が得られるものと確信をしております。きょうの朝日新聞の調査によれば71％、ＮＨＫの調査によれば70％という支持率だそうでありますけれども、時間の経過とともに支持率は下がると思いますけれども、そうした信念に基づいてやれば、過半数の皆さんの信頼を得られるというふうに確信しているところでございます。

そして、話を日野市に移してみたいと思います。去る４月の市長選挙で森田市長が６度目の当選をされました。日野市民の福祉の向上のために、ぜひ職員の先頭に立って頑張っていただきたい、こういうふうにお願いをするわけでございます。

それで、大変失礼かとは存じますが、先ほど紹介をいたしました細川総理の言うリーダーの条件に、森田市長をちょっと当てはめさせていただきましたので、お聞きをいただきたいと思います。

第１の条件、私がない。私心がないということについては、これは日野市民どなたも100点を差し上げられるというふうに思います。森田さんの、要するに信条が「私心がなければ恐れるものなし」ということがキャッチフレーズの１番でありますから、当然、第１の条件は満点でクリアーということになろうと思います。

第２の条件、使命感。私これも100点差し上げられるというふうに思っております。年齢を感じさせない頑張り、こういうことを考えれば、この使命感も100点だと思います。

第３の条件、ロマンがあるやなしや。このところで、多少の評価が分かれるというふうに思います。（「ある、自然を愛しているじゃない」「なし」と呼ぶ者あり）今、不規則発言にもありましたように緑と清流、あるいは老人福祉、あるいは福祉全般、こう

いったところに重きを置いた、この政治姿勢というのは、私は大変いいことだということで、この面では100点を差し上げる。しかし、箱物の建設といいますか、今までいろいろやられてまいりましたふるさと博物館でありますとか、生活保健センターでありますとか、あるいは東部会館でありますとか、あるいは大坂上につくりました駐輪場ですとか、これから市長はまだ意欲を持たれております浅川公会堂ですとか、こういったようなところには、先ほど細川総理が言っておりますような、要するに現実を踏まえた理想主義、そういったような観点から物が発想されていない。大変残念ながら、その辺では欠けているんではないかという感じがいたしますので、この辺は90点というふうにやりたいと思います。

それから、第4の条件は歴史感覚。これはもう一番だれよりも人生経験豊富な森田市長でありますから、若い者がとやかく言うべきものではなくて、当然100点ということになろうと思います。

それから、第5の条件でございます距離感、要するにバランス感覚です。これは、私は残念なから満点は差し上げられないというふうに思います。反対派の話は聞きたがらない、あるいは話をしたがらないというようなことがあるやに……（「そんなことはない」と呼ぶ者あり）聞いておりますので、この辺は10点は減点をさせていただくということでございます。したがって、90点ということになりますと、500点満点で480点と、大変高得点でございます。さすがに6度目の市民の負託を受けるということは、大変リーダーの条件を備えているというふうに感じております。したがいまして、ぜひ頑張っていただきたい、こう思うわけであります。

しかし、先ほど10点ずつ減らしました、要するにいろんなハードなもの、箱物とかいうようなところにロマン、理想を追い求めるというようなことは、ぜひやっていただきたいし、市民の多くの皆さんの話を聞くということで、こんなことを言うつもりはありませんでしたけれども、市長選挙では、当選はされましたけれども、実際投票された人の6割近くは別の人に投票されているということもあるわけでして、そういう方々の意見も聞いてみるということが、大変重要なことだと思いますし、市長という立場では、ぜひそうした立場で仕事をしていただきたいと思うわけであります。

第3次基本構想並びに基本計画の策定に当たっては、ぜひ、今申し上げました二つのところに留意をしていただいて、仕事をしていただきたいというふうにお願いを申し上げておきます。

先日、日野市の市民の意識調査というものの結果をいただきました。私は、その結果

の中で、不満あるいはどちらかといえば不満というものの合算した項目で多い順に五つ並べてみましたら、１番目が医療施設に不満だ。２番目が道路整備、交通安全対策、先ほど小山良悟議員の方からも指摘がありました。三つ目が下水、排水施設の整備。４番目が文化、スポーツ施設に不満あり。５番目というのは、大変意外に感じたんですけど、その意識調査のくくりで言えば、騒音、振動と、こういうことになるわけです。これは、中学校区によってばらつきがあるわけですけど、四中地区がかなり多い。これは、やっぱり上を飛行機が飛ぶということになると思います。平山中地区も多い、それはそういうことだと思います。で、一中地区も多い。一中地区というのは、やっぱり甲州街道に面したところで、交通渋滞とかこういうことに、飛行機も飛ぶかもしれませんけれども、そういう自動車とか、あるいは板垣議員さんがよく指摘される中央高速道路の騒音とか、こういうのがあろうかと思います。思いのほか市民の不満のところが、その五つになっております。

私は、この中で２番目の道路整備については、今、区画整理事業が着々と進展をしておりますし、これは時間をかけてやっていくという方向だと思います。３番目の下水、排水施設の整備というのも、これは御存じのとおり、市長は５年後には100％の下水道普及率を目指すということで取り組んでおりますから、これも、やっぱり時間をかけていけば、おのずからその展望は見えてくるものだと、こういうふうに思います。

したがって、今、問題なのはそのほかの課題であります。市議会特別委員会では、市立病院等対策特別委員会、あるいはスポーツ・文化施設対策特別委員会というものが設置されております。したがって、今の市民の要望について、的確にその問題の所在を明らかにした特別委員会の設置だなというふうに感じておるわけでございますが、しかし、双方の委員会ともに、時間をかけておりますけれども、その結論がなかなか見出せないというところだと思います。非常にそのことは残念でありますけれども、この市民意識調査から見て、ぜひその辺のところは、市民に対しても早く結論をつけていくというふうなことが必要だと思うわけであります。

それで、質問するわけでありますけれども、市長が好んで使われます「住むことが悦びあり、誇りである町を」ということを目指して、先ほどお話ししましたように、実践的理想主義者になって、この町のたたずまい、特に医療施設、文化施設、スポーツ施設の内容と配置を考えてみたいというのが質問の趣旨でございまして、現在の行政課題で、市長に高い次元からの構想をお聞きしたいと思っております項目は、一つは市立病院の建て替え、建設、それから、２番目が南部地域への病院建設、３番目が多摩平公団住宅

の建て替え方針、４番目が市営斎場の建設方針、５番目が浅川公会堂の役割と建設方針、６番目が中央公民館の建て替えと分館の建設構想、７番目が体育館、野球場の建設方針、以上七つについて質問をいたしたいと思います。質問は率直にいたします。

市立病院は、なぜ建て替えるのかということについてお尋ねしたいと思います。市立病院の建て替えには、巨額な費用が必要なことは言うまでもありません。今までの４年間で40億の積み立てをしているわけでありますが、最新の医療機器を含めれば、恐らく200億円程度はかかるんではないかというふうに想像されます。これだけの巨費を投入する事業は、そうそうあるわけではありません。したがって、後からこうすればよかったということのないように、事前の十分な検討が必要であります。大崎参事を中心にして、着々と進められているとは思いますが、場所をどこにするのかという議論が先行し過ぎて、重要な部分の論議が足りないのではないかというふうに思うわけであります。特に森田市長のこれまでの発言に、新しい市立病院が果たすべき役割、持たなければいけない機能に、ほとんど触れられていないことに不安を感じているわけであります。市立病院は、なぜ建て替えなくてはいけないのか、その基本を議会、市民とすり合わせる必要が、私はあると思います。私は、いつも言っているんです。これには、一つはあの病院で助からないのならやむを得ないという、そういったレベルの病院にしたい、二つ目は、夜中に急患があっても診てもらえるという病院にしたい、三つ目は、長く待たないでいい病院にしたい、四つ目は、一般会計からの補てんはできるだけ少なくする病院にしたいというのが、私が新しい市立病院に求めるイメージであります。このことについて、市長の目指す市立病院像を、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

それから、質問の２点目は、南部地域への病院建設でございます。医療施設について関心の高い南部地域への病院建設について、基本的な方針を伺いたいと思うわけであります。昨年12月定例議会の行政報告で、突然「全国農業共同組合連合会が所有するグラウンド用地6,432平米が病院用地として最適との結論に至りました」との報告を受けて、びっくりしたところでございます。

お尋ねしたい点は、一つは全国農業組合連合会の土地が最適の場所であるという理由は何かということであります。私は、区画整理地内に集合換地ができないので、苦肉の策であるとしか理解できないわけでありますけれども、市長の報告では、あそこが最適だと言われておりますので、なぜ最適なのか。それから、二つ目は、その病院の建設並びに経営はどういうふうなことをお考えになっておられるか。それに関連して、病院の診療科目、ベッド数など基本的な構想をお尋ねしたいと思います。

質問の３番目は、多摩平公団住宅の建て替えについてであります。多摩平公団住宅の建て替えは、行政課題として慎重な対応が求められているわけでありますが、私は進め方次第では、市立病院あるいは市営斎場などの行政課題を一気に解決し、住宅の質的向上あるいは周辺商業の活性化などを図る絶好のチャンスだとも言えると考えております。建築費基準の家賃算定方式から支払い可能な家賃算定方式に変えることが、その前提となろうかと思います。要するに、あそこに住んでいる人が引き続き住み続けられる家賃にするということが、その前提であろうかと思いますが、私はこの課題に、日野市を初め公団住宅団地を抱える市や区、町が連帯して行動を起こすときが来ているのではないかというふうに思うわけであります。政権が交代し、生活者重視を方針とした細川政権では可能性があると思うわけであります。収入に見合った家賃で良質の住宅に住むことを追求することが、１ドル100円という日本の経済成長を支えてきた国民に対する政策でなければならないと思うわけであります。家賃が多少上がるだけで、良質の住宅に住むことができるのであれば、反対する居住者は少ないのではないかというふうに考えているところであります。家賃が上がると困るという住民と一緒に、公団に対し建て替え反対という方針を、市や区がとらざるを得ないとしたら、まさにこれは政治の貧困と言わざるを得ないというふうに思うわけであります。

先ほど配付されました「日野市住宅マスタープラン策定調査計画書」、これを読んでみましても、この多摩平住宅公団の建て替えに対する市の方針がよくわからない。ぜひこの方針について、森田市長の見解をお尋ねしたいと思います。

それから、質問の４点目は市営斎場についてであります。日野市民の多くが、比較的安く利用できる市営斎場ができることを望んでいることは事実であります。だからといって、それを多摩平処理場跡地に建設すると言われたら、付近住民だけでなくて多くの市民が首をかしげる、これも事実であります。あの場所が坂道で一方通行の狭い道路しかありません。斎場としての立地条件は、すこぶる悪いとしか言いようがないわけであります。昭和60年３月に発表されました「住むことが悦びであり、誇りである町を」という、こういう行政調査報告書があるわけであります。この行政調査報告書では、あの処理場跡地は、新しい日野のシンボルとして野外ステージをつくったらどうかというふうに、この本では提案されているわけであります、昭和60年３月。森田市長に、行政にロマンを、可能性ある理想を追求してもらいたいと思う一つの私の気持ちは、そういうことから発しているわけであります。私は、斎場は公団住宅の建て替えにあわせ、その一角に日本一格調の高い斎場をつくること、これを望みたいというふうに思っております

ので、この辺についての市長の見解を伺いたいと思います。

それから、質問の５点目は浅川公会堂についてであります。市長が考える中ホールを万願寺地区に建設する方針に対し、地元並びに文化サークルが方針変更を申し出てから、長い月日が経過しています。これについて、今ここで現状を問うことは、私はいたしません。一番早い解決策は、市長がこの計画を白紙に戻すことから始まるというふうに考えております。そして、これからのコミュニティーセンターの配置計画はどうすべきか、図書館、公民館の分館、そういったものの建設計画はどうすべきか、あるいは市民施設としての中ホールの建設はどうすべきかというようなことを、庁内と市民がよく話し合って十分方向づけをしていくことが、今必要だというふうに思うわけであります。いかに市長選挙の公約といえども、それが他の政策との整合が図られていることが必要でありますし、多くの市民の賛成が得られなければならないはずであります。

したがいまして、私は、今ここでは浅川公会堂をどうするかという前に、日野市の公会堂、ホールの配置はいかにあるべきか、公民館、図書館の望ましい配置はどういうものにするか、地区センター、大地区センター、複合文化施設はいかなる配置が望ましいか、こうしたことが検討され、その結果として浅川公会堂構想をまとめていく、このことが必要であろうと思っております。今からでも遅くないと思います。ぜひ夢を語り合っていただきたいというふうに思うわけです。住むことが悦びであり、誇りである町の社会施設、市民集会施設を描いた上で、浅川公会堂の役割を示していただきたいと思っておりますが、これについての市長のお考え方をお聞きをしたいと思います。

質問の６点目は、中央公民館の建て替えと分館の建設についてであります。前の質問にも触れたわけですが、公民館行政の基本を明確にすることが、市民とりわけ公民館を利用している人たちから、今求められているわけであります。市長の公民館行政に対する一定の考え方があることは、今までの発言を通して、それなりに理解しているつもりであります。一口で言えば、学ぶということは、個人が主体的に考え行動することであり、官、行政にお膳立てしてもらうものではないとの立場を貫かれてきたと思います。この御見識は理解はいたしますが、高学歴化社会の中で、なぜ多くの市民が公民館機能の充実を望むのかということについて、市長もぜひ耳を傾けていただきたいと思うわけであります。長寿社会の到来、週休２日制の進展、こういうことは市民といたしましては、「一芸を持ちたい」「趣味を広げたい」「同好の人と友達になりたい」「社会に有益なことをしたい」などと考える人が多くなってきています。

市長は触れ合いの場としてのコミュニティーセンターを重視するわけですが、地区セ

ンター集会所だけでは、こうした市民ニーズを満足させることはできないということについて、御理解をいただけるものと思います。市長選挙の公約には、従来より積極性が感じられるわけでありますが、第３次基本構想、基本計画には中央公民館の建て替え、分館の建設には、ほとんど前進が見られないのは残念であります。市長は、どういうふうな方向づけをされるおつもりか、ぜひ伺っておきたいと思います。

質問の７点目は、体育館、市民野球場の建設についてでございます。余暇の有効活用、健康づくり、市民相互の交流を深めるという立場から見ても、スポーツ施設の充実が欠かせないテーマであります。先ほどの市民意識調査の結果からもしかりであります。文化活動にしろスポーツ活動にしろ、市民は練習する場と努力した成果を発表する場を必要としているというふうに、私は自分の体験からも感じております。学校開放の校庭、体育館、河川敷のグラウンドと、練習する場は少しずつ整備されてきていますが、一流のプレーを見る場、成果を発表できる場としての体育館、野球場の建設を市民は望んでいるわけであります。第３次基本構想、基本計画の原案の内容は、まことに消極的と言わざるを得ません。市民体育館はともかくとして、野球場については用地がないと答えられるかもしれませんが、方針が固まれば知恵の出しようはあるはずだというふうに思います。御見解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君の質問についての答弁を求めます。大崎参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　御質問にありました中の病院の建設に関しまして、担当である私の方からお答えさせていただきます。

まず、御質問の中ではなぜ市立病院の建て替えが必要なのかというような御質問でございます。御質問のお言葉の中にもございましたが、市民意識調査の中で、市民が望んでいるといいますか、あるいは逆に言いますと、不満としているのが医療の問題というようなことが言われております。また、一方で、医療法に基づく南多摩医療圏の中の病院あるいはベッド数については充足しておりますけれども、日野市内に限ってみますと、医療機関、特に病院については不足しているのが現状でございます。そういう中で、市立病院が担う役割は、これまでもかなり大きいと言えると思いますし、また、こういうような医療の不足といいますか、医療需要に対応するためには、市立病院の機能アップといいますか、そういうような充実が求められるというようなことから、建て替えを計画しておるところでございます。

もちろん、建て替えに当たりましては、建物を新しくするというだけではなく、御質問にありましたような病院の診療運営の点が、特に重要かと思います。どんな病気でも、

一応診ていただける。それから、救急ですね、24時間の受付あるいは待ち時間の解消というようなことがございました。これらについては、一応ハードとともに内容を、どういう病院にするかというようなことを考えた上でのハードといいますか、病院建設にしていかなければならないと思っております。

また、金額的にも、御質問にありましたように100億、200億というようにイニシアルといいますか、最初の経費がかかるわけでございますが、運営においても、現在の市立病院でも一般会計からの財政負担が多額にのぼっております。新しい病院ができて、またそれにさらに一般会計からの繰り入れというようなことのない公営企業、公立病院の経営姿勢をよく見極めた上で、健全な運営を考えていく、そういうようなことを計画の中で考えておりますし、また実際に運営することになります病院長を初め、それぞれのスタッフでもそういうようなことを十分認識していかなければならないかと思っております。

それから、南部病院につきましては、俗に全農の土地と言っておりますけれども、全農の土地が最適であるかどうかというような御質問でございます。南部地域に病院をということでございます。高幡地域は南部地域の中でも、一応真ん中といいますか、中心的な地域でございます。それから、全農の土地が高幡不動駅に最寄りであるというような地の利がございますことと、潤徳小学校に合わせて、その全農の土地は第二種住居専用地域として、都市計画のあるいは建築基準法での用途地域として指定してございますので、病院建設の許可の得られる、一応用途地域であるというようなこともございまして、病院には格好の土地ではないかというふうに判断しております。

なお、その場所に行きます進入路等のアプローチ関係で、若干難点がございますけれども、これにつきましては今年度、進入路の整備を６メートルあるいは８メートルの道路の改修をすべく、今、準備を進めておるところでございます。

また、南部病院につきましての構想でございますけれども、どんな病院にするかというようなことでございますけれども、ただいま市では、病院をつくるについては何としても土地が前提である、土地がないことにはつくれないということで、土地について全農の土地を交渉しておるわけでございます。その後、どういう病院をつくるかということについては、地元医師会を初め関係機関等と十分協議いたしまして、設置主体といいますか、だれがつくりだれが運営していくかというようなことを決めていきたいというふうに考えております。また、そのことによりまして、病院の診療科目あるいはベッド数等が決まってこようかと思いますけれども、この全農の土地の面積からいたしますと、

ベッド数は100から150ぐらいは確保できるというふうに判断しております。また、できれば総合病院というようなことでございますが、これはその設置者の考え方にもよるかと思いますけれども、そういうふうなできるだけ診療科目の多い病院を期待しているというようなところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、３点目の多摩平団地の建て替えについてお答え申し上げます。

多摩平団地でございますけれども、昭和32年から35年にかけて建築されたものでございます。面積が約29ヘクタール、それで戸数でございますが、2,792戸の団地ということになっております。築後30年という形でもう経過しておるわけでございますので、現状では住戸の規模、面積的な面、それから部屋の数等が不足しておるというふうなことで、多様化する、高度化する生活水準の中で対応できない状況も一部出てきておるわけでございます。このような老朽化、それから居住水準の低下というふうな面もありますけども、一方におきましては、賃貸住宅を求める声もあるわけでございます。こうした状況の中で、こういう団地、公的な宅地を高度化利用を図りながら、これらの住宅に対するニーズにこたえていくという必要があろうかというふうに考えております。

現在、この建て替え計画に対して、住宅都市整備公団の方の基本的な考え方というのがあるわけでございます。これは増戸を約2,000戸したいということでございます。現在2,792戸でございますけど、これに2,000戸の増戸を図っていきたい。それから、すべて賃貸住宅としていきたいという考え方でございます。それから、できるだけ、現在の樹林地、こういうものを積極的に保存していきたいということでございます。それから、高齢者等に対する家賃等の特別の配慮もしていきたいということでございます。最後に、日野市の住みよいまちづくり指導要綱、これに準じて行っていきたいということで、現在これらを基本的な考え方といたしまして、建て替えの事業計画書を作成しておるというのが現状の段階でございます。

市の対応といたしましては、この計画書が提出され次第、大きな課題もあるわけでございますので、全庁的に一応対応していきたいというふうに考えております。それから、この今の計画が実現するためには、用途地域の変更も当然伴ってくるわけでございます。これにつきましては、担当部局としては、一斉見直しの中で対応していきたいというふうに、今のところ考えておるわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　　４点目の市営斎場の件でございます。

市営斎場につきましては、市内に設置する場所の選定について検討をした経緯の中に、御指摘のありました多摩平下水道処理場跡地の件も挙がった経緯があるわけですけども、これは、全庁的に今後検討していかなきゃいけないというふうに思っております。今、提案の中では、多摩平公団団地の中の建て替えにあわせてという御提案もございましたが、総合的に考えなきゃいけないわけですけども、今現在、市民が１年間にお亡くなりになる数がほぼ600人前後ということになるわけですが、市内にこの斎場を行っている業者が５軒ほどあります。そのほかに南多摩斎場が、これがあって、ここでもそのことができるわけでございますが、ほかの施設、または自分の家を使う等考えますと、多いところでも１施設で最高で月に10件程度あります。要するに、これは数としては対応は十分市内にあるわけですけど、これが伺うところによりますと、安いもので１回10万円から高いので45万円ほどするという、これが一番の問題じゃないかというふうに思っています。こういうことの中で、またほかのことも考えなきゃいけないかというふうにも思っているところではございます。今後、また検討を進めたいというふうに思っております。

それから、次の５番目の浅川公会堂でございますが、今年度は予算もなく、これから基本計画の中で今後に上げたいということを、私ども担当部としては思っているわけでございますが、市民会館とか公会堂という考え方の中でいきますと、将来的には市民会館を大とすれば、七生公会堂が小とすれば、大中小というものが、将来的には望ましいではないかということは考えておるわけでございますが、このことにつきましては、いろいろの経過がございますが、この計画の中では地域の住民の御意見を聞く、また関係者の御意見を聞くという中で、これが公会堂という位置づけがいいか、コミュニティー施設という位置づけの方がいいかとか、いろいろのことがございますが、今後検討を進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　　それでは、６番目、７番目の御質問につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

まず、６番目の質問でございます中央公民館の建て替えと分館の建設についてでございますが、中央公民館につきましては、平成４年度に５万1,000人の方が使用し、またその使用の形態も多種多様化しておりまして、使用される方も、また年々増加しておるのが事情でございます。公民館ももう開設以来二十数年が経過いたしましたので、既に

老朽化が進んでおりますために、平成元年度に改修工事を実施いたしまして、その機能の向上に努めているところでございます。御質問にございます中央公民館の建て替えにつきましては、現状では、その必要性は十分認識をしているところでございますが、御承知のとおり、この敷地の所有者が大変複雑に入り込んでおりまして、境界の確定ができない、そのことと、さらには用途地域の問題もございまして、現状では、なかなか建て替えするのが困難であるというふうに考えております。このことにつきましては、今後とも関係部課との調整を図りまして、これらの問題を解決いたしまして、早い機会に建て替えができるようにというところを努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それからまた、分館の建設につきましては、複合文化施設として計画されております浅川会堂の中に、そうした公民館機能を持った施設にしていただけるように、また、さらには豊田西平山区画整理の中で予定されております複合文化施設計画の中にも、そうした機能を備えた施設ができるように、分館構想とあわせて第3次基本構想の中で実現できるように努力をしてまいりたい、このように考えております。

それから、7番目の御質問でございます体育館、市民野球場の建設についてでございますが、南平体育館の平成4年度の利用状況は、個人団体を合わせまして、年間7万1,000人の方が使用してございます。これを1日平均に直しますと、260人が使用したことになりまして、先ほどの御質問の中にもございましたとおり、各種の大会等の日程の確保が困難な状況であるというふうな使用状況になっております。そこで、望まれるのが、総合体育館の早期建設でございますが、このことにつきましては、議会のスポーツ・文化施設対策特別委員会で御審議をいただいたところでございますが、総合体育館につきましては、これまでも申し上げてきましたように、東町の区画整理地内に用地の確保が可能となっておりますので、第3次基本計画の中に組み入れていただき、前期に何としても建設されるように努力をしてまいりたい、このように考えます。

また、市民野球場につきましては、これも御質問の中にもございましたとおり、用地が大変広大になります。そのために用地の確保が一番の課題でございますが、このことにつきましても各部課の連絡調整を図りながら、第3次基本計画の後期のあたりで何とか目鼻をつけたい、そのように考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、それぞれ担当部長が一応のお答えを申し上げました。まず福島議員からの冒頭発言で、私自身過分な評価をいただき、また激励の内容を持った

御指摘をいただきまして、勇気の出ますことと、あわせてまた責任の重さをつくづく感じておる状況でございます。（「勇気が出ても、金は出ない」と呼ぶ者あり）欠点はこれからも十分改めて、（「いつものせりふだよ、ちっとも変わらない」と呼ぶ者あり）市民の御信任をいただくという努力をしていきたいと思っております。

各項目につきまして、的確なお答えができれば幸いでございますが、まだ計画として未確定という状況のものも多いわけでございますので、その範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

市立総合病院の建て替えのねらいということは、今、大崎参事がお答えしたとおりでございまして、ただ、莫大な財政需要を要するということもございますので、十分整合のできる、多少の長期計画になるかもしれませんが、基本的な御指摘の市民に信頼をされる、そして、救急夜間等の対応のできる、安心していただける、こういう施設を目指すことは言うまでもないわけであります。

それから、南部の地域病院のことでありますが、これは日野市全体で、いわゆる浅川以南、南部と言われる地域に医療施設が乏しい、また地域の住民の方からも、これまで長きにわたって強い要望があるということとあわせ考えまして、一応の発想を追求をしておるということであります。具体的な場所といたしましては、この間も御質問をいただいたわけでありますが、全農の所有される土地、公簿で六千数百平米、実測をすれば9,000平米に近くなる、こういう規模がありますので、位置といい、それから面積といい、目標にややかなう可能性がある、そういうことでありまして、しかもまだ結論に到達し得ておりませんけど、要するに取得の可能が見通せるということが、最善の場所という言い方を使わせていただいておる、こういうことであります。

それから、その建設並びに経営、これは今、医療機関をどういう形で誘致するにせよ、土地なくして、あるいは何か基本的な助成策がなくして容易に迎えることは不可能であります。そこで、例えば医療法人という資格に値をする、そういう仕組みの医療機関を求めたい、こう願っております。第１段階では、そのことを地元の医師会に御相談をし、また東京都衛生局等とも……（「医師会は反対したんじゃないの」と呼ぶ者あり）話を詰めて具体性を明確にしていきたい、そういう考え方でございまして、つまり、市が直営をするということはなかなか困難でありますので、間接的に総合性の持てる、そういう役割の今、医療センターという言い方をさせていただいておるわけでありますが、なぜならば、（「二転、三転しちゃっているよ」と呼ぶ者あり）すぐには病床確保が具体的に言えない、こういう状況でありますので、将来の医療センターという形で市民のニー

ズに十分こたえられる機能を持っていきたい、こういう考え方であります。（「まず財政確保をすることだな」と呼ぶ者あり）

多摩平公団住宅の建て替えにつきましては、建て替えたいという住宅都市整備公団側の要請は受けておる形であります。この間もお答えをしたとおりでありますが、一番日野市として、市民の需要にこたえあるいはまた公団の性格にもこたえられるということは、この際は、特に増戸のことだと思っております。つまり、現在あります戸数に対して、まだ約2,000戸ふやしたい、70％の戸数をふやしたい、しかもそれは高層化という形で満たすということでありますので、十分用途地域におきましてもあるいは環境整備におきましても、整った設計によって、この事業を受け入れる、こういう構えであります。いろんな意味で、日野市の能力といたしまして、これから人口をある程度受け入れるということは可能でありますし、また賃貸住宅を多数保持することによって、市民要望にこたえ、また日野市の活力あるいは生産性にも寄与していただく、こういうことが考えられるわけであります。今後、全部を賃貸にするということは、向こうからその気になれたようであります。それから、樹林地をなるべく現状どおりに残す、こういう計画と日野市の都市計画上におけるいろいろな行政指導に協力をしていただく、応じていただく、こういうことも、これからの課題で詰めてまいるわけであります。

それから、市営斎場のことを問われておりますが、かつて多摩平下水処理場の跡地のことを発想したわけではございますが、現状におきましては、もっと具体性のある将来像をつくるために白紙で臨みたい、いろいろな意見を伺って用途を考えたい、こういう次第であります。

それから、浅川公会堂あるいは中央公民館、まさにこれから生涯学習あるいは市民生活のいろいろな文化的需要のために大切な施設でございますので、十分御意見を拝聴し尊重しながら具体性を詰めていきたい。

ただ、中央公民館の建て替えにつきましては、私も今回の例えば選挙公報にも掲げておるわけでありますが、これを具体化するにはどういう手だてがあるかということを、より具体的に詰めていかなければなりません。

一番今、明確にどこをとお答えのできないのが、市民野球場の考え方であります。市内で、ぜひしかるべきところを探したい。まだ話題には上っておるものがないわけでありませんので、より明確に方向づけをしていきたい、こう考えております。

具体性に、まだ多分にお答えがすべて欠けておるということで、御不満はあろうかと思っておりますけど、いずれも私が任期中に一定の実現あるいは方向性をつける、それ

ぞれの課題でございますので、真剣に取り組み、また御指摘におこたえをする、こういう決意でおりますことを御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○18番（福島敏雄君）　ありがとうございました。ちょうど時間も12時でございますので、私の方からは、ただいまの市長答弁に意見を申し述べて終わりにしたいと思います。

一つは、やはり今ある行政課題については将来を見据えて、タイトルでも言いましたように、市民が喜んで、それで誇れる政策というものをつくってほしいというのが、もう要望の第１点であります。今の市長の最後の答弁の中で、任期中に何とかしたいというお話がございましたけれども、私はその点では、余り無理をしないでほしいというふうに思います。市長選の公約を実現する、そういう立場で今考えられるのは、ベストはこうなんだと言われたら、ちょっと無理があるんではないか、むしろもう少し長いスパーンで21世紀に向かって日野市をどういう町にするかという視点に立って方向を示す、それだけでも私はいいと思いますので、何もかにもし上げなければいけないという、そういう発想には立たないでいただきたい。それで、そのことの一つの背景には、やはり今税収不足が叫ばれておりますから、要するにお金が足りないわけであります。お金がないと、この程度のお金でじゃこれもやりましょう、これもやりましょう、これもやりましょうというふうに市長がお考えになって、まちづくりを進められると、タイトルとちょっとずれてきちゃう、したがって、私はくどいようですけど、ロマン、現実的な理想主義者、そういう立場に立ってそれぞれの施設なり政策はどうあるかというところをぜひ追求してほしいというふうに思います。

それから、二つ目は職員に仕事を考えさせてほしいというふうに思います。いろんなこういう報告書が出てまいりますけれども、職員みずからがつくり上げた報告書というのにはお目にかかったことがございません。市民意識調査のまとめにしろ、あるいは日野市の公営住宅はどうあるべきかという先ほどのそういう報告書にしろ、ほとんどがそういうことを仕事にしているコンサルタントにお願いをして、そこにつくっていただいている。私はそういう仕事を続けていることが、庁内の職員のやる気、活性化というものに対して大変ブレーキがかかっているというふうに感じておりますので、（「そうだ」と呼ぶ者あり）できることは職員に考えさせる、そのことをぜひやっていただきたいし、市長は何か発想をされたら、その発想が成立するかそうでないか、あるいはお金の面ではどうなのかというようなことは、ぜひコンサルじゃなくて職員に考えさせていただきたい。そのことを、ぜひお願いをしたいと思います。

それから、三つ目は議会の指摘にも耳を傾けていただきたい。今、いろいろな課題について、いろいろな御意見を伺ってやっていきたいというお話がありましたもんですから、その市長のお言葉を信じたいわけですけれども、今までのいろんなやり方あるいは最近の人事問題にしても言えることでありますけれども、議会の話を聞く、とりあえず聞いてみるということで、市長が方針をつくっていくということも大変重要だと思うわけであります。今、市長の発想して、議会が反対しそうだなと思うと、先ほど言ったコンサルタントに書かす、あるいはいろんな協議会を設置して、市長の構想に合うような結論を出していただく、それを提案していくというふうに、市長の行政の進め方としては、私はそういうふうに受け取っているんですね。それは、総理大臣だってみんなやることなんです。それは、自分の発想を事業化したいということになれば、反対するやつの意見はできるだけ言わせないというふうにするのが、当然のことですから、市長のおやりになっていることは、これはもう当然のことなんですけれども、だけども、やっぱり立派なリーダーという立場に立てば、そのつまらない意見、自分はどうもこれは違うと思った意見も、やっぱり聞いてみるという態度をぜひとっていただきたいと思いますし、それは職員に対してもそうだし、市民に対してもそうだし、議会に対しても、ぜひそのことをお願いをしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって２の１、住むことが悦びであり、誇りである町をの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後０時５分　休憩

午後１時16分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問３の１、日野市の諸問題について７件問うの通告質問者、谷長一君の質問を許します。

〔６番議員　登壇〕

○６番（谷　長一君）　それでは、通告に従いまして、日野市の諸問題について７件問うの質問をさせていただきます。

まず最初に、神明上に地区センターをつくってくださいとか、または七小に今、併設されております児童館を別につくってください、これらにつきましては複合施設でもよいというようなことで請願が、過去２回出されまして、さらに１回は請願が出されたんですけれども、これが流れてしまったという経緯があるわけでございます。神明上の方々、またはこの子供たちが望んでいる地区センター、または児童館がなかなかできないというのに対しまして、私は一つは憤りを感じるようなところもあるわけでございますけれども、今、日野市の神明上の開発状況等を見ますると、大坂上には、一部都営住宅が新しく建ち始めている。さらには、神明上の地域につきましては、東京都の職員住宅等が建ち、さらに今後そのような傾向があるというふうに聞き及んでいるわけですけれども、そのあたりについて、どうしても住民の求めているものは神明上の地区センターであり、また児童館であるというようなことが言われているわけです。

しかし、この児童館等につきましては、やはり七小の、過日配られました児童の推移等を見てみますると、減少傾向をたどっているわけでございます。そのようなことを見ますると、やはりどうかなということがありますけれども、やはり約束は約束でありますので、そのあたりについてはしっかりとして児童館をつくっていただきたい、こういうふうに私は願うわけでございます。

それから、川辺堀之内の区画整理と、その周辺の整備についてということでございますけれども、この川辺堀之内の区画整理は約26ヘクタール、その面積が組合施行によって、これから行われるのではないかというようなことになっており、平成２年度から、日野市では川辺堀之内の周辺について、まちづくりということで、前に千四、五十万の経費を投じまして委託調査を行ったというようなことが記憶にあるわけでございます。川辺堀之内の区画整理の西側は、これは豊田の南区画整理、さらには上は神明上、吹上等に接しているわけでございますけれども、この件につきまして、今回当初予算で1,350万の委託調査費ですかね、そういうのが計上されていると思うわけでございます。それらにつきまして、どのような形で堀之内地区を中心として調査がなされるのかということであります。

さらには、前に説明会のときに配られました図面を見ますると、プール、公園等が除外されているわけです。その除外されている空間というのは、日野市の住宅マスタープランの策定調査というのを見ますると、このようなことではなくて、その計画の目標、計画の基本的な方向というようなことがうたわれているわけですけれども、そのあたりについても、公園の整備等と川辺堀之内の区画整理との整合性等につきまして、この委

託調査の中に含まれているのかどうかということもお伺いしたいわけでございます。

特に市の役割ということになりますと、日野市住宅マスタープラン策定調査というのを見ますると、基礎自治体として市は、地域の実情に精通しており、行政機関の中でも主体的な先導性を持った住宅・住環境施策を展開していく必要があるということになっているわけでございます。そんなようなことを考えてみますると、このように財政が急激に変化をし、窮迫してまいってきますると、確かに財政的には多くの困難があろうと思いますけれども、やはり減歩等を見ますると、今までの減歩とは相違しまして3.3%というような平均的な数字が上がっているわけでございます。これらを見ると、この中は中として、それに今度は並行して、その周辺の整備等も行う必要があるのではないかというふうになるわけでございます。特に図面を見ますると、これはバイパスですかね、さらには３・４・12号線等の整備も急がれているのではないかという点について、あわせてお答えを願えればよろしいんではないかということでございます。

その次は、第二小学校の通学路の安全確保についてでございます。この件につきましては、前に第二小学校の校長やＰＴＡの方々が管理課等と、または警察等と折衝がなされているわけでございます。それらのことを考えますと、やはり豊田南区画整理と、それから、今準備会ができたようでございますけれども、豊田の東地区ですかね、その組合施行の区画整理等と、何らかの協議をしまして、早急に豊田陸橋の下の都道のところの信号の改善というのを図るのが要求されるのではないかというふうに考えるわけでございます。これらにつきましては、いわゆる日野市の事務報告、これらを見ますると、交通安全というようなことにつきまして、大体定義じみたようなことが書かれているわけでございます。それらにのっとって考えてみますると、当然お年寄りとか小さい子供の通学に対しての、特に安全対策、これは急がなければならないというような観点に立って、質問をさせていただくわけでございます。

さらには、４点目としまして一小の通学路の整備についてでございます。これは、駐車場等ができた関係で、郵便局本局の西側に用水があるわけでございます。その用水から菱山工業所までの道路の舗装と用水についてのふたかけでございます。これらにつきましては、もう以前とは非常に通学環境等が変わりまして、変化を来したわけでございます。さらにこの開発等が進みまして、道路等を見ましても、非常に凹凸、これは架橋をするために基礎から15センチぐらいは上へ上がってしまっているわけです。それで、工事が終わりますと、検査が終わると後すりつけをしてしまうがために、道路にでこぼこができてしまう、こういうふうなことです。これらにつきましても、小学生、または

我々も同じでございますけれども、通行に非常に支障を来すということと、でき得れば駐車場等があるわけでございます。非常に大きい駐車場があり、そのために小学生が通行帯もなし、さらにガードレールがあるわけです。非常にこのガードレールと自動車の間にはさまるような状況ということが、けがはしませんけれども、見受けられるわけでございます。何とかして、この用水路の上にふたをかけるということは、非常に難しい。なぜかと申しますと、改良区がこの上の権利を持っているわけでございますが、市としても何としてもこの用水組合と話し合いをして、そのあたりの解決を図ってもらいたいということをお願いするわけでございます。

それから、今度は5点目としまして、中央道高速道路の下の道路のことでございます、この舗装ですね。これは遺跡調査会の事務所の前の南側の角のとこでございます。よく自治会の定例会等へ出ましても、このとこが非常にでこぼこする。私も1年に4回、5回と土木へ行きまして、その舗装等をしていただきますけれども、非常に雨等が降ったり、またはあそこは大型車の進入は禁止になっておりますけれども、大型車等が通る場合があるわけです。そのために、道路の破壊というのが非常にひどい。いつ行きましてもでこぼこしていて、要するに危険な状態である。まして、これが通学路になっているということを考えてみますると、早急なる整備、しかも、その整備たるものは、やはりしっかりとした、下から掘り返してやっていただかなければ、また何回も何回も同じようなことを繰り返すと同時に、経費増を来すような結果になるのではないかと思うので、ぜひその点につきまして改善を、改修を、舗装をしていただきたい、こういうことでございます。

それから、6点目につきましては、浅川スポーツ広場にトイレを設置してくださいということでございます。浅川スポーツ広場は、年間の利用回数というのは、この事務報告書によれば440回も使っており、延べ使用人員は1万9,129人と、こういうふうになっているわけでございます。当然、トイレの設置というのは要求されるわけでございます。やはり、環境衛生等を考えてみますると、どうしてもトイレの設置というのはしていただかねばならない問題ではないかということで、強く要求をする、また要望するわけでございます。

それから、第7点目の日野市の指名競争入札の前後において好ましくないことはないかということでございます。これらにつきましては、非常に何軒かの業者等が、いわゆるいろいろな問題を提起している人もあるわけでございます。特に佐川急便、さらに仙台の建設腐敗の構造、さらに茨城とかその他、町長等の逮捕も見たわけでございます。

そうしますと、一体日野市においても、当然そのようなことが行われているのではないかと、推測ですけれども、する。これは確かに邪推かもわかりませんけれども、一部の業者が、いわゆる取り仕切るというようなことがないのでもないじゃないかというような、さらに他市等におきましては、そのような取り仕切りといってる傾向というのが明確に見えるところがあるわけでございます。

このような工事の資金にしましても、あくまでもこのお金たるものは税金でございます。やはりこの税金を食い物にするというようなことは、絶対に許してはいけないというような観点に立って、質問をするわけでございますけれども、本件に関しましては、非常に答弁というのは形どおりのことで、「そういうことはないんだ」また、「指導する」というような程度にとどまるだろうと、私は思いますけれども、やはりこのあたりにつきましては、強力なる指導というのをなさねばならないのではないかと思うわけでございます。なぜとなると、入札の制度、こういうのを見ますると、私が申すまでもなく指名参加をしまして、そうしますと、公共事業を請け負う場合は指名業者に選定されなければならないわけです。選定された業者が、いわゆる競争入札というか、そのような形になるわけでございますけれども、その場合は、やはり指名業者の決定権というのは首長に、これは都道府県等におきましては都知事、また市町村等においては市町村長、また官庁等の出先等におきましては出先の工事事務所長、または長のもとに入札指名業者の選定委員会等があったりなにかしまして、指名競争入札がその選定基準に従って選ばれました業者によって行われるわけでございます。そのようなことを考えてみると、いかに公共工事で業者が、このような不況のときには工事を、事業を得ようとするかということが考えられるわけでございます。

週刊誌等を見ましても、おもしろおかしく書いてありますけれども、やはりこれもまんざらうそではない、やはり逮捕者等が出ておれば、これは事実に基づいて書かれたということだと思うわけでございます。そうでなければ、うそのことを言えば、必ず告発等をしまして刑事問題に発展させたり、さらには民事訴訟に持ち込むというふうに、私はなるのではないかと思うわけでございます。これらが看過されている以上は、そのようなことがあり、また事実逮捕者も出ているということを考えてみますると、これは税金でございますので、これらの件につきましては、非常にしっかりとした態度で行政も臨まなければならないということが言えるかと思うわけでございます。

そのようなことを考えてみますると、やはり我々議員に対しても、よく業者がいろいろな問題に対して、話は私は持ちかけられたこともあります。また、市の職員等におき

ましても、そういうことがあるけれども、日野市の職員については、そのようなことは絶対ないんだというふうに、私は確信を持っているわけでございます。

そのような関係につきまして、やはりどうしてもこの点につきまして、日野市の指名競争入札の前後においての好ましくない状況があるのかないのかというようなことをお尋ねするわけでございます。

簡単でございますけれども、以上７点について質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　谷長一君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、私の方から第１点目、それから第２点目につきまして、お答え申し上げます。

ただいま議員さんが御指摘されたとおり、この神明上地区の周辺におきましては、大坂上の都営住宅、それから、住宅供給公社が行っております神明公社ハイム、それから大坂公社ハイム等を、現在住宅建設を行っておるわけでございます。このように住宅が建設されてきますと、当然ソフト面で、そういう面で広域的な施設、公共施設が新たに必要になってくるわけでございます。現在、都と、それから住宅供給公社を含めまして、これらについてその実現の方法を模索している段階でございまして、まだ結論には至っておりませんけれども、現在時点では、そういう協議をしておるということで御理解を賜りたいというふうに思います。

それから、第２点目の川辺堀之内の区画整理でございますけれども、平成２年に堀之内周辺約62ヘクタールにつきまして、調査実施をいたしております。その後、この地域を組合による区画整理事業という形で地元へ提案をいたしております。この地区の西部でございますが、豊田南に隣接いたしまして、約7.9ヘクタールの地域につきましては東豊田地区ということで、準備会がもう設立されております。それで、今年度認可を取るような状況で、今進めておるところでございます。

それから、東部――この地区の東部の方でございますけども、全体36ヘクタール強あるわけでございますけれども、この地区につきましては、昨年度まちづくりについてのアンケート調査等を実施いたしました。権利者の意向を考慮いたしまして、計画面積を26.2ヘクタールという形で、現在まちづくりを進めておる状況でございます。今年度中に、今の状況では、組合の準備会を設立をしていきたい。それで、来年以降に認可を取っていきたい、こういう計画を進めておるところでございます。

それから、この区域の中には入っておりませんけれども、隣接をいたしまして駒形公園がございます。このまちづくりを計画する中では、当然駒形公園を含めた、そういう

検討をし、それに整合するようなまちづくりを進めている段階でございます。

それから、都市計画道路３・４・12号線等のお話でございますけれども、確かにこの堀之内地区には、都市計画道路として重要な施設があるわけでございます。都市計画道路３・３・２号線、それから３・３・４号線、それから今御指摘の３・４・12号線と、ちょうど交差するような形になっております。この道路につきましては、３・３・２号線、３・３・４号線につきましては、これは日野バイパスという形で、この神明に上がってきてございます。これにつきましては、その交差点部分につきましては、今のところ、平面交差で考えておるわけでございますけれども、八王子南バイパス３・３・２号線につきましては、豊田の方へ行く部分でございますけれども、これにつきましては、その箇所はアンダーで、現在考えておるということでございます。これらの位置づけは、おのおの事業者が別々になっておりますので、建設省とも協議を重ねておるところでございます。

それから、今年度調査費1,350万円、当初予算に計上しておりますけれども、この調査費でございますけれども、これは堀之内の地区の一部残る地域、それから、万願寺地区の第三地域といいますか、今第一、第二、事業中でございますが、この残った部分の一部分でございます。これを含めまして今年度調査をしていきたい。調査の中を踏まえまして、今後の事業の実施、そういうものも検討していきたいというふうに考えておる段階でございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、３点目、４点目につきまして、お答え申し上げます。

まず二小の通学路につきましてでございますが、先ごろ吹上地区から都道159号線までの一部が開通したことによりまして、北野街道と日野本町・東平山線との通過車両が、この地域、大変大幅な車両の増加が見られております。東豊田陸橋下交差点を通学いたします児童の安全確保に、大きな影響が生じているのが現状でございます。お話にもありましたとおり、当該交差点には信号機と横断歩道が設置されておりますが、この交差点を通学する児童は、現在180人ほどおります。これらのお子さん方のより安全な対策を講じる必要があるというふうに考えておるところでございます。過日でございます、やはりお話がありました学校及び保護者代表、また警察、市の関係部局、合同で現地の視察を行いました。それで、安全策を検討したところでございますが、今後も最善の安全対策を講じていきたいと考えております。

それから、一小通学路の関係でございます。この御指摘の道路は、主に地域居住者の車両の通行が主たるものというふうに考えておりますけれども、この道路沿いに、実は企業の設置いたします駐車場が3カ所ございまして、これらに出入りする車両が朝夕の通勤時間帯におきまして大変多くなっております。したがって、児童の安全確保の面から、歩道の設置が必要だというふうに常々考えております。今後とも建設部と協議を重ねていきたい考えでおりますし、あわせて、一方児童に対しましては、集団登校等の機会を通じまして、十分注意するよう指導を行っているところではございますが、より一層交通安全教育の徹底を図っていきたいというふうにも考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　高速道路下の道路の補修の件であります。御指摘の場所は、日野本町二丁目4番地付近の高速道路下の市道であります。過去にも、舗装改修の要望もあって、その都度対応してきてまいりましたが、特にカーブが相当きついところへもってきて、大型車等の通行その他で、破損がどうしてもひどくなっております。したがって、根本的な対策として、次年度に改修をしたい考えであります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　6番目の御質問でございます浅川スポーツ広場のトイレの設置につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

浅川スポーツ広場は、多目的のスポーツ広場として、平成4年の1月から使用を開始したものでございます。御質問にもございましたとおり、平成4年度の使用者数は440件、1万9,129人の方が使用いたしました。そこで、トイレにつきましては、現在西側に1カ所設置してありますが、現状での使用者の数や、あるいは広場の使用形態等から見ますと、どうしてももう1カ所必要であるというふうに考えております。したがいまして、所有者でございます関東財務局とも協議いたしまして、早急に設置できるように努めたいと思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　7点目の日野市の指名競争入札の前後において好ましくないことはないかという御質問でございます。

日野市の指名競争入札につきましては、御承知のとおり厳正また公正に業者を選ぶために、日野市指名業者選定委員会を設けまして、指名業者の適格性とかそういうものを判断し審議し選定を行っているのが現状でございます。ですから、その辺の観点からし

ましても、好ましくない事実はございません。また、今後もそういうことがないと、私たちは確信しているわけでございます。ただ、契約後に好ましくない事実が判明した場合は、その実態調査をして、指名停止処分等の行政処分はすることになると思いますけども、現在はそういう事実はございません。

今、一般的に言われております競争入札につきまして、入札制度の見直しでございますけども、御存じのように、指名競争入札制度というものは、全国的に取り入れられているというのは、それなりの長所もございます。特に地方におきましては、地元業者を育成するという観点からしても、指名競争入札制度というものは重要な制度でありますし、建設省の諮問機関である中央建設業審査会の中でも、基本的には、指名競争入札は基本であるという姿は崩してないわけでございますが、それぞれ指名競争入札、それから一般競争入札につきましても、それぞれの短所、また長所もございますので、国を初め東京都、または各市町村につきましても情報等の収集を行いましていろいろ検討しております。日野市におきましても、今担当課が情報収集をして、その結果によっては検討を加えていきたいということをやっているのが現状でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　1点目の請願の関係ですけれども、地区センターと児童館等につきましては、これから東京都と住宅供給公社等と今、協議をしていくんだ、また協議中だということでございますけれども、やはり、今までの経過が経過なんですよね。ですから、そのあたりも踏まえて、しっかりと協議をしまして早急につくっていただくということが、市民にとって、やはり先ほどどなたかが申しておりました誇りを持って住むことのできる快適な町ということを考えてみると、必要ではないかということになるわけです。特に、今住宅事情等が狭小になっている関係上、ない場合には、各お年寄りの場合やなにかが家庭を回っていろいろな娯楽を行っているような状況だということも聞いております。ぜひ早急なる設置を、特に地区センターの場合はお願いしたい。

また、学校等の児童館につきましても、1小学校区1単位ということに、1館ということになっておりますので、そのあたりも絶大なる努力をしていただくようしっかりとしていただきたいということをお願いするわけでございます。

それから、豊田の川辺堀之内の区画整理については、確かに前からいろいろ問題はあるわけでございますけれども、確かに部長の答弁等からいきますと、いろいろなものが複雑、交錯しているわけであることは、私もよく存じているわけでございます。が、しかし、先ほどの説明によって、ちょっとわからない点がありますので、もう一回この点

はお聞きしたいんですけれども、アンダーの箇所というのは、一体具体的にどこからどこまでなのかということを教えていただきたいということでございます。

また、確かに今事業等につきましては、協議中な面もあるわけだ、またさらに検討しているんだということで、確定はしないかもわかりませんけれども、具体的な場所を教えていただければということでお願いしたい、こういうことでございます。

それから、万願寺の第三区画整理の一部も含まれるといいますけれども、その一部の含まれる場所というのは、大ざっぱに言いましてどのあたりかということも、恐縮ですけれどもお答えを願いたい、こういうことでございます。

その次に、吹上の豊田陸橋、129号線の開通に伴う車両の増加等によって、現在の信号というのは、非常に変則的な信号ではないかと思うわけでございます。これらの点につきまして、今、豊田南区画整理事業は進行中であり、道路ということになると非常に難しいと思いますけれども、豊田の東の区画整理等ももう設立準備に入っているわけであり、またその認可も年度中ですか、おりるということでございますので、何をおいても、この通学等につきましては、たとえその180人の通学者であろうといえども、万全を期するということが、行政責任の上からも当然要求されるのではないかと考えるわけでございます。この点につきましては、どうしても認可になりましたら、豊田南区画整理事業と豊田東組合施行であろうともよく協議をして早急なる整備をお願いしたいということです。そのあたりが可能かどうかという点につきまして、お伺いもう一回します。

それから、郵便局から一小の通学路、それから、ふたかけ等につきましてはぜひ改良区の問題でもあり、また道路の舗装等は簡単でありましょうから、その点についてはぜひ早急にしていただきたい。ただし、ふたかけについては改良区、用水組合等の関係もある上で、ぜひ協議を重ねて、検討だというようなことではなく、その促進に尽力をしていただきたいということをお願いしておきます。

それから、中央道の下ですね、これについては結構です。

それから、浅川のスポーツ公園、これも結構です。

それから、日野市の指名競争入札の前後においてということで、私がなぜ質問をしたかということなんですけれども、これはあくまでもうわさですけれども、一つのグループができているというふうな話もあるわけです。それで、そのグループの長が口ききをしまして何％かはねるとかはねないとか、さらにはその業者がちょっと力があるとかいうようなことで、今度とって、今度はとったやつを自分で今度は仕事をして、その次の仕事をまたやるんだというようないろいろな黒いうわさに近いようなことも飛んでいる

ということでございますので、先ほどの部長の答弁にもありましたように、確かに指名の選定委員会はできておりますけれども、そこで厳重に選定するということであり、好ましいということでありましょうけれども、あったときには行政処分を行う、これは当然であります。そのあたりにつきまして、やはりある程度、行政といえども情報収集というのを行う必要があるのではないかということ。その点につきましては、やはり指名競争入札等の責任者というのはだれかといいますと、先ほど申し上げましたように首長である、市長であるということになりますと、当然市長の姿勢ということで、今までもいわゆる「私欲がなければ恐れるものはない」というようなことでありますので、ひとつそのあたりのしっかりとした市長のこういう業者選定等に絡めての心意気というのをお伺いしておきたい、こういうことです。

以上の点について、再度質問をいたすわけでございます。お願いします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　アンダーの箇所ということでございますけれども、都市計画道路の３・３・２号線、それから、３・３・２号線が３・３・４号線と分かれて、要するに日野バイパスと八王子南バイパス、ちょうど分岐点がございます。この分岐点の前後約100メーターぐらいずつがアンダーになります。これは、アンダーになるのは八王子南バイパスだけがアンダーになって、３・３・２号線、それから、先ほど申しました３・４・12号線につきましては平面でその上で交差する、こういう状況でございます。今の計画はそういうことになっております。

それから、今度の調査の区域、範囲でございますけれども、万願寺の現在残っている区域でございますけれども、第四小学校の周辺の一部、それから、あと第一の万願寺からオリエント時計の周辺を含めまして神明の境、それから都市計画道路、今、説明しましたこの都市計画道路３・３・２号線から、ちょっと約50メーターぐらい堀之内側に寄ったところ、これが万願寺の残りの区域になっております。この区域のうち、今回調査の対象としておるのは万願寺第一の境、それから、高速道路を境といたしまして堀之内の地域、それで、堀之内の地域で今回、堀之内の組合の中に一部入らない箇所もございますので、これを含めて調査をする、こういうことでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　３点目、４点目につきまして、御趣旨を踏まえまして積極的に検討を進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内諸問題ということで、今、多岐にわたる指摘をいただきました。私はその中の重要項目について、特に補足を申し上げておきたいと思います。

最初の第七小学校区、いわゆる第七小学校に寄留しております学童クラブの、いずれ校舎そのものを増築する時期が迫っておりますので、学童クラブを外に設置しなければならない。この課題を多年にわたって真剣に進めております。たまたまその七小学区に大坂上都営住宅、あるいは中央線の鉄道に沿う旧街地の新都市建設公社が所有をする土地に供給公社、同じく東京都の外郭団体でありますが、供給公社が住宅を建てる、その他新都市建設公社自身が大久保の所有地に住宅を建てる、こういう公共団体の取り組んでおる住宅事業が進みつつあります。日野市の開発指導要綱に準拠して、それらに相当する一定の用地負担を、つまりこの地域に必要な学童クラブあるいは地区センター、これらを目的とする用地を得たいということで、場所を指定をして、その場所と申しますのは、たまたま神明区画整理事業は、中央線によって分断をされておりますので、両方の地域でも共用できる、そういう意味で何橋というんでしょうか、陸橋のそばの新都市建設公社所有地に必要な面積を提供しなさい、金銭で受け取るか、用地そのものの現物で受け取るか、それらを今それぞれの機関と協議中であります。なるべく早く確保して、地域で求められております第七小学校からの学童クラブの管内への転出、それから、あわせて地域で求められております地区センターの用地の確保、こういうことに充てたいと思っておりますので、私自身といたしましては、ここ１年ぐらいの目途で、そのことを確保していきたい、そう考えております。したがいまして、御指摘のことについては一応のめどを持っておるということであります。

それから第７番目、大変重要な公共事業に関する入札制度の御指摘であります。今、もっとも政治不信をつくり出しましたのが、いわゆる政治、あるいは地方自治体の長がゼネコンとの汚職事件を起こした、こういうことでありまして、つまり税金を、何といいましょうか、汚職のやりとりと深いかかわりがあるということで、国民の最大の不信を買ったという状況であります。

いろいろ公共事業の入札制度には一定の仕組みがあって、公平性あるいは公正が保たれておるわけでもありますけど、なお一層厳しい内部反省もしなければならないということを痛感をいたしております。我々の周辺には、そういう不潔な事件が絶対にあり得ないということでなければならないことはもちろんでありますし、制度の運用そのものについても厳しい内部反省も必要である、こう考えております。

建前といたしまして、助役を長とする業者指名委員会、一定の基準に基づいて指名競

争入札に付するという仕組みがございますが、地元業者といえども、育成の名のもとに不規律があるいは不潔があってはいけないということは、もう当たり前でございますので、いわゆる手配業者の発生するようなことは断固として防止しなければなりません。厳しくいろいろな関係に目を注いで、御指摘のような懸念のないような万全の体制で臨みたいということをお答えにさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

○6番（谷　長一君）　1点目から6点目までにつきましては、何とも申しませんけれども、よろしいと思います。

ただ、7点目につきましては、いわゆる競争入札というのを見ますると、非常にこれは重要な問題でもあり、また公共事業で競争入札を行ってということは、これは当然なことでございますよね。これは何かというと、もとを正せば、ウルグアイ・ラウンドが関係しているようなんです。日本の国内のみでは、このようないろいろな血税を食い物にする、このようなことは、なかなか今までのような形態での官界と業者と、いわゆる俗に言う族議員、この間ではできなかったというようなことも言われているわけでございます。やはり、日本は外国から指摘されなければ、このようなことができないというような状態であるといっても過言ではないというようなことが、いろいろなものを見ますると掲げられているわけでございます。そうかといって、やはり私は、中小業者、地元業者の育成というのはあくまでも忘れてはならない、ぜひ育成をしていただきたいということを強くお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって3の1、日野市の諸問題について7件問うの質問を終わります。

一般質問4の1、公園を楽しく利用する為にの通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

〔9番議員　登壇〕

○9番（佐藤洋二君）　それでは、ただいまから一般質問をさせていただきたいと思います。

日野市には現在、いわゆる都市公園と言われる施設が121カ所ございます。面積が94万4,931平方メートルであります。この121カ所の公園が、16万3,000万市民のオアシス的広場としてあるいはスポーツ、レクリエーション、触れ合いの場として利用されております。この都市公園を分類をしてみますと、街区公園、近隣公園、地区公園、風致公園、都市緑地、そして動物公園となります。そのうちの街区公園、以前は児童公園と言

われておりましたが、これは平山二丁目に位置しますおくやま公園が一番大きいのですが、全部で95カ所、13万8,463平方メートル。次に近隣公園というのがあります。これは、市役所の横の中央公園、面積では旭が丘の中央公園が一番広いわけでありますけれども、この近隣公園が日野市には５カ所で、10万4,109平方メートル。それから、多摩平二丁目にあります多摩平第一緑地に代表されます都市緑地が17カ所、８万8,579平方メートル。また、地区公園と称されるものが２カ所あります。南平丘陵公園、市民の森スポーツ公園でして、８万590平方メートル。そして風致公園、これは黒川清流公園で9,326平方メートル。最後が動物公園の52万3,864平方メートルであります。

この都市公園面積を市民１人当たりに当てはめますと、5.79平方メートル、約６平方メートルとなります。しかし、日野市には、このほか児童遊園など子供たちのための遊び場が31カ所、３万7,548平方メートルやその他公園緑地と言われるものや都有の緑地もあり、それらを加えますと、日野市にある公園等の公共空間の総面積は106万8,055平方メートルで、市民１人当たりでは約6.6平方メートル弱になります。しかし、日野市が管理をします公園は120カ所、42万1,067平方メートルでして、市民１人当たりの面積は2.58平方メートルにすぎず、都市における公園面積の整備基準が、都市公園法で人口１人当たり10平方メートル以上と定められていますので、量的に充足されていない現状にあります。今後、土地区画整理事業等、新しいまちづくりの中で、市民の新たな憩いの場となります公園を新規新設していくことが必要であります。

さて、日野市基本計画第５節“緑あふれる美しいまち”の中で、公園についての現状と課題が記載されております。既存の公園につきましては、画一的な施設内容から、地域に合った個性ある公園、魅力ある公園を目指して公園の敷地を外柵で囲い込むという従来の発想から離れ、街並みと融和した開放的で明るい公園に改造していくことが必要とし、また施策の方向として、既設の公園を市民の利用面での改良にとどまらず、景観上の配慮とともに、周辺の環境にマッチした個性ある公園に改良、また公園入り口のオープン化や公園と歩道の一体化を進め、歩道空間に広がりを与え、街並みと融和した開放的な公園に改良などなどが記載されているわけであります。

これらが、今日までの事業計画として具体的にどのように進んできたのでしょうか、全体像について、総括的に御説明をしていただきたいと思います。

さて、公園を利用されております皆様から、不自由を感じているものを何点か聞きました。公園を楽しく利用するため、以下の諸事業を進めていただきたいと思います。具体的な質問を何点か挙げたいと思います。

一つは、現在日野市には都市公園、それから遊び場など、いわゆる公園と呼ばれる施設が163カ所ありますが、トイレ、水道の設備がされている公園名について明示をしていただきたいと思います。

二つ目の質問であります。出先でどうしても電話をしなければならないときというものが、だれしもが経験をするものであります。駅前や商店街、あるいは人通りの多いところには電話はたくさんありますが、そうでない場所には意外となかったり、あるいは遠くまで行かねばないものであります。公園は、一つのプラザであると思います。現在、幾つかの公園付近に電話ボックスが建てられていることは、私も認識をしておりますが、このことが全体的になっておりません。そこで、公園まで行けば電話が必ずかけられる、そんな地域環境にしたいものです。ＮＴＴへぜひお取り計らいをお願いをいたします。

３番目であります。昭和63年４月１日に、日野市福祉環境整備要綱が制定をされ、建築物、道路、公園などなど都市施設を設置管理する際に、障害者や高齢者が利用しやすいように配慮する基準を定めました。近隣公園、地区公園など大規模な公園については、身障者用トイレ、水飲み場、その他、入り口を広げたり、段差の改良など整備を進めてきておりますが、同要綱の趣旨に基づき、その他公園の出入り口の段差解消と車いすの出入りに支障のないような出入り口、鉄柵の改良をお願いをしたいと思います。

４番目の質問であります。公園の緑は大気の浄化、騒音の遮断など環境を保つ働き、あるいは花や木による人間の心の安らぎ、また都市景観を構成する上で大切な要素となっております。そんな我々の生活する上で重要な緑も、余り生い茂ってしまうのも、逆に景観と通気性を損ね、またうっそうと茂った緑地では犯罪のもとにもなりかねません。また、公園によっては、雑草が成長し過ぎているところもあります。樹木の剪定、雑草等の刈り込みは、どのような形で行っているのかお尋ねをいたします。

５番目の質問になります。遊び場の砂の消毒のことであります。以前、宮沢議員も一般質問に取り上げておられました。同趣旨の質問でございます。砂の消毒、取りかえ、また減ってきた遊び場の砂の補充は、どのように対応されておりますかお尋ねをいたします。

次にゲートボールを楽しんでおられる方が急激にふえてきたような気がします。以前は、土曜、日曜に集中していたようですが、今では、平日もプレーをされております。ゲートボールのグラウンドは平たん地が好ましいと言われております。ゲートボールに適した公園グラウンドにしていただきたいのですがいかがでしょうか。

７番目の質問になります。それぞれの公園には、その公園の成り立ちやいわれなど歴

史を示す看板が立っております。私もそうですが、この看板を興味深く見られている方もたくさんいるはずです。しかし、この看板、長き間の風雪に耐え忍んできたわけでありますが、残念ながら字が消えていたり薄くなったり、また看板そのものが割れていたりしまして、看板の用をなし得ないものがあります。ぜひ立派なものに取りかえていただきたいものであります。

最後の質問であります。これは、公園などを利用する側のモラルであります。実は、公園等の管理、清掃に携わっておられる方の話ですが、園内にあるくずかご入れに犬のふんを紙に包んで入れていったり、それはまだよい方でありまして、ひどいときにはむき出しで放り込んでいく、こういうことがしばしばあるそうであります。犬の散歩で園内に入った方、またその途中の方らしいんですが、ある公園でそのことを自治会の方に話したところ、自治会回覧板を回してくださり、その後は量がかなり減った、こういうことも伺いました。遊び場の砂の汚染、公園内の美化、環境のためにも気をつけたいものであります。

ここでは、二つ質問をいたしたいと思います。本来ごみをつくらない、リサイクルに協力する、こういう立場から、くずかごを撤去することが基本かもしれませんが、とりあえず悪臭防止あるいは環境保全のため、くずかごに犬のふんなどを入れないでほしいという看板を取りつけてほしいのですが、いかがでしょうか。また、出入り口付近にその旨を示す文章と、園内に犬等ペット類を入れることを禁ずる看板も出していただきたい、このことをお願いしたいと思います。

以上８点でしょうか、質問をさせいただきます。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　公園や緑地は、市民の安らぎや憩いの場として重要な要素であるという認識から、その管理整備に努めてまいりました。近年の市民ニーズの多様化や生活環境の変化にマッチした改良が求められております。公園建設においても、それらのニーズを取り入れた設計施行を心がけてまいります。具体的には、市民の憩う広場型の公園の建設や道路に面した部分の柵囲いの廃止、また水と親しむ公園の建設等がありますが、いずれにいたしましても、周辺の市街地の状況等を加味しながら、市民の方々の利便性を第一に考えて施策を進めてまいりたいと思います。

最初に具体的な回答に入ります。

トイレと水道の設置についてであります。トイレにつきましては、原則的に誘致距離の長い近隣公園、いわゆる誘致距離500メートル以上の公園については設置してありま

す。誘致距離の短い街区公園、児童公園の名称が変わったわけですけれども、誘致距離が250メートルとされておりますけれども、公園の規模や利用状況によりまして設置を検討してまいりますが、近隣住民との関係もあり、現状では小さい公園では設置が難しいのが実態ではなかろうかと思います。トイレの設置してある公園は、具体的に市民の森スポーツ公園、南平丘陵公園、旭が丘中央公園、百草台自然公園、多摩平第一公園、多摩平第八公園、日野中央公園、黒川清流公園、大久保公園、以上９公園であります。

水道については、ほぼすべての公園に設置してあります。水道は設置していない公園は山王下公園、黒川清流公園、ほかは緑地17カ所が設置してございません。

次に公衆電話の設置についてであります。公衆電話の設置につきましては、ＮＴＴの設置基準に利用回数の問題がありますので、現状では幹線道路沿いで多くの利用が見込める場所以外の設置は難しい状況です。

次に、公園出入り口の段差解消と鉄柵の改良等について。公園出入り口の段差解消につきましては、順次整備を行ってまいります。鉄柵の改良につきましては、子供の飛び出しによる交通事故やオートバイの進入による危険性等を考えますと、周辺の道路状況や公園の立地条件等を勘案する必要がありますので、歩道に面している部分の入口で、幼児の利用上危険の少ないものについて改良を検討してまいります。

それから、樹木の剪定と雑草等の刈り込みについて。公園の樹木の管理につきましては、高木は業者委託により基本剪定や危険木の伐採等の管理を行っております。また、雑草の除草なんかも行っております。低木については、職員によって刈り込み等の管理を行っております。当市の公園は、昭和40年台から建設が行われ、古くなった公園では、成長した樹木は市民生活にある程度影響を与えている場合もありますので、枝等の剪定も含めて管理を行っておりますが、御指摘の公園のうち、雑木の植栽してあります部分につきましては、自然公園として保全するゾーンとして位置づけておりますので、この点御理解をいただきたいと思っております。

公園の除草については、業者委託によって６月と９月の２回、公園面積の３分の１を手作業で実施しております。この作業は、順次実施しておりまして、最終的には９月末までかかるのが実態であります。

次に、砂場の砂の消毒と砂の補充であります。公園の砂場の衛生管理につきましては、原因となる動物の進入防止対策を市内80カ所の公園の砂場で行うことは、現実問題、なかなか難しい面があります。また、衛生管理の基準の指針等も、まだはっきりしない現状でもあり、これらのことから、決定的な解決方法というのは、なかなか見出せないの

が現状であります。このため、当市では汚染の進んでいると思われる７公園の砂場の入れかえを実施いたしました。これらの公園については、衛生検査を続行することによって経過を注目しているところであります。

また、近隣公園以上の公園につきましては、砂の天日消毒を行います。また広報や看板によって、砂場利用のルールとマナーについて市民の方にもお願いし、砂場の砂が少なくなったものについては、砂の補充等を行っております。

ゲートボールができるような公園に整備を。公園の建設については、東京都における自然の保護と環境に関する条例によって、植え込み地の目標を50％とするように定められております。また、ゲートボール場は一定の面積約600平方メートルが必要とされておりますので、公園面積としては、最低1,200平方メートル以上の面積が要求され、比較的大きな公園で実施されているということになります。既存でゲートボール場として利用されている公園は、雨天時の水はけ等の問題があって、原則的には、むしろ２％から５％の勾配をとってあります。平たんな用地にするというのは、むしろ困難な状況にありますので、この点もぜひ御理解をいただきたいと思います。

歴史を示す看板であります。公園名の由来や経緯が載せてあるものは、破損されたり老朽化したものは見苦しいわけですので、改善の必要を痛感しておりますので、これも順次整備してまいりたいと思います。

それから、利用モラルについて、あるいは園内にペットを禁止という看板なり何か告知板のようなものをということでありますが、なかなか看板だけで効果がどの程度あるのか、あるいはむしろ看板が多過ぎるという逆の指摘もある場合もあります。基本的には、広報等で呼びかける形で、みんなの公園ですから、利用についてルールとマナーを守るということの徹底は、当然しなければなりませんし、積極的にそれは進めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○９番（佐藤洋二君）　全段での総括適な御説明をいただきました。ありがとうございました。

部長の説明の中で、近年の市民ニーズの多様化や生活状況の変化にマッチした対応が求められている中で、具体的には市民の憩う広場型の公園の建設や、歩道に面した部分の柵囲いの廃止、また水と親しむ公園の建設等の話がされ、今後も周辺の市街地状況等を勘案し、市民の方々の利便性を第一に考えて施策を進めていくとのことでした。施策の実現に向けまして、今後もぜひ頑張ってくださるように強く要望をいたしまして、何

点かの再質問と要望を申し上げたいと思います。

まず一番目の質問のトイレと水道の問題であります。トイレの設置してある公園は、わずかに９園であります。全体の８％にすぎないわけであります。確かに１日中公園にいて仕事をしたり、あるいは遊ぶわけではありませんから、そのときは、そのときの考え方もあるでしょう。しかし、生理現象というものはそういうものではないと思います。また、児童公園、いわゆる街区公園は、小さな子供さんが多く利用することは御承知のとおりであります。私たちが子供を育ててきました経験からしましても、子供は大人やあるいは親の思惑などに関係なく、トイレを要求するものであります。公園を利用する者にとって、また相談を受けた中で一番声の強かったものが、このトイレの設置問題でありました。回答の中にもありましたけれども、近隣住民との関係があります。設置後の管理あるいは地域環境等を十分に配慮し、設置に向け努力をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、水道の問題であります。設置済みの公園が圧倒的であることは、不勉強で私自身ちょっとびっくりしました。しかし、圧倒的に設置されている公園があるにもかかわらず、17カ所が未設置というのは、逆にこれは寂しい思いもいたします。子供たちが土と接触し、あるいはピクニック気分で親子で食事をとる方もおられます。そんなときは、どうしても手を洗う、手を洗わせる、そんな行儀が必要なわけであります。どうか衛生面、またのどを潤すという部分からも、一日も早い、全公園に水道設置のお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

次に、公衆電話の件でございます。ＮＴＴの電話の設置基準については、私も知っております。特に以前おりました電車区の中に公衆電話を設けたいというときに、かなり難儀した経過がございますので、容易にこの問題が前進するとは思っておりません。しかし、回答の中では、幹線道路沿いで多くの利用が見込める場所以外、設置は難しいということです。市の考えている幹線道路沿いの公園には、ほとんど設置されているのでしょうか。ＮＴＴは公社から営利中心の民営に移管されても、性格が公益性あるいは公共性の強い企業であります。ＮＴＴに市が積極的に設置の方向で働きかけていただくよう要望をいたします。

次に、出口の出入り口段差の解消と鉄柵の改良についてであります。段差につきましては、これまでも改良に取り組んでいただいており、今後も順次整備をしていくという誠意ある前向きの回答でありました。できれば、「順次整備」の表現を「可及的速やかに」という文言に置きかえ、取り組んでいただけるように要望をしたいと思います。鉄

柵の改良については、確かに回答に示されますよう子供の飛び出しによる交通事故、オートバイの乗り入れ等が想定されます。その中で、利用上危険性の少ないものについて改良を検討していただけるとのことでありますが、ちょっと工夫をすれば車いすも乗り入れられ、危険性も解消できる方法がきっとあると思います。この部分、今後の検討課題としていただきますようお願いを申し上げます。

次に、樹木の剪定と雑草等の刈り込みについてであります。剪定と刈り込みは、どのような方法で行われているかについては理解ができましたが、この剪定と刈り込みの問題で、１問ずつ質問をしたいと思います。

公園の樹木を積極的に管理をする中にあって、たまたま枝の伸び具合で信号機表示の支障や付近民家への日照、通気の問題が発生することがあると聞いております。この場合の対応について、ひとつお伺いをいたしたいと思います。

また、除草は年２回となっていますが、果たして６月９月の年２回の除草が適当なのかどうかはわかりませんが、地域環境によっては、著しく成長する草木もあるわけでして、６月をあるいは９月を待ち切れないところもあります。その辺はどうお考えでしょうか。

また、公園面積の３分の１を手作業により除草をしているというお答えがありました。他の３分の２は、どのような方法で除草をしておるのかお尋ねをいたします。

公園の遊び場の砂が減少したときの補充方法についてお尋ねいたします。この砂が減少した際に、補充基準の目安のようなものがあろうかと思います。どのような判断でされているのか、また社宅等民間アパートの中にある遊び場の砂も、市の方で補充をしていただけるんでしょうか、この点についてお尋ねをいたします。

ゲートボールのできる公園について、１点だけお尋ねをいたします。お答えでは、既存でゲートボール場として利用されている公園では、雨天時の水のはけ処理として勾配をとってある、こういうことであります。それは、水はけのためにはどうしても必要なものであり、無理がないと思います。しかし、表面のでこぼこというんでしょうか凹凸、これについての整備は、果たしてできるのかできないのか、これについてのお考え方をお示しをいただきたいと思います。

歴史を示す看板については、ぜひとも後世に残すためにも、一日も早い設置についての御努力をお願いをしたいと思います。

また、犬のふん云々の関係につきましては、広報等を通じて利用者のマナーについて訴えていく、こういう御説明でありました。ぜひ、それについては進めていただきたい

と思っています。

何点か再質問をしました。御回答よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　最初に、トイレの件であります。なるべく多くの方の利便という面からすれば、トイレがあった方がよい。これは決まっておるわけですけれども、やはり私ども管理をする立場から考えますと、近隣の方々への迷惑あるいは日常の管理、防犯とかあるいは衛生とか、そういったような面で、どうしても消極的にならざるを得ないのが実情です。もちろん条件の整った場合には、それなりの整備を考えていきたいとは考えておりますが、なかなか現実問題は、年次計画で何カ所ずつという、そういうような形での整備は、ちょっと不可能かと思います。

それから、まだ水道が設置していない17カ所、これは緑地でありますので、現状では、まだ水道を設置する考えはありません。

剪定管理の件でありますが、もちろん安全とかあるいはそういったような民家へのいろんな形での支障があった場合には、これは対応していきたいと考えております。

除草についてでありますけれども、現在の体制では、やはり年２回が限界ではなかろうかと思っております。

３分の１の手作業で、残りはということでありますが、これはほとんどが手作業は除草剤を使わないということで、手作業にしているわけですけれども、ほかは、通常の植栽区域がほとんどですので、通常の植栽管理の形で対応が可能であろうかと思います。

砂の補充につきましては、日常、月に定期的に点検をしておりますので、目視による状況の把握ということで、不足している場合には補充をしているというのが実態であります。

それから、民間アパート等の遊び場については、これは公園管理の立場からは、砂の補充についてはいたしませんけれども、児童福祉の所管で福祉部の方で、その支援の制度があると思います。

ゲートボールの凹凸の問題で、確かに利用者にとっては、何とかならんかという側面がありますけれども、これは日常ゲートボールをお楽しみになる方が、それぞれ使用する前あるい後に通常の手入れ等は、ぜひ行っていただきたい、それを期待しているわけです。もちろん、公園として管理上必要があれば、これはそういう場合に手に負えない場合には、公園管理者として通常の管理はいたしますが、利用者としても、ぜひ使用前、使用後の手入れについては、ぜひお願いしたいと考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございました。

再々質問になってしまいますので控えたいと思いますが、1点だけ再々質問をさせていただきたいと思います。

先ほどもお話ししたんですが、この公園を楽しく利用する為にという質問をするに当たりまして、お年寄りの方々から相談を受けたわけです。その中で、一番問題になったのが、トイレの利用の問題なのです。今の部長のお答えでいきますと、近隣の関係とかあるいはつくってからの問題とかいろいろあって難しいと、こういうことでありますけれども、先ほども私申し上げましたけれども、いわゆる近所の方々への配慮をきちっとしていけば、そう難しいことがないんではないか。あとはお金さえ、予算さえ措置すればできる問題というふうに考えているんですね。

特に小さいお子さんを連れておばあちゃん、おじいちゃんたちが公園を利用する場合があるんですね。そのときに、お孫さんから「トイレ」と言われたときにどうすればいいんだということで、かなり困っているというお話を伺っているんです。ぜひこのトイレの問題につきましては、いろんな困難さがあったとしても、全公園に設置できるように、ぜひ市の取り組みの強化をお願いをしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　もちろん利便性、楽しく利用するということを前提に考えれば、そういうような面での施設の充実というのは図らなければならないというのは、基本的に考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　市長にお伺いしたんですが、市長には次の問題の中でお考え方を示していただくということで、この問題については若干不満足な面がありますけれども、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって4の1、公園を楽しく利用する為にの質問を終わります。

一般質問4の2、お年寄りが休める道路（歩道）わきの腰かけ設置についての通告質問者、佐藤洋二君の質問を許します。

○9番（佐藤洋二君）　続きまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

いわゆる高齢化社会とか高齢社会という言葉は、20世紀末から21世紀にかけての人口問題を代表しておると思います。明確な区別は学説上はっきりはしていないようであり

ますけれども、高齢化社会というのは、人口の高齢化が今も進展している状態の社会のことでありまして、ちょうど今日の日本、アジア、アフリカ諸国等のように、現在の高齢人口の比重の高まっている国では、通常高齢化社会という言葉を使うのが一般的であると言われております。また、高齢社会というのは、高齢化がほぼ頂点に達している状態の国のことを指すそうでありまして、いずれにしましても、両者とも人口の年齢構成において、老年人口比重が高まる社会現象を表現している文言だと思います。

さて、老年人口の比重をはかる指標といたしまして重要なものに、老年人口比率と老年人口指数とがあるそうであります。老年人口比率とは、総人口に占める65歳以上の人口の比率であり、老年人口指数とは、15歳から64歳までの人口に占める65歳以上の指数であります。

さきに述べました老年人口比率でありますが、この比率が７％以上、すなわち総人口のうち65歳以上の老人が７％以上いる国、社会、また老年人口指数12を超えて、さらに高齢化が進展している状態にある社会を高齢化社会といっております。高齢化社会という表現のいわれは、国連の「人口高齢化とその経済的、社会的意義」というレポートの中に、老年人口については４％以下の国を「若い人口」、４％から７％までを「成熟した人口」、そして７％以上の国を「老化した人口」と仮説を立て、これ以来、老年人口７％以上で、さらに高齢化の進展している国を高齢化社会というようになったそうであります。

さて、日野市では９月３日、例年実施をいたしております敬老大会を市民会館大ホールで開催をいたしました。御案内のとおり、午前は浅川を境に南側に居住をされている方々を、午後は北側に居住されている方々で、午前午後を合わせまして約1,750人程度のお年寄りが出席をされました。式典は、主催者を代表しまして市長の思いやりのこもったお祝いの言葉、また市議会を代表して、黒川議長の機知に富んだあすへの励ましのあいさつもあり、和やかなうちに一部がお開きになったことは喜ばしい限りであります。当日出席されました方々が、そして、来年新たに70歳の仲間入りをし敬老大会に参加される方々が病気のことや、さまざまな悩み事をすべて忘れ楽しい一日が過ごせるように、そして、生きていてよかった、この日野に住んでいてよかった、来年も頑張って敬老大会に出てこよう、お年寄りに対しまして、そんな思いやりと優しさのある老人行政が、今後も力強く続けられるよう議員の一人として、そしてまた、市民の一人としまして願わずにおられませんでした。

市長のあいさつの中で、今年度70歳以上の敬老の方は、約9,250名おられると話され

ておりました。日野市人口の5.7%に当たります。また、司会をされた老人福祉課長の幕間の話で、65以上の人口は約１万5,500名、また80歳代、90歳代、100歳、101歳、102歳、103歳と、市内に居住されています年代別人口比についても披瀝をされておりましたが、先ほど述べました国連の「人口高齢化とその経済的社会的」レポートに、日野市の老年人口比率を当てはめますと約9.5%であり、リポートの７%以上のゾーンに入り、「成熟した人口」を通り越し、確実に「老化した人口」ゾーンに入ったわけであります。「老化した人口」時代を迎えた今、高齢者対策行政は、医療、保健、福祉の問題だけでなく、労働、経済、住宅、文化、地域環境などなど幅広く真剣に取り組んでいかねばならない時代に入りました。

いつごろであったか確かな記憶はありませんが、調布の吉尾勝征市長御自身が、身体障害者の皆様と御一緒に車いすで町を歩かれたときの体験から、いかに道路が体の不自由な方々に不便をかけているかを知り、お年寄りと障害者のための道づくりをつくづく痛感した旨の新聞記事があり、私は読みました。

現在進めている都市計画道路や生活道路について、健常者と言われる我々の感覚で道づくりをしていることについて、検討をしなければならないと思います。浅川沿い道路には市民の憩いの場が設けられ、大変喜ばれております。近年、中高年の方や御夫妻で散歩、ジョギングなど多く見受けられます。長寿社会を生きるには、みずからの健康はみずからがつくり出していくことが必要であります。そうはいっても、年をとってくると、足が弱くなることは身体的必然だと思います。したがって、道づくりの中で、高齢者対策を考えていくことは、身障者対策とあわせていくことが必要だと、私は考えます。お年寄りが道を歩いていて、腰をおろしたいという欲求をかなえたいと、私は思うのであります。最近は、商店街でも、お店の前に長いすや縁台を置いて、歩行者に休憩の場をつくって喜ばれています。地方自治体の中には、創意工夫を凝らして、道づくりに取り組んでいると聞きます。

実は、何人かのお年寄りの方々より、夏の大変暑い日、ちょっと休みたい、体が疲れてしまい歩くことが難儀である、また、ベンチに座りながら涼を求めて、そこでの人間関係の出会いなどなど、そういうときのため、道路のわきに腰をおろすベンチを市でつくっておいていただけないものだろうか、こういう相談を受けました。私は、この話を聞くまで、道路のわきに休むところをつくるなんていうことは考えてもみませんでした。既成の市内道路に、また今後の道路整備事業で幹線道路、生活道路に植え込みがつくられる際、一部に腰をおろすことのできる景観に合ったもの、例えば庭石的な、また児童

公園などにある動物など、石でつくったものでありますけれども、そういうものが設置できないものだろうか、これは道路交通法にかかわる問題だと思いますけれども、行政の知恵を働かせ、柔軟な法の運用を含めてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　道路は、もちろん人や者をスムーズに移動するという目的がございます。御指摘の問題の必要性というのは、やはり最近障害者にも優しい、人に優しい道づくりというそういうようなことも、いろんな形で論議がされている問題であります。ただ、道路そのものの機能という面からすれば、どうしても一方で、例えば視覚障害者の障害になるとか、あるいは道路の歩道の幅員の問題だとか、いろんな条件が必要になってこようかと思います。私どもとすれば、むしろ道路以外の機能として、一定のスペースをそのために設ける必要というのを痛感するわけです。今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上です。（「バス停なんかいいな」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　ありがとうございます。

今、不規則発言の中にもありましたけれども、バス停のいすなんかは、まさに私の発想と同じことなんですね。日野市にもあるかどうかちょっとわかりませんけれども、他の市を歩いてみますと、かなり歩道にいすが置かれているのが実態であります。そういった道路交通法をクリアーした部分もあるわけでありますので、ぜひその辺は研究を加えていただきたい、こう思います。

いずれにしましても、質問の趣旨そのものは理解されたものと私は判断しております。あとは、この休めるいすをどういう形でつくっていくかという方法論だと思っております。ぜひ、今後の検討課題の中でこの問題を処理をしていただきたい、こう思いますが、最後に市長の方から、この問題に対して御見解を示していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地域社会にいろいろな配慮を尽くして、市民生活に寄与できる、こういう条件は、まだまだ工夫すれば多々その余地があるものだというふうに質問を伺っておりました。

一般論としての御指摘はまさによく理解できるわけであります。具体的にどこの公園あるいはどこの街路にということを、ひとつこれから我々も探してみたいと思っておりますし、また御指摘もいただきたい、このように思います。

○議長（黒川重憲君）　佐藤洋二君。

○9番（佐藤洋二君）　例えば、道路の中に歩道の中につくることだけを、私は考えておりません。例えば、市が民間の方々に協力を求めて道路の奥の方といいましょうか、道路がありまして歩道がありますから、歩道の奥の方の一部を市が借りるあるいは買う、そういったところにいすを設ける、そうすれば、例えばの話が、道路交通法との関係も関係ありませんし、障害者のいわゆる車いすにも支障を及ぼさない、こういうふうに考えておりますので、そういった部分、どういう形でつくっていくかということで、是非検討を加えていただきたいと思います。

これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって4の2、お年寄りが休める道路（歩道）わきの腰かけ設置についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後3時1分　休憩

午後3時43分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問5の1、地域医療計画の見直しと市の対応についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

〔30番議員　登壇〕

○30番（米沢照男君）　地域医療計画の見直しと市の対応について、質問をいたします。

医療の憲法と言われる医療法が改正されて、約8年が経過をいたしました。その医療法改正に伴う地域医療計画の策定、医療圏の設定が行われて、4年半が経過をいたしております。東京都保健医療計画によりますと、南多摩医療圏、御存じの日野、八王子、町田、多摩、稲城、この5市が南多摩医療圏として設定をされました。人口、当時でありますけれども、114万1,448人、既存病床数が8,005、必要病床数が8,081、不足病床はわずか76、こういう設定が行われたわけであります。

日野市の病床数の実態は、老人病院、精神病院を含め6病院、一般病床はわずか538床、人口10万人当たり354.6床、国基準の約50％という低い水準にとどまっているわけであります。当時の資料によりますと、日野市の場合、入院を必要とする患者のうち、

市内の病院に入院できる患者数、いわゆる入院率はわずか19.9%、こういう低さでありました。ちなみに八王子の入院率63.3、町田が64.7、多摩が50.5、稲城が40.6、この周辺市と比べても、日野市がいかにベッドが不足しているか。その反映として、入院率がわずか19.9%、こういう実態でありました。ここに、一方的に南多摩医療圏が設定をされて増床の必要はない、増床は認めない、こういう一方的な規制が強行されたわけであります。その後、市としても、ただ漫然と指をくわえて経過をしてきたわけではありません。

御存じのように、議会といたしましても1988年6月25日、入院ベッド確保に関する意見書を採択をし、関係機関に送付をいたしております。そしてまた、森田市長も300ベッドの増床を求めて、都知事あてに要望書を提出いたしました。1988年の6月27日の日付をもって提出をいたしております。

さらに1989年、2月に森田市長と日野市南部地域に総合病院をつくる会の代表が、東京都の住宅局長に会って、直接日野市の医療の実態、いかに日野市がベッドが不足しているか、増床が必要かの訴えをいたしました。このときの都の衛生局長は、日野市の実態はよく理解しておりますと、こういうことで、当初の東京都保健医療計画で明らかにされておりましたけれども、当面の方策についてはおおむね5年間を計画期間とする。なお、今後の社会情勢の変化等に対応して、5年以内に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとするということで、5年置きに医療計画、医療圏の見直しを行うことが、この当初の計画からも明らかにされていたわけでありますけれども、都の住宅局長は、日野市の医療の実態を十分理解するという表現で、見直しに向けての期待がかけられた経過がありました。

さらに、1989年の12月に南部地域への病院をつくる会が中心になりまして、ベッド規制反対の請願署名運動を行いました。1万8,139名の署名を添え、東京都知事にあてて要望書という形で提出をした経過があります。

さらに、ことし1993年6月、つくる会が中心になりまして、都知事にあてて要望書を提出をし、そして、衛生局との交渉を行っております。このつくる会が6月に都知事あてに提出をした要望書の内容は簡単ですので、紹介をしておきたいと思いますけども、「東京都が地域医療計画を策定して、すでに4年が経過しています。日野市並びに日野市議会、そして日野市南部地域に総合病院をつくる会などが、東京都にたいし、再三にわたって必要病床数確保について、要望してまいりました。

日野市は、厚生省基準にてらして約300床不足しており、とりわけ市南部地域の病床

不足は極めて深刻な事態にあり、病院建設による増床が緊急な課題となっております。

日野市では現在、市立総合病院の建て替え計画の策定をいそいでおり、また、南部地域への病院建設にむけ、用地確保に鋭意努力中であります。

今次、医療計画・医療圏の見直しにあたっては、日野市の実情を十分ご賢察のうえ必要病床数が確保できますようご配意下さるよう強く要望いたします。」こういう文面でありました。

この日、応対したのは、都衛生局総務部、渡辺企画担当参事、つまり医療圏、医療計画の見直しの直接の担当官であります。この日の回答は「衛生局では日野市の実情は十分理解しており、誠意を持って対応します」、こういう回答でありました。

これから年末にかけて医療計画、医療圏の見直しが行われるわけでありますけれども、二、三お聞きしたいのは、これまで森田市長を先頭に、日野市の国基準に照らして約300床不足している。この不足している300の増床を認めるよう再三再四、東京都に対して、都知事に対して要望を繰り返してきたわけでありますけれども、今日の時点で、この秋から年末にかけての医療計画、医療圏の見直しの作業が始まるわけですけども、この切実な日野市、日野市民の要求がどこまで取り入れられるのか、どのような現状の認識に立っているか、まず１点伺いたいと思います。

それから、２点目は、午前中にも若干やりとりがありましたけれども、市立総合病院の建て替え計画、この検討が現時点でどこまで進行しているのか。そして、当面、今後の取り組みはどういう展開になるんだろうか。市立総合病院の建て替え計画に関連して、２点目伺いたいと思います。

それから、３点目は南部地域の病院用地の確保について。昨年12月の議会で議員の質問に答えて、いわゆる全農の土地に対する取得に向けての取り組みが経過として報告されたことがありますけれども、今日、その用地取得に向けての取り組みがどの程度進行しているのか、現状についてお答えいただきたいと思います。

３点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず１点目の御質問に対してお答えをいたします。

ただいまお尋ねの南多摩医療圏におきます地域保健医療計画のことでございますが、これは医療法の30条によりまして、５年に１回見直しをしていくということになっておりまして、平成４年から私もこのメンバーの一員になりまして、八王子保健所が中心となり、それぞれの委員、郡司さんという方が協議会の会長になりまして、この医療の問

題を協議をしてまいりました。ことしの５月に、ほぼその試案がまとまりましたが、この内容は、今お尋ねのベッドのことを除いた関係のものということに指定をされているところであります。ベッドの問題について、この委員会の中で、私どもも再三いろいろとこの事情を、今議員さんの方から話されましたように、南多摩医療圏でのベッドの不足の問題を、特に日野市の場合こうだというようなことで、説明をしてきているところでございますが、この医療圏の中でベッド数がまず決められるということ、各市ごとでないということが、一つございます。

それから、このこと以外に市単独で既に都の方にベッドを要望した経緯もあるわけですけども、私どもも常に強くこのことをお願いした中で、最終的に、この医療計画をつくるに当たりまして、ベッドのことについてはこの協議会の中で決められませんけども、要望として、都の衛生局長に南多摩地域保健医療協議会の会長名で要望を出すということにしていただきました。

その中に、いろいろなことがたくさん７項目あるわけですけども、今お尋ねにかかわりのあるところだけのところを、ちょっと御紹介申し上げますと、老人病院の病床及び精神病院にある一般病床の取り扱いについて、国及び都においては、医療計画における一般病床の算定上の見直しを検討することということで、項目を入れていただきました。この内容でございますが、南多摩医療圏は、国や都で考えている以上に山梨とか神奈川県とかが接していて、南多摩医療圏における病床を利用する率が多い、そういうことを考慮にまず一つ入れていただきたい。それから、老人病院や精神病院につきましては、老人病院には老人病床数だけがこのベッドの規制から外れて精神病院といるわけですけども、このほかに必ず病院では一般病床というものをとっているわけです。実態としては、老人病院に使っている、そういうものを、これから除いてほしい。それによって、相当数の病床数が、南多摩医療圏の中に浮いてくるといいますか、こういうことを期待して、今の要請が入っているという状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　大崎参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　御質問の２点目で、市立病院の建て替え計画の進行状況というようなことでございますので、お答えいたします。

市立病院の建て替えにつきましては、昨年度、基礎調査を行いまして、多摩平四丁目３番地ブロックの敷地において、300床規模の病院建設が見込めるという報告が出ております。これに基づきまして具体化を図っていきたいという考えでございます。現在は、役所の内部４－３ブロックに既存施設がございますので、それの管理している関係課を

集めまして内部で検討しているという状況でございます。既存の施設をどういうふうに仮移転するかというようなことが具体的になれば、それぞれ今後の計画あるいは予算の方で反映していきたいというように考えておるところでございます。

また、３点目の南部病院の用地の取得のことでございますけれども、この件につきましては、午前中にも御質問がありましたが、全農の土地を市の所有する土地と交換、実際には売買でございますけれども、交換するような形で全農の方に申し入れをしておりまして、それが一応、その申し入れに対して全農の方から、その話についての協議に入るというような回答を得ておるわけでございますけれども、現在は、全農が土地を利用するについては、社員住宅というようなことを考えておりますので、日野市の方であっせんするといいますか提供する土地に、どの程度の社員住宅が建つか、それなりのメリットがあるかどうかというようなことで、実務的に検討をしているというような段階でございまして、まだ契約とかそういうようなところには至っておりませんが、早い機会に結論を出したいというように思っておるところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問をいたします。

１点目の医療計画、医療圏の見直しの問題ですけれども、今日の時点では、なかなかはっきりした言い方ができないんだろうと思うんですが、老人病院あるいは精神病院での一般病床、これを実際の医療圏設定の時点で、南多摩医療圏の一つの基準が示されたわけですけども、これを見直すことによって、相当数一般病床として増床できる可能性が出たという答弁でした。そこで、相当数というのはどのくらいのことなのか。それで、先ほどの答弁にありましたけれども、日野市という形で限定されるんではなくて、南多摩医療圏全体ということで、もちろん数的に見直しがされるわけですが、いわゆる日野市では、国基準に照らして300不足しているということを、再三再四これまで要求してきているわけで、この300の増床に対して、どういう可能性が開けるのか、この辺をちょっともう一度伺いたいと思うんです。そして、あわせて、今の協議会を通じて局長に申し入れるということも、もちろん大事なことかと思いますが、市独自でもう少し積極的に300の増床を認めさせる働きかけが必要ではないかというふうに、私思うんです。これは、もちろん市民運動としても、既に駅頭での宣伝署名活動なども、改めて取り組みつつありますけれども、あわせて行政側も単に協議会サイドでの申し入れだけではなくて、独自に、つまり日野市は他の４市と違って、とりわけ深刻な事態にあるわけで、積極的な取り組みが求められているんだろうと思うんです。この点について、もう一度お伺い

したいと思います。

それとの関係で、市立病院の建て替え計画ですけれども、当面の計画が増床ということの可能性が出てこなければ、この建て替えもかなり当初の計画からすれば、見通しが暗くなるわけで、その点の市立病院の建て替え計画との関連で、どのような見通しを持っておられるのか、この辺もちょっと伺いたいと思います。

それから、南部の病院用地の確保に向けての取り組みですけれども、昨年12月の議会でのやりとりの中で、かなり具体的な答弁もされた経過があります。その後、かなり日時が経過しておりますので、それなりの進展があったというふうに期待をしているわけですが、この点はどうなんでしょうか。その後の進展が、具体的にはどういう展開になっているのか質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　まず、１点目の問題でございます。

今回の医療計画見直しによって、増加する病床数はどのくらいになるか、このことにつきましては、現在のところ、全くわからないというのが実態でございます。これは、ほぼ平成５年度中に東京都が中心になって、これが決められていくわけですが、それに対しての要望ということで、先ほどの要望の件を申し上げたわけですが、300床の可能性があるかというような御質問ですが、八王子には、老人病院と精神病院が非常に多くありますけど、私今、確かな数字がちょっとよくわかりませんが、ほとんどの病院に一般病床が20床から50床ぐらいはとってあります。それを、もし仮に全部外されたとしたら、それが300になるか400になるかちょっと数は、もちろんわかりませんが、一応そういうことを対象にしてほしいという要請を入れたわけでございます。

これのことについて、どの程度まで考慮してくれるかということも、結果はまだわからないのが実情でございますが、日野市を初めとするまだほかの市も、この病床につきましては、要請をこの意見の中で申し出ております。こういうことを勘案した中で、衛生局の方でどういうふうに南多摩医療圏の中に、これは全国的な対応で病床数を決めてきますから、特例で、例えば今申し上げましたように精神病院とか老人病院についてやるとかいろいろなことをしないと、特別に南多摩だけに数をふやすというようなことが、非常にできないということを伺っております。

そういう中で、この提案を申し上げたものにつきまして、それから、地域性で山梨や神奈川県に接しているという、要するに他府県の患者が非常に多く来ているというようなことを考慮してやっていただきたいということで要望しているところでございます。

それから、市の方としての要望はどうであるかということにつきましては、大崎参事の方から市全体の要望を最近もしてますので、お答えをしていただけると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　大崎参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　市立病院の建て替え計画と東京都の保健医療計画ベッド規制との関係でございますけれども、先ほど答弁申し上げましたように、市立病院の建て替えにつきましては、多摩平四丁目３番地ブロックに300ベッドの規模のものが見込めるというようなことでございますので、市民の医療需要を考えますと、その程度の300ベッドの病院がほしいわけでございますが、御質問にもありましたように、ベッド規制というものがございます。したがいまして、せんだっての調査報告書でも書いてございますように、現在建て替えという段階であれば、現在の許可ベッド数で、まず建て替えをして、それで医療計画の改定、つまり、増床が見込めるという段階になって第２期工事として増設していくというような、２段階の計画ということで考えておるところでございます。

東京都の衛生局に対しましては、市立病院の建て替えについて300床を予定しているということを一応申し出ておりまして、医療計画改正には、十分市の考えを反映するように衛生局の方にはお願いもしておるところでございます。

それから、南部地域の病院の用地取得についてのその後でございますが、さきに御報告したことから、どの程度の展開がというようなことでございますが、先般、進捗状況といいますか、状況を説明申し上げたところは、昨年の夏に全農の方に、土地の譲渡についての文書申し入れをいたしまして、それで、全農の方から、市の考え方に、一応協力するというような回答を得ておったわけです。したがって、市の考え方に協力するというようなことが得られましたので、ある程度の展望が開けたというようなことで、その後の折衝を続けておるわけでございますが、現在は、市の持っております土地の面積、それから、全農の所有する土地の面積、これの違い、あるいは市の所有する土地が全農に渡った場合の全農としての土地利用の問題、つまり建物をどういうふうに建てるかというようなことがございまして、そういうような実務的な面で、現在詰めておるという状況でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にわかりよい一定の結論を持った答弁ができないということを、大変残念に思っております。日野市の医療需要に対応できる病院体制という

ものを考えまして、かなり複雑な経緯を経たことによって、時間が相当たっております。今御質問の現在の市立病院の建て替えという問題と、それから、また一方に取り組んでおる病床規制に対する病床の確保という問題を二元的に考えて、事を進めておるというふうに御理解をいただきたいわけであります。

市立病院は、今、担当参事がお答えをしておりますとおり、いわゆる多摩平四丁目３番地ブロックを一応想定をして、具体的な病院の、いわゆる現在病床においての建て替えということを調査をし、だんだんと結論に向けておる、こういう状況であります。したがいまして、多摩平四丁目３番地の建て替え予定地には、将来300の近代的な病床を持った病院が可能である、こういうことでございますが、当面の建て替え計画は200床をもって具体的な設計をする。将来の第２期工事と申しましょうか、あるいは第２次の増床という考え方で、全体計画を立てていく、こういうことになるわけであります。

それから、御質問の特に南部地域病院という地元の、極めて必要性のある御要望に対して、どのようにおこたえをするかということが、一方には用地の確保の問題、一方には病床の確保の可能性の問題、こういうことで、かなり複雑に絡んでおるわけでありまして、今までの経過の中でかなり複雑な説明の仕方をし、また具体化のために時間もかかっておるということで、責任を感じておるところであります。現状をお答えしておりますとおり、病床確保という問題が、病院をつくります場合の前提になりますので、とりあえずは医療センターというふうな診療施設を具体的に設ける、こういうことの可能性を追求をし、将来の病床を持つ病院に発展をさせていくという計画が、可能性を持つわけであります。

先ほどの別の方の御質問にもありましたとおり、その経営主体あるいは経営規模あるいは今後の見通しということにつきまして、まだまだ詰め切っていない部分がございますので、そちらの方は、用地確保ということに今、重点を置いて取り組んでおるということでありまして、初め高幡区画整理の中で市が確保し得る用地ということで考えて臨んだわけでありますが、地元のいろいろな御意見もありまして、いわゆる全農の土地と交換をする方式、実質は売買でありますけど、具体的には用地をかえる、交換をする、こういう考え方で用地の確保に今、鋭意取り組んでおる、こういう状況でありまして、２段構えと申しましょうか、３段構えということになるわけでありますことを御理解もお願いをしなければならないわけであります。具体的な、いわゆる現在の市立病院の建て替えにつきましては、これは東京都の衛生局からもヒアリングを行う機会も与えられておりますので、その中で御理解を進めておる、こういう状況であります。

大変複雑で、またあるいは説明が不十分でわかりにくい点があろうかと思っておりますけど、そういう二元的あるいは病床確保という手段にも取り組みながら進めておる、こういうふうに御理解をお願いしたいところであります。

また、病床確保そのものは理解はするという回答は得ておるわけでありますが、具体的に、今ヒアリングを受けておる段階でございますので、多摩平の市立病院建て替えについては、あと100の増床をもって300にする、あるいは南部地域には、今後どういう形態で、いわゆる南部地域病院と言われるものを具体化していくか、現状は、まず用地から確保する。それから、病床確保の第２段階、第３段階の問題があるということを、お答えにしておきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　あとの質問もありますので、この問題で余り時間をかけられませんけども、最後もう１点伺いたいんですが、南多摩医療圏の各市が協議会をつくって、会長名をもって衛生局長あるいは都知事に要請をしているということが、先ほど答弁でありました。くどいようですが、もう一度、私強調したいわけですが、これはちょっと古い資料ですが、1988年４月22日現在の数値ですけれども、入院を必要とする患者のうち市内の病院に入院できる、いわゆる入院率ですね、これは、先ほど紹介しましたように、八王子が63.3％、町田が64.7％、多摩が50.5、稲城が40.6ですけれども、残念ながら、日野市はわずか19.9％という300ベッドが不足しているという実態が、ここの数字でも出ているわけですが、したがって、とりわけこの５市の中でも、日野市の医療問題、特にベッド不足というような深刻な状態にあるということで、この５市の共同歩調だけでは、私はちょっとこの働きかけといいますか、取り組みとしては不十分ではないかと思うんです。何とか、さきにも紹介いたしましたけれども、1988年の６月に森田市長名で都知事あてに要望書を提出しておりますけれども、今この段階、一番私は大事な時期だというふうに理解しております。

したがって、改めてこの時点で都知事にあててもう一度日野市の医療の実情、ベッド不足の状態を訴えてこの見直しを迫る、何としても300床必要だという、この姿勢といいますか意気込みといいますか、何とか私は、単なる５市共同歩調だけの取り組みではなくて、独自の努力が必要ではないかと思うんですが、その点について、ひとつ市長の積極的な回答をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　確かに時間がかかり、また展開が鈍いということは、我々も

まことに残念に思っております。

私も政策の中でトップに掲げるぐらいな重要課題だというふうに考えておりますので、文書あるいは直接の要請等によって、御指摘のことを打開をしていく、そういうつもりでこちら側の条件整備を今しておる、こういうことでありますので、よりわかりいい計画を見通して、具体的に要請を進めていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　最後に一言要望して、この質問を終わりたいと思います。

東京都に対する精力的な働きかけ、そして、今進めつつある市立総合病院の建て替え計画の促進、あわせて南部地域の病院用地の確保、いずれも極めて大事な課題であります。ひとつ積極的に取り組んでいただきたい、このことを強く要望したいと思います。９月３日の日に南部地域へ総合病院をつくる会が中心になりまして、高幡不動駅前で東京都は300の増床を認めよ、縦90センチ、横３メートル60の大きな横断幕を掲示して、そこで宣伝署名行動が展開をされました。天気がちょっと悪かったので、わずか１時間でありましたけれども、145名の署名が集約できました。やはりとりわけ南部地域の医療問題というのは、大変市民にとっても重大関心事でありますし、このことに行政側としても、常に念頭に置いて取り組みを展開していただきたい。私どもも市民運動の立場から、これからも積極的に取り組んでいきたい、このことを付言して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の１、地域医療計画の見直しと市の対応についての質問を終わります。

一般質問５の２、平山駅前公共施設建設についての今後の取り組みについての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　平山駅前公共施設建設についての今後の取り組みについて、質問をいたします。この質問事項については、旗野議員も同じ表題で一般質問が予定されております。多分、気持ちは私と同じで、今度の一般質問を思い立ったのではないかと思います。一口に言って、当初の取り組みからなぜ今、長々と足踏みをしていなきゃならないのか理解できません。そういうことで質問をいたします。

平山駅前の市公共施設懇談会が平成３年１月31日、森田市長から平山図書館及び平山地区センターの所在する平山城址公園駅前公共用地について、その土地利用と施設整備計画について委嘱を受けて、懇談会がスタートをいたしました。そして、平成３年２月12日から平成４年７月31日まで、多摩市と八王子市の施設の視察も含めて、９回にわたっ

て鋭意検討が進められました。そして、こういうまとめをして、市長に報告をいたしております。

平山駅前市公共施設懇談会での施設に関する基本的事項について。短い文章ですので、この機会に改めて読み上げてみたいと思います。

1、現在、駅前の2カ所の用地に別々に設置されている平山図書館と老朽化した平山地区センターの建て替えを目的に、現図書館用地に複合文化施設として建設し、用地の高度利用を図る。

2、地域住民の文化的要望にこたえるため、コミュニティー機能を持ったものとする。

3、地域の環境に配慮したものとする。

4、小ホールは防音対策を行い、周辺への環境に十分配慮するとともに、施設内の他の部屋への対応も図る。

5、災害時にも緊急に活用できる施設とする。

6、日野市福祉環境整備要綱に準拠した施設とする。

以上のことを基本に、次のような平面図としてまとまったということで、面積として1,500平方メートルの施設規模となったということで、それぞれ図面が添えられたものであったわけであります。この9回にわたる懇談会での積極的な意見交換、協議というのは、大変夢のあるといいますか、近い将来に期待をかけての大変熱心な検討協議でありました。それだけに、その後、一向に市当局のこの施設に対する取り組みが見られないということで、大変残念な気がするわけでありますけれども、この懇談会で長期にわたって検討がされ、そしてまとめられたこの基本的な事項について、その後どのような検討、取り組みがされているのか伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

平山駅前の公共施設の建設に関連しての今後の取り組みということでございます。ただいま質問者の方からもありました懇談会の設置が、平成3年2月12日に設置をし、9回の討論、1年半の協議を進めていただきました。その結果、平成4年の、昨年の9月でございます。公共施設懇談会からの報告に基づき、当然それと並行しての、4年度の実施設計も行った経過はあるわけでございます。その答申をいただいた中で、市としてもできるだけ早い機会にというような、いろんな答申の中身を、当然踏まえまして検討したわけでございます。

一番その中での検討事項としては、平山駅前に現存する平山図書館の問題でございま

す。もちろん、この図書館をどこに移設するか、仮にやるかというような問題、あわせて新しい実施設計に基づく建築物についての現在の用地の中にあります平山李重の碑、あるいは遺跡調査等の調査の問題等があったわけでございます。そういう経過の中で、残念ながら、平成５年度の予算編成の対応はできなかったというような経過でございます。しかし、個々の問題としては、やはり担当部であります社会教育との、当然図書館行政との関連でございますが、協議を進めております。具体的には、やはり現状の財政事情を考えますと、いろいろ地元の農家の方の御協力も、この用地にというお話もあるわけでございますが、いかんせん今の駅前からは、多少距離が離れている問題というような点があるわけでございます。よって、現状の考え方としては、移動図書館車の対応あるいは大変平山地区センターの利用度は高いわけでございますが、１階の施設の仮の利用、その２面に基づいて、現在、図書館との協議を進めております。

いずれにしても、工事を進めるまでには、その以前の対応は、平山図書館の解体あるいは遺跡調査との問題があるわけでございます。前段の部分を早急に協議を調整しながら、平成６年度の予算化の中では、何らかの形で大変厳しい状況下の中ではありますが、やはり懇談会の内容等も踏まえながら早急にというような条件もあるわけでございます。何らか方法を見出していきたいというのが、現在の考え方でございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　平成６年度から具体化したいという意味の答弁がありました。これは、振り返ってみますと、1989年の６月の定例会で、私は「緑と文化の市民都市づくりを目指して」の一般質問の中で、平山地区センターの建て替え問題を取り上げました。この際に、市長の答弁はこういう答弁でした。「図書館等も併設して多目的の中規模文化センターとして、90年度から年次計画をもって具体化したい。」こういうことでした。これを受けて、もちろん平山駅前公共施設懇談会がスタートをし、1年半かけて検討がされたということです。この件については、簇野議員も議会で取り上げた経過もあるわけですけども、これまでの経過からしても、ちょっとあれこれもちろん事情があるのは十分承知の上での質問でありますけれども、ぜひこういう経過から見て、来年度以降、本当に目に見える形で、ひとつ取り組みを展開していただきたいということを要望したいと思います。

この問題についての、市長のひとつ決意のほどを伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　経過につきましては、指摘のとおりであります。そして、地

域要望におこたえをするという意味で、駅前の施設というのは、極めて便利と効果の高い場所でありますので、ぜひ仕事に積極的に取り組みたいという考え方を持ってまいっておりました。設計段階までは整ったわけですが、財政面のことは抜きにいたしましても、いわゆる文化財調査の事業のために２年間ぐらいの期間を要するというふうなことを聞いておるわけでありまして、何かもう少し期間を短縮する手だてがないだろうかということを内部的に検討を進めておるというのが現段階ではなかったかと、こんなふうに思っております。

一定の地元のコミュニティー施設としての要望を満たし、また一方に、設計もほぼ完成をしたという状況でございますので、新たに具体化について、内部検討を試み、何らかの予算化を図っていこう、このように今担当からお答えをしておるとおりであります。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の２、平山駅前公共施設建設についての今後の取り組みについての質問を終わります。

一般質問５の３、潤徳小学校北側の緑地保全についての通告質問者、米沢照男君の質問を許します。

○30番（米沢照男君）　潤徳小学校北側の緑地保全について、質問をいたします。

８月１日の日付で、この潤徳小学校北側の緑地の隣接地に住む住民の方数名から、森田市長にあてて要請が出されました。その写しが、私にも手渡されまして、現地を見てほしいということで私も出向いて行って、長靴をお借りして中を実際に歩いてみました。自然がそのまま残されている大変貴重な緑地であります。この近所の方から寄せられた要請は、全文読むと長いので要約します。要点だけ述べますと、「この緑の空間の所有者が亡くなり、相続された方が相続税の支払いのため、開発業者に一括して譲渡しようとしているそうです。譲渡されれば、雑木林は伐採され道路がつけられ宅地になることは必定です。せっかく周囲が市民のために整備されても、この緑が消えてしまっては、市民の憩いの場ではなくなってしまいます」ということで、あと子供の環境にとっても、特別養護老人ホーム、近い将来の医療施設等々考えましても、この緑の保全は大変大事だということが強調されて、ぜひ行政課題がたくさんあるでしょうけれども、この問題も鋭意御検討いただきたいという要請になっております。

そこで伺いたいわけですが、一つは、この潤徳小学校北側の緑地、面積は１万1,428平方メートル、地権者が３人のようですけども、この多分一部だろうと思いますけども、開発の動きが出ているということであります。現状はどうなっているのか、１点伺いた

いと思います。

それから２点目は、緑地として保全するには、直接買収するか緑地信託制度を活用するかどちらかになるかと思いますが、積極的にこの訴えを受けとめて保全に努力する意思があるかどうか、２点目伺いたいと思います。

それから３点目は、全市的な視点で今後の緑地保全についての構想計画はどうなっているか、以上３点伺います。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　お答えいたします。

当市は、文字どおり緑地の豊かな都市として、その保全が非常に重要な仕事になっております。現在までに、緑地買収も最近10年間で約10万平方メートルほど進めておるわけです。この中で、いろんな緑地についての公有化というのは、非常に大きなテーマになっておりますし、いろんな方法で直接買収方式あるいは信託方式、いろんな手法を駆使しながら確保しているのが実態であります。

質問の内容にありました緑地は、万願寺歩道橋の南に位置し、潤徳小学校との間に囲まれた平たんな樹林地で、非常に自然が残された樹林地で、私どもも大変貴重な緑と認識しております。一部、お話の開発の動きがあったという、事前の相談があったという動きは耳にしたことがありますけれども、具体的に私ども緑地関係の協議は、具体的にはまだ所管の方から回ってきておりません。ただ、この１団地、約１ヘクタール、１万1,428平方メートルというお話がありましたけれども、その一部について、具体的に私ども緑政課として何とか確保はできないものだろうかということで、地権者とも折衝をしている経過がございます。条件が合えば、何とかその一部だけでも確保していきたいと考えて、今努力をしているところであります。

それから、かつて農業だとかあるいはまき、炭として林が利用されて、一定のサイクルでもって望ましい形で残されていたこの緑、もう現在では、そのまきや炭も業として成り立たないあるいは後継者の問題等、いろんな問題がありまして、その機能もまた管理も行き詰まっている緑地が、非常に多ございます。

それで、公共的な管理のもとに良好な活用と保全を図ろうということで緑地信託制度、これを条例化しているわけです。現在、７万9,871平方メートルが緑地信託契約をしております。昨今の状況の中で、緑地信託を申し出る箇所というのも、ややふえている現状であります。周囲の状況等も見ながら、価値ある緑についてはなるべく、まず緑地信託でお預かりをする公共的な用途のもとに管理をして、緑が市民に享受できるような条

件をつくっていきたい、そういう考え方でおります。緑地信託制度を公有化する前段階としての位置づけがあるわけです。もちろん、財政事情もありますので、今後とも都市計画の保持あるいは環境の保全という立場から努力をしていく所存であります。以上です。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　再質問いたします。

これまで森田市長のもとで「緑と清流を取り戻そう」、このスローガンのもとに緑地保全あるいは下水道事業など、生活優先のまちづくりが積極的に進められてまいりました。これまで革新市政のもとで進められてきた緑地保全のための買収は、答弁にもありましたけれども、約13万平方メートル、82億4,500万円、全国で初めてと言われる緑地信託制度が1989年から実施をされ、この４年間で約８万平方メートルが緑地として管理されるようになってきております。また、公園の建設は、わずか21カ所であったものが、この20年間に121カ所に増設をされ、まさに緑は点からネットワークへと着実に拡大をされてきているのが今日であります。

この潤徳小学校北側の、今指摘した緑地でありますけれども、実際に行って自分の足でその土地を歩んでみると、一層この緑地はどうしても保全すべきだという気になってまいります。ぜひひとつ市長も現地へ行って長靴をはかれて、中をちょっと歩いてみていただきたい。大変自然そのままの緑地であります。ぜひ買収あるいは信託制度、いずれかの方法で保全できるように取り組んでいただきたいということを要望し、そして、市長から一言決意のほどを答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　潤徳小学校の北側の緑地ということにつきましては、我々も外側からはよく承知しておるわけですが、貴重な緑地であることは、もう間違いありませんので、内部的には確保を目指して取り組むようにということを指示しております。なお一層具体化を進めて、近いうちに御報告できるということになれば幸いだと思っております。（「以上で終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって５の３、潤徳小学校の北側の緑地保全についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。本日はこれにて散会いたします。

午後４時53分　散会

9月9日　木曜日　（第3日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第18号）

9月9日　木曜日　（第3日）

出席議員　（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　山下芳子君

議事日程

平成5年9月9日（木）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時８分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問６の１、第３次日野市基本計画につき問うの通告質問者、天野輝男君の質問を許します。

〔24番議員　登壇〕

○24番（天野輝男君）　通告に従いまして、質問させていただきます。

６月の定例会に提示されました第３次基本計画実施計画を調べて、実感しておるところは、この日野市の総合計画はどうなっているのか。特にハード面に対しての部分は抜けております。森田市長の20年間の実績を認めるとしても、（「認めたのね」と呼ぶ者あり）三多摩27市では、大変まちづくりは進んできております。そして、行政で行っているところの公共施設の取り組みも大変差が出てきてまいりました。そのあたり、この差を縮めるには、やはり日野市の中の区画整理事業、組合施行、市の施行の整合性を図りながら、第３次基本計画の中に位置づけしていただきたい、このように思うのであります。この地方自治法２条５項では、基本構想に基づくところの基本計画、実施計画を実施すべきことを示しておるわけであります。このようなところを踏まえて、ぜひ市政に生かしていただきたい。

市長は、日ごろいつも事あるごとに、憲法を市政に生かすということを言っておるわけであります。日野市民の意見を尊重して、ぜひとも、この区画整理事業の中で十二分に地権者、市民の要望、そして意見を反映できるように努力していただきたいものである、私はこのように考えておるところであります。

市議会においても、森田市長の今日までの公共の事業、こういうものの取り組みについての指摘がされておるわけであります。やはり私ども議員は、市民の代表として議会に出てきておるわけですから、やはり議員の意見も率直に聞いていただくということが必要じゃないかなあと、私は思います。

そういう面で、森田市長が誕生してから20年間、20年前と現在とでは、大変状況が変わってきておるわけです。当時は人口の急増期でありました。そのために、後追い行政になってまいりました。幼稚園を初め保育園、小・中学校の建設に追われた形で、この事業さえしておれば、ある程度は市民も納得する部分もありました。しかし、今日になってまいりますと、人口がある程度鎮静化してまいりました。そして、社会構造の急激な

変化とともに、余暇を利用したりすることが大変必要になってきておるわけであります。残念なことに、日野市においては総合体育館がないというのは、三多摩では恐らくないんじゃないか、三多摩で日野市ぐらいじゃないかと思うんです。また、今後、小・中学校の学校週休２日制に伴っての、この休日の利用というものが大変問題になっているようであります。特に、60％以上の父兄は土曜日を休日にしないでほしい、学校に通わせてほしいという意見が強いということを聞いておるわけであります。そういう面から見ましても、やはり総合体育館、また子供が利用できるような施設をつくりながら、そして、子供たちの将来に向かっての指導に当たるということが、今後は必要になってくるのではないかということを、私は感じておるわけであります。

私どもが再三申しておりますようなこの総合体育館、市立病院の建て替え、そしてまた、福祉ゾーンの早期建物建設については、やはり大きな予算が必要となってくるわけであります。これらの予算を、今後どう確保していくか、ここに日野市の一番の問題点があるように、私は思うわけであります。

私は日野市の庁舎のことも、心当たりがあってちょっと調べてみたんですね。そしたら、日野市の庁舎については、当時古谷元市長が選挙の公約として、今度は必ずつくるというそういう防衛庁の予算の取りつけをしていたようであります。そして、その予算に基づいて、森田市長が当選したわけですね。そして、１年置いてつくり始めたようでありますけれども、今日までの森田市長の進めてきましたこの事業の進め方、これを見まして、私すごく疑問に思っておるのは、要するにこの庁舎は防衛庁の予算をいただいたんです。そして、市民会館の建設のための予算はどこから確保しているのかなと、ずっと調べたんです。そうしますと、これはないんですね。だから、当然日野市の中では、財政は多少当時蓄えはあったようです、豊かな部分もありました。そういう中からいただかなかったのか、こういう形の中でよく理解に苦しむところでありますけれども、市民会館に対しては受けなかったわけです。

やはり、予算というものはだれかが結びつけて、そしてレールが敷かれれば、そのような形でお願いしていくような形をとれば、私は、ある程度予算というものは確保できるのではないか、このように思うんです。特に、私ども視察に行かせていただきまして強く感じておるのは、防衛庁からの補助金というものは、各市町村において補助金として潤している部分がたくさん見られるわけです。日本の防衛庁、こういうものは、まず永続するでしょうし、また受けられやすいような補助金、また、そういうところからの起債を受けるということが、今後、私どもが抱えております日野市の中の大きな公共施

設の建設に当たっては絶対必要になってくる、私はこのように思うわけであります。そういう面で、ぜひこれらのものを解決するということに対しては、真剣に取り組んでいただきたいなということを感じておるところであります。

市民会館のことをよく調べてみまして、大体13年、要するに市民会館早期建設実現等に関する請願というのが、昭和48年から53年に当たって４件出てきておる。それに基づいて始まったわけですね。そして、55年３月31日に市民会館建設資金積立条例を施行しておるわけです。そして、56年には市民会館建設対策特別委員会を設置したわけであります。このような形で進めてまいりまして、そして、昭和56年９月には市民会館基本計画業務委託予算を議決しておるわけであります。そして、56年10月には市民会館建設促進に関する請願、これは日野市文化協会が出したものを採択しているわけです。そして、57年１月１日に市民会館建設に対する市民の意見を日野市広報で募集いたしまして、１月29日、市民会館基本計画業務委託契約の締結をしたわけであります。６月には市民会館建設市民会議を設置しました。これは委員が32名です。そして、６月28日には、市民会館建設庁内プロジェクトチームを設置しました。これは10名で構成しました。そして、11月11日に市民会館実施計画委託契約の締結をしたわけであります。昭和58年２月28日に市民会館建設許可申請書を提出いたしました。５月25日に東京都から許可を受けました。そして、６月８日、市民会館建設確認申請書を提出いたしまして、10月４日に市民会館建設の確認をとったわけであります。そして、10月７日に市民会館電機設備工事ほか２件を入札いたしまして、10月22日に市民会館建築工事の入札をいたしました。そして、このあと59年の４月18日に公立文化施設建設計画、文化庁に初めて補助の提出をしたわけであります。そして、６月26日に公立文化施設建設補助金の申請書の提出をいたしました。この建物は、60年７月20日に開館記念式典を開催したわけであります。

いつも日野市の補助金等の請求の仕方というものは、ちょっと他市と異なっておるのではないか、このように思ったわけであります。要するに、市民会館の、少なくともこの市民会館建設市民会議を設置し、その時点で、並行して補助金の申請はすべきではなかったのか、このように私は思うわけであります。

やはり、大きい市民会館、こういう施設をつくるということは、確かに小・中学校を初めそういう学校施設をつくることに追われてきたことは認めるわけであります。しかしながら、こういう市民会館等の事業に対しては、少なくとも計画的に行うということが必要ではなかったかということを、これを見て痛切に感じたわけであります。そして、日野市では積み立てをし、そして、市民会館の概要を見て判断する限りにおいては、日

野市には独自な財政がある。受けられなければ、市民会館に対しての補助金は受けなくてもいいというような形にしたようにとられても仕方がない、私はこのように思うわけです。そういうような形の中で、私は、やはり公共施設をつくる、そして市民が利用して納得できるような、そういう施設をつくるということになりますと、やはりどういう形でありましても、やはり補助金を受けるなりしてしなくてはいけないのではないかということを、これを見ながら痛切に感じたわけであります。

私どもが公共施設をつくってほしい、これは私ども、また日野市民も当然願っておるところの事業でありますから、やはり今後、これらのものをつくるということになりますと、市立病院の建て替えこれらの問題も、きのう福島敏雄議員も言っておりましたように、最低この建物だけでも150億、そして機材を入れれば恐らく300億近くのものがかかってしまう。そして今、積み立てしている金額が40億でありますから、100億ためるとなると、まだあと6年もかかるわけであります。

そういう事業が控えておるために、やはり予算を確保できるところはしっかり確保するということに徹しないことには、日野市の中の大きい公共事業というものは進まないのではないかということを、強く私は感じておるわけです。そういう面で、ぜひ私どもが再三議会で言っておりますように、この事業に取り組む姿勢、それは、この第3次基本計画の中で明らかにするといってもできない部分もあります。できない部分はできない部分で、私いいと思うんです。これらの事業は、少なくとも今、日野市の中で区画整理事業は組合施行が16カ所、そして市の施行が6カ所行われてきているわけですね。こういう事業の中の整合性を持たせながら、その地域にはどういうものをつくるということをはっきりと明記していくということが必要である、このように感じておるわけであります。ぜひ、これらの問題を、少なくとも今度の第3次基本計画の中には、大きい事業ほど明確に明記していただいて、それに基づいたところの作業を進めていただきたいということを、強く感じております。そして、先ほどの日野市の中の事業に対する取り組み方、そして補助金の、要するに国や東京都の方に申請を出し、この補助を受けるという取り組みが、ちょっとおかしいということを、私は申し上げておるわけであります。

61年のときも、南平の丘陵自然公園の用地を開発公社から何の前ぶれもなく買ってしまって、そして、その事業費を今度は請求したところ、なかなか職員が苦労しておったのを、私は知っておるわけであります。やはり、そういう仕事のやらせ方は、またそういう仕事の進め方というのは、私は間違っておると思うんです。少なくとも大きい30億、40億、また50億以上の事業費がかかるというそういう事業、また小さい事業であっても、

補助を受けるということになると、前もって、このような問題を前年度あたりに取り組んで、そして、これらを予算に結びつけるということが、私は日野市の行政の姿であると思うんです。こういうところが、ちょっと配慮が欠けているということを強く感じており、非常に残念に思っているわけです。

ぜひ、これらのものを取り入れていただきまして、今後はこのような失敗を繰り返さないでほしい。日野市は住むには大変よろしいとこだと思うんですね。市民の意識調査なんかでも、まとまった市であるということが言われておるわけです。そういう中で、ぜひとも日野市の行政のあり方も改めていただきまして、そして、日野市の中の公共の施設をしっかりしたものをつくっていただきたいということを強く要望したいところであります。

この前段では質問しても、随分前のことですから失礼になると思いますから……（「もう終わったこと」と呼ぶ者あり）終わったことでも聞きたいんだよ。

この問題については、ぜひ今、私が申し上げましたように補助金等の申請に対しては、やはり前もって行って確実に事業に結びつくような予算を確保していただきたいということをお願いしておきます。

もう一つ、次の問題といたしましては、今、万願寺にふれあい橋ができました、万願寺ふれあい橋。このふれあい橋と同じような橋を、今、豊田と南平を結ぶところの、豊南橋という歩道の橋を考えておるわけです。私は、この豊南橋について、歩道だけの橋だと、まず補助金は全くつかない。そして、万願寺の区画整理の中でもそうであったように、事業費というものは、万願寺区画整理事業の中から捻出したわけです。その地域の皆さんが納得したかどうかは、私も定かではありませんけれども、やはり橋というものは、少なくとも万願寺のふれあい橋のところは、確かに高幡の方に向かってまいりますと道路がなかったわけです。最近は、あそこに道路をつくる計画があるようですが、なかったわけですから、当時は仕方がないかなと。そして、早く言えば歩道だけに使う橋ですか、それだけの経費をかけていいのかなあということを感じておりました。

そして、私は、その当時、質問したわけであります。「その橋は幾らかかるんですか」と、こう聞きましたら、大体4億円ぐらいでできますという説明だったわけですね。4億円、それでも大変な金額ですから困ったなあと思っておりました。

そして、建設省等と打ち合わせる中で、今度はあそこの護岸工事をしたりしなきゃならない、そういう工事費が余計に出てきたわけです。その当時、橋をつくるというその計画の後、初めて建設省の方と交渉をしたときに、初めてそういう余分なお金がかかっ

てくるというのがわかったわけです。それが、大体13億円ぐらいの予算がかかったと思います。

それと、また同じものをこの豊田、南平の歩道橋として今考えている。私は、これについては大変これからの予算を確保するという面から見ましても、むだな部分があるのではないか、このように思うんです。特に、南平は道路そのものは狭いわけですね、駅の方へ抜けている道は狭いわけですが、豊田から浅川までは区画整理の中で道路ができてくるわけです。少なくとも市道に認定してもらえれば、これは補助金はいただけるものと思うんですね。そして、人道橋をつくりたければ、その本体は補助金をもらってしっかりつくって、そして、その両側に人道橋をつくるなら人道橋をつくるという形のことを考える必要があるのではないか、このように思うわけです。

あそこの、恐らく護岸工事、堤防が低いですから堤防を高くしたり、そういうものを要求をされてきますと、この万願寺のふれあい橋以上に予算がかかることは明らかであります。そういう面で、この間いただきました豊南橋を見まして、これらの豊南橋についての考え方は、あくまでも人道橋だけでいくのか、また、当然多摩動物園の出口が南平にできるというようなことも考えられているようですし、そうしますと、この南平に出てきた入場者は、やがて中央線で帰る方もいらっしゃるでしょう。そうなると、バスやそういうものを利用する人もいると思うわけです。まあ歩いても15分ぐらいで行けますかね。そういう中で、やはり私は、ここは今一番橋また平山橋がありますけれども、このところに車が通る橋ができるならばもっと便利になるのではないか、このように思うわけです。そういう面で、この地域の、この間この計画書が出てきてこれを私ども拝見し、そして、当然豊田の区画整理事業内の皆さんにも説明をしておると思うんです。そういう中の反響はどうなのか、ちょっとこのあたりをわかる範囲内で結構ですから教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　この豊南橋の関係で、区画整理の地域の権利者の反響はと、こういうことでございますけれども、この区画整理を豊田の南の区画整理事業を実施する段階で、将来のこの周辺のまちづくりの市街化構想を持って、地元に入って説明をしているわけです。それで、この中で将来的に浅川の親水計画というのが、当時ございました。この親水計画の中でも、南平と結ぶ人道橋が計画をされておるわけです。これを踏まえて、豊田の南の区画整理事業の市街化予想図が作成されておる、こういう経緯があるわけです。これに基づいて、地元の説明会等を行ってこの事業認可になった

という経緯でございますので、この時点では、地域の権利者の皆さん方は人道橋で十分理解をしていただいておるというふうに、私は考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　確かにこの浅川の親水計画ですか、この中にはこのところも人道橋であったと思うわけです。ただ、先ほど申しましたように、この人道橋、これは結構だと思うんです、人道橋であってもね。しかしながら、人道橋をつくるということは、今言ったように、その区画整理の中でこの工事費をすべて捻出しなければならない。この金額が、今度は20億になるのかもしれませんし、そして、この道路をもし車道をつくるということになって計画するならば、当然、これは補助の対象になるわけです。こういう問題について、話し合う必要が十分私はあると思うのであります。確かに都道や国道であるならば、文句なしにつくわけです。ただ、これは日野市でも話の持っていきようによっては、車道ですからつかないわけはないんです。そういう中で、ぜひ私は人道橋も結構でありますけれども、少なくともこの地域には車道も考える必要があるのではないかということを強く感じておるわけであります。

地域の皆さんが人道橋でいいということを言っておるということでありますが、この一部の人ではありませんけれども、この人道橋については、実際、今万願寺のふれあい橋でもそんなに何千人も利用者がいないわけです、１日ですね、100人前後の人しか利用しないわけです。そういう橋を幾つもつくって、そして、日野市の中から、区画整理事業の中から編み出せばいいというその事業費であったとしても、20億近いもしお金がかかるとするならば、やはりこの予算をほかの部分に回すならば、もっと有効なものが私はできると思うわけです。そういう面で、あえて私はこの人道橋も結構ですけれども、少なくとも車道がついたところの橋を考える必要があるのではないかということを、今言っておるわけであります。

そういう面で、地域の皆さんに説明して、こういう人道橋でよろしいという結論が出ておるということであるならば、これは私幾らこのことについて申しても仕方がないと思うわけであります。私は、私なりにもう少しこの部分については勉強させていただきまして、このような問題が人道橋がいいかどうかということを検討して、この問題は答えを出させていただきたい、このように思います。

このように、日野市の中においては、幾つかの問題があるわけです。そして、その問題を一つ一つ、やはりこの基本構想の中へ位置づけをするということが示されているわけです。この主要なもの、そして、今後どういうものをつくっていったらよろしいかと

いうものを、はっきりと明記していただきたいということを強く要望しておきたいと思います。

そういう中で、日野市の中でも、私はこの第３次基本計画の中で民主的な効率的な市政の運営を目指すためにというような形で、この項目が載っております。私は、今日本の経済の状況、そして、一流企業であっても、昨年度は新卒の進入社員を1,000人募集したところ、みんな500人で切っておるわけです。当然、これは人件費の削減になるでしょう。そして、独身寮をつくったりなんかする、そういう経費の削減をしておるわけであります。そしてまた、日本の経済の不安定な要素はたくさんあるわけです。特に日野市の中にあるところの企業というものは、輸出を対象としたところの企業であります。これだけの円高になって、そして、円高になればなるほど、また仕事をすればするほど赤字であるという現実の中で、私は少なくともこういう時期であるからこそ、日野市の中の内部から真剣に考えながら、どういう形で日野市の中の行政を担っていくかというものを、やはり考える時期が来ておるのではないかと思うのであります。

そのためには、まず組織機構の改善はもちろんであります。そして、どのようにしたら、職員の能力を、一人ひとりの能力を高めることができるかということが問題であります。この間、自治省の本を見ておりましたら、自治省では、職員の研修をしてくれるようなことが書いてありました。そういうところにも、やっぱり積極的に参加させながら、そして、日野市と違ったところの区画整理事業なら区画整理事業の中から勉強してきて、そして成功している部分、失敗している部分、こういうものを十分判断しながら日野市においてはこういうものが必要であるというように一人ひとりの職員が能力を高めていただきたいなということを、私は感じておるわけであります。

そして、基本構想の中には、これらのことが位置づけしてあるわけですから、とりあえずは、これらのことは市の職員の内部のことですから、努力したら十分できると思うんです。そして、こういう形で項目を載せていただいておるわけですから、今後はどのような形でこのような問題を進めていくのか、具体的なことがありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。基本構想、基本計画に関連しての御質問というふうなとらえ方の中で、お答えしたいと思います。

今、幾つかの実例を挙げられながら、議員さんからの御指摘があるわけでございます。御承知のとおり基本構想、計画につきましては、６月議会の会期中の中で一定の各議員

さんに御説明を申し上げ、その後の作業を進めてきております。しかし、これはあくまでも構想と計画だけでございます。非常にまだ、これからの作業としては、具体的には実施計画を３年間立てるというのが平成６年、７年、８年の３年間でございます。そういう状況の中で、この実施計画は、これから各部署あるいは各部門の計画あるいは構想に基づいた内容を踏まえた中で具体化していきたいというふうに考えております。

もちろんそれに関連して、先ほど財政問題の御指摘もありました。当然、この事業の中には、構想で10年、計画で前期５年、後期５年、実施計画の中では３年、３年の４年というような組み方をしていくわけでございます。この10年間の事業の中では、大変大規模な事業があるわけでございます。もちろん議員さんも十分、御意見の中にありましたように市民の請願、陳情、議会の意見等も踏まえて、各部ではそれなりの前期、後期に分けた一定の計画が出ております。これから実施計画の中でも十分踏まえて、優先順位の問題をとらえた中で実施計画の作成に当たっていきたい。また補助金等につきましては、当然財政負担もかなり多くなるわけでございますので、国、都に対しての実施計画を早目に想定した中での事前協議は、従来やっているわけでございます。申請の時点になりますと、当然、該当年度になりますが、大きな事業に対する事前の協議は、各部の問題あるいは財政の立場では、一定の補助金あるいは起債に関連する部分については、当然事前の協議も進めていかなければならないというふうに考えております。

そのような状況の中で、もちろん国、都の財政をできるだけ多く確保した中で、やはり市の、少なくとも財源を過小にすることが我々の任務だというふうに考えております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　ありがとうございました。

言っていることはわかるわけです。しかしながら、私は今回この第３次基本計画の中で、一番手がけてやらなければならないことは、私は庁内の組織機構を変えて、そしてむだを省くような形の中で職員のやる意欲を持たせるということが必要になってくると、私は一番考えておるのです。だから、先ほどあえてこの日本の企業は、もう新規採用を半分に削減して、そして、次のステップに対しての対応を十分しておるわけです。やはり、日野市の中においてこういう厳しい時期であるからこそ、まず日野市の職員のやる意欲を引き出すような市の行政の運営をしていくということが、当然、一番必要になってくるのではないでしょうか、と私は思うわけです。そして、これらのやる意欲があれば私はできると思うんです。それは、みんな個人個人意思があるし、この中で意見をま

とめるということになると難しい部分があり得るかもわかりません。しかし、その努力なくして日野市の将来というのは恐らくないんじゃないかと、私は思うわけです。

そして、市長は、それぞれの部署にいるところの職員を信頼することによって、そして少しの失敗は許してあげて、そして２回も３回も失敗するという人は、そんなにいないと私は思うんです。失敗したからといって責めるのではなく、失敗した部分については、行政の長である人が責任をとればいいんです。そして、職員一人ひとりが能力を発揮するというような形になるならば、私は、これだけの大世帯の職員がいるわけですから、もっと市の行政の運営もうまくできるのではないかということを強く感じておるわけであります。

たまたま私のところに、給食調理員のおばさんが来ます。そして、よく聞きますと、「どうですか、つらいですか」と言うと、「やはり五十七、八になると20代と違います、大変疲れるんです」という形で言っております。そのことを心配してある人に聞きました。「どうなんだ、年寄りが多過ぎるのか少ないのか」と言ったら、「今の五十五、六の人がやめると新しい人になるから大丈夫です」ということを聞いて安心しておるわけです。そういう中で、やはり20代と一緒に60代の人が力仕事をしても、これは無理な話なんですね。こういうところは、十分に何人いるからそれでやりなさいというのは、それは結構ですけれども、動ける人がいて、子供たちが給食時間に間に合わなければならないわけです。そのためには、体が悪い人はそれなりに苦労しておるわけです。

これは一例をとったわけですけれども、そのように、やはり能率を上げるということになると、その人の持っておる特性を生かすということも、当然必要だと私は思うんですね。そういう中から、ぜひともこれらの問題は、そんなに２年も３年もかかってやったんじゃ、もう日本の経済も景気もよくなってくるかもわからないしね、やれるときにしっかり仕事というのはやらなきゃいけないんじゃないか、このように思うわけです。市長、このあたりいかがですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問で御指摘のある脈絡から考えてみますと、まず最初に指摘されたところに、各自治体間、近隣市のことだと思いますが、差があるというふうに御指摘であります。私は、日野市の場合は、日野市らしいまちづくりが進んでおるということで、よい意味の差はあるかもしれませんが、何かおくれておるというようなことは考える必要はないんではなかろうかということを、まずお答えをしておきたいと思います。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

それから、過去の庁舎あるいは市民会館の建設の仕方で、補助金確保に努力が足りなかったのではないかという御指摘のようでありますけど、そういうことは全くございません。（「認識が違うんだ、今後それが拡大していくんだよ」と呼ぶ者あり）しかるべき手順を経て、それぞれいただける補助金等は十分いただいたというふうに考えております。したがって、失敗という御指摘は当たる部分はないというふうに申し上げておきたいと思います。（「ごまかし答弁やめろ」と呼ぶ者あり）

ただ、財政のことは一番重要なことでありますから、絶えず仕事をする際に、一方の財政の問題をあわせ考え、（「財政は無理してはだめだ。後で大変なことになる」と呼ぶ者あり）どのようなテンポで事を進めていくかということは、極めて大切であります。今、日野市は御承知のとおり、まさにハードなまちづくりのさなかにあるわけであります。一応の人口急増期の対応はなし得たわけでありますが、将来のまちづくりのために、子孫に残すいい遺産を、今日つくっておきたいというのが我々の責任であります。したがいまして、下水道事業を初め区画整理方式に依存いたします都市整備事業の数々を行っておるという状況でございます。したがいまして、そのために要する財源は極めて莫大なものにならざるを得ない、こういうことがございますので、優先順位を間違いないように取り組んでいくということが大切だというふうに考えております。

特に、例えば豊南橋の例が挙げられておりますが、日野市の特色の一つとして、市内に浅川が流れている。その浅川の公共空間をいかに市民生活に活用していくかというところに、大きな意味があるわけでありますので、万願寺区画整理におきましては、万願寺歩道橋をつくらせていただきました。それから、豊田南と南平をつなぐ、いわゆる仮称豊南橋の考え方がございます。都市計画道路ではございませんので、むしろウォール街的な考え方を取り入れた、いわゆる遊歩道、ふれあい橋と同じに自転車程度の交通を限度とする、そういう橋が必要ではないかという考え方であります。そのことが、また日野市内を貫いて中央線と京王線の一番近距離にあるわけでありますので、その両線をつなぐ意味でも、かなり重要な効果を持つものに違いない、１日100人や200名の利用者であるはずがないということを申し上げておきたいと思っております。

それから、職員能力の開発について御指摘であります。まさにそのとおりだと思っております。職員の能力のあるいは能率の高揚ということが、すべての事業の推進の機能として役割を持つわけでございますので、御指摘のとおり能力開発については、十分意を用いて一人ひとりのやる気と、それから、総合的な指導の適性によって職員能力の向上を大いに図っていく、そのことがまた、仕事全体の大きな推進力になるという御指摘

には全く同感でございます。具体的なことがあればということでございますので、特に我々の会議の都度、職員の能率向上について指摘をしているという事情がございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　ありがとうございました。

市長が自信を持って答えておる中でありますけれども、他市と比較して確かにいい面もあるでしょう、20年間もやってきたわけですから。しかしながら、私は日野市の財政から見まして、今、実際総合体育館をつくろうとしたって100億以上のものがかかってしまう。こういう市民要望の高い問題を取り上げたときに、優先順位をつけるということになると、そういう大きい箱物をつくっていかなきゃならないんですよ。そういう中で、いかにしたら国から都から補助金をいただけるかということが、一番今後、日野市の箱物をつくる上において大切なことであるということで、私は先ほど市民会館のことを申し上げたわけです。

市民会館のこと、全部私、書いてあるんです。そして、補助金も十分いただいておるということです。この市民会館の工事費については28億5,590万でありました。その中の補助金というものは、これは文化庁から出ておるのは文化施設費、これは8,500万であります。都の補助金としてコミュニティー施設建設費補助金が5,000万であります。（「防衛庁は幾らだ」と呼ぶ者あり）防衛庁はもらってないんです。だから、私は言っておるわけです。それで、地方債を受けておるわけです。地方債は116億2,500万円であります。そして、積み立てを55年から57年の間、14億4,100万円したわけです。そういう面では、確かに日野市においては、財政があるからこそ、私はこの事業もできたものであると思うんです。

少なくともこの市民会館というのは、庁舎の横にあるんです。同じ敷地内にある建物に、市民会館をつくるからという形で事業費を防衛庁の方に要請するならば、その当時だったら、そんなにまだ前の人が仕事を続けておりましたから、できないわけなかったと思うんです。それをもらわないでこのままつくったわけであります。

そういうところに、私はこういうところを改めるべきではないかということを言っているわけです。もらえるものを何でもらわないんですか。（「一番金額が大きいんだよ、それが」と呼ぶ者あり）ぜひ、そういう面で、森田市長の考え方は考え方として、それは市長の考え方ですから、私はどうこう言うことはできませんけれども、少なくともこれらの大きい箱物をつくるということに対しては、取れるところの防衛庁の予算であってもどこの予算であったとしても、正当に請求していただけるところのものは取るべき

であるということを言っておるわけであります。（「そのとおりだよ」と呼ぶ者あり）

そして、豊南橋のことも出ましたけれども、確かに人道橋をつくるということは意味があるかもわかりません。しかしながら、日野市の中で特にこの南平にはダイクマもできましたしね、大分土日には人がたくさん集まって、もう北野街道は車がいつも渋滞しておるわけです。

そういう中から、私は考え方が改まるかどうか知りませんけれども、やはり車が通れる橋も考えておく必要があるのではないかということを強く感じておるわけであります。そして、今後浅川の親水ゾーンだったでしょうか、この計画は計画として、そして日野市の中の浅川を利用するということは、私は水に親しむということは、子供たちの情操教育等に対しても大変いいかと思いますし、これはこれとして認めたいと思うんです。しかしながら、この人道橋も同じとこ、ちょっと離れていますけど、同じような形でつくるということは、果たしてどうなのかなということを感じておるわけです。そして、当然豊田南の区画整理事業の中から事業費を捻出して出すわけです。その事業費をほかのものに使うならば、もっと有効なものができるのではないかということを強く感じております。あえてこういうものを申し上げたわけであります。ぜひ、考え方の相違は確かにあるようでありますが、先ほどから申しておりますように、市民要望の高いものをつくるという形になりますと、日野市の財政だけでつくるということは、まず不可能なわけです。そういう中から、先ほど、東京都や国の方に行って要請しておるということでありますけれども、今、この日野市の中では、そんなに東京都や国の方へ行ってしっくり物がいっているわけじゃないんです。いってればもっとできるわけです。

そういうことを踏まえていただきまして、やはり優先順位をつける限り、そして、日野市内の中の公共施設というものは、どういうところにどういうものをつくるということをはっきり明示していただいて、この第３次基本計画の中に入れていただきまして、そしてそれに基づいたところの予算を確保することを努力していただきたいということを、強く私は感じております。

そういう面では、私が最初に申し上げておるように、やはり都道の促進とか国道の促進、こういう問題に対しては難しいから手がけないんじゃなくて、やはり日野市で役割分担があるわけです。その役割を果たさない。相武国道事務所やそういうところで、独自にやってくれるなんていう方法ではどうしようもないというものですね。そんなことよりも、やはり日野市の問題なんだから、こういう問題はもっと意欲的にしっかりと取り組んで、地域の皆さんの要望が生かせられるような施策を、ぜひつくっていただきた

いわけです。

そして、市長は、先ほど職員の能力のことについて申しておられましたけれども、こういう仕事は、やはり人間のコミュニケーション、お互いに話し合って具体化するならば、こういう問題は一番早いと思うんですね。ぜひこの問題に取り組んでいただいて、日野市の職員のやる気を、意欲を持って仕事に取り組めるような体制をぜひつくっていただきたいということを、強く要望するものであります。

そして、どうぞ先ほども言いましたように、今度の第３次の基本計画の中では、少なくとも先ほど申し上げましたような市立病院の問題、多摩福祉ゾーンはここにはできるわけですから、この計画性、そして文化的施設というのは、とりあえずは日野市の場合には公民館行政ぐらいしかありませんから、このあたりの文化施設をどこかに、今の中央公民館には、あそこは地権者のことがあってできそうもないもんですから、これらの問題をどこかにしっかりとつくって明記していただきたい。総合体育館は仲田の緑地、あそこ以外、とりあえずできないでしょう。こういうところに誘致していただきたい、このように思うわけであります。このほか、中央線の西豊田駅の問題がありますけれども、やはりこれらの問題は、地域の皆さんも期待をしております。これらの問題を解決するには、それこそ国や東京都に行って、それこそよく協議しなければ駅舎も私はできないと思います。ぜひ、そういう中から平山の区画整理の中から事業費を捻出して駅舎をつくるなんていったら、そんなものできるわけありませんから、そういう面でもらえるところは十二分に補助金を受けたり、起債を受けられたり実際にしていただきたい、このように思います。そういう面で、ぜひこれらのことを今回の第３次基本計画の中に明記してもらえるかどうか、このあたりをお答え願いたいと思うんです、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、具体的に大きな事業の関係を、基本構想あるいは計画、あわせて実施計画まで入るかどうかということなのか、ちょっとわかりにくい点もあるわけでございますが、各部では、おのおの必要な計画を前期、後期に分けて提出がされております。当然、先ほど来申し上げているとおり、財政負担の問題も考えながら、実施計画の中では、具体的にのせるべきだろうと。少なくとも今言われた部分だけでなくして、各部の優先順位もありますので、これからの実施計画の中で整合性を十分持った中でのせていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　何も私は無理を言っているわけじゃないんですよ。今、私が取り上げたところの、その大きい箱物事業に対しては、それは３年や４年や６年でできる問題ではありませんから、それなりに基本計画の中に位置づけをして、そして財政計画を立てなきゃならないわけですから、今の日野市の財政の中で箱物は幾つできますか、一つつくったら何にもなくなっちゃうじゃないですか。そんなことを、私は言っているわけじゃないのです。だから、そのために、少なくとも長期的な計画の中で、こういうものはきちっと計画して、６年間でできなければ６年以降の一番初めの事業として取り組むとか、そういう位置づけが必要であるということを、私は言っておるわけです。

そういう大体答えであったと思いますから、今回の第３次基本計画は、私どもの手元に来ることを期待しております。そういう面で、ぜひこの市民要望の高い問題から、そして日野市の中でやらなきゃならない部分の仕事があると思います。そういう部分から手がけながら、そして市民サービスをより一層向上していただきたい、このようにお願いしてこの種の質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって６の１、第３次日野市基本計画につき問うの質問を終わります。

一般質問７の１、平山駅前公共施設のその後の対応についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

〔５番議員　登壇〕

○５番（旗野行雄君）　この質問は、昨日米沢議員が触れられました。テーマについても趣旨についても、全く同じ質問でありますので、重複を避けてごく簡単に短時間に質問を終わらせたいと思います。

この問題の発端は、駅前ロータリーに面して、あそこに大地区センター、それから、道をはさんで西側に平山図書館があるわけですが、駅前のロータリーに面した一等地に木造の古い大地区センターでもあるまいと、また図書館も、せっかく立地条件がいいのに現在、半日開館なわけです。同じ規模の日野の図書館分館と大分違うというようなことで、私、何回か今まで一般質問に取り上げてまいりました。もっとあの土地の有効利用を図るべきではないかという趣旨であります。

また、たまたま市として、中学校区ごとに複合施設、コミュニティーセンターをつくるというような計画も持ち上がっておりますので、ぜひそのような面からも、あそこへ何とか公共用地を有効に活用してもらいたいというようなことを再三申し上げてまいりました。それで、あそこの駅前公共用地の懇談会が設立され、１年半にわたって、予定

よりも長時間をかけて熱心に協議され、答申が昨年の９月でしたか、市長に提出されたわけです。本来なら、それを受けて実施計画は既に終わっておりますので、５年度の当初予算に何らかの措置をつけるべきはずのわけでありますけれども、いろいろの事情があって、それができなかった。きのうの米沢議員の質問では、６年度予算では何とかしたい、こういうような答弁であったわけであります。問題点は、これはそうは言わないにしても、財政事情もあるわけでありましょう。

一つは、現在の図書館の用地跡に建設するわけですから、その解体あるいはあそこは指定はされていないんですが、ああいう土地、元大福寺というお寺があそこにあったわけで、平山李重の住居の跡だというような事情がありまして、ぜひ埋蔵文化財の調査をしてもらいたいということもありまして、始めても、これは埋蔵文化財のことは、市長は２年間と言われましたが、これは掘ってみなければわからないはずで、予定としては２年間ぐらいででき上がるんではないか、こういう予定のはずです。

いま一つは、２年間かかるのに、今の図書館を壊しっ放しで、その間の対応を何とかしないわけにはいかないという事情が、確かに企画部長からの、きのうの答弁ではありました。この問題について、図書館の責任者に会って、どうなっているのかと先日聞いてきました。

いわく、一つは、今の大地区センターの１階部分で、仮に開館したらどうかという一つ案がある。ただし、これは本というのは重いんですから、今のまんまでは改装しなければ、あそこでやることはできない。いま一つは、どっか適当な土地があったらそこへプレハブでもつくって、そこで仮にやりたい、こういう案もあるそうであります。しかし、なかなか適当な土地がない。この問題、前から聞いておりましたので、私も探してはみたんですが、場所等でちょっと問題があるということもありまして、また、仮に土地があってプレハブで開館するにしても、普通のプレハブ住宅ではもたない、特殊なものでないと本は重いのでもたないということがあって、これは恐らく1,000万といわず、もっとかかるんではないか、これもちょっと難しい。いま一つは、移動図書館ですね、これは現在、あの地域には配置されていないんですが、適当な場所があったら移動図書館でも、そこへ回したいというようなことも考えているようですが、これもなかなか移動図書館をとめる適当な場所がない。あれば、それが一番可能な案ではないかというような話でした。聞いて見ると、月に２回ごく短時間だそうですから、何とか私もそれでやるということなら見つけてはみたいと思っておりますが、以上の幾つかの案ができなければ、とりあえず２年間だけは関係の市民には勘弁してもらうんだ、こういうような

結論のようでありました。ひとつくどいことは言いませんけど、きのう市長の発言にありました６年度の当初予算には、何とか解体あるいは遺跡調査の予算はつけて、せっかく知恵を絞って答申を出したわけですから、それにのっとって、既に実施計画もできておるわけですから、ひとつこの事業をスタートさせていただきたい、このことを要望しておきます。

あと幾つか残された問題について触れてみたいと思いますが、一つは、あそこは中学校区ごとのコミュニティーセンターの最初の施設になるわけですが、その利用料金の問題が出てくるはずです。東部会館がありますね。あそこは、一応地域の関係者については、ああいう形でできたはずですから一部については無料で提供している、使わせているというようなことがあります。地区センターを壊して、そのかわりにつくるわけですから、その辺、せっかくいい建物をつくってもらったよということになっても、今までよりも、地区センターでやるようなのと同じような集会なり行事をやっても、料金を取られる。これは今までもよりも、かえって利用しにくくなったというようなことを関係者に言われても、私も非常に困るわけでして、その辺についても十分対応してもらいたい、検討してもらいたいということが一つ。

それから、こういう問題があります。これはたしか私が前に一般質問で取り上げた問題ですけども、あそこが駅前のロータリーが非行少年のたまり場になって、朝まで騒いでいる。近所ではうるさくてしようがないので、ぜひ何か交番でもできたら、あそこへつくってもらえたらという声があるわけです。なかなか今の社会情勢は、交番を一つつくると、四、五人とか言ってました、定員をふやさなければならない、公安委員会でもですね、これも非常に難しい。それといま一つ、交番の間の距離のことがあるんだと。滝合橋をはさんで公社のあそこに交番が一つあります。それからの距離が少し近過ぎるんだというような事情もあるようでありますが、ただ、この定数の問題については、今第八方面の出張所がありますね、あそこへ交番があるんで、あれを駅前へ移設してくれという要望ですが、定数についてはそんなに問題ないはずですが、これからあそこへコミュニティーセンターができると、なお非行少年のたまり場になりかねない危険もあるわけですから、できたら、その辺もひとつ関係機関へ働きかけてもらいたいと思います。

いま一つは、今度でき上がった場合の図書館の開館時間ですが、これは職員定数の問題もあるわけで、臨時職員ばかりでは対応し切れないかもしれませんけれども、開館時間を、今は半日開館ですが、１日中開館するようにしてもらいたい、これは当然考えなければならない問題だし、そうすべきだと思います。

それから、今度の一般質問でどなたか図書館の開館の時間の延長というような要望が出ているようですが、前に、あそこも駅前だし通勤者が職場の帰りに少し遅くなっても気軽に立ち寄って利用できるように、開館時間を延長してもらいたいというような要望が幾人かから私聞いております。ぜひその辺も検討していただきたいと思います。図書館の問題については、これはもっともなことでありますが、せっかく長い時間をかけて検討し、関係地域の皆さんもぜひ早く完成してもらいたいという強い要望があるわけですから、どうも財政難を理由に、相当の建築費がかかるはずですが、できないというんでは私も困るわけですので、ぜひそのことのないように重ねて要望しておきます。

以上の点について、市長なり担当部長、答弁がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、既にきのう米沢議員さんに対して、市長からお答えをしております。大変平山駅前の公共施設につきましては、各委員さんに長い間、精力的に実施設計の段階までいろいろ御協力をいただきました。今、質問者の方からありますように、この建て替えにつきましては、実施設計まで終わっております。基本的には、現行の平山図書館の移転の問題等があるわけでございます。それに関連しての遺跡調査が２年間ぐらいかかるというような担当部の状況も、私の方も把握しております。よって、この問題がありますが、いずれにしても、せっかく実施設計まで終わっているわけでございますので、ぜひその解体あるいはその調査費の部分についての、平成６年度に向けての予算化を考えていきたいというふうに思っております。

なお、２点目の使用料金の問題でございます。これにつきましては、各委員さんからの意見も十分承知しております。しかし、全体の公共施設との問題もあるわけでございますので、今後の意見は意見として記録はすべて答申の中にも載せてあるわけでございます。十分その辺を踏まえながら、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　平山公園の駅前に交番をという御質問でございます。

議員さんも御承知のように、日野市の中で交番設置をしてくれというのは旭が丘から前々からございます。市としても、先日もそうですけども、日野市の方へできれば交番設置をお願いしたいという要請を署長にしてまいったところでございます。その中の話では、やっぱり先ほど議員さんもおっしゃっていましたように、警察署内の定数の問題が、どうしてもネックにあるということも、毎度聞くわけてございます。第八方面の移

転を駅前にということも、警察の組織の問題等があると思いますけれども、私の方としても、その辺の交番設置について、担当として警察の方へも働きかけていきたいと思っているところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　図書館の時間の開館時間の延長でございますが、議員さんの御指摘のとおり、ただいまは午後の１時から５時までの開館で、月曜日と土曜日が休館日となっております。したがいまして、図書館の方の方針といたしましては、施設が充実し整備された段階で午前の開館も考えたい、このように考えているところでございますので、お答え申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　簏野行雄君。

○５番（簏野行雄君）　いま一つ要望しておきます。

あそこに、今の図書館の用地の中に、平山李重の記念碑があるわけです。あれは、今東京南農協の支店があそこにありますけれども、あの場所にあったものをあそこへ移したわけですが、これが非常に奥の方に引っ込んで目につかない、ひとついま少し目につくところへ、例えば駅前の進入路から見えるようなところへ移築してもらいたいということが、これも自治会あたりから強く要望を、前からされているわけです。いろいろ文化財の関係で問題のあることは承知していますけれども、確かにその地域の要望はもっともなことなので、せっかくの記念碑ですからね、その辺についての対応もこれから検討して、可能なものなら、ぜひこれを実現してもらいたい。このことを含めて市長、ひとくお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　あの場所は、かつて平山小学校の所在をした経過もございますし、いわゆる歴史遺産の平山李重公の史跡にあたるというふうなことがございまして、今御指摘の石碑の問題、もう一つは、大きな樹木がたしか２本か３本ありますので、あれをどう移植するか伐採するか、ちょっとその判断をしかねておるという面が確かにございます。いろいろ御意見を聞いた中で善処したいというふうに考えております。今のところ、どうということはちょっと申し上げかねる状況です。（「以上で、この問題の質問を終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって７の１、平山駅前公共施設のその後の対応についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時33分　休憩

午後１時３分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問７の２、固定資産税の問題点についての通告質問者、旗野行雄君の質問を許します。

○５番（旗野行雄君）　２番目は固定資産税の問題点ということですが、来年度３年に１度の土地の評価替えの年度になるわけです。かなり前例を見ないほど大幅な、これが引き上げになるということで、事前に担当者から会派へ説明したいということで、我々の会派でも、先日説明を受けました。

平成元年ですね、今から５年前に、土地基本法というのが成立したわけです。これは、今、バブル経済の影響で土地が投機の対象になって暴騰したというような背景があった中で、日本では土地問題が国政で一番の問題とも言っていいかと思われるし、またよく土地本位制だと、日本はね、言われるほど、日本では土地が重要視されているわけです。その中の土地基本法という法律の中の16条に、いろいろ公的な土地評価が幾つかあるわけですが、その均衡を図れ、こういう条文があるわけです。一つは、地価公示価格というのがあります。これは国土庁で決めるわけですけど、いま一つは、地価調査価格というのがあります。これは都道府県で決めるわけです。いま一つは、例の路線価ですね、これは相続税関係ですから国税局で決めるわけです。いま一つが、固定資産税の評価額ということになります。この四つが、どうもお互いにアンバランスだ、これではおかしいんではないかということで、まず基本的に地価公示価格がありますが、路線価は、大体その８割を評価の目標としろ、固定資産税評価額は、さらに地価公示価格の７割目標だ、そういう評価替えにすべきだということで、来年度は大幅な評価替えになるわけです。平均すると、６倍近くに日野市ではなるそうであります。この７割というのが、大体バブル経済が始まる前の時点、昭和50年代が大体ですね。実績が、約７割だったということだそうであります。

今の国の税制、地方の税制の基本をなすものは、戦後昭和24年にシャウプ勧告というのがありましたね。それで、翌年の25年から今の税体系ができ上がったわけですけども、そこで、今までそれ以前には土地の課税、それから家屋の課税、それから償却資産の課

税、これはばらばらにやっていたわけなんですけども、これを一括して固定資産税というのができたわけです。

古い昔といいますか、明治時代あるいはその前の徳川時代、いわゆる産業革命の前では、大体農業が産業の主力だったんです。したがって、ほかに余り見るべき税源もないんで、地租ですね、いわゆる土地にかける税金が税金のほぼ全部といっていいウエートがあったわけです。ずっとさかのぼって考えてみますと、明治６年に大体徳川時代の税制を継承して、それを改めて地租改正条例というのができた。これは、今まで耕作者が大体納めていた、いわゆる昔の年貢ですね、これは今度は所有者が納めるということ、それから、今まで物納だったものを金納にするということ、そして標準は土地の価格、税率は100分の３、この時点ではだったそうです。そのほかに、賦課税、地方で徴収するものをつけるということが明治６年に決まり、それ以後昭和６年あるいは昭和10年、それから昭和22年に大改正があって、一時はこれが国税であったこともあり、あるいは地方税に移管されたこともあり、課税標準が賃貸価格であったこともあるし、土地の評価であったこともあるそうであります。

家屋に関しては、これよりずっと後に明治15年、ですからそれ以前には、よく皆さんも御存じかと思いますが、昔、戸数割という言葉がありましたね。その戸数割で徴収してきたわけですけども、明治15年あたりから、家屋税という制度ができて、明治21年が市町村令ができた年ですから、今の市町村の制度ができた年ですから、このときに、地方では家屋税の賦課税というような形で家屋税を徴収していたわけであります。

償却資産については、これは全面的に償却資産に課税したというのは、シャウプ税制が始まってからで、それ以前は船舶とかあるいは電柱とか電車の軌道とか、そういうものに個別に課税されていたというのが、今までの経過のようであります。このシャウプ税制ができてからも、何度か基本的な面で改正がありましたが、今、３年に１度評価替えしますね。この制度ができたのが、昭和30年だそうです。そして、昭和39年に評価基準の改定があり、いわゆる地価、この自分からぼつぼつといっていいか、上がってきたわけで、負担調整措置というのが初めてとられ、昭和41年には長期的な、さらに負担調整措置というのが採用され、最近では、皆さん御存じかと思うけど、平成３年に住宅用地についての負担軽減措置が、３年を超えて５年に延長された。これはつい最近のことですから、条例改正もありましたし皆さん御存じかと思います。

固定資産税というのは、よく言われることですが、一つは普遍性がある、一つは応益性がある、一つは安定性があるということです、税収として。どういうことを言ってい

るかというと、普遍性というのは、固定資産の対象となる土地家屋あるいは償却資産も、そういうことが言えるかもしれませんけれども、どこへ行ってもあるわけです。どこの市町村へ行っても、土地がないなんて、家屋がないなんていう市町村はないわけですから、これで普遍的な税金が取れる。応益性というのは、つまり税収とそれに見合う市町村からの見返りといいますか、メリットですね、行政のメリットとのバランスがとれているかということなんですが、一応あると言われた。最近は、土地の価格がこんなことになって、その応益性というのも、やや怪しくなってきたようですけれども。安定性というのは、そんなに年によって、経済情勢によって変動しない税金だと、こういう意味だそうであります。大体、こんなに日本の経済成長が見られなかった30年代以前には、大体市民税よりも固定資産税の方が多かったんです。固定資産税が大体地方税の全体で見ると45％から47％ぐらい。市民税については、大体30％から32％ぐらいの程度であったそうであります。しかし、この比率が逆転して、最近では、これは全国的な話ですけれども、昭和61年度、逆に市民税の方が多くなった。地方税収入の約50％が市民税だそうです。逆に固定資産税は33％ぐらいそのウエートが下がった、こういうことのようであります。

ちなみに平成３年度の日野市の予算を見てみますと、日野では住民税が逆に60％、そして固定資産税が30％という比率になっております。これは、法人市民税の関係もあり、あるいは一般に市民の所得が全国平均よりも高いということが原因かと思います。戦後も、初めは土地よりも家屋の評価の方が高かった。したがって、家屋から上がる固定資産税の方が多かった。大体こういうことが昭和36年まで続いていたそうです。46年、その10年後、それまでも家屋から上がる固定資産税、それから償却資産から上がる固定資産税、それから土地から上がる固定資産税、こんな順序だったんだそうです。もちろん、最近は、土地から上がる税収が圧倒的に多いわけですが、そんな今固定資産のウエートといいますか現状が、そんなふうになっているわけであります。

９月議会、何を一般質問しようかなと思って考えていたら、たまたまＮＨＫテレビで固定資産税はおかしいという放送が、これは先々週のたしか火曜日だったと思います。先週は国保税がおかしいのではないかという放送がありました。きょうは、国保税は一般質問に取り上げているわけじゃないんですけど、私は会派かあるいは委員会か、ちょっと記憶が薄れましたけれども、札幌市は非常に国保の税金が高いんですね。そのビデオで聞いてみましたら、安いとこの十何倍だそうです。それは、札幌へ行政視察に行ったときにも聞いた話ですけれども、北海道というところは、大病院が地方に少ないんだそ

うです。それで、札幌あたりに集中している。少し重い人は札幌の病院へ入院する。そして、ちょっと長くなると、そこへ住民票を移してしまうんだそうです。となると、札幌の市民になる。したがって、札幌の国保の対象加入者になる。そうすると、私から言うまでもなく、国保は3割が自己負担、そして、あとの7割を半々で国と自治体で持つことになっていますから、一般会計からの繰り入れということもありますけども、これは制度的に国保税を上げざるを得ないんですね。これは、幾ら地方の時代と言いながら、同じ家族構成、同じ所得で自治体によって10倍も高いとこがあり安いとこがあるという、どうも妙な話ではないか。

昨日の、たしか朝日新聞だと思いますけど、やっぱり同じ問題を取り上げて、どうも国保の社会保障制度の根幹をなす健康保険のうち国保については制度的におかしいんではないかと。そのときには、大体上限、下限が大体7倍ぐらいだというようなことが書いてありました。

この問題はさておきまして、先々週ですか、これは10時から「NHK平成世の中研究会」というNHKでチームをつくって構成し放送しているんだそうです。私も多少晩酌をやるんで、うつらうつらして10時ごろ目が覚めて一休みして、そしたらこの放送が始まったんで、たまたま聞けたんですけれども、いろいろ国保のことについては、私は一応問題があるということは承知していましたけど、固定資産税がこんなに問題点があるのかなということを、初めてそのビデオを撮ってわかったわけです。一般質問の関係もあって、ビデオもそのときには撮ることもできなかったんで、NHKの放送センターへ電話して「ひとつビデオを送ってくれないか」と言ったら、「いや、そんなことはできません」と断られたわけですが、たまたまこの一般質問の関係で、市民部長と「いや、こういうことを聞いたので、ビデオをNHKへ頼んだんだけどだめだと言われた」と言ったら、「いや、たしかうちの職員でビデオを撮っている職員がいるはずだから、ひとつ見つけてみましょうよ」と。熱心な職員もいるもんで、そのビデオを撮っといてくれました。それを借りて何回も内容を検討したわけで、まず順序として、問題点はどこかということで、このビデオでどんなことを指摘していたかということから、ひとつ話を初めたいと思います。

一番初めに、ある都下の、これは稲城市だそうです、稲城市で約7,000万で3年ぐらい前に土地つきの一戸建て住宅を買ったんだそうです、時価がですね。その固定資産税が大体7万3,000円だそうです。いま一つは、また札幌市が出てきますけれども、札幌市のあるマンションを2,000万で購入した。ところが、その固定資産税は同じく7万3,0

00円だ。どう見てもおかしいんではないか、こういうことから問題提起が始まったわけです。そして、今度は話が飛びますけれども、奈良県に大和郡山市という、これは藤林さんの出身地の近くだそうで、藤林さんに聞いたら、大体大阪から私鉄で30分ぐらいのところにある市で、大阪の衛星都市というか住宅都市というような性格の市だそうです。人口10万人ぐらい。構成上そんなふうな段取りにしたんだそうですけども、この人から投書があって、こういう問題があるんだということから話が始まりました。この人は、固定資産の課税は不公平ではないかということで、10年ぐらい地裁、高裁、最高裁と、こういうふうに裁判で争ったんだそうです。

どういうことかというと、約12年ぐらい前にその大和郡山市へ移住した。そして、造成した団地の一角を買ったんだそうです。それで、よく――よくでもないが調べてみたら、それよりも駅に近い、時価ももちろん高いわけですが、高級住宅地の固定資産税が単位当たりで4割も、そのところよりも安い。これはどう見てもおかしいんだよということで、ちょっと調べたいから資料をくれないか、こういうことで財政課だったか資産税課だったか忘れましたけれども、担当の課へ行ったら、いやそんなことはできませんと断られたということで、それではということで、あそこの地裁で訴訟を起こしたんだそうです。

その前に、市に固定資産評価審査会というのがありますね。そこへ不服申し立てをしたんだそうですけれども、そこで口頭の弁論があったんだけども、「どうもこういうことでおかしいんじゃないか。ほかの地点の評価も見せてほしい」と言ったら、「いや、それはできません」と。それで、市の担当者も審議会の席へ出てきて、「どうなっているんだ」と言ったら、「これは守秘義務もあるから、あなたの土地のは確かに見せるけど、ほかの土地のは見せるわけにいきません」、こういうことだったそうです。結局資料は提供してもらえなかったということで、これでは全く考えてみると、判断のしようがないわけですね、ほかのその市の納税義務者と比べて安いか高いかということは。だけど、こういうことなんだそうです。言い分は、固定資産は価格に課税するんだ。価格とは何かというと適正な時価だ、こういうことに地方税法上はなっているんだそうです。だから、審査会の言い分は、お宅は価格に課税しているので、その額が高いことはないんだ、むしろ時価より安いんだ、適正なる時価を超えてないから合法だ、違法じゃないということで、固定資産評価審査会の結論で、言わば門前払いのような格好で終わったんで、大阪地裁へ提訴した。

その提訴の過程で、市から資料として市内の100カ所ばかり路線価の相続税の評価の

調書が出てきた。それと、固定資産税の評価が何％ぐらいに当たるんだろうか、こういう調書が出てきたんだそうです。それを見ると、いかにアンバランスかというのが、路線価の安いとこは18％ぐらいの固定資産税の評価がされていない、高いとこは80％ぐらいだ、こういうようなアンバランスがあるんだそうです。しかし、地裁の判決も価格評価、適正なる時価を超えてないから合法だ、違法ではないということで敗訴になった。

今度は、大阪高裁へ控訴した。大阪高裁では、一応審査手続が違法だということで、原告の勝訴ということになったんだそうです。

ところが、大和郡山市では最高裁に上告して、最高裁では一審の判決どおりだったというような経過なんだそうです。

どうもその辺、常識的に考えれば、時価の評価の高いところよりも安いところの方が、固定資産税が安い、そういうことはどうしても公平を欠く。したがって、固定資産税はおかしいじゃないか、こういう結論が出るのが、これは当然だと思うんです。

いま一つの例は、これはすぐ近くの稲城市の例ですね。これは、まだ３年ばかり前のことらしいですが、３年前に、ある人が、これは公団の分譲住宅だと思うんですけども、土地つきの一戸建ての住宅を買い求めた。そして、いま一人の人も何回とか言ってました、その募集に応募したんだが、当選しないで、やむを得ずそのすぐ近くの14階建てのマンションに移り住んだ。ところが、どうも固定資産税が高いというんで調べてみたら、これは土地つきですから、土地も確かに共有でついているはずですけれども、それが年間の固定資産税が12万円ということなんだそうです。そして、ほぼ同じ価格、両方とも6,700万円で、その当時売り出し、その価格で買ったんだそうです。ところが、マンションの方は固定資産税が、たしか12万円ぐらいだったと思います。それで、片っ方が７万円だと、いかにもおかしいではないかと。どう見てもおかしい話なんです。それで、市役所の担当へ聞きに行ったところ、どうも制度上こうなっているんだからやむを得ないんだということの答弁きり返ってこない。今、固定資産について申し上げましたが、一戸建ては７万3,000円、14階建てのマンションの１室が18万円と、こういうふうな違いがあるんだそうです。

どうしてこんなことになっているかというと、土地と家屋の評価が、時価とのアンバランスが、家屋よりも土地の方が時価との差額が多いということですね。そのビデオでも言ってましたけども、稲城市の大体土地評価が、時価あるいは路線価と比べてかもしれませんけれども、平均７分の１だということなんだそうです。ところが、家屋については、評価はどんなふうにしているかというと、これは再建築価格という評価方法をとっ

ているんだそうです。だから、土地みたいに時価と現実の建築費なりあるいはそういうものとはアンバランスがつくられるわけですね。

ちなみに家屋の評価について言いますと、建物が一戸建ての場合に121平米といいますから、35坪弱ですね。マンションの方は幾らか広いんですけれども、家屋の評価が一戸建ての方が677万、平米当たりに直すと、これは5万5,900円なんですよね。片っ方は、多少坪数が多いにしても1,800万なんだそうです。これへもろに固定資産税がかかってくるから、こんなおかしなことになるということのようです。

この評価基準というのは、これは全国一律でして、自治省が昭和38年に出した、これは告示ですけれども、これは法的性格を持っているものですが、自治省の固定資産評価基準というのがあるのです。これにのっとってやるもんですから、全国どこへ行っても、このようにやっているはずです。

そういうことで、どうも固定資産税は不公平な課税をしているということで、それでは、どうしたらいいかというと、これはちょっと今の制度上行政の直しようがないんですね。ただ、あとは評価の問題で、これは土地の評価を家屋と同じ評価基準にすれば、これは不公平というかアンバランスは消えるわけですけども、まさかそういうわけにもいかないんで、どこの自治体でも多かれ少なかれこういう例はあるはずです。

だから、基本的な問題点として、固定資産税は財産に課税しているわけです。以前には、賃貸価格に課税した時点も、これは昭和二十たしか二年までは、シャウプ勧告以前まではそうだったそうですが、賃貸価格に課税するということは、ある程度、これはそこから上がる収益を基準として課税したとも言えば言えるわけであります。ただ、今の固定資産税は、これは居住用家屋にもかかってくるわけですから、ある程度払える能力というのはおのずから限界があるし、ある程度収益課税的な面も考慮しなければならないということは、土地なり家屋なり、まあ家屋についてはそういうことは言えないかもしれませんけれども、土地にそれから上がる収益をオーバーするような課税をすれば、おのずから切り売りしなければ払えない、こういうことになるので、幾ら財産課税としたってそういう制度はおかしい、こういうことになって、性格として財産課税ではあるに違いないけど、一応収益的課税、いわゆる収益加減価格というんですけども、これを加味して課税すべきであるというのが、理論的には言えるんだそうです。

そこで、余り長々と前置きを話して申しわけないですけど、では日野市では、大体どうなっているんだろうかということで、ここで評価基準の問題もありますが、制度が変わって評価については土地鑑定士を間へ入れるんだと。それから、評価基準点というの

があるんです。それを公表されているわけですが、現在全国で4万カ所、今までは公表されていたのが、これを40万カ所にふやすんだというのが、今度の改正の二つのポイントでもあるんだそうです。

そこで、質問に入りたいんですけども、大体日野市では、そういうような大和郡山市まではいかないにしても、同じ評価基準でやっていると、こういう矛盾があるんではないか。また標準地点というのがあるはずですが、土地標準価格は都道府県で発表する。あるいは路線価の標準地点、これは公表されておりますから、日野市で何カ所あるいは何地点あるということはわかるわけですが、わかればそれはどのぐらいあるか。あるいは市として標準地点あるいは基準地点ともいいますか、それをどのぐらいとっているのかあるいは公表しているのか、これがまず質問の第1点。

それから、稲城の例を申し上げましたね。稲城とここでは大して離れていないわけですから、同じ自治省の固定資産評価基準に従って評価し課税しているとすれば、さき言ったマンションと一戸建て、土地つき住宅との評価の時価との食い違い、これも日野市にもあるんではないか、こういうふうな気がしてならないし、理論的には確かにあるはずです、程度はともかくとして。その辺、わかっていたらどうなっているんだろうか、これを教えてもらいたいと思います。

それからいま一つ、大和郡山市の縦覧の問題があるわけです。固定資産税については、毎年3月1日から20日まで縦覧というのをやっていますよね。これは法律で義務づけられていますけれども、地方税法の415条という規定がありますけれども、ここで日を決めて特定の場所で関係者に縦覧させるということになっております。

日野市でも、毎年約2,000人ぐらい縦覧に来るそうですけれども、この縦覧の範囲をどのぐらいまで見せるべきかという問題があるわけです。縦覧というのは、閲覧と違って自由に見るだけ見せろという制度なんだそうです。これは、ほかの固定資産税関係で、何かほかの法律で縦覧という言葉が使っておる例があるんだそうです。そこでは、縦覧という表現を使っているときは、何から何まで全部見せる、こういう趣旨で使っているんだそうです。一方、ただ税関係では公務員の守秘義務というのがあるわけですね。その辺に抵触するんではないかという疑問もあるので、この守秘義務というのは、地方税法にも規定されているわけですけれども、いろいろどの程度まで縦覧させるべきか、見せるべきかということは、意見が物の本によると分かれているんだそうです。だれにでも見せたらいい、要請があれば端から端まで希望があれば見せるべきだという説もあるし、納税者自身のものに限るべきだという説もあるし、いまちょっと範囲を広げて、そ

の土地の借地人、借家人程度あるいは債権者等でだれが見ても利害関係のある人には見せてもいいんではないかという説もあるし、一番判例で言われているのは、比較関係者説というのが、幾つかの判例で示されているんだそうです。それがどういうことかというと、ある人の納税者の土地の固定資産税が、ほかの土地と比べて高いか安いかということがわかる程度までは見せるべきだという説が、今のところ、判例では幾つも見られているのです。ただ、これも非常に、ではそれがどうかというと、これから事実上問題になるかもしれませんが、その辺が、裁判所ではそんな解釈をしているようです。その辺、日野ではどんな基準で縦覧させているか、あるいはこの辺の苦情があるのか、そういう例があるのかということと、いま一つは固定資産については、さきも申し上げましたけども、固定資産評価審査委員会というのがあるわけです。この議会にもその任命の議案が出てきますけれども、これに申し立てをして審査してもらうという制度があるわけですけれども、最近、日野市でこの審査委員会に提訴された案件があるのか、あるいは審査はどうなっているのか、その辺をひとつ答弁願いたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　　旗野行雄君の質問についての答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（永瀬誠一君）　　それでは、御答弁申し上げます。

私もＮＨＫのテレビにつきまして、何度か繰り返し見てみました。全国的にあのような例がどうかということを頭に置きながら見たんですけれども、取り上げられた２点については非常に特異な一つの問題だと、このように私は実は思ったわけでございます。

一つ目の大和郡山市の場合でございますが、土地の評価というのは、これはいろんな要件がございまして、駅から遠いか近いかということだけではかるものではなくて、道路がそこにあるかどうか、その幅員がどうか、その道路がよその道路につながっているかどうか、あるいは容積率がどうなっているかあるいは建ぺい率がどうかというような、その土地の価値を重んじて決定されていくのが普通であります。そういうことから、駅から遠いから必ずしも安いんだ、駅に近いから必ずしも高いんだということが、一般的には言えるわけですけれども、これがすべてではないんではなかろうか。

そういうことで、テレビの事例のような例をちょっと対比してみますと、ああいう例は、やはり非常にまれであります。日野市の実態も、私もちょっとつかんでみましたけれども、日野市にはそのようなことは存在しない、このように思っております。また、あのテレビを見て、相続税の路線価、国で定める価格と市で定める固定資産の評価額があるわけですけれども、あくまでも国で定める相続税の路線価が正しい、これが善玉だということで、それに固定資産の評価額を比較するというやり方なんですね。ですから、

私はそういう比べ方は、やはりそれぞれの税の目的や性格が異なるもので、今までの、要するに評価の基準としては、必ずしもそれを連動させる方式になっておらないということで、それを比較することが、非常に無理があるんではなかろうかというふうに、実は思ったわけでございます。

ただ、大和郡山市の例は、くどいようですけれども、非常に極端な例だということで、日野にはそういうところは存在しない、このようにお答えを申し上げておきたいと思います。

なお、平成６年度の評価替えは、先ほどもお話ありましたように土地基本法の16条によって、公示価格と路線価格、そして固定資産の評価額と連動させる、このようなばらつきが、やはり全国的に若干あるし、いろいろと問題点が出てきているということも含めて、これを連動させて均衡化を図っていくということになりますので、６年以降については、路線価と評価額とのばらつきというものはなくなるわけでございます。

それとあと１点、稲城市の場合も、同じ取得価格が6,700万で片方が一戸建ての木造、片方は14階建ての鉄筋コンクリートということでございます。同じ程度の面積だということで、約2.5倍マンションの方が高いということでございます。これについても、木造の家屋と鉄筋コンクリートの家屋をただ家屋ということだけで並列して、それを比較するということは非常に無理がある、このように思っております。

現在、使われております国の基準、評価基準というのはあるわけですけれども、これでは、やはり木造と非木造は、構造の上からもあるいは使用材料等すべてを考えますと、1.5倍から２倍程度の評価額の上では差があるんですね、今の基準から申し上げまして。そういうことでございますから、同じ規模の木造と鉄筋コンクリートの建物では、少なくとも1.5倍から２倍ぐらい鉄筋コンクリートの方が高いというような標準にはなっております。

テレビの事例をもとに、自治省で実態調査をしました結果、この二つの建物は建築年度が違うということが一つあります。それからあと一つは、建築年度が違うということは評価基準が違ってきていますから、後で買った方が評価は高くなっております。したがって、要するにマンションの方が高くなっております、後でございます。それと面積が違います。マンションの場合には、自分の専有面積だけを出しておりました。しかし、実際、自治省で調べてみると、さらに27平方メートルの共有部分が、本人の財産の中に入っております。これを見ておりませんので、そのような2.5倍ぐらいの差になったんだろう、このように思っております。

日野市の新築の木造家屋と非木造家屋を平均単価を比較してみました。そうしますと、やはり木造よりは鉄筋の建物の方が約1.5倍程度評価額が高いという結果になっております。これは現制度の上ではやむを得ないであろう、このように思っております。

３点目の課税台帳の縦覧でございますけれども、日野市では、国の指導によりまして、納税者のプライバシーの保護、課税台帳の内容が財産の所在地、面積、評価額、税額、ここまで縦覧に供しておりますので、プライバシーを保護するために、課税台帳の縦覧は所有者、または同居の親族、そして所有者の委任による代理人、この３者に限って縦覧に供しております。これは、納税者から、先ほど判例等がありましたけれども、ほかの場所との評価の比較ができないという不安もありまして裁判で争ったケースなどもあるというふうに、私は記憶しております。

そのようなことから、平成３年度の評価替えでは、国の指導で代表的な標準地の路線価を公開するようにという指導を、各市町村で受けております。平成３年度に、日野市では30路線の価格を公表いたしております。したがって、その公表されたところと自分のところと対照にするというふうにしていただいているわけですけれども、平成６年の評価替えでは、さらにこれをふやしまして129路線、これを公表、公開していきたい。さらに平成９年には、全路線価を公開するというふうに考えております。現在、日野市には225ございますので、恐らく最終的にはそういう形になると思います。

それで、議会の方でも私、一般質問で受けたことがあるんですけれども、個人の、要するに縦覧が非常に低率でございます。５％か６％でございますので、これを補うために、平成６年度から各納税者に対しまして、納税通知書を発送する際に課税明細書を入れるというふうに６年からなっておりますので、個人の財産の明細につきましては、個々にわかるであろうし、またよその土地との比較については、路線価を公表いたしますので、これとの比較で補えるのではなかろうか、このように思っております。

あと１点、審査委員会でございますけれども、これは法定の前置主義でございまして、裁判にかける場合には、必ず固定資産の評価審査委員会を通さなければ裁判に訴えることはできないということで、こちらが重要な委員会になっております。ここ３年ばかりでは、昨年１件ございます。棄却をしております。これはちょっと簡単に申し上げますと、今まで農地で保全し耕作しておったところでございます、農地課税をしておりましたが、区画整理の中でございますので、今度受けた土地をその土地を舗装しまして駐車場に使用した。駐車場をつくったんだけれども、金を借りてつくって、なかなか台数が満杯にならん。非常に大変なので税金払えないというようなことでございます。いろん

な条件がございましたが、それを除いても、固定資産の評価だけを対象にして審査しましたら、地目が変更されているということで、これは農地で安い税金なのが、今度は雑種地課税をしたので高くなったわけです。これは当然であるということで棄却しました。そのような状況でございます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君）　あのビデオの中で、評論家が3人ばかりいろいろ評論するわけですけれども、国の場合には、所得税について言えば1,000万円以上納税した者は、これは公開するという制度があるんです。そして、路線価についても、これは今まで言ったように全部公開している。ところが、今、地方にいろいろ地方分権だと言われているけれども、地方では市民税についても公開も全然していない。それから、固定資産税についても非公開ではないかと。あのテレビでは、そのディレクターというか説明員というか、それが縦覧についても、ほかの標準地のことも全然言いませんでしたね、個人に限ると。したがって、比較対象できる市はないんだというようなことを言ってましたけれども、今聞いてみると、必ずしもそうでもないにしても、情報公開の時代で国ではある程度やっているけど、地方の方、この辺では全然立ちおくれている、地方に何から何まで任せろたって、これはかえっておかしなことになってしまう、このようなことも言っていましたけど、これは多少誤解があるかと思いますが、そんな発言もありましたし、今言われたようにできれば、確かにこれは理屈を言えば、これは公正公平ということ、ほかの納税者と比べて公平であるかないか、これは比較しなければ、確かに立証というか、できないわけなので、それは比較の資料がほしいというのは、これは当然な話ですよね、納税者とすればね。この辺ある程度、今の部長の説明によれば、これから徐々に公開地点もふやしていくということのようですから、それはそれで結構だと思います。

稲城市の例ですが、日野市ではああいう例はないだろうと。なるほどああいう極端な例はないかもしれませんけど、今の評価が土地よりも家屋に重いということは、これは言えるわけですね、いい悪いは別としてね。また、どうしてそうなったかという問題もありますけれども、その辺の多少、これから価格課税と固定資産税はね、いうことになっています、価格とは何かというと、さきも言ったけど、適正な時価だと、こういうことになっているわけで、適正な時価との乖離が土地の方が家屋よりも極端だと、こういうことは言えるはずですね。ただ、だから、どうしたらいいかということは、ちょっと私には何とも言えませんけれども、そういうことだと思います。

いろいろ問題がありますけども、固定資産税については非常に難しい問題で、職員も

素人じゃなかなかできないというようなこともあるようです。これからも慎重に検討して、徐々に改善していってもらいたいと思います。

いま一つ最後に、これは市長に聞いてもいいんですが、例の生産緑地の問題で、これは宅地化すべき農地と農地を継続する、農地として利用すべき農地とをはっきり分けたわけですね。そして、宅地化すべき農地についても、地方税法の附則で、ちょっと細かいことは言いませんけれども、計画的な宅地化の策定がしてある農地については、4、5、6年度については10分の1課税だ、10分の9を猶予するという制度が、今実施されています。このことは市長も御存じのはずですけれども、これと日野市では、これちょっと拡張解釈して、これは条例ないし規則で担当に聞いてみると、豊田南口については、この附則には該当しないけども、4、5年度については同じ取り扱いをしている。ただし、6年度はまだ未定だというようなこともありますが、西平山の区画整理の関係で、よく権利者と会うことがあるんですけれども、ぜひ6年度で打ち切りということでなく、この制度を、ひとつこれからも日野市では続けてくれないか、市長に強く言っておいてくれよという話がよく出るわけです。とりあえずすぐ豊田は来年度から、この制度は打ち切りだと、今のままではですね、なるわけですし、今度はこの辺が制度改正によって、今までの10分の1課税が3分の1課税と、7年度からはなるんだそうです。

その辺もありますし、ひとつその辺を市長、市民の要請でもあり、一つは、理論的にも区画整理をやっている場合に、まだ供用開始にならない時点では、多少税制上も猶予措置なり軽減措置があってしかるべきだということもありますし、例の緑地の問題もありますから、できれば、なるべく農地を残してもらいたいというのが、市としても、市民の要望でもあるわけですから、その辺をひとつ検討願って、どういう形にしろ、この制度を今後も継続してもらいたい、これについて市長に要請し、かつ意見を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　固定資産税につきましての、いわゆる土地に対する課税ということで、複雑な系統のあることを、我々も少々理解をしにくい、こんなふうに思っているわけでありますが、日野市の場合、納税者の方々が大変理解していただきまして、そう課税の不公平について特別に御指摘をされたことはないということで、大変ありがたく思っておる次第であります。また、課税の立場といたしても、適正を期するということは、極めて法のもとに平等でなければならない立場からも、極めて大切な問題であります。

今御質問の、いわゆる区画整理中の評価ということもございますし、あるいは昨年施行されました生産緑地法のいわゆる宅地化農地あるいは農地として残る農地、これの関係も新たな課題として出てくるわけでありまして、とりわけ宅地化に該当する農地の場合は一層御心配がある、こういう事情もよくわかるわけであります。制度上の原則もあると思っておりますが、できるだけ理解のしていただける課税の仕方を考えるべきだ、こう思っておりますので、担当とも十分意見交換いたしまして、一定の方向を打ち出したいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　旗野行雄君。

○5番（旗野行雄君）　国なり都なりでは、この問題についてはかなり問題にされているようではありますけれども、ひとついろいろの意味で、この制度が私自身としても、いま少し延長されるべきだという判断もありますし、関係者の強い要望がありますので、ぜひその辺を検討していただきたいということをお願いしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって7の2、固定資産税の問題点についての質問を終わります。

一般質問8の1、市内諸問題について問うの通告質問者、藤林理一郎君の質問を許します。

〔4番議員　登壇〕

○4番（藤林理一郎君）　今、議長さんからお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。題名につきましては、市内諸問題について問うという題名でございます。4点ばかりお聞きさせていただきます。

第1番に仲田小学校隣に緑地がございます。その緑地の開放についてということで、1番の質問ということでございます。

実は、私この緑地を開放してくださいということを一般質問に取り上げた理由は、このスポーツ公園の、そして仲田小学校にはさまれた緑地、これにつきましては、いつも日野市にございます青少年関係の子供会、育成会、こういう団体が夏季、夏休みですか約40日間、この間につきまして、いろいろの行事をこの緑地で催しをしておられます。そこで、私はこの緑地をもう一つ掘り下げて、ボーイスカウト、ガールスカウトという団体がございます。この団体につきましては、広範囲に全国的に広がっておる団体でございます。この団体が、野営をすることによって生きがいを感じているという、その中に教養育成というようなことから、大体昭和二十二、三年ごろからこの団体が始まった

ように聞いております。そこで、この団体が、非常にことしの夏も総会が間近にございます、体験発表なんかもあるそうでございます。そういうふうな中で、昨年、私一度この団体のところに顔を出させていただきまして、そして、いろいろな行事につきまして見て、またお聞きして、非常にこのボーイスカウトという団体は規律正しい団体だ、こういうふうには聞いておりましたけど、実際に目で見て聞いてみまして、確かにそのようなことですね。

そこで、市長は「地域活動の一層の……」というようなことで、昨年このボーイスカウトに期待をかけた言葉を載せてございます。これは年1回ずつ出しているそうですが、これは平成4年度ですね、ことしはまだ出ていないようです。思いやりとか優しさというふうなことがうたわれてございます。そういうような中から、この仲田緑地につきまして、これを年間通じて開放できるような方法が考えられないだろうか、こういうふうなことで、私質問するわけなんですけども、この面積、それから、土地の持ち主というんですか、それから、これは金額等が借りるのにどのぐらいの金額で借りているのか。それで、期間がどのぐらいの期間を借りているのか、それを第一番に聞かせていただきたいと思います。そしてまた、その中に夏休みの期間中に、子供会、これは連合会ですね、それでそのほかの団体が合同で使用しているのかしていないのか、こういうところから質問させていただきます。これが1点、ひとつお願いいたします。

次には、日野台四丁目の住宅地東側は日野自動車になっておりますけども、日野自動車工業株式会社、住宅と日野自動車さんの間に、幾らか農地のような空間が、畑のようなのがございます。このことについてお尋ねさせていただきたいと思います。

このことにつきましては、私がもう古い話でございますけれども、何年か前に一般質問で取り上げさせていただいたことがございます。これが実は、もう古い話でございますけれども、あの土地は、もともとは日野自動車様の土地だということは聞いております。今、何か聞いてみますと、農林省の土地になっているんだ。ただし、あの土地につきましては、昭和二十二、三年ごろ、終戦後ですね、非常に食糧難があった時代、その地元の住宅側の方に開放をされた。その開放したために、実際は、農地でありながら権利者というような形で、今現在、三十何名の権利者がその畑を利用してやっているということも聞いておりますし、実際そのようでございます。

そこで、代表者は聞いてみますと、山野井さん、お父さんがもう亡くなっておりませんけれども、その息子さんが2代目が相次いで、その耕作者としてやっておられるそうでございますけれども、この辺のところ、この前に質問したときには市長が直接、私答

弁をいただいた記憶があります。そこで、その当時、市長が答弁なさったときの記憶をちょっと思い浮かべてみたんですが、今、農林省の土地になっている、で、農地になっている。だから、それをどのような形で借り上げするかというような、そのときに私質問したと思うんですが、そのときに、市長の言う答弁では、なかなかこれは難しい。もともとは日野自動車のものであっても、今、耕作者がおられる。だから、そのことについて解決は非常に困難である。ただし、困難であっても一応調査、そして、考えてみる必要がある、ああいうふうな形で置いておっても、権利者の方は草ぼうぼう、その当時はいろいろな草が生えっ放し、そして、梅の木とか桜の木とかいろいろなものを植えておりました。ところが、ここ七、八年前から、その樹木というんですか、そういうものが一切なくなって、場合によっては、駐車場にしてあったりしてございます。そういうようなことから、私、一度こういうふうな空き地で放置してていいのかどうか、実際、権利者がどういうふうな考え方を持っているのか、そして、農林省の方でどういうふうな考え方でおるのか、そういうふうなことを、行政の方で調査したことがあるのかないのか、もしかあったとすれば、その時点においての調査のやった方法、そしてまた、その結果を、できましたら古いことでございますけれども、ひとつ教えていただきたい、このように考えております。これが１点ですね。

それから、３点目でございますけども、これはもう私も再三再四にわたって質問して、藤林はちょっとおかしいんじゃないかなと、こういうふうに考えるかもわかりませんけれども、単純な考え方であるかと思いますけども、日野駅の、これで３回、４回ぐらい質問させていただいていると思います。３月の議会で質問させていただきました。その中で、市長さんから、ある程度いい方向に向かっている回答はいただいておりますけども、それについて、私は全面的にいいということは考えておりません。まだ不満な点がございますから、再度きょう質問をさせていただいたわけでございます。

そこで、長谷川企画財政部長と、それから企画課の課長さん、田中さんと何回かここで接触してどうなったと。考えてみれば、バスの発着地点ですから、非常にバスの乗り降りが激しいところ、そして、トイレが交番に一つ、そして京王さんの運転手のトイレが一つ、そしてＪＲの駅の乗客のためのトイレということで三つがございますけれども、これは全然開放はしていません。私、駅長にも何遍か話をしてみました。そして、京王さんの方にも話をしたこともございます。そういう中から、交番が、申し上げてきたときには気持ちよく貸してくださるということですから、一般の方が入りにくい交番でございますので、どうしてもここには速急につくってもらわなきゃ困る。下水道が完備さ

れてからというような答弁、３月にいただいておりますけども、５年、10年先になるかと思います。そういうようなことで待っていられない、速やかにつくるべきじゃないか、市民の強い要望でございますから、その辺の考え方をひとつこの間の調査した結果、報告をしていただきたい。

この一応第３点、質問いたして回答いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、第１点の御質問でございます仲田緑地の開放につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

子供たちやあるいは地域の青少年団体、またはＰＴＡ活動等で子供たちが野外活動ができる場所といたしまして、御質問でございます仲田緑地のうち7,300平方メートルを大蔵省からお借りしまして、夏の２カ月間にわたりまして自然体験広場を開設してございます。その借地料につきましては、２カ月間で約150万円でございます。

３年間の使用状況でございますが、平成３年度が1,654人、それから、平成４年度が2,547人、そして本年度は大変天候が不順だったわけでございますが、多少使用者も減少いたしまして、32団体2,261人の子供たち等が、デイキャンプあるいは泊まりのキャンプ等で使用してございます。子供会のほかに団体といたしましては、ＰＴＡや学校あるいは自治会あるいはスポーツクラブ等の団体が使用してございます。さらに社会教育あるいは公民館等の事業でも、この場所を使用してございます。

それで、２カ月間の開設でございますが、子供会等からは、四季を通して１年の期間を通しまして自然に親しめる施設として開放をしていただくようにと強い要望がございますが、この点につきましては、今後学校５日制とも関連いたしまして、この期間の延長につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

また、御質問でございますボーイスカウトあるいはガールスカウト等の青少年団体の野営キャンプの場所といたしましても、この自然体験広場の開設の中で御利用いただけるようにというふうな配慮はしてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　２点目の日野台四丁目の国有地の件でございます。まず、現状、それから経過につきまして、産業経済課の方でわかっている範囲のことを調べてございますので、御報告申し上げます。

所有者は、国の農林水産省でございます。面積は公簿では2,290平方メートルでございますけれども、実測では3,376.49平方メートルございます。地目は畑となっております。これは、昭和23年の自作農創設特別措置法、要するに農地開放でございますが、このときに、当時日野産業と申しましたでしょうか、日野自動車から国が不在地主ということでの小作地ということで買い上げて、現在に至っているわけでございます。耕作者は、今、議員さんがおっしゃいましたように山野井さんの小作地ということになっております。しかし、これが、実際には又貸しという言葉が適当かどうかわかりませんけど、ほかの方にさらにお貸しをしている形で、多数の人が家庭菜園のようにつくっている部分と、それから、駐車場に使っているところがございます。畑で使っているのが、おおよそ1,800平方メートルほど、それから、駐車場に使っているのが490平方メートルぐらいというふうに聞いております。また、山野井さんの方では、国に対して農地の使用料を納め、また、使用者課税という形で固定資産税も納めているというのが実情でございます。

現況としては、以上でございますが、仮に参考に申し上げますと、もしこれを市とかどこかが買い取るというようなことをするとすれば、これは旧地主からでないと買い戻せないということがございます。そうしますと、それにつきましては、例えば仮にでございますが、平米例えば30万円だとすれば、おおよそこの面積からしますと、約10億ぐらいになる。そのうちの３割は耕作している人の権利として買った人が手当てをしなきゃいけないということで、例えばその残りということになります。その残りを、さらに国で売る場合には、若干10分の７を安くするという制度がございます。そういうようなことで、ざっと計算すると、例えば５億円ぐらいになる。さらに、実際に耕作している人に、その３割というものを支払わなければならない。しかし、３割ということは、対相手と交渉するので、３割で終わるか幾らで終わるかということは、なかなか決められないというような状況があろうかと思います。実情は、そんなところでございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　３点目の日野駅前の公衆トイレの関係について、お答えしたいと思います。

ただいま質問者の方からお話のありましたとおり、３月の議会のときにも、全く同じ質問をいただきました。その時点で、また質問者の方からも御提言もいただきました。もちろん駅前の公衆トイレの設置についての重要性あるいは必要性については、市も認識しているわけでございます。また、その３月議会の中で、２カ所の提案がなされまし

た。そういう中で、私の方も現場を見、可能であるかどうか調査研究もしたわけでございますが、大変１カ所につきましては、交通上の問題あるいはそこにつくった場合のくみ取りの方法、当然くみ取り方式しかございません。そういった問題あるいは管理上の問題等もあわせて、その御提言の場所については不可能だというような状況で、過去ちょっと御報告したとおりでございます。しかし、それだけでは済ませないということで、日野駅長にも面会しあるいは警察、交番にも、その利用方の要請もしました。具体的には、日野駅の中では、駅の方に申し出があればお貸しはしています。交番についても同じようでございます。もう１カ所、交番の裏に京王の乗務員さんが利用している臨時のトイレがあるわけでございます。そういう中で、現実の問題としては、なかなか利用する立場ではよほど急を要しないと、駅にも交番にも言いにくい問題があることも承知しております。よって、市としては、あと残された問題としては、交番の裏側の京王のトイレに付随しての近くにというような問題が研究材料として残るかなというふうに思っております。なお、京王側とも折衝しながら、市としても他の部局とも調整して、可能なものを考えていきたいと思いますが、基本的には下水道は10年というような状況ではないと思います。そういう中では、下水道の普及等があれば、割合安易にできるなというふうに考えております。

なお一層、努力は別の意味で続けていきたいというふうに思っております。以上です。

（「つくっちゃえ、つくっちゃえ、できるよそんなのは」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○４番（藤林理一郎君）　社会教育部長さん、ボーイスカウトの件につきましては、ひとつできるだけ年間通じて、あの緑地をお借りして、そして、どなたについても遊んだり飛びはねたりしてやれるような場所として提供していただくように、ひとつ努力をしていただきたい、このように思います。

それと、日野自動車の関係の答弁を、今いただきましたけども、非常に難しいというふうに私も考えております。ただし、考えているだけではどうにもならんということですから、積極的にですね。実は私、何年か前に質問させていただいたときには、こういうことで質問させていただいたと思います。ちょっと今、思いつきで申しわけないんですが、あの場所にミニプール――公共施設のミニプール、１階はプールにして２階は福祉関係のものにつくっていただけたらどうかというふうな質問の内容だったと思います。そういうようなところから、これもひとつ難しいでしょうけど、相手がありますから、今部長が言われたように、もとの地主に戻していただけるような方法、今考えてみます

と、もうその当時23年ごろから続けてやってきた権利者の方が、もうほとんどの方が年をとって、畑をつくったりやるだけの、それは元気な人も中にはおりますけど、やっぱりもうどちらかというと、受け皿があれば受けていただいた方がよろしいんじゃないかなという気持ちもある人がいると聞いています。ですから、その辺のところをひとつ考えまして、ぜひ取り組んでいただきたい、このように私の方から要望しておきます。

それから、駅の問題のトイレですけども、同じような答弁が返ってきましたけども、これ以上どうにもならないのかなというふうに、私も気がいたします。そうかといって、やっぱり予算の関係、そして処理の関係があることでございますから、このことについても、ぜひ一日も早く取り組んで、一般市民にこういうふうにでき上がりましたというふうに、できましたら市長の任期の間に５年も６年も10年もと言わずに、任期の間に完成していただけるように努力をしていただきたい、このように要望しておきます。

以上３点ですね、要望というような形で……（「お答えしたい」「市長ありますか、ではぜひ答弁をひとつお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　それぞれ大切な課題をいつも質問をいただいて、解決し得ていないところが残っておりまして恐縮に思っておるわけであります。

特に日野台四丁目のいわゆる国有農地と言われております土地につきましては、過去ちょうど日野自動車工場のキューポラの施設のある――鋳物施設のある近くということで、粉塵等の公害が発生をしたということとあわせて、何かあの場所を、いろんな問題の遮断的な用地として考えたいということで、離作について多少交渉をした経過がございます。当時、十数名の実際の耕作者がおいでになって、車をそれぞれお持ちの関係上、自分たちの権利から離れても車の置ける場所をつくってほしい、こういう要望が強かったために、ちょっと方法が思いつき得なかったという経過もございました。日野自動車さんのお考えでは、その当時は特に今の耕作者が離作後、用地の確保をしなければならないという理由はないというふうにおっしゃっておられたことは承知しております。ちょうど生産緑地法に伴って、この場所は宅地化農地ということに都市計画上なるわけでございますので、したがって、離作という問題あるいはいわゆる元地主に戻る、こういう手続とそれから時期が近づきつつありますので、市が入る部分もあると思っております。これは、農業委員会のかなり大切な問題でもございますので、そのあたりを整理をして、一定の離作に対する補償の限度を定め、日野自動車に名義が帰属し、その後の利用について意見交換をする、こういうことになると思っておりますので、なるべく早くその交

渉の手順を進めたい、このように考えております。

それから、駅の便所なんですが、確かに簡単な施設のように、一見考えられますけど、現状では浄化槽を必要とするために、かなり面積を要します。したがって、なかなかその用地が確保できない、こういうところで延び延びになっておるわけでありまして、その当時、公共下水道が普及すれば大変設備が楽になるというようなことを言って過ごしておるわけでありますが、もう一遍考えを新たにして検討してみたい、こう思っておりますので、そういう考え方であることをお答えしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　藤林理一郎君。

○4番（藤林理一郎君）　今、市長から日野台の農地の問題、それから、日野駅前のトイレの問題、3月の議会より幾らかトイレのことについては、前向きにということで答弁いただきました。ぜひ頑張って一日も早く市民のためにやっていただくようにお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって8の1、市内諸問題について問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後2時40分　休憩

午後3時9分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問9の1、来年度市予算編成に向けての通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。

〔29番議員　登壇〕

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、一般質問をさせていただきます。台風が通過中ということで、被害のないことを祈りながら質問いたしたいと思います。

来年度日野市の予算編成に向けてということで、1問通告をいたしました。4点にわたって要望という形で質問をしたいと思います。

昨今の厳しい経済状況という中での予算編成の時期を迎えているわけでございます。ことしの夏はエアコンも売れず海の家は閑散ということで、中小業者の皆さんには厳しい夏でございました。日野市内でも、小さな商店などでも牛乳やジュースなどの売れ行

きが落ちまして深刻だということでございます。また、中小業者の皆さんは野菜を買って食べているわけで、野菜は値上がりをするというようなことで、二重三重に勤労市民が苦しんでいるという状況が出ております。

政府の方の経済の見通しについても、景気判断が厳しくなったということが新聞報道をされております。二番底という言葉が新聞に出ておりましたが、そういう可能性がある。今後の景気は予断を許さないと、総理大臣も認識しているようでございます。こういう中で、東京の商工団体が2,315人のアンケートをとったところ、85.7%の人が不況の影響を受けている。特に東京のこの不況感というのは強いという調査結果なども出ております。そういう時期の中で、8月31日に政府が概算要求の締め切りを行いました。多くの国民が細川内閣に期待をしております。しかし、実際の予算編成の方向は、やはり軍事費をふやす、AWACSという空中警戒管制機、これは2機も購入する。そして、ODAには7.9%の増額をしよう、そういう予算編成を目指して、今動きが出ているところにございます。日野市の来年度の歳入についても、そういう背景の中で厳しいことが予測をされているというふうに思うわけです。

そこで、まず最初に4点に分けまして具体的な質問をいたしたいと思います。

第1番は、予算編成の基本姿勢についてでございます。こういう状況だけに、来年度の予算編成は、特に住民参加ということを貫くことが必要ではないか、そのことを強く期待をしております。それは、また職員参加ということにもつながっていくと思います。こういう点での、市当局の予算編成に携わる方々の意気込みというものをお聞かせをいただきたいと思います。基本的な予算編成の方針は、去年、ことしと日野市がとってきました数項目の目標がありますので、その線に沿って予算編成はなされると思います。その点については、私はそういう方向でいいのではないか、生きる喜びをつくり出す健康と福祉のまち、豊かな人間性を育てる教育と文化のまち、自然と調和する安全・快適なまち、活気ある産業と豊かな消費のまち、参加と連帯でつくる市民自治のまち、大体こういうのが、日野市の最近の予算編成の方向となっております。それを前提にしながら、住民参加をさまざまな形で貫いていただきたい。このことを最初にお願いをいたしたいと思います。

私たち日本共産党市議団も、現在もまた今後も、市民の参加が予算編成にふえるように市民団体の皆さんとも話し合いをして、そういう方向を強めていきたい、こういうふうに考えているところでございます。

第2点は、歳入の見込みについての市の現段階における判断をお聞かせをいただきた

いと思うわけでございます。厳しいということは、既にはっきりといたしておりますので、その厳しさを解決するために、東京都や国に対して何か強力に交付金のこと補助金のことなどで要求をしていくということが必要だと思います。そういうことを準備されているかどうかという点をお伺いしたいと思います。

また、第３点で関連がありますが、若干細かく分けて質問をいたします。来年度に向けては、公共料金、保育料とか下水道料金あるいはまた全国市長会でことし夏、方向が打ち出されましたごみ収集の有料化、こういうことなどに対しては、日野市としては値上げをしない、抑えるという方向で頑張っていただきたいのでございますが、そういうことに対する市側の現在の心づもり、こういうものを聞かせてください。

もう一つは、小・中学校の図書室の充実ということでございます。今度政府の方で学校図書館に対する整備新５カ年計画というものが打ち出されました。これは交付団体の市町村にとっては、直接大きくプラスする制度でございますが、我が市のような不交付団体にとっては、どういうふうになるかも含めまして、しかし、この制度を活用するかどうかということをお伺いいたします。全国学校図書館協議会の読書調査によりますと、今、子供たちがなかなか本を読まない。これは全国のことです。小学生は11.7％は全く読まない。中学生は45.8％が全く読まない。高校生では59.6％が全く読まない。そういう状況の中で、日野市では図書室に市職員を配置して、積極的な読書指導をしている結果、大変よい結果が出ているということでございますので、この点は、さらにこれを前向きに向上させていくという立場から、今回の制度を考えていただきたい。

そしてまた、日野市のこの学校図書室の職員については市費負担でやっております。この点について、この制度が出たことをきっかけに、都や国によってそういう教職員をちゃんと配置させる、こういう方向を打ち出すことが必要ではないかというふうに思うわけでございますので、この点についてお聞かせをいただきたいと思います。

また、生活が厳しくなれば、要求は逆に強まってくるわけでございます。そういうことで、私どもが一貫して要望しております公共施設の一定の階層に対する無料開放、また自主的な演劇鑑賞団体等に対する公共的施設の助成、こういうことについても打ち出してほしいと思うわけでございますけど、いかがでしょうか。

もう一つは、博物館のことを取り上げたいと思います。先日、私は神事秘事の展示会、高幡不動尊の体内文書の展示会というのを見にいってまいりました。私がこの市議会で「幻の神事秘事」ということで問題提起を、過去したものでございますが、これが最近の調査によりまして、現実に百草園に存在をしていただろうという、大体99％の結論が

出まして、そういうことも含めた博物館の特別の展示がなされました。過去のことではございますけれども、また、古い中世の時代のことではございますけれども、非常に重要ないろいろのものが展示をされていて、全国的にもいろいろ影響を与えているということでございます。ところが、こういう財政状況が厳しいときには、こういう博物館とかいわゆる社会教育のこういう分野に対する予算というのは、なかなか伸ばしていただけないという問題が出てくるのではないかと思います。しかし、日野市の歴史、こういうものを過去にもさかのぼり、また、未来に向けても発展させる意味で重要なこういう歴史的な事実などにつきましては、もっと大きく市民にも公開できるような、もう少し派手なというと失礼ですけれども、目立つような宣伝ということが必要、あるいはそういう値打ちの普及ということが必要ではないかと思いますが、この辺についてはお考えいただけないかどうかお伺いをいたします。

第3点目の最後に、基本構想の問題がございます。第3次基本計画が、今策定作業中でございます。先日教育委員会からいただきました小・中学校の児童・生徒数の今後の減少の動向などを見ますと、今後の日野市の人口はなかなか伸びないというふうな感じがいたしてまいります。そういうところからの発想と、また現在のこの厳しい経済状況というところから、基本計画というものが、本当に急いでつくる必要があるものなのか、相当な将来の見通し、また市民参加を得てばっちりつくっていくことが必要ではないか。また、計画を決めても、今後のこういう激動する経済情勢の中では、やはり住民参加、主権在民という立場から、住民の意思を尊重しながら市の行政を進めていくということも必要になってまいります。また、選挙もしばしば市会議員選挙、市長選挙があるわけでございますので、そのときの市民の意向というものも、その都度反映させるのは当然のことでございます。そういう意味で、この基本構想、基本計画というものについて、今後慎重に決めていく、こういうことが必要だというふうに思いますが、先日報告のありました日程はもう迫ってきておりますので、その辺は慎重に考えた方がよいのではないかという意見を、私は最近感じております。この点について、お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

第4点目でございます。これは政治姿勢の問題について、質問をいたしたいと思います。質問する前に、私ども市議会議員自身が企業団体献金の禁止を、みずから実行する。そして、市議会の発言の自由あるいは市外の視察、海外の視察等について、さらに一層健全な視察、正確なそして市民の期待にこたえる視察、こういうものに自主的に改善すべき点があればしていくということが必要であるので、この点は議会内でお互いに努力

をしていかなければいけないと思っているところでございます。そういう立場を前提にして、３点にわたりまして質問をいたします。主として市長にかかわる質問になるかと思いますので、再質問などの最後の答弁でも結構でございます。

第１は、灰色のゼネコン各社、あるいは犯罪を起こしたゼネコン各社、こういうものの指名あるいは入札は今後させない、こういう立場が必要であると思いますので、その辺の見解について、市の担当者なりお答えをいただきたいと思います。

第２点目、３点目は関連がございますが、今新政府が提案をしようとしている小選挙区比例代表並立制の制度についての市長のお考えを聞きたいと思うわけでございます。この点は、多数の民意を粗末にする、議会制民主主義にもとる制度であるという批判が多いわけでございます。また、世論調査におきましても、一番新しいＮＨＫの調査によっても、選挙制度の改革ということについての世論というのは後退気味であるということが言われております。ＮＨＫの８日の放送によりますと、新政権に期待するのは腐敗防止、資金規制が69％、これが10％ふえてきたというのでございます。選挙制度の改革を希望するのは減ってまいりまして13％になった、５％減ったというのでございます。したがって、今、新内閣がやるべきは、企業団体献金の禁止ということであるはずでございます。ところが、これは５年後も見直すというんですけれども、以前は廃止の方向で見直すとなっていたものが、ただ見直すということになりまして、大変怪しい状況になってまいりました。

また、もう一つ許せない問題があります。企業団体献金を認めながら、政党の公費助成ということが、今度出てまいりました。一人当たり国民500円、600億円を政党に税金から助成をするというものでございます。これも思想・信条・結社の自由に反する憲法違反であるということが、専門家からも方々から出ているわけでございます。棄権したい人も税金を取られる、自分が支持しない政党にも税金が回されてしまう、こういうことになりますので、憲法違反は明白であります。政党の公費助成によって、イタリアでは政治腐敗が多発して、今年度国民投票で９割の賛成によって、公費助成を禁止という方向が打ち出されたばかりでございます。こういう最近の新政府の動向、あわせて今のこういう政治方向について、自治体の首長として、市長はもし何か望むものがおありとすれば、一言お答えをお伺いしたい。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、新年度の予算編成に対する基本姿勢ということでございます。

まず、きょうの新聞紙面上の中でも、平成4年度の普通会計の決算から見た財政状況、これは普通会計決算の中で発表はなされたわけでございます。これは、4年度でございますので参考に申し上げますが、その中では、経常収支比率は前年度から4.9%上回ったということで、79.5というような数字の発表がなされました。全く、これは4年度の決算を東京都に報告し、その中での発表でございます。82を超えるということについては、大変財政上危険だということが、財政のレベルの中では、そういう認識に踏まえているわけでございます。よって、4年度の状況、5年度につきましては、既に当初予算の中でいろいろ申し上げました。歳入の状況あるいは歳出についての対応の仕方は、予算編成時の中で5年度は申し上げました。よって、6年度の予算編成についての基本的な考え方ということでございます。

今、質問者の方からもありました東京都におきましては、平成6年度の予算編成においては、義務的経費を除いた経常経費の要求枠を、前年対比で10%の減額というような範囲での予算要求、また国においても、ほぼ同様の方針を持って概算要求がなされているところでございます。当市においても、当然平成6年度の予算編成については、財政状況を勘案すれば、当然これからの具体的な検討に入るわけでございますが、なかなか景気の回復が見れないというような中では、義務的な経費は除いた中での経常経費の削減は、当然しなければならないというふうに、まず認識をしております。

またあわせまして事務事業全般の厳しい見直し、配当予算等の再検討も必要だろうというふうに考えております。もちろん、この中での市民要望に対する緊急性を見極めて、財源配分をしていくというのが基本的な考え方でございます。また、過去の基本実施計画に伴う事業は平成5年度で完了しますが、引き続いて、四つの区分の中での対応は基本に考えていきたいと思います。具体的には、まだ方針を固めておりませんが、やはり庁内の経費の節約が第1であろうというふうに、まず考えております。

2点目でございます。歳入の見込みについてどうかということでございます。平成5年度の予算編成時におきましても申し上げました。恐らく現在の見込みを、まだ完全に調整は終わっているわけではございませんが、大変見通しが難しい中での考え方でございます。恐らく平成5年度の当初予算とそんなに税収についても伸びはないだろう。もちろん現状維持ができるかどうかというようなのが、今の試算でございます。よって、そういう中では、それに対する国、都に対する要望、要求、おのおの事業に対する補助金につきましては、各部の中でも十分精査してその獲得に努めるということだろうというふうに考えております。

なお、３番目の１点でございます。公共料金についての問題でございます。過去に公共料金の問題につきましては、全課全部上げて企画の中で調査をいたしました、かなり１年前の話でございます。そういう状況で経過をしておりますが、やはり大変このような不況の中では、まだ理事者とも調整はしておりませんけれども、財源的には必要な部分は、多少考えられるわけでございますが、この値上げについては現在では、なかなか難しいだろうというふうに考えております。

なお、３番目の一番最後でございます。基本計画部分の構想あるいは計画でございます。慎重にということでございます。たしか６月議会のときには、一定の予定を皆さんに説明を申し上げ、できれば構想をというような時期も示しました。しかし、これにつきましては、意見を求めた中では、多くの意見は市民からも団体からもございます。よって、これを現在各部に戻し精査中でございます。近いうちに、それを整理したものを上げ、また推進チームの中で協議し、理事者にも意見を求めていきたいということでございます。

当然、６年度から初年度にする基本構想、基本計画でございます。かなり市の内部でも議論し、市民の意見も慎重に聞いた中で、ぎりぎりの中で構想等の提案をしていきたい、時期も多少ずらして慎重に対応していきたいというふうな考え方で、現在進んでおります。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、３の２といいましょうか、３点目の内訳、２番目の学校図書につきましての御質問でございます。

お話のありましたように、ことし３月、それから６月におきまして文部省よりの通知が出されまして、学校図書館の図書の充実を図るということ、そして、健全な教養を育成するという目的で、これも実は読書離れという背景の中で行われるわけでございますが、新たに基準が設けられてまいったわけでございます。それに対します予算措置といたしまして、地方交付税ではございますが、この計画が今年度、平成５年度から９年度にかけましての５年間に整備するという中で、総額500億円を見込んでおるということでございますし、また、今年度につきまして、とりあえずおよそ80億を措置した、こういう通知でございました。

ところで、日野市の実情でございますが、文部省基準に照らしましての日野市の冊数といいますか、基準によります冊数を申し上げますれば、小学校におきましては17万9,000冊ほど、中学校において10万6,000弱の冊数に及ぶものでございまして、これを平成

５年３月末現在の当市の蔵書数といいましょうか、と比べてみますと、小学校においては14万9,500余の蔵書を有しておりますし、中学校におきましては６万1,000弱の蔵書を有しております。したがいまして、この基準におきます充足率を申し上げますれば、小学校で83.5％、中学校ではちょっと低いんでございますが、57.3％というような状況でございます。これらの図書購入というようなことの面で状況を申し上げますれば、当市においては、学校図書費というものは、現在、学校の教材備品購入費の中におきまして配当をいたしておるところでございます。学校におきまして図書の選定、そして委員会庶務課において発注という手当てでございますが、その際に、配当額の中での図書費に充てるべき割合といいましょうか、それはおよそ40万ないし50万を充てなさいという指導のもとに行われておるところでございます。

そういうような中で、平成４年度におきますトータル数字を申し上げますれば、およそ小学校で1,330万円余の支出になりますし、中学校では498万余の支出となっておりまして、これを１校当たりに見ますと、小学校66万5,000円余、中学校が62万2,000円余という形で４年度の購入が行われております。

ところで、それではこういう状況下におきまして、文部省の定める基準、最終年度と照らし合わせていきますと、どういうことになるかと申し上げますれば、現在充足率からいきまして、小学校では４年度の実績から算術計算によりますと、平均１冊の単価というものは1,300円、それから、中学校が1,370円というようなことでございますので、これを不足する冊数を掛けますと、小学校でおよそ計画達成のためには3,900万ほどを要するものでございますし、中学校におきましては6,165万余の額に達するものでございます。したがいまして、これを各年度に平均いたしますれば、小学校では97万5,000円、また中学校では1,541万2,500円というような数値になってまいります。

４年度の購入実績を見ますと、総額1,330万余の支出がございます。これと引き合わせますと、小学校においては、計画最終年次においては、およそ現在のテンポで何とか達成し得るというふうに見てとれるわけでございますが、中学校におきましては、現行の支出状況からいきますと、およそ３倍余の努力が必要であろうかというふうに見てとれるわけでございます。

さて、そういうような次第でございまして、学校図書館制度の目的から申し上げますれば、図書を備えるということは、その目的を達成するための一要因であるわけでございます。その点について、今申し上げたような状況でございますので、今後におきましても、精力的に単に目的達成ということのみならず、やはり目的に照らした中で、その

充実を図っていくべきであろうということで、引き続き努力を重ねてまいりたいというふうに考えます。また、目的からいきますと、もう一つの要因がございます。それは、むしろ図書を備えること以上に大事なのがソフト面でございます。学校図書館法に照らしてみますと、国では、指導教諭を置かなければならないというふうに規定づけられておりますが、現実、それはないわけでございまして、御存じのとおり、当市としては、市独自に現在、学校図書館事務嘱託員ということでお願いしている部分がございます。そして、その方々によりましての読書活動の助言、援助といったようなことをしていただく、そのほかに図書等の情報管理、また図書の整理とか分類等を含めた図書整理、また、学校図書館の管理運用ということをお願いしてまいっております。既に、その効果につきましても、確たる数値はまだ上がってはきておりませんけれども、相当な読書率を引き上げてきておるということでございます。

そんなことから、既に数年来、毎々教育長会としましては、都に対して指導教諭の設置方、各年度の予算編成に際しましての要望として上げてきております。これにつきましても、今後においても精力的に要望の運動展開を図っていきたいというふうに考えます。あわせて、市独自の制度に対しましても充実を図るべく努力を重ねてまいりたいという気持ちの一端をあらわしまして、答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。（「すみませんね、突然で。この項目は突然でしたが、よろしくお願いします」と呼ぶ者あり）

○社会教育部長（大谷俊夫君）　博物館につきまして、御質問いただきました。

御質問にございましたとおり、本年度の企画展は幻の神事秘事と高幡不動を中心といたしまして、それに高幡不動の体内から出ました文書等の調査の報告をあわせまして、「中世の日野」というテーマで企画展を開催いたしました。一応の成果を上げたというふうに考えております。これからも博物館につきましては、企画展を中心といたしまして内容の充実を図り、日野市の文化を高めるための役割を果たしてまいりたい、このように考えます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　答弁がなかったものもあるようでございますけれども、再質問の中で必要ならば、また問いたいと思います。

今年度の決算においても、また今後の見通しにおいても、税収の減ということが出ております。詳しくは決算委員会で審査されると思うんですけれども、今後の見通しについて、もう少し突っ込んだ数字は言えないとしても、同程度だという程度の答弁だった

んですが、もっと突っ込んだ答弁がいただけるかどうかという点を、再質問したいと思います。

ことしの決算では、市税収入９億の減ということが、当初予算で見込まれたわけでございます。この状況というのは、来年に向かってはどういうものなのか、もう一回答弁をお願いいたします。そして、抜本的な、この地方自治体の財政を解決するという点でも、やはり国政との関係が出てくるというふうに思います。今、私たちの党も所得税減税を要求をいたしております。しかし、この所得税減税が単なる所得税減税であれば、これは地方税もまた減収になってくるというような響き方も出てくると思います。そういう矛盾を繰り返すのではなくて、結局は突出しているこの軍事費というものを、政府に削らせて、それによって、いろいろの地方自治体の財源不足にもこたえていく、そういう抜本的な政治改革というものを行わなければ、いつまでも地方自治体は浮かび上がらない、こういうことが言えるのではないかと思います。地方分権ということで、新内閣がいろいろ言っておりますけれども、結局は、政府が福祉や教育には金を出さないという方向、地方自治体でそういうのを賄わせようという方向でございますので、そういう地方分権では、私たち市民には役に立たないわけでございます。

そういうことと関連いたしまして、保育措置費の制度が変更される、改悪される。地方自治体と住民負担に転嫁するという方向が、今検討されているようでございますけれども、こういう制度の変更による日野市の負担の変化ということもあるのか、そういうことについては、何か具体的な数字で答弁いただけるものがあるかどうか、また、そういう制度の変更について、政府に何かの要望をしているのかどうか、このことを、もし答弁があればお願いをしたいと思います。

それから、博物館のことでございます。特に博物館を取り上げたのは、これほど価値のある企画展があったわけでございます。しかし、見るからにこの博物館の場所がわからなかったり、表面の落ち着いた雰囲気というのはいいんですけど、もう少し市民の目につくような何かの改善はできないか。それから、いろんな資料をいただきました。貴重な資料については、カラーで印刷するとかすることがイメージできますので、やっぱりそういう点には予算をかけてもいいんじゃないかというふうに、私は思うわけでございますので、努力方を答弁いただければ幸いでございます。

また、基本計画については慎重に、住民参加で、あるいはいろんな市民団体、審議会、いろんな意見を集めつつ慎重にやるということでございましたが、基本的な考え方で、もし市長から答弁があれば、最後のところでこの点についてお答えをいただきたいと思

います。

政治的な問題については、もう一度再質問したいと思いますので、以上とりあえずお願いします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　図書館の問題と博物館の問題につきまして、私の方からも改めて申し上げておきたいと思います。

今、議員さんの方から御指摘がありましたように、子供たちの読書離れという傾向、これは大変深刻なものでございまして、やっぱり読書の習慣というものですね、これは小・中学生時代からつける必要がある。文部省の方も、それに基づきまして図書館の図書の充実、こういうことで一定の全国的基準を示しながら、それに対しての交付税、そういうものを措置をしてでも図書館の充実を図っていく必要がある、こんな観点で、図書館の標準規模の表示が出されたわけでございますけれど、私たち27市の教育長会の中でも、再三都に対しての要望が出ていくわけなんですけれど、やはり担任の先生あるいは教科の先生に図書室の指導と申しますか、これを兼務していただくという形のことが、なかなか現実的にいって大変で、ぜひ図書室には専属の先生を配置してほしいという形の要望を出しております。

本年度、国の方では、一応児童・生徒数の減少に伴って、教職員の過員と申しますか、教職員が余ってまいりますので、それに基づく方向として、複数担任制の導入とかあるいはチームティーチングという形の先生方が共同して、一つのクラスを分担しながら見ていくというような、新しい方法やなにかを取り入れてきておりますけれど、まだ図書館の司書教諭というところまでは発展していないのが現状でございます。

日野市の場合、先ほど部長の方からも答弁がございましたように、図書館嘱託職員という形でございますけれど、子供たちが図書室へ来たときに、いつでも対応してあげる職員を配置している。このことによりまして、確かに図書室の活性化と申しますか、これが非常に向上した。学校の先生方からも父母、生徒からも大変喜ばれておりますし、かつてと比べまして貸出冊数等、２倍半から３倍ぐらいふえている。図書をふやすということも非常に肝心なことでございますけれど、それとあわせて子供たちが図書に親しむ、そういう状況をつくっていく、そのことに相当力を注ぎながらやってまいりたい、こう考えております。

それから、博物館の関係でございますけれど、確かに「中世の日野」という形で、本年度の企画展を行いました。聞くところによりますと、この期間中の入館者が3,500人

程度、市民の大体50分の１ですか、50人に１人ぐらいの入館者というような形になりまして、学校によりましては、夏休みの課題に「中世の日野」を研究していらっしゃいという課題が与えられて、子供たちが博物館の方へ来て博物館の職員にいろいろ質問して、大変職員の方も苦労したという話を聞かされておりますけれど、せっかく企画展をやるわけですから、できるだけ学校当局等にも連絡をとって、それが子供たちの夏季休業中のいろんな形での反映としてあらわれてくるような方向、これを考えていきたいと思います。

それからもう一つ、市民会館には大きな表示が出ているんですけど、確かにふるさと博物館、ちょっとどこにあるのか、今のところ存在のあれがはっきりしないという面もありますので、できれば大変予算の厳しい折でございますけれど、来年度予算では、ぜひ図書館の外壁に「日野ふるさと博物館」という表示ができるような方向なども考えていく必要があるんじゃないか、このように考えております。努力していきたいと思います。以上です。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　再質問の中で市税収入についての問題があるわけでございます。もう少し具体的にということでございますが、大変現状の中では難しい状況下にあります。平成５年度の当初予算の中では2.1のマイナスシーリングというような形で予算を編成いたしました。しかし、その内容の動向を現状で見ますと、市税収入のうちでは、個人市民税の当初予算計上額がやや下回るのではないか、逆に固定資産税は上回る傾向があるわけでございます。よって、今の５年度の状況から見ても、やはり市税全体の中では、プラス、マイナス現行の予算の280億程度というふうに考えております。よって、平成６年度の具体的な数字の中でも、やはり市税だけの問題じゃなくして、贈与税の９億9,900万を今年度計上しておりますが、そういった動向あるいは他の歳入関係の動向等もあります。まだ、担当部長とも細かい市税収入の見込み等の打ち合わせを具体的にしているわけではございませんが、今の状況下の中では、やはり平成５年度の市税収入については、当初と同額程度になろうというような推定でいるわけでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　２点目の問題でございます。公立保育所の措置費の見直しでございます。これにつきましては、昨年に厚生省あるいは大蔵省等が公立保育所の保母の人件費に係る措置費、いわゆる一般財源化を柱とする措置費、いわゆる施設運営費

等の見直しが提起されております。この根拠といたしましては、23年制度創設以来、一貫して市町村の事務とされているということと、もう一つは、公立保育所がすべての市町村に行き渡り、地方にも根づいているというような観点から、公立保育所の保母の人件費等の一般財源化が提起されたわけでございます。

これに対しまして、自治省では、同じ措置費なのに民間には国庫負担がついて、公立は地方負担というのは矛盾しているんではないかというような反論がございます。そういうようなことで、もしこれが実施されますと、日野でも恐らく七、八千万の措置費の減収ということが見込まれるわけでございます。そのようなことから、昨年の暮れ、急遽27市の市長会あるいは全国市長会、全国知事会、または自治労等においても反対運動を展開しているところでございます。いわゆる国と地方の関係にかかわる問題だということで、今後大いに論議されるべき問題ではないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

税収の点では、いろいろの資料が市から発表されております。決算委員会でいろいろ論議があることと思います。私たち市民の立場からは、その固定資産税の評価替え、それに伴う調整措置がいろいろやられてはおりますけれども、それにしても、何％上がるということであっても、そういう値上げを期待して税収を見込むという立場には立たないわけでございます。そういう意味で、抜本的な政府の地方自治体に対する交付税といいますか、そういう配分の仕方、こういうもの等については、もっともっと積極的に政府に責めていっていただきたい。できれば、やはり軍事費を削減せよ、そういうところまで地方自治体は意見を述べていくべきではないかというふうに思います。

また、きのう米沢議員から、東京都に対する病院の問題で、日野市の姿勢がもっともっと強くあるべきではないかという要望がございました。都に対する要望事項というものを、私どももたくさん資料で示していただいております。今回、日本共産党の村松美枝子都議会議員が誕生いたしましたし、日野市から２人の都議会議員を出すことにもなりましたので、この東京都に対してももっともっと要望事項というものを、強く私は迫っていくべきではないかというふうに思います。

区画整理事業等についての補助金の拡大と利子補給の要望とか、あるいは放置自転車に対する補助制度の充実とか、あるいは緑地の保存についての都の予算化とか、あるいはコミュニティー建設、文化施設の建設に当たっての現行制度の限度額の引き上げと補

助事業の充実とか、青少年活動に対する補助の強化とか、あるいは建築確認を日野市で行う今後の場合についての財政面と人員確保についての東京都への要望とか、こういうものが出されておりますが、こういうことについては、市議会も挙げてということになると思いますけれども、市民の要望をもとにもっともっと強く、私は東京都に迫っていくべきであるというふうに思うわけでございます。

そして、学校の図書の問題ですが、今までも日野市議会で取り上げられてまいりました。学校図書館法の司書教諭を置かなければいけないという決定にもかかわらず、現在、全国の小・中・高4万1,000校のうち、去年の文部省の調査では、まだ555人しか置いていないということでございます。そして、本年度はこれを強化しようというんですけれども、全国で232名を新規増員しようという計画などが発表されておりますけども、これらを日野市教育委員会としては、もっともっと強力にふやすような方向で運動を、さまざまな場をとらえてやっていただきたい、頑張っていただきたいというふうに、この点は要望をいたしておきたいと思います。

最後に、要望を込めながら、市長に答弁をいただきたい問題は、先ほど私が第4点で申し上げた点でございます。細川政権に、国民が期待をしておりますが、政治姿勢の点でも、金権腐敗には手をつけないという結果が出ておりまして、国民の期待を裏切って、これは第二自民党と言っても言い過ぎでない状況にあります。また、この予算の問題でも、やはり自民党の時代と変わらない、さっき言いましたＡＷＡＣＳというのも１機当たり、これが554億円もする。これを２機も購入する。平和憲法に照らしても、本当に見当違いの予算編成の方向であるというふうに思います。山花大臣なども、強くこの購入には反対を去年までしていたわけでございまして、衆議院の本会議の議事録などにもちゃんと出ているわけでございますので、もっともっと国民世論の立場から、こういう点に地方自治体でもチェックをしていくということが、私は必要だというふうに思います。

そして、ゼネコンの問題でございます。きょうのある新聞に出ておりました。疑わしきは契約せずということで、桐生市で鹿島の落札に議会がノーという判断を示したというようなこととか出ております。こういう点について、日野市は今まで問題がなかったわけでございますけれども、今後一層の清潔な市政の発展のために、この点についての、もし市長なり答弁があれば触れていただきたいと思います。

そして、小選挙区比例代表並立制の問題でございます。この点については、先ほど言ったように、国民の世論は望んでいないのでございますので、まず、腐敗防止資金規制、

これを抜本的にやるというのが政府の役割であって、それでこそ多数の国民が期待しているなら、その期待にこたえることになるわけでございます。今度、この政党助成の方もどうなるかという試算をした記事がいろいろ出ております。社会党は、今まで年収が62億円だったものが、今度税金で128億円も入ってくるということで、みんながびっくりしているということでありますが、こういうでたらめな政党助成ということがどうなのかということになります。我々の選挙にも公費助成が行われておりますし、これを今回の市長選挙でも適用がありました。この選挙という問題は、私たちが公務員といいますか、そういう議員を誕生させるという中でのさまざまな問題として、全面的賛成ではありませんけれども、公費部分というものを私どもも受け取るという方向でやっております。しかし、政治活動というのは、自分の意思に基づいて行うものであるし、また政治資金というものは、一人ひとり訴えて賛成をいただいた国民から一人ひとりもらうというのが原則であるわけであります。これを繰り返すことによって、政党が国民と密着して前進をしていく姿が生まれるわけであります。これがなくなって、政府から税金でお金をいただくということになるために、イタリアでは、このことに関連した腐敗が多発したということであります。しかも、税金から政党が政治活動をするということになれば、将来は、政府の許可によってしか政党は結成できないというところにまでいくわけでありますので、本当に民主主義のもう危機の重大な事態に入る問題であると思います。こういう政治活動をする政党に、政治活動の費用を税金で助成をするということについてどうなのか。

このことに対するいろいろの議論が出ております。もう学者の皆さんはかなりの人、またテレビに出る評論家の人たちも、共産党のこの政党助成を拒否するということは、正しいのではないかという発言なんかもちらほら出ております。社会党の中からも、きょうある新聞に、東京で落選をされた10人の社会党の全議員の皆さんから、厳しい社会党批判が出ているわけでございます。政治責任のある人が大臣となり、議席を減らす選挙制度改革を推し進めているということで、高沢さんが厳しい批判をされております。また、上田さんは、山花執行部は党を誤った方向に導いた。小選挙区比例代表並立制では、総保守体制の中に社会党は埋没するということで批判をされております。良識ある国民の多数は、今回の細川内閣の選挙制度に賛成をしていない、そういうことが言い切れるのではないかと思いますので、そういうことも考え合わせながら、革新の市長という立場から、もしお言葉があれば答弁をお願いをしたいところでございます。（「ほかの党のことはほうっといてくれ」「共産党がなくならないよう頑張れ、人のことはいいから」

と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国の経済が、かつて開発優先のバブル経済という状況をつくり出し、その崩壊によって国民生活に大きい、今経済不振の状況があるということは、極めて重大だというふうに日ごろ考えております。そして、この間、国政選挙によりまして新しい政権が誕生し、その政策の動向について多くの国民が注目をしておるところであります。とりわけ、中央政界の一部に金権腐敗、汚職、こういった状況が国民に政治不信をつくり出し、またその具体的な実例がゼネコンの、大変国の綱紀を乱すそういう形で、例を挙げますと仙台市政においてあるいは茨城県の県政において、またその他の市町村自治体において、いろいろな忌まわしい事件が発生をし、また、これからももっと広がるだろうというふうに見られております。

政治の信頼はこれは何よりも公私のけじめが明確であるということ、そして、公金に対します厳しい取り扱いが重要でありますことは、もう言うまでもないことであります。それが、いわゆるゼネコンの政界あるいは官界、財界、業界とも言われておるわけでありますが、その中で密着汚職というふうな姿を呈しておる状況でありますから、これをいかに国民の信頼を取り戻すかということは、非常に大切な課題でなければなりません。今、新しい政権がいろいろと政治姿勢を打ち出されておるわけであります。その中に、いわゆる政治改革という主題の中で、選挙改正というふうなその中のまた一部に位置すべき政策が、あたかも一番中心の課題のごとく扱われておることには、我々も極めて理解に苦しむところであります。そしてまた、その政治改革の内容も不十分でありますし、選挙制度の改正に至りましては、まだ国論の定まるところがない、こういう状況と見受けます。

いわゆる小選挙区比例代表並立制ということが、マスコミを通じて何か政治改革のために、大変有効な手段であるように扱われておるようでありますが、果たしてそのようにいくかどうか、国民の注目の集まるところであります。我々は、何とも今、論評の根拠を持ち得ていないわけでありますけど、いろいろな論説等で言われておることが事実であるならば、必ずしも国民の民意を反映しないというところもあり、かつまた選挙に対します公金の助成という形が、果たして政治を明るくし、また国民の信頼を回復する手段になるか、このことについても極めて疑問だというふうに考えております。

我々は、地方自治の立場から市民、国民とともに国政に対する監視を十分しなければなりませんし、今後の動向として、分権の考え方、そして地方自治に対します中央から

の、いわゆる統治という形での指導ではなくて、自治という形でそれぞれの立場を明確にしていくということが、極めて大切なことだろうというふうに考えております。

御質問の具体的な一つだろうと思いますけど、小選挙区比例代表並立制につきましては、まだまだ国民の理解が得られたということにはなり得ないだろうというふうに見ております。私の今言えるところは、そういう程度だというふうに御理解をいただきたいと思います。（「市長選挙は小選挙区制」「今の市長選挙を否定することになるよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

細川連立内閣が導入したとしても、国民はその結果について信頼していないというのも、この８日のＮＨＫの世論調査にも出ているわけでございます。小選挙区比例代表並立制で金の関係がよくなるかというと、ほとんど変わらないという人が48％にも達しているわけで、国民は見るべきところを見ているわけでありますので、やはり憲法、そして民主主義、主権在民、こういう立場から本当の意味の政治改革というものをやるということが、これからの私たち国民にとって必要な道であるというふうに考えます。

（「共産党、独裁」と呼ぶ者あり）

先ほど社会党の例だけ挙げて不公平ですので、それでは、最後に公明党の態度についても出しておきたいと思います。（「人のことはいいよ、自分ところが反省しろよ」）公明党もつい前までは、石田幸四郎委員長が……（「市議会なんだから国政レベルはいいよ」と呼ぶ者あり）小選挙区比例代表並立制導入に反対の態度をとったのは、御存じのとおりであります。非近代的な選挙制度だと、こう言っていたわけですね。（「古い」「みにくい、やめなさいよ」「自分はどうするんだ」と呼ぶ者あり）聖教新聞などにも、佐藤内閣の時代の聖教新聞では、もっと激しく小選挙区制を攻撃して、キャンペーンを張っておられました。池田名誉会長が発言したということで、聖教新聞に一面に載っていた記事の抜粋でございますけれども、次のように言っているわけでございます。「佐藤内閣が、いい調子になって小選挙区制を強行しようとするなら、東京で50万、全国で300万のみぞうのデモ行進を本気になってやる以外ない」と、民主主義の危機だ、鉄の団結で粉砕せんということで言っていたわけでありまして、私はどの党の支持者ということではなく、この民主主義を破壊する小選挙区制、これには圧倒的多数の国民が、真の心の中では反対しているんだということを明らかにしておきたいと思います。

（「時代は流れているんだ」「共産党独裁だ」と呼ぶ者あり）

日本共産党の要望ではなく、国民の要望であるということを強調いたしまして、この点の質問を終わります。（「小選挙区制で勝てる共産党になれ」「そうだ」「時代は流れているんだ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の１、来年度市予算編成に向けての質問を終わります。

一般質問９の２、米軍機航空騒音がさらにひどくなって来たが、その原因と対応を問うの通告質問者、竹ノ上武俊君の質問を許します。（「よくこんな党に支持された市長がいるよな、本当にな」「何言ってんのよ」と呼ぶ者あり）

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、米軍機の騒音問題について、質問を行います。

この件については、私も何回も取り上げてまいりました。また、市当局も対策をとっていらっしゃるわけでございます。ところが、今年度に入りまして、この米軍機の騒音が、日野市でもより激しくなってきているところでございます。私が住んでおります百草団地でも、米軍の艦載機が２機並びまして軍事演習をする。この爆音というものはものすごいものでございます。（「いつだ、それは」と呼ぶ者あり）朝は６時半から夜に至るまで、これを繰り返しているのでございます。私は、町田市にも行ってまいりましたが、町田市のこの騒音というのは、これはまた大変なもので、本当によく市民の皆さんがこういう中でお暮らしになっていると、私はいろいろの感じを持ちました。しかし、やっぱり今回のこの騒音に対しては、大変な苦情が市役所にも、町田市では殺到しているということでございます。そして、神奈川県では、今までこの町田市近辺だけだったものが、茅ヶ崎や鎌倉といったところの住民からも苦情がふえている。一部に、今冷戦がなくなった……（「そうだ」と呼ぶ者あり）というようなことで、いかにもアメリカの軍事戦略が後退したかに……（「それは関係ない」と呼ぶ者あり）言う人たちがおられますが、現実の日野市民のとらえるところによると、そうではない状態が毎日起こっているわけでございます。（「国会じゃないんだから、市議会なんだからもっと市議会らしい質問を」「やじもそうだ」と呼ぶ者あり）

日本共産党も８日に米軍横田基地に離着陸訓練の中止を申し入れました。日野市議団は、議会の関係上参加できませんでしたけれども、日本共産党のいわさ恵美事務所、また近辺市町村の議員団が現地に行きまして、抗議を申し入れました。また、日野市長も文書による飛行訓練中止を求めたということでございます。私は、この米軍機の騒音、この抜本的な排除のためには横田基地をなくすること、これが日野市の議会でも議決をしたことがあるわけでございますし、東京都で22の市区町村がそういう決議をいたして

おります。この方向で頑張る以外にないというふうに思っているわけでございます。そういう立場から、今回の米軍機騒音について、日野市には苦情というものが来ているかどうかという点を、ひとつお聞かせを願いたいと思います。

以前、私が質問したときには、残念なから苦情は来ていないという答弁でございました。私のうちには、いろいろと何とかしてくれというお願いが来るわけでございますが、市役所にはなかなか来なかったようでございますけれども、現状はどうかということを第１点、聞かせていただきたいと思います。

既に質問通告いたしましてから、市長の文書による中止の行動というものがあったわけでございますが、今後さらにこれを強めるという点で何か考えているとすれば、そのことについてお答えをいただきたい。また、なぜこんなふうに航空機騒音が、ある意味では今どき強まってくるか、このことについては、市としてはどういうふうに分析し調査をされているか、その辺もおわかりであれば、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えします。

第１点目の日野市に苦情が来ているかどうかという件でございます。今年度は５件、市の方に苦情が寄せられております。その苦情が寄せられたのが８月に集中しております。最初の苦情が８月９日、それから、９月７日の５件でございます。これは、航空機関係でございます。ただ、そのほかに１件、ヘリコプターがうるさいということがありましたけども、航空機関係では５件でございます。

それから、日野市は、夜間訓練の通告があり次第、中止の要請を市独自でやっております。平成５年になってから、１月、２月、４月、そして今回の９月の11日から20日までの訓練がありますけども、そのために９月６日に防衛施設庁、また横田基地司令官の方に飛行中止の要請をしているところでございます。今の現状の中では、日野市を初め、関係市町村なんかも中止要請を関係庁と、また基地に対して何度も繰り返し要請していくしかないと思っておりますけれども、そのほか、この中止要請を続けていくことによって、こういう艦載機の訓練がなくなる、なくしていくという運動をしていく以外にないんではないかと受けとめているところでございます。以上です。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

米軍機のこの航空騒音については、今後とも強力な抗議活動を日野市がやっていただ

くように、強く要望したいと思います。また、市議会としても市長とともに、私は抗議にいくべきテーマではないか、そういうふうに思いますので、また状況がそういうことになりましたら、私ども市議団としてもそういう提起もして行動していかなければいけないというふうに思うわけでございます。市の関係職員に聞いてみますと、防衛庁になぜふえているんだということなどを質問したこともあるそうでございます。しかし、なかなか防衛庁はちゃんとした理由、背景が説明がないということであります。こういうことでは、防衛庁の態度としても、極めて国民、市民に対してけしからん態度でありますので、今後、日本共産党はもとより日野市も、また日野市議会も防衛庁に対して、その背景についての説明とともに、今後どうするのか、その態度も迫っていく必要があると思うわけです。

現在、米軍の基地を撤去する動きは、世界中に大きくなってきております。フィリピンの上院でも撤去を決議いたしました。また、スペインのマドリード郊外にあったトレホン米空軍基地、ギリシャのアテネ郊外にあったエリニコン米空軍基地、全面返還を発表されたわけであります。また、ドイツの首都ベルリンにおいても、大きな運動がありまして、今言ったような方向で撤去ということになっています。ドイツのベルリンでは、当時のバランコ・マドリードという市長がデモの隊列に加わって撤去を訴えたということであります。なぜ、この横田基地がなくならないかという点について、アメリカの米下院での証言というものがあります。

「このような司令部をおく場所は、沖縄にも朝鮮にもない……第５空軍司令部／在日米軍司令部が自衛隊になんらかの影響力をもち、あるいは自衛隊にたいしなんらかの地歩を占める必要がある以上は、平時には司令部を朝鮮においてはならないというのが、国務省の考えである。」ということから、自衛隊ににらみをきかせるために、アメリカは今後も横田基地を保持するんだということを言っております。

冷戦が終結した。そういう中で、アメリカはますます日米軍事同盟、日米安保条約をもとにして、この横田基地の機能を強化しようと、逆にそういう方向に進んでおります。（「うそだよ」と呼ぶ者あり）これに、やはり反対する国民の世論を高めていくことが、私たちの責務であるというふうに思うわけです。

政府の方も、世論に対しては若干の変化が起こってきております。米軍横田基地の公害第三次訴訟、これが、今和解に向かって協議が行われております。さる８日には、東京高裁の裁判長が政府側に対して次回か次々回には、航空騒音の軽減について、国の考えを提示するように指示したということでございます。こういう国民の声に向かって動

くということもあるわけでございますので、私たちが航空騒音をなくしろということで運動することは、非常に大きな値打ちがあるというふうに思います。そういう立場で、もし、市長に今後の対応についてお考えがあれば、一言で結構ですが、答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　横田基地のことにつきましては、東京都におかれても、また我々市長会の立場におきましても、なるべく早く撤去されることが望ましいという気持ちは表明されております。これから、多摩の新しい課題として取り組むべき一つの大きな課題であるに違いない。また、その後のことも多少地元等でも話されているということでありますので、いわゆる多摩地域の大きな可能性を持つ土地として、今後、多摩の住民が意思決定をしていく課題であろうと思います。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　ありがとうございました。

ぜひともに頑張りたいと思います。日本の平和団体も、この横田基地のことを重視をいたしております。この秋には、横田基地の実地調査、また全国の平和大会、こういうものが横田基地を中心に催されることになっているわけでございます。こういう運動に日野市もさまざまな形で、日野市と日野市民が参加されることを期待をいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって９の２、米軍機航空騒音がさらにひどくなって来たが、その原因と対応を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時34分　散会

9月10日　金曜日　（第4日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第19号）

9月10日　金曜日　（第4日）

出席議員　（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	旗野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年9月10日（金）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時８分　開議

○議長（黒川重憲君）　　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。

一般質問10の１、子ども科学技術館の設立を！の通告質問者、下村功君の質問を許します。

〔８番議員登壇〕

○８番（下村　功君）　　それでは、本日のトップバッターということで、子ども科学技術館の設立を！ということで一般質問をさせていただきます。

昨日台風14号が足早に本土を駆け抜けまして、ことし日本に上陸した台風は６個目を数えたそうであります。これは今までの日本タイ記録ということで、幸いに大きな被害はありませんでしたけれども、このところの日本の気象というのは、どこか異常で、狂ってしまったとしか言いようがないようであります。

こうした中で、子供たちの夏休みも８月31日をもって終わり、新学期を迎えたものの、こういう気象状況ですから心の中はきっと不完全燃焼のままであっただろうと思っております。非常にかわいそうだなとも思っているところであります。

ところで、夏休みといえば、子供の心を悩ますのが宿題であり、父親の頭も悩ませますけれども、特に自由研究というのがくせ者のようでありまして、私たちの子供のころには、よく昆虫採集とか植物採集とか、そうした自然を扱ったものが多かったように記憶しておりますけれども、子供に聞きますと、最近、余りそういうものは見かけないということであります。もっとも、カブトムシが１匹何百円したり、それからクワガタは何千円だという話を聞きますと、最近の虫はデパートで売られているというふうに子供などは認識していますから、自然と親しむという趣旨からは遠く離れていってしまっているのかなと思って、寂しく感じているところであります。

かつて、現代の科学の基礎を築いた人たちの多くは、こうした自然の中でヒントを得て偉大な発明や発見をなし遂げたことは、皆様御存じのとおりです。例えば、ニュートンとリンゴの木の話とか、ワットの蒸気機関はやかんのふたが蒸気で持ち上がるのを見て、それをヒントに発明されたということも、よく御存じのとおりだと思います。

もちろん、すべての子供たちが、これらの偉人と同様な鋭い感受性に恵まれているかどうかということはありませんけれども、あり余る物質文明の恩恵の中で、次第に自然から遠ざかってきてしまったように感じられてなりません。

さらに、受験戦争や偏差値教育ということで、それに伴う塾通いなど、身の回りの自然現象などを不思議に思うゆとりも与えられていないような気がします。

しかし、そうした現代の子供たちも、一たびパソコンなどをいじらせますと、私たちの子供のころでは及びもつかないほどの才能を発揮し始めるようであります。余りやり過ぎない限りは、テレビゲームなどのファミコンも現代の子供にとっては、いい学習に役立っているのかもしれません。

さて、こうした子供たちと自然の関係というものは、教育現場でも大いに最近は変わってきていると聞いております。ビデオなどを駆使した学習がふえてきているようにも聞いております。これらの映像教育というものは、子供たちの知識の領域を広げるのに大変役立っていると思いますが、ビデオやテレビによる教育の学習というのは、どうしても視覚や聴覚のみに頼るものであり、場合によっては、みずからが実際にやってみるという、言わば触覚も使った学習が必要である場合もあるのではないかと思っております。

リトマス試験紙でミカンの汁が酸性であることを自分で試した喜びや、食塩水に電極を入れての電気分解で水素と塩素を取り出した興奮など、失敗してもやってみるということが、それまでも考えもしなかった物事の原理、そしてまた仕組みといったものを知る、また興味を持つといった引き金になるのではないかと思っています。

すべての子供が自然科学に興味を示すとは限りませんけれども、少しでも子供が自然科学の基礎的な部分に接する機会を多くして、それを教育の側で提供してあげる必要があると思います。

以上の趣旨から、幾つかの質問をさせていただきたいと思います。

まず、私が先ほど述べましたような映像を駆使したもの以外に、この日野市で自然科学に接する機会、それをどのように子供たちにつくっているのかについて、お聞きしたいと思います。これは小学生ということで、お聞きしておきます。

次に、名称は何でもよいわけですが、子供がいつでもそうした自然科学の原理に接することができるような、「子ども科学技術館」をお考えになってはいかがということについて、お聞きをしたいと思います。

この「子ども科学技術館」については、お隣の八王子市に「子ども科学館」がありますが、文教委員会で視察に訪れた札幌市に「子ども科学技術館」、倉敷市に「科学センター」がありまして、見学する機会に恵まれたこともあります。今回の質問のきっかけにもなったことを申し上げておきます。

この質問の三つ目ですが、今申し上げた三つの「子ども科学技術館」のうち、八王子

市と倉敷市にはプラネタリウムも併設されており、このプラネタリウムが非常に盛況と聞いておりますので、こうしたプラネタリウム、あるいはミニ天文台などの施設についても検討されてはいかがかと思いますので、お尋ねするところであります。

以上、３点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、３点、お答え申し上げたいと思います。

まず第１点目でございます。市には教科の中では生活科がそれものより取り入れられているところは御存じのとおりでございます。それによりましての、今お話のありました教科内での対応がなされている一方、現在の日野市では、科学教育センターを設置いたしまして、日野第五小学校、それから平山小学校にそれぞれ会場を定めて実施しているところでございます。これは土曜日の午後に、その時間を設定いたしまして、年間約20回にわたって行っているものでございます。理科の各分野にわたりまして、子供たちが科学工作をすること、あるいはその科学実験をすること、あるいはその自然観察などを行う、こういったことでございまして、その指導には各学校の先生方が工夫を凝らして指導に当たっておるものでございます。こどもたちが科学教育センターでの活動を毎回楽しみに参加しております。そして、科学への興味とか、あるいは関心を高めているのが現状でございます。

次に、第２点目の「子ども科学技術館」でございます。お話しにありましたように、子供たちの身近に生命科学や電子工学など、さまざまな科学技術や自然体験、また自然観察など、命の大切さを、体験を通しましてみずから学ぶことのできる環境が用意されることは、何よりのことと考えてはおります。そのためには、その子供たちの興味、あるいは関心は多種多様でございますので、それらを十分に満たす環境をつくることは大切というふうにも考える次第でございます。そして、子供たちの知的好奇心を呼びさましまして、子供たちの興味や関心に十分にこたえる環境をつくるには、それだけ周到な計画のもとに、相当な予算をもって実行することは大切であろうと考えておるところでございます。

次に、第３点目の、プラネタリウムあるいは天文台ということに関しまして、子供たちがみずから学ぶ環境といたしまして、プラネタリウムあるいはその天文台は、科学する心を育む格好の入り口になるものと考えております。現在、検討しておりますのは、来年度からは小学校の科学教育センターの活動内容の一つに、先般できました大成荘を利用いたしまして夜空に瞬く満天の星を眺めたり、あるいは大成荘に用意された大型望

遠鏡や子供の学習用の望遠鏡等を用いましての天体観測などを行い、子どもの科学をする心を豊かなものにしていきたいと考えております。また、近くには世界の最先端を行く野辺山宇宙電波観測所がございますところから、同所を見学いたしまして、電波望遠鏡の仕組みや観測など、科学技術に触れることで子供たちの創造性を育んだり、みずから学ぼうとする意欲をかき立てる内容にしたいというふうに考え、計画しているところでございます。

子ども科学技術館、またプラネタリウム、あるいは天文台、いずれにいたしましても、日野市の現状、すぐの実現は大変難しいものがございます。これらにつきまして、今後の課題として取り組んでまいりたいというふうに考える次第でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　少しですが、再質問をさせていただきますが、今、部長の方からお話のありました科学教育センターのお話でございますけれども、大成荘利用などで天体観測などを積極的に行っていくということは、非常によいことではないかと思いますが、この科学教育センターというものについて、どういう子供が参加できるのかについて、少しお教えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　現在、参加しておられるお子さん方、4年度の実績から御紹介申し上げますと、合計110名のお子さんが参加しております。これらのお子さんでございますが、20校の各学校から希望等を募った中で選ばれましたお子さん方、これは学校によりまして、その参加人数というものには相違がございますが、数名ずつ出てまいりまして参加しておるのが実情でございます。

舌足らずですが、以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　多分、この科学教育センターというのは、全部の子供を対象という形にはならないで、今、部長からもお話がありましたように110名、日野市の小学生の中で110名ですから、一部の子供が選ばれるなり、希望するなりして参加するというものであると思います。やはり子供の教育の機会均等ということを考えれば、だれもがそこへ行けば見られるというもの、見て、聞けて、そして触れることができるという何かがやはり必要ではないかな、そう思います。そういう意味で、「子ども科学技術館」を設立することにより、そこに行けば、たとえ公立ではない子供でも、他市の子供でも

そこで学べる、ないしは何かを得るということができるのではないでしょうか。

それと、相当な予算がかかるであろうということは、もちろん承知しておるところでございます。そこで、少し発想の転換をしてもよいのかなと思うわけですが、例えば日野市だけでつくるという必要もないのかもしれません。周辺の何市かでつくっても構いませんし、また、多分これはつくりますと、ランニングコストも非常にばかにならないということも十分理解しておるつもりですが、要するにそうした発想の転換も含めて、教育部局がどこまでそうした子供の科学知識の向上ということに力を入れるのかに、一にかかっていると思っています。

ちなみに、倉敷市の科学センターは「ライフパーク倉敷」という複合教育施設にあって、科学センターのほかに市民学習センター、視聴覚センター、科学センター、埋蔵文化財センター、教育センターなどの教育施設が併設してあります。日野市でも、いろいろ今まで検討もされてきました教育センターの設立という構想もあるわけですので、また、現在あります、ふるさと博物館の立地的な指摘も議会で上がっていることも考え合わせれば、日野市の場合にも多機能的な教育文化センターとして構想されてもよいのではないかと思います。

この点について、御検討願えないかということについて再度、今度は教育長にお聞きをしたいと思います。

そして、プラネタリウムあるいはミニ天文台についても、この宇宙時代に子供が夢をはせる今日的な課題として、同時に御検討をお願いできないかどうか、これについてもお伺いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　教育長。

○教育長（長沢三郎君）　お答え申し上げます。

毛利さんの「宇宙からのメッセージ」というのを、子供たちが大変熱狂したテレビでの放送等がございましたけれど、確かに子供たちにとって科学する心といいますか、このことにつきましては、大変興味や関心のある内容であることは間違いないわけです。

先ほど部長の方から答弁しましたように、今、即座にこの「子ども科学技術館」といいますか、こういう形のものを日野の中にセットするということ、これは当面まだ話がそこまで熟していないわけですけれど、北多摩の北部６市の方では、一部事務組合というようなものをつくりまして、広域行政的な形の中で「子ども科学博物館」というようなものを平成６年３月に向けて開設していく、そのような準備も進められているというような話も聞いております。

いずれにいたしましても、「子ども科学技術館」とか「子ども科学博物館」とか、あるいはそれ以外に子供さん方を対象にした昆虫館とか水族館とか、こういうような関係のものにつきましては、ある意味では周辺の都市とも共同利用、こういうことも一面では考えていく必要があるんではないか。そういうことと、それから科学博物館という観点の中からいきますと、日野市には現在、都立科学技術大学、こういうものを持っているわけでございますけれど、きょう下村議員さんのお話をきっかけにあれするんですけれど、私自身も１回、今議会が終わりましたら都立科学技術大学の方へも出かけていって、学長さんにお会いして、開かれた大学というイメージも含めながら、子供を対象にした、今言った科学する心、こういうものを広げていくような、そういう協力関係、こんなものを持っていただけるような方向づけがないものかどうか、そんなことも、これから先の日野市の科学教育を進展させていく一つの方法として、早速取り組んでいきたい、このように考えております。

いずれにしても中身の問題、それからそういう周辺の都市との協力関係の問題、あるいは、先ほど議員さんの方からお話しのありましたような複合施設的な構想、そういうものをいろんな角度から内容を詰めながら、この問題については対応していくような努力を今後払っていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　ありがとうございました。

教育長の方から、多分、前向きであったろうと思うお言葉をいただいたわけでありますけれども、できれば、その検討の中に、先ほど申しましたようなライフパーク倉敷へ行かれて実際に見てこられるとか、札幌の子ども科学技術館に行かれて見てこられることもいいのではないか、というふうに思います。

それから、中身の問題なんですが、これは私の方で言うようなことではないかもしれませんが、八王子の子ども科学館ですか、先般、子供を連れて行ってきましたが、やはり陳列されているものないしは展示されているものが、少々難し過ぎないかなという気がします。表示なにかについても、小学生が行ったら読めないような表示がありましたりして、もう少し基礎的なことでいいんですが、水がそれこそ高いところから低いところへ流れるのはどうしてだろうとか、そういうようなごく身近なものでいいんですが、そうしたものをいろいろアイデアでもって子供に興味を示してもらうというようなアイデアを、ぜひ検討していただきたいなと思っていますし、それから、先ほど申しましたように、一部の子供が学ぶという科学教育ではなくて、全小学生、中学生を対象とした

ものにしていっていただきたいということを強く要望して、この質問を終わりたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これをもって10の１、子ども科学技術館の設立を！の質問を終わります。

一般質問10の２、地方自治のあり方についての通告質問者、下村功君の質問を許します。

○8番（下村　功君）　次に、地方自治のあり方というテーマで一般質問をしてまいりたいと思います。

私のような４年足らずの市議経験しかない若輩者が、それこそ議員時代も含めると四半世紀以上の長きにわたって、この日野市の市政に携わってこられた森田市長にこのような質問をすることは、それこそ巨象に挑むアリの心境でございますが、昨今の政治状況が過去の政治的価値観を根底から覆すような急展開を見せているということで、この機にお聞きをしておきたいと思います。

ことしに入りましてから、日野市で三つの選挙が行われ、緒戦の市長選挙で森田市長が６選を果たされたわけでありますが、さきの６月議会で市長が冒頭に発言を求め、再選のごあいさつをされたときに、「市民の信任をいただき」という発言があったように思います。これについては、さきの福島敏雄議員の一般質問の中にも少しく触れられておりましたが、今回の市長選挙の結果を見たときに、森田市長が得票したのは有効得票数の約４割であり、全有権者数の約２割にすぎないことを考えれば、確かに森田市長は選挙に勝利こそなさいましたが、市民の多くの信任を得て市長の座に着いたということは言えないのではないかと思っています。

市長は何げなくそういう言葉を用いたものだと、よく解釈したいと思いますが、もし本心からそうお思いになっているとすれば、それはある種のおごりであり、今後の市政運営をそうしたおごりの感覚で運営されていくとすれば、非常に危惧を感じるところであります。

こうしたおごりの市政というものは、それこそ繰り返し糾弾されてきた自民党の金権腐敗体質を生み出した、長期政権から来るうぬぼれのあらわれでもあり、それとまた共通項を持つものであり、市民が主人公の政治を志す者としての発言としては、厳に慎むべきものだと思いますが、いかがでございましょうか。

ところで、最後の選挙でありました衆議院選挙の結果、国政では細川護熙氏を首班とする連立政権が誕生いたしました。過去40年続いてきた自民党政権にかわるものとして、

政治改革を掲げた現連立政権は、国民の70％もの支持を受け、歴代内閣では最高の支持率と言われています。

さて、この内閣の特徴の一つとして、細川総理が熊本県知事、武村官房長官が滋賀県知事、五十嵐建設大臣が旭川市長というように、地方政治にかかわった人物が多いことが挙げられると思います。これらの人たちは地方の時代を標榜して、地方自治の確立、地方分権を目指してまいりました。細川総理は熊本県知事時代の岩國出雲市長との共著「ひなの論理」の中で、中央集権国家である日本の現状を批判し、地方自治がその独自性を発揮できないのは、補助金こそが諸悪の根源であると述べています。

補助金により地方自治を中央のコントロールのもとに置き、みずからの権威を守ろうとしているのが国の官僚機構であり、そうした官僚制度のもとでの許認可権を現政権下では縮小する方向を打ち出していることは、大いに歓迎するところであります。

そういえば、森田市長も「地方自治は可能性の宝庫である」と述べておられます。岩國出雲市長は、地方自治の確立へ向けて、例えば学校を木造にするなどの独自かつユニークな施策の展開をしていますが、こうした「地方の時代」をスローガンとする政治家が国政や地方行政の中で頑張っていることについて、森田市長としても共感されることが多いと拝察いたしますが、いかがでしょうか。この点について、まずお聞きをしたいと思います。

次に、地方自治における保守と革新ということについて、お伺いをしておきたいと思います。

保守と革新という言葉が、いつ、どういう局面で政治用語として使われ始めたのかについては、不勉強でわかりませんけれども、かつて革新市長が三多摩や京浜地区で次々に誕生した時代がありましたが、それはそれなりに新しい時代の到来を期待する者にとっては、まことに輝かしい時代であったということができます。残念ながら現在はそうした革新市長はほとんど姿を消してしまったわけで、森田市長はその意味で貴重な存在であることは事実だと思います。

ところで、この保守とか革新とか、はたまた中道とかいう言葉の意味は何なのかについて、私は常々考えてきております。

かつて都知事選挙の候補者選定について、市長と私とお話をしたことがありました。多分、市長はお忘れのことと思いますが、そのとき市長は「革新とは社会党と共産党、ないしはそれらの党が推す人」というようにお答えになったと思います。私は、社会党が推す人で共産党が推さない人でも革新と呼べるのではないか、そういうふうに述べた

と記憶しております。今になって思えば、非常に不毛の議論をしたなと苦笑するほどですが、50年体制と言われる政治状況が保守イコール自民党、革新イコール社会党として続いてきたことを考えれば、そうした政党を中心とした色分けでもって保守・革新が言われてきたという事実は、仕方ないだろうと思います。

しかし、世界的に見て、特にソ連の崩壊後に象徴されるように、かつての世界の革新派を自認した共産党勢力は、現在は保守派と言われるようになっています。このことは、明らかに保守とか革新という言葉が絶対的なものを意味するのではなくて、あくまでも相対的に使われるものであるということを意味しているのではないでしょうか。したがって、政治的な革新とは、特定の政党を意味するものではありません。技術革新などの場合に使われるのと同様に、現在の政治を維持していくということではなく、日々新たなる政治的地平を切り開いていく、すなわち現状を止揚（アウフヘーベン）していくことにほかならないと考えます。ゆえに、その状況によっては、保守派が革新勢力ともなり、革新と呼ばれた勢力が保守勢力となることも十分考えられることであります。このことから、私は対外的にみずからをあえて革新と訴えることをやめ、日野市政の向上を目指して改革を進めることで、十分に答えは出るのであろうと考えています。

今や革新という言葉は、日本共産党の方々のプロパガンダにのみ存在しているか、マスコミが便宜的に使用するだけとなっていると言っても過言ではありません。私は、地方自治にこれ以上、保守・革新の論議を持ち込むことは、いたずらに対立を助長することになると危惧しています。

例えば、市民が要望する橋が完成すれば、だれがかけようと橋は橋であり、そこには保守も革新もあり得ないと思っています。日野市議会議員もそれぞれの主張は持ち、異なる政党に所属している限り、論戦すべきはする、そして共にすべきは大いにするものであり、そこに保守・革新などの対立を日常的に言い募る必要もないと思いますが、いいものはどんなに長くてもいいという人々に支えられた革新市長である森田市長は、地方自治における革新についてどうお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

非常に青臭い質問ではありますが、以上２点について、市長にお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　下村功君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　地方自治のあり方ということで、非常に内容の深くて広い御質問をいただいておるわけでありまして、私は、自分の考え方といたしまして、地方自

治は可能性の宝庫だというふうに、みずからもまたそういう気持ちで仕事をさせていただいておるということであります。

地方自治と申しますと、まず憲法の第８章92条から95条にわたって、一定の憲法表現がございます。地方自治の本旨に沿って、その内容は法律で定めるということになっておるわけでありますが、地方自治の考え方自体は、日本国、今の憲法以前には明確にはなかった思想であります。つまり、封建時代、また立憲政党による政治の運営、いろいろな進歩の経過をたどってきておるわけではありますが、人類の今到達し得ている一つの文明の到達点と申しましょうか、いわゆる民主主義が当然の各人類のあり方として定着をしつつある、お互いがお互いを認める、そして相手の立場を尊重する、こういうことだというふうに思うわけであります。

現在の日本国憲法による地方自治のあり方というのは、具体的には地方自治法に定められておるわけでありまして、その締めくくりの、条文の第１条の締めくくりといたしましては、地方公共団体における民主的にして能率的な行政を図ることに、また地方公共団体の健全な発展を保障することを目的とする、というふうに定められておるわけでありまして、私は、いわゆる保守・革新という考え方は、固定的なものではなくて相対的なものである、時代によって変化もするし、また、その時代のとらえ方によって短い間の保守・革新という関係、あるいは長い世紀を通じての保守・革新というものがおのずからある。それらの相競合によって、切磋琢磨によって、民主主義が発展をしてきた過程である、というふうに言えるんではなかろうかと思っております。

したがいまして、私が日野市長に就任をさせていただきました当時、東京都には革新都政と言われ、また都下の自治体では革新市長が12市を担当するという時代もあった経過があります。これらは、戦後のいろいろな政党間の切磋琢磨の中で、おのずから発生をした一つの政治体系といいましょうか、政策を共にした保守と革新の関係であったと思います。そうして、地方自治を、より、いわゆる本旨に沿って発展をさせようという努力をした行政の姿、あるいは政治姿勢といっていいかもしれませんが、それが革新であったというふうに私は考えております。

したがいまして、スパンの取り方によって多少の変化はございますが、保守・革新はまさにあざなえる縄のごとし、ある時期にはそれぞれ立場を転換をするということも十分考えられるわけであります。私は今現在の革新市政と、みずからを誇りを持って意識しておりますが、これは地方自治はまさに中央政府に対して、つまり統治と自治との関係において、対等、平等である。そして地方自治をより発展させることによって、国民

の幸福の増大がはるかに可能性を広くする、こういう見解に立っておるものであります。対立をすることもありませんが、切磋琢磨をして、そして国民に対する奉仕、主権者であります国民に対する奉仕をいかに明確にしていくかということが、極めて大切だと思っております。そういう主権在民の政治姿勢を、私は革新市政というふうに位置づけていることをお答えにしておきたいと思うわけであります。

憲法の中の条文に「自治の本旨に基づき」という言葉が書かれてありますのと、また地方自治法の総論第１条にもそういう趣旨が、そういう言葉が出るわけでありますが、地方自治の本旨というのは、これは明確に掲示をした表現は、私は具体的には知らないわけでありますが、まさに地方自治の本旨は主権者を国民という立場において、そして民主主義の趣旨を最も尊重して、国民、市民の生活と民族の将来の繁栄のために取り組む姿、これが地方自治の本旨だろうというふうに解しております。

まだまだ未熟な点も多々あろうかと思っておりますけれど、私はいわゆる保守・革新を相対的な切磋琢磨の関係だというふうに解しておるものでありまして、またそれが固定不変のものではないということも同感でございます。（「市長、もう長いからずれちゃっているんですよ」「やめなさい。みんなが叫んでどうするの」と呼ぶ者あり）今御指摘の質問とそう差はないと思っておりますが、信条を問われましたので、そのようなお答えをさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　ありがとうございました。

今、お聞きしましたところ、保守と革新は移ろうものであり、あざなえる縄のごとく切磋琢磨をしていくということでございました。やや私と議論したころと比べると考え方がお変わりになったのかな、そう思いますが、まさに政党による色分けではなくて、自分自身、その政治の主体となる個人個人が、自分をどう位置づけるか、それだけのことでありまして、生きていく上では人に色を塗ること、あの人間は何党であるとか、あの人間は何主義者であるとかいうことを、それで分類してしまって生きていくということは、私たちにとって非常に簡単なことではありますが、それがいたずらな対立を生み出している、不必要な議論も生み出しているように感じてなりません。

二つの私の質問について回答をいただいたようでありますが、１問目の質問の中にありましたように、多くの保守とか革新とかマスコミが言う、そう色分けすることに限定されない新しい形の地方自治の長が誕生し、そしてさまざまなレジスタンスを国に行っているということについて、共感されるのかどうかということを先ほど市長にお聞きを

申し上げたわけであります。その一つの例として、細川護熙現首相が著しました「ひなの論理」という著書の中で、その一つの罪悪としての補助金制度、それについて申し上げたわけでありますが、残念ながら市長の方からそういうことについての御回答は得られませんでした。ぜひ、その辺をお聞きしたいところであります。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今まで一般論をお答えをして、おおむねその中に御理解のいただける内容を込めたというふうに思っておりましたが、具体的な御質問でありますので、私の思うところを申し述べてみたいと思います。

いわゆる地方自治という発想、民主主義の、しかも根底をなす、そういう政治のあり方でありますから、いろいろな地方自治をよりよくする。制度をよりよくする、そしてその制度が国民、市民をより幸福に導くということにおきまして、いろいろな発想があっていいと思います。また、固定化してはいけないということもあるだろうと思っております。

したがいまして、新しい発想ということで、出雲市の岩國市長でありますとか、あるいは熊本県政を担当された当時の細川知事、現在の内閣の首相ということであります。つまり、民主主義の新しい風潮を、国政あるいは地方自治体に持ち込まれたということで、国民の期待がかなり高いというのが現実の姿だろうと思っております。それがだんだん固定化して癒着の状況をつくり出すとか、一番いけないのは、いわゆる金権腐敗、こういうことになったら、まさにその政治の姿は国民の不信を買うことはもちろん、民族の将来にまで悪い影響を与えるということは言うまでもありません。したがいまして、中央が補助金を握って、そうしてそれによって地方を統治するというやり方は、民主主義の政治体系の中では最も懸念すべきといいましょうか、絶えず息吹を新たにして、そしてある程度の内政上の均衡は必要だとは思いますが、地方と中央が統治と自治の関係であってはいけないというのは、その点であります。

政治改革の趣旨、あるいは地方自治のたゆまない改善の姿ということを、絶えず国民とともに切磋琢磨をするというところが民主主義であり、また地方自治の本旨だというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　下村　功君。

○8番（下村　功君）　非常にすばらしい地方自治についての御見解を賜ったと思います。

主権者は国民であり、国民の幸せを願うことが民主主義の本質であることには変わりありませんが、民主主義自体が実は大変な矛盾を包含していることも、私は忘れてはならないと思います。それは、民主主義というイデオロギーは、たとえその民主主義を崩壊する思想を持ったものも、その存在を許していくという、そうした矛盾であります。したがって、言うは易し、真の民主主義というのは非常に希求するに難しいものであろうかと思っています。

先ほど市長選挙の話もいたしましたが、私は選挙に負けたから私たちは間違っていた、そういうふうな判断はまことに誤りだと思います。今まで、戦後、何十回となく、それこそ何百回となく選挙が繰り返されてきて、もし負けたものがすべて間違っているのであれば、既に社会党や共産党などという政党は存在していないじゃありませんか。やはりそうではなくて、そのときどきの移ろう国民の審判、それがそうした一つの形としてあらわれてくる、そういうふうに受けとめております。これからはまさに地方自治の時代を実践するときではないかと、私自身としては心躍る気持ちがします。地方自治は可能性の宝庫ではありますが、やはり行政、そして議会が一致して現在の補助金行政を国に改めさせていく、許認可権限の委譲を図っていくよう積極的に働きかけていく必要もあると思います。

革新ということについて、私はあえて憲法の問題について言及いたしませんでしたが、最近の社会党の機関紙であります社会新報が民間委託しましたアンケート調査に、「革新についてのイメージ調査」というのが掲載されておりました。革新という言葉の持つイメージをさまざまな形で回答をしていますが、その中に、憲法の護憲か、改憲かで判断する人が結構多いように見受けられます。市長は憲法を市政に生かすということをスローガンとして掲げておられます。先般の敬老大会のあいさつでも、憲法第25条の生存権を引き合いに出しておられましたが、日本国憲法に貫かれているのは、言うまでもなく前文にあるような国際平和主義であります。政治が今や国から地方へと回帰していくように、国際平和を願うのであればまず国の平和を願い、国の平和を願うのであれば、まさにこの日野市の平和を願うのでなければなりません。排他的な独善主義により、いたずらに市議会議員相互の不信をあおったり、誹謗中傷の選挙戦術を行ったりすることは、決して憲法を市政に行かすことにはならない、そう思います。

今や地方は国政と違い、その市民性や市の構造を反映して、実にバラエティーに富んだものとなっています。市長もさまざまな政党の組み合わせの推薦を得ていますし、中には共産党をも含む全政党が与党の市もあると聞いております。また「私心なくば恐い

ものなし」という市長のお言葉もあるようですが、「私心」の対立語を考えてみますと、私心がないということは、すべて公共心に満ちているということであり、公共心に満ちるということは、すなわちすべてのものを公平、平等に物事を考えていくということであります。とすれば、これからの市政運営というものは、すべて私心なく行っていただくには、どのような政党であろうと、どのような会派であろうと、すべての人の言うことをよく聞き、客観的に物事を判断する、そのために日野市の職員の総力を上げ、市長みずからが日野市の職員の意見を聞いてもらうといった、そして的確な客観的な判断をされる、それが本当の意味での私心なしということではないかと思います。

市の行政と市議会は車の両輪と、よく市長も言われます。市長みずからも、この日野市議会、そして行政、日野市内の和を尊ぶことにより、今後の真の民主主義を実践されることを強く要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって10の２、地方自治のあり方についての質問を終わります。

一般質問11の１、流域下水道計画と日野市の負担金についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君）　一般質問を行います。

今、保守も革新もないというようなことなどが、地方自治体の問題に関していろいろと論議が行われました。森田市長の立場を、明確に憲法の条文などを示されたところでございます。４月の市長選挙の結果については、私は６月議会でも触れて、一言、発言をしておきましたが、改めて申し上げるならば、森田喜美男市長が選挙戦で次点者に圧倒的な差をつけて市民の信任を得たことは、紛れもない事実でございます。以来、今日まで市長としての、その責務を十二分に発揮して今日の市政の運営を図ってまいってきているとものと、確信をするものでございます。

日本共産党は、森田喜美男市長を推薦し、共に選挙戦を闘い、市民の支持とともに、その勝利のために奮闘を行ってまいりました。市民は、明確に革新市政を支持したものでございます。保守とか革新とか、あいまいな判断を行ったのではなくて、20年来の今日までの革新市政を支持し、そして一層の発展を期待しているものでございます。このことを明らかにいたしまして、その特徴の一つとして、日野市の公共下水道が大きく前進したことは御承知のとおりであります。

森田喜美男市長が就任する以前の自民党保守市政のもとでは、日野市の公共下水道は一切、前進らしいものはありませんでした。具体的な施策の違いで申し上げますならば、一つの例として、下水道問題を取り上げるならば、明らかに明確ではありませんか。保守・自民党は、下水道事業にはほとんど力を発揮することはありませんでした。東京都政を見るならば、またこれも明らかでありますが、革新都政時代の三多摩市町村に対する下水道の補助金を、鈴木都政になって減額をしたということがございますし、今日もそれが続いているわけであります。そして、森田喜美男市長のもとでの革新市政は、下水道を前進させ、今日まで市内51%以上の公共下水道の普及率を見るに至っているわけでございます。

そこで、私は、今回、流域下水道計画と日野市の負担金ということで一般質問に取り上げまして、より一層、日野市の公共下水道が前進をできますように（「板垣さん、当分入らないよ、あそこは本管が」「入るようにやってるの」と呼ぶ者あり）その願いを込めて質問を進めてまいりたいと思います。御承知のように、市町村の公共下水道を進めるためには、流域下水道計画が先行して進まなければならないことは言うまでもございません。

そこで、具体的に質問を行ってまいりたいと思いますけれど、日野市内におけます流域下水道の今後の年次計画と申しましょうか、年次別に具体的にどの程度計画が進められていくものであるかということを、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。流域下水道は言うまでもなく東京都が責任を持って進めるものでございますが、日野市の公共下水道の今後の普及にも直接大きな影響を持つものだけに、流域下水道の今後の年次的な計画がどのように行われようとするものかということを、明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

２点目は、流域下水道にはそれぞれ市町の負担金がございます。下水道建設を行えば、建設にかかわる負担金がございます。処理場の維持管理、その他流域下水道全般にかかわる維持管理にも関係市町村の、それにかかわる負担金がございます。その中で、この市町の負担金が、市町の立場から見て適切に決められているのかどうかということを、私は伺っておきたいと思うわけでございます。

その具体的な例、１問といたしまして、流域下水道の維持管理にかかわりまして、決算でかなりの余剰金が出ているのではないかということも、一部、耳にしているわけでございますだけに、市の負担金が適切かどうか、また市の立場で、東京都の流域下水道維持管理にかかわる収支の決算などの説明を受けているかどうか、という点が一つでご

ざいます。

二つ目は、流域下水道の建設費にかかわる負担割合というのは明確になっていることは、従前より説明を受けているところでございますが、維持管理にかかわる負担割合というのは、明確になっているのかどうかということを、その２点目として伺いたいと思います。

以上、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、流域の関係でございますけれども、今後の計画ということでございます。

御承知のとおり、日野市の場合の流域でございますけれども、大きく３処理区に分かれておるわけでございます。南多摩処理区、それから浅川処理区、秋川処理区と、こう３地区に分かれておる。

それで、この南多摩処理区につきましては、もう既に完了しておりますけれども、浅川処理区でございます。流域幹線といたしましては、浅川幹線、それから日野幹線、２系列あるわけでございます。浅川幹線につきましては、昨年の11月、供用開始とともに全線、開通、完了をいたしております。

それから日野幹線でございます。日野幹線は、計画の中で3,370メートルということになっておりますけれども、このうち590メートルが完了いたしております。残る2,700メートルでございますけれども。このうち800メートル、これが万願寺の現在、事業をしております区画整理事業の区域になっております。これは今年度、着工をする、今、予定で進めております。この地区間につきましては、７年度に一応完了する計画で進めておるところでございます。

それから万願寺第二、東町、この地区で約1,000メートルの距離があるわけでございますけれども、これは区画整理事業との関連がございます。できるだけ早くこの用地をあけるように努力をしておるところでございます。また、東京都に対しても用地の借り上げ等の検討をするよう、お願いをしておるところでございます。

それから、処理場関係でございます。浅川処理場でございますが、計画処理能力、これは日当たりでございますけれども、26万立方ということになっております。これは稼働時で、昨年の11月でございますが、日当たり６分の１に相当する４万3,300立方メートルが現在、開始されておるところでございます。なお、これらの事業の、今後とも継続して水処理施設、それから汚泥、脱水施設等を今年度も継続して事業を実施しておる

わけでございます。

それから、秋川処理区でございます。管渠関係、これは日野市域の部分はすべて完成をいたしております。この処理区の八王子処理場でございますが、計画処理能力でございます。これは日当たり36万立方ということになっておりますけれども、これは昨年の稼働時で約８分の１の４万5,000立方、日当たりでございますが、処理能力を現在持っております。

これらの浅川、それから秋川系統でございますけれども、現在の事業計画でまいりますと、これは都市計画法、下水道法による事業計画でまいりますと、平成７年度末という形になっておるわけでございます。しかし、これは最終年度というのは、各市の市町でございますけれども、普及状況、これらと整合しながら増設をしていくということになりますので、最終の年度ということは今のところまだわかりません。

ちなみに、事業認可時の金額に対しての執行状況でございます。浅川処理区全体でございますけれども、これは幹線、それから処理場も含めてでございますけれども、72％、それから秋川処理区については73％の執行の状況、これは４年度末の数字でございます。

続きまして、負担金の御質問でございます。負担金の中には、御承知のとおり建設負担金、それから維持管理に関する負担金と、こうあるわけでございます。御質問は、維持管理にかかわる負担金についてでございますので、御説明申し上げます。

維持管理の負担金でございますけれども、昭和57年から一律でございます。１立方メートル当たり38円という形で決定をいたしております。それで、これも決算等、どういう形になっているのかということでございますけれども、基本的には各市には決算の内容等につきましての説明はございません。ただ、そこに入っていきます量このものは、おのずと確定をしてまいりますので、その金額に合った１立方当たりの単価38を掛けて、お支払いをするということになるものでございます。

なお、その決算の状況でございますけれども、これは東京都におきまして、都議会の決算は毎年、都議会の承認を受けてされておるものでございますので、この単価につきましては適正な価格であるというふうに私どもは考えておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　２点目の、私が質問いたしました大きな２問目の、その中の２点目の、維持管理費の負担割合というのは規定があるのかという質問をしたんですが、これは１番目の質問と同じことになるのかもしれませんが、立方当たり38円という単価の負担で、すべてそれが維持管理費になるということで、よろしいんですか。建設費の

ように負担割合が市町村の場合、何分の１負担するというような規定になっているのか、いないのか、ということを伺ったんですが、答弁がなかったようなんですけれど、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　負担の割合というものはございません。そこの流域に関する維持管理にかかわる費用という形で、１立方当たり38円という形で、一律に決まっておるものでございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日野市の公共下水道の今後の進捗に重大なかかわりを持つだけに、流域下水道計画の促進ということは、我々も強く望んでいるところでもございますが、ただいまの説明で、これから事業を行う日野幹線が中心になるかと思うんです。これは、万願寺区域内の590メートルは完成をしているけれど、今年度、約800メートルの幹線の工事が、７年度完了を目指して始まるという説明がございました。

さて、関心のあるのは、それ以降です。第二万願寺あるいは東町の区画整理事業との関連がございますだけに、そう単純にはいかないということになりますが、しかし、この1,000メートルの幹線の工事が行われませんと、日野本町あるいは新町、栄町地域の下水道事業もなかなか思うように進まないということになってくるわけですが、市としては、区画整理事業の進行の絡みもございますけれど、できるだけ早くということではなくて、大体何年度には工事に入れそうだ、大体何年度を目標にして今後の区画整理事業などもあわせて事業の進捗を図っていきたいというふうに考えているのか、ひとつ具体的にお示しいただきたいと思うんです。これが一つ、再質問を行ってまいります。

二つ目でございますが、流域下水道の維持管理の決算等、関係する市町村に説明がないということでございました。年度当初、恐らく負担金の割合というのは、立米当たり38円を掛けるということで機械的に算出されているのかもしれませんけれど、その年度の決算状況が、私は説明があっていいんじゃないかというふうに思うんです。支払いっ放しで、東京都の下水道事業が一体どういう決算状況になっているのかということが、負担をしている関係市町村に説明がないというのは、私はちょっと片手落ちではないかという気がいたしたものですから、あえてこの質問を行ったわけでございます。流域下水道の建設費のように、負担割合が明確でないだけに、例えば下水道料金の設定等、値上げの際の説明の中にあったとしても、それは既に10年近く前にもなるわけでありますから、それ以降、毎年どういう決算状況になっているのかというようなことなどは、関

係市町村はやっぱり説明を受ける必要もあるんではないかと思いますので、今後、機会がありましたら、それらの意見を東京都にも述べていくということが必要ではないかと思います。そして、流域下水道の決算状況を関係市町村を掌握する、ということにしていかなければならないのではないかと思います。

ちなみでございますが、平成３年度の決算では、流域下水道維持管理費負担金として6,000万円余り、日野市は負担しておりますね。４年度の決算では8,900万円余り、５年度の予算では２億5,900万円余りの負担金となっております。浅川処理区、八王子処理場の稼働開始ということで、これは５年度からふえたわけでございますが、この負担金がどのような決算状況にあるかということで、私も若干、調べたりというようなことなども行いました。東京都の会計ですから、私もなかなか詳しくはわかりませんが、ことしの６月の都議会本会議で、日本共産党の木村陽治都議会議員が質問を行いました。その中で、次のように述べておりますので、短い文章でありますが、紹介しておきたいと思います。

まず三多摩の問題に触れた中で、次のように述べました。「格差をなくすべき切実な課題の一つは、下水道の建設促進です。23区での下水道普及率が97％であるのに対して多摩地域の普及率は82％で、とりわけ南西部は立ちおくれております。このおくれを取り戻すために、都は特別に援助を強めなければならないにもかかわらず、流域下水道維持管理費として徴収する市町負担金は、この10年間で実際にかかった経費よりも100億円も取り過ぎているのであります」というふうに述べまして、「市町村の公共下水道事業への補助金を大幅に引き上げ、建設を促進するように答弁を求めます」というふうに、質問を行ったわけであります。

先ほど部長が説明されましたように、昭和57年度から平成３年度までの流域下水道の維持管理費と、市町負担金の財政収支がございまして、それを背景にしても、例えば57年度の収支の差額は、５億9,400万円の黒字といいましょうか、剰余金が出ているんです、昭和57年度で。

ところが平成元年度では、20億5,800万円の剰余金が出ているんです。平成３年度では、18億200万円の剰余金が出ておりますので、それらを累計いたしますと約100億円近い累計の剰余金が出ているということが、東京都の下水道局の出した資料でも、これは明確になっているものでございます。そこで、この剰余金につきましては、関係市町村とよく協議して、今後どのように下水道事業を促進するか、関係下水道局に強く要望を行った質問でありました。

それに対しまして下水道局の答弁はもちろんあったわけでございますが、「関連市町の合意のもとに改良事業を実施するなどして円滑な事業の運用を行ってまいりたい」ということを述べてございますし、さらに今後の下水道計画に関しましては「平成10年代半ばまでに多摩地域の公共下水道の100％普及が可能となるよう、流域下水道の建設を鋭意促進しているところであります」ということで、東京都の目標としても平成10年度には多摩の地域、公共下水道を100％普及できるように努力をしていきたいという考え方は示されているわけであります。それだけに市町村の負担もそう少ないものではないということから、適切な負担金と、そして今後の下水道事業の促進を図っていくということから、私は先ほど申し上げましたような負担金の決算状況などの説明は、当然、受けるべきではないかというふうに思いますので、この際、意見としても申し上げておきたいと思います。

以上で、この２点目の質問はよろしいのでありますが、最初に再質問した点を、もう一度答弁していただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　確かに日野幹線のうち、万願寺の現在、事業をしておる区域は見通しがはっきりしているわけでございますけれども、万願寺第二、東町、それからその先につきましては道路用地があいておりますので、工事そのものは下流ができればいつでもできる状況にあるわけです。

問題は、万願寺第二、東町の区域でございます。一般的に区画整理上の流れからいきますと、認可を去年とったばかりでございますので、やはり換地が決まるのに２年以上は普通かかるわけです。その２年かかって、それから建物の移転等が行われてくるわけですから、順調にいくと、普通のパターンでいきますと相当の日数がかかる。これをどのようにして詰めていこうかという形で、現在も検討を行っておるわけです。

たまたまこの路線にはモノレールの一部路線も重なってきております。したがいまして、東京都も、流域もそうでございますけれども、モノレール関係の部局とも促進を図っていかなきゃいけない、こういう二通りの要素がございますので、都のモノレール担当とも、その用地をどういう形で先に確保していくかという形で、協議をまだ行っておる最中でございます。具体的にどういう方法ということが、まだ決まっておりませんけれども、基本的には地主さんから用地を先に借り上げをしていくという方法以外はなかろう、という考え方を持っております。

それと、先行でお借りするということになりますと、当然、費用が伴ってまいります

ので、この費用の負担を、ではどこでするのかという形で、そういうものも含めまして、現在、調整を行っている段階でございます。したがって、いつの時点ということを明確に現時点では申し上げることはできかねる状況にございます。ただ、一日も早くそれがまとまるように、今、努力をしている最中でございます。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　日野幹線を着工し、促進するためにも、一つの難関と申しましょうか、今後、大いにまだ検討しなきゃならない課題が残っている箇所のようであります。東京都も、平成10年にはモノレールを開通させるという方針のもとにありますから、その事情も考えれば、東京都も用地を確定させるという必要性もまた別の面からもあるわけです。

そんなことなども絡み合っている土地でもあるだけに、複雑な点もあるかもしれません。なお一層、住民の合意を取りつけて、事業が進展できますように要望しておきたいと思います。

以上の質問などを経まして、市長に総括的に流域下水道の促進のことについて、考えを伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公共下水道は、都市基盤の整備という意味で、一番基礎をなす一つの装置であります。今、日野市は営々として流域下水道方式による東京都との協力関係で事業を進めておるわけでありますが、御指摘のとおり、国道、都道の造成開通が前提になって、管渠の埋設ができない部分もあるわけでありますが、これにつきましては、道路事業がもしおくれるならば別のルートを探して、仮の手段にせよ何とか市内全域を早く公共下水道の普及を図りたいということを目指しておることは、御承知のとおりであります。

流域下水道ですから、都とのいわゆる分担事業において、あるいは資金の配分において、分担が伴うわけでありますが、東京と、一応、信頼関係にはあるわけですけれど、都政という立場から、また都民に対する、より一歩大きい前進が期待されるわけでありまして、その意味において、絶えず都当局にも流域下水道並びに関連流域下水道幹線、このことの要請を行っておる状況であります。

御指摘の、いわゆる財政負担で、流域下水道全体の、いわゆる費用分担の部分に、確かに財政的に明らかにしてもらわなければならない面もあるというふうに思うわけであります。信頼関係で別段、何か駆け引き、取り引きということはないわけでありますけ

れど、きちんとした論理を前提にして、都政は都政としての大きな役割を果たしてもらうという要請を、これからも強く続けていかなければならない、こういう状況にあるということは、今の御質問で一層、感を深くした次第であります。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　市長からも答弁をいただきました。また、今後の取り組みについての決意と申しましょうか、考えも示されました。一層の御努力を強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の１、流域下水道計画と日野市の負担金についての質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後１時５分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問11の２、再び、中央自動車道の電波障害の解消についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

〔19番議員登壇〕

○19番（板垣正男君）　再び、中央自動車道の電波障害の問題について、その解消を早めていただきたいという意味を込めまして、質問に取り上げました。市側の対応を速やかにお願いしたいわけでございます。

私が議会で取り上げました以降、関係する自治会から市長あてに電波障害解消に関する陳情書が提出されていることと思います。

なお、中央自動車道周辺の住民は、これも同じく自治会を通じまして、高速中央自動車道の防音壁取りつけに関する陳情も、追って提出をされてございます。市側も鋭意対応をされてまいってこられたことと思いますが、これらについて、現状どの程度まで道路公団との話し合い、あるいは道路公団側の対応が行われているかについて、質問をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

この件につきましては、西ヶ丘の自治会長さんより、署名者数252名を添えまして陳情がございました。市の対応としましては、これを受けまして日本道路公団に対し、平成４年９月30日に、受信障害の解消についての分署のところに担当職員が持参して、お願いに上がったところでございます。ところが、その後、回答がございませんので、平成５年４月５日に再度、早急に回答するように要請行動を起こしたところでございます。

この時点で、公団側は影響があると思われる高速道路南側の世帯のうち、今後の検討資料として、高速道路完成時の昭和42年12月25日以前の居住世帯数の把握のため、資料要求がございました。そこで６月18日に、市としては26世帯として資料を提出した経過がございますけれども、その後、向こうよりまだ回答が、それに対する具体的な回答は来ておらないのが現状でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　ただいまの総務部長の説明、答弁で、経過的には大体わかったんですが、市側の対応が、よくやっているなという印象とは、ちょっとかけ離れているんじゃないでしょうか。私は、質問の際にも取り上げて申し上げましたけれど、電波障害が中央自動車道によってあるということがわかれば、その解消のために市も住民の快適な環境を得るために、道路公団に積極的に要望するという姿勢が大事だと思うという趣旨の質問を行ってまいったわけで、これは別に、特に変わったことを要望したということでもなく、当然なことではないかと思うんです。ですからこそ、関係する住民が自治会長名をもって市側にも陳情書を提出するということを行ったんだと思います。

それで、今の説明ですと、分署で道路公団に要請を行ったのが昨年の９月30日だと。その後、回答がなくて、ことしの４月５日、再度、要請をしたということだそうですね。道路公団の対応は、私も経験がございますが、なかなかすぐ、いい対応をしてくれるという印象はないんです。むしろ、なかなか腰を上げてくれないという印象を持っている相手でもありますので、殊さら市も積極的に対応してくれないと、なかなか問題の解決ができないんではないかというふうに思うんです。しかも今の御説明ですと、道路公団は自動車道がつくられる以前の居住者の数、戸数を教えてほしいということで、市に問い合わせがあったそうでありますが、どういう考えでそのような調査依頼を行ったのかわかりませんけれど、現実に生活をしている人たちが自動車道の影響によって電波障害があるということであるならば、やっぱり原因者負担でその解消を図るというのが、政府の通達にもあるわけですから、その立場で市側は道路公団に対応するということが必

要だと思うんです。

自治会がＮＨＫに対しまして、電波障害の調査を依頼いたしました。その結果が、自治会長あてに提出されておるのでありますが、日本放送協会営業総局受信技術センターというところで、テレビ受信障害調査結果を西ヶ丘自治会長あてに提出されているんです。これは昨年の７月５日に調査をいたしまして、調査の場所は新町二丁目周辺というところで、中央自動車道の主に南側一帯を調査した結果であります。この報告書、結果によりますと、次のように述べてございます。「御相談のありました日野市新町二丁目周辺の受信状況の調査を実施いたしました。その結果、新町二丁目は電波到来方向に中央高速道路の橋げたがあり、テレビ電波が遮断されている地区で、今回の調査から、橋げたによるテレビ障害のない地点と比較すると、別添地図斜線印の範囲に高速道路の橋げたによる障害が認められます」と、こういうふうにはっきりと、高速自動車道橋げたによる電波障害があるという調査結果を提出されているんです。その地域が、この新町二丁目周辺、中央自動車道路南側周辺一帯の地域に及んでいるということが、はっきりと調査結果に示されたわけでございます。ですから、むしろ自動車道がつくられていない今日まで、長い期間にわたって関係住民への電波障害の影響を与えていたというところに、道路公団がもっともっと真剣になってこの問題を考えて、その障害を除去すべく責任を感じてもらわなくてはいけないということではないかと思うんです。ですから、単に意見を取り次ぐというような程度のものではなくて、しっかりと道路公団の責任において障害除去に取り組むということを要望していただきたいと思います。

なお、その際、私は、あくまで通産省がこれまで通達として出しておりました電波障害等に関する原因者負担による解消を行うようにとの精神に基づいて、道路公団の責任でその解消を図るべきだと思います。住民に負担を強いるなどということは、全く筋違いの問題ではないかと思います。

過去に、日野自動車工場内のビル建設に伴いまして、電波障害が生じた際、工場側の責任で電波障害の除去を行うべく対策をとりまして、その維持管理の経費を全部工場側で責任を持って負担するということなども、例としてあるわけでありますから、それらのことなども参考にしながら市側のきっぱりとした態度で道路公団に要望をしていただきたいと思います。

なお、１点、先ほど質問を行ったんでありますが、落下防止柵、いわゆる防音壁です、この取りつけについてはどういうふうになっているか、再度、質問いたしますので、そのことも含めて御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　お答えいたします。

落下物の防止柵のことでございます。これにつきましても、西ヶ丘の自治会長より陳情がございました。そこで、これも日本道路公団の方へ要請しまして、これは昨年の11月25日でございます、日づけは。現在、この陳情と同一の内容で平成５年８月24日に工事契約が終わり、実は設計発注との準備期間中ということでございます。

なお、この工事の工期が他の区間等の関係がございますので、契約の翌日から、完成が平成６年３月22日だということでございます。

それから、先ほどございましたように、確かにＮＨＫにも調査していただきまして、これはもう、この原因は高速道によるということがはっきりしておるわけでございますので、市としては、今、議員さんもおっしゃったように、まだ努力が足らないということは重々認めますけれども、我々市としても積極的に日本道路公団の方に、この認識を持って要請運動をしていきたいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　　最後に市長に伺っておきたいんですが、こうした電波障害の問題、例えば市の施設をつくるというようなことが過去にあった際にも、電波障害の問題は市の責任でその解消を図るべく手当てをとってきたと思うんです。原因者負担、住民には負担をかけないという立場で、この問題の処理に当たっていただきたいと思うんですが、市長の考えを最後に伺っておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　日野市内を、いわゆる高速道路、中央道、業務道路公団の管理する有料道路が数キロにわたって走っておるわけであります。過去、ある部分で、高架から水が落ちるというようなことを理由に運動をした経過のことを、今、思い出しております。道路公団は有料道路ですから、全国で通過都市協議会というふうな組織をつくりまして、建設省を相手に、一方には課税をしたいという主張をやってまいりましたところ、当時、全国で300億円の予算を地元に負担をするという形で、その後、その組織は任務を終わったということで解散をいたしております。それぞれのまた関係住民に、今御指摘のような電波障害、騒音は全線ということになるわけでありましょうが、落下物の防止柵ということは、敷設者側が当然、解決をすべき原因者負担の義務があるということは、言うまでもありません。

今、質問を聞きながら、私は、旭が丘の西の方の東電の高圧線のこととあわせ考えてみておるわけでありますが、かなり電波障害の原因となっておりましたが、東電側か、あるいは日本放送協会側か、ちょっと明確ではありませんけれど、協調アンテナをみずからつくって、障害の範囲に全く今は鮮明な画像の出る状況に改善をされております。その上に、私らのような高圧線のない、前から居住者しておる者に対しては、いわゆる放送受信料がずっと半額になっておる、そういう事例すらあるわけであります。どこの負担でということは解明してみる必要があると思っておりますけれど、放送局には、有料でもありますので、障害のない電波をとにかく送り届ける、こういう義務が課せられておることは言うまでもありません。

そしてまた、障害をつくり出す高層の建物とか、あるいは今御指摘の高架の道路の壁があるわけでありますから、確かに原因にはなる得るわけでありまして、既に調査がかなり進んだという、また原因もわかったということですから、責任も極めて明確である。恐らくあの施設ができる以前の住民の調査をしたということは、つまり、後からできた人は、後から家を建てた人といいますか、そういう施設のあることを承知で建てたんだという原因－因果関係のまた及ばないところがある、こういう仕分けではないかという感じがいたします。もう一遍よくその状況を精査いたしまして、私も行政内部から的確な対応、それから恒久的処理を求めなければならない。

実は、電波障害があることはこれまで伺っておったわけですが、何が原因かということを、ちょっと私も正確に知り得ておりませんでした。原因がはっきりわかったということですから、対応は極めて明確であるべきであります。そのような市民の立場に立って、私どもの自治体行政からも強力に行政指導をするということで取り組んでまいりたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　わかりました。ぜひ市長の今申されました立場で、この電波障害の問題についての解消に当たっていただきたいと思います。

私は、最後につけ加えておきたいのは、道路公団が、中央自動車道が建設される以前の住民、いわゆるあそこに住んでおられた方ですね、住んでおられた方にだけ責任があるかのような考えがもしあるとするなら、私はちょっと違うんじゃないかということを先ほど申し上げたわけなんですが、土地はもともとあったわけです、土地の所有者があったわけです、住宅はなかったかもしれませんけれど、その土地には電波の障害が、つくったときからもう障害を及ぼしていたわけですよ。だからそういうことを、これは話をす

れば道路公団もわかるんじゃないでしょうか。ですから、その土地に電波障害の影響を及ぼしていたというのは、やっぱりつくったときから及ぼしていたということを、私は強調すれば、その因果関係というのははっきりするんじゃないかというふうに思うんです。ぜひ、それらも参考にしながら、道路公団側に、ひとつ折衝に当たっていただきたいと思うんです。

なお担当者、あるいは部長、市長、私が申し上げたことなどよりももっともっと理論的にも、そして実際さまざまな電波障害解消の経験なども踏まえて有効な理論と、そして実際の対応の方向についても示していただけるんではないかと思いますので、ぜひとも早期解決できますように強く要望いたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって11の２、再び、中央自動車道の電波障害の解消についての質問を終わります。

一般質問12の１、（仮称）日野市国際交流協会設立について問うの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

〔21番議員登壇〕

○21番（奥住日出男君）　国際交流協会の設立に関しまして、質問をいたします。

御承知のとおり、今日、政治、経済、あるいは文化など広い分野において国際交流が盛んになってまいりました。そして、多くの外国人が地域社会において生活を営んでおります。当日野市においても、国際化への対応策としまして、これまでいろんな事業を計画、実施し、国際交流、国際親善に努力をしてきていることは、御案内のとおりでございます。

しかしながら、それはあくまでも市民の自主的な活動にゆだねている部分が多くウエートを占めておりまして、行政主体の事業となると、やや消極的ではないかな、こんな受けとめ方をしているところでございます。

平成元年の第４回定例会におきまして、急速に進む国際社会をとらえ、行政の国際化について一般質問をした経過がございます。そのときは、市内に在住する外国人に対する行政サービスの提供、それと交流の促進について質問をいたしました。あれから４年が経過をいたしまして、市内在住の外国人も平成元年当時、32カ国、687名、こういう人数でございましたけれども、ことしの４月１日では58カ国、1,434人ということで、倍増をしております。このような状況を踏まえまして、行政の方も本年度の事業内容は、新たに生活ガイドブック、これは英語版だけでございますけれども、これを作成する。さらには、（仮称）国際交流協会に対する補助金、これは100万円ですけれども、こう

いうものが予算計上をされております。

私も４年前に質問した経緯がございますので、関心を持ちまして、いつ、どのような形でもってスタートをするのかな、こんな形で見守ってきたわけでございますけれども、７月15日発行の広報ひのにおきまして、日野市国際交流協会会員の募集記事が掲載をされました。皆さんもお読みになったと思いますけれども、この中では、協会の設立を現在、準備している、団体、個人、どうぞ会員になって力をかしてください、一緒にやりましょうという、こんな記事でございました。

その後、スタートの時期はいつなのか承知をしていなかったわけでございますけれども、今月２日の読売新聞に「今月中にも発足することになった」という記事が載っておりました。遅過ぎた感はあると思いますけれども、ある程度は、この協会というより、国際交流、市内に今、日野レッドランズ交流協会とか、あるいは国際友好クラブ、さらには青年会議所、ロータリー、ライオンズクラブ等々が、国際親善に御尽力されておりますので、ある程度は承知をしておるわけでございますけれども、全体像がよくわかりませんので、６点について質問をさせていただきたいと思います。

まず１点は、協会設立の目的は何か。また、活動の内容はどういうものなのか。

２点目は、行政の窓口はどこになるのか。

３点目は、活動の拠点はどこになるのか。

４点目は、専門職員は配置するのか。

５番目としては、ただいま申し上げましたような既存の団体が幾つかあるわけでございます。こういった団体との関係はどんな形で整理をされていくのか。

最後の６番目が、そうであれば全体的に行政としてどうまとめていくのか。

以上、６点について御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　お答えしたいと思います。

ただいま御質問の中にもありましたように、（仮称）日野市国際交流協会の設立に向けての６点の質問でございます。この協会を、仮称ではございますが、設立に当たっては、昨年12月から市民代表による準備会及び発起人会を開催して、検討をしてきた経過でございます。

一つは、設立の目的ということでございます。もちろん、この急速な国際化の進展に伴っての対応、広い分野でのやはり国際交流を促進するということでございます。市内には外国人が今、御質問者からも４月１日時点の数字も示されました。しかし、現在の

時点では1,500を超えているというような状況でございます。もちろんこれに関連しては、既に市ではアメリカ、レッドランズとの姉妹都市の提携、あるいは高校生の海外派遣の問題、私費留学生に対する就学援助等も進めているわけでございます。当然、在住の外国人に対しては、日本語教室などの授業も進めているというのが現状でございます。そのような中での、これから協会を設立し、活動を具体的に進めていくというのが現行の考え方でございます。

なお、２点目の、行政側の窓口はということでございます。現在、進めている実態としては、企画課の中で窓口を設け、また、この準備に対応してきた経過でございます。

なお、３点目の、活動の拠点ということでございます。この拠点につきましては、協会を中心とし、これから協会の設立がされた中でのいろんな事業、あるいは現行の既存の団体との経過もあるわけでございますので、そのすべてを包括したものの協会の設立に向けて準備を進めてきた状況でございます。よって、協会を一本化にした中で拠点としていきたいというふうに思っております。

なお、専門職員の配置でございます。今、行政の窓口を企画課でというお答えをいたしました。しかし、協会の設立後におきましては、やはりかなりの事務量、あるいは事業量等の予測ができるわけでございます。ますますこれからの外国人の増加の傾向も十分考えて対応すべきだというふうに考えております。いずれ専任の職員の必要性も感じているところでございます。

なお、５点目の、既存の団体でございます。関係はということでございます。先ほど質問者の方からもありました、現在の既存の団体としては、レッドランズ友好協会、国際友好クラブ、日中友好協会、ライオンズ及びロータリー、青年会議所、この団体の役員さんにも既に準備会、あるいは設立の準備を進める中で、すべての方に入っていただきました。もちろんそれにあわせて市民等も超えての協議を進めてきた経過でございます。よって、この団体とも密接な関係を持ちながら対応していきたいというふうに思っております。

なお、全体的にはどうまとめていくかということでございます。独自の、あるいは既存の団体があるわけでございます。しかし、その中では、今日で、この協会への加入、あるいは団体への加入は任意でございますが、ほとんどが現状、７月15日の広報の中では個人会員50名程度が公募されております。よって、その中には、この団体の個人勧誘が主でございます。よって、これからの協会との準備会等の中で、再度、設立に当たっての協議は要するわけでございますが、９月中にはぜひ協会を設立していきたいという

ことで、現在、進めているところでございます。

なお、今、会員も申し上げました50名程度の会員で発足し、これからの具体化の事業の問題、あるいはそれに対する問題等を協議して、あと半年間の残りの少ない月日でございます。その中での事業を当面、具体化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

例えば、ある一つの組織をつくる場合には、これこれ今現状はこうなんだ、だからこれを何とかしたい、あるいは将来的にはこんなふうなものをつくっていきたい、そのためにこういうことをやるんだという、そういうステップがあると思うんです。ただいま企画財政部長からの御答弁を聞いていますと、大変失礼ですけれども、どうなっていくのかというのが全くわからない。

例えば、最初の目的は何か、活動の内容はどうなんですかということについては、今後、活動を具体的に進めていく。

では、具体的にはどういうふうに進めていくか、で、行政側の窓口はどこになるんですかということについては、今までは企画がやってきた。では今後はどうなるんですかということもない。それから、活動の拠点はどこになるんですかということについても、一本化にしたものでということですけれども、では行政側は何をやるんですか。行政の方で呼びかけて、今ばらばらだから、私の考えですよ、今はいろんな団体があって、それぞれ御活躍あるいは御尽力されているけれども、何とかひとつ行政も手を出して、これだけ外国人もふえたからもっときちっとしたものをつくっていきたい、そうしたいということだと思うんですよ。

ですから、専門職についても、いずれ事務量が増大するだろうからそのときはには考えるとか、そういうことではなくて、現実に今それぞれの協会なり団体がお困りになっているのは、横の連絡が全くとれない。しかも行政としては、そういう市民の方にあくまでもお願いをしているというようなことで、それは自主的な活動ですから、それでいいんですけれども、こういう国際交流協会が設立をされるとなると、市民の期待というのは、いよいよ日野にも国際時代到来したなと。今一番進んでいるのは武蔵野市で、職員が４名ついているんです、協会には。４人の職員が兼任でもってそれをやっている。そこまでいかないまでも、専門職ぐらいつけて、活動の拠点は役所の何階だとか、そういう場所を設けてもらって、横の連絡もうまくとるという、こういうことが私は望まれ

るんじゃないかなと、また期待もするわけでございます。ですから既存の団体との関係についても、よくわからない。

ことし市制30周年でもって、レッドランズから41名の方が日野にお見えになったと聞いています。そのときに来られたメンバーの中に、数年前に私どもの議員の先輩が海外視察に行きました。レッドランズに行った。現職の議員さんもいらっしゃいますけれども、そのときに向こうの方、いわゆる交流した方が来ているんですよ、今回、日野市に。向こうの方が議員さんとお会いしたかった、数年前にお会いした議員さんとお会いしたかった、話もしたかった、こういうことを言われて帰ったそうです。ですけれども、そういうきちっとした窓口なり拠点がないもんですから、どうやって議会の方に話を持ってきていいのかよくわからない。相談もしなくて申しわけなかったという声を後で聞きましたけれども、一つの窓口なり拠点があれば、そういった失礼なこともないわけです。日野からレッドランズに行っていろいろお世話になって、ぜひ日本に来てください、東京の日野にぜひ来てくださいということで、姉妹都市ですから、そういう儀礼的なごあいさつをして、多分帰られたと思うんです。ではということで楽しみにして来たところが、当時の方とお会いできなかった。何か受け入れ側としては消極的なのか、市民として、ちょっとさみしいなという感じがしたわけです。

ですから、大変、今回の協会の設立については期待が大きいというふうに皆さん感じておりまして、そうなると、今後ばらばらでやってきた国際交流も一本化になって、何か一つ日野市としての柱ができるんではないか、こんな期待があるわけですけれども、ただいまの御答弁だと、どうも全体像が見えません。ですから、設立については大賛成なんです。ぜひやっていただきたい、一日も早く。ただ、市民に見えるような形、今度こんなふうになりますよと。そうなれば、まだわからない方も、よし私も多少英語がしゃべれるから個人会員として入って、何か一緒に活動したいなという方もふえてくるんじゃないか、こんな気がいたします。

私も個人的なことで大変恐縮でございますけれども、うちの方の企業にフィジーから一家族がこの間見えまして、すぐその防災情報センターの裏に住んでいるんですけれども、子供が２人いまして、１年生と３年生、結果的に第七小学校に入学をさせてもらったんですが、日本語が全くしゃべれない。有料でもって日本語教室が日野市にはありますから、公民館で、今、一生懸命お母さんが日本語を勉強しておるわけでございますけれども、そういった面で、個人的にはいろいろと教育委員会の方にお世話になって、そういう方も感謝をしておるわけです。ただ、全体の中での交流となると、どうも横のつ

ながりがない。せっかく日本に来たんだから、日野のいいところを見て学んで帰ろう。隣組としておつき合いは当然するんですけれども、東京日野にはこんないいところがありましたということをぜひ学んで、国に帰っていきたい。どんなふうにしたらそれが学べるのか、見られるのか、だれに言ったらいいのかということが、まだよくわからない。

こういう個々の問題もいろいろとらえますと、ぜひこの協会の姿を一般市民にわかりやすく、もうちょっと見解をお伺いしたい。見える形でもってお答えいただきたい、こんなふうに思いますので、もう少しわかりやすく、部長の言われているのはわかりますけれども、全体像がわかりませんので、ぜひ、もっと前向きに、こんなふうにやっていくということをもう一度お答えいただきたい、こんなふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私から少し補足をして、御指摘のことに御理解をいただき、あるいは協会を設立して、これからの活動等についての考え方を御理解をお願いしておきたいと思います。

過去の日野市で、平和基金条例を制定いたしました際に、議会の審議の中で「国際平和交流」という項目を入れられた経過がございます。まさに大変大切なことだということを考えまして、いわゆる国際平和を目的とした、そういう国際交流活動の組織が地域社会にも欲しいなということを思い立った経過がございます。

既に日野市内に幾つもの団体がそれぞれの交流の事業をしておられますし、それはそれぞれの団体として固有の事業、今までのまた経験、経過を大いに発揮していただく。

我々のいわゆる国際交流協会は、そういった団体、市民の方を一応まとめる形で協会を設け、趣意書もできておりますので、趣意書を見ていただくとかなりはっきりすると思ってはおりますが、これからいろいろな事業の計画もおのずから出てくると思いますので、自主的にやっていただくもの、あるいは行政側から委託をするもの、それから個々の例では、日野市の在住者あるいは寄留をしておられる外国人の留学生等の相談窓口にもなりたい。それから、青少年が青少年交流で行き来がありますので、市内にホームステイをお願いをする際に、受け入れていただく、そういう家庭の登録もさせていただきたい。それから言葉の堪能な方は、必要な場合はそれぞれの通訳の役目もお願いをしたい。あるいは市内を案内してほしいという依頼も時々ありますので、そのような、いわゆる案内もできる、そういう事業、個々の今までの団体あるいは事業でおやりになっておられます事業そのものは、それなりにますます発展をいただきますとともに、今御質問もありました連絡調整という部分が不十分だと思いますので、そういう連絡調整の役

割もできる、なかなか一挙に総合的な機能を持つということは困難ではありますけれど、それらをだんだんと発展、成長をしていただく、そういう地方社会の中のいわゆる国際交流協会を組織しよう、そういうことでありまして、まだ姿がはっきり我々も示し得ておりません。

しかし、趣旨はそういうことでございますから、だんだんと理解が進めばかなりの仕事が可能になり、また、その必要性に対する役割もある程度担当することができる、こういうことに国際交流協会の設立の目的を置いておるというふうに、御理解をお願いしたいと思っております。

いずれ事務所も定め、また所定の最小限の職員も置いて、これは市が直営するというわけじゃありません。市がある程度の補助をする形になろうかと思っておりますが、そういう形で運営をお願いをする。日野市でもいずれ青年会議所あるいは商工会が、商工会議所にも成長されるとか、観光協会もかなり発展をされるとか、いろいろな形でそういう総合的な事務所の入居できる、そういう建物も必要だろうということも見通せるわけであります。そういうことを目指しつつ、日野市の地域社会の一つの発展の一事業として整えていきたい、こういうスタートでございますので、まだ未熟で至らないところ、わからないところだらけかもしれませんが、ひとつ御指導のほどをいただきながら、目的に適う、あるいは目的を処理する能力を持つ、そういういわゆる協会という、しばらくは任意団体だと思いますが、そういう形でひとつスタートをさせていただきたい、このように考えております。

行政が側面的なお力添えはするわけでありますけれど、行政みずからが行うという事業ではない。ただし、委託をするという、もう既に行っている事業の中でかなりあってもいいんではないか、こんなふうには考えられるわけでありまして、いろいろな御指摘、御指導をいただきながら、日野市にふさわしい、企業もたくさん外国からの研修生をお迎えになっておりますから、日野市民として、つまり日野に住んで、あるいは日野に旅行してといいましょうか、大変印象に残った、そうして日本人は親切で平和を好む民族であるということを理解していただくことを目的としたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

ある程度、形が想像できるわけでございますけれども、昨年の11月１日の広報ひのにおきまして、森田市長が「交流協会の設立について」というタイトルでもって、るる述べられていることも承知をしていまして、それを読んだんですけれども、その中では、

協会を設立したい、事業活動として開始をしたい、そのために会則やら事業の内容については関係者の方と協議をして決めていきたいという、こんな趣旨の文章だったわけでございます。その後、７月の、先ほども述べましたように15日の広報ひの、さらにはマスコミ等の報道でいよいよ発足してスタートするということになりましたので、その辺の中身がかなり煮詰まってのスタートであるというふうに理解をしたもんですから、今回、６点についてお聞きをしたわけでございます。

ただいまの市長の御答弁でもって、いずれ事務所はどこかに設けたいし、職員もできれば配置をしたい、側面から応援をしたいということで、直接手は出さないけれども金は出すというようなことの、任意団体ですからそれはそれでいいと思うんですけれども、いずれにしましても、既存の団体が、自分たちの団体は今後どうなるのかなというような不安も持っておりますし、ただいまの市長の御答弁では、さらにそれぞれの団体については御努力をお願いしたいということですから、うまく横の連絡をとりながら、調整ということで役割も果たしたいということですから、行政としては直接手を出さないまでも、やはり窓口は企画あたりがなるのかな、こんな感じがしますし、「活動の拠点はどこですか」というふうに問われた場合には、企画財政部企画課というふうな、そういう言い方をしてもよろしいんではないかと、今そんな受けとめ方をいたしました。

問題は、それぞれの団体が交流する場合に、どことやるかなんです。例えば、日野レッドランズ友好協会の場合に、ある団体がありますから、そこと相手さんと直接取り引きを、取り引きというあれはないですけれども、話し合いをして「では、いついつ来てください」「ではこんなふうにして対応しましょう」というんで、やるんですけれども、当然、市長も、今回の30周年の、ＴＡＭＡらいふとの関係もありますけれども、それには市民会館の資料室でごあいさつをされたというふうに聞いておりますから、十分承知していると思いますけれども、現にそういう協会の方というのは、行政のトップが出席されることによって自分たちの存在価値も認められるというような、こういう意識もありますので、行政は余りタッチしないよというのでなくて、ある程度の距離は置いたにしても、今の市長がおっしゃられたような連絡調整とか相談窓口、例えば相談窓口が企画に来た場合に、それは私の方はほかりませんから、国際友好クラブであるとか、あるいはレッドランズ協会の方へ行ってくださいとか、こういうことにもなるんでしょうけれども、ある程度行政の方も承知をしていると思いますので、ぜひ、ただいま市長がおっしゃられたような形でもって、緩やかにじゃなくて、できるだけ急いで在住外国人のために、これからも御尽力をしていただきたい。このことを申し上げまして、この質問を

終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の１、（仮称）日野市国際交流協会設立について問うの質問を終わります。

一般質問12の２、障害者の立場で保養施設の設備を考えたかの通告質問者、奥住日出男君の質問を許します。

○21番（奥住日出男君）　こういうタイトルでもって質問いたしますと、執行部側にとりましては大変不快感を覚えるような感じになろうかと思いますけれども、ぜひその辺のところは大きな心でもって、ひとつお許しをいただきたい、こんなふうに思います。決して執行部側を責める質問ではございませんので、ひとつ、お話を聞いていただきたいというふうに思います。

ことしの夏は台風がかなり来ましたんで、保養施設の利用状況はどうかなということで、気にはしていたんですが、聞きますと、日野山荘あるいは大成荘がシーズンは満杯だった、抽選でもって漏れた方には大変御迷惑をかけたという、こんな担当部局からの回答が返ってまいりました。大変結構なことだと思います。では、今回の保養施設の設備、障害者の立場で考えてきたかということですけれども、これは設計段階でもって気がつかないという点も当然ありますし、私自身も障害者からこういう指摘を受けて初めて相手の立場が理解できたというわけでございますので、決して大上段に構えて質問をする気は毛頭ございません。

実は、ことしの２月に八ヶ岳の大成荘がオープンいたしました。ここを利用した聴覚障害者から、施設を利用して唖然としたという、こういうおしかりの声を聞きました。その方に「どういうことがあったんですか」というふうに聞きましたら、聴覚障害者に対する設備面の配慮が全くなされていない、こういう指摘です。御承知のように、聴覚障害者というのは口と耳が不自由でございます。耳は全く聞こえません。口も、手話とか、あるいは口話でもってしか話ができないわけでございまして、万が一、施設で災害が発生した場合に、健聴者である我々は館内放送とか、あるいは係官の誘導でもって避難はできます。しかしながら、聴覚障害者はわからないんです、耳も聞こえませんし口もきけませんから。非常に不安である。－こういう内容だったわけです。

私も、聴覚障害者とは手話サークルを通じまして日常いろいろとおつき合いをさせてもらいますから、ある程度は承知はしておったんですけれども、余りの勉強不足に自分が恥ずかしい思いをしたわけですけれども、私もやりとりをするときにはいつもファックスでもってやりとりをしていますし、多少の手話、小川議員ほど手話はできませんけ

れども、若干、手話をやりながら片言のおしゃべりはできるわけでございますけれども、それと生活面のことも聞いておりましたし、若干はわかっているつもりだったんですけれども、御指摘を受けましてハッとしたということでございます。

聴覚障害者というのは、ああいう方ですから、誘導というのは電光表示とか、そういうのが一番いいわけでございますけれども、これは保養施設の設備を今回、質問しますけれども、本来は日常生活の中で、ほんとに福祉の日野と言われるんであれば、健常者以上にそういう方の配慮がもっとあってよかったのかな、こんな反省もしているところでございます。

実は、この保養施設以外にも私が耳にしているには、ことし４月オープンした、隣にあります防災情報センター、緊急システムがございます。これは市内119カ所にポールが設立されまして、そこから有事の場合にはいろいろ情報が流れます。我々は聞こえますから、耳が、わかるんです。聴覚障害者はどうやって伝達がされるのかな、まず私はそれを感じたんです。笑い話ではないんですけれども、ある聴覚障害者が朝起きて玄関を出たら、二、三軒先のアパートがなくなっていた。火災があったんです。わからなかったんですよ、火事があったのが。こんな、笑うに笑えないような事件が日野市内では発生したという事実もあります。

そこで、改善要望も含めまして、２点について質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず１点目は、これまで障害者に配慮した設備内容、いろいろあると思いますけれども、どんな施策を進めてきたのか、お聞きをしたい。これが１点目。

２点目は、現状の問題点、課題があったら、ぜひお聞かせいただきたい。それと、今回、指摘内容にございます聴覚障害者のそういう有事の場合の誘導方法、さらには、食事時間とかそういうのはわかるでしょうけれども、何か施設の方からの連絡事項について対策を講じられていただけるかどうか、これについても御答弁をいただきたい。

以上２点について、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答え申し上げます。

大成荘の設備につきまして、障害者の立場に立っての二つの御質問をいただきました。

まず、第１番目の、障害者に配慮した設備の内容についてでございますが、大成荘は御承知のとおり、本年２月14日に改築、オープンをいたしまして、８月末までに 8,657 人の市民の方に御利用をいただきました。

そして、施設の内容でございますが、他の公共施設と同じように大成荘につきましても、日野市福祉環境整備要綱、あるいは日野市まちづくり基準に従いまして、障害者の施設使用に支障がないようにというふうな配慮がなされております。

大成荘の建設に当たりまして、ただいま御質問がございました、障害者に対しまして配慮した内容でございますが、それをちょっと申し上げますと、各階の廊下の片側に手すりと、その手すりの上に点字で部屋名がわかるような表示の設置がしてございます。

それから、主要動線にスロープ、及び各階主要動線に点字ブロックの設置がなされております。

それから、１階あるいは２階に身障者用のトイレを各１カ所ずつ設置してございます。

それから１階に身障者用の受付カウンター、及び入り口付近に館内案内表示板面上に点字の表示の設置がございます。

それから一般棟の１階の１室を身障者の専用室といたしまして、ベッドを設置し、並びにトイレの設置もございます。

それから風呂場の浴槽でございますが、洗い場の片側に手すりの設置、あるいはエレベーターの設置、これらの施設がなされているところでございます。

それから二つ目の御質問でございます。現状での問題点と課題についてでございますが、まだ全体で申し上げましたとおり、障害者に配慮をした施設として建設されたわけでございますが、御質問にもございましたとおり、この施設の配慮が身体の不自由な方、あるいは目の不自由な方等への施設の配慮が、まあ十分になされているふうに思いますが、御質問の聴覚障害者への緊急時の対応としての配慮がやや欠けている面が見受けられます。そうしたことで、今後、御質問にもございましたとおり、改善すべき点を早急に調査をいたしまして、建設部とも協議の上に早急に対応をいたしたいというふうに考えております。

それまでの間につきましては、先ほどの御質問にありましたとおり、有事の際の誘導とか、あるいは食事の連絡、そうした面の連絡等につきましては、管理者側で聴覚障害者が泊まっていることを確認をした上で、人的な面でそれまでの間は対応いたしたい、このように考えます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　ありがとうございました。

早急に対処をしたいということでございますから、それはぜひお願いしたいというこ

とですけれども、人的な面でそれまで対処したい、どんな形でもって対処できるのか。例えば、手話を若干できる方が対処していただけるのか、普通の係の方ではちょっと難しいんじゃないかなというふうに思いますので－耳は聞こえませんけれども、口話というのができますから口でもって言えばわかりますんで、口を見ていますから、はっきり見ていれば口話でできますけれども、ぜひ御配慮の方はお願いをしたいというふうに思います。

今まで聴覚障害者、日野市の中には、家族はいらっしゃらないんですけれども、本当にああいう方と接すると、いろんな面で福祉の日野、福祉の日野と言われてきましたけれども、まだまだ掘り下げた福祉にはなっていない。有名な、町田の市長があいうふうに言ったとき、いわゆる「健常者じゃなくて、本当にそういう障害者の立場でもって行政を推進したい。それができなくて何がまちづくりだ」というような有名なお言葉があるんですけれども、今、社会教育部長の方から、保養施設だけについての御答弁をいただきまして、確かに身体障害者の中の、今言われたスロープをつけるとか、点字ブロックをつけるとか、多少そういう、若干、障害を持っている方についてのみ今までは力を入れてきたような感じがしますし、私自身もこういう方とおつき合いをして初めてこういう実態がわかる、また、わかったということで、ぜひ今、現状の問題点、課題がないわけじゃないんでしょうけれども、今回の指摘以外にも今後新しいものをつくるとか、あるいはまちづくりの中でもってこういったものも築いていただいて、耳を傾けていただきたい、こんなふうに思うところでございます。

聴覚障害者の場合に、今でこそ買い物なんかも楽になったんですけれども、今はスーパーがありますから自分で見て、この品物は幾らというのがわかるんですけれども、デパートなんかへ行くと全くわからない。値段がついていない。ですから、わからないから大きなお札を出せば足りるだろうと思って、数百円のものも１万円札を出して、おつりをいっぱいもらって困ったという、そんなお話を聞いておるんですけれども、市内をずっと回ってみて、本当に聴覚障害者が、これだったら何とかなるなというのは、多分、信号ぐらいじゃないかと思うんです。この前も、日野駅でもってホームにいた。乗車しようと思っても、なかなか電車が来ないんです。わからないんです、聴覚障害者は。一般の乗客は館内放送がありますから、例えば今こういうところで事故があったから電車がおくれていますというような情報を受けて、それぞれ対処するわけですけれども、聴覚障害者の場合には全くわからない。ですから駅にも、そういう何か電光表示みたいなものがあれば大変ありがたいなという話も聞いております。

保養施設については、ぜひ、早急に対処するということですから、具体的にこんな対策を立てましたということを、ぜひ機を見て議会の方にも御連絡をいただきたいというふうに思います。そういったことを聞くことによって、障害者も大変喜ばれると思いますので、この点は早急に改善方を要求しておきたいと思います。

最後に、市長にお聞きしたいんですが、今、保養施設のことだけを御指摘をさせていただきました。ただ、冒頭の話の中で、緊急システム、いわゆる防災情報センターのお話をさせていただきまして、立派なものができて、今6時になると日野市歌が流れる。ああ6時だなというのが大体わかってきた。我々はそれでいいんでしょうけれども、聴覚障害者には、あれは聞こえないんです。ですから、ただ何となく立って、ポールがふえてきたなという感じで、あれは何なんだろうというのは、話を聞けばわかるんでしょうけれども、それこそ市内でもって重大災害が発生したときに、どんな形でもってそういう方にお知らせするのか、こういうことも含めて、今後のまちづくり、さらには第3次基本計画の中で、いろんな面でまた進めてもらうわけでございますけれども、今の、今回の質問について、まち全体を預かるトップとしてどんな印象を受けたのか、あるいは、今後こんなふうにしたい、こういうお考えがあったら、お聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私の経験ということになるわけでありますが、国際障害者年という国際的な障害者の人権を高揚する、そういう運動のあったことを記憶しております。そういう国際的な運動が我々を刺激していただいたり、あるいは鼓舞していただく大きな動機になるわけでありますが、我が国内でも国際障害者年を通じて画期的な意識の変換の機会に当たったんではないだろうか、こんなふうに思っております。

そしてまた、ちょっと飛躍するかもしれませんが、ノーマライゼーションという、つまり一般化といいましょうか、特別に扱わない、当たり前にすればおのずから人権が守られる、これこそ一つの理想追求の目標だというふうに言ってよろしいんではないかと思います。

我々の自治体行政におきましても、国の福祉6法の示すところによって、国、自治体ともに挙げて努力をしてきたことは事実でありますが、まだ決して十分ではない、あるいは具体的に足りないことが次々と発見される、これも現実の姿だろうというふうに思っております。今の御指摘もその例でありまして、市民施設としてかなり意を用いてつくったものでも、まだまだ不十分な点がある。欠陥というふうには私は言ってはいけないと

思いますが、不十分な点がある。これはもうたくさんあるんだろうと思っております。

車椅子の生活者が自由に生活のできる、外に出て日常活動のできるまちづくりをしようというのも、大きな目標になるわけでありますけれど、これなどになりましたら全く、ほとんどまだ効果を発揮するということにほど遠いということは、もう我々のつくづく感じるところであります。私もときどき障害者の方から直接教えていただく、あるいは車椅子などは押したり乗ったりした、またその意見を聞きながら行動するということが大変重要だということを学んでおるわけでありますけれど、道路の管理者という関係にも、それぞれ本当にそこまで意が届いていないなというところが多々あるわけでありまして、やっぱり国道は国によって整備してもらわなければなりませんし、都道は都によって整備していただく、そしてまた、我々の直接管理をいたします私道や公園その他、いわゆる障害者の方に、当たり前に使って不自由がなかったというところに到達することは、大変なこれからの努力と、それから課題だというふうに言わざるを得ません。

それぞれの団体がつくられたり協議会がつくられたりしております。その方々と機会を見てお話をし、教えられ、また具体化のポイントも学ぶことが多いわけでありますが、行政を挙げてと言いたいわけですが、そういう当事者の方々の意見を聞く、それから立場を当然考える、そういうことで一歩でも前進を果たしていく、このことが地域社会のいわゆる福祉のまちづくりと言われる到達度に向かっての努力だろう、こんなふうに思っておるわけでありまして、不十分な点を十分、目を大きくして発見することも大切でありますし、また意見を聞くことも重要だと思っておりますので、そのような機会を多くして、いわゆる障害者の方々に、一般の方とそう不自由はない、そう差別がない、こういう程度のまちづくりを進めていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　以上でもって質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって12の２、障害者の立場で保養施設の設備を考えたかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時20分　休憩

午後２時55分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問13の１、公務中に於ける市長の選挙活動（都議選）について問うの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

〔11番議員登壇〕

○11番（内田　勲君）　議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

ことしの４月に行われました市長選では、共産党ただ１党の推薦で戦いました森田市長でありますが、市民の中には、森田市長が初当選した当時の市民派市長のイメージを求め、信じて１票を投じた市民も多かったのではないでしょうか。しかし、残念ながら現在の森田市長にはその面影さえもなく、過去20年間市長を支えてきた善良な市民を裏切り、市民派市長から共産党に肩入れするなど、市長の共産党化が目立ってきています。（「ほかの政党が離れていったんでしょう」と呼ぶ者あり）

地方自治法第147条において、「長は当該普通地方公共団体を統括し、これを代表する」と規定されております。そして、地方自治法第148条、同149条において、市長の具体的権限の明記がされており、長は市民から税の徴収・分担金・使用料・手数料、等々を課することの権限を融資、市民生活のすべてのいたる行政の支出の執行をする権限が与えられております。まさに市長に立候補し、当選したならば日野市の代表であり、日野市の顔となり、市民に対し公平かつ中立な権限の執行をなさなければならない、と地方自治法に規定されておるのでございます。

以上のことは「釈迦に説法」、言うまでもないことでしょうが、法は知っていてもそれを守らなければ全く意味をなさないわけでございます。市長は市民からの血税を預かり、行政を執行する立場であり、決して１党１派に偏ることなく市民に対し公平でなくてはならない、こう思うのであります。そのような立場から、まず２点、質問をいたします。

１点目は、助役にお尋ねをいたします。さきの都議選において市長は、共産党が推薦する候補の応援を積極的に行っておりましたけれども、平日における市長の選挙活動について、どのようにお考えでしょうか。

お願いします。

○議長（黒川重憲君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。前田助役。

○助役（前田雅夫君）　お答えをいたします。

公務員の選挙等についての活動の規定といいますのは、地方公務員法の中で、一般職

と特別職に、まず規定をしております。それで、一般職については地公法の中で身分の保障から始まりまして、いろいろ公務員としての必要な中立性とか、あるいはそういうものが規定がなされているということでございます。したがって、特別職につきましては、地公法上の規定がないということでございます。

しかしながら、公の立場でございますので、公職選挙法の中で特別職の地位の利用としての規制がなされております。これは、条文で申し上げますと、第136条の２でございます。「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」ということで、具体的に規定がなされているわけでございます。これは、特別職につきましては、一般公務員と違いまして、ある意味では政治活動も行うことが、行政遂行上、可能といいますか、より必要ではないかという積極的な意味も含めて一部できるようにし、また、この公職選挙法の中で規制をしているということでございます。

地位利用のことにつきまして、若干、申し上げますと「地位利用に該当すると認められる事例」ということで、これは要するに禁止をされている事項でございますけれども、補助金とか交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払い下げ、契約の締結、その他ずっと書いてございまして、その権限に基づき影響力を利用すること、こういったことについてはやってはいけないということでございます。裏返して言いますと、こういうこと以外については選挙活動が可能だというふうになっております。

そういう中で、法律的にはそういう形になっておりまして、あと一つ大事なことは、特別職でございまして、公の身でございまして、市長で申し上げますと「市の責任者であり、市政の遂行の最高責任者である」ということでございます。要するに、公務の遂行に際しての支障が生じるような選挙運動は、これはやはり法律に仮に触れなくても慎まなければいけないだろうというふうに考えております。

それから、勤務時間ということがちょっと出たような気もいたしますけれども、特別職は一般職と違いまして、勤務時間の規定はございません。ある意味では24時間公務中というような感じになっております。したがって、勤務時間、いわゆる通常、一般職の勤務時間内外問わず、いわゆる法律的な適用がされております。（「毎日頑張っているんだから」と呼ぶ者あり）したがって、これらの選挙運動に対しての批判といいますか、感じでございますけれども、これは住民である選挙民が判断をするべきことだろうというふうに思います。

したがって、私は、もちろんのこと法令に違反しないこと、公務に支障がないこと、こういうことであれば一応許されるのではないかというふうに考えている次第でござい

ます。

○議長（黒川重憲君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　今、助役にお答えをいただきましたけれども、確かに公務員法等にてらし合わせてみますと、直接それが触れるということまではいかないかと思いますけれども、しかし、どうでしょうか、市民が、市長が例えばそういった選挙にかかわった場合の印象としてですよ、森田市長は日ごろから市民の代表である、私心なければ恐いものなしということで、市民とも十分対話をするんだ、このようなことを言っている市長でありますから、たとえ選挙のときの支持者が共産党であっても、市長になった以上は公平にやるだろう、このような思っているわけでございます。その市民から今回の都議選を見たときに、余りにも共産党に偏り、力を入れている市長を見たときに、やはりどこかおかしいんじゃないかな、公平性に欠けるんじゃないか（「そうだ」「何で欠けるの。日本新党、推薦要請なかったじゃないの」と呼ぶ者あり）、こういうふうに市民は受け取るんではないでしょうか。わからない議員もいると思いますが、多くの市民はそのように受け取るのが常識ではないか。また、そのような声もたくさん聞いております。

さらには、共産党の支持者でも何でもない人で、もう20年間も森田市長を一生懸命推している市民からも、幾ら何でもあれではひど過ぎる、こういうような声も聞いているわけでございます。そういう観点から私は聞いているんで、公務員法がどうのこうのということではなくて、そういった市民感情からして、助役としてどのように感じますかという意味でお尋ねしたわけでございますので、もう一度、助役にはそういった法とは一歩離れた、市民感情を踏まえた場合に今回の森田市長の行動が本当に市民に対して問題なかったのか、そのように、どのように考えているのか、その辺について、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　助役。

○助役（前田雅夫君）　　お答えをいたします。

この問題は、先ほどもお話をいたしましたけれども、法律上の問題については、当然、私どもは今申し上げましたとおりでございまして、市民から見た場合どうかということでございますが、これは私が判断をするんでなくて、住民、市民が判断することであろうというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　助役、（「そんな、どなりつけることないわよ」と呼ぶ者あり）

私が聞いているのは、審判は市民がするもんだということですけれども、確かにそうですが、助役としてどうですかと聞いているんですよ。助役に、この件について審判を下してくれと言っているんじゃないんですよ。もう一度、お伺いします。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　私は、市民に対して云々というよりは、私の立場からすれば、市長の行動が法律に違反をしているのか、していないのか、それからあと一つは、公務執行上、支障があるのか、ないのか、そういう観点での判断はできますけれども、今の御質問についてのお答えはできないというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　最初からそういうふうに答えてくれれば、特に聞かなくてもいいんですよ。それはそれで私も理解できますので、助役への質問は以上にしたいと思います。

次に、総務部長にお尋ねいたします。同じく、さきの都議選の最中、6月25日、ある市民より私のところに電話がありました。その内容は「共産党の宣伝カーに森田市長が乗っているけれども、そして選挙活動をしている。問題ではないのか」、こんなような内容の電話がありましたので、土曜、日曜日ならともかく平日でしたので、まさかと思いましたが、念のため秘書課に電話して、市長がおられるかどうか、お尋ねしたところ、何と答えたと思います。「市長は選挙のごあいさつに行っていると思う」ここまではいいんですけれども、どちらにごあいさつに行っているんですか、こういうふうにお尋ねしたところ、「それはわかりません」ということなんです。秘書課が、市長がどこに行っているのか、把握ができないという状況でいいのかどうか、総務部長にまずお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたしたいと思います。

今の御質問でございますけれども、市長の行動、またどこへ行っているかということは、確かに秘書課が、私的でない以上は把握していることは一般でございます。それが、どこへ行っているかわからないということならば、秘書課を統括している私、総務部長の責任であると思います。市長の公務中の行動、どこへ行っているか、どこへ帰するかということは、確かに把握しておかなきゃいけないわけですから、それがわからなかったということは私の責任でありますので、今後とも秘書課の職員につきましては、この辺のことについてはきちんと指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　恐らく秘書課では、市長の出先について、また何をしているか、恐らく知っていたんだと思うんです。ところが、それを言うわけにいかない事情があったんだろうと思うんです。それは先ほど言いましたように、確かに法には触れてないけれども、市民感情からしてまずいという判断があるからこそ隠したんではないか、私はそんなふうに受け取りました。

市長は、勤務時間は特にないといいますけれども、市民の多くの方は、市長は常識であれば朝９時半とか、10時とか、その辺から登庁しまして、大体５時に通常は帰宅されるだろう、それで土曜、日曜はお休みだろう、こういう感覚なわけでございます。しかし、公務の都合上、土曜、日曜であってもいろんな催しがあればそこへ行ってごあいさつをしたり、いろんな公務が入ってくる、こういうことも知っているわけでございますが、おおむね10時前後から夕方５時ごろまでが公務、こういう常識が多くの方にあるんではないかと思うんです。確かに総務部長－助役が言われたように、24時間勤務という考え方もありますけれども、感情的にはそうではないと思うんです。そういう中で、市長が共産党の宣伝カーに乗って、しかも平日にそういうことをしているということは、常識的に、法に触れなけりゃ何をしてもいいという判断の人は別としましてですよ、刑事事件でも、現行犯でなきゃ捕まらないというのがあるんです。現行犯で捕まらなきゃ何でもいいか、そういうことはないと思うんです。ですから、法に触れなければ何でもいいということではなくて、やはり市民の感情というものを考えて行動するのが、公の長ではないか、こんなふうに思うわけでございます。そういう点では、秘書課は十分承知して電話に対応したんじゃないか、こういうふうに思うわけでございます。

それでは、お待ちかね、市長にお尋ねいたします。

１点目は、差し支えない範囲で結構でございますが、市長、あなたは共産党推薦候補のポスターに写真を載せ、しかもどちらが候補かわからないほどのアングルで取られた写真でしたけれども、そして先ほどの話のように、選挙カーに乗って応援演説まで行っているわけですが、なぜ、そこまでやるのでしょうか。まさかと思いますが、共産党に入党などはしていないんでしょうね。その点について、お尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問にお答えをいたします。

私が日野市政に参画させていただきましたのは、1973年、昭和48年であります。その

前に議員という公職を２期、７年間、務めさせていただきました。もともと政治家を目指したということではございませんでしたので、特定の政党に所属するということは、今日まで行っておりません。そして、最初の選挙は、いわゆる当時の社会党、公明党、民社党、共産党、５党の関係から御推薦をいただいて、革新所属という立場で立候補をし、市民の御支持をいただいたということであります。終始一貫、毎期の最初の議会にごあいさつをしてまいりましたが、私の掲げました政策は「憲法を市政に生かそう、そして市民の命と暮らしを守る」、もう一つの大きい政策スローガンは「緑と清流を取り戻して、自然豊かな環境のいいまちをつくろう」、こういう二本立てでありまして、全く日本人すべての方から、あるいは市民すべての方からごらんになって、全く不思議のない当たり前の政策だったというところが支持されたに違いない、こんなふうに思っております。

私自身の思想信条が移動したことは、これまた全くございません。初心一貫、未熟ではありますけれど、そういった大きなスローガンのもとで、支えていただく与党や市民の方々に勇気づけられて、一定の地方自治の建設の役割を果たしたということであったと思っております。

その後、選挙の都度、確かに支持政党の姿は一つ一つ変化がございましたが、今日、先般の市長選挙では、政党としては共産党１党の支持、そういう形ではございましたけれど、長い期間の市民の皆さんの御信頼によりまして、私が一応の行ってまいりました自治体行政についての御理解がいただくことができて、先ほどの御質問では、信任を得たということではなかったかもしれませんけれど、そこまでは言えないかもしれませんけれど、当選をさせていただき、重ねてその任を続けさせていただいておるという状況であります。

したがいまして、市民の立場からどういうふうに評価していただくかということは、私の最も関心を持って謙虚に務めなければならないことは、言うまでもございません。したがいまして、今御指摘の、異常であったという、もし御指摘があるなら、謙虚に反省をし今後の対応にも心がけを新たにしなければならない、このような気持ちは抱いたところであります。しかし、私自身には直接、市民からの非難の言葉は全くいただいておりませんので、おおむね御了解がいただけてあるというふうに解してよろしいんではないかと思っております。

我々の同僚が市長と言う立場で、あるいは議員という立場でもありますが、例えば東京都知事選挙の場合に、与党という立場の方々が積極的に選挙活動をされるのはもちろ

んでありますが、私どもの市長選にも都知事がわざわざおいでになって、野党、私から見れば野党の立場に立って選挙活動もあるわけでありますけれど、幸いに日野市民はそういうことには動揺しないというのが、いわゆる自治の能力ではないだろうかというふうに思っております。

したがいまして、政党という範疇で、選挙戦でありますから熾烈に戦われるのはもちろんでありますが、支持する政党、支持しない関係、いわゆるこれは政策と信頼関係にありますから、積極的に努力をするということに何ら異常なことではないというふうに、私自身はお答えできるかと思っております。

なにか、公務をなおざりにしてということがあれば、これは大変恐縮なことでありますが、たしか、10日間の選挙期間中に、お昼の時間に１日、それから午後の時間に、最終日の多分二日間ほど候補者の車に乗って、直接市民にお訴えをしたということは確かであります。しかし、そのためになにか公務をなおざりにしたとか、市民に大きく不信を買ったとかいうことでは全くなかった、このように思っておりますので、そのように御理解をお願いしたいと思います。

選挙は、まさに当選をかけての熾烈な戦いでありますから、いろんな形で取り組まれるわけでありますけれど、私は私なりに、日野市政の今後の発展を期して行動をしたということであります。

また、憲法の精神にてらしましても、思想信条の自由は私自身にもございますし、また、特別職という立場でも、選挙行動の自由ということは保障されているといってよろしいかと思っております。十分、市民の立場に立って、みずからを律しなければならないということは言うまでもございませんので、今後、十分心を使いながら全体の奉仕者としてお務めをするということで、お答えにさせていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長、先ほど市長は、私はそのような意見を聞いていないということでしたけれども、今、市長と市民との間に、そういったざっくばらんに意見を申し上げられるという人は少ないんですよ。きょう２問目に取り上げております問題で、また明らかにしますけれども、非常に、市長には市民が直接そういうことを言うということは、ほとんどもう不可能になっているんです。

しかも、庁舎の中でも、部長さんすら市長には物を言えない状況があるわけです。これは私だけでなくほかの議員さんからも再三、指摘をされているわけです。そういう状況の中で、そういう意見がなかったからということで判断するのは、私は非常に危険で

はないか、こう思うわけでございます。

２点目の質問として、今後もこういった選挙があった場合に、共産党などに偏った応援を続けていくつもりなのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国民のために努力をされる各政党が、どの党が偏っているとか、どの党が正当だというようなことは、これは私はないと思っております。それぞれの政策、そしてまた思想信条の自由によって価値判断をし、投票行為をされるというのが建前でありまして、共産党だから偏っている、自民党だからまともだ、というようなことは全くないということは当然の理でありまして、今後も私を支持していただく方々のために、つまり日野市の市政を発展させ、市民生活をより前進させるために御支持をいただく関係には大いに御支援をさせていただく、協力をお願いをする、という関係を保っていきたいと思っております。

なお、支持されない方にも、それをでは敵視するかなんていうことは全くあり得ないわけでありまして、全体の奉仕者たるゆえんはそこにあるというふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今回の都議選からは、日野市の場合には都議が２名誕生したわけでございますが、こういう状況の中で、２人の都議が誕生するという中で、今回のような市長の応援の仕方をすれば、今後、そういった都議を通じて日野市の発展のために、都議会あるいは東京都に働きかけようとするときに、２人の力が使いにくいんじゃないでしょうか。

共産党の都議にお願いするだけで、事がすべて済めばいいんですけれども、せっかく２人いるわけですから、２人の都議さんにお願いをして、日野市の発展に結びつけるというのが得策じゃないんでしょうかね。その場合に、今回の市長のとった行動は若干マイナスになるんじゃないでしょうか。その点について、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　選挙の政治活動あるいは投票行為は、思想信条によって、まず価値観がおのずからあるわけでありまして、その思想信条によって行動するということは当然といってよろしいんだろうと思っております。

それから、日野市は都議の場合は２人区の制度に今回から変わりました。私は、もし支持関係の政党から２名が出られるならば、対等、平等に支援をするということは当然

だと思っております。したがいまして、今回はそういう位置にあり得なかったということを残念に思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長の今回の、この選挙活動についての考え方、また、これからの選挙に向けての市長の考え方もよくわかりましたので、この質問については、また次の質問にも若干、関係がありますので、終わらせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の１、公務中に於ける市長の選挙活動（都議選）について問うの質問を終わります。

一般質問13の２、市民からの要望に対し、脅迫まがいの方法で裏取引を迫る、市長の進め方について問うの通告質問者、内田勲君の質問を許します。

○11番（内田　勲君）　黒川子供会では、昨年まで多摩平処理場の広場を下水道課にお借りをして夏祭りを実施してきております。ことしも従来どおり夏祭りを計画し、子供会の永原会長が下水道課に「ことしも広場をお借りしたい」という趣旨を伝えに来たところ、見事断られてしまいました。理由は、多摩平処理場は既に操業を停止し職員がいないからとのことでした。

そこで、子供会の永原会長は、さきの市長選挙中に黒川地区で開かれました森田市長の懇談会の席上で、市長が「ことしも夏祭りには処理場跡地を使ってください」、このような内容のお話もあったということを職員に伝えたところ、非常にいいアドバイスを受けたそうでございます。下水道課では「それでは市長に直接言ったら」、こういうアドバイスを受けたわけでございます。そこまで言われてしまえば、もう市長にお願いするしかないだろうということで、子供会の永原会長は秘書課に「ぜひ市長にお会いしたい。直接この件についてお願いしたい。つきましては、二、三人でお伺いしたい」ということを申し入れました。そして７月９日、午後４時に市長室に訪ねることを約束したわけでございます。永原会長の方から、私にも一緒に行っていただきたいというお話が来ましたので、私と永原会長と２人で、４時に市長室を訪ねたわけでございます。

ところが、驚くことに秘書課長が出てまいりまして「申しわけありません。市長は内田議員が一緒ではお会いできないと言っております。ですからお引き取り願いたい」、こういう話でございました。こんなばかなことがあっていいんでしょうか。私もまだ議員になって日が浅いものですから、秘書課長にお聞きしたわけでございます。いつも市民と議員が一緒に来たときは、こうして断っているのか、一緒に議員が出ることは不自

然なのか、お尋ねしたところ「そういうケースは余りないんですね」と、こういう言い方をしたんです。余りないということはあるんですねと言ったら、ありますと。では、おかしいじゃないか、何で今回、会わせないんだ、こういうふうに言いましたところ、秘書課長「ではもう一度市長のところへ行ってきます」と、市長のところへ行きました。帰ってきて、また同じことを言うんです。では、なぜ会わないのか理由をちゃんと説明しろ、こういうふうに言いましたら、幾つか言いました。とにかく議員が一緒では話はできない。議員と公の場でお話をしたい。したがって、きょうやっているわけですが、三つ目として、地域の問題は地域の人と話をすれば済むことである、議員が何も一緒に来ることはないんだ、こういう内容だそうです。

以上のことを繰り返すだけですから、らちが明かなかったわけです。その間に都市整備部長が部屋に入ってきまして「役不足ですが私がお話をお伺いします」こういうことで見えました。特に、都市整備部長ですから、役不足ということはございません。しかし、以前に、もう都市整備部と話をして断られているわけですから、わざわざ市長室へ来て都市整備部長と話をする必要はないわけでございます。したがって、私の方で「都市整備部長にお願いするつもりはありません」ということを言って、これ以上、市長にお願いしてもむだなようですから、私が席を外しますから、とにかく永原会長には市長に会っていただきたいということで、市長と会うことをお願いしたわけでございます。

しばらくして話が終わりまして、会長さんが出てきましたので、いろいろお話を聞きました。その間にも、先ほど言ったように議員とは別な場所でという話もありましたので、それではこの子供会の会長さんと市長がお話しした後、私は市長と直接お話ししたいから庶務課長に市長に伝えてほしいと言いましたら、「いや、きょうはその後4時半から大事なお客さんと会うんです」こういう話だったんです。大事なお客さんて、どなたですかと聞いたら、いや、それは言えませんと、なぜか隠すんです。そうならば、では教えられないんですねと言ったら、「いえ、ちょっと……」と言うから、では私はこれから市長室の前で立っていますから、4時半になればどんなお客さんが来るかわかるんですよ、隠したって意味ないですよと言ったら、共産党のある議員さんが4時半に来るんだということでした。名前はあえて言いませんけれども、共産党の議員さんは大事なお客さんなんですね。それが一つわかりました。

それで、その後、会長さんが話を終わって出てきましたので、いろいろ聞きました。「どうでした」と聞いたら「参った、参った」。それはそうでしょう。1人の市民に対して、何人お会いしたと思いますか。市長のほかに部長が2人、都市整備部長、生活文

化部長、課長が、下水道課長、生活課長、企画課長、管財課長、計７人ですよ。最近の暴力団だって、１人脅かすのに７人も人手は使いませんよ。（「暴力団と一緒にしないで」「何だよ、その態度は。おかしいよ」と呼ぶ者あり）全くおかしな話じゃないですか。しかも、後で聞きましたら、さらに総務部長と企画財政部長にも声をかけた。しかし２人は出張していなかったそうです。それも後でわかりました。全くおかしな話だと思うんです。

そこで、まずお伺いしますが、先ほども秘書課のことについて総務部長にお伺いしました。このように市長に面会人が来たときに、職員はどなたまで同席したらいいか、秘書課が連絡をしているそうです。そういう範囲はどなたが決めているんでしょうか。今回、総務部長は出張していたということですので、多分、部長の支持はないと思いますが、その点、いかがなものでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　一般に市長のところへお客さんが来て、また市長が関係職員を必要だと要請するときは、大体、秘書課から担当部課長のところへ連絡があって、同席して、市民なら市民の方から市長と一緒にお話を聞くというのが普通、通例でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、話はまたもとに戻しまして、まず、都市整備部長にお伺いします。

今回、黒川の永原会長がお祭りのために広場を貸していただきたいと来たときに、断ったわけでございますが、なぜ断ったのか。そして、なぜかその後、また貸していただいております。そこにはどのような変化があったのか、お伺いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

先ほど議員さんの方からもお話がございましたとおり、多摩平の処理場でございますけれども、秋川処理区の供用開始に伴いまして、ことしの２月３日に八王子処理場の方へ切りかえが行われて、現在はその多摩平処理場は機能的には全く廃止された状態になったわけです。そこで、施設につきまして、当面、跡地利用が決まるまで現状のまま残すということになりましたので、その施設関係の清掃、それから外柵等を一部修理をいたしまして、現在に至っておるわけです。

その後の処理場の管理でございますけれども、これはシルバー人材センターの方へお願いをいたしまして、１日１回、巡回をしていただいている。また、この施設の中はもう廃止しておりますので、水道はもちろんでございます、電気、そういう施設は全く使えない状態になっております。夜には真っ暗になってしまう施設でございます。しかも、無人であるということで、私の担当部といたしましては、一般に公開することは好ましくないというふうな判断をいたしたものでございます。

しかし、その後、先ほど来、お話がございました９日の日ですか、市長と子供会の会長さんとお会いして、いろいろお話し合いをされたわけでございます。その後、再度、協議を内部でいたしまして、一定の区域を決めまして、そうしてその状況を子供会が責任を持って管理をする、こういう強い条件をつけまして許可の方向になった、これが経過でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　最初に、子供会の会長さんがお願いに来たとき、なぜそのような対応ができなかったんですか。その間に何かあったから変わったんだと思うんですが。私も当然、都市整備部長には「なぜ貸さないんだ」ということを言いましたけれども、もっともっと市民が来たときに、そのように、どうしたら使えるかという方向で考えていただきたいんですよ。危険なことはわかりますよ。人がいないから、職員がいないから危険だったら、職員を休出させてもいいじゃないですか。それで子供会の多くの市民の方が喜んでいただけるんであれば、職員の１人や２人を休出させたって決してむだではないでしょう。ましてや今回のように使う範囲を決めて貸せるんであれば、全く問題なく最初から貸せるわけですよ。その判断を都市整備部長はしないで、市長の方にげたを預けてしまう。だから事が大きくなるんですね。その辺はどうしてるんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　先ほども申し上げましたけれども、非常に危険な施設でございます。子供さんたちが来ますと、なかなか現実問題としては、市の方でそれを職員が出て対応するといっても、現実はなかなか難しいわけでございます。そういうことで、前段では、私の方は事務的に考えまして、一般に公開することは好ましくない、こういう判断をいたしたということでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そのときの話に、部長はそこにはいなかったんでしょうけれども、先ほど言いましたように、市長が市長選のときに座談会の席上で今後も使ってもい

いという話をしているんですよ、という趣旨のことを伝えているわけです。そうしましたら、多少、今、部長が言われたようなことがあっても「市長がもしそう言うんであればもう一度検討します」とか、そういうようなことができたんじゃないでしょうかね。

とにかく最初から断るんじゃなくて、問題はありますよ、確かに。どのようにしたらその問題が解決できるか、まず考えていただいて、さらに市長がいいと言っているんであれば、これは何とか貸さなきゃいけないということで、もう少し知恵を出し合って地域に開放する、そういう姿勢が必要だったんじゃないでしょうか。それは意見として申し上げておきます。

では、次に市長にお伺いします。

まず、なぜ、このお話の中で、たかだか処理場の広場を貸してください、この話に対して、なぜ議員が一緒にいちゃいけないのかどうか。しかも、このように市長のほかに６人もの部課長さんが一緒に出席しなければいけなかったのか。その点について、まずお伺いします。そのほかのことは結構です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今、部長からもお答えをしておりますが、いわゆる多摩平下水道の跡地の問題については、いろいろと新しい発想のことが課題になっております。そして、今お話しの、たまたま従来の慣習によって、一番身近な東豊田地域の子供会の方が夏休みの行事にお使いになりたい、その気持ちの存在することは、よくわかるわけであります。

ただ、一方に、昨年度までと事情の違いますのは、いわゆる機能としては廃止いたしました。管理としては、施設があるものですから、いわゆる監視の管理をする程度、しかも１日に１回、外に依頼をした程度の、巡回を依頼した程度の監視の状況である。したがいまして、かつての、夜まで職員が、夜通し職員がいた当時の管理状況とは全く違うわけであります。

それから、我々の行政側といたしまして、本来ならば普通財産の管理に戻すかどうかということを判断する必要があるわけでありますけれど、施設そのものがそのまま残っておりますので、従来の管理の姿とは（「市長おかしいよ。市民不在じゃないの」と呼ぶ者あり）組織的な担当はあるけれど従来管理とは違うということであります。

それから、お使いになりたいというお気持ちでおいでになる場合には、何とか方法を講じて使っていただく工夫をしようということは考えておりました。そして、地元代表の永原さんがおいでになられるということで、その際にいろいろ管理上のお話もしたい

ものだということで、多少の用意をいたしておりました。役員の方が３名おいでになる、こういう前触れだったというふうに承知しておりますので、同じ課題を、地元の見方と、それから行政側の管理の仕方について、共通意見をなるべく一致させておこうということを考えまして、関係者の出席を求めたということがあるわけであります。

おいでになったのは永原さんがお１人で、地元としては永原さんがお１人だということでありましたので、内田議員があらかじめ随行でもいいし、あるいは主役でもいいわけですが、おいでになるということを承知しておれば、それなりの対応の仕方もまた変わったかもしれませんが、そのあたりに（「おかしいよ、それは。市長」と呼ぶ者あり）いやいや、１人の議員さんが地域問題で、役員でもない方と一緒に参加されるということは、私は議員の皆さんに対しては少々はばかるわけであります。最終的には地元の御要望に添うという気持ちでありますが、議員さんは別の立場でひとつ見ておいていただきたい。そこで、その場を外していただくことをお願いした、こういう経過でありまして、そのことで多少の不快をおかけしたということは反省をしなきゃならないというふうに思っております。

したがいまして、全く、何か指摘をされるような特別な構えでお迎えをしたというようなことではありませんことを、はっきりとお答えとしてお伝えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　わかりました。市長の言っていることはわかりましたけれども、なぜ市長に会うのに、その前に私の名前が出ていないと会えないんでしょうかね。そんなに準備をしないと会えないんですか。

それでは、具体的に中身に入りたいと思うんですが、今のお話の中ではよくわからなかったんですが、なぜ今回のこの話の中で、６人も、部長２人、課長４人、こんなに同席する必要があったんですか。少なくとも市長と都市整備部長、まあ下水道普及課長、３人もいれば十分だと思うし、ましてや地域の永原さん１人ですからね。できれば２人ぐらいとか、ぐらいが常識じゃないでしょうか。なぜそのように生活課、企画課、管財課、ここまで入るのか、もう一度説明してください。お答え願います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私は子供会の会長さんというのは、地元自治会のまた役員でもいらっしゃる。役員だという申し出だったというふうに聞いております。そして、たまたま下水道処理場跡の、いわゆる行政側の管理というものをまだ明確に方向づけてお

りませんので、関係の部長、課長を集めて、考え方を統一をするということでございました。そして、そのことを非常に大切に扱ったというふうに御理解をいただきたいわけでありまして、タイトルに言われているような脅迫めいた格好でどうこうしようなんていうことは必要もありませんし、全くそういう考え方はないというふうに、御指摘を新たにしておいていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　先ほどまで、私の１問目のときには相当、共産党の市議団の方から不規則発言がありましたけれども、この件名になってから全く声が出なくなりましたけれどね。（「そんなことでやじなんか飛ばさないわよ」と呼ぶ者あり）そうでしょうね。この問題じゃ、やじの飛ばしようもないんでしょう。

それで市長、お伺いしますけれども、この話し合いの中で、非常に黒川の子供会の永原会長さんというのは地域で非常に活躍をしている方で、育成会の会長などもして子供たちの指導には本当に熱心な方なんです。ですから最初、断られたときには、なぜ子供たちが楽しみにしているお祭りをできないような形にしちゃうのかということを、非常に残念に思っていたんですけれども、市長にお会いしてお願いすれば何とかなるかということで来たんですが、来たところ、先ほど言ったように私がまず外される。席へ着いてみたら大勢部課長さんがそろっているという状況の中で話をしなきゃいけない。それでも永原会長は頑張りまして、Ｂ４の資料を持っていきまして、用意したそのＢ４の資料にちゃんとお祭りの内容が書いてあるわけです。その資料を配って説明しようとしたら、市長、何と言ったんですか。「資料なんか要らない」。説明ぐらいさせてくださいと言ったら「説明は要らない」、こういう話ですよね。それで、市長は何を言ったかといいますと、私はいたわけでないですから、事細かなことは全部伝えられませんが、趣旨としては、後ほど私はそこに出席した部課長さんに確認しておりますので、間違いないと思うんですが、要するに、この多摩平処理場跡地には市長が斎場をつくりたいという考えを以前から出しておりまして、選挙のときに白紙に戻した、こういうことを地域に言っているわけです。したがいまして、白紙に戻したんだから、あそこに、処理場跡地についている処理場建設反対の看板をおろしてくれ、おろせば貸しますよ、こういう趣旨の内容を話したんでしょう。そういうような話を市長がして、しかし、内容がそこまではっきり言わないもんですから、では看板を外せということですかと言ったら、ウンと首を縦に振ったということなんですね。

なるほどと思ったんですよ。私がいたんじゃ、そんなこと話はできないですからね。

しかも大勢部課長さんを用意して、何とかその斎場建設反対の話に持ち込めば、市長としてはこの広場を貸した意味が出てくるわけです。したがって、その処理場跡地に関係した部課長さんがそろぞろと出てきた。その話で、なぜ大勢出て、私を外したかということがわかったんです。したがって、これは脅迫まがいの方法で、しかも裏取り引きを迫る、こう言われてもしようがないんじゃないですか。市長、どうでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全く志と、受け取られる方の違うのに驚いております。

私は、そういう作為を持ってどうこうしたということはないわけでありまして、極めて市民の方との信頼関係で将来の方向づけを淡々と求めていきたい、すべてこういう観点に立って行政を進めておるつもりであります。今の御指摘は、まさに私の行い方に配慮に欠けたところがあるかもしれませんけれど、指摘をしてきたような意図をもって、なにか脅迫めいたとか、あるいは取り引きめいたとかいうようなことは全くないということは、はっきりと申し上げておきたいと思います。

そして、いわゆる多摩平処理場の跡地、将来の利用につきまして、日野市民から広く求められておる斎場がつくれないものだろうかという構想を持ったことは、確かにあります。そして、多少そのような検討もしてみましたが、現状においては１種住居専用地域という用途の指定にある。したがいまして、今すぐどうこうできる位置ではない、こういうこともよくわかっておりますので、白紙に戻して十分広い範囲から、また地元の意見も徴して将来の見通しをつけていきたい、こういう考えに立っておるわけでありますから、白紙になっている状況に対して、地元でなにか市の中にもめごとのあるような、そういう標識はない方が望ましいということは、私の考えであることは言うまでもありません。

したがいまして、永原さんにそのことを相談しましたら、自分は自治会には話してみる、しかし自治会の役員ではないので、その話は結論は成就してないということを後日、伺っております。したがいまして、では別の機会に、いわゆる地元の実行委員会という名前で看板が出してありますから、その実行委員会の方と、実行委員会を組織しておられる自治会との話題にしようというふうに考えを新たにしておる、こういうことでありまして、永原さんが地元の立派な、いろんないい活動をしていただいているからこそ信頼を申し上げ、また自治会にもその話の通じる役割をしていただけるだろうと考えた、こういうことでありまして、失礼なことは全く私の意図にないということだけは、はっきり申し上げておきます。（「なぜ資料を見てあげないの」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　それでは、市長はそんなつもりはなかったということですが、とかくある話で、強者と弱者がいた場合に、強者はなかなか弱者の気持ちがわからないということがあるんです。ですから市長は決して、大勢で脅かすつもりはなかったでしょうけれども、やはりそういうふうに見えるし、また１人の人はそういうふうに受けるわけです。今後ぜひこの点については改めていただきたいと思うわけですが、またこれからも、この広場をお借りすることがあると思うんです。そのときに、また私は一緒に来ます。そのときにどんなメンバーが出ますか。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　私の拙劣なところもあって大きく誤解を与えたということについては、反省をいたします。したがいまして、これからの機会にあらかじめ予報をいただいておいでになる場合には、もちろんそのつもりでお受けをするということは、言うまでもありません。

○議長（黒川重憲君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　それでは、話の中に、斎場の話が市長の方から出てきましたので、その点について、ちょっと確認をさせていただきます。

斎場建設に対しましては白紙に戻したということでございますが、白紙に戻したということは、また何年かして検討した結果、そこへつくるということもある得るわけですね。

さらに、今、話に出ましたように、まず用途地域の変更をしないと、あそこには斎場もできないわけです。したがいまして、まず地域には「白紙に戻しましたよ」という言い方をしておきまして、用途地域の変更をして、その後にいろいろ検討したらやはりここが最適地だということで、斎場建設ということがまた出てくる可能性もあるわけですね。それはないんでしょうか。お伺いします。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　現在の処理場跡地の活用方法、いろいろと白紙に戻して、全体の考慮の中から地域とも十分また相談をしながら方向づけをしていく、というふうにお答えをしておるのが現状であります。

したがいまして、将来、ないとか、あるとかいうことは白紙だというふうに、まず受け取っていただいて、将来の課題にさせていただく。地元でまた反対という意図が今は表明されておりますが、よく了解をした中で、そういう看板も取り下げておいていただ

くということが、行政の立場としての順序であろう、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　やはり白紙というだけで、そこに建てることそのものを断念したということには直接ならないような今の答弁でした。しかも看板を外してくれということですが、地域の方のお話ですと、看板は近々、市長の希望どおり外すんではなくて、さらに大きい看板をつけるそうです。市長が「あそこに斎場建設はいたしません。ほかに建てます」と言わない限り、恐らくその看板はおりないと思います。

昨日、福島議員の方からも非常にいい提案がございました。多摩平の建て替えの中で、そういうことも考えられないかという御意見もありました。ぜひそのようなことを検討していただきたいと、この件についてはお願いを申し上げたいと思います。

いろいろ申し上げてきましたけれども、市長の気持ちとは裏腹に、市民の受け取る内容、受け取り方、あるいは私も含めての受け取り方は大きく違っていたわけでございます。このようなことは、人と人との話し合いの中で、あるいはつき合いの中ではよくあることでございますので、特に日野市16万人の長として、今後、市民とお会いする際には十分な配慮をお願いしたい、こういうふうに思うわけでございます。

最後に、質問するつもりではなかったんですが、企画財政部長に、突然ですが、お尋ねをいたします。

企画財政部長は、斎場建設に向けてのＰＴの責任者でもございました。７月の下旬に答申を市長の方に出しております。その内容は、あの処理場跡地を三つのゾーンに分けて、斎場と、子供広場と、それから公民館ふうな建物ということで、三つのゾーンを提案しております。それが市長に答申されましたけれども、市長の方からは現在、白紙だ、こういう話が市長選で突然出てき、さらにおとどい、そういう話が出てきたわけでございます。その辺のいきさつは、どの程度知っていたんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの御質問の、下水道処理場跡地の三つのゾーンの関係でございます。これにつきましては、今、議員さんから言われたとおり、一定の方向づけをして答申をしたわけでございます。しかし、その間の経過につきましても、いろいろ地元あるいは議員さんからの御意見等も十分承知しております。毎週、月曜日の中でのミーティングをやっているわけですが、市長から、その中で早目にこれを白紙にしたということは聞いております。よって、今の現状におきましては、全くその中身につきましては、白紙の状態で私は認識しております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　斎場の問題について、ＰＴの委員長でありました企画財政部長も白紙ということを聞いているということですが、企画財政部長、本当に聞いていたんですか。いつごろ聞いたんですか。おととい聞いたんじゃないですか。違いますか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　今、再度、いつごろかというふうに御質問でございます。おとといは、議場の中ではっきり伺いました。しかし、毎週月曜日の中、いつかと言われると、なかなかいつの日だというふうに申し上げる日にちがちょっと浮かびませんが、７月の初めにはそういうミーティングの中で、ミーティングのメンバーも多少承知している。私だけでなくして、一緒にその中で聞いております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　これは余り追求してもしようがないんですが、とにかくこの斎場問題は、本当に部課長さんが知らない中で、突如、市長の考えで斎場をつくるという話が出てきて、スタートしている話でございますので、その間にＰＴが答申をし、その結論についての市長のコメントのない中で、また白紙に戻すという考えが市長からいきなり出てきている、という経過でございます。いかに庁舎の中で検討がされていないかというのが、よくおわかりかと思います。

本来でしたら、斎場をつくる話も、やめる話も、白紙に戻す話も、少なくとも部長さんを含めた庁内の会議で検討して結論を出していただきたい、こう思うわけでございます。（「本当にそうだよ」と呼ぶ者あり）ぜひ、この斎場建設に対しましては、十分、庁舎で検討をして、この地域の人たちの請願の趣旨に沿った形で、ぜひ進めていただきたい。この地域の請願の要旨は、長年、多摩平処理場のいろんなにおい、その他の迷惑施設だったわけでございますが、それから開放された地域でございます。二度と迷惑施設をつくらずに、ぜひ子供広場、あるいは公民館、こういったようなものをつくっていただきたい。地域の方がいろんな多目的に使えるような施設をつくっていただきたい、こう思うわけでございます。ぜひ、その方向で、この問題については検討をしていただきたい。

それから、先ほど言いましたけれども、市民からの要望に対しては、できるだけ市民の側に立って優しく対応をし、十分に話を聞いていただきたい。用意した資料を受け取らず、話も聞かずに、一方的に条件を突きつける、このようなことは絶対ないようにし

ていただきたい。

それを申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって13の２、市民からの要望に対し、脅迫まがいの方法で裏取引を迫る、市長の進め方について問うの質問を終わります。

一般質問14の１、自然災害発生時、市民の生命を守る防災対策の現状を問うの通告質問者、福島盛之助君の質問を許します。

〔25番議員登壇〕

○25番（福島盛之助君）　それでは、自然災害から市民の尊い生命を守る日野市の防災対策の現状を問うと題しまして、質問させていただきます。

この夏は、低温と日照不足、梅雨明け宣言もないままに秋の台風シーズンを迎えて、既に６個の台風も上陸、各地に大きな被害を与えております。特に九州、鹿児島においては、二度にわたる集中豪雨に見舞われ、土石流による尊い多くの人命と家屋の流出、悲惨なまでの実情を私たちはテレビ、新聞の報道等で知るところであります。また、地震災害にいたしましても、１月の釧路沖地震、７月の北海道南西沖地震の発生により、津波、火災による奥尻島でも多くの生命、財産が失われております。

幸い、我がこの日野市におきましては、大きな被害もなく、市民生活に支障はございませんが、いつ、いかなるとき発生するかわからないのが、この災害であります。これを未然に防ぎ、被害を最少限度にとどめるが行政をつかさどる者の責務であろうかと思いますので、以下、数点に分けてお尋ねをいたしたいと思います。

まず、第１点目でありますが、この日野市は多摩川、浅川という２本の１級河川が流れております。そして、その河川に面した低地の部分と、日野台地を代表する高台の部分、それを囲むがけ線、南部の丘陵地帯、それに隣接する住宅地に大別されるわけでありますので、全くの安全地帯とは言いがたく、危険と隣り合わせているといっても過言ではないと思います。風害、水害、地震等が発生した場合の、この日野市の被害をどの程度に想定をしているのか。この場合、風速は何メートル、雨量は何ミリ、地震においてはマグニチュード幾つというような基準を定めて、被害の想定が計算されているものと思いますが、この日野市の地形から見て、危険地域は、また重点箇所はどこなのか、とお尋ねをいたしたいと思います。また、被害を想定して、どのような対策をお考えになっているかというのが、第１点目でございます。

次に、第２点目でございますが、９月１日の広報ひのの市長のあいさつの中に「災害

時の備え、同時放送無線整備進む」と掲載をされておりました。先ほども奥住議員の方からお話がございましたように、夕方6時になりますと、市長好みのメロディーで市歌「緑のまち」が流れてまいりますので、緊急時にはこのスピーカーを通して情報が伝達をされるんだなと思うわけでありますが、現時点の、この防災情報センターの機能はどのぐらい発揮されるのか。

また、現在、設置されておりますポールは42本だそうでございます。そして、今後77本が追加をされまして、計119本が設置されるわけでありますが、緊急時にはともかくといたしまして、今流れておりますメロディー、緑のまち、心地よく聞く人と、うるさいなと感じる人、それぞれでありますが、その辺の操作は今後どうするおつもりなのか。

また、聞くところによりますと、東京都庁舎内にあります防災情報センターにいたしましても、情報収集が後手に回りまして的確な判断ができず、台風11号のときなど都内水浸しになり、交通機関など相当混乱したようであります。設置されておりますハイテク機器、十分、操作できる職員体制と、日夜にわたり機能を発揮する訓練など、行き届いているのかどうか、お聞きをいたしたいと思います。

次に、3点目でございます。消防団は、消火・水防の任務はもとより地域に密着し、信頼を得てふるさとづくりの一翼を担い、地域の自主防災活動の要として、地域住民に安全と安らぎを与える大変重要な使命を帯びているわけであります。この日野市の消防体制、私たちは年頭の出初め式などで拝見いたすわけでありますが、8分団24部、1部20名で編成をされ、器具、機材等整備をされ、一たん有事に備えそれぞれ訓練を重ね、消防団員たる自覚を持って市民の生活安全のためにお働きいただいているわけでありますが、以前と異なりまして、最近は団員のお勤めの関係等、通勤の遠距離化によりまして、団員の確保が十分でないというお話も耳にしますが、実態はどうなのか。

また、意欲を持って入団できる魅力ある消防団育成のための処遇の改善等をお考えになっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

また、消防器具でありますが、訓練など熱心にやりますと、相当に摩耗が激しく、耐用年数などを考えた場合の現在の機材で十分機能を発揮することができるのか。

また、消防器具置き場でありますが、区画整理、道路拡幅のための移転、また借地などの場合、地主から相続が発生したので何とかしてくれというような相談はあるのか。借地などの場合、今後これをどう処理なさるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、4点目であります。災害発生時の救援体制と協力団体との関係でありますが、台風の場合、想定されます被害といえば、まず、堤防の決壊による家屋の流失、溢水に

よる床上、床下浸水、道路決壊による交通遮断、土石流の発生、また地震の場合には、家屋の倒壊、火災の発生等々、予想されるわけでありますが、救援対策は当然、人命の救助、負傷者の手当て、決壊箇所の復旧を第一に考え、２次対策といたしましては飲料水、食料の確保、これは当面、備蓄食料で賄うにいたしましても、長期にわたる場合の食料の供給、住まいの問題、電気、水道、電信、電話等々あります。

また、生活環境整備もそれぞれの分野において、各種業者との協力関係に期待をするところでありますが、これらの問題、関係機関との連絡の方はどうなっているのか、お聞かせをいただきたいと思います。

続きまして、第５点目でありますが、これは予定をされておりました総合防災訓練中止の理由であります。

去る29日、日曜日に予定をされておりました総合防災訓練は、前々日の27日に11号台風の襲来により大雨に見舞われ、会場の浅川グラウンドが状態が悪く、使用不能ということで、28日の12時、中止と決定したようでありますが、もう少し会場の状態を見通す必要があったのではないか。よく、台風一過という言葉もございます。南風が吹き込み、晴天になるのが常であります。一工夫すれば実施できたのではないか。訓練に参加する各種団体は、４月の年度初めから計画を立て、この日に備えていたものと思われます。また、先ほど申し上げましたように、本年度は特に天候不順でありまして、地震、台風と数多く発生し、人命も多く失われておるときでもございますので、万難を排してこの訓練を実施すべきであったろうと思います。

なお、今回の防災訓練、どのような目的のもとに企画をされたのか。また、参加予定の地域、人員、協力の関係団体は何団体ぐらいなのか。例年行われております、この防災訓練は、巡回式で多くの市民も参加し、災害の恐ろしさ、救急看護、火災の初期消火等、身をもって体験し、備えあれば憂いなしと、市民の意識の向上に大変役立っておるものと思います。中止になった、この防災訓練、今後、この地域の代替えをどのようにお考えになっているか。

以上でございます。よろしく御答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　本来でしたら総務部の参事がお答えするわけですけれども、たまたま防災関係の研修等に行っておりますので、私がお答えいたしたいと思います。

１点目の、風水害、地震による被害想定と、その対応についてでございますけれども、風水害に代表されるものは台風でございます。台風が発生しますと、どの方向に進路を

とるのかとか、台風情報にいつも注意しているところでございます。

情報の経路につきましては、当災害対策本部と通じまして、気象庁の予報、河川情報センター、及び通常のテレビ等によりまして、受けているわけでございます。これにより、日野市に影響があると判断したときは、その状況に応じまして警戒体制を、第一、第二、第三、非常配備体制を、その都度、大きさによってとってまいりまして、市民の生命、財産を守ることを努めているわけでございます。

また、市内の被害箇所は、十数年前と比較いたしますと、御存じのように都市整備基盤が進んでおりまして、解消の方向に現在あることは確かでございます。しかし、先ほどの台風11号、これは雨量もちょっと多かったんですけれども、また多少、一時的に道路の冠水、それから丘陵地のがけが多少被害があるという恐れがあるところ、あるわけでございます。

先ほど、浅川とか多摩川とかありましたけれども、その先にもう一つ、地震ですね、次に地震の被害想定でございますが、平成３年度の９月に、東京都防災会議が都内及び各市町村の状況を発表してございます。日野市の被害想定は資料としてございますけれども、これを説明しますと、ちょっと時間がたちますので、必要ならばお見せしたいと思います。

次に、現在、いろいろなその他の点については、消防委員会で検討中のものもございます。また、市の対応につきましては、日野市地域防災計画で定めた防災計画機関を通じて対策に当たっているのが現状でございます。

これが１点目でございます。

２点目です。現状での防災センターの機能はどうか、というお尋ねでございます。防災センターは、市民の生命、財産を守るために、無線による情報の発信、受信をとるため、基地局で大変重要な施設であると認識しております。平成４年度に、３年間の債務負担行為によって映像系、それから地域防災系、同報系統の整備をしております。

整備状況でございますけれど、映像系は、御存じのように完成しました。

それから地域防災系は、140カ所中、45カ所は完成しまして、あと平成５年度じゅうに残りの95カ所を完成させる予定でございます。

また、同報系については119カ所計画しておりますけれども、現在まで42カ所完成しまして、残りの77カ所は、またこれも本年度じゅうに全部稼働、完成する予定でございます。

先ほど申し上げましたように、台風11号のときに、その情報センターが基地として大

いに役に立ったことは、申すまでもございません。

それから、緑のまちのメロディーの件でございますけれども、同報系の無線を通じまして午後６時に流しているわけですけれども、これも従来、市役所が流していたものよりも、音を低くしたり何かを、また先生につくり直していただいて、今、流しているところでございます。

３点目の、消防団の器具置き場、それから団員の状況等はどうかということでございますけれど、１番目に、消防団の器具置き場は、昭和57年度に整備計画を立てて順次、整備をしてございます。御承知のように、さきもありましたように、消防団は24部あるわけですけれども、置き場も同じように24カ所あるわけです。そのうち18カ所は建物の修繕をしておりますので、支障がないと思っておりますけれども、残りの６ヶ所ほどは、いろいろな理由によりまして改築が必要ですけれど、ちょっとおくれている部分があります。いずれにしましても、都道の改修とか区画整理のいろいろ移転、都営住宅の建てかえ等の理由によるわけですけれども、これが解消すれば逐次、直していきたいと思っているところでございます。

それから団員の状況でございますけれども、定員は490名でございます。現員が 461名で、29名の欠員となっております。これを平均いたしますと、各部１名程度の欠員という姿になるわけで、欠員があっても現在のところ、消防団活動に支障を来しているとは思っていないところです。

また、消防団の待遇については、出動手当て、その他についても、改善の方向に向けて努力をしていく所存でございます。

４点目の、災害時の救助体制と協力団体の関係でございますけれど、市内に災害が発生または発生する恐れがあったときは、日野市の地域防災計画によりまして、災害対策本部を設置するわけでございます。災害の規模によりまして配備体制をしくことになっておりますが、御質問の救援体制については、消防、それから警察、電力、ガス、電話はもちろんのこと、日常の生活必需品または災害復旧に関する応援協定を現実に実施しているところでございます。

ちなみに、生活必需品につきましては、市内の米穀小売商組合と、またいなげやを初めとするスーパーと現実に協定を結んでおります。

また、道路、河川、がけ崩れの災害復旧につきましては、日野市建設共和会と協定を結びまして、いつでも出動できる体制をとっていただいております。さらに、これが災害が拡大して、災害救助法の適用というようなことになれば、これはもちろん都に要請

してやらなければならないわけでございます。

5番目の、ことしの総合防災訓練の中止の理由でございます。これは、ことしは日野市宮399の1、浅川スポーツ公園で8月29日、日曜日に計画をいたしました。御承知のとおり、8月26日の夜半から27日の夕方にかけて台風11号が関東地方を襲ったわけでございます。市内の降雨量は171ミリに達しました。ですから会場に予定していましたグラウンドが、28日ですか、訓練の前日にかかわらず、生活関連の機関が、計画している資材の運搬ができず、やむを得なく中止したわけでございます。グラウンドが思ったより悪くて、中止させていただきました。そういう中止の理由でございまして、中止の理由は台風によるものだと御理解願いたいと思います。

先ほどもお話がありましたように、これをまた再開するということになりますと、いろいろな関係方面の方、それから今回の訓練につきましては、万願寺とか高幡の一部の市民の方も参加してもらう予定になっておりましたわけですけれども、そういう方たち、市民、また関係機関等のいろいろな調整がございますので、中止になったから次ということを、今ここで即答することはできないのが現状でございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君。

○25番（福島盛之助君）　ありがとうございました。

それでは、被害想定でございますが、後ほど資料でお渡しするということでございますが、この日野市の場合、地形的からいって、特に危険箇所だとか、どうしてもここのところはがけ崩れがあるんじゃないかと思うようなところが、二、三あるんじゃないかと思うんです。それだけでも挙げていただきたいと思います。そして、それをそういう場合には、そこを重点的に巡回をするというような方法も考えられるんじゃないかと思うんで、その辺だけでも教えていただきたいと思います。

また、防災センターでございますが、先ほども申し上げましたように、最新のハイテク機器というか、立派な機器が導入されておるわけでございまして、これをなかなか使いこなすということは、なかなか大変だろうと思いますが、総合的に、今までに総合訓練と言うことはやったことがないのかどうか。

それと、消防団の人員でございますが、現在のところ21名の減員ということでございますが、確かに支障はない、1分団1名ぐらいの欠員なので支障がないというようなことでございますが、これからもなかなか消防団に入団される方が少ないんじゃないかと思うんです、先ほども申し上げましたようにお勤めの関係等で。そして自営業の方がこ

れからは少なくなるということで、なかなか補充が大変だと思うんです。その辺も、これからお考えをいただきたいと思います。

それと、29日の防災訓練でございますが、確かに27日から28日の早朝にかけて、大雨が確かに降りました。午前中ですと、会場のグラウンドですか、大変軟弱だったと思うんですが、もう午後になりますと、かなり、あそこのところは割合、高台で、比較的高く、土も乾燥するような土でございますので、余り支障がなかったんじゃないかと思うんです。その辺をどう判断したのか。もし、せっかくのあのグラウンドを自動車を入れて破損するようなことでは、後々お金がかかるということが考えられるならば、自動車などを入れずに、ほかの方法も考えられたんではないかと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

ちなみに、各市の状況をちょっと見させてもらいますと、三多摩地区市町村総合防災訓練の実施状況という、こういう紙をちょっといただきました。それによりますと、昭島市では28日にこの訓練を実施しております。調布市でも28日に実施しております。そして国立市、小金井市、府中市、武蔵村山市、八王子市、町田市、青梅市、福生市、秋川市、多摩市では、29日に実施しているわけでございます。そして９月１日には国分寺市、小平、武蔵野、田無、三鷹、狛江、東村山、清瀬というような実施状況がございますので、その辺、何か、全く工夫次第ではできたんじゃないかと思うんですが、この訓練をどう考えていられるのか、ひとつ、その辺もお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答え申し上げます。

危険箇所についてでございますけれども、日野市の災害の危険箇所ですけれども、ちょっと抽象的に数字を先に述べさせていただきますと、丘陵地の崩壊の危険箇所を、法律の指定外でございますけれど、一応３カ所ございます。

それから河川の危険箇所が、多摩川、浅川を含めて42カ所です。

また、宅地造成工事の既成地域の場所の中に、日野市の中が１カ所ということを都の方へ報告しております。

がけ崩れの危険箇所は、どうしても丘陵地であります七生地区に限定して３カ所、例えば百草、三沢、平山地区です、ここが危険箇所というふうになって指定されているわけでございます。

それから、防災センターの総合訓練でございますけれども、たまたまことしはいろい

ろな大雨等が、台風が来まして、そのたんびに環境防災の職員は全部残って機械と取り組んでいるわけです。あれも一つの本当にいい勉強でありますし、そのときには日野職員だけでなくて、あそこをつくったコンピュータ関係の会社も来ていただいて、一緒に機械の状況とか操作についてもついてくれる。大体、今、環境防災の職員は、あの機械について大筋のことはマスターしているようでございます。

それから、団員の欠員については、これはもう490名定員がいるのが確かにいいはずでございます。議員さんがおっしゃったように、現実に申して、だんだん消防団員になる若い人が少ないという現実はあるようでございます。市としても、できれば490名の定員を満たすような努力を、これからもしていくように努力していきたいと思っています。それには、単にいろいろな待遇改善とか、またその他の方法もあると思っておりますけれども、定員に向けて努力してまいりたいと思っています。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地震、災害時の災害予測の御質問もあったわけでありますが、この資料は、東京都消防庁当局の部内資料として、日野市もいただいておるわけであります。死者の発生数、あるいは火災の発生件数、全くこれはあらゆる予測ということで、コンピュータ的な計算で一つの指標として出ているものでありまして、これを余り具体的に扱いますと、かえって市民に御不安を与えるということもあり得ると思っておりますので、ごく部内的に資料として保持をしておるということでございます。ぜひという御要望があれば、見ていただく機会を設けていいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　総合訓練のことでございます。他市の実施状況を今聞かせていただいたわけでございますけれども、土曜日の朝から公害防災の職員を中心に現場に行って子細に、詳細に現地を見たわけですけれども、本当に水が浮いている状況で、極端に言えば訓練する場所が間違えたんじゃないかと御指摘がされたような場所でございまして、水が浮いちゃっている。だから施設をつくることはできないという報告を課長を初め聞いておりますので、最終的に市長の方へ御報告して、中止の了解をとったというのが現状でございます。

他市は実施しているようでございますけれども、そういうグラウンドコンディションの不良ということで御了解願いたいと思います。（「具合が悪いときにやらなきゃ訓練にならないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君。

○25番（福島盛之助君）　大変申しわけありません。（自席から戻る）

今、総務部長のお話ですと、朝行ってみたところ水が浮いちゃっていて、とても訓練ができる状態じゃないというようなお話でございましたが、ここには日づけが書いてある写真なんですが、全く何もないんですよ。８月28日の12時に撮った写真なんですよ、これ。全くの、カラカラの状態なんですよ。それで、どうして中止になったのかなと私も疑問に思っているところなんですが、これ、証拠としてこういうものを私もいただいたので、あえて、出さないつもりだったんですが、今、総務部長が言われたので証拠としてちょっと出させてもらって申しわけございませんが、そういうことでございます。

それで、市長に最後、お伺いをいたしたいと思いますが（「それじゃ許さないよ。最後までやらないとだめだよ」と呼ぶ者あり）では、それは最後に市長に伺わせていただきます。

市長は、日野市政をつかさどる基本姿勢として、市民の命と暮らしを守るをモットーにいたしまして、この市政が運営されているわけでございます。そして、安全で快適なまち、21世紀へ向かっての災害に強いまちづくりを目指していると思うわけでございますが、現在、この市においては、まちづくりの基本であります土地の基盤整備、いよいよ軌道に乗ってまいりました。この事業の進展に伴いまして、土地の高度利用のための建物も高層化されるのではないか、それに対処できる消防設備、防火体制をどのようにお考えになっているのかということを、市長に改めてお聞きをいたしたいと思います。

そして、これは最後になりますが、実は28日の午後、私のところに担当の職員から「あすの総合防災訓練は会場の浅川グラウンドの状態が悪いので訓練は市長命で中止です」という連絡がありました。恐らく大方の人は、この好天になぜと疑問を持っただろうと思います。私も出席をいたしましたが、28日の午後には東芝のグラウンドでは立派に納涼大会が行われておりました。そのような現実もございます。それにもかかわらず市長命でこの訓練が中止となったということでございますが、市長はこれをどのような基準をもって判断を下したのか、備えあれば憂いなし、その言葉はどこへ行ったのか、市長の御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ことしも予定をもって防災訓練を行う計画でありました。場所は、浅川グラウンドの半分という多目的グラウンド、野球場になっておる場所であります。そして、すべての用意を完了をし、また通知もあらかじめ行って、実施をする考えてありましたところ、台風何号でしょうか、大きな雨をもたらす台風の来襲によって

断念せざるを得ない判断をした、こういう経過がございます。あのグラウンドは、球場としてもまだ、何と言いましょうか、乾燥に非常に時間のかかる状況でありまして、表土はカラカラに乾燥しても、車両が入ると沈んでしまう、こういう状況だというふうに判断をいたしました。

したがいまして、大変、担当でも用意を十分尽くしておったわけでありますが、たしか前日のお昼の時刻を期してそういう結論をくだした、判断を決めた、こういう経過でございまして、御迷惑をかけ、かつまた予定を実行し得なかったことは残念であります。場所の選定が少々甘かったということに、責任としてはなるかもしれません。これから季節外れであっても、もう一遍検討をしてみて、再び実施のことも考えるということも含めて、これからの年内の検討課題にさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　福島盛之助君。

○25番（福島盛之助君）　この防災訓練の中止によりまして、市民は防災に対する心構えを学ぶいい機会を逃してしまったわけであります。災害から、みずからの生命は自分で守るが基本であります。それには日常の訓練、日ごろの心がけが必要であります。行政といたしましては、あらゆる機会をとらえ、今後、防災意識の向上に努めるよう御指導のほど、よろしく要望いたしまして、それでは質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって14の１、自然災害発生時、市民の生命を守る防災対策の現状を問うの質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は、９月13日、月曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後４時46分　散会

9月13日　月曜日　（第5日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第20号）

9月13日　月曜日　（第5日）

出席議員　（25名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	簾野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
11番	内田勲君	12番	宮沢清子君
13番	馬場繁夫君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	29番	竹ノ上武俊君
30番	米沢照男君		

欠席議員　（3名）

10番	一ノ瀬隆君	14番	高橋徳次君
28番	名古屋史郎君		

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年9月13日（月）
午前10時開議

日程第1　一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1

午前10時８分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員18名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問15の１、図書館は夜間も開館し、利用者の利便性を考えた運営を（７時までの開館を）の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

〔１番議員　登壇〕

○１番（沢田研二君）　それでは早速、通告に従いまして質問を行わせていただきます。図書館の開館時間の延長ということでの質問でございます。

図書館行政につきましては、これまでも２回、昨年度ですけれども、通告質問に取り上げさせていただき、いろんな角度からの問題提起を行い、改善に対しての提言も行わせていただき、既に一部改善されたところも見受けられています。

中でも百草図書館の開館日の変更、あるいは開館時間の変更など改善や、あるいは中央図書館の駐車場増設は、まさしく市民要望に沿ったものでありまして、市民の皆様からも大変喜ばれております、ということをまずお伝えしておきたいと思います。また、あわせまして私も、通告質問を通じてお願いをしてきた立場もありますので、この場をかりまして、改めてお礼を申し上げておきたいというふうに思います。

しかし、まだまだ利用者の立場である市民からいたしますと、改善をしていただきたいところがたくさんございます。

私が以前質問として取り上げた中にも、何点か未解決の形で残っている部分がございます。そんなこともありまして、今回、再度取り上げさせていただいたところでございます。昨年の６月議会に問題提起をしてから既に１年以上、１年と３カ月の時間も経過をしておりますので、その間、検討をいたしますという答弁もいただいておりますので、十分時間的余裕もあったというふうに判断をいたした上での再質問でございます。

それにしましても、つくづく思いますのは、私が議会に参加をしてから３年半近くになるわけですけれども、こういった公式の場でいろいろ問題提起をさせていただいて、それがすぐ解決するもの、あるいはなかなか解決しないもの、あるいは時期的に無理なもの、いろいろなケースがあるわけなんですが、この図書館問題に限らず、いろんな問題でその後の提起されたことがどうなっているんだということの中間フォローというか、中間報告的なことが多くの場合にほとんどなされないということが非常に残念だなという感じをしております。

よく日野市のマンネリ化ということが言われておりますけれども、まさにそういったことなのかなという感じもいたします。また、よく言われるような親方日の丸、あるいはお役所仕事ということもこんなことに反映されているのかなと。そうであれば残念だなという気もいたします。このことについては、ぜひ新たに再選をされました市長のリーダーシップを発揮していただいて、ぜひ活力のある行政運営をしていただきたいものだなということを蛇足ですが、お願いをしておきたいというふうに思います。

若干横道にそれましたけれども、本題に戻しまして、この図書館行政の中でいろんな問題点があるわけでございますけれども、今回は、その中で特に１点だけに絞りまして、開館時間の延長について再度お伺いをしたいというふうに思います。これは、もちろん利用者の利便性を考えた運営ということの視点に立ってのものでございます。

そこで、本来なら、これまでの図書館行政の経緯等について触れて、共通認識のもとに具体的な質問に入るべきところかというふうに思いますけれども、既に２度通告質問の中でも触れてきておりますので、詳細、経緯等についてはすべて割愛をさせていただきます。

そこで、世の中の傾向として、活字離れということがよく言われているわけですが、日野市はそういう世間の動きに対してどのような状況になっているかというようなことの実態の確認といいましょうか、実情の確認をしながら、その日野市の実態、傾向に対してどういうふうに行政側として受けとめておられるか、ということを最初にお伺いをしたいと思います。

若干私なりに実態を調べたといいましょうか、見た中での結果を報告しますと、平成３年度の蔵書冊数総数ですが、61万3,000冊。５年間の経過ということで、昭和62年との兼ね合いで見ますと、当時が54万7,000冊ですから、率にしまして12.2％の増数になっております。数量では約６万6,000冊ということでございます。一方、登録者数、これが平成３年度が３万6,000人、全市民に対しての比率では22.3％、５年前の昭和62年は約４万人、25.5％で、昭和62年と平成３年度の登録者数の比較では90.5％ということで、約10％近くダウンしております。一方、貸し出し冊数ですが、平成３年が84万冊、そして昭和62年が92万冊ということで、約８万冊の減、この両年度の比較でいきますと91.4％ということで、これもまたダウンをしております。

こういった数字を見ましても、明らかに本の数はふえているけれども、利用者あるいは利用の数は減っているということで、日野市においても活字離れが着実に進んでいるということが見受けられるというふうに思います。こういった実態を含めて、これをど

のような受けとめをされているのかということを、まず最初にお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　ただいま御質問いただきました図書館の運営につきまして、ここ数年の傾向等どう受けとめているかということにつきましてのお答えを申し上げたいと思います。

御質問ございましたとおり、蔵書数ではふえておりますが、貸し出し冊数、あるいは登録者の数では減っているという状況をどのように考えているかということでございますが、図書館のこの統計「ひの」から見ますと、ここ何年かの間に貸し出し冊数は、62年が92万冊あったものが、平成３年では84万冊と、だんだん減ってきているわけでございます。その原因につきましては、いろいろと先ほどの御質問にございましたとおり、活字離れ等もございますし、あるいは、特に日野の図書館での子供の本の貸し出し数が大幅に減ってきております。これらにつきましては、子供の数の絶対数の減少とか、あるいは子供の取り巻く環境、あるいは学習塾、あるいはスポーツクラブ、あるいはけいこ等の関係がございまして、子供の活字離れが進んでいるんではないかというふうに考えております。

しかしながら、学校図書館等におきましては、若干ながら学校での子供の図書の利用はふえているというようなことも聞いております。

そんなことで、図書の貸し出し冊数は減っているわけでございますが、大人の図書の関係につきましては、やや横ばいの傾向にございます。その中でも特に減っておりますのが、移動図書館の関係でございます。移動図書館につきましてはここ何年か急に、先ほど申しましたとおり62年度では約14万冊ありましたものが、平成３年度では７万7,000冊と約半分に減っているわけでございますが、この傾向につきましては、主に移動図書館を利用しております主婦等のパートとかそういうものの増加によりまして、巡回時間に利用不可能になったというふうなことも考えられておりますが、大方にしまして移動図書館の数が減少している、それから全体としましては、子供の本離れが進行している、このような傾向が貸し出し冊数の減少につながっているというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

現状についてのとらえ方といいましょうか、大体私どももとらえているような方向で

あろうかというふうに思います。

現状については理解をいたしましたので、それでは、今後、対策としてどういったことを検討されているかということで何点かお伺いをしたいと思いますが、その前に、今の貸し出し実態というものをもう少し掘り下げて分析をしてみますと、平成３年度の数字で見ますと、中央図書館の貸し出し数が約25万冊でございます。これは全体の84万冊との比較でいきますと29.7％、３分の１弱の貸し出し数でございます。それからもう一つ、貸し出しの多いところとして高幡図書館がございますが、これは19万7,000冊で、23.4％に当たります。この二つの図書館で44万7,000冊、率にしますと53.1％という、全体の半分以上がこの二つの図書館で貸し出しが行われているということでございます。

百草図書館が平成２年に開館をいたしまして、平成３年には既に７万9,000冊近く貸し出しがされております。百草図書館に一番近いところの一般の図書館ということになりますと、高幡の図書館になるわけなんですが、じゃあこの百草図書館がこれだけの数ふえてきているのに対して、同じような、逆に減っているかという見方をしますと、平成元年度と平成３年度との比較でいきますと１万2,500の減、平成２年と平成３年の比較でいきますと8,000冊の減ということですから、これらの数字を見ても、利便性ということを配慮すると、いかに利用がふえるかということを証明している最も端的な事例ではないかなというふうに思います。

かといって、じゃあ図書館をどんどんふやせるかというと、そういうわけにもいきませんので、それ以外の方法で利用しやすいような何らかの方法を講じられないかということになるわけなんですが、そこで、今回提案をさせていただいております開館時間の延長ということになります。

まさしく利便性の配慮になるということでございます。特に、この時間の延長ということは、これまで利用できなかった勤労者の人たちが、その機会を得られるということになるわけですから、非常に利便性の面では対象者の拡大にもなるし、また、いろんな意味の質のアップということになりますので、対策という面では極めて大きな効果を発するんではないかなというふうに思います。

平成４年の６月議会の一般質問で取り上げさせていただいておりますけれども、その中でも、十分検討いたします、ということの約束をしていたわけなんですが、そのときの質疑での開館時間の延長に関する部分だけをちょっと拾って紹介させていただきますけれども、５時で終わる図書館を時間延長できないか、ということの要望に対しまして、「夜間の開館につきましては、今、図書館では、このことも真剣に検討中でございまし

て、できれば中央図書館の夜間の開館を進めたいというふうに考えています。とりあえず高幡等もございますが、中央館１館で特に検討を進めているところでございます」、こういう答弁をいただきました。

では、時間的に何時までといった検討をされているのかということで再確認をさせていただきましたが、「ただいま目標にしておりますのは、７時までの開館を予定しております。まず１館をぜひやりたい」、そんなような極めて前向きな御答弁をいただいたんですが、それから１年３カ月経過をしているんですが、その間に一緒に提言をいたしました百草図書館の改善については、先ほどもお礼を申し上げたとおり、改善をされたんですが、肝心な中央図書館を中心とした開館時間の延長というのは、まだ残念ながら実現をしておりません。何が原因でこういったことができないのか、この先の見通しも含めて、あわせて今後のことについての検討結果、経過をお答えいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　昨年の議会で御質問いただきましたときに、ただいま御質問ございましたとおりのお答えをさせていただいております。その後、中央図書館の２時間の夜間開館につきましてお答えをいたしましたとおり、いろいろと検討も重ねてきたわけでございますが、まず、現状の職員を増員しないで、現有の職員で時間を延長するということが前提でございますので、それをどのようにしていったらいいかということが大変難しい問題になっております。それで、なおかつ、組合との関係におきましても、新しい業務でございますので、労働条件の変更ということもかかわってまいりますので、これらの組合との協議もしなければならない。

そういうようなことで、さらには、職員の４週８休制が実現したわけでございますけれど、図書館の職場は前からの４週４休制ということで、月曜日の週１回の休みだけということでございますので、職員をそれらの４週８休制の中でやりくりをしていかなきゃならない、このような問題があるわけでございます。決してこの夜間開館をもうやらないというふうなことではなくて、ぜひ早い機会に実現したいということは、前の御答弁を差し上げたときと全く同じなわけでございますが、以上のようなそれらの条件整備を図っていかなきゃならない問題もありますので、早急に結論が出ていないということが現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　今の答弁だと、早急にやると言われるのか、早急にできないというだけの話なのか、ちょっとはっきりしなかったんですが、後でもう一度、お答えいただきたいんですが、それと同時に、仮に確認をしたいんですが、近隣に対しても、既にそういう対応をされているところがあると思いますが、その辺の現状をもしとらえておりましたら、代表的なところで結構でございますから、お知らせをいただきたいと思います。

それからもう一つは、仮に中央図書館を開館延長するということになった場合、最低限何人の人を配置すれば最低の貸し出し業務ができるかという、そういう検討も当然されているというふうに思うんですが、そのことをお伺いをしたいと思います。

それから、日常の貸し出し関係で、中央図書館自体には相当数の方がおいでになると思うんですが、その中で直接貸し出しにかかわっている方が何名いるのか、それで、あと2時間だけの延長をしたときに、最低何人の人を必要とするというような試算をされているのか、そのことも含めて再度確認をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　まず、夜間開館をしておる近隣市でございますが、27市のうちで16市が、本館あるいは分館いずれか何らかの形で時間延長をしているわけでございます。

それから、職員数の関係でございますが、当然、夜間開館をしていくための検討は進めておりますので、若干触れさせていただきますと、先ほど申し上げましたとおり、夜間開館を予定しておりますのは中央館でございまして、週2回、7時までの2時間をいたしたいというようなことで、検討を進めております。それで、先ほど申しましたとおり、現有職員の中で対応しなければならないだろうという大前提に基づきまして、その夜間開館に必要とする職員は1日当たり正規職員3名プラス嘱託職員2名ないし3名の五、六人体制でやっていくのが一番適当な職員数ではないか、というふうなことも話し合いの中では出ております。そして、当然職員数をふやさない場合には、残業で対応するわけでございますが、その辺のことにつきましても、どういうふうなローテーションを組んでいったらいいかということも、内部では検討をしているところでございます。

それから、現在の直接貸し出しに携わっている職員といいますと、これは各分館等に分かれておりましたり、あるいは本館の中にも内部的な業務に携わっている職員もおりますので、ちょっと実数はここでは申し上げられませんが、現在では、45名の職員体制でございまして、欠員が2名でございますので、43名。その中で分館等がございますの

で、中央館におきましては20名の職員が当たっております。移動図書館が４名、残りが分館の配置職員等でございます。職員の状況は以上のとおりでございます。

○議長（黒川重憲君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

週２回、７時までということでの具体的な検討をしているということでございますが、なかなか初めての試みということで、週２回というのもわからなくはないんですが、ただ、何曜日と何曜日ということになりますと、非常に利用する側は、混乱を来しますので、ここはやるんであれば、一気に、通常開館している日は毎日というぐらいの感じで、何とかもう一歩努力をしていただけないかなというふうに思います。ぜひ、これはお願いしておきたいと思います。

それから、今、近隣の状況ですが、27市中16市で、何らかの形で実施をしているということですから、「図書館行政は日本一だ」というようなことを盛んにいろんなところでＰＲをしてきた、あるいは現在もＰＲしている部分があるわけですから、それにしてはちょっとお粗末じゃないのかなというふうに思いますので、ぜひ、週２回と言わず、通常開館している日はすべて延長ということを前提にして再検討をお願いしたいと思います。これから労働時間も短縮されてきますし、また、当然そうなりますと、余暇時間が増大をし、その活用の方法ということが大きな課題になってくるというふうに思います。特に社会教育に関しての関心というのがだんだん高まりつつありますので、そうなってきますと、リサイクル等の問題を含めた環境問題、あるいは福祉の問題、健康の問題、あるいは文化芸術の問題、趣味の問題、いろんな分野でまず目が向いていくのは、この図書館行政とのかかわりということになってくる部分が非常に多いというふうに思いますので、そういった意味合いからも、ぜひ、この開館時間の延長というのは、もう、まさしく今、早急に必要とされる絶対条件ではないのかなというふうに思います。

それで、今、中央図書館をまず週２回、７時までということなんですが、先ほども数字で示させていただいたように、高幡図書館も含めますと、全体の50％を超えるわけですから、中央図書館の毎日ということと、それから、あわせて高幡の図書館も何とか同じようなペースで検討はできないものかどうか、そのこともあわせてもう一度、御回答いただきたい。

それから、具体的にいつからを予定されているのか、その件も含めてもう一度、御答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　中央館の２回、７時までということで現在は検討を進めているわけでございますが、まず最初に、夜間延長を１館でも週２回実施するのが一つの目標でございまして、それの後に各分館の延長を図るということが次の段階として考えられるわけでございますが、今、図書館といたしましては、とにかく中央館の１館をぜひ、いつまでということはここでは言い切れませんが、早い時期に実施をしていきたいということで、進めております。

御承知のとおり、百草図書館の午前中の開館、あるいは日曜日の開館につきましても、１年間以上の条件整備を図りながら実現をしたことでございます。早速やりたいということは、よくわかるわけなんですが、そうしたことの条件整備を図りながら、一日も早い期間に開館を延長いたしたい、このように考えているところでございます。とりあえず１館はぜひ早い時期にやりたいということが、ただいまの目標でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　それじゃ、もう最初にといいましょうか、私の方から提言させていただいたときから１年と３カ月も経過をしていて、今、再度確認をして、またさらに早い時期にということで、時期が明確にならなかったんですが、最後に市長、今の件、決意を含めて、その辺の時期の問題を含めて御答弁いただければありがたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　自治体行政が生き生きと市民に絶えず交流できる、こういうことを絶えず考えておるわけであります。マンネリ化してはいけないという御指摘もまさに我々の一番大切なことだと思っております。

日野市の図書館行政は、教育委員会、社会教育行政に系列するわけでありますが、先輩の有山市長が、最も専門的な事業として、また日野市の誇りになるような図書館行政の展開を、ちょうど時代に合う形で進めるきっかけをつくられ、自来、日野図書館行政ということは、全国の一つの指標であるという位置をもって今日に及んでおるわけであります。したがいまして、私がいつも図書館関係の職員に申しますのは、日野の誇りの一つであるから、図書館行政をより機能的に、市民に最も相伝わり合える、そういう行政展開をしてほしい、というふうには意見を交換をしておるところであります。

今、いろいろと御指摘の具体的な部分につきましては、例えば、人員配置を必要数満たすべきもの、あるいは施設配置は一応現状の形になっておりますが、もっと広く市民要望にこたえる手段、いろんな形で努力する余地が多分にあるというふうに思っております。この時代の傾向といたしまして、いろいろなメディアが情報過多というぐらいに

存在するものですから、一方にまたその選択にも困るという受け取られ方もあるわけでありますが、図書館行政そのものは、まさに文化の大きな大動脈として、今後とも自治体の中心的な行政の一つとして発展をさせるべき、また日野市の役割を持っておると思っておりますので、御指摘のことを十分具体的に担当者によって検討をしてもらい、何をどういう形で改善の余地があるか、また、日野市の図書館行政の評価の地位を具体的に保持することができるか、十分意を配って取り組んでいきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○1番（沢田研二君）　ありがとうございました。

所管からいきますと、教育長所管でございますので、教育長に伺ってもよかったわけですけれども、ぜひ、早い時期という抽象的な表現ではなくて、時期を明確にして、その時期に向かっていろんな課題、難題を解決して、ぜひ実現をしていただきたいということをお願いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって15の1、図書館は夜間も開館し、利用者の利便性を考えた運営を（7時までの開館を）の質問を終わります。

一般質問15の2、老人給食をさらに充実せよ（希望者には毎日の配食を）の通告質問者、沢田研二君の質問を許します。

○1番（沢田研二君）　それでは、2番目の質問に入らせていただきます。

実は、この質問趣旨と全く同じような内容で大先輩の鈴木議員が出されているので、びっくりしました。私の詰めの甘さの部分は、ぜひ、先輩議員であります鈴木さんの方からお願いをしたいなというふうに思います。目的とするところは一緒なんですが、多分、その動機といいましょうか、その部分は全く違うんではないかなと思います。

それはまた質問の中で触れさせていただきたいと思いますけれども、高齢化社会の到来が言われてから久しいわけでございますが、92年の日本人の平均寿命は、男性が76.1歳、それから女性が82.2歳と、文字どおり「世界一の長寿国日本」ということがよく言われております。終戦直後の1947年の男性の平均寿命が当時50歳、女性が54歳ということで、この半世紀で25歳以上、5割以上も――5割という言い方はどうかあれですが、寿命が延びたという、大変なことでございます。高齢者というのは、65歳以上のお年寄りを言うわけなんですが、1990年の平成2年の国勢調査によりますと、総人口に対する高齢者の割合が、当時として12％ということで、これはスウェーデンだとかイギリスだとか等に続いて世界の5番目ないし6番目という位置づけでございます。それからまたさらに年月が流れておりますので、今現在は、もう既に13％を超えているんではないか

というふうに思います。

厚生省の人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口」の資料によりますと、日本の人口のピーク、これは2011年というふうに推計されておりまして、そのときの人口が１億3,044万人と言われております。その数字と関連をしまして、じゃあ高齢者のピーク時はいつかということなんですが、2025年で全体人口の25.8％、すなわち４人に１人は65歳以上になりますよ、こういう推計がされております。じゃあ５人に１人、20％以上になるのはいつかということになりますと、2007年には20％の割合を占めますよ。それから2000年には17％に達しますよということで、いずれにしましても、老年人口はこれから30年間、ずっと増加をし続けるということでございます。

ちなみに年少人口というのが15歳未満を言うわけなんですが、年少人口と老年人口の比率がよくいろんなところで比較をされますが、1997年には老年人口が年少人口を上回るという、そんな事態もすぐ間近に迫ってきているということでございます。

日本の高齢化社会の大きな特徴というのは、これもよく言われていることなんですが、ヨーロッパ等では100年以上かかってこういった高齢化時代を迎えたのに対しまして、日本はわずか数十年でその域に達して、そしてその域を超えていくという大変な事態が待ち受けているわけでございます。

それじゃ、日野市の方の実態がどうかということなんですが、国勢調査年にそれぞれデータが集計されておりますので、その数字を用いますと、昭和55年の調査の時点では、全人口の5.4％が65歳以上の人、５年後の昭和60年でございますが、１％ふえまして6.4％になっております。約１万人でございます。前回の平成２年の調査では、さらに1.5％ふえて約１万3,000人という、そんな数字になっております。これが全体の背景でございます。

そこで、今回、老人給食、正式には「在宅老人給食事業」ということのようなんですが、この事業の対象となる範囲でございますが、おおむね65歳以上であること、それから二つ目の条件として、ひとり暮らしであること、それから三つ目が、心身の機能低下により生活に支障のある方、こういったことが最低条件といいましょうか、対象となるべく人だということで、この事業が行われています。

さらに、その内容でございますが、１食は400円。個人負担といいましょうか、おおむね材料費というとらえ方のようでございます。かつ原則としては、昼食時に配食をするということで、日野市の福祉事業団に委託をして行われているということでございます。それから配食ですが、四つのコースがあって、Ａコースとしては月・水・金の週３

日、Ｂコースとしては火・木・土の３日、それからＡＢコースとして月曜日から土曜日までの６日と、それからＡＢＳコースとして週７日、月曜日から日曜日までの７日と、こんなのが私が調べた範囲での実態でございます。

そこで、さらにその実態の細かい部分について確認をさせていただきたいと思いますが、まず１点目に、コースとして四つあるわけでございますけれども、それぞれのコースごとに配食を受けている人の数は何人ずつなのかということ。

それから２点目でございますが、どんな施設から配食をされているのかということの確認をしたいと思います。

それから３点目ですが、施設での調理能力はどの程度まで可能なのか。今、調理能力目いっぱい、決して配食をされている数そのものは多いとは思えない、むしろ非常に少ないという印象を持っておりますので、それは調理能力との兼ね合いも多分あるのかなというふうに思いますので、どのくらいまで可能というふうなとらえ方をしておられるのか。

それから４点目としまして、配食希望者というのはどの程度いるのか、その辺をつかんでおられたら、ぜひ、その点についてもお伺いをしたいと思います。

それから５点目には、この制度に対して所得制限というものが取り入れられているのかどうか、この件についてもお伺いをしたいと思います。

それから６点目に、１食当たりのコスト、それから行政負担額がどの程度になっているのか。これは事業全体の予算総額も含めて、それは割り算をすれば出る話なんで、その当たりも含めてお答えいただければありがたいと思います。

それから７点目に、配食（届け出）をしているわけなんですが、どのような機関が、どのような形で、またどのぐらいの費用をかけて行っているのか、そのことも含めてお答えいただきたいというふうに思います。

そして、こういった現状について、今、行政サイドとして、十分なる体制、あるいは対象者の要望には十分こたえておられるというような受けとめをされているのか、それとも、まだまだ改善をしなければならない、工夫する必要があるというような受けとめになっているのか、その辺も含めてお答えいただければというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの御質問に対しまして、御答弁申し上げます。

御承知のとおり日野市の老人給食におきましては、昭和61年６月から、社会福祉法人

日野市福祉事業団事業といたしまして、行政からの補助のもとで実施しております。お年寄りに安定した食事を供給するとともに、あわせましてお年寄りの安否、これらも確認しながら展開しているところでございます。

ちょっと各区市の給食の事業の実施状況を見てみますと、大部分の区市では、年間数回、あるいは月に数回、または週に一、二回というのが大部分であります。どちらかといいますと、いわゆる触れ合い型の給食（会食）と申しますか、そのようなことで、地域のボランティア、あるいは社会福祉協議会等がその主体となって実施しておるのが現状でございます。

日野市の場合には、週３回から６日、あるいは１週間を通しての実施ということで、まだまだ昼食だけの給食ですので、十分と言えませんけれども、これら大部分の区市で行っている給食と若干異なりまして、いわゆる食の補償型、これに近い内容と言えるのではないかというふうに考えておるところでございます。もちろん、食の補償型を中心に、これからも地域での触れ合い型の給食（会食）、こういうものを取り入れた中でやっていきたいなというふうに考えているところでございます。

第１の御質問の、いわゆる４コースで配食を実施しております、個々の４コースごとの配食の資料を今現在持ち合わせておりませんけれども、全体といたしましては、現在、161人でございます。これについては、平成２年度、３年度、４年度ということでちょっと比較してみますと、平成２年度には127食、３年度には133食、平成４年度には161食ということで、やはり80歳以上のお年寄りの配食が非常にふえてきているというのが現状でございます。

それから、どんな施設で実施しているかということでございます。２点目でございます。これにつきましては、立川にございます社会福祉法人至誠老人ホーム、それから日野市立浅川苑――在宅サービスセンターですね、それから日野市の職員食堂、並びに老人いこいの家の「かしの木荘」、この４カ所でございます。

それから、各施設の調理能力でございますが、至誠老人ホームにおきましては、１日おおむね90食、浅川苑のサービスセンターにおきましては20食、老人いこいの家の「かしの木荘」におきましては15食でございます。それから日野市役所庁舎内の食堂でございますが、１日当たり35食ということでございます。

それから、４点目の希望者でございますけれども、現在、希望して待っている方が、35名ということでございます。これらについても、平成２年度には待機者20名、３年度には30名、４年度には35名というような内容でございます。

それから、所得の制限等でございますが、各区と市でございますけれども、現在、所得制限を設けているところは、ございません。したがいまして、日野市でも所得制限を設けていないということでございます。

それから、１食当たりのコストでございます。あるいは行政負担額でございますが、１食当たりのコストといたしましては、総経費から食数を割ればいいんですが、換算額といたしましては1,327円。至誠老人ホームが１食当たり1,313円、浅川苑が1,207円、かしの木荘が1,342円、庁舎の食堂が1,059円ということで、これらについては若干ばらつきがあるわけでございますが、至誠老人ホームにつきましては全面委託でございます。それから市役所の庁舎食堂につきましては、調理のみを委託いたしまして、配食につきましては日野市福祉事業団の臨時職員等で対応しております。また浅川苑につきましては、調理は浅川苑サービスセンターで調理いたしまして、配食についてはサービスセンターの送迎バス委託業者、これらの運転手、臨時職員等で対応している。またかしの木荘につきましては、在宅老人ケア事業協会、この会員による調理及び配食ということで、そのような、また配食の規模等によっても、若干その辺のばらつきが出るというのが現状でございます。

それから、行政負担でございます。これにつきましては、平成４年度の給食支出総額が4,890万でございます。この内訳といたしましては、給食利用者負担額、１食当たり400円でございます。主に材料費充当分でございます。1,470万。それから東京都の社会福祉振興財団からの助成金550万。そのほか雑入12万ということで、実質の行政負担額は、2,805万円ということでございます。

それから、配食をどのような機関でやっているかということでございますが、これらについては、今申し上げました四つの機関ということで、それぞれ車両によって宅配しているというような現状でございます。これで十分な体制か、要望をとらえているかということでございますが、必ずしも十分と言えません。究極的には、やはり完全な食の保障という形で持っていきたい。また、それぞれ配食を受ける方は、いろいろ病気の方もございますので、できればそういう個々のニーズに合った配食をしていきたい。これは将来的な希望でございますけれども、そのような考えを持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

それじゃ再質問させていただきますけれども、先ほど、４種類のコースがあって、その人数、内訳については掌握をしていないということのようでございました。私なりに資料で調べた範囲でいきますと、Ａコース、Ｂコース、ＡＢコース、それからＡＢＳコースというのがあるわけですけれども、それぞれの人数比を見ますと、Ａ、Ｂは約30名から40名ぐらい、ＡＢがやはり40名強、それからＡＢＳが三十数名という数字で、合計して百五、六十というような数字で記憶しておりますけれども、先ほど、最初に、この老人給食のさらに充実ということで取り上げた動機が、多分、違うだろうということを申し上げたのは、さきの市長選挙のときの製作ＰＲの中で、こんな表現があったわけです。

「日野市だけの施策として、ひとり暮らしの老人への毎日の給食サービス、週７日」、こういう表現がございました。全体の配食の20％程度は、間違いなくやられていることは事実なんですけれども、しかし、果たしてその程度の実態の中で、さもその部分だけを取り上げて、「日野市はもう毎日、給食サービスをしてますよ」というような表現、言い方が正しいのかどうか。これはもうまさに虚偽の申告ではないかなと。（「そんなことない」と呼ぶ者あり）

で、今回取り上げましたのも、その数字を見まして、市民の方から大変おしかりを受けたわけです。そんなことのないという声もありましたけれども、現に受けたくても受けられない人もいる。あるいは今現在、週３日の人は、本当はもっとふやしてほしいんだとか、そういう要望が現にあるわけです。

ところが、このある一部分だけの７日というところをとって、日野市はさも毎日それをやってますよという、そういう表現をするというのは、非常に誤解を招きますし、また、その対象、恩恵を受けられていない方からすると、何というでたらめなことを言うんだということで、やっぱり怒り感じているわけです。

そんなこともありますし、また、最終的な目標として、先ほどの答弁の中にも、今、待っている人が35名いるというふうに思うんですが、潜在的にはもっともっとたくさんの方がそれを期待しているというふうに思うんです。この申告の表現の仕方、これに対しては、市長自身、どのように受けとめておられるか、もう一度、確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、先ほどの、それぞれの施設からの給食数、それから調理能力の問題、これはどのくらいまで可能かということと、現在この数をやってますよというのとは、ちょっと違うと思うんですね。今の四つの施設で努力すれば、まだまだ可能なのか、それとも現状の設備等々の能力の関係からすると、トータルして160が限度なのか、その辺をお

伺いをしたかったんですが、この数ではちょっと弱いんじゃないのかなという意味でお尋ねをしているんで、その点について改めて確認をしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市が高齢者福祉事業の一つの大きい柱として、老人給食、つまり毎日１食ではありますが、その発想の原点は生命の維持ということでありまして、800カロリーという基準で十分だとは思いませんが、少なくも１日１回、非常に条件の悪い方々にも、すぐ食べられる形の弁当方式でお宅にお届けをするという事業を始めたわけでありますが、既に三、四年になろうかと思っております。そして全国でいろんな形で関心を持たれておるわけでありますが、なかなか制度化された事業でもないわけでありますし、いわゆる仕組みをつくるのに皆それぞれの苦労があって、思うに任せないという状況であります。

そこで、よく言われる日野方式は、全国でも極めて少ない一、二の自治体にとどまっておるという状況であります。福祉事業団の事業計画の定款の中に、かなり認可当局からも心配をされたわけでありますけれども、現実の実施によって認められ、かつ特色のある事業として将来の必要最小限の発展はさせていかなければならない、こういう位置づけで取り組んでおります。希望によってということが、まず第一であります。それから、その希望のすべてにということではありません。コーディネーターが３名おりまして、希望の家庭に一々お訪ねをして、状況判断をして、その必要があるということで認定をしておると、こういうことでありますので、希望のすべてに応ずるという仕組みではございません。本当に公金を相当額充てることでありますので、一番福祉に値するそういう内容で位置づけるのが正しいというふうに考えております。希望されて、健康を取り戻したからやめたいという方はごく少ないかもしれませんが、健康を取り戻して、なるべくその必要がないという状況になっていただくということは極めて大切であります。

そして、先ほど、仕組みと申しました。つまり調理をするそういう役割の担当者、それから配送する役割、しかも時刻の、12時から１時までという程度の制限も伴うわけでありますから、かなり難しい。将来は、できればお隣の能力のある家庭からお隣の求める家庭に横の連絡ができるということが一番理想だろうと思っております。

たまたま発想の際に、至誠ホームが積極的に委託を受けていただける、しかもスタートは60食程度だったと思っておりますが、それでも車２台を要するというような事情もあります。何とかいい工夫はないかということで、今お答えしておりましたような職員

食堂の機能、あるいは老人いこいの家「かしの木荘」の機能、これは調理場がありますので、一応役をなすということであります。地区センターの台所がこの役に充てられるならば、極めて広範な可能性をつくり出すということも、一応検討の指示はしておりますが、陣容をつくるのにかなり困難がある。私は、１チーム10名程度の御近所の奥さん方の御行為をいただいて、３日交代ずつぐらいに３名ずつ担当していただければ、そして自転車で届けられる、こういう範囲で行動範囲が決められるならば、いわゆる時間給を払い、一応成り立つ可能性があるというふうには思っておりますが、なかなかそのチームをつくることが、まだまだ成功しておりません。

御指摘の私に問われた部分は、毎日給食と言いながら、実態はそういう内容ではないという御指摘のようでありますけれど、かなり意味が違うわけでありまして、希望に応じてお届けをするという仕組みであります。また、それも公費を高額に使うわけでありますので、対象者を認定をするそういう仕組みの中で実施しておると、こういうことであります。ですから、希望者全員という考え方はございません。できるだけ制度化される、国全体、あるいは地方自体で数多く配出をして、新しい――新しいといいますか、具体的な定着ができる方法を確立することではなかろうか、こんなふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　各配食しております施設の調理能力でございます。これにつきましては、現在の人的な体制、あるいは作業体制からしても、限界に来ているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

調理能力の件はわかりました。

それから、市長の、希望者全員ではないということの考え方も理解はいたします。しかし、下水道の５年で100％というときにも指摘をさせていただきましたけれども、やはりその内容を受けとめる側、市民の側からすれば、本来はこういうことなんだと言ってみても、誤解を招くようなことをわかりながらそういう表現をする。その説明を求めたら、いや、ここはこういうことなんだ、だから別におかしくないんだ、という言い方というのは、非常に問題があろうかと思います。この点について論議しても、これはもう、それぞれ人の心の問題にまで及んできますので、改めて突っ込みませんけれども、その辺については、もう少し市民にわかりやすい方法をとるべきだというふうに思いま

す。

次に、今後の充実に向けての検討内容について何点かお伺いをしたいと思います。

先ほど、調理能力については、今のところ限界であるということでございましたけれども、まず１点目に、Ａコース、Ｂコース、それからＡＢコースとそれぞれコースがあるわけなんですが、35名の方が今待っているという状況のようなんですが、それぞれのコースでもしその内訳がわかるようであれば、教えていただきたいなと。それから、中には毎日の給食もお願いしたいんだというような方もいると思いますが、それももしわかれば、その内訳をお伺いをしたいと思います。

それから、今、調理能力については限界であるというふうにおっしゃられたわけなんですが、ではそれをどんな形でさらにふやしていこうとしているのか、その具体的な検討内容がありましたら、そのことについても、ぜひお伺いをしたいと思います。

そこで、先ほど市長が、希望者全員ではないという、趣旨からしますと、それはそれで結構だと思いますが、じゃあ日野市の高齢者世帯がどういう実態にあるか。先ほど、老人65歳以上の全体の比率等を紹介させていただきましたけれども、65歳以上の人は、ちょっと資料古いですが、平成２年の国勢調査の段階では1,436名おられる。恐らく今、1,500名を超えておられると思います。そうしますと、今給食を受けているのは、その中の１割程度ということになるわけです。で、その中身を見ますと、80歳以上のお年寄り単身世帯というのが、233名いるんです。この数字と160との比較をしても、本当にいいのかなという、そういう疑問があります。

さらにこの制度は、単身者というものを基準にしているわけなんですが、御夫婦であってもそういう状況というのはあり得ると思うんですね。その辺を見ますと、やはり平成２年のときの資料ですが、夫が65歳以上の世帯が2,500世帯ございます。さらに、同じように夫が80歳以上で妻が75歳以上という世帯だけとっても、181世帯あるんです。ですから、先ほどの単身者で80歳以上が233、それから御夫婦であっても、超高齢者と思われる世帯が百八十幾つですから、合わせると400世帯を超えているわけです。ですから、その辺のことも十分配慮された上での現施策なのかどうかということでは、非常に疑問を感じるわけです。

そこで、次にお伺いしたいのが、２人暮らしの人に対しての対応は、実態として多少は柔軟的な対応をされているのかどうか、そのことについてもお伺いをしたいと思います。

それから、基本的には昼食が中心なんですが、お年寄りとはいいながらも、やっぱり

生活に支障のある重い方は、夕食だって希望するなんていうこともあるんではないかと思うんですが、そのあたりについてどんな対応をされているのか、あるいは今後、そういったことについてどのような検討をされているのか。

以上についてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

１点目の、待機者の各コースごとの内訳でございますけれども、今、手元に資料がございませんので、御了承いただきたいと思います。

それから、具体的な検討の内容でございます。これについては、現在、先ほど申し上げましたとおり、各施設の調理能力は限界でございます。したがいまして、これからの将来の計画でございますが、近いところでは来年の４月に開設予定しております栄町のサービスセンター、これからは、やはり公的な支援としては、そういうこれからできるだろうサービスセンターを拠点に配食サービスをしていきたいというふうに考えております。とりあえず来年の４月以降については、栄町サービスセンターで50食から70食というようなキャパシティーをもって計画しているところでございます。したがいまして、その時点では、必要とされる方の待機者は解消されるんではないかというふうに考えております。

それから、65歳以上でございますが、平成３年末で約１万4,071名だと思います。65歳以上のお年寄りですね。

それから、現在の配食の状況ですけれども、必ずしも、原則としてはひとり暮らしのお年寄りですけれども、場合によっては、食に支障のある方については、２人暮らしのお年寄りについても配食を実施しているところでございます。これからもそういうことでやっていきたいというふうに考えております。

それから、夕食でございますけれども、現状では、待機者のまず解消ということに対応していかなければいけないんではないかというふうに考えております。また、先ほど来申し上げましたとおり、やはり将来的には、健康状態に合わせたメニューで、できれば本当に必要な方は、夕食をもサービスしていきたい。またもう一方、ヘルプ事業の中で家事援助事業というのがございます。機能の低下等によって日常生活に支障のある方、これについては、ヘルパーを派遣してやっておりますが、この中でもかなりの部分、食事サービスがあるわけでございます。例えば、午後派遣いたしまして、お昼の食事と夕飯の食事まで支度しておいて、夕飯時にはそれを温めて食事をするとか、そういうよう

な制度もございますので、配食制度と、もう一つはヘルプ事業の中でそれぞれ支障のある方たちには対応していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

２人暮らしの部分については、一部対応中であるということのようでございます。

それから、調理能力のことについては、栄町ということも考えているということなんで、これについてはちょっと後でまた別な形での提言をさせていただきますが、この最初の質問のときに、各給食をつくっておられるところの単価といいますか、コストといいましょうか、その辺をお伺いしたんですが、例えば至誠ホームでいきますと、1,313円コストがかかっている。400円は個人負担ですから、そうしますと、助成金というか負担金というのは、１食当たり913円になるわけです。いろんなことで費用を要するというのもわかるわけなんですが、果たしてこの400円と負担の913円というようなこのバランスは、いかがなもんなのかなという疑問が生じます。決して多いからどうだとかなんとかというよりも、どんな事業をするにも、やっぱりできるだけコストは小さくして、効果をより上げるということが前提にあってしかるべきだと思うんですが、なかなかこういう事業自体が全国的にも難しいという中で、日野市が先行しているという面では評価をできるところなんですが、この辺については、もう少し突っ込んだ検討が必要ではないのかな。今回、「老人給食をより充実させよ」といった意味の一つには、そういうことも含めて申し上げているところなんですが、このコストについてどんなようなとらえ方をされているのか、もう一度、お伺いをしたいと思います。

それから、もう１点、先ほど市長の御答弁に、「いずれは地区センターなどの利用もできればいいな」というような希望も述べられたんですが、全く別の角度から、学校給食の給食施設ですね、こういったものをもっともっと有効活用していいんではないのかな。これは全く所管が違うと言ってしまえばそれまでなんですが、行政がいろいろ負担をして行っているという意味では全く同じなわけですから、そちらの方もうまく活用して、もっともっと要望にこたえていくということの検討はされているのか、されていないのか、そのことも含めてお伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　コストのことなんですが、御当人から負担をしていただく400円は、当初からまだ変えておりませんけれど、いわゆる材料費という考え方であります。それからコストの部分は、人件費、調理費、配送費、これらであります。したがい

まして、なかなか複雑な仕組みにもなっておりますし、１時間のボランティア的参加でお願いをする際には、自給600円程度を補償する、そういう考え方でございます。

私は、今御指摘の、いわゆる学校給食、あるいは保育園等も給食機能を持っておるわけでありますから、そういう公的な部署で担当してもらうということは、大変いい考え方だと思っておりますけれど、なかなか現実にはそれぞれの区分がありまして、むしろ自発的にそういう仕事をやらせてほしいというぐらいにあってほしい、というふうな言い方もしておるわけであります。どうしても将来、一度始めた仕事を後退させるわけにはもちろんまいりませんし、発展的な見通しも可能ではありますが、コストを下げるということは極めてこの事業の健全性を保持する上で大切だ、というふうに思います。もっとボランティア的要素が加味されていいんではないか、ということもありますけれど、これは我々の方からのみ強いる、求めるというわけにはまいりません。どうしても必要であり、かつまた、その必要な人に対する公平性が欠けるというような状況が発生するとすれば、一番良心的な給食業者の方にもこの仕事をお願いするということが考えられてもいいんではないかということは、担当者にも指示をしておるところであります。

○議長（黒川重憲君）　　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　　ありがとうございました。

今、市長、最後の方に述べられたように、コスト意識に対しても十分認識をされている、あるいは壁はあるけれども、学校給食の活用ということも必要なことではないだろうか。ただ、国の縦割り行政との兼ね合いで、非常に難しいことも十分理解をいたしますけれども、ぜひ、この件についても真剣に考えていただくべきときではないかなと思います。

それから、さらに業者を使って云々ということも、これもそのことによってサービスがより高まるということであれば、これも本当に真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

今回、「老人給食をさらに充実せよ」ということの趣旨で質問をさせていただいて、いろんな充実の方法についての問題提起もさせていただきました。俗に、福祉は必要だから、あるいは福祉はよいことだからとか、福祉はみんなが望んでいるからということで、無制限にお金を使っていいというものでは決してない、というふうに思います。言うまでもなく、貴重な税金を使っての事業であるからでございます。

民間企業では当然のこと、まして行政ということになればなおさらのこと、小さなコストで大きな成果――効果を上げるということが使命であるべき行政でございますが、

サービスを怠ることなく、コストも考えた老人給食の実施、充実を必要としていただきたいと思います。

さらにその工夫をすることによって、現状と同じ負担の中でも、より多くの方法によって配食が可能になるはずでございます。

まだまだ多くのお年寄りが配食を望んでおります。その方々の要望にこたえるためにも、さらに努力し、工夫をして、知恵を絞って、充実した老人給食ができますことをお願いしまして、この質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって15の２、老人給食をさらに充実せよ（希望者には毎日の配食を）の質問を終わります。

一般質問16の１、万願寺地区のまちづくりについて――ソフト面を中心に――の通告質問者、土方尚功君の質問を許します。

〔17番議員　登壇〕

○17番（土方尚功君）　ただいま議長の方からお許しをいただきましたので、万願寺地区のまちづくりについて――ソフト面を中心に――ということで通告をしてございます。

早速始めてまいりたいと思いますが、私、過去においても、万願寺土地区画整理事業に関連し、諸問題を問うということで、61年の第３回定例会、また62年の第３回定例会においても、万願寺の第二地区の区画整理について問う、また63年の第３回においても、四小万願荘周辺の整備について、というようなことで質問をしております。

こういったことの中で、事務的にもすぐ出てくるかと思いますけれども、まず、区画整理事業の進捗状況、これが１点。

現在進めている状況の中で問題点はないか、ということが第２点。

今後の施設建設をどのように考えているか、３点です。

４点目に、事業実施地区以外との関連性について。

その他ということで、要旨を既に出してありますので、以上の点で、まず状況等の説明をいただきまして、ものによって、深く掘り下げていきたい、こういう考え方でおりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず第１点目の、万願寺の事業の進捗状況でございます。これは平成４年度の決算の数値でございます。まず事業費ベースでまいりますと、69.3％の執行状況ということになっております。

また、各事業でございますけれども、都市計画道路でございます。都市計画道路は、

この地区の中に３路線ございます。この３路線のうち、都市計画道路３・３・２号線、これは国が直轄で工事をやることになっておりますので、この路線を除きますと、約69％の執行率となっております。それから、区画街路でございますが、87％の執行。水路につきましては93％、それから建物につきましては約83％の執行状況ということになっております。

それから、問題点でございますけれども、御承知のとおり、万願寺の区画整理事業の資金の状況でございますが、国庫補助金、それから都補助金、市の負担金、保留地処分金、これからなっておるものでございます。このうち国庫補助金、それから都補助金、市負担金につきましては、ほぼ執行がなされておりますけれども、現在、これからの事業に当たっては、大部分が保留地処分金により執行されるという状況になっております。

そこで、この保留地の処分につきましてでございますけれども、こういう経済変動がございましたので、当初予定した分がなかなか処分できないというのが、実態としてございます。しかし、いろいろと工夫等を凝らしながら、事業のおくれにつながらないような方法で、今後、処分をしていく考えを持っております。

それから、今後の施設ということでございますけれども、先ほど申しましたとおり、区画整理事業の中で公共施設といいますと、道路、公園、水路等でございますけれども、道路、水路、建物等につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。現在残っておるのが、公園関係があるわけでございますけれども、計画の中で14カ所、計画をいたしております。このうち、10カ所がまだ公園として整備を行っておりません。この公園につきましては、地域の特性を生かして、事業計画に準じて施行をしていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　事業実施区域以外との関連性ということで、以前から指摘されている場所は、日野郵便局とオリエント時計の間の道路で、特にこの拡幅の問題であります。特に狭い部分は、オリエントの東の端からさらに東へ300メートルの区間で、幅員が3.64メートル。路線名は、幹線市道２―43号線であります。この地域は、万願寺区画整理区域内にあって、既に事業認可されて施行されている区域からはまだ除かれておりまして、現在の状況から、都道路の整備はまだ先になる見通しではなかろうかと思っております。基本的には、この道路の拡幅問題は、面的整備、区画整理事業の中で幅員９メートル、車道６メートル、歩道1.5メートルずつの両側の構造を持つ道路が整備さ

れるということになろうかと思います。

しかしながら、その間の暫定的な対応、交通安全、あるいはその他の安全面からも、道路管理者として当面対応しなきゃならない部分であります。畑とか、あるいは一部借用して、道路を部分的に拡幅するか、あるいは用水路上の水路を一部歩道設置する方法で歩行者の安全の確保をするか、それらの方法が考えられて、検討中ですが、内部でもう少し詰めさせていただきたいと思っております。

もう１点の問題は、第四小学校の東側に位置する区域であります。この高速道路の北側ということになります。この地域は、比較的低い地盤のために、台風時などの大雨の際には、雨水、排水がとれないために、道路も冠水状態になる。そういうような状況であります。この雨水をどう処理するか、非常に頭の痛い問題でありますが、万願寺区画整理によって、中央高速道路の南側は排水施設が整備されるので、将来はそれに接続する方法で、最終的には根川へ注ぐような形をとらざるを得ないんですけれども、当面その間、どうするかという問題が残っております。

過去にも吸い込み槽を設置したわけですが、ある程度機能しておりますけれども、昨年の大雨では、１カ所では飲み切れない状況が生じました。したがって、もう１カ所、吸い込み槽を設置する方法を考えていきたいと思っております。もし、それでも冠水をするような状況になれば、場合によっては、ポンプ設置も考えなきゃならないと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　それぞれお答えをいただきまして、特に再質問というようなものも必要ないというようなこともありますが、整理をしていって、最後に質問の形をとっていきたいと思いますけれども、進捗状況については、これは結果ですから、今報告いただいたことで、承知をいたします。

問題点ということで、大きな意味では、保留地の処分がこの状況の中でできていないというようなことで、事業費に影響している、こんなような状況でありますけれど、保留地処分のあり方、こういったものもひとつ今後の中で検討いただくというようなことで、積極的な対応をしていただく。

これに関連して、万願寺の２期等もここで質問の形になるかと思いますけれども、先行取得、こういった状況がどの程度行われているか。また、考え方の中に、万願寺の２期を推進するために、１期の方で保留地の処分と交換といいますか、そんな形もすると

いうような対応が過去には示されているわけですけれども、現状としてありやなしや、こういったことでお話をいただければと思います。

それから、今後の施設建設をどのように考えているか。都市整備部長のお答えですから、これは改めて――今現在は、公園が残っている。こんな状況の中で、残り10公園ということですが、大きな公園は安養寺の東側、そこを含めて一帯の近隣公園といいますか、約３ヘクタールに及ぶものがあるんですが、実質的にはこれから整備。特にその隣に、二十一小学校予定地ということがあるんですが、その西側にも今、公園で、実際には遺跡調査をして、既に２年以上経過を、最初のあれからするとほうりっ放しと、こういう状況で、緊急性の度合いからすれば、その視点が弱いのかなというふうに思いますけれども、あの地域の方々は、早く公園が欲しいというようなこともあるわけなんで、そこらを含めてお答えをいただくとともに、私の質問のあり方の中で、この地域、大きな目で言えば、先日、福島議員のときにも、「白紙の状態で取り組みます」という浅川公会堂でありますとか、多摩川苑福祉ゾーン、こういった大きな問題、これが施設として出てきますでしょうし、地域としては、要するに地区センターの新設を要望している、こういうような状況もあるわけですし、また、東部会館ができたときにも、地域の要するに図書館を欲しいと、こういうようなこともあります。

特に、万願寺のそのモノレール路線の関係からすれば２駅ですね。１期にしろ２期にしろ、合わせると２駅、この万願寺区域には駅ができるんですけれども、その周辺に公共的なそういうコミュニティー的な要素を含めて、こういった考え方が果たして今の時点でお持ちになっているのか。

今、第３次の基本構想なり、計画を持っているわけですが、実施計画が手元にありますが、まだまだこれからということですから、果たしてあれを見るだけでは、どんな考え方を基本的に持っているのか、こういったことが出てないわけなんで、そこら辺を含めて企画サイドなりからお答えをいただきたいというふうに思っています。

それから、実施区域外ということで、建設部長からありましたけれども、この問題はもう、最初の先ほど申し述べた質問のときに大体、それからその四小の周辺といいますか、こういったことで申し入れもしました。しかし、まだその道路については、過去における回答からすれば、公共用地との境界査定が済んでないとか、いろんな問題点を挙げながら、今後、対応していきます、というような回答がずっと続いております。いずれにしても、それに接続する区画整理の実施区域内の中は、もう既に、整備がもう少しで終わるという状況になりますと、まだまだバイパスが通らない限りは、東西に抜ける

主要な道路でありまして、ぜひとも、少なくともすれ違い、それから歩行者に対する安全対策、こういったことで、検討を加えていただきたいと思います。これは要望という形で結構ですけれども……。

それから、第四小学校の周辺のところの排水の関係で今お答えをいただきましたけれども、現実としては四小にも吸い込み槽をつくり、また第四幼稚園の東側のところにも吸い込み槽、こういったものを設けて、一時的な対応はされているんですけれども、それに関連するところのかつての万願寺に通ずる道路については、側溝すらもない状況で、地域の人も要するに吸い込み槽を独自で持っている。これについては、１カ月に一度のくみ上げをしたりする費用は負担をしているということがあるんですが、ことしみたいに、いろいろ雨が降ったり、家庭の雑排水ということでの吸い込みですから、目詰まりをしていったりして、なかなか費用もかかってしまう、こんなようなことがあります。基本的には、その傾斜の問題があって、どこかでポンプアップをして、側道につながる側溝に流す、こんなことが抜本的な解決方法になるかなというふうに思っているんですが、ぜひ、そこら辺にも手を加えていただいて、対応を図っていただきたい。このように、これは要望で、そういった発言があったということでとらえていただいて結構でございますので、ぜひ、担当される部において対応をお願いをしたいというふうに思います。

再質問の中で二、三挙げさせていただきました。特段に将来計画、ソフト面を中心にということで私ども挙げておりますので、ぜひ、そういった意向の中で御回答いただければと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　それでは、まず第１点目の、第二万願寺の先行取得の関係でございます。ことしの５月現在での――ちょっと数字が多少現在動いているかもわかりませんけれども――数字で申し上げたいと思います。この第二万願寺につきましては、私の方で先行取得をする予定の面積でございますけれども、事業側としては約１万4,000平米をお願いをいたしております。このうち、少宅地緩和の減歩充当用地という用地があるわけでございます。この部分につきましては、現時点で、ほぼその面積が満たされておる。その後、この地域の中にいろんな公益公共施設関係が考えられるわけでございます。これらの面積につきましては、これからお願いをしていきたい、積極的に買っていただきたい、というふうな形でお願いをいたしておるところでございます。

したがって、事業執行上からの用地としては、一応満たされておるということでございます。

それから、施設のうちで、あそこは宮になるんでしょうか、あの公園の促進ということでございますけれども、先ほども前段で、ちょっと保留地のお話をさせていただきました。そういう状況、保留地が計画どおりなかなか処分できないという経過もございますので、今、事業の、特に権利者にかかわる――地域の皆さんに御迷惑できるだけかからないような地域につきましては、多少、ちょっと事業のおくれを来しておる。順位として、できるだけ生活に支障を来すような部分から着工させていただいておるということで、当初の計画より多少おくれてきているということがあろうかと思います。そういうことで御理解をしていただきたいと思います。できるたけ早く着工するような方法をとっていきたいというふうには考えております。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまの今後の施設の建設ということで、関連して幾つか例が質問の中に出ました。一つは、この地域の中での大きな問題としての福祉計画の中にある多摩川の福祉ゾーンの問題、あるいは浅川公会堂の問題、この基本構想、基本計画との関連をということでございます。もちろん、現在、福祉部の中で、福祉計画を具体的に進めているわけでございますので、この進行状況等を踏まえた中での整合性は持たせるべきだというふうに考えております。

なお、浅川公会堂につきましても、先ほどの先日来の質問の中でのお話にもあるように、当然、各部から年次計画をもって一定の計画は出てきております。よって、全体的な公共施設の問題の整合性を持ちながら、この基本計画の中で考えるべきだろうというふうに思っております。

もちろん、この区画整理事業だけの問題でなくして、日野市全体のこれからの公共施設をどうあるべきかということで、各部の中でもかなりの要望が出ております。これから十分議論した中で、基本計画を立てていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　それぞれお答えをいただきまして、確かに地元の最初の都市整備部長関係の私の質問とした、２期とのやりとりはどうかなというようなことは出てきませんでしたけれども、先行的にはある程度充足されている部分がある。ただ、公益公共施設にかかわる用地はまだこれからというようなことで、いずれにしても、いろんな

状況の変化の中で、農業をやっていこうというような人もやめざるを得ないような状況も出てきたり、いろいろ変化をするわけですから、これからまだ相当、用地確保ということでは実質的に対応がされていくということふうには思いますけれども、またそういった面で、若干の安心をしているんですけれども、やはり事業も、現実にはことしの末には、仮換地の発表等があれば、いろんな状況が発生してくると思いますので、ぜひ、事業を早く進めるという意味での対応に全力を注いでいただきたいと思います。

また、遺跡の関係で、実生活に影響のないところがどうしてもおくれているという現状はっきりしているわけなんで、そういう中でも、遺跡調査、相当時間かかるわけですから、積極的に対応を図っていただくように担当部としても対応をお願いしたいと思います。

それから、今、企画財政部長の方から話しありました。まだゾーン関係、あるいは公会堂について白紙になったり、いろいろな状況しているわけですけれども、今の３次の基本計画の中、あるいは実施計画の中、こういったことで具体的に示されてくると思いますが、今ここで、これ以上の質問を進めても、何ら出てこないじゃないかというふうに思います。

いずれにしても、各議員さんとも言われているとおり、行政側内部でも積極的に対応を図るとともに、我々議員にも計画があるんでしたら、早い時点で対応がとれるような方策をしていただくとともに、広く一般市民の意見を取り入れていただいて、よりよいまちづくりに全力を注いでいただくようにお願いを申し上げて、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって16の１、万願寺地区のまちづくりについて――ソフト面を中心に――の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時53分　休憩

午後１時８分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問17の１、市と貸主、宅建業者が連携し住宅情報提供など、強力な住宅相談体制を確立せよ！の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

〔３番議員　登壇〕

○3番（田原　茂君）　それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「敬老の日」を前に、厚生省は7日、全国高齢者名簿、いわゆる長者番付を発表いたしました。9月末までに100歳以上になるお年寄りは、男性943人、女性3,859人の計4,802人、年間増加数も650人で、いずれも過去最高となったと発表しております。23年連続の増加で、番付発表が始まった昭和38年に比べ31.4倍、この10年間でも3.1倍にもなっているということでございます。医学の進歩もあり、今後さらに長寿国日本の記録を更新していくものと思われるわけでございます。

我が日野市においても、70歳以上の方々が9,243人、5.67％、また65歳以上の方々は1万4,914人、9.14％と、年々その数がふえているわけでございます。そしてその内訳としては、日野市保健福祉計画策定のための実態意識調査報告書にも出ておりますけれども、いわゆるひとり暮らし老人や、高齢者のみの世帯も増加の一途をたどっており、その割合が44％に至っているということであります。ちなみに65歳以上の高齢者のみの世帯は1,853世帯、またひとり暮らしの高齢者は1,264人となっておるわけでございます。

このように、高齢化社会は着実に進んでいるのにもかかわらず、環境整備が十分整っているとは言えないのが現実ではないでしょうか。高齢者が将来を悲観して、みずから命を絶つというような記事に接しますと、そのことを強く感じるわけであります。

環境整備の中にはもちろん、保健・医療的なもの等々、いろいろとさまざまあるわけではございますけれども、中でも大きな課題の一つに、何と言っても住宅問題が挙げられるのではないかと思うわけでございます。市民意識調査においても、高齢者の方々は住宅問題に多くの不安を抱いている状況もうかがえるわけでございます。

先般配付されました日野市住宅マスタープラン策定調査計画書によりますと、「高齢者や障害者の住宅問題」と題して問題提起をしている箇所がございます。ちょっと読んでみたいと思います。

高齢者や障害者の住宅問題ということで、「高齢者や障害者の単身世帯や高齢者だけの世帯が着実に増加している。民間賃貸住宅に高齢者や障害者のみの世帯で入居することが困難な場合が多い。建て替えに際して、負担能力を超える家賃設定を行ったり、立ち退きを求めたりする場合がある。公的な住宅による高齢者、障害者への対応が十分には行き届きにくい状況にある。高齢化社会における多様な高齢者の居住形態に対応できる住宅が少ない。特に民間賃貸住宅において、高齢になっても、現在の住居や、同一のコミュニティーに属し続けることが大変難しくなってきている。人口急増期に入居した世代の多くが、一斉に高齢期を迎える状況が予測され、住宅ストックの質が問われるこ

ととなる。高齢者がいる世帯が一般的となり、高齢者に対応した住宅が特別なものでなくなる可能性がある。」このように、高齢者や障害者の住宅問題としての課題というか、問題点が述べられているわけでございます。

このように、高齢者を取り巻く住宅事情というのは、さまざまな角度から深刻さを増していると思うわけであります。

そこで、まずお尋ねしたいのは、高齢者が住宅相談に市の窓口に来られることも多々あるわけでございますけれども、そのように市の窓口に来られたときには、どのような対応をされているのかを教えていただきたいと思うわけでございます。恐らく老人ホームの話とか、シルバーピア等の説明とかが出ると思いますけれども、そのようなものを含めて、どこまで今具体的に相談に乗っていらっしゃるのか。窓口に高齢者が来た場合に、どういう対応をされているか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　住宅相談等で窓口に来た場合の対応でございますけれども、その辺につきまして回答いたします。

平成４年度の老人福祉相談でございますけれども、今御指摘のありましたとおり、窓口の相談のようなものといたしましては、いわゆる特別養護老人ホーム等の施設入所の件、あるいはホームヘルプ事業の件、あるいは在宅サービスセンター、いわゆる通所施設の相談等でございます。年間で841人、1,134件でございます。このうち、住宅相談については27件ございましたけれども、その住宅相談の27件の主な内容としては、いわゆる日常生活に支障のあるお年寄り世帯の利便を図るための住宅改造等の助成に関するものが大部分でございまして、いわゆるアパートからの立ち退きに関するものについては１件ございました。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　全体で841人ですか、平成４年度で。これは施設入所、ホームヘルプの問題という、そういうお話の中での、現実にはそんなには立ち退き等での相談には来てないというふうなお話もありましたけれども、恐らく役所に行っても、こういう問題は取り合ってくれないというような通念というか、意識というのが定着しているのかなと思うんですけれども、私のところには多々あるわけでございますけれども、それはそれとして、さまざまな角度での対応がいろいろされている中でも、やはり高齢者を取り巻く住宅事情の中で、シルバーピアとか、かなり今進んではきておりますけれど

も、いわゆるシルバーピアの希望者も結構多いというふうに聞いておりますけれども、いずれにしても、全員が当然入れるわけではありませんし、また、中にはあえてシルバーピア的なところに入りたくない、普通のアパート、または自分の住んでいる地域、あえてシルバーピアのあるところに行くんじゃなくして、自分の住んでいる地域に住み続けたいという方も当然いらっしゃるわけであります。そのような方々が、何らかの事情で今いる住居を出て、新しいアパートを見つけなければならないという場合に、高齢者の方だけで住居を見つけようという場合は、大変な今苦労をなさっているのが現実ではないかと思うわけでございます。

多々そのような相談も私のところに参るわけでございますけれども、役所へ行ってもしようがないというようなことも、開口一番、そういう方々は申すわけでございますけれども、いずれにしても、役所はそういった意味では、今の段階では、そういう住宅を見つける場合の、特にアパートなんか見つける場合の相談には、もうほとんど乗ってくれない、当てにならないという、こういう意識も当然あるんではないかなと思うわけでございますけれども、実際にはそういう意味で、次の転居先を探すために大変な苦労をされているお年寄りが実は結構いらっしゃるということをまずここで、いろいろと相談を受ける中でも実際にあるということを、まず申し上げておきたいというふうに思うわけであります。

このような中で、なぜ苦労するかというと、当然それは、不動産屋が受け付けないということがあるわけであります。ある不動産関係者の人も言っておりましたけれども、高齢者については次のような理由で、なかなか入居のあっせんをすることが難しいということを言っているわけでございます。一つには、火災などの事故を起こしやすい。二つには、家賃支払いが不安定になりやすい。三つ目としては、身元保証人がない等々、このような三つの理由を挙げて、なかなか高齢者の方には住宅のあっせんはできないというような状況がありますと、こういうふうなことをおっしゃっているわけでございます。

そこで、やはり行政としても、従来のシルバーピア、あるいは先ほどおっしゃったような、通常の相談プラスアルファとして、一歩踏み込んだ形での、そんな方々に対する行政側の手助けという形で一歩踏み込んで、いわゆるタイトルにもございますが、市と貸主と宅建業者――不動産屋等でしょうか、が連携して、住宅情報提供など、支援体制をつくっていくということが今必要なのではないか、ということを強く思うわけであります。そのようなニーズというか、お困りになっているお年寄りがいるんであれば、行

政としてもこれは放っておけないというふうに私は思うわけであります。このような一歩踏み込んだ体制というものが行政としてできないのかどうか、このところを次にお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

ただいま、窓口相談の件で、住宅関係二十数件、そのうち立ち退きに関するものは１件というふうにお答えいたしました。

先般、シルバーピア２棟建設いたしまして、３月に入居されたわけでございますが、このときの応募者を見てみますと、35戸募集いたしましたが、68人の応募者がございました。今回は、ひとり暮らしのお年寄り、あるいはお年寄りのみの世帯、こういうもので募集をいたしましたが、35戸に対して68人が応募されまして、この中にも立ち退きを求められている方が21人もあったということでございます。

私ども、シルバーピアの入居については、第一条件としては、立ち退きを迫られている者、あるいは立ち退きの期限が近くに来ているという方をまず優先いたします。また、環境の非常に悪化している、そういう方たちを優先的に入居していただいているわけでございます。なかなか市の方に相談しにくいという点もあろうかと思いますが、できるだけ市の方へ御相談いただきたいなというふうに思っております。もし相談しにくい点があれば、もちろん私ども、それらについて改善を図っていかなければならないんではないかというふうに考えております。

また、今御指摘のように、居住の安定を図るためには、やはり公的な支援が必要だというふうに考えております。高齢者あるいは障害者、こういう方たちは、一般的には所得水準が一般世帯に比べまして低い。そればかりでなく、その向上が見込めない。また、民間賃貸住宅への入居が、家主から必ずしも好まれていないというようなことで、自力で住宅を確保することは非常に今困難な状況にあるということだと思います。したがって、地域での居住安定を図るためには、やはりこれからの公的な支援が必要だということは痛感しているところでございます。

そこで、質問の、いわゆる行政と貸主、あるいは宅建業者との連携でございます。この辺の連携については、23区ではかなりの区が実際にそういうようなことで連携の中で相談窓口等設けてやっております。そういうことについて私どもも承知しておりますが、まだ27市の中ではそういうような具体的な、宅建業者等とのあっせん協力関係ですか、そういうものは実際にはされておりませんが、これからそういうことが必要ではないか

というふうに考えております。若干都内と市とではその辺の地域性があるんではないかなというふうにも考えているところでございます。できるだけそういうようなことで、課題として受けとめていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

課題ということで受けとめていくということでございますけれども、そんなに大上段に構えることなく、身近にできることは結構あるんじゃないかなと思うんです。例えば、一度不動産業者を呼んで集まっていただいて、高齢者の入居可能な物件が実際にどのぐらいあるのかどうかとか、または、問題点は何なのかとか、または、市の高齢者住宅の施策など説明して理解を得るとか、そのようなディスカッションとか、情報交換を図るということも、当然できるわけであります。

その意味で、高齢者入居への必要以上のいわゆる不安感という、そういう先ほどの業者が、3点での不安感というか、心配だということで、なかなかあっせんできないということですから、それを解消してあげるような、元気なお年寄りも当然いらっしゃる、問題ありません、年金も幾らぐらいあるんだとか、普通何年か働いた方はこれぐらいの年金があるんだとか、住宅費も大丈夫だとかということの説明なんかもしてあげることも、私はできるんじゃないかなと思うわけであります。

その意味で、身近なそんなところでの一歩具体的な踏み込んだ形での、体系的にさらにやっていけば一番いいんでしょうけれども、そんなに大上段に構えることなく、ちょっと話したいということで呼んで、できるというところもあるんじゃないかなと。全く市には今、情報がないわけです、はっきり言って。全く高齢者の方が入れるようなアパートなんか把握してないわけです、市で。そういう意味で、情報提供してもらうということも、簡単にこれはもう集まっていただいて、状況を聞いていただくということもできるわけでありますので、その辺の身近な一歩この辺についての、先ほど私が申し上げたような具体的なものについては、どうでしょうか。やっていただけないでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　一番安定といいますか、確実性のあるのは、やはり現在進めております公営住宅におけるところの高齢者住宅、あるいは市の施策として進めております民間アパートの借り上げ、高齢者の集合住宅――シルバーピアですね、こういうものを着実に進めていきたい、まずそういうふうに考えております。

また、その中で今御指摘ありましたとおり、そういうような公営住宅、あるいはシル

バーピア等にどうしても入りたくない、地域からどうしても離れたところには住みたくないというような方でございますれば、これはもちろん、行政と家主と、あるいは宅建業者と、御指摘のあったような協力体制をとりまして、やっていきたいというふうに考えております。

また、特にお年寄りの場合ですと、家主等も、なかなか保証人の問題、あるいは老後の問題、その辺の懸念が多分にあるわけでございます。そういうようなことで、保証人等についても、ある程度行政の方で保証人を確保するとか、あるいは機能低下といいますか、寝たきりのような場合には、何らかの形で市の方でも定期的にその辺の安否を確認するとか、そういうようなこともきめ細かな連携をとりながら、何とか三者でもって居住の安定確保に努めていきたいなというようなことで、具体的な内容については、これから十分前向きに検討していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

2回目の質問でかなり前向きの姿勢のお答えが出たというふうに受けとめさせていただいたわけでございますけれども、今先ほど部長さんの方から、公的保証人制度のお話がちょっと出ましたですね。私も以前、この議会で、いわゆる公的保証人制度を市としても実施できないかというような角度で一般質問させていただいた経過があります。これは何もお年寄りに限らず、精神障害者の方も含めて、身障者の方も含めて、母子家庭の方も含めて、いわゆる保証人が、先ほどの不動産業者の言葉でありませんけれども、なかなか見つからないということでの入居が不可能ということも、当然、多々事例としてはあるわけございます。そういったものも、先ほど部長さんからも話が出ましたので、さらにまたそれも含めて、福祉全体でもこの問題については詰めていただいて、具体的な一つの前進を見るように、努力をお願いをしたいなというふうに思います。

それで、たまたま部長さんの方から、都内では結構やっておられるというような話もありましたが、江戸川とか新宿とかが結構有名な、実施の中では有名な区ではありますけれども、当然区内と市部では――三多摩では違うという話もありましたけれども、規模の大小はあっても、実態はこれは同じなんですね。そういう、ただ、数が都内は多いのかなという感じがしますけれども、一個人にとってしまえば同じ悩みなわけですから、そういう実例、またお悩みの方が、当然三多摩にも大勢いらっしゃるということをまず御認識をされた上で、次の努力をなさっていただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

で、話が出たものですから、これは新宿区の内容をちょっと御紹介をさせていただきますけれども、新宿区においては、本年の４月から民間賃貸住宅住み替え協力店制度というのを導入しているわけでございます。この制度では、いわゆる区と協定を結んだ協力店、これはいわゆる不動産仲介業者というんでしょうか、これは58店舗ある。それらが家主に対して、高齢者らの入居に協力してくれるように積極的に依頼するという、この点が大きな特徴である、というふうに言われているわけであります。転居先の円滑な確保を促進するのが当然目的であり、ねらいであるわけでありますけれども、この制度では、高齢者、障害者世帯、ひとり親家庭、これらの方々の住み替えの相談があった場合に、区はそのような協力店に仲介を依頼をして、協力店は高齢者らに物件を紹介する。紹介された物件を高齢者らが訪れて、そこでお互いの契約を結んでいく。このようなシステムをとっているということでございます。

さらにまた、この協力店というのは、そのような事務的なことだけでなくして、日常的にもそういった高齢者の入居についてのバックアップをやっていると、こういうところが意識の変革と言うんでしょうか、それがもう随分違ってきているわけでございます。それも行政側の働きかけとともに、それにこたえていこうという宅建業者も当然出てきているんだと思うんですが、とりあえず行政側のそういう働きがなければ、なかなかそういったものにこたえ得ようにもできないということでありますので、どうか、行政側の積極的な働きかけをさらによろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移りますけれども、今後の高齢者に対する住宅対策ですか、その計画を、10年間の計画というんでしょうか、出ていると思っております。それをちょっと教えていただけますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

今後の日野市の地域高齢者の住宅計画でございますが、既に御承知のとおり、平成３年３月に、今後10年間におけるところの高齢者住宅対策、また住宅環境整備の一環といたしまして、高齢者住宅計画を策定いたしました。この中では、およそ10年間に必要な高齢者の住宅ということで、550戸を計画しております。この550戸のうち、いわゆる日野市の施策として進めていくべきシルバーピア、これについては170戸ですか、そのほか、都営住宅、あるいはその他公営住宅等の建て替え等によって、これら高齢者の住宅を確保していくというような計画でございます。もちろん、この計画については、それぞれそのときどきの変動に対応すべき見直しをやることは当然のことでございますので、

550戸確定したということではございませんせん。場合によっては、550戸の変化もあるわけでございます。

そういうようなことで、日野市は幸いといいますか、比較的公営公的な住宅が多い地域でございます。市営住宅を初め都営住宅の建て替え等もいろいろ計画され、また実施されているところでございます。

高齢者の集合住宅、シルバーピアについては、現在、市としては、ちょっとここで都営住宅等の建設が大分ピッチが上がっておりますので、その辺の需要を見極めるべき必要があるというようなことから、平成５年度は一時中断しております。最近では、栄町に都営住宅、この中に高齢者住宅が24戸、あるいは平成６年度の12月ごろになろうかと思いますが、落川都営住宅には29戸、またそのほか、大坂上の第２期工事というようなことで、非常に都営住宅の中での高齢者住宅、もちろんシルバーピアですね、そういうものの制度の中での高齢者住宅が確保できますので、そんなことで、現在、日野市の方の施策としての集合住宅は、ちょっと見送っているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

いずれにしても、総体で550戸ということですね。シルバーピア、日野市の借り上げ住宅が170戸、残り380戸が都営、公団、市営ですかね――ということだという御説明を今いただいたわけでございます。若干流動的な当然数字であるというお話もあったわけでございますけれども、先ほどの日野市のデータにおいても、いわゆるひとり暮らし老人が1,264人、高齢者のみの世帯が1,853世帯という数字が出ているわけでございます。その中には全部が全部、そういった該当者には当然ならないとは思いますけれども、これから減ることは当然ないわけでありまして、ふえていくことこそあれ、減ることはないという、こういう状況でございますので、そんなことを考えますと、ちょっとこの550戸で、さらにシルバーピアが170戸というのは、ちょっと、もう少しあれかな、数字が多くなるのかなと、こんな感じもちょっと受けるわけでございますが、この現在550戸と出したもし根拠みたいなものがなにかございましたら、教えていただきたいんですが……。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　今、ちょっと細かい資料持ち合わせてないんですけれど、もちろんこれから10年先の高齢者人口、あるいは持ち家の数、ひとり暮らし、老人のみ

の世帯、その辺の推計の中から出した数値でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　いずれにしても、これはもう一度やっぱり、数も含めて検討する必要があるのではないかなと、こんなこともちょっと思っているものですから、そんな質問をさせていただきました。わかりました。

シルバーピアが170戸という計画でありますけれども、このシルバーピアのまたあり方についても、ちょっと思うわけでございますが、今の入居条件というんですか、それを含めてちょっと御質問いたしますけれども、今の入居条件は、いわゆる3年以上居住していること、かつ、自立して生活を営むことができる人、さらに立ち退きを要求されている――これは又はになっていますけれども――著しく劣悪な状況の中にある。大きな点で言えば三つプラスアルファと、こういう入居条件があるわけでありますけれども、先ほどの2点の、3年以上とか、自立した生活を営む、これは当然なことでもあります。最後の、いわゆる立ち退きを要求されていることと、もう一つ、劣悪な状況の中にあるという、このいわゆる入居条件というんでしょうか、これについて、やはり少し今後の流れというんでしょうか、高齢者の多様なニーズというものを考えますと、この入居条件はやや緩める必要があるのではないかなということを思うわけであります。

確かに今のところは、当然立ち退きを求められている方や、日の当たらない、本当に3畳1間で暮らしているような方々もいらっしゃるわけですから、そのような方々に優先的に入っていただくのは当然のこととして、やはりそのような方々もいずれは解消してくるというんでしょうか、入っていただく中で、むしろニーズは、そういった方々プラスアルファ、それほど入居条件も今入っているところは、格別悪いわけではない。また立ち退きも要求されているわけではない。だけれども、そのような借り上げ住宅に入りたいという人も当然いらっしゃるわけであります。そのような方々が前回のシルバーピアの六十何人かの中には、そういう条件に当てはまらなくて落とされた方も、当然これはいらっしゃると思いますけれども、このような点についても、高齢者意識調査の中でも、市民の声としてこんな声が挙げられているわけです。

この日野市保健福祉計画策定のための実態意識調査報告書の自由意見ですか――の中にも、このような声がやっぱり寄せられています。「狭くてもプライバシーが守れて、老人が無理なく活動できるような住宅を安い費用で整備する。自分では家を建てることは不可能な人が大多数な現在、借家にのみ生活するのでは、家賃が高過ぎます。もっと収入の少ない人のために、安い住宅はできないものでしょうか。年金で最低の生活ので

きる住宅を増設するようお願いします。一番困るのは、住宅家賃の支払いの負担です。」あるいは「住宅に困っていらっしゃる方には、高齢者向けの住宅を確保してあげてほしいと思います。」あるいは「高齢者が安心して住み続けられる住宅を少しでも多く建設してください。」あるいはまた、「将来、高齢者向けの賃貸住宅をぜひ建ててほしい。現在、団地の１ＤＫですが、配偶者が身体障害者のため、常にベッドを置きたいのですが、何分狭くて、置くことができず、３間の市営住宅を何とかしていただきたい。都・市営住宅に何回申し込んでも当たりません。特別の考慮をお願いします。」あるいは「高齢者向けの住宅を建設してください（高齢者が安心して住める住宅を）」と、このような大体似たような趣旨というか、要望ではございますが、これら市民の、高齢者の方々の声が、この意識調査の中にもあらわれているわけであります。

また、周りで見ていても、やはり心配であるというんでしょうか、だんだん年がいってきますと、おひとり暮らしで大丈夫かいなと、こういうような、周りに住んでいる方々がかえって心配になってくる、こういう方も当然いらっしゃるわけであります。やはり、そういった意味で、借り上げ住宅に入った方が安心できるという方、また御自分でも、先ほど申し上げたように、いろんな条件から、今の家賃が高いということでシルバーピアに入りたいという方も、当然これはいらっしゃるわけであります。たしか今の入居条件の中には、「劣悪な状況の中」という中では、たしか高家賃というのは入っていないんじゃないかと思うんです。ですから、家賃が高いだけでは、あなた、だめですということで、はねられているケースも当然あるわけであります。

そんな意味で、今すぐこれは、そんな方々を取り入れというか、取り込んでいくということでなくして、将来的に考えると、そのような方々のニーズも当然、今よりも増して逆転してくるような感じも今後出てくるんではないかなという、そんな状況も強く感じておりますので、その辺のところを含めて、先ほどの全体の戸数の多少どうなのかなということもあるんですが、そういったニーズの方々も入れるような数も確保するというような意味も含めて、一つには、現在において、入居条件の緩和というものについては、どのようにお考えになっているか、これについてお答えください。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

私ども、福祉のサイドから今申し上げました立ち退き、あるいは劣悪な環境下にある人たちを優先的に一部、ライフサポート・アドバイザーですか、いわゆる管理人的な者を置いて、若干のケアをしながらやっていくというようなことで、シルバーピア施策を

やっているわけでございますが、やはり基本的には、住宅施策の中で高齢者向け住宅、あるいは障害者向け住宅、あるいは母子家庭ですか、こういうものを十分取り上げてやっていただければ、福祉サイドで特定な人たちのための居住の安定を図る必要は薄らいでくると思うんです。そういうようなことから、そういうような住宅施策のおくれを補完する意味で現在、シルバーピア等の施策を実施しているわけでございますので、その入居要件というのは、最小限度の、いわゆる立ち退きを迫られているとか、劣悪な環境というものに現状では考えているわけでございます。

将来、どのようなニーズが出てくるかわかりません。立ち退きも減り、あるいは劣悪な環境にお住まいの方もいなくなるというようになってくると、むしろ福祉住宅としての施策の展開は余り必要ではないんじゃないか。むしろこれからは、そうなった場合には、いわゆる軽費老人ホーム型のケアハウス、これは、もちろんお年寄りになってきますと、自分で食事ができないけれども、まあまあ身の回りのところは自分でできるというような、いわゆるケアハウスですね、こういうものが、今進めているシルバーピアにかわって、そういうような方向に発展していくんじゃないかなというふうに考えております。

現在、そういうようなことから、要件の中での所得制限はございません。しかし、所得に応じて、それなりの家賃はいただいているということでございます。あくまでも今居住の確保に困っている方を入居させるというのが、現在のシルバーピアの考え方でございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　わかりました。

趣旨はごもっともというか、そのとおりなんですけれども、やはり考え方として、そういった部分も少しずつ取り入れていくというんでしょうか、そういうものも全体でなくても、全体のうちの何割とか、そんなことも考えていいのではないかなということもちょっと考えているものですから、そんな提案をさせていただいているわけであります。いわゆる住宅政策と言ってしまえばそれまでなんでございますが、やはり老人福祉課という担当の課があるということは、高齢者の住宅も含めて御担当になっていただくのが妥当なのではないかとも思うんですが、それはどちらでやられても構わないんですが、福祉的な要素が取り入れられませんと、ただ住宅政策だけでは、これはやっぱり片手落ちになると思うんです。以前にも一般質問した中で、私もお話をさせていただきましたが、あくまでも福祉政策の中での住宅政策ということの位置づけも私は必要なのではな

いかということを、再度ここでお話をさせていただく次第でございます。いずれにしても、ここでもう一度、そういったものを含めて、その高齢者住宅のあり方というものを再検討をしていただく必要があるのではないかなということを、ここでひとつ、お話をさせていただきたいと思っているところでございます。

いずれにしても、あさって「敬老の日」がやってくるわけであります。昭和38年に老人福祉法が制定されたときには、「老人の日」という名称だったそうであります。「老人の日」と言われても、だれが敬老の心根を感じるのかと、当時はすこぶる評判が悪く、名称を変更して、現在の「敬老の日」となったということでございます。このような経過があるわけでありまして、そのことをちょっとお話を伺ったりなんかしても、やはり真に高齢者を敬うということを考えますと、そのように言葉だけではなくして、心の通う合う住宅政策、そういう点としての冒頭申し上げたような住宅相談についても、やはり行政がどのぐらいかかわってこれからやってあげられるのかということも、大事な「敬老の日」の一つの意義というんでしょうか、そういうものを私はここで痛感をしているわけでございます。そういったものをどうか行政の部分でも気配りをしていっていただきたいということを強くお願いをしたいと思います。

最後に、市長の全般的な御所見というか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会の進行に伴いまして、いわゆる衣食住という生活の一番根拠になる条件の、需要に伴うまた行政側の対応が極めて必要だということは、もう今さら言うまでもありません。今、ちょっと我々もまだ必ずしも取り組み不十分の領域であります居住のことで御質問いただいたわけでありまして、確かに選択を自主的な手段にゆだねているということで、決して十分ではないということをつくづく教えられた思いであります。いわゆる福祉行政といたしまして、ある程度の住宅供給を公的な意味でやっているわけでありますが、私的な民間での需要供給の関係は、極めて採算性に合わせた形で行われることだと思いますので、何か手を差し伸べる必要があるだろう、こんなふうに感じます。

今、思い立ちますと、やはり住居相談というような形で社会福祉協議会に一定の経費を負担をして、一つの事業化を図ってもらう、そういう窓口をつくっていく、また保証人にもなっていただける、こういった仕組みを考えることが可能ではなかろうかというふうに思いますので、追求してみたいと思います。

それから、いろいろな形で公的住宅の中に都営でありますとか、公団住宅であります

とか、あるいは私どもの市営住宅の範囲、そういう範囲に老人の居住に適合できるそういう仕組みを、計画の中から入れていくということの仕事を多少進めておるわけでありますが、なおこれの今後の具体化についても、一定の計画性をもって進める必要があるというふうに感じております。

ケアハウスという形が一応考えられるわけでありますが、このケアのまた内容にも軽い状況、重い状況があると思っておりますので、そられのことにも考えを及ぼす必要があると思って、課題にしたいと思います。

区部でよくある市が例に挙げられるわけでありますが、これは家持ちの場合だと思いますが、ほとんど公費で簡単な手すりでありますとか、トイレでありますとか、おふろでありますとか、これの改善に積極的に取り組んでおるという話を聞いておりますので、これらにつきましても、何か具体的な施策を考える必要のある時代に我々の日野市も到達したと、このように思っております。これらの制度を、今御指摘の趣旨を込めて、ひとつ確立を図っていきたいと、この質問をお聞きしながら考えたところでございます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

市長からは、なかなか前向きなお話を今お聞きできたわけであります。日社協を活用してのいわゆる相談窓口とか、公的保証人に準ずる形も考えていきたい、こういうようなお話を伺ったわけでございます。どうか、実現に向けてさらに市長の心意気を発揮していただきたい、このように思っているわけでございます。いずれにしても、高齢者の方々については、安心して暮らしていけるこのような観点から、あらゆるニーズにできるだけこたえられるようなシステムをやはり今後きめ細かくつくっていく必要があるというふうに強く思っているところでございます。どうか、こんなようなことを考えあわせて、前向きの努力をまた、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

以上で、この質問終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の１、市と貸主、宅建業者が連携し住宅情報提供など、強力な住宅相談体制を確立せよ！の質問を終わります。

一般質問17の２、市内循環バスの大幅な増便を望む（朝のもっと早いスタートと最終便の延長を含んで）の通告質問者、田原茂君の質問を許します。

○3番（田原　茂君）　我が日野市の大きな課題の一つに、市内交通網の整備の問題があります。日野市保健福祉計画策定のための実態意識調査報告書の中にも、幾つか市民の声が紹介をされているわけでございます。

ひとつ、幾つか紹介をまたさせていただきたいと思いますけれども、住宅の整備ということで、こんな御意見が寄せられているわけでございます。失礼しました。ミニバスの関係でございます。市内の交通網の観点から、このような御意見が寄せられております。

幾つか御紹介をさせていただきますけれども、「市立病院へ行きたくとも、南平から京王八王子駅へ行き、八王子から豊田行きバスに乗ります。だから本数は少なくてもよいですから、南平を通って豊田駅行きのミニバスをつくってください。」あるいは「現住地（南平から市役所への交通の弁が悪い）。」また「ミニバスの運行について、次のような配慮を要望します。平山城址公園発、高幡不動発をともに増発し、８時から16時の間、最少毎時１本（現在は２時間に１本。12時はゼロ）とする。」これらの要望。あるいは「市役所直通バス、日野駅よりとか、駅から市立病院までの直通バスの新設を望む」とか、「市役所、運動公園、中央福祉センターなど、バスの連絡が悪く不便です。バスのステップが高過ぎ、右足を乗せても踏ん張れず、もう少し低ければ、お不動様へ毎月お参りに行けるのにと思います。どこかの町で、体の悪い人がバスへ乗るとき、ステップの下からするすると低いのが１段出て、いいなと思いました。足が悪いので、買い物が一番困ります。坂道等足の悪い者にとって、食料品の買い物が一番心配なので、バスの便利をよくしてほしい。東豊田に住んでおりますが、駅まで急坂を上ったりして20分以上歩かなければなりません。つらいときがあります。バスが欲しいです」――とか、これまではあくまでも高齢者の方々の御意見ではありますけれども、このような多様な交通網に対しての御要望が寄せられているわけでございます。

高齢者の通院や買い物等で、このような生の声を聞きますと、通院、買い物等で結構苦労しているというような状況もかいま見ることができるわけでございます。また、高齢者ばかりでなく、一般市民の方々からも大変多くこの市民相談が寄せられているのも、この市内循環バスの問題でございます。

最近、特に耳にするのが、高幡不動駅と平山城址公園駅を往復する循環バスについてであります。最近、結構込んでいるという話をよく聞きます。込んで、全員座れずに立っている方もいらっしゃるようであります。私の住んでいる――日野平山台住宅というところですが――住宅のすぐ近くに、ことしの３月、市の高齢者借り上げ住宅（シルバーピアあさひがおか）ができました。多摩平方面からそこへ入られたＴさんは、通院のために、よくこのバスを利用されるようであります。この方が先日、軽い打撲のけがをいたしました。それは、循環バスが込んでいて、Ｔさんは立って乗っていて、そこへ運転

手が急ブレーキというんでしょうか、ちょっとかくっとしたということですね。まあ急ブレーキなんでしょう――をかけたために、前方へ転んでしまったようであります。その場では何とか立ち上がり、家まで帰ってきたようでありますが、その後、医者に見せたところ、打撲傷と診断をされたようであります。

私は、このような事故は、やはり起こるべくして起こったと思うわけであります。利用者に結構高齢者の方々が多いのと考え合わせますと、この事態をこのまま放置しておくことはできないと思うわけであります。そもそも込むということは当然のことながら、バスの本数が少ないので、集中して乗ってくるということでもあります。市立病院のバス停の時刻表を見ても、平山方面については11時58分を最後に、午後２時18分までバスが来ません。これでは当然、この11時58分に乗客が集中する。市立病院だけでなくて、この流れの各バス停で集中して乗ってくる可能性が当然あるわけであります。

また、先ほどのＴさんの話によると、午前中はそのほかの時間帯においても結構込んでいるということであります。これはどうしても昼の空白の時間を埋めることはもちろんのこと、全体的にもやはり増便をする必要があるのではないかと思うわけであります。

またこれは、私も先日、実際にバスに乗ってみて気づいたのですが、あの29人乗りのミニバスには、つり革がありません。もともと込むことは想定せずに、全員が座れるというのが最初の考えというか、前提だったのかもわかりませんけれども、現実は立って乗らざるを得ない状況があるわけでございます。この事態を考え合わせますと、つり革とか、この辺については早急に私は、設置していかなければならないのではないかということを強く思うわけであります。またそれは、高齢者の方もつかめるような、多少長いようなものも必要ではないかと思うわけであります。

また、先ほどの市民の意識調査の中の声にもありましたが、高齢者が多いということを考え合わせますと、乗るときのステップが低くならないかということであります。最近、都バスの中には、車いすの方も乗車できるようなリフト式のステップもあるようでありますが、そんな立派なものは望まないにしても、今のバスを改造して、低ステップのものができないかどうか。

まず、この３点についてできるかできないか、このような観点から、一つは、先ほど申し上げたような増便のことと、ステップのことと、あるいはまた、つり革については早急に私はやらなければいけないと思うんですが、この３点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　田原茂君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　お答えしたいと思います。

まず、ただいまの御質問につきましては、市内連絡バスということが中心になろうというふうに思います。御承知のとおり、市内連絡バスを含んで市内では３路線、京王にミニバスをお願いし、昨年の実績では約50万強の乗車というような状況になっているわけでございます。もちろん、今の御質問の３点でございますが、連絡バスだけでなくして、その他のことも含んで御回答したいと思います。

まず１点は、現在の高幡―平山城址公園の１日８往復というような形の中で、御質問者の中にもありますとおり、市立病院から平山の昼休みの間、ちょうど時間がかなり長時間あきます。よって、８往復というような状況という中では、最近、大変込んでいることも事実でございます。この増便につきましては、前から議会の各議員さんからも強い要請があるわけでございますが、京王側にもその都度、この増便について全力投球しております。しかし、このミニバスについては、京王側のこれは職員でなくして、退職者の再雇用による職員を運転手として雇い上げているという状況があるわけでございます。ちょうど今の１路線だけでも３名の対応で４時間勤務というような状況にあるということで、いずれにしても、乗務員の確保の問題が一番ネックになっているわけでございます。この増便につきましては、当然50分という高幡から平山までの時間もかかりますので、これは市役所なりどこかを中心にして二つに分けた方法で現在京王に申し入れているのが実情でございます。

個々の対応に努力していきたいというふうに思います。

それともう１点、今、つり革での事故が――事故というよりはけががあったわけでございます。既にこの状況につきましては、私の方も聞いております。京王につきまして、ミニバスすべてがつり革が今、ないわけでございますので、早急に対応するよう京王側に申し入れているということでございます。

それとステップの問題でございます。今お伺いしました、確かにその実態は十分わかりますが、今のミニバスにどういう形でできるのか、その辺も含んで私の方も研究しながら、積極的に京王と協議をしていきたい。これはまだ申し入れしておりません。ただ、過去に、高幡不動から百草団地に行く京王が走らせている大型バスの問題のステップについては、申し入れ、要請をしている部分はありますが、ミニバスについての対応は、まだしておりませんが、今後、申し入れをしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

つり革については、もう早急にこれは対処をお願いしたいと思います。

また、ステップはこれから要望ということで、ぜひこれも、あわせてお願いしたい。

また、増便の問題については、いろいろな経過もあり、なかなか難しいというようなお話も今、伺ったわけでございます。これも引き続きまた、お願いは当然のことながらしていってもらいながら、難しい状況はわかったわけですが、それではというか、増便が一番好ましいわけですが、それは当面できないようであれば、こんなようなことも考えていいのではないかということも、ちょっとお話をさせていただきますが、これはわりあい簡単にできるんじゃないかと思うんですけれど、ダイヤを改正するということですね。簡単かどうかわかりませんけれど、いわゆる今のダイヤ――時刻表というんですか、あれは63年の５月に、４往復から８往復に増加して以来、変わってないんじゃないかと私は思っているんです。国鉄を中心として毎年１回、ダイヤの改正というのがありますが、このミニバスについては、なかなかそういうのが行われていないようであります。その中で、これは試みですけれど、やってみてどうかという結果が出なきゃわかりませんが、やってみる価値はあると思うんです。

例えばだから、今、お昼の時間帯が非常に空白になっているわけでありますので、例えば、先ほどの市立病院の前を通過するのが11時58分、これを例えば30分もし12時25分とか28分とか、これは多少ずれると、その下の午前中早いのもずれるわけですから、それだけでも随分違ってくるんじゃないかなということを、ちょっと思うわけであります。素人考えと言われればそれまでですが、そんなようなこともちょっと思うものですから、これについてはそんなに、人員的な体制を組むということもありません、それほど難なくできるのではないかなと思うんですけれども、それについてのダイヤの改正というか、時刻表の改正について、ちょっと取り組んでみたらいかがかと。この点についてはいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　ただいまのダイヤ改正部分でございます。この市内連絡バスの有効的に現状のままで走らせる方法としては、増員ができなければということは当然あるわけでございます。今御指摘のように、ダイヤ改正等についても、これは京王に既に申し入れをしてあります。

ただ、問題は、今、京王のミニバスがすべて昼に、御承知のとおり多摩市と日野市の落川の境のあそこまで戻って昼、休憩をするというような、かなり遠距離まで行って昼

休み時間を取るという問題が少し残っております。ダイヤの改正については、もっと精力的にその辺の改正をお願いするように要請していきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

前向きのさらなる京王との話し合いをお願いしたいというふうに思います。

それで、このミニバスについて、特に高幡と平山間のミニバスについては、先ほど部長さんもちょっとお話がありましたけれども、やはりこれは、もう一番古いわけでありますし、増便の問題というのは難しいというお話も今あったものですから、そんな意味も含めて、やっぱり抜本的に変える必要があるのかなと、非常にそういうふうに思っているところであります。いわゆる50分もかかって高幡から平山まで来るという、長過ぎるというんでしょうか、最初から最後まで乗っている人はまず１人もいないわけであります。そんな意味でも非効率というか、そういうことも当然あるわけでありまして、このミニバスの、今回４路線目もできるということでありますので、４路線目ができれば、ほとんどそれを手直しをする中で、この交通網のニーズというのはこたえられるのかなというふうにも思っているところであります。

そうしますと、既存の路線を、４路線目ももちろんそうなんですが、ここでスタートするということもありますので、今度は既存の路線をどういうふうに変えていくのかということを、真剣にやっぱり考えていかなければいけないのではないかなと。そうすると、この一番問題になっているのは、この高幡―平山間、これが一番非効率。駅へ行きたいといっても、ずっとぐるぐる回ってやっとたどり着くというこんな状況が今あるわけでありますので、これはひとつ、先ほど部長さんがおっしゃったような、２路線に分割するとかいうことが今後本当に真剣に討論されていいのではないかなと。当然市役所、病院というものが一つの基点というんでしょうか、中心的な経路の真ん中に来るような形で２路線が走る中で運行すると、当然増便なんかも必然的にこれは行われてくるわけでありますし、そんな意味での抜本的な、特に高幡―平山間の循環バスについては抜本的な改革というか、手直しといったものをここで真剣にまた討議をしていただきたいということを、ちょっとお願いをしておきたいと思います。

それでは、次の質問ですけれども、平成２年の12月議会において、「東平山三丁目、西平山一丁目・三丁目地域の交通不便地域解消のためのバスの路線変更」の請願が上程されました。総務委員会で精力的に御審議をいただいたわけでありますが、結果的には、希望した路線の道路の幅員が少し狭かったということと、当然のことながら、ここは西

平山の区画整理地内でもあるということで、区画整理の中でバス路線も確保するというようなお考えも示されたわけでありますけれども、いずれにしても、これは技術的な意味での面で無理だということで、請願者にもそのお話が伝わって、平成３年６月議会で取り下げという形になったわけであります。請願者の方々は、技術的なことで無理なのは当然のこととして、理解は示されたということであります。

しかし、区画整理の中で考えるというような、区画整理でやるから待ってくれと、こういうような趣旨も当然あったわけでありますが、それではやはり、住民側も納得できないというふうに、不満をぶつけているわけであります。いつになるかわからないようなこの区画整理を待っていられないということでしょうか。今までもさんざん不便地域で何年も不便さを味わってきたということもあるんでしょう。そこでせめてこの方々は、東平山三丁目のバス停があります。これが今、住宅が余りないところにバス停もあるということで、なぜあんなところにバス停をつくったのかと不思議がられているという話もあるわけでありますが、いろいろいきさつもあったんでしょう。いずれにしても、では路線が変更できないのであれば、このバス停の位置を西側にずらせていただきたいと、こういう要望がこの住民の方々には強いわけであります。この東平山三丁目のバス停を移動していただけるかどうか、これについてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　東平山の三丁目のバス停の問題につきましては、ちょうど電車区の裏側の住民の方が、かなり遠いというようなことで、請願が出た経過は十分承知しております。その時点での道路問題等があって、なかなか難しいという状況でありました。

ただ、今御質問者の方から、現状のバス停を移動しては、というお話もあるわけでございますが、移動する場所についての問題については、１回警察と協議をした経過がございます。信号の近くへ持ってくるということは、これは全くだめでございます。よって、一定の距離の中で京王と協議を進めていきたいと思いますが、今の現行のバス停についての移動ということでなくして、やはり、現在のバス停をかなり利用しております。たしか家がないわけですけれども、使っていることは事実でございますので、新たにこちらへ新設する考え方で協議をするというような考え方でおります。なかなか移動するということについては、恐らく難しいだろう、というふうな企画の中での協議を踏まえて、新設を考えて、改めて京王、警察に要請していきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　　どうもありがとうございます。

新設ということで考えておられるということで、私も思いもよらなかったんですが、そんなお話も今お聞きできたところでございますので、どうか、実現に向けて、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは最後に、2点ほどお尋ねいたします。一つには、日野台路線の、これは議会でも何回か当然議題にもなっているところでございますが、再度ここで御確認をさせていただきたいと思っているわけでございます。いわゆる日野台路線の朝のスタートをもっと早くできないのか。現状ではどうなのか。また、最終便をもう少し遅くできないのかということであります。当然、今のこの日野台路線は、日野駅が朝8時スタートということでございますので、せめて30分早ければ、随分違うという御意見も当然あるわけであります。この最終便が5時20分でございます。これも6時台にならないのかなという御意見も当然あるわけでございます。

また、2点目は、先ほども出ましたが、4路線目が当然今、予定をされているわけでありますが、当初予算でたしか900万円で予算を組んで、コースも若干お聞きした経過もあるわけでございますが、いわゆる高幡不動、一番橋、日野駅系統というんですか、これの現状というんでしょうか、まだ走っていませんので、これは年度内に走れるのかどうか。またコースが、当初御説明していただいたものから変更があるのかどうか、この2点についてお聞かせください。

○議長（黒川重憲君）　　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　　2点の質問につきましてお答えしたいと思います。

まず、1点目は、日野台路線の増便の問題でございます。この増便につきましては、現行朝夕の時間の1時間ないし1時間半延長するということは、各議員さん、あるいは市民の方の要望が強いところでございます。これはすべての3路線に対して言える部分でございます。特に日野台路線については、強く過去から要請があるわけでございますが、この問題についても、3路線とも増便の必要性は十分認識しておりますが、なかなかこの乗務員の確保のローテーションの問題等があって、実際に現実に今、実施に踏み切れないのが状況です。これも、やはり4路線目の新路線が終わった時点ですべてのものを、先ほどいろいろ御説明申し上げましたそれを洗い直して、改めて京王に協議を進めていきたいというふうに思っております。3路線とも各地域から要請のあること、時間延長の問題は朝夕ともにあるということを申し上げ、その認識をしているということを踏まえて、改めて京王にも、これは何回かもう既にしておりますが、なかなか実現に

至らないという経過がありますが、努力していきたいというふうに思います。

なお、新設路線の関係でございます。今年度、当初予算の中で、できれば10月１日ということで、半期分の予算を計上をお願いしました。現在、このコースにつきましては、日野駅から市役所経由、吹上を通りまして一番橋、野猿街道を通って南が丘を上がり鹿島台、鹿島台から高幡不動と、そういうコースにある程度京王と協議して、進めております。鹿島台も下の方でございますけれども、やはりあそこの住民からも多くの方から、その路線の要請があります。

ただ、一部鹿島台と南が丘について、本当の少数ではありますが、今、いろんな説明、説得に努力しておりますが、走ることについてのまだ御理解をいただけない、全く若干の方がいます。しかし、京王とは既にその路線を決定し、道路網の関係を警察に見てもらっていただいております。１カ所だけちょっと警察から指摘がございますが、その部分をできるだけ早く再度協議し、改善した中で、その目的に沿って実現をしていきたい。ただ、10月１日で現行進んでおりますが、少しおくれるかなというのが今の現状でございます。できるだけ早い時期にその新設路線の運行を図っていきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○３番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

４路線目のバスの件につきましては、わかりました。

日野台路線のバスの早い運行、遅い最終便と、こういうお話の中で、現状難しいというようなお話でございました。どうか、引き続き粘り強く京王側と折衝していただきたいということを強くまたお願いをしておきたいと思います。これは当初は、通勤通学者はそんなに、まあ念頭には入れてはいたんですが、重点的でなかったということも、当然理解はしておりますけれども、やはり目の前を毎日通っておれば、住民側からすれば、もっともっと利便のあるバスにしてもらいたいと、そういうような要望が出てくることは当然なことでございますので、それら周辺住民の御要望をどうかかなえてあげてほしいということ強くお願いをしたいと思います。

最後に市長より、全般的に御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市内交通の大きな手段しとて、バス路線、バス運行の役割が期待されるところであります。聞くところによりますと、ミニバス運行を実現をしている自治体は、京王バス会社の事業の中で日野市のみだというふうに聞いておりますわけ

ですが、いかに京王バスも日野市の行政的な要望に協力をしていただいておるということを近ごろ、感じるようになっております。独占免許の一経営企業でありますから、そのまた独占免許の意味に照らして、市民要求を行政からまとめてお願いをするということには、当然積極的におこたえをしてもらわなけりゃならない理由があるわけであります。ただ、企業ですから、一方に採算ベースに乗るかどうかというところに、また大きな判断の基準も伴うわけであります。なるべく市民が利用して、経営にも役立つし、便宜にもかなうという関係をつくり上げることが極めて有意義だというふうに思っておりますので、一層今後も努力をしてまいりたいと思います。

ただ、一番期待をする早便、遅便の運行時間の拡大、これが一番経費を食う、つまり経費を大きく広げる理由になるものですから、なかなかその点が思うどおりにいかないというもどかしさは十分感じております。公費を投じて路線バスの運行を奨励をするという手段も恐らく自治体としては少ないだろうと思っておりますので、責任をともに分かちながら、積極的な対応をして、市内交通の利便に供していくということを市内のこの道路網の整備に合わせてやっていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

○3番（田原　茂君）　どうもありがとうございました。

以上をもちまして、この質問を終わりとさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって17の２、市内循環バスの大幅な増便を望む（朝のもっと早いスターと最終便の延長を含んで）の質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により、暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時24分　休憩

午後２時52分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問18の１、老人給食サービスは希望する人全員にこたえられるよう努力せよの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

〔20番議員　登壇〕

○20番（鈴木美奈子君）　それでは、一般質問を行わせていただきます。老人給食サービスは希望する人全員にこたえられるよう努力せよという中身でございます。

私は、先ほどの沢田議員とほとんど同じ中身でございますけれども、市長選挙絡みで追求するのではなくて、全国に例の少ない毎日の給食、これをさらに積極的に推進する、そういう立場で私は質問をしてまいります。

365日の給食を実施しているのは、全国では福岡県の春日市、これは市ではなくて、社会福祉協議会です。市でやっているのは、鹿児島県の隼人町、これは町です。ここだけで、この隼人町も10年以上、12年くらいになっていると思います。こういうことでございますが、市では私が調べたところでは、ほかにもう１市あるということでございます。そういう中からこれから進めさせていただきたいと存じます。

９月３日に、市の主催の敬老大会が開かれまして、70歳以上のお元気な皆様に私も接することができまして、70歳以上の方が当時市長のお言葉ですと、１万4,914人。そのうち午前午後合わせて2,000人くらいではないかというふうに思いますが、会場では皆様が、この敬老大会を大変楽しみにしていらっしゃる、そういう姿が私には感じられました。自主的なこれは参加ですから、それぞれの１日があったと思います。市役所に来る前にも70歳を超えた方にお会いしたので、きょうは行かないんですか、とお尋ねしましたところ、きょう、私は行かないんですよ、というふうな回答もあったわけですけれども、そういう中で、ことしは車いすに乗っていらっしゃる方が大分目についたということと、またそのほかにも、入院していたり、病院に入っていたり、あるいは老人ホームに入っている人など、いろいろなお年寄りの生き方があるというふうに思います。

９月15日の「敬老の日」を前にして、もう既にＮＨＫでは、特集を組むということが報道されておりますし、そういうこの70歳代の年代の方は、あの侵略戦争の中で青春の時代を送り、そして命を失った方たちもたくさんいらっしゃいます。

昨日、12日は、市民会館で「月光の夏」という特攻隊員の音楽を愛した２人の青年のことを、実話を元にしてこれが映画がつくられ、市民運動によって、全国的にこの上映運動が進められて、私ももう既にこれは見てまいりましたけれども、ことし８月、長崎の原爆資料館を私訪れましたときに、売店に「知覧特別攻撃隊」という本が陳列されておりまして、「月光の夏」の特攻隊の方たちが、この知覧から飛び立ったということで、私はこの本を求めてまいりました。その中に……（「老人給食のことじゃないのか」と呼ぶ者あり）黙ってお聞きください。最後にはそこにたどり着きますから。その遺書や日記や手紙や記録、亡くなった人々の名前、たくさんの写真、本当に17歳から23歳、年を取った方でも31歳、こういう方たちがみんな南の空へと散っていったんです。そして今、生き残っている人たちが、こうして市主催の「敬老大会」にも出られるわけです。

歴代の自民党の首相が、また今の細川首相が何と言おうとしても、やっぱりこれは侵略戦争であり、これらの若い人々の犠牲の上に今日があるのではないかというふうに思います。

70年代の人々は、こういう時代に生きて、戦後は敗戦の焦土の中に必死に働いて、子供を育て、困難を乗り越えて今日の社会を築いてこられました。いろいろな人生を過ごしてきた方もいらっしゃると思います。こういう社会のために尽くしてきた人たちを大事にしない社会、老人医療を有料にし、今度は入院しても給食費からお金を取ろう、給食サービスまで病院に入院した人から取ろうという、こういうことまで今出されておりますけれども、細川内閣が非常に今、国民の中に幻想をもって迎えられておりますけれども、これはやっぱり幻想は捨てるべきだと思います。今までの自民党がやれなかったことを、今度は社会党も含む連立政権によって小選挙区制の実施や、またそれに伴って、憲法改悪へとつながっていく。消費税の引き上げも話題になっています。消費税が金持ちも弱者も含めて一律負担となるこの引き上げは、なお一層、家庭を圧迫することは明らかでございます。

お年寄りの皆さんは、この地域の中で暮らしたい、体がきかなくなっても、住みなれた家や土地で暮らしたい、老後を送りたいという、そういう願いを持っています。国や地方自治体が生きていける条件をつくれば、必ずここの中で暮らしていけるんです。ホームヘルパーの訪問、温かな給食を毎日届けることや、車いすでも歩けるまちづくり、そしてまた、福祉を支える看護婦さんの今の処遇を改善して、大幅にふやすことや、老人医療の無料化を復活させること、また世界に類のない老人医療の差別のこういう廃止など、また今各地でつくられております老人福祉計画、老人保健計画策定などは、本当に準備の段階から事業実施まで住民参加で行うことなど、みんなの力を合わせれば、この長寿社会を支える地域づくりができるというふうに思います。

日野市の老人福祉は、かなり評価を受けて、全国からも視察に見えられる。その内容は、老人問題が非常に多く、特別養護老人ホームの見学や、365日の給食の実施など、多いように私も聞いております。市独自でこれをやり遂げることは、大変困難な状況もある中で、私は評価できるものだというふうに思います。

お弁当をただ届けるだけではなくて、人と人との触れ合い、安否を確認すること、そしてまた、栄養のバランスを考えたお弁当を毎日届けること。私は、直接届けていらっしゃる方からお話をお聞きいたしました。もう、車をおりるとかけ足で、そしてきょうは顔色が悪いけれど、いかがしたんですか、というお話をすると、きょうはちょっと風

邪ぎみで、というふうな回答が来るそうです。ほんの二、三分のそのわずかの会話の中でも、お年寄りの方が待っている、こういうことを私は聞くことができました。

今、お年寄りの中で、申し込んでもすぐに受けられないのではないかという、そういふうに思っていらっしゃる方もおられます。そしてこの方たちに、どういうふうにしたら受けられるようになるのかというその手だても必要ですし、また受ける条件があることもありますので、この待機している人たちにこの現状を話し、そして給食の積極的な意義をつかんで対応している日野市のこの給食を、ぜひ私は、もっともっと充実させていくべきだというふうに考えております。

それで、タイトルに申しましたけれども、中身は沢田議員と同じ中身で、それにつけ加えることは、お年寄りの声をどういうふうにつかんでいるかということが含まれます。それから希望する人に、待たないでどういうふうに給食を支給するのかという、そういうことについて、前半のことは略させていただいて、質問をいたします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

最初の第１点目でございます。いわゆる給食を受けておりますお年寄りの声でございます。これにつきましては、各調理施設におきまして、配食の際の安否の確認のかけ声や、あるいは年に一、二回の家庭訪問による面接等によりまして、お年寄りの声を把握しているところでございます。給食事業の充実に反映するとともに、食事サービス以外の福祉サービス等の連絡調整や、手続の配慮にもつなげているところでございます。

このお年寄りの声は、大体まとめてみますと、以下のとおりでございます。昼食の配食を受け取ることができ、朝晩の食事を自分で何とかつくる意欲が出てきた。また、何となく自分が健康になり、元気になったような気がする。あるいは給食以外の市の福祉サービスを訪問面接員から伺い、今までちゅうちょしていたが、利用しようという意欲が出てきた。また、配食時のかけ声で、孤独感がいやされる。また、食事の内容については、油類の対応は避けてほしいとか、味つけの配慮を求めるものが多いわけでございます。また中には、配食時間が遅いというような苦情もございました。それから、食事申請をして待機している方々からは、早急な給食の実施を要望するものが圧倒的に多いわけでございます。待機者に対する配食の時期の明示は別としても、情報の定期的な提供、あるいは既に食事受給者の状況確認や、見直しが必要でありまして、今後、対応に努力していきたいというふうに考えておるところでございます。

また、希望する人に待機させずに、給食が支給できるように努力せよということでご

ざいます。御承知のとおり、今後とも老人給食サービスの御希望する方は増加していく傾向にあることはもちろんのことでございます。老人給食の安定供給に向けましては、今既に実施しております施設に対しましても、調理の能力アップ等働きかけを実施しているところでありまして、施設側でも前向きに協力する旨の回答も得ているところでございます。

先ほどの質問者のときにも回答いたしましたが、日野市では、平成６年の４月に開所に向けまして現在、栄町に高齢者在宅サービスセンターを建設中でございます。これが完成いたしますと、50食から70食の老人給食の配食サービスが可能となってまいりますので、そのときは、現在若干の待機者はおりますけれども、これらは解消されていくんではないかというふうに考えております。現在のところは、画一的ではございますけれども、とにかくおいしく栄養をとっていただくというようなことでやらざるを得ません。将来的には、いろいろなきめ細かなニーズに対応できるように、例えば高血圧症だとか、腎臓障害だとか、いろいろの健康状況に合わせまして、きめ細かな食事サービスをやっていきたい。また、この給食サービスにとどまらず、現在も若干実施しておりますけれども、ホームヘルプ事業での食事サービス、あるいは地域におけます触れ合い型の給食サービス、あるいは在宅サービスセンターでのデイホームによるところの食事サービスというような、いろいろな選択肢をもちまして多様なニーズにこたえていきたい。

ただし、現状では、先ほど申し上げましたとおり、最小限度の配食にとどめまして、できるだけ多くの方にきめ細かな配食をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

今、部長の方から、給食サービスを受けたために、大変お年寄りの皆さんが変化があらわれているということ、そのことが具体的な内容として示されて、やっぱり効果はあるものだなというふうに確信いたしました。そして、これからもますます高齢になって、お年寄りの皆様が希望する方も多くなると思いますので、いろんな形での場所の設定なども考えていただいて、やっていただきたいというふうに思うんです。

私は、２問目の質問の中で、地区センターを利用してやったらどうか、ということをお尋ねしようと思っておりましたところ、先ほどの質問の中で、市長の方が答えられました。57ある地区センターを利用できない、お料理ができない地区センターもありますけれども、私も全部見たわけではないんですけれども、豊田の地区センターとか、多摩

平の地区センターとか、そういうところは煮炊きもできる。私はほんのちょっとの範囲のところしか見てないので、あと全部は言えないんですけれども、そういう地区センターも利用できる。そういうことで先ほどは、１チーム10人くらいで３日交代で３人ぐらいでやりたいということを、まだこれは決定じゃないんですけれども、そういうことで考えているということがございましたので、ぜひ、この地区センターの利用について、積極的に一度当たってみていただきたいというふうに思います。

そのことの質問が１点と、それからかしの木荘でやっているこのことが、私は、かしの木荘で４人の方が２人１組でこれを週４日間やっているということで、やっぱり特養老人ホーム、それから食堂とか、至誠老人ホームとか、そこはそこで非常にいい中身ですけれども、それ以上にかしの木荘というのは、主婦の方が自分の御家庭でつくるお料理、その観点で本当にきめ細かなお年寄りに温かい気持ちで、みんなおんなじなんですけれども、特に主婦の感覚で、うちのおばあちゃんに食べさせてあげたいという、そういう気持ちでやっているということを、具体的にお聞きしました。一口カツなんか揚げたときには、包丁の切れ目を入れてあげるとか、味つけなんかもあんまりしょっぱくてもだめだし、あんまりまた甘くてもいけないので、その辺も配慮したり、それから煮物も、もう一工夫して、もうちょっとやわらかく煮ようとか、そういうあったかいのが、本当にお話を聞く中で伝わってくるんです。

ですから、私はやっぱり、こういうのも大事だろうと思うんです。特養老人ホームでつくるのももちろん大事ですし、そういうのもなければ、やっぱりこれだけのニーズにこたえられませんので、それはそれでやりながらも、ぜひこういうかしの木荘でやっている、こういうわずか――今やっているのは12食だそうです。でも、12食でも、希望としては、今の調理台が非常に盛りつけするときには狭いので、調理台をもうちょっと大きいのに変えていただければ、もう少しふやせるということで、「敬老の日」がもうすぐ来るんですけれども、この「敬老の日」にはお赤飯と筑前煮をしようということで、もう本当につくる人も楽しみながらやっているということが報告されまして、私、こういうのが本当の老人給食なんだなというふうに、またちょっとあれですけれども、胸が詰まるような思いがしたんです。

配食も、車が運転できない人は、それを持ってかけ足で階段を上がっていって声をかけるという、そのわずか長くても三、四分だそうです。でも、その三、四分のお話の中で、お年寄りの方たちの気持ちもわかるし、自分たちの気持ちも伝えているということで、ここのところがやっぱり大事だと思うんです。前に私ども提案しましたときには、

牛乳だけでもまずいいじゃないか。おはようと声かけて、お元気でいらっしゃるかどうかと確認して、そしてやったらどうかという、そういうことをまずさきには提案いたしましたけれども、そういうことからずっと広がっていったものですから、ぜひ、調理台をもう一工夫大きくして、せっかくかしの木荘のその４人の方たちが、とても自分たちのお母さんたちに食べさせる気持ちでつくっているこのことについて、こたえていただきたいというふうに思うんです。

それからもう１点は、福祉事業団にこの仕事は委託しておりますけれども、福祉事業団の仕事の中身というのは、大変多うございます。つばさ学園のこととか、はくちょう学園とか、特別養護老人ホームとか、デイサービスセンターとか、いろいろとケア事業もありますので、今回の広報には、事業団の人員の募集が出ておりましたけれども、在宅老人ケア事業は61年から始めてもう７年近くなりますけれども、職員１人でやっていらっしゃる。全部ふやせないというのは当然なんですけれども、これだけの事業をやるには、やっぱりきめ細かくお年寄りの皆様のところまで声がかけられて、今ちょっと待機しているのはこういう理由なんですよということを伝えていけば、お年寄りの皆さんも、もうすぐ自分のところにも来るんじゃないかなという、そういう期待感もありますし、お年寄りの方というのは、気持ちが伝われば、納得していただければ、少しは待っていただけるのではないかと思いますので、この福祉事業団の今の職員の人数、これは市がどうのこうのと言うわけにはいかないというふうに思いますけれども、これをもうちょっとふやせるものだったらふやして、この給食サービスだけでなくて、全体の事業が大変大きくなってきておりますので、その辺について、ふやせるものなのかどうかということで……あんまり大きな声で不規則発言なさらないでください。聞こえませんから、私。そういうことで、福祉事業団ができるときに、大変反対なさいました。直営に本当はしたいんだけれども、直営にできないということから、それで福祉事業団という形になったんですけれども、これで十分なのかどうか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

第１点目の、地区センター等でのサービスの方法でございます。これは安上がりの給食事業ととらえられてはちょっと困るんですけれども、理想といたしましては、地域活動としての展開がこれからの給食サービスには望ましいんではないかというふうに考えております。一つには、現在区部あるいは市でもやっておりますサービスの方法でござ

いますが、いわゆる住民参加型のサービスが多いわけでございます。行政のプランに住民が参加して実施する住民参加型ですね。これではなく、これからはある程度発想を変えまして、逆に行政参加型のサービスの展開が必要ではないかと思っております。地域の住民が自主的にプランをつくって、その支援として市が行っていくというような、そういうような形のサービスが展開できれば理想的だな、というふうに考えておるところでございます。なるたけ地域地域でこれからもそういう展開を図っていくよう努力していきたいというふうに考えております。

それから、かしの木荘の給食サービス、大分好評の評価を得ているわけでございますが、私も時たまあそこへ行って、実際の作業等を見せていただいているわけでございます。ケア事業の会員の方たちが、２人１組で毎日給食しているわけでございますが、もちろん主婦の方でございます。いろいろ給食の内容を見せてもらうんですけれども、私たちのつくるのは、見た目は悪いかもしれないけれども、食べてみるとおいしくて、本当に真心の込めた給食だということで、非常に自慢をしておられました。そんなことで、これからもそういうふうに各地域地域で、いわゆるスープの冷めないエリア、こういうようなところで展開ができたらなというふうに思っております。

それから、３点目の福祉事業団の体制の関係でございます。確かに御指摘のとおり、最近非常に事業量が増大しております。またニーズも多様化しているという中で、事業団の方から、その体制づくりについて相談が持ちかけられているのが現状でございます。今回の募集については、これは浅川苑のサービスセンターに引き続いて来年できます栄町のサービスセンター、これについても、経営主体は事業団ということでお願いしていこうと思っております。そのための事業団の職員募集ということでございます。そういうようなことで、いわゆる本部対応の職員体制については、これから十分両者で検討していきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございました。

日野市の毎日の給食は、本当にいろんなコースをとれば毎日というふうになっておりますが、26市のこの給食サービスの資料があります。平成３年ですので、ちょっと古いかもしれませんけれども、週１回とか、それから月に１回――これは桧原村とか奥多摩町ですので、またちょっと違うんですけれども、週１回という町が結構あるんです。国立、福生、狛江、清瀬、稲城、八王子、調布、町田。そういう中で、週３回というところもあります。武蔵野とか。ありますけれども、毎日というのは、本当に少ない中で、

400円という本当に材料費だけでやられて、そしてその中でお年寄りの方たちが変化してきているということが、先ほど言われたことは、私やっぱり、これは続けていく必要があるというふうに思うんです。それで、これが61年に実施されたときには、森田市長もお年寄りの皆さんのおたくをお訪ねして、これをお届けしたし、私も当時、厚生委員長でございましたので、これを試食させていただいて、至誠ホームから、つくられるところからこれを配達する、そこまで御一緒させていただいて、本当にこれが喜ばれているということを、私はそのとき、実感として受けて、それが今日まで続いて、全国で日野の老人福祉の365日の給食というのは、本当にすばらしいものだなあということで、視察が多いわけです。

ことしの５月30日の東京民法の新聞によりますと、「江戸川で焼身自殺した高齢者の無念」ということで出ておりますが、この中身は、「病院なら３度の食事も心配しないで食べられる」。民間病院を退院した直後に、足の不自由な暮らし、体調の悪化を悲観して４月23日の深夜に江戸川区の路上で焼身自殺をしたということで、ひとり暮らしの高齢者が残した言葉として、これは共産党の江戸川の区議がこの方の面倒を見て、福祉事務所の方に行くそういう手だてになっておりましたのに、病院を追い出されて、亡くなられたという、こういうことがあるんですね。ですから私どもは、お年寄りの皆さんのこのニーズにこたえられるために、ぜひ日野市が積極的にこれからも役割を果たしていただきたいということをお願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の１、老人給食サービスは希望する人全員にこたえられるよう努力せよの質問を終わります。

一般質問18の２、平和へのねがいをこめた資料の常設会場の設置をの通告質問者、鈴木美奈子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　続きまして、平和へのねがいをこめた資料の常設会場の設置をということで質問をいたします。

平成５年度の「日野市非核平和展」が８月17日から８月20日まで、市役所市民ホール101会議室で開かれました。私もこれを見せていただきましたが、展示物の内容としては、被爆の現物資料コーナーとか、広島で被爆した衣類等の現物の資料とか、被爆のパネルコーナー、広島・長崎の原爆被災者写真パネル、戦争と子供パネル、市民が描いた原爆の絵パネルとか、それからテレビ、それから広島の証言とか、戦争中の生活のコーナーで、食生活の再現とか、私は食べなかったんですけれども、食べ物もありました。子供の遊び場の展示とか、戦争中の用具の展示とか、いろいろありまして、これは毎年、

１年１回、やっているんですけれども、101室という本当に限られた小さな部屋の中でやるには私はもったいない、もっともっとこれは広げていくべきものではないかというふうに思うんです。

そしてさらに、８月の今度は11日から18日まで、社会教育センターで「心に刻むアウシュヴィッツ原資料展」が開かれました。7,000人を超える人々がこの会場を訪れまして、都の外からも来たり、また都内からも、八王子からも私は偶然にもばったりお会いしたんですけれども、そういうところから本当に7,000人という方たちが来られまして、この感想文なども地下のところに展示されました。

また、原水爆の禁止運動も途絶えることなくずっと続いておりまして、ことしは世界大会が８月の７日から９日まで長崎で開かれまして、私はことし、参加いたしました。全国で被爆者は、33万9,034人。これはことしの３月31日現在で、昨年よりも4,678人少なくなっているんです。こうしてどんどん被爆者の方たちが亡くなっていらっしゃるんです。日野市の被爆展では、広島の被災した衣類なんかも飾られておりましたけれども、ぜひこれは、もっと大きなところで展示すべきだというふうに思います。

長崎では、今ちょうどその展示するところが工事中でございましたので、一部分だけしか公表してないんですけれども、私は過去何回か見ておりましたので、また今回も見ましたけれども、やっぱり見るたびに、戦争というものは恐ろしいものだなという、その被害を受けた人々の苦しみが特に長崎というその地に立ちますと、なお一層これを感じたわけでございます。

アウシュヴィッツの問題では、広島、長崎、沖縄、これと同じように、世界じゅうにこのことは知られておりますので、今回も皆様も御存じだと思います。そして社会教育センターを会場にこれを、催しをやったときに、実行委員会が開かれて、そして直接この目でアウシュヴィッツのこの現物を見ることができたということは、写真だけでなくて、そして日常、これは毎日の暮らしの中で使われていた靴の山とか、それから櫛だとか、歯ブラシだとか、そういうものがありますと、どんな生活を今までやってきてたのかというふうな、そういう私は、とても胸が詰まる思いがいたしました。会場も大変シーンとなっておりまして、テレビの取材もありましたし、収容所に送られた人々の中では、労働資源とみなされないお年寄り、障害を持っている人、病人、それから弱そうな成人、そしておなかに赤ちゃんのいる人、そして子供は、１メートル20センチ以下の子供が、全部役に立たないということで、価値のない人間として抹殺にする対象になったんです。子供たちを選別のために、１メートル20センチの高さの――ちょっと写真がありました

けれども――横棒を通して、その下を通り抜ける子供はガス室に直行させられるということで、そのことを知った子供たちは、そこを通るときには、首をこう上げて通ったということで、それを元囚人の小児科のお医者様が証言していらっしゃいます。戦争というそのむごさを、やっぱりここでも私たち、知るわけです。日本でも、原爆によって広島、長崎、あの戦争中、生き残った家族の方たち、やっぱり家庭を守っていたのは、お年寄りや、障害のある人や子供たち、そういう人たちが日本の国内に残って、そして被爆を受けて、今も生きていらっしゃるわけですから、私たちは次の世代にこのことをどうしても伝えていかなければならないというふうに思います。

アウシュヴィッツのことでは、私たちは本でしか知ることができなかったんですけれども、こうして品物を見て、より一層、絶望的な極限状況の中で耐えて生きてこられた、こういう奇蹟的とも言える人々の意思を、やっぱりしっかりと受けとめて、全世界でこの運動を広げていかなければならないというふうに思います。アウシュヴィッツの人々も、この事実を世界の人々に伝え、そして二度とあってはならない、ということを言っていらっしゃるそうで、今辛うじて生きている人たちも、相当な年齢になり、訴え続けることは、生き残った者すべての義務だ、というふうに語っているということで、広島・長崎の被爆者の方たちも、生き証人として、語り部として今、多くのところに出て、高校生の団体が来れば、そこでお話をしたり、世界大会があれば、そこに行ってお話をしたりという、そういう語り部の役割を果たしているわけです。

きょう私、新聞を開きましたところ、ビキニ環礁で、アメリカの水爆の実験で被爆をしたマグロ漁船の久保山愛吉さんの奥様が亡くなられたということを知りました。「原水爆の被害者は、私を最後にして」、そういう遺言を残されて、みずからの生きる信念として核兵器廃絶の先頭に立ってきた久保山すずさんが亡くなられました。

今生きている私たちが、じゃあこの自治体の中で、また国の中で何をやるべきかと言えば、やっぱり子供たちに平和で、そして戦争のない、こういう社会を残していくこと、そしてそれを多くの人々に語って、そして物も見せて、そしてその事実を知らせることではないかというふうに思います。アウシュヴィッツの資料も、現物を含めて常設するところがなければ、日本じゅうを回って、あと２年後には本国に返されるということを私、お聞きいたしました。日野市に残せないものかなとも思いますけれども、でも、外国のものよりまずは日本の、そしてこの日野市の、そういうものを私は必ず残して、そして後世の時代の人たちのために、戦争はこうだったんですよということをやっぱり語り継いでいかなければならないと思うんです。たったわずか１週間ぐらいのこういう常

設でなくて、またことしは、900人近い方たちが映画もごらんになったというふうに思いますけれども、ぜひ公設のこういう平和に関する問題についての会場をつくるべきだというふうに思いますので、その提案をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えします。

日野市は、1982年――昭和57年ですか、これは国連の軍縮会議の総会が開かれた年でございますけれど、議会の全員の賛成を得まして、「日野市核兵器廃絶・平和都市宣言」をさせていただきました。それからまた1988年、これは昭和63年でございますけれども、日野市平和事業基金条例を制定させていただき、１億円の利子を積み立てて、これを平和事業の資金として使わさせていただいているわけです。御存じのように、この宣言にしましても、基金にしましても、約3,300ある自治体の中では、こういう宣言、または条例をつくったということは、日野市が先覚的な市でございます。ですから、そういう立場からしましても、今おっしゃいましたような平和事業は、ますます当市も発展させていかなきゃいけないと思っているところでございます。

ただいまも議員さんがおっしゃいましたように、ことしの８月に、これはことしで３年目になる、平成３年から実施しているわけですけれど、非核平和展を１回のロビーと会議室でやっております。ことしは広島の平和記念館、それから財団法人広島平和資料センター、それから日野のふるさと博物館の協力を得まして、４日間ではございますが、平和展を開催したわけですけれど、ことしは1,100人の市民の方が見にきてくださいました。御存じのように、戦争を知らない世代が数多くなり、戦争の惨禍とともに、人々の意識から風化しかねますので、こういうことがないように、今おっしゃいましたように、こういう資料とか、市内に残る戦争時代の多くの資料は市民の方、きっとまだ持っていらっしゃる家庭があると思うんです。それが一散しないように、市としてもどこかに収集して、常設の展示ができるといいと思っているところです。これは一庶務課だけではできませんので、この常設会場をどうするかについては、関係部局ともいろいろ協議していきたいと思いますし、聞くところによりますと、日野市のふるさと博物館に戦争資料についてはちょっと資料等も集めていきたい意向ということも、私の方で聞いております。

ちょっとあれですけれども、御紹介しておきますけれど、去年になるんですけれど、「町田に平和資料館を」ということで、これはやっぱり市民の方が中心になりまして、

町田の市民の方が持っているもので常設の展示会をつくりたいという会合を持っているそうです。先日も、ちょっとそれを町田の市へ聞いてみたんですけれど、まだ具体化はしてませんけれど、市民の方が中心になって常設展をつくる運動をしている、というようなことも聞いております。町田のこういうことも参考にしながら、日野市も場所を得て、何とか常設会館ができたらいいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　つくりたいという意思がはっきり今示されましたけれども、関係部局の方はどなたでしょうか。そして、もし土地が、どこの土地というところまで目安が今出ているかどうか。関係部局ということでどの部がそうなのか、わかりませんけれども、やっていこうという意向が今示されておりますので、私は積極的に土地を探して、企業公社が持っている土地などもあると思いますので、そういうところなども積極的に活用して、やっぱり展示場をつくるべきだと私思います。川崎市では、本当に大きな、とてもいい施設ができたということで、全国的にもこのことは有名でございますけれども、私、まだ見てないんですが、行ってきた方たちのお話は、本当にいいものがつくられたということが評価されております。そのことでもう一度、担当が関係部局というのはどこなのか、お尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　お答えいたします。

もちろん、平和事業を担当しているのは、総務部の庶務課でございます。ですけれど、こういうものは、ただ一担当課だけではできることじゃございません。私がちょうど頭にあったのは、先ほどちょっと申しましたけれど、ふるさと博物館、ちょっと狭いんですけれども、できればああいうところへ常設できれば一番いいんだろうと思いますし、町田なんかは、ある学校では、空き教室を利用して、市民から寄附を受けたそういう品物を常設している。空き教室を利用して常設している学校もあるそうです。ですから、新しくつくるというのは大変だと思いますので、そういう施設をどこか探して、そういう会場――会館というんですか、ができないものかと検討しているということでございます。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　ありがとうございます。

私、ふるさと博物館をということは、前の質問のときにも提案したことがございます。あそこ先日も、日野市の高幡不動尊のこととか、いろいろと展示されましたけれども、あの場所だとちょっと本当に狭いなという、日野市独自のふるさと博物館という問題ですから、やっぱり平和資料の問題とはちょっと違うと思いますので、ぜひ私の問題提起でございますので、積極的にやる構えを今度は見せていただきたいと思います。

皆さん、これをちょっと、これは見本なんですけれども、これは何だか御存じですか。私、ことし、長崎の原水爆禁止世界大会に行きまして、これを知って驚きました。これは、ちょっと眼鏡をかけているんですけれども、これは首にかけて、そして一つを口にくわえて、自衛隊の方が海外に行って亡くなったときに、写真を撮ればだれだかわかるという、これなんです。自衛隊の認識証ということで、全部ここに日本と自衛隊と、それから名前と認識番号と血液型が書いてあるんです。これが今、自衛隊が常時使っているということで、私、これを知ったときに、本当にぞっとなりました。今これくらい、戦争への加担というのは非常に強くなってきているんです。

そういう意味において、私どもは、本当に平和を守っていかなければなりませんし、平和資料館のそのことも大変必要だというふうに思います。私は、ぜひ……（「飛躍しちゃいかんよ」と呼ぶ者あり）でも、全部かかわってくるんです。そういうことでかかわってまいりますので……（「そう言っちゃったら、もうだめだな」と呼ぶ者あり）そういうふうな飛躍してとらえないで、やっぱり戦争というものは大変な問題だというふうに思いますので、ぜひこのことを、今、冷戦などと言って、時代が変わったとか、保革の対立はなくなったなどと言っておりますけれども、そうではなくて、むしろソ連が社会主義と無縁な政策をとって、他国を思いどおりにできなくなった、そういうことから、今度はアメリカが、１万発の核兵器を持って、そしてなお一層冷戦の大戦の先頭に立っていく、そういう世界大戦に変わってきているんです。だから、それによって日米軍事同盟があって、安保条約があって、だから今、町田や日野の上空は、横田に飛んでいく飛行機の騒音のために、私どもは被害を受けているんです。そうことがありますので、ぜひ本当に今、私たちが後世に残す今、何が必要であるのか、平和というものはとうといものです。そのためにも、平和資料館の常設会場を設置していただきますように、ぜひお願いをいたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の２、平和への願いをこめた資料の常設会場の設置をの質問を終わります。

一般質問18の３、地区センターをお葬式の式場に使用させよの通告質問者、鈴木美奈

子君の質問を許します。

○20番（鈴木美奈子君）　最後に、地区センターをお葬式の式場に使用させよという、こういう質問を行わせていただきます。

地区センター57館ございますけれども、多目的に使われまして、そのそれぞれの町内の中心的な活動の拠点になっております。これは他市にはない、こういう利用方法ではないかというふうに思います。こういう中で、地区センターを利用させていただいて、その地域地域のお葬式ができれば、大変今、家庭の住宅のいろんな状況の中では、地区センターを利用してお葬式ができたらいいなという、その市民の声も私のところに届いておりますので、ぜひこのことを、困難は私は承知で提案をいたします。

そして、東豊田の葬祭場のことなども出されました。反森田市長ということで、このことが随分利用されて、大変残念に思います。処理場跡地が嫌だから、今度は多摩平団地になどという、この建て替えの中に入れろなどという、こういう提案もございますけれども、住民の方々の意見、こういうこともぜひ――住民の意見の交換、いろんなお話し合いなども積極的に全くない中で、突然、ここが嫌だからあちらになどということは、本当に安易な考え方で、市長は白紙に戻すと言っているんですから、これを正直に受けとめて、それを住民に伝えるのが議員の役割ではないでしょうか。葬祭場は、だれでもが一度はどうしても私どもは、お葬式というのはどなたでもこれは受けなければならないことでございますので、ぜひ、地区センターが地域の中で定着しておりますので、このことについて御検討をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　地区センターをお葬式の式場に使用することについての御質問でございますが、日野市立地区センターの設置条例の目的でございますが、市民及び市民の各種団体の社会福祉活動を推進し、あわせて文化・教養の向上と、諸活動の場として位置づけられています。目的の解釈の仕方にもよりますけれども、今、このままではなじまないんではないかというふうに思っております。地区センター今、おっしゃいましたように、57館ありまして、設置場所も、またそれぞれの部屋の大きさもさまざまでございますが、申し込みにより、計画的に使用されているところでございます。今現在、あくまでも地域の方々のコミュニティー活動の発展のための施設として考えておりますので、従来どおりの位置づけを踏襲していく考えでございます。葬式のための式場はまた別に考えるべきじゃないかというふうに今は思っているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　設置条例の目的というものは、私も承知しておりますけれども、住民の皆さんの声もありますし、その設置条例をやっぱり変えていくという、そういうことも考えてもいいのじゃないかというふうに思うんです。多摩平団地という枠の中では、集会所がございまして、そこではお葬式があったら、そこを利用している方に直ちに連絡をして、申しわけありませんけれども、ほかの会場に集会を移していただけませんかということで、もうそれは、お葬式があると言えば、直ちにそれはもう皆さんが、すぐ会場を移すという、そういうふうになっているんです。

団地の中の集会所と市立の地区センターとの違いがそこにあるというふうに思いますけれども、私はでも、住民の方たちが、その地域の中でお亡くなりになって、そこでお葬式をやりたいというんであれば、やるべきだというふうに思うんです。多分、葬祭場をやっていらっしゃる方とか、葬祭場を経営している方とか、そういう方たちのお気持ちも酌んでいるのではないかなというふうに思いますけれども、でも住宅が狭くて、お葬式が出せない。もう本当に、そんなこと言ったら失礼ですけれど、棺を斜めにしなければ置かれない。私、実際にそういう方にも接しましたけれども、そういうところもあるわけです。でも団地だったものですから、集会所を借りて、すぐできたわけですけれども、ぜひもう一度、条例を変えて、そしてこの地域の中でお葬式を出していく、そういうことをもう１回、ちょっと検討していただけないか、そのことをもう１回、お尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　実は他市では、このコミュニティー施設を使って葬式利用等をやっているところがございます。いろいろお困りの方があることは事実ですので、南多摩斎場なんかは比較的費用が安くて済んでいるんですが、ただ、少し遠くて不便ということがあろうかと思います。できれば、この葬祭場、式場を市で単独につくるなり、持てるとこれが一番望ましいというふうに思うわけですが、それまでの間どうするかというようなことがあるわけでございます。今現在の考えは先ほど申し上げましたが、さらに検討をして、いろいろ研究はしたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　市長最後に、何かお考えありましたらお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　地区センターのやむなき場合の斎場的使用ということを、こ

れまでも多くの方から提言なり、あるいはその可能性について御意見を伺っていることはよく記憶しております。人生の尊厳の終わりの式典、儀式という性格を持つ行事でありますから、なるべく形の整ったことがよろしいということは言うまでもありません。したがいまして、市内の適切な場所に公設の斎場を持つことが必要であるということについては、一つの大きい課題として行政に託されておる状況と認識をしております。斎場そのものを何か迷惑施設というふうに意識するのは、いかがなものかというふうには思うわけでございますけれど、日本人の慣例として、どうしてもそのあたりが脱却できない理由もないわけではないだろうと思っております。地区センターは、今部長からお答えをしておりますとおり、地域の一番最小限の、しかも一番共通の集会の持てる福祉や文化の拠点であるということでありまして、これまた日野市の一番小さな単位のコミュニティーの施設として、大きく役割を持っております。

今までお答えしましたことは、一見行政側の逃げの言葉にもなっておるかもしれませんが、地域で――地域と申しますのは、自治会でありますとか、あるいは委託をしております管理側の方々で、御近所で幸い――幸いというよりも、もしそういった協議体が持てるならば、そしてそこで合意が得られるならば、お使いください、こういうふうな極めて何といいましょうか、一般性のない対応の仕方をしてまいりました。現に使っておられるところもないわけではありません。私の知っている範囲でも、何カ所かは窮余の策として地域の理解があって、使い得た、こういう状況は現実にあるわけでありまして、しかし、それを今度は拡大をして条例化、あるいは何ていいますか、普遍化するということも、これもいかがなものかというふうに思わざるを得ないわけであります。個々の現実に沿って、緊急性の場合について、一定の必要な判断はしなければならない。その際には、市民の合意がいただけるということを最小限の条件として、つまり使えないという大前提はある程度緩和する必要がある、このように考えますので、いろいろ研究をして、地域の理解のいただける場合にはお願いをする。

ただ、衛生法規の上で、遺体を安置する形ができるだろうかどうだろうか、この点に多少疑問がございます。それから、これまで最も具体的に言っておりますのは、家庭で行われます葬祭行事の、つまりお通夜でありますとか、あるいはお葬式の段払いでありますとか、そういう際に、第２会場としてお使いになることは、一向差し支えありません、というふうに申し上げてまいっております。衛生法規上のことについては、少し調べてみたい、こう思っております。

お答えは以上の程度しか現在できない状況ではございますけれど、なおひとつ、いろ

いろと工夫もしなきゃなりませんし、積極的に高齢化社会に向かって、先ほども申し上げましたが、人生の最終的な尊厳の処遇の形として十分研究をしなけりゃならない、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　市長の答弁によりまして、少しはちょっと前進したという私は感じをいたしましたので、ぜひこれを研究していただきまして、市立の葬祭場ができれば一番いいんですけれども、それがまだ合意して、場所とか、いろんなところでまだまだ先になると思いますので、地区センターを利用できるような方向で庁内でも検討していただきますように要望いたしまして、質問終わります。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって18の３、地区センターをお葬式の式場に使用させよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後３時55分　休憩

午後４時23分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問19の１、土地改良法についての通告質問者、小川友一君の質問を許します。

〔16番議員　登壇〕

○16番（小川友一君）　現在、我が日野のまちの都市計画に基づく基盤整備を進めていく中で、大きな弊害となっている土地改良区の問題解決のために、行政責任をどのようにとるべきか、行政課題を提起をさせていただきたいと思います。

土地改良法は、戦後、我が国の農業政策の重点が、食糧の増産と農地改革によって創設された自作農の維持に置かれたことにより、土地改良制度も政策の一環として位置づけられることになりました。昭和24年に土地改良制度が位置づけられたことは周知のことと思います。これに伴って耕地整理法が廃止され、また、水利組合法は水害予防組合法に改正されたわけであります。また、従来の土地改良事業の参加資格者については、土地所有者から耕作者中心に改め、国の代行機関として――市長、これはよく聞いておいていただきたい。国の代行機関として大規模な土地改良をしてきた農地開発営団が閉鎖され、これによって、国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業に法的な根拠が

与えられた経過であります。いわゆる土地改良法に基づいては、改良区内は国の代行機関として法的な根拠が与えられているということが、これからの質問の大きな争点になっております。

現在、私たちのまち日野市には、法的根拠は別として、日野用水改良区と七生村土地改良区があるわけであります。今回、七生村土地改良区の設置経過から今日までの諸問題、そして今後の対応すべき行政課題について質問させていただきたいと思います。

まず前段として、平成３年第４回定例会において示されました、土地改良区対策推進チームの関係部局との協議の中での調査結果を御説明をいただきたいと思います。

そしてまた、平成４年第２回定例会において、「庁内プロジェクトチームの調査状況について」ということで市長より報告がなされましたが、その議事録を見てみますと、「七生村土地改良区対策としては、理事長の高橋通夫さんに対し市長より、公益法人組合の権利と義務に属する事項を公共団体である市に移管されるように促しましたところ、私法人的なまだ見解が述べられて合意に至りませんでした。今後、都に指導をお願いするいきさつとなっております」――このように市長より御説明をいただきました。この市長の報告の中で、理事長の高橋通夫さんという案文があるわけでありますが、高橋通夫さんが理事長であるという法的根拠を御説明いただきたいと思います。

そしてまた、私法人的な立場のまだ見解を述べられているということを、もう少し詳細に御説明いただきたい。

そしてまた、都に指導をお願いするということで述べられているわけでありますが、平成４年の第２回の定例会からもう１年３カ月がたっているわけですが、その後、東京都とどのような打ち合わせをなされたか。

以上、前段で数点の質問をさせていただきたいと思います。よろしく答弁お願いします。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　七生土地改良区の今日の日野市の都市計画事業、その他まちづくりと、いろいろ深いかかわりがありますので、何とか解決をしたい、こういう考え方からチームをつくって、この問題に取り組んでまいりました。一応の過去の事情を整理いたしまして、一番簡単な解決方法としては、従来、理事長という立場で役職を位置してこられた、今お話に出ました高橋通夫さん、この方に直接私からお願いを行った経過がございます。

その内容につきましては、今質問の中で述べられましたとおり、いろいろ不手際のあ

る事務処理のことについては別にいたしまして、御本人の見解では、いわゆる改良区として財産を所有をしている、あるいは代価を払って求めたものもある。したがって、それぞれの処分を行って、組合員といいましょうか、そういう範囲に利益を還元するこういうことがなし得るんではなかろうか、こういう見解を述べられました。私法人的見解というのはまさにその部分でありまして、何か会社で財産があるから、処分ができるというふうに思い込んでおられる。これが一番の正しくない点なんですけれど、とても御本人にその理解を説得するということは極めて困難である、こういう認識を持ちました。

そこで、それを指導していただけるのは、権限のある、また指導の責任のある当局、つまり東京都の農地の当局だというふうに思うわけでありますが、そちらの方から改良区の任務を完了して、権限のつまり廃止を――廃止といいますか、解散をする手順として、一定の手続並びに改良区が所有をする権利、権限、これらを市に移管をしなさいというふうに指導をしていただく以外に、根本的な解決策はあり得ないだろう、こんなふうに考えてまいったと、こういうことでありまして、チームを解散してはおりませんが、そういう手続を行う機関として、特にその後どうしたということをあんまりはっきりは報告として聞いておりませんが、担当の方からお答えをさせていただきます。（「理事長の法的根拠はわかりますか」と呼ぶ者あり）

法規に基づく、あるいは規約に基づく手続が、理事会の開会、開催、あるいは記録、決裁等で長い間処理をされていない、こういう状況がありますので、実質的には、悪く言えば背任にもなりかねない、こういう状況もあるかもしれない。それから、全くそれを責任として内部的な解決、あるいは外部的な解決のために、積極的に行動されようという状況が認められない。こういうことではありますけれど、元といいましょうか、理事長権限者であったということは間違いないわけでありますから、責任はとっていただかなければならない、こういう考え方であります。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　補足する分を生活文化部長の方から説明をさせていただきたいと思います。

七生村土地改良区の対策推進チームは、構成としては建設部、都市整備部、企画財政部、生活文化部のそれぞれの代表で進めてこられました。私も生活文化部長になってから、この後半の部分を引き継ぎをした経緯がございますが、まず、今理事長の法的根拠ということでございますが、理事会や総会等を続けていないのが一定の年限以上ある場合には、休眠状態といいましょうか、そういう中では本来、改選とかをしてないわけで

すから、消えているんじゃないかということが一つありますが、従来のその最後の解散の手続をする時点までは理事長であったということで、そこにすべての書類やなにかがある関係で、引き続きその手続を高橋さんのところへ相談したりなんかしたという経緯があると思いますが、正式に生きているかどうかということにつきましては、私どもの方でちょっと判断をしかねますが、都の方で監査とかそういうようなことの中では、引き続き高橋さんを理事長に準じといいますか、理事長扱いでやってきているのが事実でございます。

それから、その後の対応でございますけれども、今話のございました高橋さんと市長と会った以降のことになりますが、今後の方針といたしましては、目下検討中で、まだ確実には申し切れませんけれども、この問題を解決することは非常に難しいわけですけれども、担当職員の配置、それからそれに伴う、いろいろ測量するとか、登記するとかというような予算の措置のことも考えたりした中で、これから東京都の指導を受けながら、解決に向けた仕事に入らせていただきたい。

また、今、産業経済課長の方から東京都の課長の方に連絡をとっている中で、どういうふうな分担、市と都の役割等を進めたらいいかとかいうようなことを相談をしております。担当職員の配置、それにまた高橋さんのところに、こういう方法で、こういうふうに市の方と都で進めるけれど、こういうことで協力してもらえないかとか、いろいろのこと、または場合によっては、解散命令を出していただいて、そして清算人を立てるなりしてする方法とか、何段構えかを考えた中で、いずれにしましても、市の方でそういう体制をつくってやっていかなければ、まずできないんじゃないかというところまで確認をしております。これらにつきまして、理事者の方へ申し上げて、財政課または職員課の協力を得ながら、この解決に向けて進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　生活文化部長、要するにこの平成３年のときに、このプロジェクトチームができたときに、私は、ある程度公費を使って予算措置をしてこれをスタートしなければ、何もできませんよというお話を、私は議場でさしていただいているんです。それはもう市長も知っていると思うんです。今さら法的根拠がわからないということは、あれから何もやってないということなんです。プロジェクトチームをつくって、こういうふうにやりますと提示しておいて、今、市長のお話を聞きますと、市長が理事長と称する高橋さんとお会いになって、こういうふうなことを聞きましたと言うだけで、

以後何年間も何もやってないということなんです。要するに法的根拠って――今、私たちの日本は法治国家なんですから、法に基づいていろんなことが進まなければいけないんです。これは公選法に基づいて４年に１回は選挙しなくてはいけないんです、総代会で。それで初めて理事長として認められるんです。今、私が前段でお話しさせていただいたみたいに、財産を編入して国の代行機関としてその財産を運営していく、すごい権限を与えられている改良区というものはそういうものなんですよ。

それで市長、先ほど私の答弁の中で、東京都と相談をしてやっていくというお話があった。市長に、その後どのような指導を東京都に相談をなされたか、私は質問しましたけれども、市長の方から明快な答弁がなかったんです。私も、この質問を取り上げる以上、東京都も調査をしてきました。昭和63年の５月に、要するにこの改良区があって、確定ができないということで、慌てて今の助役さん、当時都市整備部長さん、そして藤波生活文化部長さんが東京都に、どのようにしたらいいか御相談に行ってるんです。これは私は、私の調査の範囲ですから、もし公の場ですから、間違ったら恐縮ですので、私の範囲では、以後、このプロジェクトチームが示されてから市の執行部が直接農地課、農政局の方に解決のために相談に行ったという経過は見受けられないわけですけれども、その辺どうですか、市長。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　担当部課からこの問題の取り組み姿勢としては、当事者の高橋さんに直接面接をし、状況を聞いた中で、とても御当人では、取り組んで解決しようということには見受けられないので、したがって、行政当局の指導を仰ぐということを指示したということでありまして、今、経過中であるというふうに認識をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　市長ね、経過中経過中と、もう２年半たっているんですね。それでもう１点お聞きしたいんですけれども、もしその理事長さんが私法人的な見解を述べられているのであれば、私たちの財産、日野市の財産をいろいろ執行、いろいろ権限を与えられている職務権限を持っている市長であれば、そういうふうなことではいけないと言って、指導しなくてはいけない立場だというふうに私は思うんです。一緒にこの問題を解決しましょうと、率先して市長もこの問題に取り組まなかったらいけない問題だと私は思うんです。以後、法的な部分でだんだん出していきたいと思っていますが、前段で市長にこの問題に関しては、早急に積極的に取り組んでいただきたいということ

をまず前段でお願いをしておいて、次の質問に入りたいと思います。

今までいろいろお話をしてきた経過の中で、何点か質問させていただきますので、御答弁を願いたいと思います。

１点目に、現在、七生土地改良区内の区域で実施されている区画整理事業は、どのような法的手順を踏んで行われているのか。土地改良法と都市計画法との法律の解釈及び整合性について説明をいただきたい。これが１点目でございます。

２点目に、七生村土地改良区の定款の第５条に「事務所は、七生村役場に置くこと」ということがあるわけでありますが、昭和33年に日野町と合併し、今日に至っているわけでありますが、現在、事務所は庁内にあるのかどうか。そしてまた同時に、日野用水土地改良区では１年に１回、定期総代会が開催され、議案書等も私は手元にありますが、七生村土地改良区では総会が実施されているのかどうか。そしてまた、日野用水土地改良区には市の補助金が支出されているわけでありますが、現在七生村土地改良区には、補助金等何か援助なされているのかどうか。

３点目に、この土地改良区にある土地の境界確認ができないで、改良区内に所有する土地の権利者がいろいろ困惑している状況の中で、主管課としてこの問題をとらえるに当たって、どのようなお考えをお持ちなのか、以上御回答をいただきたい。簡潔に要旨に沿った御答弁をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　まず、区画整理事業とのかかわりでございます。七生土地改良区の事業区域内で今行われておる都市計画関係でございますけれども、主に区画整理事業、それから都市計画法の開発行為等があるわけございます。この事業につきましては、まちづくりの上から、また有料な宅地の供給と、それからさらには良好な住環境の保全という面から重要な事業でございます。

そこで、御指摘のこのかかわりでございますけれども、現在、七生土地改良区という事業が実態としては休眠状態にあると、こういうことで、都市計画法に基づくこういうこれらの事業を行う場合、幾つかの問題点があることについては我々も承知はしておるわけです。しかし、これらの事業を行うに当たっては、事業を中止するわけにも、これを待っているわけにもいきませんので、市民生活を優先的に考えまして、実務的にこれらを処理することによって、日常生活に支障が来さないように努めているのが実情でございます。一般の認可の方法というのは、区画整理事業は都知事の認可という形になって事業を進めておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　定款によります総会とか、そのようなことが既に行われていないわけでございますが、38年に解散の決定をしたというふうなことが調べた中でございますが、それが実際には経緯としてはできなかったわけでございますが、実質的に産業経済の方でこの問題がいろいろと動き出したのは63年の――それまでは境界査定がどういう経過はあったにしても、進めてこられたわけですけれども……（「わからないからやってただけなんだよ」と呼ぶ者あり）それが63年からできない結果になったということで、それ以後のことにつきまして産業経済の方でかかわりを持っているといいますか、事務局的なことがそのときから実際には私たちの知っている範囲では進めてきているということでございます。

それから、１年に１回の定期総会は、それ以降ずっとないというふうに伺っております。

それから、補助金につきましては、用水組合以外は、そちらの方の七生の方の分につきましては出していない、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　七生村土地改良区のいわゆる区域内における境界画定は、先ほど議員さんが言われましたように、63年の５月、いわゆる理事長名で境界内にあります国有公共用地の境界明示申請というのが出されて以来、つまり63年５月以来、ストップした状態になっております。この結果、いわゆる土地の分合、分筆、あるいは地籍更正、これがまず登記ができない。したがって、土地の売買、あるいは相続等の絡みで支障がある、あるいは開発行為にも支障が出てきている、そんなような問題が引き起こされてきております。それで、当初、私ども管理課所管――境界画定のいわゆる市民との窓口でありました管理課でありますけれども、東京都にもいろいろ管理課としての、いわゆる境界画定が何とかできないかどうかという、そういう立場で再三にわたり協議をし、また、いろいろ方法論等についても研究もしましたわけですけれども、やはり編入同意、境界七生村土地改良区に編入されている以上、財務局、あるいは農林省所管の立場からも、七生村土地改良区内の公共用地の立ち会い、あるいは境界画定をした結果の証明行為、それらのことはできないという状況にあります。したがって、事はやはり法的に言えば、つまるところ境界七生村土地改良区の存否の問題にかかわってくる、そういうような状況で、非常に大きな問題が立ちはだかっていると、そういうのが実態であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　第１点目の、都市整備部長のお答えの中で、東京都の区画整理事業が都の認可の中で行われている、こういうふうな御説明がありました。黙って聞いていると、東京都が認可したんだから、正当な区画整理事業だ、というふうに聞こえるわけでありますけれども、文言の中に、多少問題点がある、というふうなお言葉もありました。

市長にお尋ねをしたいと思います。この改良区内というものは、経過をずっと追ってみますと、昭和28年７月に七生東部土地改良区として、会員が80名で設立されているわけです。そして昭和30年に平山と合併して会員が344名の中で、昭和31年６月に総会で定款変更が行われているんです。その定款変更の中に、要するに改良区区域内の土地は、改良区に編入同意をするということで、関東農政局の方から認可をいただいた中で、今まで来ているわけです。ということは、あの改良区内の土地は市では何もいじれないんです。これは東京都もいじれないんです。すると、今現在行われている区画整理事業は、法を逃れて越権行為の中で区画整理事業が行われていることになるわけです。法的根拠を示しましょうか。これは行政執行していく中で、最低限法を守らなくては、いけないと思うんですね。市長、これは市でやっているから区画整理事業ができる。じゃあ民間が改良区内に開発申請したら許可をするんですか。認識を改めていただきたいんです。市長、お答えをお願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　この行政の仕組みは、もちろん体系的に存在しますから、法のもとに整合されるべきことは言うまでもありません。私の持ち得ておる知識では、東京都の指導ということもありますし、一定の私有権、いろいろな権利をそれぞれに公法の中で、定めた中で行っていると……（「それがいけないんだよ」と呼ぶ者あり）こういうふうに思っておりますので、何か違法の部分があるというふうには思っておりません。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　あのね、市長、感覚を改めていただきたい。私は、この問題を市長に指摘して何かして、どうこうするというつもりじゃないんです。要するにこの問題を解決するために、行政がもう少し積極的にこれに取り組んでいただきたいということをお願いしているんです。そのために市長、もう少しこの問題に的確に、もう少し違

う形で理解をしていただきたい。

もう１点、ちょっと例で言いますと、土地改良区内にある公共施設、そしてまた導水路、あれは市で今維持管理している部分がありますね。要するに改良区内の導水路、これを市の方で道路法の網をかけて、維持管理しているところがあります。これは市長は、改良区の土地を公金を使って維持管理していることなんです。これは改良法に基づいて、そこは手をつけてはいけないところなんです。改良区が自分の事業でやらなくてはいけないところなんです。はっきり言えば、私の個人の土地を整理をしていただいて、公金で維持管理をしていただきたい、というふうなことを認めていることと同じことなんですよ、感覚的には。御理解いただけますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　我々の行政組織は、有能な補助機関によって、間違いなく運営をする建前になっておりますので、私の責任があるということは言うまでもありませんが、認識を新たにする必要も大いにあるだろうと思っております。担当当局からある程度の得ております知識としては、いわゆる測量、あるいは事務量等で、若干の人員と、それから予算を必要とするということになっておりますので、当然だというふうに思っておりますし、また、それに対応しようというふうに指示をいたしております。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

小川友一君。

○16番（小川友一君）　今、市長の御答弁の中に、この問題について積極的に解決に向けて、予算をつけて取り組んでいく、というふうな今お答えだったと思うんですけれども、そういうふうに理解してよろしいんでしょうか、市長。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　もちろん、問題に取り組む際には、そういう体制こそ大切でありますし、それに取り組むということを担当にも指示をしておるということであります。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　それでは、改良する、要するにそれをこれからいい方向に向け

ようと、改良区を清算に向けて行政が中心となってこの問題解決に当たっていこうというふうな姿勢をこれからしていくということですので、今まで２年数カ月、何らかの形で対応していくのだろうなということを私も期待をしていたわけですけれども、一向として進んでいないように私は見受けられますので、要するにこの土地改良区を清算するに当たって、いつをめどに、どういうふうな手法で解決に当たっていくのか。そしてまた、当然これを解決するためには、一つの事業ですから、私は予算措置がとられなければ、事業は進まないというふうな認識を持っています。幾らこういうふうにプロジェクトチームをつくりました、何をしましたと言っても、予算措置がとられて初めて事業化というふうな考えをずっと持ってましたので、市長に予算措置はいつをめどに、どのようなお考えをお持ちなのか、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　問題点を整理して、なるべく早いときに必要な人員配置と、予算の用意をしてかかるということは言うまでもありません。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　私は、平成２年に市政に参画をさせていただきました。来年の２月が私の任期です。また新たに市民の審判を仰ぐわけでありますが、私も市政に参画させていただいて、このような大きな問題があるということを、事前から自分も承知はしていたわけでありますけれども、どうにか糸口をつかんで、今これから基盤整備が進んでいく中で、弊害となっていく問題であれば、自分でも勉強して、行政と一緒になってこの問題を解決していきたい、というふうに強く熱望しているわけです。その中で、いずれ予算措置をして、庁内調整をするということに関しては、私としては、12月議会ぐらいまでには補正なりなんなりの調査費でもなんでもいいですからつけていただいて、糸口を見出していただきたいというふうに思っているんです。その辺、市長、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　専門的知識の高い方から助言もいただき、また激励も受けて、なるべく早い時期に体制を整えて、一歩踏み出すということは申し上げたとおりであります。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　市長に再度御質問します。

総務庁行政監察局という部局があるわけですけれども、市長はこの部局を御存じでしょ

うか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　国の行政組織として存在することは承知しております。私どももまた、行政相談員という形で市民を委嘱をして、国あるいは公共機関に対する国民、市民の相談に応じておるということであります。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　ぜひ私は、12月、今年度、平成５年度中に解決に向けてのどういうふうな手順で、どういうふうな予算措置をつけて対応していけば解散また方向が見出せるかというふうな一定の方向だけは12月までには出していただきたいと思うんです。私は、もし12月に方向が出せない、来年の３月の新規予算の中にも組み込まれてないというふうな状況の中になりましたら、私は仮に議会に上がれなかったらば、個人の日野市民の立場としてこの行政不服を総務庁の方に異議申し立てをしよう、このぐらいの覚悟でこの問題は取り組んでいきたいというふうに私は思っているんです。それを踏まえて市長は対応していただきたいということの私の希望を、どうにかかなえていただきたいと思うんですね。再度質問したいと思いますけれど、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　事の重要なことはよく認識いたしますので、私自身、東京都の当局にも出向いて、じかに御指導をいただく、また解散はどういう手順、手続によって行われるか、こういう状況も明確にして、積極的に解決に向かって取り組む措置を図っていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　しつこいようで大変恐縮なんですけれども、12月議会の中でもう一度この問題を取り上げていきたいと思うんですけれども、12月議会までには、ある程度の方向は見出せようというふうなお考えはありますか。市長、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何らかの応答はできるように用意をしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　今回は、前段の中で、どのようにこの改良区を方向づけていったらいいのか、そしてまた、法の整合性がとられないままに私たちの日野のまちにこのような区域があって、東京都も指導ができない中で、そしてまた日野市の方も対応ができない。困るのは市民でありますし、それを管理していく行政責任というのは当然問わ

れるわけですから、それぞれの自治体がこの問題にはぶつかっているわけですけれども、先般、町田市の方の大蔵土地改良区は、東京都の指導、そして町田市が積極的に取り組んだ中で、改良区の方向が見出せたというふうな経過がある、と聞いております。そしてまた、三多摩の中には多くの改良区で、現在改良区として活動している地域が２カ所、そして現在この問題にぶつかっていろいろ困惑している改良区が７カ所ある、というふうに私も聞いております。他市に先駆けてこの問題を解決すれば、さすが森田市長、ということになると思いますので、ぜひ私が今お話しさせていただいたような手順を踏まれて、解決の糸口をつかんでいただきたいと思います。

私も今回、この質問に際して、東京都、総理庁、いろいろあちこちで調査をしました。裏資料はたくさん持っております。要するに背任行為になる部分、行政が大変いろいろな部分で、血が出るような部分が多々あると思うんですね。私は、そういうふうなものを血を出して解決するのではなくて、市長が積極的に取り組めば、方向が見出せるわけですから、あと数年間だと思うんです。これは個人のことですから、私はこういうふうな場では差し控えたいと思いますが、だれしもいずれは寿命があるわけですから、その辺も十分に考慮して、この問題は数年間の間の中に方向を見出せなければ、将来はどうしようもない問題になるというふうに理解します。その辺を市長も十分御理解いただいて、取り組んでいただきたいと思います。

以上でこの質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって19の１、土地改良法についての質問を終わります。

本日の日程はすべて終わりました。

明日の本会議は、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後５時８分　散会

9月14日　火曜日　（第6日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第21号）

9月14日　火曜日　（第6日）

出席議員　（26名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	簾野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
16番	小川友一君	17番	土方尚功君
18番	福島敏雄君	19番	板垣正男君
20番	鈴木美奈子君	21番	奥住日出男君
22番	夏井明男君	23番	黒川重憲君
24番	天野輝男君	25番	福島盛之助君
26番	小山良悟君	27番	市川資信君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（2名）

14番	高橋徳次君	28番	名古屋史郎君

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	企画財政部参事	大崎茂男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　本間ムツ子君

議事日程

平成5年9月14日（火）
午前10時開議

日程第1　一般質問
（請願上程）
日程第2　請願　第5－20号　児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情
日程第3　請願　第5－21号　海の非核化宣言の請願
日程第4　請願　第5－22号　製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情

日程第　5	請　願	第 5－23 号	水俣病被害者の早期救済に関する陳情
日程第　6	請　願	第 5－24 号	住環境保護についての請願
日程第　7	請　願	第 5－25 号	小児成人病予防検査導入反対に関する請願
日程第　8	請　願	第 5－26 号	義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情

本日の会議に付した事件

日程第１から第８まで

午前10時13分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員20名であります。

これより日程第１、一般質問を行います。一般質問20の１、南平八丁目道路の未拡張問題について問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

〔13番議員　登壇〕

○13番（馬場繁夫君）　それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

昭和58年、都立南平高校建設に伴う旧南平40号線（現在のＬ９号線）整備の際、当時の赤松助役が関係住民に対しまして、旧大里２号線（現在のＬ９―６号線）の整備を行うと説明をされました。しかし、Ｌ９号線の整備が終了しましたが、Ｌ９―６号線の整備の工事は一向に実施されず、関係部局や市長相談等に行きまして、要請活動を行ってまいりました。その都度、行政側は、改善する旨の回答がありましたが、現在に至るまで何ら解決せず、10年を経過いたしました。地域住民は、行政に対する不信感が深まっている状況であります。早急に誠意ある対応で解決いたしまして、行政の不信を取り除く意味からの質問をさせていただきます。

まず、第１点といたしましては、Ｌ９―６号線の過去の経緯をどう行政側は認識しているのか、また、今後の整備に対してどう対応するのか、お考えをお伺いいたします。

第２点目としましては、南平幼稚園西側水路に沿いましてＬ９―６号線からＬ９―２号線及びＬ９―３号線につなぐ道路を計画しているというふうに地域住民は認識しているところでございますが、行政の計画状況についてお伺いいたします。

３点目としましては、Ｌ９―６号線の南平八丁目８番地の16付近道路は、雨が降りますと道路面が川のように流れまして、また地下水等によりまして、常時路面が濡れている状況であります。冬期になりますと、凍結して大変危険な状況でありますので、この安全対策を早急に望むものであります。

まず、この３点につきましてよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　南平高校の整備及びこの旧大里１号線（現在のＬ９―６号線）の整備に関連して、この周辺道路の整備の必要性というのは認識しております。特に、丘陵公園の工事の際、いろんないきさつを伝え聞いている中で、以前、いろんな地元との関係の中で、整備の方向が示されているということは事実であります。この道路の整備の努力は当然しておったわけですけれども、各地権者との交渉の中で、いわゆる

セットバック部分である道路用地の寄附がなかなかうまくいかない。そういうような形の中で、その意味での地権者の協力がまだ得られていなかった。そのために現状では、交渉を中断しているという状況であります。今後、この場所に限らず、狭隘道路の整備、面的整備によって整備された区域と、そうでない区域を結ぶ幹線、あるいはそれに準ずるような重要な道路についての狭隘問題についてこれから対応していかなきゃならないわけですけれども、この狭隘道路に対する基本的な考え方をまとめた上で、この問題についても整備に努力していきたいと思います。もちろん、地元地権者の協力を得なければならないわけですけれども、そんな形で現在のところ考えております。

２点目については、南平幼稚園の前の整備についてであります。この問題も、いわゆる通り抜けをする必要のある道路ということで、過去に検討されていた経緯がございます。ただ、境界確定等を進めていく中で、国有公共用地、水路が存在するわけですけれども、その画定線が現在ののり面の相当きついところにこの水路の存在があるという形で協議和解が成立している状況であります。この公共用地を使って道路を抜くという考え方は、以前からあったわけですけれども、現状桜の老木があるとか、あるいはのり面がきつくて、大変な擁壁の問題であるとか、そういうような地形的な問題からして、現状ではちょっと困難性があるかなという形で考えております。

３点目でありますけれども、道路にこののり地からにじみ出る地下水、あるいは雨水がたまる問題でありますけれども、現状では、若干そのための工夫がされておりますけれども、不十分な構造であるということであれば、現地を調査の上、改善対策を講じたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

まず、３点目につきましては、確かに応急的な対応はしていただいているところではございますが、まだ十分というわけではありませんし、雨が降らないところでも、常時路面が濡れている状況は解決しておりませんので、再度現場を確認いたしまして、早急な対応を強く望みますので、ひとつよろしくお願いします。

それから２点目につきましては、現状では困難性があるということでは理解するんですけれど、付近の道路状況からいきますと、また今後、いろいろと行政側も十分努力をして、将来的には道路ができるような方向で検討していただきたいと思います。

問題は、第１点目の件ですけれど、このＬ９―６号線は、当時、都立高校をつくると

きに当時の赤松助役が、あわせてそこは整備するという、住民側に約束をしてきた経緯があるわけです。ですから、住民の皆さんは、当然公共施設としての都立高校ができる中で、地域的にもいろんな交通の中で御迷惑かけるということがありますので、その迷惑的な部分を含んで当然やっていくという認識の中でおりましたが、一向に進んでいかない。それで市長自身にも市民相談の中ではお願いしたり、また何度かお会いして、要請をされたらしいんですけれど、何ら解決する見込みが全然、先ほど、整備しますという回答あるんですけれど、一向に進んでいかないというのが現状であります。

そして、その後、平成元年ですか、南平丘陵公園が完成していくわけですけれど、この南平丘陵公園の工事に伴いまして、その南平Ｌ９―６号線につきましては、大型車両の工事車両が通過したり、大変に頻繁にその道路を利用しての南平丘陵公園の整備というか、された経緯があるんですけれど、そういう状況にもかかわらず、現在までも何もしないできてしまった。

確かに、その用地の無償提供というネックがあるんですけれど、少なくとも南平丘陵公園のときに含んで対応すれば十分対応できる問題だったのに、そのときに何もしないできてしまった。これは本当に地域住民に対しての大変な行政の大きな責任があるんじゃないかと思います。それについて再度、先ほどの部長の答弁では、なかなか理解しにくい部分でありますので、市長はどういうふうにこの問題について認識されているのか、また、今後対応していくのか、市長自身のお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　南平八丁目東京都立南平高校を誘致し、また開発で大変荒廃の状況に放置されてあった丘陵地域の公園化することによって、今日のたたずまいを完成し得たという大きな経過を私自身、よく承知しておるつもりであります。今御指摘の、高校に向かう道路のちょうど公園の中央通路、中央の道につながる部分で民有地をお借りをしたり、あるいは今御指摘のような、将来の整備の約束をしたということは、確かにあっただろうと思いますし、また責任も感じておるということであります。連檐した通過交通の道でもありませんし、過去の宅地化されたといいましょうか、家が建ったその理由は、皆必要なセットバック措置を理解をされて今日、お住まいができているということだと思っております。

したがいまして、セットバック部分は御寄附をお願いをいたします、それによって直ちに道路整備の仕事を行ってまいります、というふうに相互の協議といいましょうか、言い方があるわけでありまして、御当人方もまたそのことはよく御承知のとおりであり

ます。一番角のおうちは、これは古くから公道に面してありますので、セットバックという条件はないわけでありますけれど、したがいまして今我々が地元に表示している条件と申しますのは、セットバック部分はこれは日野市内のあちこちに共通する一つの原則として御寄附をいただく。４メーターまでは御寄附をいただく。６メーターになればもちろん買収もいたしますし、そういうことが整えば、当然整備の工事をするということになるわけでありまして、その最終的な詰めるところで一致できていないというところに御指摘の問題が残っておるということであります。

今、いわゆるセットバック道路の買収してでも行おうという考え方も、これは連檐をする長い通行道路であれば、一歩前進をした考え方を推し進めようとしておるわけでありますが、あそこの場所ではまだそれに該当するところまでの評価は成り立ちがたいということでありました。一層の行政側の努力もそうでありますし、関係の方にもよく御理解をお願いをして、なるべく早く約束でもあり、また期待をされております道路整備を完成するように努力してまいりたい、こういうことが現状でございます。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　確かに大枠の４メーター未満の道路についての基本的な考えとしては、今市長の答弁は理解するところでございますが、今回の場所につきましては、基本的には公共施設であります南平丘陵公園につながっていくという、確かに地域住民の利便性というのもありますが、この公共施設の利便性も十分あるという道路なんです。ですから、今までの通常の一般道路とは認識が少し違う部分でありますので、その辺を認識をもう少し市長もしていただかないと、話が進展していかない状況であります。

特に市長の答弁の中で、最終的な詰めができていないんだ、というふうな趣旨の答弁がありましたが、そういう住民の認識じゃないんですね。行政側が南平高校の建設に伴う中でやってくれるという、行政側の当時の助役がそういう説明を地域にしているわけです。これが一つのそもそもの出発の原点になっております。

ですから、市長の言われたことが地域住民については認識していない。十分に伝わっていない。だから、そういう説得も行政側はしていないわけです。何度も何度も十数回にわたりまして、地域住民は行政側にアプローチをかけている状況でありますが、整備します、というような回答で、何がネックになっているんだ、どうして進まないんだということを地域住民に理解できるような内容を、また情報を提供していないのが実態なんです。ですから市長の答弁が現実とは当てはまらないんです。まして少なくとも、南平丘陵公園をつくるとき、なぜこの問題をそのときに解決をした上で工事に取りかから

なかったのか。これが行政としては大きな問題な部分になりますので、その辺、少し認識をしていただきたいと思うんです。

確かに、あの道路は行きどまりになります。しかし、その行きどまりの先が丘陵公園になっているわけです。それで、丘陵公園の工事車両がどんどん入ってくるわけです。そしてまた、一般の方が丘陵公園に行くときに利用しているわけです。そういう状況をなぜ、この計画段階でわかっていながら、それを踏まえた中で、そのときに解決する糸口を行政側がしなかったのか、この辺についてもう一度、市長にお尋ねしたいと思います。

もう１点は、確かにうちを建てる場合は、最低４メートルの道路が必要だというのは当然のことです。建築基準法の24条２項道路の状況になるのはこれは当たり前のことなんですけれど、ただ、あの場合、ほかの要因として、道路の底地権の権利を住宅を建てている、利用している方が持っていない場合は、なかなか難しい部分なんです。今回の中でも、実際自分のうちを建てた方が持っていないという、別な方が道路用地として土地をお持ちになっているという、こういう部分も合わせてありますから、ただ、市長が言われたような、総体的な考え方だけでは解決できない、幾ら話し合っても解決できない実態でありますから、そこをもう少し現実可能なように行政側は一歩踏み込んで、地域の方に納得、また理解していただけるような行政の対応がありませんと、ますます話がややこしくなってしまうわけでありますが、その辺あわせてもう一度、市長の今後の対応をもう少し前向きに対応していこうという姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　懸案事項ですから、なるべく問題点を一つ一つ解決をしながら、現実を解決をしていくという姿勢が必要であることはもう言うまでもないと思っております。いろいろ論の立て方はあるだろうと思っておりますが、造成した当時に行えばよかったということも当然あったわけでありますけれど、その当時も、寄附という形にはなりませんので、借地という形で行った、こういう経過であります。それから、私も余り詳しいことはわかりませんが、相続関係のことで多分、おうちを持っておられる方がそのセットバック該当地の持ち主でないというようなことがあるいはあるかもしれません。もう一遍状況をよく調べまして、適切な対応によって説明も申し上げ、御協力をお願いをし、道路としての整備を整えていくということで努力をしたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　積極的に努力をしていただきたいと思います。

それで、特にそれと並行しまして、特にその南平Ｌ―９号線のＬ９―６号線との接点の部分にちょうど住んでない畑状になっている場所がありますね。あそこがとりあえず解決できれば、市にそのほか、道路を市道として深くしなくても、最悪の場合は出入りが可能になってくるんです。ですから、まず第１段階、第２段階、いろいろありますので、そのまず入り口の部分を何とか早急に出入りがもう少し可能なような状況に対応することが、まず一番当面やりやすい部分かなという気がするんですけれど、その辺もあわせて行政的に努力をしていただきたいと思うんです。そうすれば、かなりいろんな面で流れが変わるのかなという気がしますので、それもあわせて市長、ひとつその辺の、先ほど市長から答弁ありました入り口の部分というか、畑の部分は、多分市長と同じ場所を指して言っているかと思いますので、どうですか、その辺についてはもう少し積極的に、市長の答弁があった場所について対応できないもんですか。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　通常のセットバック部分、今お話がありましたように、セットバック部分については、それぞれ所有者が別の方が持っているケースもあります。これらも多少いろんな持ち主との直接の縁戚関係もある程度あると聞いておりますので、このあたりの問題の解決、それから今言われた入り口の現状で、畑の部分の取り扱いについては、この方は周辺の宅地の持ち主とはまた違いますので、特に入り口でもありますので、通常のセットバックとは別の考え方というのをやっぱり立てなきゃなりませんので、この点についても内部調整をした上で、対応していきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　どうもありがとうございました。

そのネックになっている場所ですね、早急に内部的に検討していただきまして、別な方法で対応をひとつお願いいたします。

総体的にまた言えることは、確かにその４メーター未満の道路につきましては、無償で寄附するということはよく理解できるんですけれど、なかなか土地の所有者については、土地も高くなりますし、なかなか御理解をしにくい部分もありますので、何か呼び水的な方式を新たに展開していきませんと、なかなか道路の寄附というだけでは解決していかない部分がありますので、この辺を、今までも過去にも何回かそういう趣旨の質問をした経緯もあるんですけれど、行政側としても新しい視点の中で、金額で購入するというよりも、何か呼び水的な方法で対応できるようなシステムというか、それを考え

ていただければと思うんです。何かこう、市長のところの方にもそういう意向を何度かお願いしている経緯があるんですけれど、市長決裁がなかなかとれないという、今までの数回のそういう経緯があったようなことも聞いているんですけれど、市長、将来的には、市内の道路整備促進のために、その辺の呼び水的な方式というのはどうなんでしょうか、それをひとつ、また市長の考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　セットバック方式によって、道路の現状の基準に合わないときでも、建築を認めるという一つの知恵があった形の状況が市内あちこち残っておるわけでありますから、長距離に連檐をし、市内交通にもどうしても優先しなければならないという部分につきましては、今、内部に要綱をつくりまして、なるべく少ない経費でも買収という形もあり得るというところまでは踏み出しておるわけでありまして、ここの場合は、奥行きがまだ面しておられる家が4軒という程度ですから、まだまだその連檐をした長距離の交通路というふうに評価するわけにもまいりません。したがって、大きな行政の秩序を維持する上からも、やっぱり原則とそれから優先順位というものを正しく解決を図っていくということによって、当面対応することになっておりますので、伴う別の面のまた努力もいろいろ図ってみるということで、この地点の状況の解決には御指摘のこともございますし、取り組んでいかなければならないというふうに伺ったところであります。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

ともかく総体的としては、道路問題が解決できますように、呼び水的な政策を今後もう少し明確に要綱等設置しながら対応できるように、ひとつよろしくお願いいたします。それでまた、南平のこの場所につきましては、それ以前の行政の対応という大きな責任範囲の中でこの道路問題を解決していただくよう強くお願い申し上げまして、この問題の質問を終わりといたします。

○議長（黒川重憲君）　これをもって20の1、南平八丁目道路の未拡張問題について問うの質問を終わります。

一般質問20の2、森田市政の市民不在等の第3次基本計画策定姿勢について再び問うの通告質問者、馬場繁夫君の質問を許します。

○13番（馬場繁夫君）　第3次日野市基本構想及び基本計画策定につきましては、緊急質問の中におきまして市長は、第3回定例市議会に上程することを答弁しているところ

でございますが、今定例会には上程されず、第３次日野市総合計画の意見集約についての行政報告がありましたが、今回おくれた理由についてはっきりしません。その理由と今後の予定についてお伺いいたします。

第２番目としまして、市民参加、市民自治につきましても市長と意見を相違しているところでございますが、基本構想及び基本計画策定過程におきまして、市民参加がどう行われてきておりますか、具体的な説明と他市と比較した場合どう評価されているのか、お伺いいたします。

第３点目としましては、第３次基本構想原案におきまして、第２次基本構想策定時以後の社会的、経済的変化の中で、ますます重要な課題となってきております、地球規模の環境問題が発生し、生存の危機という状況が起きています。そして二つ目として、成熟期における総合計画の策定について。３番目として、国際社会に向けての平和を基調として国際交流と貢献のあり方。第４点目として、高齢化社会の進展。そして第５点目としましては、環境に優しいライフスタイルの転換。第６点目としまして、情報化社会への対応。

以上６点について述べられているところでございます。この６点の重要な課題及び高齢化社会の進展に伴う福祉計画が基本計画中どう生かされているのか。これは緊急質問で質問したことでございますが、理解できる答弁でございませんでしたので、もう一度、このことについて行政の考えをお伺いいたします。

それと第４点目としては、総合計画とは、基本的には、基本構想、基本計画及び実施計画の三つの計画を合わせたものを総合計画と呼ばれております。基本計画に基づく実施計画の策定状況についてお伺いいたします。また、この実施計画がいつ具体的に私どもの方にいただけるのか、そのことについてもあわせてお聞きいたします。

質問第５点目としましては、東京都では、市町村等の平成４年度決算を発表しました。15年間連続の黒字決算となっておりますが、経常収支比率が80％を超えて財政硬直化の危険があるとされている市が、前年度より３市ふえて７市となっておるところであります。日野市の経常収支比率は前年度よりも4.9ポイント上がりまして79.5％となり、財政の硬直化の危険がある80％間近になってまいりました。平成５年度は景気後退が一層進展しておる状況であります。第３次基本構想を実施する新年度予算以降、深刻な状況であると思われます。財政の状況の現状と今後の対策についてどうお考えになっているか、これについてお伺いいたします。

以上５点について、よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは、ただいまの質問につきまして５点、お答えしたいと思います。

まず、１点目の、前回の議会の時点で緊急質問等いただいて、その中での提案の見込みを申し上げました。その中でのおくれた理由ということでございます。御承知のとおり経過として、今までの議会等にも説明を６月の議会中にさせていただきました。その時点では、９月にという予定を申し上げました。しかし、なかなかこのおくれた理由としては、基本構想については、既に発表したとおりでございます。その中の御意見等につきましても、各議員さんから、もっと市民から十分な意見を聞いて、そんなに急ぐべきでない、というような意見もあったわけでございます。しかし、それは別として、おくれた理由としては、大きな問題、この中での実施計画を作成するに当たっての財政問題でございます。大変実施計画についての計画の適切な実現の中での財政面の見込みが立たないというのが、大きな問題でございます。しかし、これはいずれにしても、本年度すべての第２次基本構想・計画等が終わるわけでございます。新年度からは新しい第３次基本構想、実施計画に伴っての策定を進めているわけでございますので、少なくとも今年度中には実施計画を策定するということでございます。

なお、２点目の市民参加についてということでございます。御承知のとおり７月の15日の市報におきましては、全文を掲載しました。これについて各市民の方からの意見、あるいは団体に対しての説明、資料等をお配りした経過もあるわけでございます。そういう中での一つの市民参加というとらえ方をいたしまして、数多くの意見をいただいております。現在これは、構想にもかかる部分、実施計画にもかかる部分がありますので、すべて調整中でございます。

なお、３点目の関係でございます。第２次からの大きな変化の中での計画策定でございます。確かに今御指摘のように、大きな問題を構想の中に抱えております。それに合わせまして具体的に福祉計画ということが質問者の方から出ているわけでございます。御承知のとおり福祉部の中では現在、各委員会、あるいは専門委員会をつくって協議中でございます。ある程度近いうちに目安が出るわけでございます。当然この計画の中には繰り入れるということで、整合性を持たせて第３次の基本構想を立てる必要を痛感しております。もちろん、この整合性を持った中での実施計画も組み込んでいきたいというふうに思っております。

４点目でございます。総合計画につきましては、今御指摘のとおり、３点が伴った総

合的なものでございます。この実施計画の策定について、具体的にいつかということでございます。前段でも申し上げましたとおり、少なくとも平成５年度の年度中にはこれを立て、６年度の予算に反映していくということが原則になろうかと思います。ただ、財政的な見込みがどうも立ちませんので、この計画の策定につきましては、３年、３年、４年という形で実施計画を立てたいということは、既に御説明申し上げたとおりでございます。年度内には実施計画を策定するべき、協議を進めながら事務的に進めております。

なお、５点目の財政問題でございます。今議員さんからも御指摘のとおり、大変前年度対比の中で新聞発表のとおり、かなりのパーセンテージが上がっているわけでございます。よって、これを十分とらえた中で80を基準とした、やはり80以上になると大変財政状況も厳しい、危険であるというような指導の中では、これを完全に抑えていかなければならない。その方法としては、税収が落ち込んでいることは事実でございます。そういう中での上がった部分でございます。しかし、これからは、先日もちょっとお話を申し上げましたが、新年度予算の中では、当然経常経費を除いたその他のまず庁内の予算編成に当たっての一つの基本的な考え方で削減を図っていかなければならないということでございます。現状におきましては、今試算の中では、３年間の財源としての基本計画に伴う財政負担としてもそんなに多く見込めない。現状においての見込みは30億前後というような試算をしております。ただし、まだすべて各部課の計画、あるいは実施計画の中での考え方としても、大きな問題としては、用地部分が入っていないとか、いろんな理由がございます。そうい中では、十分予算編成に当たって、また３年間の見通しを十分立てて、計画の実現方に向かっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　ありがとうございました。

今答弁いただきましたが、どうも基本的によくわからないんです。基本構想、基本計画につきましては、当然今議会に上程されるというふうに市長の答弁もありましたし、私たちも当然そういう認識はしていたところでありますが、答弁の中では、この実施計画の作成に当たり、財政的な面で見込みが立たないのでおくれているんだ、ということを、どうも主眼的に言われているようでございます。しかし、市長の行政報告の中では、こういうような視点じゃないんですね。要するに新聞掲載されて、市民の意見が出たものを今、プロジェクトチーム等におきまして検討しているんだと、そういう内容なんで

す。これは実態はどっちなんですか。少なくとも平成６年度から実施されます基本構想、基本計画でございます。当然これは９月定例会に少なくとも出てきませんと、これは12月の第４回定例会に議案上程するなんていうのは、余りにも議会に対して何を考えているんだと言いたくなってしまうんですけれど、この辺をもう少し理由をはっきりしていただきたい。これは納得できませんので、もう一度お伺いいたします。

それから第２点目の、基本構想、基本計画策定における市民参加ということもお尋ねしたんですけれど、今先ほどの答弁でありますと、これは新聞掲載されている云々というような答弁がメーンでありましたが、確かに市民の方に、こういう日野市の基本構想、基本計画を提示して御意見を伺うのは当然として、これが市民自治を主張する日野市の市民参加なのか。非常に恥ずかしい思いがいたします。特に今回のその基本計画、基本構想の策定基準の中で見ましても、これは職員の中でそれぞれチームをつくってやっているようでございますが、何ら審議会さえつくらない。これはひどい実態ですよね。そして実質的には、職員の方が1.5人ぐらい対応するだけであって、実際は委託でやっているんじゃないですか。これが今の日野市の大事な、今後10年間に及ぶ日野市の方向性を決めていく基本構想及び基本計画に対する行政の姿勢かと思いますと、余りにもこの計画のあり方についていい加減さというか、真剣さがないので、本当にびっくりしているわけでございますが、これについてもう一度、これは市長にお尋ねするしかありませんので、市長にお伺いいたします。

それから、質問３点目の問題でございますが、この基本構想の中に言われております６点の新しい、要するに第２次基本構想をつくった後の現在に至るまで新しい進展というか、また新しい課題として６点が具体的に示されております。ところが、この６点がわざわざ第１章の中に述べられているんですけれど、この６点について具体的に基本構想並びに基本計画には何ら変化が出てきていない。それをどう具体的に、その７年間の変化をどう組み入れてきたのか、それが不明確であり、内容に目を通した限りでは、それが入っているという、そういうことはどうも見えてきません。これは大変な問題だと思うんです。これについても、市長のお考えをお伺いいたします。

それから、実施計画につきましても、先ほど答弁の中では、平成５年度中ということで答弁がありました。確かに、非常に財政状況も厳しい状況になってきておりますので、予算の組み入れ方が非常に難しいということは理解できることでございますが、少なくとも平成６年度からの実施されていく問題でありますので、当然これは新年度予算との関連も十分ありますので、やはりこれは少なくとも今年度中につくるという姿勢は納得

できないのであります。少なくとも新年度予算を編成する過程には、方向性が当然もうでき上がっている、そのぐらいの姿勢があって初めて新年度予算に組み込まれていくこともありますので、このことは非常に理解をできないところであります。

それから第５点目につきましては、財政の状況も非常に逼迫しております。ですから、今まで財政が裕福とされてきました日野市の状況の延長線で今後考えていきますと、大変な時代になってまいります。このことも市長自身も十分認識をしていただきまして、まず大事なことは、何が一番住民にとって最優先すべき課題なのか、ということを市長が勝手気ままに決めるんではなく、やはり庁内で部長、また課長を含みまして十分検討しながら、知恵を出し合いながら新しい厳しい財政状況の中で有効的に、かつ効率的な行政運営をして市民サービスを進めていく。今までは何とか市長自身の独断的な部分で対応できるような財政状況が多かったわけでございますが、現状を見ますと、そういう状況じゃないんです。ですから、これは知恵をいかに出し合っていくか、それをやはり皆で論議して話し合って、方向性を決めて決めていくという、これが本当に必要な時期になりました。そのことを市長自身も十分認識をしていただきたい。このことについても、市長にお考えをお伺いします。

以上５点について市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ちょうどことし平成５年、日野市では、市制30周年の年を迎え、また昭和45年に地方自治法の改正によって定められた各自治体は、おおむね10カ年間を目途とする基本構想を持て。この趣旨に沿う基本構想は、日野市では47年に第１次基本構想、それから57年に第２次基本構想、ことし第３次基本構想に取り組むと、こういう時期にぴたりと遭遇しておるわけであります。そして日野市が今社会情勢の大きな変動によって、かつての農耕文化で栄えてきたこの地域一帯が、都市化の方向に大転換をすると、こういう情勢になっている、まだ初動の段階だろうというふうに考えております。

したがいまして、なかなか予測しがたいという難しさのこともありますし、大体日野市という多摩の地域の大変恵まれたところに位置する、しかも相当実力のある自治体といたしまして、ちょうど今、ハードな面のまちづくり、いわゆる都市計画事業を大わらわで取り組んでおると、こういう時代に遭遇しておるわけであります。もう既に16万余という人口構造でもございますので、もちろん、人口に伴っての、また社会の実勢に伴っての福祉や教育のソフトな行政展開ということも、また当然な状況でございまして、こ

ういう２本立ての大きな目標を立てて、つまり将来に残す都市環境、都市条件、それから市民生活の健康で文化的な生活を保障できる条件、環境をつくっていくということで、そう大きく失墜はなかったと思っております。したがいまして、第２次基本構想の定めました「目指す都市像、緑と文化の市民都市」は、これは大きく性格を変える理由はない、という考え方であります。

それから、ハードな面、ソフトな面を推進をしていく一つの理念といたしまして、第２次基本構想の中で「５本の柱」という表現のタイトルをつけた柱があるわけでありまして、これも今の日野市のまちづくりに立派な表現の柱であり、支えになる考え方であるということで、これも第２次基本構想の表現を踏襲していこう、こういうことであります。この事業に取り組みまして、もちろん庁内に大きなチーム、またそれを詰めていくそれぞれの細かい具体的なチーム、いろいろな三角形のピラミッド方式によって、一応の展開をしてまいりました。それが今一つの原案として、一応御提示できる、こういう状況になりましたので、その過程を今説明させていただいておる。まず議会の各会派に説明をさせていただく、それから日野市のすべての行政委員会にそれぞれ御意見を徴していく。また市内の各団体にも、求められれば説明にも出向いて、御意見の聴取をしていく。こういう集約の仕方で４月の半ば、市広報で市民にも全文を見ていただく。こういう手広い、市民不在と言われる意味が私には全くわからなんですが、網羅した手続をとっておるわけでありまして、そのことの理解をなお得る必要がある、というふうに考えております。

第２次基本構想は、今御指摘の、他の市で手法として用いております審議会制度はとりませんでした。今回と同じように、日野市行政組織の各機関並びに市民団体、それから市民の一人一人の方、こういう説明と意見聴取の手法によって、一応の形式を整えて、表現としての基本構想を議会でも認めていただいた、こういうことであります。いろいろ事務当局は、大変意欲を持って年度初め以来、取り組みを進め、将来のことも見通した形で、なるべく早く原案といいますか、議会に提案をし得るものにまとめて議案として完成をさせたい、こういう努力をしてまいっておるわけでありますが、今主管部長もお答えしておりますとおり、社会情勢の変化は極めて厳しいものがあります。とりわけ各自治体としては、いわゆる社会経済界景気低迷のための財源の調達に苦慮している、こういう状況がございます。

したがいまして、私は、十分時間をかけて、そしてなるべく具体的に、しかも市民に理解をされる、そういう原案をつくるということ、それから10年を３・３・４年に分け

て、３期に分けて実施計画をつくるということでありますので、できるならば財政的な整合も図って、計画に値するものを完成をさせたい、こういう意欲であります。時間を要するという点、それからまとめ方になお念を入れて取り組むという点、見通しをなるべく明確にするという点で、むしろそう急がない方が有利ではないか、このような見解を持っておるということでありまして、多少今までの９月議会に提案をできればという意欲は事務当局は持っているわけでありますけれど、なお入念に原案をまとめようということで、多くの意見を今いただいておりますので、それらの整合と、それから調整に時間を十分かけるというふうに取り組んでおるところであります。不十分な点があるかもしれませんが、大局的に把握していただくならば、御理解がいただけるんではないかというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長、あんまりあきれて物が言えないですよ。市長ね、当然十分時間をかけて市民に理解してもらう、これは当然なことなんです。なぜ、今の時点になってそれをやるんですか。なぜ、もっと早い時点からそれを行って、９月定例会に議案として上程すればいいんです。私たちは、特に急がせたわけじゃないんです。ただ、平成６年度から第３次基本計画が実施されるわけです。ですから、当然予算を伴う問題でありますから、いつまで議会に上程するかというのは、当然決まってくるわけです。それを無視して、時間をかけて云々というのは、これは詭弁ですよね。じゃあ今まで、この第３次基本構想、基本計画をなぜもっと市民に交渉してやってこなかったんですか。非常に不可解であり、市長の答弁は理解に苦しみます。

例えば、町田市におきましてのちょうど基本構想、基本計画が平成６年度から実施されるわけです。じゃ町田市はどういうふうにしているかといいますと、まず平成３年の９月に、この審議会条例を制定しているんです。平成３年の９月に制定され、そして平成３年の制定されたごとそれぞれ審議会でずっと審議していくわけです。そして平成４年の２月には、市民アンケートをしたり、シンポジウムを開いたりして、ずっと来ているわけです。何回もシンポジウムを開きながら、平成４年には中間報告をしているわけです。この時点で広報に出されたり、議会に出したりして、庁内での職員に周知徹底をしているわけです。そしてそこでまた意見を聞いているのが、平成４年10月なんです。そして今度、同じ平成４年の11月から平成５年の１月にかけて公聴会を開いているんです。全市的と各地域的に分けて公聴会を開いて、市民にまた直接意見を聞いているわけです。そういうものをやってきまして、平成５年の５月に市長ヒアリングを行って、４

月28日にはもう答申として出てきているわけです。そして９月の定例会に議案として上程されたわけです。その過程の中で、十分議会との調整も行ってますし、また議員もこの審議委員のメンバーに入っているんです。非常に市民参加も進んでいるわけです。ですから、スムーズに事が運んでいって、これも９月定例会の中で決まっていく、こういう状況なんです。

日野市の場合は、６月の定例議会で私たち議員に内容を説明されて、７月15日の新聞で市民に公表しているわけです。そして意見も、７月30日までに意見を、市民に出していただきたいという、こんな短兵急的に行政の一方的な方向でやっているわけです。それでいろいろと市民から回答というか、要望というか、来ているわけです。全部で意見数としては272件、基本構想に対して99件、基本計画に対して173件の内容が来ています。それを今作業で、今担当部局でやっているところなんですけれど、ですから問題は、この市民参加、要するに市民に提示するのも時期の問題もありますし、本当に市民参加だったら、こんな短兵急にやるはずはないんじゃないですか。そこのところを棚に上げて、今後十分時間をかけて市民に理解――これは市長、おかしいです、どうみたって。理解できないすよ、そういう市長の考え方は。

特にこの昭和44年に地方自治法が改正されているわけですね。このときに基本構想は、市町村における最も重要な行政計画として位置づけられたわけです。また、その基本構想は、市民の代表である議会が責任を持ってこれは決定をしていくわけです。その意味から見ますと、基本構想は、議会の審議及び議決を経て市民の総意が集約、議決されたものにしていかなきゃいけないわけです。ですから、今の市長のやり方は、この地方自治法の精神に従ってないんですね。もし、この地方自治法の精神に沿って基本構想をやるんであれば、もう少し早い時点で十分市民の皆さんに提示していく。そして意見を求めていく。そして当然少なくとも９月定例会に出て、新年度予算に間に合うようなシステムをとっていく、これができてないわけです。それを見ても、市長のやり方については、納得できない。また、市長の答弁については、納得できないものであります。

特にこの基本構想、基本計画につきましても、今回は審議会制度にいろんな問題点があるということを、前々から何度も質問しているんですけれど、この審議会制度一つすらつくっていない。これはひどい話です。それで、十分な市民のニーズも把握できない、また市民の参加もないままで、たった１回の広報に連載されていることが市民参加だと胸を張れないですね。確かに市民参加の形態の一つになることは間違いありませんが、ただ、本来の市民参加という視点から考えますと、これだけで市民参加をやっています

ということは言えるはずありません。これはもう本当に、この基本構想、基本計画の実態とはまるっきり違うわけです。

例えば、単純に考えますと、物を一つ考える評価基準としまして３点の視点があると思うんです。一つは、行政から見ますと、この基本構想、基本計画があるかないか。日野市はありますから、これは第１点はクリアします。第２点は、その基本構想、基本計画が理論的にも、そしていろんな整合性についても理解している内容か、また、価格的にもおかしくないのか。この部分が、第２点目が大きな問題になると思うんです。３点目としては、じゃあ、そのつくりました基本構想、基本計画は、そのとおりに実施されているのか。そしてまた、その基本構想の精神が行政の中に具体的に浸透されて、それで作業されているのか。それによって日野市民の基本構想、基本計画の策定方針に沿った御意見が実際あるのかどうか。

こういうふうに物を見た場合に、例えば、日野市の第２次基本構想、基本計画におきまして、市民参加という視点をとらえてみても、この基本構想の中では、「市民参加については、行政はそれを支えることが重要なんです」ということを言われているわけです。それからまた「民主的、効果的に市政の運営を目指しながら、市民のまちづくり運動やエネルギーを行政に的確に配するシステムを検討しています」ということが項目の中にはありまして、「市民自治権の確立を目指します」、こういうふうに言われているんです。そして基本計画におきましても、「市民みずから主体的に、自主的に地域づくりに参加できる対象を考えてまいります」。非常に市民参加に対しては、「市民参加の体制を検討していきます」とか、市民参加については抽象論的にいろいろと言われているんです。ただ、具体的な市民参加については、残念ながら余りないんです。

で、その第２次基本構想、基本計画でも市民参加というふうにうたわれていながら、第３次基本計画をつくるときに、その市民参加という方式が具体的に何も出てきていないんです。そうなると、第２次基本計画を尊重して、第３次基本計画をつくろうという努力もしていないということが言えると思うんですね。それで日野市の行政全体を見ますと、日野市長としては、市民自治とか、市民に対して市民参加をしなさい、というようなアピールは多いんですけれど、それを受け入れていく行政側のシステムというのはできていないんです。一方的なかけ声だけで終わっているわけです。もう、これは単純なあれですけどね。

要するに参加ということを見ますと、小学館の現代国語辞典では、「ある物事を行う一員として加わっていくこと。また、仲間入りしていくこと」なんだと。広辞苑におき

ましても、「仲間になること。行事会合に加わること」。やはりみんな「加わっていく」ということを言われているんですね。市民が行政に加わっていく。市民と行政が一緒になって物事を進めていく。行政運営をしていく。または行政の方向性を決めていく。市民とともにつくっていくというのはないんですね、日野市は。これが今、日野市の実態であります。ですから、市長の言われていることは、現実とはかけ離れているわけです。

それで、例えば、日野市の行財政の調査検討委員会が中間答申を61年の２月27日に出されているんです。このときに非常にびっくりしたんですけれど、すばらしいことが出ているんです。「私的市民が連帯して公としての社会的活動を行い、私的市民個人では解決できない生活文化問題を解決する道具として自治体を位置づけていることが市民自治の原理である」と言われているわけです。ですから、市民が主役になりまして、行政は市民が解決できないことを解決していく道具としてこれは行政があるんだ、そこに市民自治があるんだという、こういう言い方なんですね。あくまで主体者は市民なんです。市長は、いろんな面で市民自治ということを言われていますけれど、この日野市の行財政の調査会が検討された中間答申のこの部分から見ますと、市長の言われていることとはまるっきり違うんですね。これが今言う日野市の実態なんです。ですからもう一度、市長にお伺いしたいんですけれど、市民自治、市民参加というのは、日野市には根づいていない、生きていない。20年間日野市政を担当してきた森田市長は、言葉として市民自治、市民参加を唱えますが、実態が伴わない。そして今回の第３次基本構想、基本計画においても、本来の市民参加が行われていない、できていないというふうに認識していますが、森田市長のお考えをお伺いいたします。

そして次の問題なんですけれど、第２次基本構想計画からずっと７年間経過して、非常に大きな社会変化が起きているわけです。少なくともこの10年間の日野市の将来を決めるという重要な基本構想、基本計画の策定に当たっては、その新しい変化を組み入れていくことは当然大事なことなんです。ところが、それが見えてきてない。また、少なくとも本当の職員参加なり、職員が論議してくるんであるんであれば、当然その変化がその基本構想、基本計画に出てくるはずなんですけれど、形だけのチームをつくり、実態が伴いませんから、この基本構想、基本計画には出てきていないわけです。特に福祉の問題、これから大きな行政にとっても大変な負担がかかりますし、またそのサービスの大きな差がつくのが、これから高齢化社会への対応問題になると思うんです。この重要な問題を少なくとも10年間のこの基本構想、基本計画に取り入れていないということは、これは大問題であります。ですから、当然これは並行してつくらなきゃいけない問

題ですから、福祉計画策定に当たっては、ことし、平成５年度につくるんじゃなく、平成４年度から審議をして、オーバーラップしながらこの基本構想、基本計画に取り入れていかなかったということは、大きな行政の責任だと私は思いますけれど。この点について十分市長も考えていただきたいと思います。

特にこれからは高齢化社会だから、福祉部でやればいいという問題じゃなくて、総体的にどう対応していくか、この理念が基本構想、基本計画に入っていないということが一番残念なんです。これは確かに、細かい部分については入れるというのは無理な話です。ただ、新しい高齢化社会に対応していく中に、高齢化の福祉の問題だけじゃなくて、総体的に例えば、地域の中にこれからサービスセンターを設けて、サービスセンターの中で対応していくというような一つの大きな方向性がありますから、ただサービスセンターをつくればいいということじゃなくって、サービスセンターをつくるときに、地域の住民とともに一緒になってサービスセンターをつくっていく。地域のサービスセンターなんだという位置づけをしていく。そしてこの地域のサービスセンターにみんなが行ける。そしてみんながボランティアでお助けもできる、そういう総合的な地域の地域福祉ができるような方向性を少なくともこの基本構想、基本計画の中に入れていただきたかったわけです。そうしませんと、大変な時代になるんですね。ですから、コミュニティーも大事、社会教育も大事になってくるんです。そういう理念がまるっきり入ってない。要するに第２次基本計画とそっくりそのままなんですよ。都市像について本来であれば、状況変化が入ってもいいなという、私は視点を持っているんです。百歩譲ってそれは変えないとしても、それを取り巻く３本柱とか、そういうところにこの位置づけが少なくとも明確にされていながら、総体的に福祉の日野市をつくり上げていく、この理念が必要なんです。その基本的なものは何もないんですよ。

例えば、武蔵野市は、「高福祉」「高環境」というんですか、これを大きなキャッチフレーズにしているんです。そして都市像を支える大きな視点として、福祉と環境問題、この二つをメーンとしながらまちづくりを推進しているわけです。非常に時代にかなった先見性のある方向性が出されているんです。少なくとも日野市ももう少し、市長選等の中でも「日本一の福祉の日野市なんだ」ということをさんざんアピールしていますから、少なくともももう少し、現実に沿った、将来的に不安がないような福祉政策をつくるにためにも、そういうものを展開していただきたいんです。市長、この２点について、時間あんまりないんで、簡単明瞭にひとつ、答弁いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　全体を通じまして、御指摘のことを全く同感と申し上げる以外にないわけでありまして、反論することは特にありません。何かこう、すれ違いのようなふうに受け取られているんではなかろうか。その点をむしろ反省をしこれから、今までやってまいりました第２次基本構想までの行政に大きな失策や失墜はなかったと、このように思っておりますので、この延長ということで市民にも御理解を十分いただけ、市長という責任のポストを与えられておりますので、その責任を全うする努力をするということが私の使命であり、市民におこたえをする立場だと思っております。

市民参加という手法にいたしましても、私は、かなり日野市は具体的な実態があるというふうに考えております。市民を主人公とする自治体行政ということについて、全く意見は同じでございますので、勉強の糧にはこれからもさせていただきますが、おしかりをいただいて、何か反論をするということは何一つありません。一生懸命に頑張るという以外にはございません。

○議長（黒川重憲君）　馬場繁夫君。

○13番（馬場繁夫君）　市長という最高のポストにあって、責任を全うすることは当然なことなんですね。ただ、どういう形で責任を全うするか、その方法が大事だと思うんです。福島さんが、前を見ろというようなことを言われていますが、そのとおりだと思うんです。問題は、これから大きな社会変化の、高齢化社会という大変な問題が来るわけです。ここを焦点に合わせた基本構想、基本計画をつくっていく。そして将来的に不安がないような、本当に一人一人が安心して生活できる、日野市に住んでよかったなと言える、そういう対応をつくることが、本当の責任を全うすることに通ずると思うんです。そのことを市長、もっと謙虚になって考えませんと、行政のリーダーとしてはいろいろと懸念が出てきますよ。

で、先ほどちょっと触れました地方自治法の第２条の５項の中に、「市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経て、その地域における総合、かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」。これが一つの基本構想の方向性です。ですから、あくまでも総合的、かつ計画的な行政運営を図るために、基本構想を定めるんだ。そしてこれに即して行わなきゃいけないんだ。これが一つの自治法の精神ですね。市長は憲法を市政に生かしていくんだと言われているんですから、当然この地方自治法の精神というのは生かしていくと思います。

それにしても、この精神からいくと、日野市の基本構想、基本計画は余りにもひどいもんです。情けなくなりますよ。なかなか市長と意見がかみ合いません。なかなか言っ

ている趣旨が市長は理解していただけていないと私は思います。それと同時に、本当に市長が同感ということであれば、具体的な自治長としての形を見せていただきたいんです。何もないんですよ。これは本当に残念です。

それで、最後になりますけれど、「自治体の活性化の知恵」という本が出されているんですけれど、この本によりますと、志村重太郎さんという方が書かれている内容なんですけれど、この中をちょっと紹介させていただきます。

トップのリーダーシップという項目があるんです。「行政のよしあしは、市長によって決まる」、こういうふうに言われているわけです。「地方自治体の行政がどのような方向に動いていくかは、全く首長次第ということになります。地域全体に大きなリーダーシップを用いる首長がどのように考え、どのような資質を持った人であるかということは、その地域社会の運命を決するとも言える大変重要な問題である。したがって、首長の考え方、行動というものが、自治体組織はもちろんのこと、対会議、対中央省庁、対労働組合に対するリーダーシップに、また地域社会や家庭に対する首長のリーダーシップの重ねが行政の発展に大きな影響を持っている」、こういうふうに言われているわけです。

これを見ますと、随分市長の行動というのが、この視点から見ると、どうも違うんですね。特に大きく4点について具体的にそのポイントとして言われているんですけれど、「第1に、誠実で正直な人、責任観念の強い人、よき意思決定を積み重ねる人、人々の意見をよく聞く人」、こういうことで具体的に4点について言われているわけです。でも、この内容から見ると、それぞれの考え方の評価はあるでしょうけれど、非常に厳しい、現実とは非常にそぐわない気がしているわけですけれど、やはりもう少し、ちょっと厳しい言い方をすれば、その首長という中心者に求められる資質というものを考えますと、まず一つは、時代の変化に即応した近代的なセンス、これは年齢じゃなく、そういう即応したセンスを持っていく、これがやっぱり一番大事なことなんです。

それと同時に、少しちょっと話が大きくなりますけれど、壮大な未来を展望しながら、緻密な計画を練り上げる構想力のある人、そして皆を心から納得させることができる人間性というか、指導性というか、そして若々しい果敢な行動力と、これが非常にリーダーとしての求める資質なのかなと思うんですけれど、非常にこのリーダーである首長の考え方、首長の行動によってその行政がすべて決まってしまう、そういうことでありますから、あえて市長に質問をさせていただいたんですけれど、少し市長、責任を痛感するんであれば、もう少し謙虚に視野を広げて、本当に日野市の将来を、もう少し懸念を持っ

て具体的に行政の中に反映をしていただきたい。このままでは財政的にも非常に緊迫してきております。大変な時代になってまいります。今の市長のその基本的な考えを変えることがないならば、日野市の将来は真っ暗でございます。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって20の２、森田市政の市民不在等の第３次基本計画策定姿勢について再び問うの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前11時38分　休憩

午後１時12分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問21の１、(財)日本野鳥の会に土地を無償貸与する日野市の理由について問うの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　１問目について質問をさせていただきます。もう数年前からこの問題は議論の対象にはなっておりますが、請願の中でかなり議論をされているというふうに推察をいたしますが、ぜひ、この問題については再度、いろんな角度から議論する必要があるのではないか、ということで質問をいたす次第であります。

まず第１点は、市の対応の中で、無償貸し付けということであります。市の億単位の財産を無償貸し付けするということでございますが、内容的には無償贈与、ただで差し上げますよということであります。そのお金はどこから来たかと言えば、市民の税金であります。安易な財産の使い方をしますと、税金を納めている方の感情としてどうなのかということが、最大限に重要になってまいりますから、その点の観点から質問するわけであります。

第１点は、この無償貸し付け、無償で貸すというふうにした目的物の現状、財産価格、規模等について、正確なお話を承りたいというふうに思います。

第２点目は、法令上の根拠、この自治体の、また国もそうですが、このような形態の場合には、非常に厳格な規定がされているというふうに聞いております。また、運用についても慎重を図るようにされております。また、裁判でもさまざまな角度から、その

議事については豊富な事例がございます。市もこれに取り組むについては、非常に綿密な研究をされた上で走っていると存じますので、その辺の法令上の根拠、条例上の根拠を正確にお示しいただいて、その構成要件が的確であるという中身まで具体的に論証していただきたいというふうに思います。

それから３点目は、今日までの事実上の経過ですね、特に日本野鳥の会との交渉過程がさまざまなところでなされたと思いますが、その重要なエポックになるような場面を時間を追って、今日までの経過をお話をしていただきたいということであります。

第４点目は、これは土地の取得とも非常に関係をしますので、お聞きするわけですが、この土地の取得が、公社の取得が平成３年の７月の３日でありました。このときの価格が、５億7,324万という金額であります。ちょうどこのような時期に話の発端を私どもは聞いているわけですが、この誘致するという形をとられたそのきっかけですね、その辺は、ぜひ市長からお話を承りたいというふうに思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　御質問の点が４点あるわけでございますが、まず１点目からお答え申し上げます。

無償貸し付けをしようとしている物件といいますか、目的物の価格とか規模というようなことでございます。目的物は、南平二丁目35番地の２に所在します8,431平方メートル、これは台帳面積、公簿面積でございます。実測では１万791平方メートルの地目山林でございます。

次に、２点目の無償貸し付けに関する法令上の件でございますけれども、この物件を無償貸し付けしようとする相手方は、財団法人日本野鳥の会でございます。日本野鳥の会は、昭和９年３月に発足した会でございまして、その後、昭和45年11月２日、国の認可を得まして、財団法人という法人格になっております。この財団法人日本野鳥の会が、公共的団体であるという理解のもとに、無償貸し付けという方向を選んでおるわけでございますが、これの法令的なものでございますが、貴重な市民の財産を無償あるいは減額してお貸しするような場合については、議会の議決を経ることが原則でございますけれども、条例で定めた場合については、その範囲内では長の権限の中で執行できるというようなことが、自治法の237条で委任といいますか、定められております。その自治法の237条に基づきまして、日野市におきましても「日野市財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例」が昭和39年に制定されておりますが、この条例の４条に「公共

的団体の収益的な使用を除く公共の用に供するときは無償貸し付けもできる」というような条文がございます。これに該当するかどうかにつきましても、庁内の関係部署で十分検討いたしまして、さらにその後、東京都の指導部局であります総務局の方にもお伺いを立てまして、一応日本野鳥の会が公益法人であり、公共的な団体であるというようなことを確認しております。それに基づきまして、無償貸し付けをいたしたいというような考えでおるわけでございます。

次に、3点目でございますけれども、今日までの日本野鳥の会との経過ということでございます。さかのぼりますこと8年ほど前になりますが、日本野鳥の会が国際自然保護センター、仮称でございますが、の土地を探しておるというようなことで、日野市にも協力できないだろうかというような話が参っております。

それで、8年前のことですが、その後、日野市としては、野鳥の会のこの計画の趣旨を検討いたしまして、誘致すべきではないかというような考えのもとで、土地を一応いろいろ当たったところ、なかなか適当な土地が見当たらないというようなことで、その後、数年を経過しておりましたが、平成3年にこの南平二丁目の、先ほど申しました8,431平方メートルの土地を取得することができたわけです。これは日本野鳥の会に貸すということではなくて、たまたま平成3年2月に、前土地所有者であります株式会社クローバーシステムというところから、財産処分をしたいということで、日野市に買っていただけないかというような申し入れがありまして、日野市でも内部で検討いたしました結果、南平二丁目、南が丘の南側にあります緑地、市の緑地がございます。2万7,000平方メートルばかりの緑地がございますが、これに連檐する土地として、緑地を拡大する意味で取得すべきではないかということで取得したわけでございます。

この土地が名目は緑地ということでございますが、実態は雑草が生えているだけの土地でございまして、それは宅地開発の未利用地ということでの経過がございまして、雑草だけの土地というような中では、これを緑地として今後自然開発をしていくか、あるいはまた集中豪雨のときの水害の危険のある土地ということで東京都からも指定されております土地でございますので、この土地については、かなり投資をして手当てをしなければならない土地というふうに理解しておりまして、その中で数年前から国際自然保護センターとしての用地として、特に自然に接するところが適地、というような申し入れがあったものですから、日本野鳥の会のその計画の施設をそこにつくることによって、緑地と一帯となって自然保護が図れるのではないか、というような考えの中で、日本野鳥の会との話し合いが進んできたわけでございます。その日本野鳥の会が計画をある程

度まとめましたので、市議会各会派に、一応市として誘致したい。こういうような申し入れがあり、計画があるので、誘致したいというような表明をいたしたわけでございます。

その後、平成３年12月には、この土地を土地開発公社から日野市の一般会計の方で取得するというような補正予算の議決をいただいておりまして、平成４年４月１日には、日野市名義の土地となっております。

さらにこの間、この土地が市街化調整区域でございますので、建物が建つかどうかにつきまして、建築許可権限を持ちます東京都の方に再三事前相談を行いまして、そこに目的とする建物が建つかどうかについて協議を行ってきております。当初、日本野鳥の会は、1,900平方メートルほどの建物を計画しておったんですが、東京都の建築行政の方の指導によりまして、調整区域が原則としては建物は建てられない、例外として建てるということであれば、極力規模を縮小した方がよろしいというような指導もございまして、現在、当初1,900平方メートルの建物を予定したものを995平方メートルの内容に変更して、現在、建築許可を正式に出すところまで来ております。

これが今までの経過でございますが、建築許可を出すことにつきましては、御質問にございましたように、市議会の方にこの件に関する陳情が出ておりますので、議会の審査をまつという形で保留ということになっております。

それから、４点目の誘致のきっかけにつきましては、それは市長の方から答弁を願います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　その南平二丁目調整区域、緑地という位置づけの市有地のかかわることでありますので、私の記憶している範囲でお答えをしておきたいと思います。

当該地は、南は多摩動物公園に接し、それから沿路を境て、あるいはハイキング道路という言い方もあるわけでありますが、３メーターほどの道路を境ていわゆる南平台団地、あるいは南陽台団地というふうな名称の開発団地になっておるわけであります。もともとの所有者は、元の名前は田園何がしという開発企業で、南平台、あるいは南が丘の開発にかかわった。余り日野市にとっては信頼のおける開発企業とはみなし得なかったように思っております。そして、たまたま石川先生という――石川先生よりももっと早くあれですね、つまり日野南部に病院用地が欲しいということで、初めは府中の両病院が、またその府中の両病院が断念した後は、石川先生という慈恵医科大学の医局に勤めるドクターがその後を病院として施設を設けたいということで、地主との交渉があり

ました。結論として、いずれも不調に終わりまして、その場所そのものが御承知かとも思いますけれど、土崩れを起こしたことがある。つまり動物園側の、動物園とその開発企業、いわゆる土地の持ち主と、それから水道等を送っております日野市、こういう関係のなかなか責任の持ち方が難しい場所でありました。しかし、いずれにしましても、災害の起きない擁壁、あるいはしがらみ等によって、防護柵を施す必要があるということを推し進めていた場所でもあります。

そういうことで、結論といたしましては、地主、土地所有者の方から、南平台の御承知の真ん中の道路、これらの道路を日野市に帰属、日野市の要するに公道に寄附をするという要件に合わせて、兼ねて日野市にその土地を緑地として取得したいので、譲ってほしいという話も前もってしていたわけでありますが、そういう要件が整って、道路が公道になり、その史跡は荒廃をかなりしたままではありますけれど、公簿による面積を日野市が第１段階は開発公社によって引き取ったと、あるいは買い取ったということだと思っております。そして一方のいわゆる日野市として課題として考えておりました日本野鳥の会、財団法人で、しかも４万名近い会員を擁し、野鳥という領域を介して、多くの国民に自然保護の夢を提供しているという諸活動があるわけであります。その日本野鳥の会の方から、兼ねて日野市のどこか適当な場所があったら、渡り鳥等の調査を国際的に行う研修所等を含めたそういう施設、そして地元にはバードウオッチングその他専門的な自然科学教育の運動等を最も得意とする、そういう事業をおろしたいと、こういう要請を受けたことがあります。

具体的には、一方には、日本野鳥の会の黒田何がしと言われる会長がおいでになって、公式要請がございました。私の方では、余り詳しく性格なり事業なりがすぐにはわかりませんので、つまり動物園当局、東京都を含めて動物園の御意向等も問い合わせたり、あるいは環境庁に出向いて、自然保護部局の専門部局の課長さんだったと思っておりますけれど、日本野鳥の会のその自然保護活動領域における信用度、それから環境庁としての御見解、これらを伺ったわけであります。そうして極めて野鳥を中心とする国際的にも活動領域の広い、また多くの会員からも信頼度の高い、こういう団体であるということを確認し得た、こう思っております。その協会側の、より仕事を進めるための多少の依頼があったのかもしませんが、国会議員の方々、特に超党派の自然保護議員連盟というふうな趣旨の協議体があったようでありまして、その関係の各党の議員さんからも推進のそれぞれの応援をいただいた、こういう経過があったと記憶しております。

南平の当該地は、まとめて面積を計算しますと、６ヘクタール余になるようでありま

す。その企業の開発残地として日野市が確保しておくべきだという判断で求めた土地は、１ヘクタール程度だということでありまして、日野市として都立動物公園に接続をするその場所に、しかも樹木のない場所でありまして、一番野鳥の会側で気を使われたのは、あちこちから誘致の要請はある。しかしながら、どこにも見事な樹木のある樹林地なものだから、木を切るということの自然保護運動に対する批判や、性格として、これから木を育てるという場所が望ましい、という意図もあったわけでありまして、そういう意味で、市内でその関係用地としては一番ふさわしい場所ではないかというふうな結論を判断いたしまして、ある程度日野市にそのような運動の生まれる拠点を誘致したい、こういう考え方に成り立った――成り立ったといいますか、考え方を進めたと、こういう経過がございます。思いがけず、また市内で我々の信頼関係のある自然を守る会の先輩の方から、何か別の事情で、別の理由でといいましょうか、いろいろと請願等が出されておるという状況に遭遇いたしまして、時間をかけて問題を最もクリアな状況に戻して、ぜひ、当初から主眼といたしております野鳥の会の拠点として誘致をすることに取り組みたいと、こういう現状であります。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　わかりました。

今、直接的な理由を含めまして、なぜ誘致したかという理由についても、詳細に市長の方からお話をいただきました。

それで、その中で、まず第１点は、要するに５億7,300万の土地なのかどうかですね。これを含めての数だと思います。ですから正確には野鳥の会に何億の土地を無償で貸すのか、その辺をもう少し正確にお話をいただきたいということが一つであります。

それから、平成３年の２月に日本野鳥の会の方でアタックがあったと、具体的に。その前に、８年前にそういうような形があったということであります。平成３年の７月に公社の方で取得をしております。ちょっと不正確かもしれません。平成２年に業者の方から買ってほしいというふうな委託があって、平成７年に公社が買ったと。で、平成３年の８月に日本野鳥の会の保護センターの建設計画の資料ができております。公社が取得したのと、野鳥の会が取得したのとは、１カ月違いということであります。平成４年の４月１日には、日野市が市の所有として名義を獲得しているということであります。

そこで、先ほど条例についてのお尋ねをいたしましたが、大崎参事のお話ですと、そうしますと、条例がありますから、いわゆる昭和39年10月13日の条例12号がありますから、これに基づく、第４条に基づいて、「市は今後、議会の承認を得ることなく、この

財産を無償で貸し付けができる」（手続的には）というふうに考えますが、そういうふうになるのかどうか。何ら議会のチェックはないということになるのかどうかが、第1点であります。

それから、市長の方で4条に絡んでこの日本野鳥の会が公共的な団体であるということは、東京都に対しても、また環境庁に対しても照会をし、そうだという調査をされたということは、これはわかります。一番問題なのは、公共の用に供するということだろうと思うんです。日本野鳥の会は全国的な組織で、むしろ私は心情的には、国の土地を無償で貸していただいて、そこに保護センターをつくってやるというふうな形のものが正常ではないかというふうに思うんです。要するに日本野鳥の会の活動のために、日野市の税金をその一部だけに3億か4億かというまさに税金を投入してやるだけのものが日野の市民の人に対してどれだけの恩典があるのか、ということの詰めが、私はなされてないんじゃないか。この詰めがなされていませんと、日野の市民の方から、これはどういうことですか、というふうに聞かれたときに、明快な話ができない。

一つ今市長の方でお話があったのは、あそこが要するに、何といいますか、危険地域といいますか、将来的には崩れてくる可能性の地域であると。その対策を考えなきゃいけない。そういう意味では、日本野鳥の会に貸し付けて、日本野鳥の会の工事であそこを造成をしてきちっとさせるという、これは消極的な理由です。そんなのは市でやってもできるわけです。それで貸し付けますというのは、これは理由には私はならないと思います。

それとあと、要するに日本野鳥の会が来ると、バードウオッチングというんですか、そういうことで日野の市民の方も恩典を浴するということですが、それは要するに、野鳥の会が各支部ありますから、いろんな日野市にも文化団体、随分あります。そういう中の指導で十分私はできるというふうに思うんです。ですから、それも余り理由にはならないと思うんです。

一番の我々が当初聞いた話は、先ほどお話ありました、1,900平米の建築物の中に国際的な名実ともにできるような内容の夢を具体的な形でお話をされた経緯があります。東京都の指導とはいえ、それが約995平米になってしまった。その中身については、まさに日野の市民にとってはどうなのか、ということがそこで随分語られた経緯があります。しかし、それはもう一切語られない。核の部分がない。ここの部分をもう少し説明をしていただきたい。

本来的には、これは無償貸し付けということもありますが、議会の私は承認は、もう

要らないんだ。もう市の財産になっているし、条例もできているし、それにのっとっていくから、市長権限でもこれはできるんだ、ということで行くのかもしれませんが、これはむちゃな話だと思うんです。社会教育センターは同じような例かもしれません。土地を貸しているかもしれませんが、社会教育センターは具体的に日野市民の文化活動に展開をしています。そういう形のものでなくて、非常に初めての私にとっては、市にとってもそうでしょうが、珍しいケースだというふうに思うんです。かなりな説得力がありませんと、ここになぜこれだけの税金を投入するのか、ということが私は出てくると思います。その辺をもう少し説得力のある言葉で率直な話をしていただきたいというふうに思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私どもも、そのとおりだと思っております。日野市の過去の歴史、町村合併以前に七生村では、今の都立動物公園の用地、これを誘致を思い立たれて、音頭取りに京王電鉄があったというふうには聞いておりますけれど、当時の地域の発展、あるいは一つの名所をつくると、こういう意味で今の動物公園の用地は、みんなの積極的な奉仕の気持ちがまとまって、有償であったのか無償であったのか、私は余り詳しいことは知りませんが、ほとんど寄附に近いような趣旨で用地がまとめられ、電鉄を経由して東京都の所有管理に期し、今日の多摩動物公園という全国でも、あるいは世界にもいろいろな情報発信のできる意味のある教育と、それから自然保護という大きな役割を持って存在しておるわけでありまして、私は日野市の性格の一つを定めておると。

過程の中でお話をしましたとおり、動物園にも相談をし、あるいは東京都当局にも相談をしてみると、地元がもしそういう気持ちがあれば、有利な仕事になるということはほぼ見通せる、こんなような反応を得た、こう思っております。したがいまして、何か手続を省略をしたり、特別に莫大な財源を投じてという作為的なものではなくて、自然的に議会の皆さんや、市民の皆さんの圧倒的に納得のできる御理解が進むという条件を進めながら、ぜひこの事業の達成を図っていきたい、このようには考えております。

したがいまして、日野市の政策として、緑地の拡大ということは行っております。それから開発企業に持たせておくと、何をつくり出すかわからないということもありますので、幸いに条件が整ったということで、確かに大金を支出して買い取った経過はあります。そういう条件の中で自然の大きな成り行きとして、日野市にふさわしい事業として共同的な活動のできる条件をつくりたいと思っております。貸し付けの条件ということも考えないわけではありませんが、利益を目的とする団体でもありませんので、また、

それを貸したがゆえに日野市の財産が減ったということになるわけではありませんので、最も有効で活用のできる、また日野市の将来の国内、国外にいわゆる渡り鳥という大きなテーマの研修所の拠点を持つということは、日野市にふさわしい大事業であると、このようにも理解されると思っております。面積が減ったということは私も聞いてはおりますが、これは財源のこともありましょうし、それから施設を２機能の施設に考えられておるようでありますから、一つの施設が最初にできる、こういうことではないかと思っております。何か不明朗な内容をもって事が進んでおるということは全くございません。また、貴重な財産であることは言うまでもありませんので、もし将来撤去される場合は、日野市の帰属に属するということで受け取ろうと、これだけが今の約束事であります。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　わかりました。

なぜ、要するに誘致したのかということを市長話されているわけですけれども、動物園を引き合いに出されました。今、御答弁なかったんですが、要するに具体的にこれは５億7,000万の土地を貸すのかどうかということですね。これをもう少しきちっと価格的にしっかりさせていただきたい。御答弁いただきたい。

それから、議会のチェック機能がなくても、要するに市がもう判こを押して契約をすれば、そのまま行ってしまうという手続的なことなのか、ちょっとこれは確認しておきたいと思います。この２点はですね。それを確認をさせてください。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部参事。

○企画財政部参事（大崎茂男君）　現在、日本野鳥の会に無償貸し付けしようとして準備しているのは、6,200平米前後です。まだ正式にくいを打つとかそういうようなことしておりませんので、図面の上での判断ですが、6,200平方メートル前後と。これを当時の取得価格で算出いたしますと、３億3,000万円ほどの価格ということになります。

それから、議会の手続でございますけれども、私どもも、その必要性について部内で随分議論したんでございますけれども、最終的には、いろいろ東京都の指導もありまして、この条例の範囲でよろしいんではないか、というふうなことでございます。したがいまして、議会の議を経ることなく無償貸し付けはできるというふうに理解しておりますけれども、実態としては陳情・請願も出ておりますし、また３億3,000万というような金額にもなりますので、市長の方の行政報告やなにかの議会には前もってお話しするというようなことはいたしております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　わかりました。

それで、問題は市長が今お話しされている、日野市の市の都市像のイメージとして非常にふさわしいと。イメージアップですね。要するにイメージとしてよくなるんではないか。多摩動物園もあるし、自然を保護するという全国的なネームバリューを上げるというか、市の品格を高めるというか、そういうふうなイメージ的な部分の発想だろうというふうに思うんです、今のお話は。で、それを賛成する方もいらっしゃるし、そんなところではないよ、もっと違うところでイメージを図るべきだ、という議論の方もいらっしゃると思うんです。ここのところをもう少し私は、賛成だ反対だという前に、やはり議論する必要があるんじゃないかと思うんです。これが議論が十分なされていない。なされていませんと、日野の市民の方に対しても、十分説得力のある説明ができない。これが私はあると思います。

それから、最後の方で市長ちらっとおっしゃったけれども、要するに無償貸し付けということは、この日本野鳥の会がずっと目的を継続性を持たす財団の事業である限り、返せと言えないですよね。ですから、最終的には、夏井さん、それは貸したんであって、くれたんじゃないよということは、法的には確かにそうかもしれません。実際としては、無償贈与という実態なんです。財団の事業がずっと続く限りは、そういうふうな腹づもりでいかなければ、それは事業として、あ、途中で、ここまで来たから、まずくなったから返してくださいというふうな契約条項つければ別ですけれど、ほとんどそういうことはされないで、そこのところは紳士的な契約内容でいくと思うんです。それが実態だろうと思うんです。ですから、そこのところが私は違うと思うんですね。貸すんだというところに、ちょっと私は、実際のあれが、むしろ、要するに贈与しちゃうんだ、無償で上げてしまうんだという方が、私は実態と合っているというふうに思っています。

で、今参事からもお話ありましたけれども、イメージアップということで非常にわかる部分もあります。しかし、日本野鳥の会の全国的な組織ということを考えれば、一地方自治体がそれだけの、３億3,000万のお金を使ってやる事業なのかな、ということは疑問に思っています。特に平成４年の11月の27日の受け付けですが、請願第４―17号が出ています。これは宮本さんという女性の方ですが、「日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情」という非常に珍しい内容です。要するに日本野鳥の会に無償貸し付けするについては、日野市さん、慎重であってくださいよ。日本野鳥の会では、例えば平成４年の９月８日に、東京地方裁判所で今争い中ですよ。そういう問題も抱えておりますよ、というふうな内容ですね。最終的にはその判決をまっ

て判断してもよろしいんじゃないでしょうか、という内容です。一面から見れば、内部告発的なものもあるわけですが、そういうふうな事情を抱えているということは事実です。それが対外的な公のこととして、自分の氏名を出して請願まで持ってこられるこの特異性といいますか、憂思というか異常性というか、そういうものがあります。さらにこれは請願５―10号ですが、受け付けが平成５年の４月１日で、田中紀子さん、日野市の在住の方から、この件については慎重であっていただきたいな、という内容で出ております。

こういうふうな市民の中から一つ二つ声が出てくる。私は、これを取り上げるきっかけについては、この方々からお願いされたわけでもないんです。実際に日野市で、日野市の自然を、また社会教育関係で携わっている方から、この問題については非常にすっきりしない、というお話を受けているわけです。ということは、そういうふうに疑問に思われている方が、私はかなりいらっしゃるというふうに思っています。ですからお聞きしているわけですが、先ほどの条例の４条の公共の用に供するというのが、日野の市民にとって具体的にどうなのか。日野市の市のイメージアップを図る、品格を高める、それがまさに日野の市民の方への公共の用に供したことになるんだ、という説明でよろしいのかどうかですね。その辺を私は議論を、いろんな角度からする必要があるというふうに思っております。

あともう一つは、くどいようですが、東京都の指導にもあったとおり、条例でも定まっているから、もう契約をしてしまえばそれで終わり、という手続的にはいく段階であります。したがいまして、今請願がかかっておりますが、それが処理されてしまえば、あとは市長のサイドで契約を結んで判こを押せば、そうなるということになります。議会のチェックはもうありません。この議論をどこでするかということは、非常に私は大事なことだと思います。もう市長も御存じだと思いますが、若い方でも12万、14万の家賃を払いながら、共稼ぎをしながらその中で税金を納めているという実態もあります。また、お年寄りになられて年金生活に入る家庭の中でも、市税を納められてのそういうものもあります。ですから、私は何もそういう発想ですべてこうだ、という話ではありません。しかし、そういう方々から集まった税金を使うということですから、単なる市のイメージアップになるという程度の話でいいのかどうか。その辺を深刻に考えていただきたいというふうに思います。

最後にそのことだけを要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の１、(財)日本野鳥の会に土地を無償貸与する

日野市の理由について問うの質問を終わります。

一般質問21の２、日野台一丁目地域のまちづくりについての通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、東京都の住宅マスタープランに基づきまして、平成５年の３月ですが、実際に配られたのは最近でございますが、日野市の住宅マスタープラン策定調査計画書が出ております。御案内のとおり日野台一丁目の地域、ほかの地域も何カ所かあるわけですが、いわゆる工業系の建造物と、要するに住宅系の建造物が混在している地域であります。これは東京都のマスタープランでも指摘をされておりますが、なるべく解消の方向に向けて進めなければいけないということであります。日野市もこの計画書の99ページで指摘をしております。ここでは、大規模工場の周辺に位置し、下請工場や一般工場等、住宅とともに立地している混在地域、日野台一丁目がそれに当たっておりますが、また、工場とともに中高層住宅が最近建っている地域であります。施設の規模の面でも混在が発生しているという指摘であります。日野市として将来は、そのような地域をどうするかということでありますが、それに対しては、住環境と工業とを中心とした生産環境の両方が保全していけるように地区をさらに細分化して、対応を図っていく、という手法が一つとられています。

あともう一つは、移転をさせて、いわゆる工業系の団地でしたら、そういうところに東京都のあっせんを受けて、工業団地の方に移転させるというふうな手法も検討していくべきだ、ということであります。この辺、市も、最終的にはこの計画書の中で、最後の方ですが、問題はお金だということで、この実現には国、東京都の絶大な協力が必要だということを指摘をされているわけですけれども、この手法については、日野市でも余り取り組んだ経験がないことだということの指摘も含めて、どのように解消に向けて考えておられるのか、その点、お聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　お答え申し上げます。

日野台一丁目地域でございますけれども、確かにここの調査、マスタープランの中でも指摘しておりますとおり、この地域は工場地域ということで、用途が非常に条件としていいということから、高層のマンションが建っておる。これが住工混在の大きな原因の一つになっておるわけでございます。そこで、今この工業地域の中には、高さの制限がございません。そこで、この地域の開発に関しましては、開発指導要綱の中で、できるだけ高さを抑えようという形の指導を現実はいたしております。これは現在行ってい

る方法でございます。それで、ここでこの調査書にも記載されているとおり、将来はやはり細分化を図って、その用途の見直しをしていくべきだろう、というふうな調査の結果になっておるわけでございますけれども、都市計画サイドといたしましては、これから用途の見直し等もございますので、この用途の見直しの中で工場地域全体を見直しをしていきたい。それでその中で建物の誘導、規制等を行っていきたいというのが、今私の方で考えている将来の整備の方法でございます。理想としては、どこかほかに工場団地等を造成をして、そこへ移転をするということができれば一番理想なわけでございますけれども、これはなかなか現実問題として対応が非常に難しいものでございますので、当面は用途の中で考えていきたいというふうに考えているところです。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　わかりました。

一応計画書の中では、工場移転ということも指摘をされていましたが、当面は用途地域の見直しの中で対応していきたいということであります。一つ提案がありますのは、裏づけになる財政的な配慮ということになると思いますが、前にも指摘をさせていただきましたが、生産緑地法の制定によって、市の税収が３億から４億、毎年入りますというお話がありました。生産緑地法の制定の趣旨は、よりよいまちづくりですね。住環境をよくしていく、そういうふうな目的の制定であります、というお話も受けたと思うんです。その目的からしますと、日野市の中でも非常に住環境の悪い場所というものが市の方でも情報はランクづけで持っていらっしゃると思うんです。いろいろなものがあると思います。将来的には、擁壁が崩れてくるような箇所も、そういうふうな部分に入るかもしれませんが、やはり日野台一丁目のような工住混在地域の解消ということを、そういうふうな財源を投入していく形というのは、私はとられてもいいんではないかというふうに思います。

十分検討していただきたいということを要望しまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の２、日野台一丁目地域のまちづくりについての質問を終わります。

一般質問21の３、目の不自由な方への配慮とボランティア教育の通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この問題につきましては、何人かの方からのお話でありました。具体的には、豊田駅の北口の周辺の話であります。近くには「光の家」の目の不自由な

方の施設があります。そういう方を含めてそこへ集まってこられる、買い物にこられる、休息に来られるという場面がある。で、市の方も、目の不自由な方への点字ブロック等についての整備もよく見てますと、それほど進んでいませんけれども、対策が徐々にとられているということはあると思います。御案内のとおりあの周辺は、歩行者が歩くに非常に難渋をする場所になっています。最近は、ついこの何日かは、相当いわゆる放置自転車といいますか、放置自転車等の整理もされていますし、商店街等の置物についても、かなり遠慮的になっています。これはそのまま放置しておきますと、やはり健常な人でも足をけがをしたり、スカートを破いたりとか、いろいろあるわけです。特に目の不自由な方は、大体方向感覚と距離ではかっていきますから、障害物が非常に不測なところに置いてありますと、そこでもう混乱をしてしまって、方向感覚がなくなってしまう。そういうふうな状況の人を何人か見られて、年をとられた方が助けを何回かされている経験が、現場があったと、こういうことであります。

一つは、いわゆる放置自転車対策については、さまざまな問題があることは承知をいたしておりますが、この問題をいつごろまでにどういうふうな計画で解消していくのか。このまんまの状態でしばらく走るのか。恐らく長期計画の中での年次的な目標も立てられていると思いますけれども、年々そのままにしておくとひどくなってくる。今の体制でそのまましばらく走るということを基本的にされるのか、強力にその辺の地域に駐輪場を積極的に設けて、何年後にはそれを解消するというふうにするのか、条例を改正して強化するような対策をとるのか、それとも漠然とこのままもう少し様子を見るのか、その辺のお話を承りたいと思います。

それに続きまして、いわゆる難渋をしている方、いろんなケースがあるわけですが、そういう方に手を差し伸べるという風習といいますか、そういう環境といいますか、それが特に必要とされている時代に入ったというふうに指摘をされていますけれども、今小学校でも、いわゆるボランティア活動ということで、いろいろな施設へ慰問に出かけられたり、また、いろんなお手伝いということで教育関係でされているのもお聞きしています。これは教育長にお聞きするんですが、今度の新学習指導要綱の中にも、高校ぐらいにはカリキュラムの中にボランティア的なものを科目といいますか、単位とするといいますか、そういうような方向もあるわけですけれども、もし大きくなってからそのようなことをするのではなくて、いわゆるリサイクル事業とか公害問題とかと同じように、かなり小さなときの教科書なり、そういうところに導入をしていくといいますか、そういうことが場面としては大事ではないかというふうに思うんですが、その辺、どの

ように現状は取り組まれているのか、また課題は何か、その辺のお話をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　豊田駅北口周辺は、市内７駅の中でも最も放置台数が多いところであります。平成４年11月現在の放置台数は、およそ1,300台に上ります。豊田駅北口周辺の駐輪場は、市が管理している箇所がおよそ５カ所です。およそといいますか、５カ所です。収容台数、可能台数は1,728台。それ以外、民営も含めて４箇所、収容台数は1,886台であります。合計ではまだ770台が収容可能ということですけれども、トータルから言えば550台が収容できない。どこかに正常にこの駐輪場が作用しているとしても、収容できない状況があります。また一方で、その中には臨時駐輪場ということで都道に設けている駐輪場、これなんかも言ってみれば駐輪場と呼ばれている中では、余り条件のよい部分、場合とは言えません。そういうことも含めての数字であります。

そこで、新規の駐輪場の位置が必要となりますが、現状の中では、まだ豊田駅北口周辺に用地を確保するということは、現実問題難しいわけであります。いろんな今後のまちづくりの中で、総合的に考えていかなきゃならない問題であります。また、南北の関係、まちづくりの関係があるために、例えばＪＲの高架を利用しての駐輪場の整備というのは、まだ具体的に考える段階に立ち至っておりません。全体のまちづくりという観点の中での位置づけをしなければならないと思っております。したがいまして、本格的な北口の収容台数、放置自転車を収容する能力のあるハード面の整備というのはまだ先になると思っております。ただ、既存の駐輪場で２階方式、立体方式がとれる部分が場合によっては考えられます。例えば、線路に並行して走っている都営住宅の方向の部分ですけれども、そういうようなことは考えて検討していきたいと思っております。

また、最近の放置自転車は、目に余るものがあります。今言われたように、点字ブロックの上だろうと、狭い階段だろうと、バス停の中だろうと、全く私どもも日常、そういう状況をつぶさに見ていて、何とかならないかなという部分があります。確かに、幼児期からのしつけも必要で、これは私どもにとっては他力本願になってしまう部分で、非常に担当としては、逃げになってしまうんですけれども、それほど要するに、いろんなマナーの点で何とか協力してもらいたいという側面はあります。

また、今後、当面このままでいくのかという部分ですけれども、やはり現状では、せめて移動回数を、より回数１回でも多くすることによって、啓発を図っていく。そうい

う部分と合わせて、点字ブロック、あるいはそういうような最低限交通の支障になる部分については、重点的に移動をしていく。そういうような日常の努力が必要であると思いますし、そのようにしていきたいと思っております。最終的には、制度面では、国の自転車法の改正の動きを見ながら、これはちょっと今、検討は中断しておりますけれども、自転車法の改正を一日も早く、根拠づけとしての自転車法の改正を早期に期待する中で、料金徴収をする検討する段階に来ていると考えております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　学校教育部長。

○学校教育部長（糸川　滋君）　それでは、学校教育の関係で御答弁申し上げたいと思います。

小学校では、小学校の教育目標であります基礎的、基本的な教育内容の指導と、それと合わせまして、心身の発達を促す上で、多様な体験を用意することが求められておるのが現状でございます。ボランティア活動は、この多様な体験活動の一つでありまして、これは子供たちの心身の健康とか、あるいは自主的に物事に取り組むという意欲を身につけることができるわけでございます。一方、中学校では、このボランティア活動を生徒自身が、社会の仕組みや福祉の課題について認識を深めたり、また、基本的な人権の大切さや、人間の尊厳性を尊重するという態度を身につけさせることができる、いわば学校教育における大切な教育活動の一つであると考えております。日野市の小中学校におけるボランティア活動の幾つかを御紹介いたしますと、老人ホームの訪問、あるいは地域の清掃、空き缶回収、ユニセフの募金活動などのボランティア活動を進めております。

御指摘の、目の御不自由な方々へのボランティア活動につきましては、数年前から、日野第四中学校の生徒30ないし40名の者が、社会福祉法人「東京光の家」主催の「触れ合いマラソン」に、いわばボランティアとして参加するということをしています。子供たちは、目の不自由な方とのマラソンを通じまして、ともにその同じ時代に生きる者としまして、ともに学び、ともに支え合う、思いやりの心をはぐくんでおります。

次に、これらボランティア活動をサポートする学習について触れますと、幾つかの小中学校では、ボランティア学習や道徳の時間に、高齢者福祉の学習活動を進めております。ボランティア学習としては、車いすの体験、ブラインドウオークの体験でございます。高齢者福祉の学習活動は、福祉副読本、触れ合いを活用した上で、高齢者の方との触れ合い活動を行っておるところでございます。

ところで、お話ありました駅周辺の放置自転車や、歩道等にとめられたその自転車の問題があります。この点については、通行の迷惑になるという、そういうことだけにとどまらず、特にこの目の不自由な方々にとっては、思わぬ事故を引き起こしかねないものでございます。今後におきまして、さらに小中学校においてボランティア活動を進める。また、生活行動として行動し得るボランティア精神を養うべく指導してまいりますとともに、あわせて道徳の時間や安全教室等におきまして、子供たち自身が自転車を放置することのない社会づくりの担い手となるような教育活動を推進するよう学校に対しまして、助言してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　ありがとうございました。

この問題の本質は、日野市のいわゆる障害者の、さまざまな障害をお持ちの方いらっしゃるんですが、そういう方も健常者と同じように生活を充実させる内容のものにしようということで、さまざまな要綱で、歩道をスロープにしたり、歩道に手すりをつけたり、いろんな形のものがあるわけです。で、今私が問題として話しているのは、それ以前の話で、要するに健康な健常者の人でも歩行が困難だという現状が今あるわけです。今建設部長の話ですと、法の改正ということも今にらみ合わせて、というお話でありました。十分そうだろうというふうに思います。

ただ、今のあの状態が、豊田駅周辺のあの状態が、これは仕方がないんだ。市の方も一生懸命やっているし、自転車の通勤の人が行くのも仕方がないんだという、仕方がないという部分もあると思うんです。いい意味でも、悪い意味でも。あれはもう異常な事態なんだ。早く解消しなきゃいけないんだというふうな、どちらに力点を置くかによって、私は実現の可能性は変わってくると思うんです。ですから、市でそういうふうな目の不自由な方にしても、この間の議会では、耳の不自由な方についての質問もありましたけれども、そういう方に対する積極的な対策以前を解消しなければ、何か話が違うではないかというふうに思うわけです。ですから、やはりあれは異常な事態なんだという認識を十分持っていただいて、そこからすべては出発すると思うんです。その辺はぜひお願いをしたい。最後の心構えだけお願いをしました。

教育の場の方でも、今、放置自転車についての教育場面の御答弁もいただきましたけれども、これは単に教育の現場でやれば解決するというふうに毛頭思っていませんけれども、ぜひ継続的な形で身近で不便を感じている人がいれば、手を差し伸べるぐらいの

配慮ができるような、そういうふうな教育の工夫をぜひ課程の中で織り込んでいただきたいということを要望して、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の３、目の不自由な方への配慮とボランティア教育の質問を終わります。

一般質問21の４、なぜ浅川で釣りをする子供から遊漁料を徴収するのかの通告質問者、夏井明男君の質問を許します。

○22番（夏井明男君）　この質問につきましては、非常に題名がかなり何といいますか、あんまり品がない題名になっております。その辺は御了解いただきたいんですが、全国に河川があります。日野の多摩川につきましても、浅川につきましても、日野のいろんな資料を見ますと、どれだけの方が公害と闘い、汚染と闘い、そういう中でどれだけ河川を守ろうとしたかという歴史がつぶさにございます。また、将来的には、これから「緑と清流」というポスターではありませんが、川をきれいにしていこうという動きがあります。そういう中で、実際に私は今浅川に絞っておりますが、浅川の全体について、その郷土的な重みを感じながら、実際に活動されている方が、漁業組合を中心にした方の一角だろう、ということを認識をいたしております。その上での質問であります。

一つは、この浅川――多摩川は特にそうでしょうけれども、川の中でも、いわゆるその川を中心にして生活を営んでいる形の形態が私はあったと思います。今、入漁法の、いわゆる漁業法の法の趣旨というのは、いわゆるそこで生活を営んでいる方と、単にそこに遊びに来た方との調整をどのように図るかということに力点が置かれていると思います。今実際に日野市が管理をしている浅川だけに例をとりますと、あそこの浅川を中心にして、あの川を中心にして生活を営んでいる方は、私はほとんどいらっしゃらないんじゃないかというふうに思うわけです。そうしますと、いわゆる入漁権を中心にした入漁料の問題とか、それからそこで実際に釣りをする人も、それを釣って、家へ持って帰って料理をしようということではなくて、そこで逃がすといいますか、そういうふうな形のものに実態が変わってきています。ですから、川の上流の方に行けば、鮎ですとか、いろいろな魚を中心にした生活体系がありますから、私の議論はなじまないわけですけれども、日野市の周辺については、そういうことが言えるんじゃないかというふうに思っております。

これは子供の観点から見ますとどういうふうに映るかということであります。まず、魚を持って帰らない。そのまま逃がしてしまう。それから、これは非常に私もそうだな、要するに入漁料を取らざるを得ないといいますか、管理をしていく立場からすれば、入

漁法の制定があり、さまざまな展開がありますから、また保存という意味もありますから、それを徴収しなきゃいけないという立場があります。ある意味じゃ憎まれ役なわけですが、子供からしますと、自分は取られたけれども、あの人には取ってない、こういう現象が出るるわけです。ところが、あの人はというのは、実はもう、１年間の入漁権を払っているような人なんていうのがあるわけですね。顔を見てもわかるわけです。しかし子供にとっては、そんなことわかりませんから、どうしてあの人には取らないんだろう。向こう岸にもいるけれども、どうなんだろうという、こういうふうな不満があります。それから、実態は御答弁の中でいただきたいんですが、そういうふうな現象があります。

で、子供は本来的に、そこへ行って釣りをするとお金が取られるんだ。これは今私は中学生、高校生を中心に話してますが、お金を取られるんだ。しかし、自分はお金を払わないでそこで釣りをするんだ。自分は悪いことをやっているんだ。ですから徴収に来なければめっけもの。徴収が来たら逃げるというふうな、ある意味では、釣りをやっている何ていいますか、気分とは正反対のことが実際に小さな子供の中には起こっています。この点が私は一番問題だろうというふうに思うんです。その辺の実態も含めまして今、子供の観点の目から、一部かもしれませんけれども、お話をさせていただきましたが、その辺、市の方の現在までの現状把握をお話をしていただければと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの御質問について御説明申し上げ、回答としたいと思いますが、今中学生、高校生を対象ということでございますが、遊漁料の法的根拠でございますけれども、これは漁業法によりまして、その中の漁業規則によって定められているわけでございますが、この当該の漁業区域、多摩川漁業区域ということになると思いますが、この区域によって、その組合員以外のする水産動植物、要するに主にこの場合には魚になると思いますが、この採捕について制限しようとするときは、遊漁規則を定めて都道府県知事の認可を受けてしなければならない、ということになりまして、これに基づいて行われているわけですが、この中では遊漁についての制限の範囲とか、遊漁料及びその納付の方法、また遊漁に関して守るべき事項等がその規則よって定められているところでございます。

ところで、この日野市民に適用されている遊漁の承認証料金、通称遊漁料というわけですが、これにつきましては、日野支部を初め15の支部を傘下に置く多摩川漁業協同組

合が知事の認可を受けて、この漁業規則に基づきまして、日野支部の組合員数名の手で徴収をしているところでございます。この料金及び対象者に関しましては、これは農林水産省から指示された基準に基づきまして決定されているということで、その基準によりますと、対象者から除外されているのは、小学生及び身体障害者だけですが、東京都の場合は、高齢化時代を考慮して、75歳以上の方にも半額の免除をしているということでございます。

遊漁料は、この使途でございますけれども、遊漁料はこれまで、手釣り――手ざお釣りでしょうか、手ざお釣りが360円、またはリールですると820円というような料金が決められています。この９月でまた料金が一部改正されました。450円の手釣り、それからリール釣りが850円と、若干値上げされているわけですけれども、この日野の支部の浅川での徴収方法につきましては、日野支部長さんにお伺いをいたしましたところ、中学生につきましては、リールざおを、しかも数本使っているというような場合を除いて、あとは料金は徴収していないということでございます。高校生につきましても、学校名などを聞きまして、なるべく徴収しないようにしているということでございます。これは中学生以上取れるという規則の中を、この漁業協同組合の好意による協力でずっとそのようにしているということでございます。この支部で徴収された遊漁料は、この日野の支部の方では、年間160万から170万になるそうです、この金額が。これは全部多摩川漁業協同組合の方に上納されまして、支部には５％ほどが還元されるということまで伺いましたが、遊漁料の使途につきましては、都の水産課の説明では、その大部分は放流のための経費になっているということでございました。なお、この放流につきましては、漁業法に基づきまして、「漁業組合は、放流計画に基づいて毎年、自力で放流しなければならない」とされておりまして、これを放棄すると、漁業権が取り消されるというようなことになるんだそうでございます。

市の対応としてでございますけれども、この御指摘の現行の遊漁料金制度につきましては、子供の立場からしますと、確かに精神的な面、あるいはお小遣いと料金との問題など、子供側から見ますと、たしか問題がある部分はあろうかと思います。都では、このことが子供たちを川から遠ざけている大きな原因の一つにもしなるとすると、大変心配である、ということを申されておりました。しかし、漁業組合からしますと、この放流義務を果たして、漁業免許を得るための財源が遊漁料と組合員の負担でしかないということも事実のようで、このあたりに行政指導による解決の難しさがあるわけですが、多摩川漁業協同組合の区域にある自治体は、昭島、立川、国立、府中、多摩、稲城、八

王子市と日野の８市にまたがっているわけですが、この市の補助の問題、もし考えるというようなことも、相談でちょっと話をしてみましたが、これは相当難しいことであると。各市にまたがっているということと、それからまた、他に前例のないというようなことも参考に伺っておるところですが、日野市といたしましては、この問題を青少年の健全育成という観点を含めて大切な問題として受けとめまして、今後の課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　すみません。残り時間わずかの中で、丁寧な御答弁いただきましたけれども、私は当初、調べる前は、どうしてこういうことが起きるのかなというふうにちょっと思ったんですが、調べているうち、漁業組合に入っている方も会費を納めてやっているわけです。自分たちも費用を出しているという現象があります。こういうふうな話は、大人の人だったらわかるんですが、子供のレベルではわからないわけです。要するに魚をとってまた逃がしちゃうのに、どうして取られるんだということになるわけです。そして、今御答弁ありましたとおり、現場の徴収せざるを得ないというんでしょうか、嫌な役になる人は、今工夫のとおり、高校だったら、どこの高校なのって、こう聞いて、まあというふうな感じでおやりになっている。中学校だと、リールざお１本ぐらいならいいけれど、多かったらこうだとかという、要するにこれは、現状と法のところの乖離の部分があると思うんです。これは実際には東京都の方での話でしょうけれども、実際にはあると思うんです。これは上の方からの改正を待っていたら、いつまで来るかわかりません。

ですから、今おっしゃったように、水系全体の話になると非常に難しいという話ありますが、工夫はできると思うんです。例えば今820円というと、中学校、高校の子供のお小遣い、中学校を対象にすると、ほんのわずかな人の議論かもしれませんけれど、やはり820円というのはそこそこの金額ですね。それを割引券じゃありませんけれど、何か割引券みたいなものをつくって、そういうものを発行するとか、何か一工夫をできるんじゃないかと思うんです。で、知恵のある子はお金を持っていかないんだっていうんです。そうすると、お金ないと言うと、じゃあ、しようがないとこうなるわけですけれど、これはあんまりいいことじゃないんで、何とかそこを工夫していただきたい。漁業をずっと守ってこられている方、水の問題にしても、保全の問題にしても、また自分のお金を払って、入漁権といいながら、入漁的な実態もない中でやっているのが組合の実態だと思うんですが、そこら辺も工夫しながら、何か私は工夫ができるというふうに思

いますので、ぜひ子供の側からも、またその水利権といいますか、入漁権といいますか、そういうふうな歴史を刻んできた組合の立場からも、両方喜んでいただけるような知恵を市の方でとっていただきたいということを要望いたしまして、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって21の４、なぜ浅川で釣りをする子供から遊漁料を徴収するのかの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後２時40分　休憩

午後３時８分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問22の１、―施しから権利へ―ノーマライゼーションの保健福祉計画を進めよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　それでは質問させていただきます。

皆さんも御存じのように、日本は世界でも例を見ないほどのスピードで、高齢社会に向かって進んでいます。2020年には、４人に１人が65歳以上という予測がされており、この日野市も平成４年１月現在、65歳以上の高齢者が8.63％という高齢化のまちです。高齢社会や福祉の問題は、以前よりマスコミも大きく取り上げ、人々の関心も高まっています。

そんな中でよく耳にするのは、「日野は福祉が充実していてうらやましいわ」という評判です。他の自治体の住民の方、特に高齢者の方ほどよく御存じのようです。こういう評判は、日野市の住民としては大変誇らしいと思う反面、なぜそういう評価を得ているのか、考えてみました。

例えば、１年365日の宅配方式による老人給食があります。また、市独自に特別養護老人ホーム浅川苑や市立総合病院を持っていること、さらにシルバーピアの充実や、借り上げ公共賃貸住宅の実現などがあります。こうしてみると、日野の福祉は他の先駆的なものもあり、評価できる点も多いことはだれしも認めるところです。しかし、その中身に目を向けてみると、幾つかの問題もあります。ちょうど日野市保健福祉計画が策定中であると伺っておりますので、日野の福祉の方向性について、現状の具体的な問題も

加えて、質問しながら確かめさせていただきたいと思います。

１点目は、この日野市保健福祉計画について、７月の広報を通して市民に意見を求めておりましたが、その結果と、また、それらの今後の取り扱いについてお尋ねいたします。さらに、この計画設定の今後の見通しについてお答えください。

次に、具体的な問題点を挙げながら福祉の方向を探るべく４点、質問させていただきます。

私は日野生活者ネットワークに所属しておりますが、昨年11月、日常生活を電動車いすで暮らしていらっしゃる日野療護園の方と一緒に、手押し車いすを実際に使って、車いすウオッチングを行いました。歩いたコースは、京王線百草園駅から高幡不動駅までの都道、通称北野街道を通り、高幡不動尊に立ち寄り、食事をして、高幡不動駅から電車で百草駅に戻る、というものでした。北野街道の歩道については、狭い、段差がある、障害物がある、グリーンボックス、オレンジボックスがあるなど、問題の箇所も多くありました。また、自転車が来るとすれ違えないとか、大型トラックの風圧にバランスを失いそうにもなりました。

次に私たちが困ったことは、高幡不動でのトイレと食事でした。トイレは、高幡不動尊の車いす用のトイレをお借りしました。お不動さんにお参りされる方もだんだん高齢者が増加することを予測して、つい最近設置されたようですが、残念なことに、使った方の感想では、電動車いすが使うには狭過ぎて、回転しがたいということでした。介助者がある車いすを想定したトイレだったようです。どうして両方が使えるものにしなかったのか、と感じたところです。

食事は、あらかじめ車いす対応のできる店を調べました。といっても高幡付近には、私の知る限りでは３軒しかないのですが、そのうち参道にある一つの店に入ることにしました。ところが、道路と店の入り口に５センチほどの段差があり、電動車いすは自力で入ることはできませんでした。店内は、車いすがそのまま入って食べられる大テーブルがあり、そこはその後も見かけたのですが、よく車いすの方が利用しておられました。入り口の段差さえなければ、車いすの方には大いに宣伝したいくらい感じのよい店なのに、本当に残念です。

最後に高幡不動駅です。まず切符が自分では買えません。券売機が高過ぎるのです。以前、小柄なおばあさんに切符を買うのを頼まれたことがありますので、車いすの方ばかりの問題ではないようです。また、改札を通るのは、普通の通路では無理です。まるでマジックのように、駅員さんに一番近い通路、これはフラワーボックスだとばかり思っ

ていたものですが、それがかぎで引き出され、幅広い通路が出現したのです。普通の人なら二、三秒で通れるものを、駅員さんの手を煩わせ、わざわざ通路をつくってもらわなければ通れないのです。不正乗車防止のためという説明でしたが、遠慮深い性格の方は、利用するのをためらわれるのではないでしょうか。ただ京王線は、駅員さんの教育がよいようで、階段の昇降に、若い駅員さんが4人飛んできて、手伝ってくださいました。電動の車いすですと、バッテリーが重いので、200キログラムにもなるそうです。皆さんが制服の汚れも気にせず一生懸命介助してくださったことは、大変ありがたく思いましたが、駅員さんにこんなに苦労をおかけするのは、やはり心苦しい限りでした。

さて、この車いすウオッチングで、私たちは、障害を持った方や車いすの方が、普通の人のように気軽にまちに出られない、出られる状況にないということを実感しました。ノーマライゼーションにはほど遠いのです。トイレの問題、食事の問題、交通手段の問題、どれ一つをとっても豊かと言われる国の貧しい実態を体験いたしました。

そこで、質問の2点目として、現在高幡地区区画整理事業が進められており、高幡不動駅周辺は大きく変わろうとしています。その中で、日野には、みんなで暮らす明るいまちということで、「日野市福祉のまちづくり整備基準」もつくられておりますので、こうした福祉の視点からのアプローチがこの事業の中にあるかどうか。具体的には商店街などへ、どのような働きかけ、あるいは助言をされているのか、またはされるつもりなのか伺います。

3点目として、京王線高幡不動駅の改築案もあるやに聞いておりますが、京王側と具体的に福祉の面からの駅づくりについて話し合いをされているのかどうか伺います。

4点目として、老人給食について伺います。先ほど、日野市の福祉の評価できる点ということで、老人給食を取り上げたのですが、これとて急場の間に合わないという点が指摘されています。昔のような隣近所の助け合いのシステムがなくなった現在、急病になったり、買い物に行けない、台所に立てない、ほんの数日をカバーしてくれる、そんな給食やヘルパーの存在は、在宅を支える強い味方です。施設や人員の問題もあるでしょうが、給食が急に必要になったときの対応は現在どう行われ、また、今後どうされていくのでしょうか。

5点目といたしまして、ＰＲについて伺います。ここに“おとしよりのくらしと生きがい”という「日野市老人福祉の手引」という冊子があります。大変きれいにつくられたものです。これは現在、70歳以上の方に配布していると聞いておりますけれども、内容を見ますと、65歳以上から資格のあるサービスがかなりあります。確かに自分で福祉

部の方に問い合わせればわかるのでしょうが、でも知らない人は全く受けられないというのはおかしいと思います。これはなぜ70歳以上配布なのでしょうか。

以上５点につき御答弁をお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　それでは、１点目の日野市保健福祉計画への市民からの意見等の結果、あるいは今後の策定の見通しにつきましてお答えさせていただきます。

市民からの意見でございますが、これにつきましては、策定に当たりまして、市民の意向、あるいはニーズを取り入れた中で計画を策定するということで、日野市広報５月15日号に掲載させていただきました。７月末日まで意見をいただきたい、ということでＰＲをしたわけでございます。提案、意見といたしまして、お年寄りからお寄せいただいたものは、団体では４グループ、個人では６人でございます。内容的には、もちろん保健医療福祉のすべての分野にわたったソフト、ハードの部分、非常に多岐にわたるものでございます。項目といたしましては、74項目でございますが、中には重複する部分もございます。

この特に保健医療関係の主な内容といたしましては、医療体制の確立、あるいは新しい制度でございます訪問看護――訪問診療ですか、こういうものの意見等がございました。福祉関係の主な内容といたしましては、現在進めているところの施策の充実、これが大部分でございます。また、窓口の総合化、一本化ですか、また、新しい制度の導入、介護支援センター等の設置、こういうものの意見等がございました。それから特に特徴的なものは、精神障害者に対する支援策というものが非常に特徴としてあらわれております。心身障害者に対する支援策とほぼ同様の内容でございます。従来疾病対策から踏み込んだ、いわゆる福祉の視点からとらえた、そのような精神障害者の対策というふうな意見等がございました。

また、今後の策定の見通しでございますけれども、今回寄せられました提案、意見につきましては、すべて保健福祉計画調査委員会に発表いたしまして、協議をいただき、集約されていくものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　２点目の、高幡駅周辺の事業並びに商店会等の誘導でございますけれども、まず今事業の中で、高幡周辺の特に駅前でございますが、駅前は、計画の中で3,500平方メートルという形で、今の面積の数倍に広がるわけでございます。

それで、この地区を将来的に見ますと、今の京王線の駅と、それから新しくモノレールの駅が計画されております。この路線につきましては、特に歩道関係を広くとるということで、電柱等をすべて地中化を図っていきたいという形で、歩道の整備をしていきたいという考え方でおります。それで、こういう工事にかかわる場合ですが、先ほど議員さんの御指摘のとおり、日野市福祉のまちづくり整備基準に基づいて、これらの事業は実施いたしております。それから、商店会等のＰＲでございますけれども、高幡地区につきましては、すべて地区計画が制定されております。したがって、この建築する場合、すべて市の方に、地区計画の協議が申請がなされてまいります。この中で、そういう福祉のまちづくり指導要綱に基づきまして指導をしているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　企画財政部長。

○企画財政部長（長谷川暢男君）　それでは３点目の、現状の高幡駅の改善についてどうしているかということの御質問でございます。

既に過去何回か議会からもお話を受けていることは事実でございます。本社に対して、当然階段部分の対応として、車いす対応の要請はしているところでございますが、現実的には、まだなかなか新設駅からというような京王側の考え方もあって、実現に至っていない。しかし、当面車いすを利用する人は、駅員の対応で、という話し合いを進めて、現状で対応していただいているのが実態でございます。今後、当然、モノレールの駅との関連での問題もあるわけでございますが、なお一層、その実現方に努力していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

４点目の老人給食の件でございます。緊急時の対応でございますけれども、特に給食の関係につきましては、むしろ福祉以前の問題、いわゆる生命の維持にかかわる問題というふうに認識しております。したがいまして、緊急時のときは何をもっても対応するように、現在も努めておりますし、今後とも努めていきたいというふうに考えております。

続きまして、５点目のＰＲの関係でございます。御承知のとおりＰＲについては、日野市の広報を通じまして、またあるいは地域の民生委員さん、そういったところからかなりきめ細かなＰＲはしているつもりでございます。特に70歳以上、いわゆる敬老金の受給対象者ですか、こういう方たちには、隔年ではございますが、一応「暮らしの手引」

ということで、配布させていただいております。実際のお年寄りといいますと、一応65歳以上ということを言われておりますので、その辺については今後の課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　どうもありがとうございました。

地域保健福祉計画について、市民からの意見が、いろんな団体からの意見がちょっと少ないのではないかなという気がいたしまして、もしかしたらこれは、手順そのものに少し市民に対して行き届かない部分があったのかなという気がいたしますけれども、十分に生かして、多分字面で読めば、当然部署も考えているということになるんでしょうけれども、私たちも車いすと一緒に歩いてみて、やっぱりこんなにも大変なものなのかというのを実感した部分がありますので、十分にそれは生かしていっていただきたいというふうに思います。

それから京王ですね、モノレールの駅ができるということで、歩道を広くするとか、電柱の地中化をするとかいうことは以前から伺っていたんですけれども、心配といたしましては、そういうふうに広くしても、例えば、放置自転車の問題なんかあったときに、また結局同じ状況になるのではないかなという心配が一つあります。それについては、やはり駐輪場の整備ということも必要なのではないかなというふうに考えますので、駅の地下駐車場ができるそうですけれども、車社会から見ましたら、まず車が優先ということになるのかもしれませんけれども、駐輪場の確保というのも積極的にやっていっていただきたいというふうに考えております。

それから、高幡不動駅の改築につきましては、私も京王電鉄に問い合わせましたけれども、今のところ、改築計画はないということなんです。しかし、公共交通でもありますし、駅の利用者が日野市民であるということを考えますと、行政としても、市民要望を受けて、市民イコール利用者とともに、積極的に京王側に働きかけていただきたいというふうに考えています。そうしませんと、せっかく駅前が便利に、きれいに整備をされても、駅だけは使いにくい。結局駅前までは行けるけれども、そこから外に出ていくことができない、そういう状況になってくるんだろうと思います。今、この間車いすウオッチングをしました百草駅は、日野療護園がありますので、スロープが両方ついておりますけれども、あそこから例えば聖蹟桜ケ丘すごく近いんですけれども、あそこで買い物ができるかといいますと、結局おりる手段がないので、新宿まで行った方が買い物に便利というような話を、実際には伺っております。ですから、乗る駅があれば、おり

る駅もこれまた完備をしていなければ、暮らしというのは成り立たないわけですし、地元の振興という点から見ましても、高幡不動が完備されていったときには、やはり京王線の高幡不動駅の、車いすで使いやすい視点での駅づくりを、ぜひ京王と十分に詰めていっていただきたいというふうに要望をします。

それから、私どもは今回、車いすに乗っていらっしゃる方との行動だったわけですけれども、今議会では、例えば目の不自由な方ですとか、耳の不自由な方の問題というのが出てまいりました。そういう部分については、健常者という言葉がいいのかどうかわかりませんけれども、そういう私たちには、本当に見えにくい部分があるということを十分に考慮していただいて、対応していただきたいというふうに考えております。

それから、給食につきましては、何をもっても対応するようにしたいという、そういったお答えだったというふうに思うんですが、これは実際には対応ができているのか、それともまだできていない部分なのか。検討しているんだったら、どこら辺まで進んでいるのか、もう少し明確なお答えをしていただきたいと思います。

ＰＲにつきましては、これは確かに70歳が慰労金ですか、の対象者ということで、そういう基準で送っているんだろうというふうには思いますけれども、65歳から受けられるものを70歳にならないと届かないという、広報で宣伝しているというふうには聞いておりますけれども、ここが今回「施しから権利へ」という題でやらせていただいておりますけれども、市が施しというふうに福祉をやっているというふうにもちろん思わないんですけれども、福祉があなたの権利ですよ、というふうに対象者にきちんと伝えられているかどうかというところにかかわってくるというふうに考えましたので、あえて質問させていただいたわけですけれども、やはり65歳以上全員に「くらしと生きがい」が行き渡るように検討していただきたいと思います。

それでは給食ですね。先ほどお願いしましたことと、いろんな問題があると思うんです。今回給食の問題がお２人の方から質問も出ましたし、食べるということは、何よりもなくては命の維持ができない、先ほど部長の方からもお話ありましたように、本当に大事な部分ですので、例えば近くの住民を巻き込んで、福祉ということを考えていらっしゃるのかどうか。今栄町にできております都営住宅の中にサービスセンターを設けて、給食は福祉事業団に委託するという構想があるというふうに伺っておりますが、この建設によって、とりあえず待っている35人の方について対応ができているということですけれども、潜在的な要望を持っていらっしゃる方、それから365日給食を本当は受けたいんだという方には、まだまだ要望に追いつかないのが現状ではないかなというふうに

思います。

一方、この高齢化社会ということを毎日マスコミで聞くわけですから、地域によっては、食事の世話やちょっとした手助けを、自分たちでもやっていきたいというふうに考えている人がいることも事実だと思うんです。自分が手伝える間は支える側に立って、援助を必要とするようになったら、今度は手伝ってほしい。そういう要望をどういうふうに地域の中でまとめていくのか。で、そういう、自分たちは元気なうちは、給食だったら給食をやりたいんだ。そういった有志の一種の市民事業というものに対して、行政ではどのような支援が考えられているんでしょうか。例えば、保育園とか学校の利用を含めて場所のことですとか、それから立ち上がり資金のことですとか、人集めのことですとか、ＰＲのことですとか、さまざま実施される上では必要になってくる部分があると思いますので、現状でもし考えていらっしゃることがありましたらば、お聞かせください。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　老人給食の緊急時の対応でございますけれども、現在のところ、それほどケースとしては判明していないんではないかというふうに思っております。実際にはそういうケースがあっても、近所の方たちの協力等によって、何とか対応ができているという場面もございますが、もし実際にそういうような緊急の対応があった場合には、私ども、ホームヘルパーを急遽派遣することによって、その対応にはいつでもとれる体制を整えているわけでございます。

それから、老人給食のいわゆる都営住宅の栄町にできますサービスセンターについては、50食から70食ぐらいの配食ができるというふうに考えております。したがいまして、現状では、かなり待機者の解消ができるというふうに考えておりますが、これからはますます給食の利用者がふえることは、これは明らかでございます。したがいまして、本当に困る方、現在のところ、月・水・金ですか、火・木・土、こういうようなコースの人たちも、１日置きに１食の昼の配食を受けているわけでございますが、しからばじゃ、そのほかはどうなのかということになりますが、そのほかのときには、それなりの対応ができているんではないかというふうに考えております。したがいまして、これから需要がふえて、一方供給が追いつかないような事態が生じた場合には、やはりどうしても、何をおいても自分でつくる、そういうような手当てのできない方には、全面的に老人給食の配食をやっていく必要があるんではないかというふうに考えております。

それから、現在市の方で老人給食の配食を行っておりますけれども、できれば先ほど御質問者に対してお答えしましたとおり、本当にその各地域地域で有志の方たちに協力をいただいて実施していただくのが一番よろしいんではないかというふうに考えております。これからもそういうような働きかけをやっていきたい。

それからもう一つは、地域にあります福祉施設ですね、保育園、あるいは民間の保育園も含めた保育園でございますが、そういうところには一応調理施設、あるいは栄養士、あるいは調理員等がいるわけでございますので、そういう意味ではかなりのノウハウを持っているわけでございます。そういうようなところを今後どのようにこれら老人給食体制の中に取り入れていくかということが、これから大きな課題ではないかというふうに考えております。特に民間の保育園連合会においては、ぜひこれからは、そういうような事業にも、地域の活動ということでやっていきたいというような意向もございますので、ぜひ市からもそれの特に側面からの援助、支援をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

緊急時の給食については、ケースがないというふうに今おっしゃったんですけれども、これはもしかしたらば、そういうシステムがないので、必要があっても使えないので、ケースがないという、そういうこともあるのかもしれないなと思いながら伺ったわけですけれども、例えばぐあいが悪くなっても、二、三日給食を届けてもらって、体力が回復すれば、悪くならないうちにまた高齢者の方が１人で、または２人で暮らしていくということもできると思いますので、これは例えば、調査をするとか――そういう必要を感じたことがある――なさったのかどうか。もしなさってなければ、する必要があるだろうというふうに考えております。

それから、各地域地域で有志の協力でやっていってもらいたいというふうには考えているということで、具体的な方策というか、それは市民との話し合いの中でできていくものかなというふうに思いますので、ぜひそこは、行政がこういうふうに考えたから、市民はこうやってほしいということではなくて、その計画の段階で必要な人の実態もつかみながら、それからやりたいと思っている人の一番やりやすいやり方というのも聞きながら、つくり上げていっていただきたいということを要望しておきます。

最後になりますけれども、特別養護老人ホームの問題を取り上げたいというふうに思っております。現在、日野市民で特養ホームに入っていらっしゃる方は、浅川苑、至誠ホー

ムなとで92人、待機者が同じくらいいるというふうに聞いております。さらに潜在的な数も入れるとかなりになるというふうに思います。行政は多摩川苑福祉ゾーン計画の中で、さらに100床の特養というふうに考えていらっしゃるようですけれども、大きい施設で大勢収容できる施設というのは、入居者にとって、本当に幸せなのかなというふうに近ごろ考えています。何でも一度に効率よくというのは、事人間を扱う部分では、とても不都合に思えるのです。

先日視察で出雲市に行かせていただきまして、ことぶき園というところを見せていただきました。大変先駆的で心温かいもので、感銘を受けて帰ってきたわけです。これまで何度か大きな立派な施設というのを、日本全国見せていただきたましたけれども、どうもそのたび、自分がここで老後を暮らすというような選択をしたいだろうかというふうに思ったときに、何か違うという感じがずっとありました。確かにきれいで、いろんなものが完備されていてというのはあったんですけれども、少し違和感があったんですが、ことぶき園に行ったときには、もしかしたらこういうもので人間らしい老後が送れるのではないか、というふうに感じたわけなんですが、入居が12名、日中滞在が８人、週２回の入浴が２人から３人、職員がこれに８人、大変小規模です。北欧で痴呆性老人対策の決め手となってきたグループホームの理念を日本で実現したということなんですが、今日本の各地から注目を集めております。面会は24時間オーケー、酒・たばこもオーケー、必要なものがあれば家に取りに帰れるということで、入所の方の中には、「ここは別荘」と考えて暮らしていらっしゃる方もあるそうです。

浅川苑にお尋ねをしましたらば、夕食は６時、おむつ交換は時間を決めているけれども、必要があれば随時交換しているということですし、お酒・たばこも居室内はだめだけれども、フロアではオーケーということで、ちょっと安心をいたしました。ただ大きな施設をつくれば、どうしても管理する側の都合によって運営されがちです。ことぶき園をつくった方の本を読ませていただきましたところ、御老人の方が、まるでふろに入るのが流れ作業のようだ、というふうにおっしゃった方があるということで、大勢いますと１人何分というふうに決められた中で、自分がもっとゆっくりふろに入りたいと思っても、カラスの行水が好きだと思っても、それは全く無視される中で、自分が老後を過ごさなければならないというのが、今の日本の施設の老後の実態なのかな、というふうに感じました。施設の中でも、施設維持というのと、働く人の権利を守るという理論が大事なこともわかりますけれども、そういった意味では、実際に利用される人の気持ちというのが、まず二の次になるという面も持っているのではないかと思います。

で、小規模多機能型の入所施設というふうに申し上げましたけれども、市でもこういった施設を保健福祉計画に入れる必要があるというふうに私は感じたんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　お答えいたします。

特別養護老人ホームの関係でございますが、現状を見てみますと、現在、40施設に148名の方が入所しております。このうち日野市で確保されているベッドの数が、浅川苑50床を含めまして92床でございます。したがいまして、残りの56名の方は37施設にそれぞれ入所しておりますが、措置権は市にございますけれども、それを受け入れる権限というのは、その老人ホームの施設長にございます。そのようなことで、最近では非常に特別養護老人ホームを入所希望する方が多いという状況の中では、逆に日野市の方たちが、非常に入所困難な状況になってきているということで、年々入所者の数が若干ではございますが、減ってきているというような状況でございます。また、施設側の状況を見てみますと、やはり人材の確保というような問題点がございまして、施設の受け入れ側とすれば、なるたけ手のかからないお年寄りを受け入れるというような傾向にもあるんではないか、というようなことが推測できるわけでございます。

それで、出雲市の小規模多機能型特別養護老人ホームですか、私も内容的には理解しておりますけれども、このような施設については、現状の法体系の中では、認められない施設でございます。非常に篤志家の方が個人的に経営されているというふうに聞いておりますけれども、今申し上げましたとおり、これからますます特別養護老人ホームの需要が増加する中で、また待機者もふえる中で、なかなかこのようなきめ細かな小規模の多機能型の特別養護老人ホームですか、そういうものを設置していくということは非常に困難性があろうかと思っております。

ちなみに東京都の計画におきましては、常時介護を要する高齢者で、希望するすべての人が利用できるような計画を持ってございます。65歳以上の人口の約1.47％に見合う定員の確保をしていきたいというような計画でございます。この1.47％をちなみに日野市の場合に当てはめてみますと、現在65歳以上約１万5,200人といたしまして、1.47％掛けますと223人というような結果になります。しかし、現状では、待機者を含めて250名でございますので、これに1.4％の確保率では、若干見込みとしては少ないんではないか。むしろ1.6ないし1.7％これから見込んでいかなければならないんではないかというふうに考えております。特に平成17年あたり、2005年でございますけれども、このと

きのお年寄りの推計人口は２万5,721人ということでございます。老齢化率14.5％ということで、このときもし1.64％ふえますと442床必要というふうになってまいります。しかし、寝たきりゼロ作戦でございませんけれども、その辺のいわゆる保健医療関係の向上によって、これを少しでも食いとめることができればというふうに考えているところでございます。

したがいまして、現在のところは、また保健福祉計画の中でもこのことぶき園のような理想的な老人ホームをつくっていくということは、なかなか非常に極めて困難性があると言ってもよろしいんではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

冒頭に言いました、2020年に４人に１人がお年寄りという時代に私は高齢者になっているんです。４人に１人がお年寄りで、日野の人口が今20万人になるという予測ですと、５万人は高齢者ということになりますので、かなり厳しい状況になっていて、例えば施設に入るとか、福祉を得られるというのが宝くじのようになっているのではないかな、というふうに感じることがあるぐらい不安を感じているというのが市民だと思います。

先ほど、ことぶき園が市ではできない、篤志家によってできるという、そういったお話もありまして、現実的にはそうなんだというふうに思います。土地は不動屋さんが寄附をしてくれたというふうに言っておりましたけれども、私はこれを考えるときに、やっぱりそういう形でしか人が充実した老後を暮らせないという、そういう後追いの福祉のあり方に問題があるんじゃないかな、というふうに感じました。ここも、ことぶき園は県に請願などもしまして、県も何とかしたいということで、日本生命財団というところに話をしてくれて、年間500万円ほど補助を受けながらやってきたということなんですけれども、こういう形で市民がやってみないと行政がやる気にならない。やってみてやってみせたら、やっといいかもしれないということで動き出すということに大変問題があると思いますので、そのことは自分の感じとして伝えておきたいというふうに思います。

それから、これからいろんな高齢者にとって、デイサービスですとかショートステイ、入浴サービス、そういった必要が出てくるわけです。実際には2,005年に442床ですか、必要だということで、このままでいきますと施設の規模が大きくなる。それからつくるのに時間とお金がかかる。後の維持も大変になってくる。浅川苑の場合ですと、市の負担は平成３年で１億2,000万円というふうに聞いております。さらに今後増大をするだ

ろうというふうに思うんですけれども、新たにつくるのではなくて、既存の施設の使い方を点検して改良する。すべて満たした施設というのではなくて、ある特定の目的のためなら使えるというものがあると思いますので、既存のものの転用、それから使用拡大というのを考えていかれたらどうかというふうに思います。

先ほど保育園、給食のことで話が出てきましたけれども、デイサービスとか昼食、これは現に杉並ではやっているということです。また、老人いこいの家「かしの木荘」は、利用規定が65歳以上で、介護者ということであれば65歳以下でもいいということになっております。でも介助者がいない人は利用できないということで、65歳以上という規定では、異年齢集団には利用できないということになります。お年寄りと子供の交流の場ですとか、デイサービスや機能回復訓練の場として使う方策を考えることもこの時代大事ではないかというふうに考えます。それからシルバーピアの集会室、ここもほとんど使われていないという実態を以前お聞きしたことがありますけれども、ここも地域に開放するといった使い方もあると思います。ぜひ柔軟な発想で、将来的な計画をまとめていただきたいと思います。

あるところで私、日本の福祉では人間は３回死ぬ、という言葉を聞いたことがあります。一度目は、死んだ気で施設に入る。荷物をすべて整理して、しかも特養老人ホームは選べない。２度目は、施設の中で死んだつもりで過ごす。３度目が、本当の死。もしかしたらこのときに安らぎが訪れるのかもしれません。

限られた財政の中で福祉が地方自治体にかかってくるのですから、大変なことだというのは十分に承知をしておりますけれども、市民からの意見、提案を十分に検討していただいて、権利としての福祉が実現するための保健福祉計画を策定していただくことをお願いして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の１、―施しから権利へ―ノーマライゼーションの保健福祉計画を進めよの質問を終わります。

一般質問22の２、環境都市日野をめざして、丘陵地・崖線の緑を保全せよの通告質問者、執印真智子君の質問を許します。

○２番（執印真智子君）　それでは質問させていただきます。

ことしは災害の多い年でした。東京でも、８月27日、台風が上陸し、首都圏の交通が全く麻痺するということになってしまいました。朝日新聞では、「首都のもろさ、大雨が突く」ということで報道しております。その中で「舗装が地表に水ためる」ということで、いろんな情報が書かれているんですけれども、東京都や国の治水事業に詳しい芝

浦工業大の高橋裕教授（河川工学）は、今回の東京都内の被害について、「１時間に65ミリに達するような大雨は、統計的には10年に一度。50ミリまでしか対応できない都の治水行政では、浸水や交通網の遮断は、ある程度予測できた」と言う。「しかし、やむ得ないと片づけてはいけない」と語る。「一方で、東京は地下鉄工事や地面の掘り返しで町全体が動き続けている。常に都市構造が変わり、水の流れも変わるから、行政は宿命的に後追いになる。風がもっと強かったり、停電、電話の普通などが重なったら、情報都市としての東京もさらに深刻な被害を受けていただろう」と、首都が抱える限界と不安も指摘する」、そういった記事が載っております。

こういったことを通しまして、日本の都市づくり、まちづくりが、一つ一つの建物、河川、そういったものには点や線としては安全面で法的に問題がないとしても、総合的に見たときに、自然にそぐわないまちづくりになってしまっているのではないかと、心配を感じています。この日野市でも、丘陵地・崖線の開発が進んでおりますが、今回は防災の意味も含めて、トータルにまちをつくっていくことが必要であるし、丘陵地・崖線の緑を残し、環境都市、つまり人間は地球の上で生かされているという思想でのまちづくりが、今最も求められているのではないかという立場で質問をさせていただきます。

日野市もかねてより、丘陵地・崖線の緑の保全のために積極的に林地を買い取り、また住みよいまちつぐり指導要綱に基づいて、自然林の開発に対しては、他市よりも厳しい行政指導を行っている点は、市民としまして大変喜ばしいことです。

先般、第３次基本計画の骨子が出され、内容を拝見する限りでは、基本的には緑の保全については賛成しております。具体的には現在どのような施策を考えていらっしゃるのか、まず伺いたいと思います。

２点目として、緑を守る上で一番問題となる開発についてお伺いします。現在日野市では、「日野市住みよいまちづくり要綱」に基づいて、精いっぱいの指導をされていることは承知しています。また、開発と私有権の絡み、相続税の絡みがあって、市として保全の考えが十分にあっても、開発が進んでしまうということも理解しておりますが、現状での緑を残すための指導についてお尋ねいたします。

また、市内の丘陵地や崖線では、スプロール開発も目についておりますが、個々の安全は点として保たれたとしても、面としての安全がどう考えられているのでしょうか。丘陵地・崖線の開発について、防災の面も含め、どのような指導をされているかお伺いします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　緑の保全対策は、息の長い事業として継続的に行う必要があります。近年、このガケセンを利用しての住宅建設がされる場合が見受けられます。昨今の経済状況の中にあっても、これらの緑地を含めた開発の機運は強く残っており、緑地保全事業は非常に厳しい条件下にあると言えます。最近10年間、当市の緑地取得の状況は、面積で約10万平方メートル、金額で約75億5,000万円の投資を行っております。今回策定中の第３次基本計画では、これらの実績をもとにしてさらに努力を重ねる所存ですが、具体的な保全施策としては、緑地信託の拡大と年次計画による公有地化の推進、これら緑の都市計画決定の推進等に重点を置いていく考えであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　都市整備部長。

○都市整備部長（鈴木栄弘君）　２点目につきましてお答え申し上げます。

最近、この相続関係絡みで、山林等、特にガケセンとか、段丘の地域が手放される例が非常に多いわけでございます。そこで、この山林等の地域を開発する場合に、日野市のまちづくり指導要綱の中で、特にこの緑地の多い地域では、1,000平方メートル未満につきましては、緑地を15％以上残すように指導いたしております。なお3,000平方メートルまで面積が大きくなってまいりますと30％以上の緑地、それから3,000平米以上になりますと45％以上の自然の緑地を残すような方法で、この開発に対しては指導を行っておるところでございます。

また、こういう緑を積極的に残していきたいということで、こういう開発が出てまいりますと、市の関係する部局で、この用地の公有化を含めまして、一応検討をいたして、その手当てをしておるところでございます。

それから、災害等の件でございますけれども、御承知のとおり日野市の場合、北野街道、それから川崎街道の南側につきましては、宅地造成等規制区域という形で指定をされております。この指定をされますと、この中の開発につきましては、東京都がすべて許可権を持って指導するということになっておるわけでございますけれども、当然その事前で日野市との協議もございます。この中で、この法律に基づきまして、指導をしている。この宅地造成等規制法でございますが、基準としては非常に厳しい内容があるわけでございますので、これに基づいて指導しているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ありがとうございました。

緑地信託の拡大、それから年次計画による公有化、都市計画決定といった将来的な方

法を考えていらっしゃることがわかりました。

それから、住みよいまちづくり要綱の中でも、緑をいかに残すかということで御苦心いただいていることがわかるわけです。

さて、私、現在消防委員会に所属しておりまして、その中で、市内のがけ崩れの危険箇所として、都から勧告をされている部分というのがわかりましたので、先日、何カ所か現場を見させていただきました。その結果、丘陵地につくられた建物の地盤沈下の状況が確認をできました。それからがけについては、大雨が続いたりするときには、大丈夫かなというふうに不安を募らせたわけです。いろんな法律がかかっていた上でつくられたということは十分にわかるんですけれども、人が計算上つくった安全のもろさというか、そういったものを感じたわけです。やはり、点から面へのまちづくりの必要性というのを痛感をしました。今の法律上は、要件を備えていて安全でも、5年後、10年後、危険になっていく開発というのがあるのではないかなと思います。

例えば、百草園近くの丘陵地では、がけ崩れが起きている隣で、マンション建設が進み、地層の出ているがけに土どめのためのマンションを建てるというふうに聞きます。さらにその裏山では、がけ崩れの危険から、東京都で8億円、日野市で2億円、合計10億円という税金をかけてがけ崩れ防止の擁壁工事をするというふうに伺っております。もちろん、人命が第一ですから、この工事が現在いかに大事かというのに異論を唱えるつもりはありませんけれども、冒頭申し上げた新聞記事の中の、「行政は宿命的に後追いになる」という言葉を思い出さずにはいられないわけです。そして安全の面でも、もう少しトータルにとらえた後追いでないまちづくりを、市民としては当然願うわけです。ここの百草園の部分は、宅地造成等規制法以前の開発なので、今後こういう開発はないというふうに聞いておりますけれども、ではまちが安全かというと、そうではない気がいたします。

現在、市内のある地区では、スプロール開発とも言える崖線へのマンション建設に関し、水の処理について市民から安全性への異論が出ていると伺っております。実験の結果、人間が頭で考え、計算したように、自然は動かないということが確認できたそうです。たまたま水に詳しい市民がいたから、建設がすべて終わる前に対処ができることになるのかもしれませんが、これがそのまま進められてしまったらと考えると、安全で健康な生活を願う市民としては、不安が広がるところです。ミニ開発といえども、すべての法律をクリアした上での許可であるのは十分承知をしておりますが、法律というのは、現実にそぐわない、あるいは全く役に立たないという面を持っていることも感じており

ます。例えば、いつも私、訴えさせていただいておりますが、食の安全は完全に後追い行政です。現実の問題には全く対応できていません。そういう問題が、まちづくり、都市計画にも出てきているのだと、この間、東京都へも聞き取りに行ってさまざま伺ってきた中で感じております。

そこで再質問させていただきますが、今回質問するに当たりまして、日野市の環境施策を全体的にとらえるために、この５年間でどんな調査がどれくらい行われているのか、また、どう使われているのかという点を、議会事務局を通し御回答いただきました。それによりますと、区画整理事業での環境影響評価については、それぞれの区域で押しなべた調査がされております。また、下水道普及化課での水質検査、水路清流課では水に関するさまざまな調査、公園緑政課での野生生物の調査、そして緑の実態調査、環境防災課の大気汚染調査があります。これらの調査は、いずれもお互いに大いに影響し合い、関係し合うものであるのは当然です。

日野市で開発が進めば、緑や水に影響が出てきますし、人がふえれば大気汚染も進むということになってくるかと思います。これらの調査は、お互いに突き合わせをされながら、トータルなまちづくりに使われなければ意味がないと思うのですが、現在はどのようになっているのか、また、今後についてはどうか、お考えをお聞かせください。

２点目といたしまして、地域ごとの総合的な計画づくりについて伺います。市の現在の財源では、緑地や林地の買い取りに限界があり、地権者の方々にも相続税という厳しい現状があることは十分に理解しています。そこで都の施策を使うことも必要ではないかと考えます。現在東京都は、長期計画の中で、崖線、または市も指定を受けている近郊緑地区域、自然公園区域に関して、公園化を進めていますが、市として積極的に名のりを上げていただきたいと考えます。そのためには、市がまず地域の特性を生かした総合計画をつくり、先ほどのさまざまな調査を生かしながら総合計画をつくり、残していくんだという意思表示をすることが必要だと思います。それによって開けていく部分もあるのではないかと考えます。

例えば、百草の倉沢を含む多摩丘陵地は、都立自然公園に指定され、緑のフィンガープランにかかる地域がありますが、東京都の「自然の保護と回復に関する条例」では、自然公園区域は、最も実効性のある保全緑地指定が受けられないということになっています。市としてこの条例の改正を東京都に働きかけるなどしながら、地域的ごとの総合的な計画づくりを急ぐことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

次に、市民が緑と親しむための場づくりについて伺います。緑地の買い取り、林の買

い取りを広げていくにしても、市民のコンセンサスを得ていくことがまず大切だと思います。

教育委員会社会教育課で平成４年３月に市内老人会の会員約4,000人にアンケート調査をし、848人からの回答をもとにつくられた「手の届く自然」の中でも、24ページに日野の好きな点として、①自然が残っている②緑の多さ――というふうに、自然の豊かさが上位になっています。これは恐らく老人に限った答えではないと思うのです。昔から住む人々はもちろんのこと、新住民も自然が豊かだから引っ越してきた方が多いはずです。ドイツでは150年かけて農住一体の美しいまちづくりに取り組んでいるそうですが、都市計画には、200年先の日野市がイメージできる、そんな夢のある、グローバルな視点があってほしいと思います。そのためには、今ある市の緑、雑木林と市民が仲好しになることが大切です。

日野市は先ほど来、御説明いただいたように、緑地信託による林地を有しているわけですが、市民が緑とのつき合い方を学ばないと、ごみの投棄などとなり、管理が強化されることになるのかと思います。現在生活課の講座に「ネーチャーゲーム」子供の体験学習村というのがあると伺っております。落ち葉を布団にして寝てみたり、鳥や生き物、落ち葉の落ちる音などを体験することで、緑や自然に対する価値観が養われると思います。また、例えば雑木林の下枝刈りを地域住民とともに行うとか、小学校の生活課の授業で雑木林に入ってみる。その際、社会人講師として地域の、草や花や虫に詳しい方が教えてくださるというようなかかわり方をふやしていかれたらいかがかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　多岐にわたる環境調査関係の調査が行われております。そのトータルな活用をはかるべきであるという御指摘であります。全くそのとおり考えております。最近行った環境に関する調査は、水辺環境や緑の実態調査、その他さまざまがあります。個々の調査につきましては、それぞれ担当部署において実施計画や、データの蓄積等として活用しているわけですけれども、成果としてまとめる段階で、関係部署との調整を行って、その中での活用を期する形をとっております。もちろん、これをトータルな形で総合的に何らかの統合するシステムというのを、必要性は感じております。今後課題としていきたいと思います。

地域ごとの総合的な計画づくりで、主に緑にかかわる分野についてお答えしたいと思いますけれども、現在、日野市の民有緑地は約150ヘクタールであります。百草、落川

地区では、トータルで約28ヘクタール程度考えられております。これらの緑地につきましては、農家の相続問題だとか、あるいは開発の動き等に伴って、大変緑地保全という立場からは厳しい条件下にあるかと思います。市内の緑地保全のための総合計画や、地区単位での保全計画については、その必要性を強く感じているものですが、強い規制力を発揮するという仕組みは、現在の法体系の中でおのずから限界がある実態であります。したがいまして、現在取り得る手段として、緑地所有者の同意を得ながら都市計画決定を行い、あるいは緑地信託の拡大、またその延長線上での公有地化に努力して、保全の効果を上げたいと考えております。

それから、市民が緑とつき合い、自然と親しむ場づくりを考えろという御意見、御指摘です。現在当市が所有しております緑地は、都市公園の中の緑地部分や、あるいは都市緑地及びその他の緑地等合計いたしますと約25.9ヘクタール程度ございます。市ではこれらを、自然緑地は約13ヘクタール、管理緑地12.9ヘクタール、約同じ面積、約13ヘクタールになりますけれども、こういうような形で区分して管理しております。自然緑地は、林床――林の中の床ですけれども、林床の草取りを行ったり、枯れた樹木の伐採を行う程度で、生きた樹木の伐採は行っておりません。この代表的なものは、東豊田緑地保全地域の緑地ということになります。これに対して、管理緑地というのは、昔から行われてきた樹木の管理方式で、萌芽更新と言われる、いわゆる定期的に樹木を伐採する方法であります。新しく萌芽した芽を育て上げ、いつまでも若々しい樹林地を保つように管理する内容です。この代表的なものは、神明上第９緑地と呼ばれているものです。

緑地はその存在自体が非常に貴重な環境素材だと考えております。その上、これらを市民皆様が利用していただく、あるいは活用していただくということが究極の目的でもあると言えます。そのためには、やはり施設の整備をしなければならないと考えております。整備を行うことによって、人々がこの林床へ足を踏み入れる機会がふえます。そうしますと、限度を超えた踏み固めのために、逆の問題がまた発生する危険もあります。利用を前提とした市民の皆さんが、これらの緑地の管理に実践的に参加していただく、緑地を自分の庭同様に愛する気持ちを持っていただくということが前提になります。それらを育てるボランティア的な組織の充実も必要ではないかと思います。

御質問の、緑地の公開と条件、利用の件につきましては、公開の方法論、あるいは利用と保護と整合性の問題を含めて今後検討を加え、これらの問題を前提に、事前に解決しなければならない問題であると考えております。

それから、ネーチャーゲームにつきましては、かつてのエコロジーブームはしっかり

定着して、最近の緑地施策は、ハードな施策と同時に、ソフトな政策が要望されています。当初早くに環境緑化協会を設立しております。その理念は、市民参加の緑の愛護運動ということにあります。御質問のネーチャーゲームの件につきましても、リーダーの養成であるとか、ある意味では雇用の問題も含んでいるかと思います。まだ整理しなければならない課題もありますので、これらの問題の解決の見通しをつけながら、子供たちに環境保護運動の意思を持ってもらう事業として重要であると考え、進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございました。

全体的に、前向きの回答をちょうだいいたしまして、大変うれしく思っております。さまざまな調査がされておりまして、それは必要な調査はどんどんしていただいて、環境保全に向けて何というんですか、オーバーラップさせながら、まちづくりというのを考えるために使っていただきたいというふうに考えております。

それから、地域ごとの総合的な計画づくりについては、先ほども申し上げましたような、都の施策の使い方というのもあると思いますので、ぜひ、具体的に検討していっていただきたいというふうに思います。

それから、緑と親しむということは、今緑に親しむことそのものを何かこう、だれかが教えないといけなくなってしまったということに問題があるなというふうには感じているんですけれども、それが実態としてありますので、ぜひ今持っております市の緑、それから雑木林というのは、みんなの財産だ、というふうにみんなが思えるような、そういった市からの働きかけをしていっていただきたいというふうに強く感じております。

こういった構想をさらに推し進めて、緑を守って、緑を守ることで安全なまちづくりを推進するために、日野市として環境基本条例の制定をぜひするべきだというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

私は、平成4年9月、昨年の9月ですけれども、「地球に優しいまちづくりのために、熱帯材不使用を進めるとともに、トータルな環境施策を実施せよ」という一般質問の中で、この環境基本条例の制定についてお伺いをしております。私の環境についての全庁的な取り組みをどのように計画していくのか、という質問について、当時は環境防災課が環境部にありましたので山口環境部長が、「東京都の行動計画を十分研究して、第3次総合計画や環境面から支援する施策での検討をしたい」と要約ですけれども、答えら

れています。

市長には、環境基本条例の制定について伺っております。条例制定についての明言はされておりませんけれども、「一自治体の範囲ではありますけれど、できるだけの緻密な取り組みによって、環境保護あるいはエコロジカルな視点に立って、地域住民の生活を守るとともに、大きく貢献できる、あるいはリーダーシップのとれる、こういう市政でありたいというふうに考えております」とお答えになっております。

この間どういう調査、または議論をされてきたのか。昨年９月からどれだけ進んだか、現段階として必要性をどのようにとらえていらっしゃるかお伺いいたします。

あわせまして、市長がおっしゃるような、リーダーシップのとれる市政を実現するためには、現在の環境係を課に格上げして、すべての施策のまとめ役として機能させることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　ただいまの質問の前に、先ほど回答の中で私建設部長と都市整備部長が、ガケセンという、ちょっと間違ったという表現になりますけれども、通常の崖線（ガイセン）緑化という言葉もありますので、訂正させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　今の御質問についてお答え申し上げます。

今執印議員さんが、昨年の９月――１年前ですね――１年前は、環境部長がこの答えをしていたわけでございます。御存じのようにことしの４月から、環境防災課は総務部へ参りましたので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

去年の環境部長の答弁も私は読ませていただきました。そしてこの内容を見ますと、今進めております第３次基本計画の中にも、内容的には、今問題になっているいろいろな問題が網羅されていることは事実だと思っています。例えば、第３章の「自然と調和する安全快適なまち、地球環境計画」という中で、例えば水辺の問題、それから地域性を生かした土地利用、それから緑、住みよいまちづくりの基盤整備、または公害のない安全なまちを目指して、という内容があるわけです。これに下の方の「参加と連帯でつくる」という項の中の「環境に優しい市民生活」という項目があります。これも加えていく必要があるだろうし、また、これからの環境問題を考えていくためには、大きく言えば環境教育というものも必要になってくるんじゃないかと思っているわけでございます。

ただ、御質問の中で、昨年の９月からことしまで、どういう進め方をしていったかと

いうことでございますけれども、何ていいますか、この基本構想をつくった、進めていたというのが現状でございます。実際に執印議員さんがおっしゃるような、環境基本条例、今国でも答申を受けて基本法を出したわけですけれども、先の国会で流れております。また、東京都が、この基本条例をつくる前に、東京都環境管理計画というものをつくっております。それは、当初つくったのは、昭和62年に、この中で総合的な計画的な施策としてつくっているわけでございますけれども、それでは昭和60年につくった中では、今のこの計画は合っていかないということで、平成４年の５月に改定を出した。その中には大きく言いますと、やっぱり今問題になっている地球環境問題初め、環境の取り組み方が変化して、新たな取り組みをしていかなくちゃいけないということで、何点か新しく追加したということを、これを見るとあるわけでございます。

じゃ、それを日野市においてはどうかということですけれども、実際今ここに環境問題ということで、だれか１人が総括して答弁できる状態になっていないのが事実だと思います。できれば日野市においても、環境といった場合に、だれかが総括して答えられる組織、機構といいますか、そういうものがこれからの環境問題を考えていく上には、必要じゃないかと思っております。ですから、御存じのように、どうしても一般的には、どこの自治体もそうなのかもしれませんけれども、縦割り行政になって、横の連携が少ないというのを指摘されているのが現状でございます。それを少しでも直していくためには、やっぱり言いましたように、横の連絡もきちんととれる、連絡ができる、そういう体制づくりはしていかなきゃいけないだろうと思います。

それで、今の環境防災ですけれども、一生懸命やっているわけでございますけれども、これも見直さなきゃいけないと思いますけれども、環境係は今４名、そのうちの１名が庶務担当をやっております。それで、現実の問題としては正直申しますと、大体公害関係を主にやっております。それで事務分掌の中は、１点、「その他環境保全に関すること」というだけの事務分掌しかございません。ですから、私たち総務部環境防災課が来た以上、この点を直して、今議員さんがおっしゃったような、条例までまだいかないで――条例は理想的です。条例まではいかないとしても、この環境管理計画をまとめていくことも大切なことではないかと思っているわけです。そのためには、我々職員だけじゃだめですし、これに関係する事業者とか、市民の方の協力が、参加がないと、こういう計画はできないだろうと思っているところでございます。何とか担当しとては、そういうものに進んでいきたいということをお答えにしておきたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　　ありがとうございました。

環境を一まとめにしてやっていく体制づくりが必要というお話がありまして、それは行政の中でも、市民としても同じ考えだということが大変よくわかったわけです。今、環境については環境係が4人いらっしゃって、公害関係をやっていらっしゃる方が3人ということで、日野市はこの公害係でいろんなことをやっていらっしゃるんでしょうけれども、大気汚染の調査というのもやっておりまして、これを広報に掲載をされています。私たちも、自主的に大気汚染の調査をやっていますが、そのとき勉強会にいらした元大学の先生が、こういう形で広報の上でその結果を発表するということは大変すばらしいことである、やっぱりここからさらに市としても進めていってもらうことが必要ではないか、というようなお話がありまして、やっぱりかなり頑張ってやってきた部分があるんだなというふうに、私もそのとき、感じたわけです。

この4月には、残留農薬の基準緩和について市長から国へ要望書も出していただいておりますけれども、ほかの市から問い合わせもあるというふうに伺っております。こういった実績を積み重ねながら、日野市としてはぜひ環境基本条例をつくっていく必要があるし、つくれるのではないかというふうに考えております。

で、逗子市では「逗子市の良好な都市環境をつくる条例」というのを平成4年に制定しております。この条例の解釈及び運用についての中で「自然環境破壊の事後処理対策からその未然防止へ、さらには総合的な環境管理政策へと質的な転換が要請される中、その政策上の一手法としてのアセスメント制度と位置づけ得る」というふうにうたっております。大変長いものを、ここだけの場所で申しわけありませんけれども、それぞれの自治体が後追いから未然防止へと動き出すときが来ているのだなというふうに考えております。

この逗子市の条例といいますのは、ミニアセスメント条例に近いものというようですけれども、これまでさまざまな面で環境保全に配慮してきた日野市ですので、ぜひ環境基本条例を制定し、緑豊かな日野市を守り育てていくことで、200年先、近隣他市に誇れるようなすばらしいまちになっているというふうに考えますが、市長は環境基本条例の制定をどのようにお考えでしょうか。また、環境課というのをぜひつくって、すべての施策の上にといいますか、すべての施策をまとめ上げる、そういった役割をさせていくことが必要ではないかというふうに考えますが、その2点についてお答えください。

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去30年ほど前、あるいは戦後以来ということになるかもしれませんが、いわゆる日野市が都市化の方向に向かった。その以前はまさに山紫水明、緑が豊かで、水がきれいで、環境のことなぞ特に意識しなければならない状況はなかったということでありますが、急速な都市化に地域が遭遇してということになりましょうか、乱開発がまさに法規のないままに進行した時代であります。私はたまたまそういう状況の中で、人権問題としては「憲法を市政に生かそう」、環境問題としては「緑と清流を取り戻そう」という、大げさなスローガンを掲げて、日野自治体の行政にかかわってまいった経過であります。その間、緑化推進条例を定め、また、清流条例と言われております「公共水域の流水の浄化に関する条例」、そういう新しい発想を持ちまして、かなり先見性のある環境行政に取り組んだというふうには受け取っていただけるんではなかろうかと思っております。そして、近ごろ特に環境問題が生態系そのものの何といいましょうか、侵すそういう関係で、関心が高まり、国際的な課題にもなってきた、こういう状況であります。

地方自治体といたしまして、まさに市民生活の基本となります毎日の自然とのつき合い、あるいは教育や福祉、そういった日常生活にかかわることも、自然環境の健全さなくして成り立たないと言っていいぐらい環境は重要であります。国でも環境基本法をつくろうという情勢の中にありますし、東京都でもそういう行政の取り組みが進められるというふうに、条例の具体化が進められるというふうに存じております。日野市も、ミニ地域という範囲ではありますけれど、そのミニの立場からとらえた地域の環境保全ということについては、もっと基本的なものを打ち立てながら取り組んでいくということは大切であります。十分諸条件を考えまして、今やっていることをますます緻密に機能させる仕組みも進めて、そして指摘されるような状況をなるべく保っていきたい。200年後に、日野市はさすがに環境のいいまちだと言われるようになれということでありますから、まさにそのとおりに取り組んで、子々孫々に、先輩の時代をある程度評価してもらえる、こういう取り組みで今日の日野市の行政を取り組むよう進めさせていただきたい、このように思っております。御指摘のとおり、なるべく尊重しながら、今の実績をますます集積を高めながらやっていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　ありがとうございます。

大変こちらの気持ちを理解していただいた御答弁をちょうだいしたわけですけれども、緻密な取り組みをしていくということで、もう少し具体的に例えば、環境課をつくるん

だとか、それから環境基本条例をつくるために、行政の中で具体的な検討を始めていくんだという、そういうお答えがありますと大変わかりやすいんですが、そのあたりをもう一度、お伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　そういう領域にも行政として十分大きい位置づけをしていきたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　大きい位置づけをしていきたいという、そういった御答弁で、私も議員になってから4年たちますけれども、やるものはやる、やれないものはやれない、そういう市民にわかるような御答弁というのをこれからやっていくことが市長の――そういうふうに、ぜひ市民にわかるような、そういう言葉遣いで答弁もしていってほしい。私たちも心がけて私たちの思いが伝わるような、そういった質問の仕方を常々心がけておりますので、今そういった前向きな御答弁だというふうに受けとめさせていただきます。ぜひ、積極的にお願いをいたします。

先ほど「自然環境の整備なくして教育も福祉ない」というふうにおっしゃったんでしょうか、そのようなお答えがありました。私も先ほど福祉の質問をさせていただきまして、先のことを考えると全くお金がかかる。それはだれしも思っていることだというふうに思います。今限られたこの財源の中で何に優先的にお金を使うかというのが、まず問われているんではないかというふうに思います。きちっとした計画を立てて、思いつきで私たちの大切な税金が使われることがないように、ぜひ十分な検討をしていただいて、環境基本条例に向けて検討を始めていただきたい。環境課もぜひつくっていただきたいというふうに思うわけです。

ドイツではクラインガルデンというのがありまして、これは市民農園の一つですが、市民農園といっても、ちょっと日本の市民農園とは規模が違いますけれども、ドイツでは病院よりクラインガルデンという選択を市民がしています。ドイツでは病気になった後、治してくれる病院よりも、緑の中で市民が伸び伸びできて、まず病気にならない、そういった施設をつくりたいということで、市民が選択をしているということだと思いますけれども、緑を残すということで、健康が保たれれば寝たきりになる人も少なくなるでしょうし、例えば脳血栓なんかになりましても、土をいじる、作物を育てるということで、リハビリにもなるだろうというふうに思います。先ほどの市長の言葉にもありましたように、自然環境がいわゆる福祉そのものだという発想で、今以上の御努力をお

願いいたしまして、この質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって22の２、環境都市日野をめざして、丘陵地・崖線の緑を保全せよの質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時35分　休憩

午後４時56分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問23の１、市民の貴重な知的財産である図書について問うの通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

〔12番議員　登壇〕

○12番（宮沢清子君）　市民の貴重な知的財産である図書について問うと題しまして一般質問させていただきます。

図書館は、文化のバロメーターと言われています。日野市では、昭和40年に１台の移動図書館車からスタートいたしました。中央図書館を初め、現在まで９館となってまいりました。移動図書館車「ひまわり号」も２台になり、身近な図書館として、主婦や子供たちに親しまれております。日本の代表的図書館をつくった日野市でも、よい図書館をたくさん持っておることは、その地域の文化をあらわしており、誇れることだと思います。

昨年の「公明月報」10月号から12月号ではありますが、岡山女子短大図書館長の方が、「今図書館は――地域に開かれた図書館に」と題しての連載をしていただきました。その中で、日野市立図書館は市庁舎へ分館を置き、各課に関係新聞記事の情報サービスを行っておることを紹介していただきました。案外忘れられている行政の対応がありますが、行政にとっても必要な図書館として理解を深めておることも評価をするところであ

ります。

さて、日野市の図書館の蔵書冊数は、平成４年度の事務報告書によりますと、成人図書47万5,656冊、児童図書15万2,347冊で、計62万8,000冊となっておりました。通常図書館では、購入と寄贈によって蔵書数の充実を図っておりますが、その一方で、図書資料をよりよい利用状況にするために、除籍が行われております。この除籍数が、成人図書で３万4,260冊、児童図書では8,087冊ありました。合計で４万2,347冊の本が１年間で除籍をされておるわけです。

そこで所蔵図書の除籍、廃棄本についてお尋ねをしてまいりたいと思います。

第１点目といたしまして、本の除籍は５年サイクルの入れ替えが理想的で、全体の20％が理想だと言われているようですが、実際の除籍は10％ぐらいではと聞いておりますが、日野市では何年間をめどに除籍をされておるんでしょうか。また、この除籍、廃棄された本の処分の仕方をお伺いしてみたいと思います。さらにこの除籍本を金額で換算いたしますとどのくらいの金額になってまいるのでしょうかお尋ねをいたします。

第２点目といたしまして、亡失図書についてお聞きをいたします。本のなくなる原因の中には、返却忘れがほとんどだと思いますが、持ち出し厳禁の禁帯本など無断拝借ということもあり得るのでしょうか。それは年間どのくらいありますでしょうか。図書館によっては、館内本を手続なしに外に持ち出そうとすると、ブザーが鳴るシステムを導入しているところもあると聞いていますが、防止策など、お考えがありましたら教えていただきたいと思います。

第３点目といたしまして、図書館での除籍された図書を市内の施設や団体、市民に提供していらっしゃることも理解をいたすところであります。それをなお一層拡充していただきたいと思います。２．家庭などで不用になった図書を中央図書館や分館で受け付け、リサイクル図書コーナーとして、市民相互の図書交換コーナーの設置をしていただきたくお尋ねをしたいと思います。また、無料提供イベントなどを、10月の「読書週間」の期間等を利用されるなど、年に二、三回のイベントも開催してはと考えておりますが、いかがでしょうか。

第４点目といたしまして、図書のリサイクル検討委員会の設置を提案させていただきたいと思います。廃棄図書をなくしていく図書館資料の新しいリサイクルのあり方について考えていただきたいと思います。図書を図書として再利用することを文化のリサイクルという視点で推進していただけたらと思いますが、御見解をお伺いしてみたいと思います。

第５点目といたしまして、閲覧室、自習室に関してお伺いをいたします。自宅で、じっくり本を読めない人にとって、また働きながら資格試験の勉強をしている人にとって、必要であるという声が寄せられております。図書館のこれまでの進め方は、「図書館とはサービスである」との理念をもって市民に図書館を身近なものとしてきたことは評価いたすところですが、これまでのサービスは貸し出しを中心としてきたように思われます。サービスの内容の多様化、高度化を進め、図書館サービスのより一層の充実を図っていただき、新しいニーズへの対応を考えていただきたいと思いますが、そのお考えもお伺いしてみたいと思います。

第６点目といたしまして、日野市民意識調査の中で、市政に対する要望・意見のところでは、「図書館でＣＤを貸し出してほしい。安心して勉強ができるシステムがほしい。机、いすをできるだけ多く設けてほしい」との要望が載っておりました。近隣地域の大学の図書館の開放もしていただけるような御努力と御協力をお願いしていただけないでしょうか。その点についてもお伺いしていきたいと思います。

以上の点、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは図書につきまして６点ばかり御質問いただきました。順次お答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、蔵書図書の除籍あるいは廃棄についての御質問でございます。日野市の除籍本につきましては、新書版、あるいは文庫本、または小説、実用書、児童書が主なものとなっております。これらの除籍の対象となる図書につきましては、まず破損や汚損が著しくて、貸し出し用図書として利用にたえられない図書、また小説や実用書などで、副本で購入した図書で利用頻度が落ちたために保存用書庫に移動した時点で重複となった図書、あるいは旅行ガイドブックや各種の案内所などで、情報が古くなった図書でかわって新版が刊行されている図書、それからさらには亡失図書等が挙げられるわけでございます。

除籍に当たっての主な留意点を申し上げますと、まず図書館に１冊しかない図書につきましては、原則として保存をする。また、絶版あるいは品切れで、再版が未定のため再購入が不可能となるような図書につきましても、原則として保存をする。あるいは破損、汚損が著しく除籍せざるを得ないが、今でも利用されている図書については、再購入を行う等の除籍作業に当たっては、１点１点確認をしながら行っておるところでございます。また、除籍の目安といたしましては、５年を目安に除籍を行っておりますが、

5年を経過したからといって、一律に除籍にすることなく、この点につきましては慎重を期しているところでございます。また、廃棄本につきましては、寄贈図書のうちで受け入れ手続をまだ終えてない図書や、それから保存記録のない消耗品扱いの資料、これは新聞雑誌等がありますが、これらは除籍の手続をとらずに、すぐに廃棄の手続がとられているところでございます。

それから、2番目の亡失図書でございますが、亡失または紛失図書と言っておりますが、その内容につきましては、次のようなものがございます。貸し出し中に利用者が紛失した図書で、これにつきましては原則として、物品または同等の価格で図書館が指定した図書を弁償してもらっております。また、蔵書点検時に所在不明であった図書で、所在不明が判明した時点で不明図書というチェックを行いまして、そして不明図書のまま5年を目安に経過したものにつきましては、除籍の手続をとっております。それから長期間未返却で、居所不明等によりまして回収不能になった図書でありますが、これら未返却の期間が5年を経過した時点から除籍の手続をとっております。この間におきましても、可能な限り郵便あるいは電話等で督促を行って、回収に努めているところでございますが、平成2年度末で申し上げますと、この亡失図書といいますか、返却されていない図書は全部で4,484冊ございます。

それから3番目でございますが、市民相互の図書交換コーナーということにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

御提案いただきました図書の交換コーナーを持つ図書館は、まだないようでございますが、市民の方々が、お互いに所蔵している図書を有効に活用し合うということは大変な意義のあることだと考えております。また、市民の方より、室内の整理や、あるいは転居の際に図書の寄贈の申し出等も多くありますので、これらとあわせて検討課題とさせていただきたいと考えます。このことは単に図書館だけの問題でなくて、いろいろな物品のリサイクルという観点からも検討する必要があると考えますので、今後関係部課とも十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、リサイクルの検討委員会の設置でございますが、この点につきましても、資源のリサクルという観点から、ぜひ検討してまいりたいと思いますので、この点につきましても関係部課と協議をしてまいりたい、このように考えます。

それから、5番目の御質問でございます学習室についてでございますが、現在日野市の図書館については、図書館の資料を使用しないで、場所だけを使用する学習室的な部屋は設置されておりません。そこで中央図書館の集会室や、あるいは高幡図書館の読書

会室を、夏休み等一定期間だけ学習室に使用するということでございますが、両室とも市民の各種の学習の場として広く活用されているところでございまして、ことしの夏、７月、８月の使用実績もかなりの使用率になっているところでございます。しかし、あいている日も何日かございますので、その日に限り学習室として使用することが可能かどうか、その対応につきまして今後図書館等で検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、ＣＤの貸し出しについてでございますが、これにつきましては、中央図書館で10月１日から貸し出しを開始するというようなことで、ただいま準備を進めているところでございます。

それから、市内の大学等の図書館との協力関係でございますが、この点につきましては、実践女子大学とか中央大学の図書館等につきましては、市立図書館の紹介状を持参すれば、市民の方が直接館内で利用できるような協力体制ができております。また、他の大学等につきましても、事前に図書館等に資料を限定いたしまして協力依頼があれば利用できるような措置が、連絡体制が、この他の大学等につきましてもできておるところでございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

１点目の中で、５年間をめどにしているという除籍本のことについてお答えいただいたんですけれども、この除籍、廃棄した本の処分の仕方を、もう少し具体的にお話しいただけますか。

それと金額が換算するとどのくらいの金額になるかということも、ちょっと伺いたいんですけれども、この社会教育という本、また私は、平成５年、この３月の一般会計予算委員会の席で、予算委員会とは関係ないわけでございますけれども、決算の時期にということで申し上げながら、除籍のことを調べていただくとか、いろいろと細かいことを質問させていただきまして、９月議会での対応をお願いしてまいった次第ですけれども、今回、決算委員会が特別会計決算委員会の方になりますので、一般会計の場所で御質問できない状況でございますので、その点も含めまして質問にかえさせていただいております。この平成３年度の社会教育という本ですけれど、また、先ほど議会のときに初日にお送りしていただきました事務報告によりますと、平成４年度の年間除籍数が、４万2,347冊。先ほどお話をさせていただきました状況でございますけれども、これを

金額的に換算をされますと、どのくらいの金額が除籍本の予算というか、換算された金額になっていくのか、その辺もちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　除籍の仕方につきましては、先ほど申し上げましたとおり、５年を目安に除籍をしているわけでございますが、その除籍の数につきましては、先ほど議員さん御質問ございましたとおり、平成４年度におきましては、４万2,347冊を除籍をいたしました。これを金額に換算いたしますと、その金額をどのようにして算出するかということが大変ここに問題があるわけでございますが、図書館といたしましては、一応の目安といたしまして、図書の平均単価を出しまして、その平均単価の７割を掛けまして、さらにその使用頻度といいますか、その図書が10回程度貸し出されているということを考えまして、それを減価償却とみまして10分の１にしますと、大体１冊98円程度になるわけでございます。そうしますと、先ほどの４万2,347冊に掛けますと、約除籍した本の金額が、平成４年度では415万6円という数字が出てまいります。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは随時、再質問させていただきたいと思いますけれど、年間の図書館の、平成５年度になりますけれども、図書館費といたしまして、６億3,725万円が一般会計の中に予算化されております。この中にはいろいろと職員の人件費とか、諸経費、または細々としたことを説明の部分に載っているわけでございますけれども、このことは省くといたしまして、そのうちの図書購入費が、１年間で8,647万3,000円になっております。平成４年では、9,497万円になっているんですね。昨年よりは若干ことしは、図書購入費が減額をされているところでありますけれども、それはいろいろと内容的なものだとか、図書の数字的ものからこれは概算されている金額だろうというふうに理解をいたしております。

ただ、この8,647万3,000円を、私、私的な試算なんですけれども、大体この平均単価を、成人図書で１冊1,600円くらいかなと見ます。児童図書で１冊1,200円くらいかなというふうに見るんですけれども、それは本の価値がございますので、例えば、表紙が外れていても、中身の問題としては何ら質的には変わりのないものもございますでしょうし、また、保管の仕方によっては、湿気が伴って、もう重なってしまって、図書としての役割というか、そういうものが果たせないものも中には出てきていると思うんです。ですから、いろいろな視点から、今部長さんの御答弁のあったような単価が出てくるの

かなということも理解できるんですけれど、一般論で私的な試算ですけれども、計算をいたしますと、平成4年度の除籍本が、年間4万2,347冊。うち成人が3万4,260冊で、1,600円といたしますと、5,481万6,000円になるんですね。それから児童図書8,087冊で、1,200円と試算いたしますと、970万4,400円。合計年間4万2,347冊の図書が除籍をされておりまして、成人、児童合わせますと、年間で6,452万400円という金額が算定されてきたわけでございますけれども、これはそのときの減価償却の問題もございますし、いろいろとそういったことを理解していかなきゃいけませんけれど、図書購入費から見ていきますと、本当に図書購入費が8,647万3,000円のうちに、年間の余りにも大きな金額が除籍本として今度は廃棄本になっていくということを考えますと、この有効活用というか、リサイクルということは大変大事なことではないかなという視点から、今回御質問をさせていただいております。

ですから、本当に市民の貴重な知的財産である市税からの一般会計の財源で図書費は賄っております。また、若干とも国庫補助金もいただいての図書館運営費であり、図書費の購入でありますので、そういった視点からいきますと、ここで新たな見直しというか、きちっとした視点に立って、整理をしていただいた上での図書ということをさらに日野市の中で充実をさせ、発展をさせ、進めていただきたいというふうに考えております。

先ほど申し上げたとおりなんですけれども、特にその除籍本の中にも、かなり自然科学だとか、芸術、工学関係など高価なものもおありかと思います。それと同時に、既に絶版になったものとか、そういうものも入っていると思うんです。それから貴重な大事典、図鑑とか写真集とか、再版されないようなものも中には入ってきているんではないかなと思いますので、その辺の整理の仕方というものをもう一度、総点検というか、見直しをしていただきたいなというふうにお願いをいたしたいと思いますけれども、その点について、まずいかがでございますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　お答え申し上げます。

未返却の図書等につきましても、今まで必ずしも確実に把握をしておったわけではございませんが、ここで資料として、この各館別の亡失、未返却図書等の数も把握できましたので、そうした整理の仕方も十分これからは慎重にやっていきたいというふうに考えております。

それから、なお御指摘のございました重要な図書等につきましても、すぐに売却処分

等の措置をとらずに、リサイクルできるものは十分リサイクルをして、活用をしていきたい、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは、その廃棄の仕方ですけれども、もう少し具体的に御説明いただけますか。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　まず、廃棄の仕方でございますが、今までは、その廃棄図書を直接業者の方に売り渡していたわけでございます。一応こういう時代にならない前は、キロ１円ということで引き取っていただいたわけでございますが、現在では無料というふうなことになっております。そういったことで、廃棄の仕方につきましても、十分これからも検討し、むだのないような方法で取り扱っていきたい、このように考えます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今の部長の御説明というか、御答弁で理解をするんですけれども、年間４万2,347冊という数になりますと、２トン車でどのくらいかなというふうに考えてまいりますと、かなりの１台では済まないくらいの積載ではないかというふうに考えます。それで今、業者の古紙回収が、私たちも自治会で、新聞等の古紙回収していただいておりますけれども、ゼロ円になっております。本当に今、御説明のとおりなんです。売却処分費というのは全く出ていないわけです。それで、私たち一般がやっている資源ごみ回収には、奨励金という制度もございまして、それがつくわけですけれども、全く市の行政で行っているこの廃棄の仕方に関しては、もう何というのかしら、灰になってしまうというか、ゼロ円に、全く皆無になってしまうという状況でございますので、ぜひこれは、収納庫の問題等もあるんではないかなということも理解いたします。多分、地下かどこかに収納しておいて、５年間という除籍の期間というのがございますので、その間はそういう保管の仕方をされているのかどうか、ちょっと御答弁いただかなければわからないんですけれども、そういう感じでの保管なのかというふうに思うわけですけれども、その辺のことも含めまして、ぜひこれは対応をお願いしたいと思います。

今は図書館の図書についてだけお願いをしておりますけれども、これが広げていきますと、小学校、中学校、公共施設で保育園とか幼稚園等、そういったところでも、そういったものの処分の仕方というか、対応の仕方もどうなっているんだろうということも感ずるわけですけれども、それは次の機会にまたお伺いするといたしまして、図書だけ

に限らせていただくことにいたします。ですから、その辺の再生紙の原料として溶解させてしまうだけではなくて、その再検討する価値があるんではないかということを申し上げておきたいと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

リサイクルの図書コーナーですけれども、また、無料の提供イベントの開催等も今御答弁いただきましたように、検討委員会の設置をしていただきまして、本当にやっていただければと思います。市民の中でも寄贈分というのがあるわけですから、逆に受け入れていきたいという本もあると思うんです。ですから、市民の交流の場としてのそういったコーナーを設けていただきまして、ただ除籍や廃棄をするだけではなくて、有効利用、有効活用のできる方策を速やかに検討していただきたいと思いますので、この点も要望しておきたいと思います。

閲覧室と自習室のことについてですけれども、これも御答弁にありましたとおり、理解を示すところでありますけれども、学校５日制になってまいりました。土曜日が閉校されておりまして、子供たちが図書に親しむという機会を設けるためにも、確かに図書館の役割というのは、先ほど申し上げましたように、資料を調べて、そこで調べたものを何らかの形で時間をとって、そのものに関する調査研究はその場でできますけれども、本当に学ぶ意欲のある子供たちが、学ぶ中から、どの本をじゃ活用して、それを知識に変えていこう、自分のものとしていこうということもあり得るわけなんです。ですから、そういった閲覧室や自習室の活用ということも、ぜひ御検討いただきたいと思います。

大人にとっても、週休２日制という余暇の時代がふえてまいりまして、生涯学習への意欲というものも今、大変高まっている中でございますし、特に働きながら資格を得ていこうという人もふえてきております。そういった時代のニーズにこたえていただけるような図書館の運営を図っていただきたいと思います。

それでは、その中で、この８月は、ことしは特に天候が不順で、梅雨どきでございましたし、いろんな中で、子供たちも勉強がしやすいというお子さんもいたようです。そういう中で、中央図書館と高幡図書館で結構でございますので、その読書室の１日あいているのは大体、７月、８月でも結構でございますので、何日くらいあったのか、また、午前中と午後に分けてどのくらいのあき時間というか、あきがあったのか、それをちょっと教えていただきますでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、中央図書館の集会室並びに高幡図書館の読書会室の使用状況につきましてお答えを申し上げたいと思います。

まず、中央図書館でございますが、７月の開館日は、27日でございました。その中で、１日あいておりますのが５日、それから午前中あいておりましたのが11日、それから午後あいておりましたのが８日。それから８月でございますが、８月の場合は26日の開館でございまして、１日あいておりましたのが３日、それから午前あいておりましたのが６日、午後あいておりましたのが、同じく６日となっております。それから高幡の図書館につきましては、７月は中央図書館と同じように、27日の開館でございまして、１日あいておりましたのが７日、それから午前あいておりましたのが15日、午後あいておりましたのが10日。それから８月でございますが、これも同じく26日の開館でございまして、１日あいておりましたのが10日、それから午前あいておりましたのが18日、それから午後あいておりましたのが13日、以上のような状況になっております。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　今御説明がありましたように、中央図書館で１日あいているのが、７月で５日間ですか、それから８月で３日間、高幡図書館になりましては、７月で７日間、それから８月で10日間あいているんですね。ですから、何らかの形で、例えば開放できますとか、御利用できますというような掲示をしていただいて、そして自発能動でそこを使っていただくようにすればいいと思うんです。申し込みとか、何というんでしょうか、窮屈なこと考えないで、そのあいているときには開放していただいて、自由にそこを学習の場でもよいでしょうし、読書の場でもよいでしょうし、要するに学ぶ場所としての開放をお願いしていきたいと思いますけれども、その点、御検討していただけますでしょうか。

それともう１件、近隣大学の図書館の開放ですけれど、今先ほど御答弁いただきましたことで御理解をいたしますけれども、たまたま私の地域の子供たちというか、学生さんや高校生たちが、ことしは大変不順な気候でしたし、また宿題等も出ていたようでございますし、また受験という時期を迎えているという、そういう時期の中で、高幡図書館に行きましたところ、資料を調べている雰囲気でやるんですけれども、何となくそこで落ち着けないというんですね。それで、何か周りを気にしたり、またほかの人たちに譲らなければいけない。その場所をいつまでも長時間占領するというわけではございませんけれども、例えば午前中の一定の時間とか、午後の一定の時間を利用したいと思いましても、何となく周りに気兼ねをしてしまうというような状況で、何かいい方法はないかということで、近くの大学に学生さんに連れて行っていただいて、そこで有意義に学習、勉強できたという工夫をされている姿を聞きまして、せっかくある我がまちの施

設の中で、有効活用というか、本当に気持ちよく使えるような開放の仕方があってもいいんではないかなということを感じまして、この質問にかえさせていただいておりますので、ぜひそのことも、近隣大学との図書交流ということも含めまして、また御協力の依頼というか、お願いをしていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　社会教育部長。

○社会教育部長（大谷俊夫君）　それでは、先ほど申し上げました、中央図書館の集会室並びに高幡図書館の読書会室等の、夏場に限るあいているときの学習室等の使用についてでございますが、先ほど御説明申し上げましたとおり、この点につきましては、一応議員さんの方も御承知かと思いますが、図書館の現在の何といいますか、運営方法の原則を一応崩す形になりますので、この点につきましては、なるべくその御質問に沿うような形で対応できるかどうかを検討してみたい、このように考えます。

それから、大学等の協力体制でございますが、先ほど申し上げましたとおり、市内の大学等とも協力体制ができておるわけでございますが、ただ、まだ明星大学等とはその協力体制ができておりません。この点につきましては、先ほども館長等とも話し合ったわけでございますが、早急に明星大学等の図書館も、市民の方が利用できるような協力体制を図っていきたいというようなことで、お願いにまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　それでは最後に、市長さんに御見解を伺ってまいりたいと思いますが、今私が数点、提案なり、また質問させていただきました。特に図書を古紙として再生紙の原料として溶解させるだけの方法でいいのかどうなのかということを、大変懸念をしておりますので、その辺も、市長さんのお考えと、御見解を伺いたいと思います。

それからもう一つ、1985年ですから、ちょうど８年前の「日野市立図書館の発展計画のための調査研究」という冊子がございます。これは日本図書協会に委託をしてできたものでございますが、この中の76ページに、「図書館の配置計画」ということが出ております。Ａ型分館４館、これが中央図書館、高幡図書館、日野図書館、社教センターの図書館、これがＡ型４館という位置づけをしております。Ｂ型分館といたしまして６館、新設をすべきではないかということを書かれております。平山図書館に関しましては、ほぼ現状施設をもとに、より魅力ある館となるよう整備を進めるということで、これは

進めてまいっていることは理解をしております。次に、そのあと５館なんですけれども、南平地域、それから落川・百草台地区、石田・下田地区、栄町・新町地区、旭が丘地区と、この５館を新設するように、検討課題で出ております。この５館の中からさらに１館、百草図書館は開設をされておりますので、理解を示しますが、今後の図書館建設の中で、市長さん、この４館に関しては、どのような位置づけをもってそして進めてまいるのか、その辺も確認かたがたお伺いをしたいと思います。お願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野図書館が全国でも先導的な役割を果たしつつ、市民の文化財として、知的資料として、大変役割を果たしているということは各方面でも評価をいただいておる状況であります。このいわゆる蔵書の、図書館に保有いたします図書のいわゆる除籍という管理上の処理がある、処分がある、こういうことも当然と言えば当然のわけでありますが、その除籍本の処分に、いわゆる資源的な利用の可能性はないか、あるいはその図書そのものを、古本は古本なんでしょうが、関心のある人に何か役立てる方法はないか、こういう御趣旨だというふうにお聞きしたところであります。一番簡単なのは、あるいは後に問題を残さない処理としては、従来は焼却処分といいましょうか、つまりごみとして処理をした。確かにもったいないという感じもいたしますし、何かうまい活用法はないだろうかなと、その御指摘は極めてごもっともだと思います。しかし、図書館の恐らく慣例、あるいはいろいろな経験の中から、結論的にできている方式が今の方式ということではないだろうか、こんなふうに思うわけでありまして、確かにその視点からの内部的な検討もひとつやってみてもらいたい、こんなふうにお聞きした次第でございます。

閲覧室とか、あるいは自習室、つまり図書館を拠点として、貸し出し制度に基づいた施設ではないけれど、一つの活用できる部屋をそれぞれ保有しておる。これの利用にもう少し積極的な開放を考えてはどうかということでありますので、これもひとつ担当者に十分検討してみてもらおう、こう思ってお伺いしました。

この配置計画のことで、３段階構造の、つまり本館、それから分館、あるいはその支館と言ってもいい、そういう役割の計画があるということは、あんまり具体的には知りませんでしたが、私は、分館７館、８館方式で市民の要請に一応こたえている。しかしながら、地域によりましては、なお地元に文化施設として、日野市の各地で評価されておる小型の図書館を欲しい、こういう御意見あるいは請願等もいただいておることもよく承知しております。早速、用地がないということが一番の隘路でございまして、必ず

しも、具体的にこたえ得る計画を今すぐ持っておるということではございませんが、一層この用地なり、市内の配置ということも基本的に考えまして、御要請、需要におこたえをしていきたい、こう考えているところであります。

今日の図書館は、閲覧室を持って、つまり館そのものが図書の読書室であり、あるいは調査の場だということよりも、我々の先輩の有山さんが、図書館協会の責任者として、一つの方式をつくり出された。これは、「自治体の図書館は、貸し出し図書館を主体とする」、こういう新しい時代の図書館対応ということだったと思うわけでありまして、そのスタートが、図書館バスから日野市ではスタートしたということで、いろんな評価があったわけであります。要するに、いかに緻密に、需要にすぐ直結できるサービスをしようかと、こういう自治体としての行政のあり方そのものに適合する方式でありますから、これが各地で大変歓迎をされ、取り入れられたという経過もうなずけるわけであります。そしてもう一つ、私どもが聞いておりますのは、「なるべく交通の便利のいいところ、つまり駅に近いところに図書館の貸し出し窓口を持つ、あるいは立って歩かれたまま図書を探していただく、こういう仕組みと申しましょうか、これが近代的だ」というふうに言われておりますので、例えば、日野駅の駅前にビルが建つときには、ある方と多少相談をしている面がありますが、甲州街道の図書館を別の用途に充てて、そして駅のごく周辺、あるいは駅の構造そのものに収容するような考え方も、将来あり得るというふうに思っております。豊田の駅の場合も同様でありますし、それからその他の駅の場合も、同じ原理で考える課題だというふうに思っております。

旭が丘に図書館を、という長い地元からの懸案があるわけありますが、なかなか用地が確保できないということで、解決し得ておりませんけれど、ある工夫をして、何かそれに簡易な形でおこたえのできる、そういうことを実現できないものだろうかということで、多少考えておる状況がございます。突然の質問だったものですから、まとまったお答えになっていないかもしれませんけれど、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　ありがとうございました。

それでは要望いたしまして、質問を終わりたいと思いますけれども、私は決して、除籍数に対して、一定の単価を掛けて換算した金額で図書の金額というか、その価値をはかってはいけないと思います。あくまでも中身の問題と質の問題を有効に使っていただきたいという思いで質問させていただいておりますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、駅前に近くに図書館、駅前の交通の便のいいところに図書館があるということは大変いいことですし、幸いなことだと思いますけれども、むしろ交通の不便地域の方々のところに光を当てていくという、図書館というのは、一定のその、自分の――1.7キロでしたかしら、所定の地域性というものがあるようでございますので、そういったことも含めながらの新設に進んでいただければと思いますし、また、交通の至便のいいところで、多くの方が利用していただけるということももちろん大事でございますので、そういった二つの視点から有効に御検討をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって23の１、市民の貴重な知的財産である図書について問うの質問を終わります。

一般質問23の２、在宅医療訪問看護制度の発足の早期実現を！の通告質問者、宮沢清子君の質問を許します。

○12番（宮沢清子君）　引き続きまして、在宅医療訪問看護制度の発足の早期実現を！と題しまして質問させていただきます。

こんなお話を伺ったことがあります。それは、植物も触れ合いを求めている。人間と同じように音楽を好み、好きな音楽や、育てる人の励ましの声や、褒め言葉に触れ続けると成長が促進されるという実験データがあるそうです。植物でさえ「触れ合い」に敏感であると言います。ましてや人々が温かな心の交流を必要としない人はいないと思います。とりわけ病に苦しむ人にとって、それは不可欠であります。そばにいる人の笑顔と励ましがどれほど心強く、希望の方向へ、生の方向へと導いていくことかはかり知れません。

ある看護婦さんのお話ですが、病院の個室に１人のおばあちゃんが入院をしてきました。末期がんで、病状も重く、少し記憶もあいまいになっておりました。息子のお嫁さんをお母さんと呼んでいたそうです。そのおばあちゃんは、夜中になると決まって大声で「お母さん」と叫ぶそうです。毎晩のことで、だんだん周りの患者がまいってきました。安定剤を投与しても、おばあちゃんは眠れない状態でした。担当についた看護婦さんも、心を痛めてあらゆる手を尽くしますが、どうすることもできませんでした。ある夜勤の晩、途方に暮れた看護婦さんは、泣きたいような気持ちになって思わず、そのおばあちゃんを抱きかかえました。耳元で「おばあちゃん、しっかりしてください。どうしてあげたらいいんですか」と言いながら、しばし背中をさすり続けていたそうです。すると、どうでしょう。５分もしないうちに、そのおばあちゃんは軽いいびきをかきな

がら、安心し切ったように眠りについたそうです。小さなおばあちゃんの体を抱きかかえながら、「おばあちゃんは寂しかったんだ。何で自分は気がつかなかったんだろう」と、看護婦としての自分を見詰めたそうです。そして、このとき、知識や技術以上の看護の心を学ぶことができたとしみじみと語ってくださいました。

本格的な高齢社会の到来を控えて、時代は今、大きな転換期にあり、個人や家族の生活も、社会の仕組みも急速に変わろうとしております。こうした時代の流れに的確に対応し、心と心の触れ合う住みよい環境づくり、まちづくりを考えていかねばと思います。高齢者人口比率が７％超えた場合は高齢化社会と言われておりますが、日野市も平成４年１月１日現在の65歳以上の老年人口は１万4,914人で、総人口に占める割合は9.1％であります。平成17年には14.4％になると推計をされております。したがって、今後は高齢者が安心して暮らせるような基本的な施策、１．高齢者向け住宅の確保２．食事の確保（老人給食の配食サービス）３．在宅福祉サービスの充実４．社会福祉施設の建設（老人ホームやサービスセンターの設置です）等のなお一層の推進を図ることが最も重要な課題であると言われております。

日野市では、平成２年10月に市内在住の65歳以上の一般高齢者1,000名、ひとり暮らし高齢者200名、及び寝たきり高齢者200名を対象に、高齢者の特性、家族、住居、健康と医療、仕事と収入、日常生活、寝たきり高齢者の介護等の実態、及び老人福祉施策の諸項目について調査をいたしております。その高齢者生活調査を見ますと、寝たきり高齢者の施策への要望として、訪問医療の充実が第一に挙げられております。次に老人病院の建設、介護者への健康対策、付き添い看護料、差額ベッド本人負担の軽減等、になっております。また、一般高齢者及びひとり暮らし高齢者の施策への要望は、老人保健医療の充実と緊急連絡体制の充実の要望が大変高くなっておりました。現在寝たきり、またはこれに準ずる状態にある40歳以上の人のいる家庭を保健婦、看護婦等が訪問をして、本人及びその家族に対して、療養の方法、看護方法、機能訓練方法等について指導し、在宅療養者の心身機能の低下の防止と健康の保持増進及び家族への支援を行う、在宅寝たきり者保健事業を行っておりますことは周知のとおりでございますが、なお一層の充実促進のために質問をさせていただきます。

第１点目の質問といたしまして、訪問指導員、お医者さんの訪問をしていただきたいと思います。取り入れて、在宅医療訪問看護制度の発足を早期に実現していただきたくお伺いをいたします。日野市医師会の協力を得まして、訪問医による継続的な医学的管理のもとに、保健婦、看護婦と連携をして、毎月１回、または必要に応じて、在宅寝た

きり者等、在宅療養者の家を訪問して診察を初め、療養上の指導などを行っていただき、保健婦や看護婦さんたちと、この医師の指示によって訪問指導を行っていくことをお願いしたいと思いますが、このお考えをお伺いいたします。

第２点目の質問といたしまして、平成２年度第２回定例議会で一般質問させていただきました、寝たきり老人歯科制度の実現につきましてお伺いいたします。寝たきり老人の歯科健康度、歯科医療の必要性等について、基礎資料を得るための実態調査をお願いしておきましたが、「今後訪問看護指導及び高齢者検診の機会をとらえて、寝たきりの本人、また家族の方の歯科診療に対する問題、あるいはその現状の把握のために調査を行います」との御答弁をいただいておりますが、どのような調査結果が出ておるんでしょうかお尋ねをいたします。また、休日準夜診療を行っている生活・保健センターの分室に歯科診療のスペースが準備されておるのですが、「実態調査の結果を踏まえて、訪問審査ともども地域保健協議会の場に諮っていきたいと考えています」とのお答えもいただいております。そのことについて、どのような検討をしていただけたのでしょうかお尋ねをいたしたいと思います。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君の質問についての答弁を求めます。生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　訪問看護制度の充実ということで、実は、既に前の議会でも質問があり、説明をしたところでございますが、今医師会と協議をまだ引き続き続けているというのが現状でございます。既にこの都下の中で15件の訪問看護ステーションが認可されているわけですが、日野には今、まだできていないわけでございます。これは医師会の協力がなくしては、実現ができないわけでございますが、このことにつきましては、医師会の方と協議をしており、医師会でもこの担当のこのことを検討する担当医師が決まっておりまして、いろいろ協議をしておるところでございます。これにもやはり場所の問題もございますし、それからこの設置につきましては、地方公共団体、また医療法人、社会福祉法人、その他地域の医師会とか、看護協会とかが、これは都知事の認可を受ければできることとなっているわけですけれども、幅広い医師の訪問治療、またその医師による看護婦の派遣等を行っていただく上の中では、医師会全体が協力していただく形が一番望ましい。そうすると、全市内にできるだけかかりつけであったお医者さんとか、大勢のお医者さんが参加できるというようなことで、このことを第一の中心として今話し合いをしているところでございます。これにはどうしても医師会、医師、それからまた私ども行政との協力によって成功するものと思っておりますが、もう

少し時間を引き続きいただきたいというふうに思っております。

それから、老人の歯科治療の件でございます。これについても、歯科医師会と再三話し合いをしております。私どもも、この歯科医師会につきましては、まだ日野で単独の歯科医師会がございませんので、八南歯科医師会ということになっております。私ども、八王子の事務所まで出向いて、夜何回か回を重ねておるところでございますが、まだまだ具体的な案が定まらない。また、今議員さんの方からおっしゃられた場所の問題、これにつきましても、またいろいろ希望があったりしている中で、目下調整をしているところでございます。これにつきましても、歯科医師会の方の要望、お考えとしては、寝たきりの歯科の治療ということについては、市の医師会の協力がないと、寝たきりの方をそこへ行って歯を治療するということは、ほかの病気も持っている、いろいろの関係で、そういう協定、いろいろのことも一緒にあわせてやらなきゃならないというような問題もございまして、いろいろと調査をしたり、歯科医師会の方には調査費をお出ししましょうというような考えで、準備をしたりしているところですが、まだ踏み切れていないというのが実情でございます。

それから、夜間の歯科診療も同じことをあわせて協議をしているところでございますが、今現在、結論が出ていないというのが実情でございます。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　では平成２年の第２回定例議会で質問させていただいておりますけれど、御努力はしてくださっていると思うんですけれども、どうも進展がいま一のような気がいたすわけなんです。ですから、本当に御無理なお願いなのかなと思いますけれども、市民感情として、あそこの生活・保健センターの分室の休日準夜診療の２階の部屋が、歯科診療できるスペースがあるんだということを知っていらっしゃるわけなんです。ですから、なぜそこが使えないのかなと思うのが、市民感情だと思うんです。ですから、その辺もお願いする以上は、ここのスペースを有効に使ってください、そして足りない分はどうしたらいいんでしょうかというくらいの詰めをしていかないと、お願い方では、なかなか進展がないんではないかなと。大変恐縮なんですけれども、そのように感ずるわけなんです。ですから、前向きに検討していただきたいと思うんです。入院と外来と往診という、これは一つの流れというか、なっていると思うんですね。外来ができなければ往診をしていただく、往診がその患者の病気に対して、管理に無理があれば入院をして、ちゃんと治療をしていく、そういう流れの中での展開される医療、看護というのが非常に今、今までも要請されておりましたけれども、今こういった高齢

化社会という中で、みんな不安があると思うんです。そういう中で、やっぱり少しでも安心して、その患者と家族のよりどころになってあげられるかどうかということが大事ではないかと思うんです。今回の、第３次基本計画の中にも、プライマリーケアの充実ということもうたってあるわけですから、その辺もぜひ御検討をお願いしたいと思います。

平成３年の３月31日現在で、日野市の病院診療所数というのは６病院、96診療所、69歯科診療所があるわけなんです。この69の歯科診療所の先生方の中で、本当に理解を示してくださる方もいらっしゃると思うんです。例えば、診察券かなにかを配布をされて、それでやっていただくとか、いろんな検討はしていただければと思いますけれども、そういった中で、もっと詰めをしていただきたいと考えるわけなんです。

皆さんもお読みになったと思いますけれども、８月15日と６月15日の広報「ひの」で、６月15日の広報「ひの」の中で、障害者シリーズ、第138回ですけれども、「地区でともに生きる」ということで載っておりますけれども、「今福祉の流れは変わり、確かにこれからは、施設から地域へ、そして与える福祉から分かち合う福祉へと変化しています。これまで何一つ意見も持たずに、何もできないと言われた人たちが、今、自分たちが積極的に発言をし意見を述べることができるようになってきた。ところが、まだまだ十分な環境が整っているとは言えない。より一層の充実を望む次第です」ということが書かれておりました。もうお読みになって御承知だと思います。

もう一つ、８月15日の広報「ひの」ですけれども、ここにも障害者シリーズの中で、140回というところで掲載をしてくださっておりますけれども、私はこれを読みまして、これからというのは、本当に市民が、これだけのすばらしい視点を持ってくださっているので、この視点を何とか育てていただきたいという思いで御紹介をさせていただきます。ちょっと長くなりますけれども、ところどころ若干割愛いたしますといたしましても、「在宅介護に対する行政の支援がもう少し厚ければ、病院から老人がそれぞれの住みなれた環境に戻れ、精神面で豊かな老後生活が過ごせるのではないでしょうか。私も５年前に母が突然病に倒れ、父はもとより家族にとって、今日まで大変な日々でした。５年の間に八つの病院で入院生活を送り、やっと家族と一緒の生活が始まったのです。しかし、この生活も行政の支援があればこそで、日野市でも在宅介護の家庭や、介護する者に対する支援がなされています。入浴サービス、訪問ヘルパー制度、保健婦の派遣制度、老人ホームのショートステイ等がどれが抜けても家庭介護は成立しません。でも、スタートして気づいたことは、生活する地域に往診医を見つけるのが大変なことです」

ということ、ここが非常に大事だと思うんですね。「昔は、それぞれの家庭にホームドクターがいて、何か起こると快く往診してもらえました。現在は往診医を見つけるのが難しいのです。このことは、在宅介護支援のネットワークに切り離せない問題です。病院をつくるのに高額な出費をするよりも、往診医を育てる方が先なのではないでしょうか。多摩市では、老人のためにネットワークの整備がされた病院があり、日野市の老人も（我が家も含めて）お世話になっておりますが、市外ということで、往診まではしていただけないのです。福祉制度の厚い日野市に、この制度が育てられたらと日々思っています。「与える福祉」から「育てる福祉」へ、これから高齢化する時代に、市民一人一人が大切な問題、避けては通れない問題として、ネットワークをつくる行動が、必要な時期になってきているように思います」あと云々と書かれております。

私は、この「与える福祉」から「育てる福祉」、今充実した福祉をさらに進展させていくということ、この今皆さんが望んでいる往診制度というのを、ぜひ早期に実現していただきたいと思いますが、最後に市長さんの御見解と御決意を伺いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高齢化社会に対しまして、医療体制の整備、そのまたその中にも、訪問看護でありますとか、特に歯科に対しての特別な往診診療等の設備という仕組みをつくる、こういう課題が必要なことは、もう御指摘のとおりでありますし、私どもでも熱意を持って医師会並びに歯科医師会、それぞれにお願いと交渉経過が今あるわけであります。医師会は、割合早くからの積極的な慣例がございまして、例えば休日準夜の診療のシステム、これらができてきておるわけでありますけれど、歯科の方では、ちょっと特殊な事情がありまして、市立病院に障害者歯科という異例な診療室を設けておるようなこともその一つであります。つまり、歯科医師さんのおっしゃることは、これは今日の医療技術、特に内科でありますとか、科目によりましては、非常に大量診療の成果を上げることができる。歯科の場合は、非常に技術的であって、細かな専門技術、あるいは専門の施設を要する。こういうことから、例えば障害者に対しては、歯科の指定を遠慮すると、こういうことを言われた時代があるわけでありまして、生活保護者に対する診療についても同様であります。

そこで、ちょっと多少我々は市民的立場に立って、医療の公共性といいましょうか、いわゆる医療というのは、極めて公共性の高い仕事ですから、それぞれの論点はあるかもしれませんけれど、地元の行政が最もそれに積極的に取り組んで、御要望があれば対応もするし、解決も図る、そういうことを基本的にお願いをしているわけでありまして、

ホームドクター制度、これも医師会にお願いをし、何とかそのネットワークを完成させるということを大きく目標にしておる状況であります。歯科の場合はちょっと１年ほど、私はことしからスタートできると思っておりましたら、来年からというふうな状況がございまして、例えば診療車を買っても結構です、あるいは携帯のできる歯科診療機器を整備しても結構ですとか、いろいろなことを、御協力いただくための提案として行っております。ちょっと残念なのは、今担当も答えておりましたが、歯科医さんの場合は、まだ八南という上部組織がある。八南歯科医師会。私は、もう一番――保健所も日野市を管轄としているわけですから、歯科医師会もぜひ日野市の範囲で早く独立してください、とそう言って、一番近しい関係で、八南という広い交渉ではなくて、地元の歯科医師会ということで、ひとつ単純明快に市民の要望にこたえる、こういうシステムを、ぜひ協議に乗ってくださいというふうに、少し強く申し上げておる今日の状況であります。何か来年からは若干のスタートができる、こういうふうに見通しておりますので、よりひとつ意欲を高めて、医療の公共性に立って対応していただく、こういう努力をしていかなければならない、このように伺っておるところであります。

○議長（黒川重憲君）　宮沢清子君。

○12番（宮沢清子君）　どうもありがとうございました。

それでは最後になりますけれども、平成３年度に老人保健法改正の柱といたしまして、老人訪問看護制度の創設、介護に着目した公費負担の拡充と一部負担金の見直し、初老期痴呆患者の老人保健施設の利用などであり、ゴールドプランの実施とともに、高齢化社会に対応した制度改革がなされております。そういった中で、訪問看護ステーションを行っていくということも出ておりますので、ぜひ施策の展開を前向きにしていただきまして、早期実現を図っていただきたいと思います。また、人生というか、80歳までに今、20本の歯を残そうというふうに言われております。健康は歯から、食べ物からと言われておりますので、その辺も留意をいたしまして、今の御答弁にありましたように、早期に実現をしていただくことを期待いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって23の２、在宅医療訪問看護制度の発足の早期実現を！の質問を終わります。

これより請願第５―20号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５―20号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第５―21号、海の非核化宣言の請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５―21号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において総務委員会に付託いたします。

これより請願第５―22号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情、請願第５―23号、水俣病被害者の早期救済に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５―22号、請願第５―23号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において厚生委員会に付託いたします。

これより請願第５―24号、住環境保護についての請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５―24号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

これより請願第５―25号、小児成人病予防検査導入反対に関する請願、請願第５―26号、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。

請願第５―25号、請願第５―26号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において文教委員会に付託いたします。

本日の日程はすべて終わりました。

次回本会議は９月29日、水曜日、午前10時より開議いたします。時間厳守で御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後６時15分　散会

9月29日　水曜日　（第７日）

平成５年
第３回定例会　日野市議会会議録　（第22号）

９月29日　水曜日　（第７日）

出席議員　（28名）

１番	沢田研二　君	２番	執印真智子　君
３番	田原　茂　君	４番	藤林理一郎　君
５番	旗野行雄　君	６番	谷　長一　君
８番	下村　功　君	９番	佐藤洋二　君
10番	一ノ瀬　隆　君	11番	内田　勲　君
12番	宮沢清子　君	13番	馬場繁夫　君
14番	高橋徳次　君	16番	小川友一　君
17番	土方尚功　君	18番	福島敏雄　君
19番	板垣正男　君	20番	鈴木美奈子　君
21番	奥住日出男　君	22番	夏井明男　君
23番	黒川重憲　君	24番	天野輝男　君
25番	福島盛之助　君	26番	小山良悟　君
27番	市川資信　君	28番	名古屋史郎　君
29番	竹ノ上武俊　君	30番	米沢照男　君

欠席議員　（なし）

欠員　７番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君	選挙管理委員会事務局長	馬場嘉徳君
秘書課長	栗冠正光君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年9月29日（水）
午前10時開議

（選任）
日程第1　日野市消防委員会委員（議会選出）の選任について

（議案審査報告）
日程第2　議案第43号　（総務委員会）
日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3	議案 第 44 号	日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 4	議案 第 66 号	日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について （総務・文教・厚生・建設）
日程第 5	議案 第 71 号	平成5年度日野市一般会計補正予算（第2号） （文教委員会）
日程第 6	議案 第 70 号	日野市立教職員研究室設置条例の制定について （厚生委員会）
日程第 7	議案 第 68 号	日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 8	議案 第 69 号	日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定について
日程第 9	議案 第 74 号	平成5年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第1号） （建設委員会）
日程第 10	議案 第 67 号	日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 11	議案 第 72 号	平成5年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
日程第 12	議案 第 73 号	平成5年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第 13	議案 第 75 号	市道路線の廃止について
日程第 14	議案 第 76 号	市道路線の認定について （一般会計決算特別委員会）
日程第 15	議案 第 58 号	平成4年度日野市一般会計決算の認定について （特別会計決算特別委員会）
日程第 16	議案 第 59 号	平成4年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第 17	議案 第 60 号	平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計決算

			の認定について
日程第 18	議 案	第 61 号	平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定について
日程第 19	議 案	第 62 号	平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第 20	議 案	第 63 号	平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第 21	議 案	第 64 号	平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第 22	議 案	第 65 号	平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
（取り下げ）			（総務委員会）
日程第 23	請 願	第 5－10 号	日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情
（請願審査報告）			（厚生委員会）
日程第 24	請 願	第 4－21 号	複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情
日程第 25	請 願	第 5－ 2 号	都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情
日程第 26	請 願	第 5－ 7 号	難治性肝炎患者に関する請願
日程第 27	請 願	第 5－20 号	児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情
日程第 28	請 願	第 5－22 号	製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情
日程第 29	請 願	第 5－23 号	水俣病被害者の早期救済に関する陳情
（継続審査）			（総務委員会）
日程第 30	請 願	第 3－11 号	日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願

日程第 31	請 願	第 3－12 号	拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情
日程第 32	請 願	第 4－ 3 号	労働時間短縮についての陳情
日程第 33	請 願	第 4－17 号	日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情
日程第 34	請 願	第 5－ 3 号	建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情
日程第 35	請 願	第 5－12 号	市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情
日程第 36	請 願	第 5－13 号	「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情
日程第 37	請 願	第 5－16 号	日野市南平二丁目35番地の2、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情
日程第 38	請 願	第 5－17 号	日野駅改良の促進に関する請願
日程第 39	請 願	第 5－19 号	セクハラ土方議員辞職を求める請願
日程第 40	請 願	第 5－21 号	海の非核化宣言の請願 （文教委員会）
日程第 41	請 願	第 5－ 6 号	日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願
日程第 42	請 願	第 5－25 号	小児成人病予防検査導入反対に関する請願
日程第 43	請 願	第 5－26 号	義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 （厚生委員会）
日程第 44	請 願	第 2－24 号	「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願
日程第 45	請 願	第 2－25 号	中ホール建設に関する請願
日程第 46	請 願	第 3－17 号	日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第 47	請 願	第 4－ 5 号	日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情
日程第 48	請 願	第 5－ 8 号	リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願
日程第 49	請 願	第 5－15 号	日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に

関する陳情

（建設委員会）

日程第　50　請　願　　第 2－ 4 号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　51　請　願　　第 2－28 号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　52　請　願　　第 3－ 4 号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願

日程第　53　請　願　　第 3－ 5 号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　54　請　願　　第 3－19 号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　55　請　願　　第 4－10 号　多摩川自治会内の建築許可に関する請願

日程第　56　請　願　　第 5－ 1 号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願

日程第　57　請　願　　第 5－ 5 号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情

日程第　58　請　願　　第 5－14 号　倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願

日程第　59　請　願　　第 5－18 号　宮公園設置を要望する陳情

日程第　60　請　願　　第 5－24 号　住環境保護についての請願

（継続審査議決）

日程第　61　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　62　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　63　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　64　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　65　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　66　請　願　　第 5－27 号　多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願

（議案上程）

日程第　67　議　案　　第　79　号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　68　議員提出議案第９号　日野市議会議員の政治活動等に係る決議

日程第　69	議員提出議案第10号	小選挙区制の導入に反対する意見書
日程第　70	議員提出議案第11号	消費税の廃止を求めるとともに、直ちに食料品非課税実施に関する意見書
日程第　71	議員提出議案第12号	国民に円高差益の還元、電気、ガス料金等の引き下げを求める意見書
日程第　72	議員提出議案第13号	安くて、住みよい、都営・都立住宅の大量建設を求める意見書
日程第　73	議員提出議案第14号	都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める意見書
日程第　74	議員提出議案第15号	難治性肝炎患者に関する意見書
日程第　75	議員提出議案第16号	児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める意見書
日程第　76	議員提出議案第17号	製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書
日程第　77	議員提出議案第18号	水俣病被害者の早期救済に関する意見書
（緊急質問）		
追加日程第１		公選法に違反する森田市長の寄付行為について
追加日程第２		健康管理手当制度における森田市長の基本的姿勢を糺す
（動　議）		
追加日程第３		森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄付行為の譴責を求める決議
追加日程第４		会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第１から第15および追加日程第１から第４まで

午後４時39分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決しました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後４時40分　休憩

午後５時14分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。公選法に違反する森田市長の寄付行為についての件につき、内田勲君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって内田勲君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

内田勲君の発言を許します。

〔11番議員　登壇〕

○11番（内田　勲君）　それでは、議長のお許しをいただきましたので、公選法違反と思われます森田市長の寄附行為について、緊急質問をさせていただきます。

平成４年度一般会計決算特別委員会におきまして、森田市長は、市内にある日野市社会福祉協議会及び社会福祉法人「東京光の家」に、公選法で禁止されている寄付行為をしていたことを、みずから認める発言を行っております。

御承知のように、公選法は平成元年に改正、翌年２月に施行されております。その第199条の２において「当該選挙区内にあるものに対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない」、このように定めてあるわけでございます。この改正の主

目的は、最近における政治活動等の実情にかんがみ、金のかからない政治の実現と、選挙の公正の確立に資するため、公職の候補者等が行う寄附の禁止の強化と、所用の改正を行おうとするのが目的でございます。

しかるに、森田市長、あなたは、さきの２団体に対し、各１万円ずつの寄附を秘書課長を通じて行い「匿名で行っているので、ごく最近まで特に問題ないと思っていた」と述べておりますが、それは大きな間違いであります。決算委員会での選管事務局長の答弁では、公選法199条の２に抵触するとの考えが示されております。９月23日付、読売新聞の記事の中では、都選管も公職選挙法に抵触する可能性が強いとしていることが報道されております。森田市長は、過去20年間、日野市の首長として数々の業績を残してきていることは認めるものの、その背景には、自身の支持者及び支持団体に厚いばらまき福祉との批判も、市民の間で言われております。市長自身の答弁によって、その一部が判明したものと言わざるを得ません。

そこで、まず市長に、２点について質問いたします。

１点目は、寄附をするに当たり、秘書課長にはどのような指示をしたのか。

２点目は、決算委員会の中で私がいろいろ指摘をさせていただきましたけれども、ちょうど１週間が経過した今、この件について、どのように考えているのか。

３点目は、この件について、どのように責任をとるつもりなのか、お聞きをしたいと思います。

また、選管事務局長には、２点について質問をいたします。

１点目は、日野市選挙管理委員会として、都選挙管理委員会に何らかのアクションをとったのかどうか。そのアクションをとったのであれば、その経過をお聞きしたい。

２点目は、市長が２団体に寄附をしたことは、もう明白でございます。そして、公選法に抵触するとの見解が決算委員会の中でありましたが、選管として、このことで当局に告発等のことがあるのかどうか、お尋ねをいたします。

とりあえず以上、お答え願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田勲君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　今回の平成４年度決算特別委員会の審査の中で、私がたまたま過去の同じ決算審査の委員会に、ある方に質問をされたというふうに申し上げました。日野市の敬老施策と申しましょうか、理美容券の給付、それから10月に敬老金、それから健康管理手当等の給付を行う制度がございます。

私は、市長に就任いたしましたのは61歳のときでありますが、３期目の半ばに、いわ

ゆる70歳という年齢に到達をし、一市民として、敬老施策の該当者になっておることは事実であります。その過去の御質問に答えて、若干のことを申し上げた記憶はございますが、今回、新たにそのことを認めるお答えは、いたしていないように記憶をしております。過去のことでございますし、余り記憶も定かでございません。

したがいまして、御質問の寄附云々は、お答えをするというつもりのないとお答えをする以外にないと思っております。

それから責任の取り方につきましては、一般論といたしまして、公職の立場の者といたしまして、過ちを犯さないように、日常、注意をしなければならない、こういうみずからの常に反省をしておるということでございまして、そのように御理解をお願いをしたいと思っております。

秘書課長に、特に従来どおりというような気持ちは承知しておったかもしれませんが、その程度というふうにお答えをしておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（馬場嘉徳君）　まず、１点目の、これにつきまして、都選に対してアクションを起こしたかということについて、お答え申し上げます。

特に、市の選管といたしましては、東京都と相談したということはございません。

２番目の、告発についてでございますが、御承知のように、公職選挙法第６条に「選挙管理委員会の職務は、選挙が公明かつ適正に行われるように常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙、選挙違反、その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知されなければならない」とされています。また７条では「選挙取り締まりの公正確保として、警察官、都道府県考案委員会の委員及び警察官は、選挙の取り締まりに関する規定を公正に執行しなければならない」としてあります。

特に公職選挙法上では、選挙管理委員会は一般違反行為に対する調査権はなく選挙の公平という見地から、違反等に対する告発等は慎重に対応しなければならないと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　本来ですと、決算委員会の中で、いろいろ市長にお尋ねしまして、それぞれお答えをいただいているわけでございますが、それを正規の本会議の場で確認すればいいわけでございますけれども、時間の関係もありますので、私の方で一方

的に、その中の市長が述べられました内容について、先ほども述べたわけでございますが、それで一括、確認をさせていただきたい、こんなふうに思ったわけでございますが、今、市長のお話ですと、敬老金であるとか、福祉の関係の手当についていろいろ申されましたけれども、私はどのお金がどうのということではなくて、寄附をしたかどうかということで、今、お聞きしているわけでございます。

先ほど、市長の後段の方のお答えを聞いておりますと、過去に答えたことはあるけれども、今回の決算委員会の中では寄附については答えていない、その必要もない、というようなことを言っております。

それから秘書課長についても、従来どおりというふうに思っていますということで、全く答えになっていないわけでございますので、もう一度、最初から確認をさせていただきますが、まず市長は、先ほど言いました日社協と東京光の家に、秘書課長を通じて匿名で寄附したのかどうか、これを確認させていただきます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去は、そういうことがあったと思っておりますけれど、今年は行っておりません。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　大変、失礼をいたしました。ことしということではなくて、この公選法が変わってから、その後にあったかどうか、それを確認したいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私自身の、私人としての内面的な行為として、私自身で余り正確に記憶してないということでございますので、そういうふうにお答えを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　個人のことで、余り記憶にしてないということですが、決算委員会で、市長、はっきり「両施設に１万円ずつ寄附をした」、こういうふうに答えているんです。休憩後に再度確認したところ、市長は「個人的なことで答える必要ない」、こういうふうに変わってきたわけです。私もその間に、市長が答えた内容をテープなども聞きましたけれども、はっきり市長は自分の口から「１万円ずつ寄附をしています」というふうに言っているんですよ。で、その後、市長が答えないもんですから秘書課長にお尋ねしたところ、「市長の指示によって両施設に１万円ずつ匿名で寄附した」、こ

のように答えているんですが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　特に意識をして行っておりませんので、「私の記憶にない」というふうにお答えをいたします。（「それは市長、ないよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、総務部長にお尋ねします。

秘書課の日常の管理は総務部長の方で進めていると思いますが、本日は秘書課長が同席しておりませんので、総務部長にお尋ねします。さきの決算委員会で市長が両施設に各１万円ずつ寄附をした、このように答弁をし、さらに秘書課長の方からは、両施設に匿名で１万円ずつ寄附した、このように答弁しておりますけれども、その点について事実かどうか、総務部長にお尋ねいたします。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　秘書課長が答えたのは、事実でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長については、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　市長からは、私は直接聞いておりませんけれども、秘書課に尋ねましたところ、決算委員会で発言したことは事実だ、ということを聞いているわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　もう一度、確認しますが、秘書課長のことだけ確認しているんですか。市長がそういうことを答えたということは全く聞いておりませんか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　秘書課長からは、市長からお金を預かって光の家と日社協にお届けした、ということは聞いております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　しつこいようですけれど、市長が答えたかどうかという話は、そういうことを聞いておりませんか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　たまたま民生費の関係でしたので、私は直接、聞いておりません。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　直接というか、間接でも結構ですが、聞いていませんか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　間接的には聞いております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、助役にお伺いします。

まさかのお答えが市長の方から出てきたんですが、助役は、この決算委員会にずっと出席されていたわけですが、その辺のいきさつは十分御承知だと思うんですが、市長がきょうの段階では「記憶にない」ということでございますが、決算委員会の中には、はっきりと市長が「両施設に１万円ずつ寄附した」というふうに答えているんですが、その辺、助役はどのようにとっているんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　助役。

○助役（前田雅夫君）　お答えをいたします。

議事録を見ませんと、はっきりしたことは言えないわけでございますけれども、市長の答弁の中で「出した」という表現をしたことは、記憶をしております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今、総務部長並びに助役の方からも答弁をいただきましたけれども、この答弁を聞いて、市長、今どのようにお考えでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去にはそういう私的な判断もしたことがあった、というふうに申し上げました。ここ数年来、特に記憶は残っておりません。ことしは、とりわけ問題になり得るということもございましたので、そのような行為は、はっきり行わなかったということでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今後、質疑する場合に、市長、過去のこと、うんと過去のことは結構でございます。この公選法が改正されてから昨年までのことで結構でございます。今年度は、持っていきたくても、まだ恐らく市長のところにお祝い金が届いていなくて、まだ指示を出さないうちにこの話になったためにやめているんではないかと思いますので、改正されてから昨年までの間の話で結構でございます。

もう一度、確認しますけれども、市長は寄附をしたのか、してないのか、お答え願います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も申し上げますが、過去にはそういう記憶がございますが、ここ数年来、はっきりとした記憶はないというふうに申し上げておるわけであります。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　過去というのは、いつのことなんですか。公選法が改正された後に寄附したのかどうか、それをお聞きしたんですが。その以前は覚えているけれども、その後は記憶がないのかどうか、その辺をはっきりさせてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　数年前の決算委員会で御質問があった、そのときには、触れなくてもいいことを答えたというふうに自己反省をしておりまして、それ以来は意識的にそういうことのないように考えてきた、こういうことでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長、うそを言っちゃいけませんよ。平成２年度に改正される前は、寄附してもよかったんですよ。ですから、それを改める必要はないんです。選挙法が改正された後に寄附行為ができなくなったんです。ですから、以前はいいんですよ。平成２年度後について、市長は自分から言っているんですよ。それで、昔のことを覚えていて、この間、22日に答弁した内容を、もう覚えていないんですか。

市長、どうなんですか。そこをはっきりしてもらわないと、話が先に進まないんですよ。市長が寄付したということで、私は緊急質問をしているんですから。していないんだったら、こんなことする必要ないんですよ。市長、22日に市長は答えているんですよ。テープにも入っているんですよ。もし、ここでかけて聞いてもいいんであれば、かけたいぐらいなんですけれど、いかがしますか。（「テープをかけろよ」と呼ぶ者あり）

総務部長でなくて市長。総務部長は後でしますから。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　何回も申し上げますけれど、正確な記憶はないというふうに申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは23日に、総括質問のときに、市長は私からの質問に対して、その非を認めて、反省するということを言いましたよね。で、言わなくていいことを言ってしまった、というようなことも言っていましたので「それは大違いですよ。

しゃべった、しゃべらないじゃなくて、寄附したか、しないかが問題なんですよ」と。その辺について市長も認めまして、私が責任をどうとるんだと言ったら、「市民と相談してから答えます」と答えたでしょう。この問題は市民と相談する問題ではないですよ、市長が自分で行ったことですから、市長みずから責任については答えを出すべきじゃないかということで、１週間、時間を置いたんです。そういう答弁をしているんですが、その記憶はございませんか、市長。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　委員会の場で御質問があったということに対して、私が今お答えをしている程度の内容を答えたというふうに思い出しておるわけでありまして、そのように御理解をお願いしたいものだというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長、理解してほしいと言ったって、それは無理な話ですよ。市長みずから寄附したということを自分から言い出したんですから。市長が言わなきゃ、わからないんですよ。市長が言ったために、この問題が出てきているわけです。

市長、市民と相談して結論出します、責任問題なので相談してから結論出す、ということを答えたでしょう。それも覚えていないんですか。それを答えてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過去の質問で、そういうことがあったということははっきりお答えをした記憶を持っております。そのことにつきまして、年次を追って正確な記憶を持っていないというふうな気持ちでございまして、事の重みを全く私的な内容で処理をしておるもんですから、確実な記憶がないというふうに申し上げておるわけであります。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは市長、23日の新聞をお読みになりましたか。決算委員会の内容が読売新聞の23日の朝刊に載っているんです。それを見て、どう感じたのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　審議のやりとりをかなり正確に伝えられておるというふうに記憶をしております。そのように読んだということであります。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長、言っていないことを言ったように書かれて、しかも公選

法違反と書かれているんですよ。きょう、読売新聞の記者さんがおりますけれども、だからといって、そんな答弁をすることないですよ。答えていないものを答えたみたいなことに書かれて、しかも選挙違反だとまで書かれているんですよ。それで市長、何とも感じないんですか、どうですか。市長、時間がないから早く答えてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今お答えしたとおりであります。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　今答えたとおりって、それじゃ答えになっていないでしょう。最初の方はいいですよ、その答えでも。新聞の内容は、決算委員会の中で市長が寄附していることが判明した、そのことは公選法に触れる、都の選管もその疑いがある、こういうふうに言っているんです。それが書かれているわけです。しかも新聞のタイトルには「公選法違反」と、森田市長の名前で出ているんですよ。八王子とか昭島のことじゃないんです。日野市長のことで出ているんですよ。森田市長のことですよ。それで何とも感じないんですか。やったかどうかわかんないこと、答えてもいないことを書かれて、市長の先ほどの答弁だと、そういうことでしょう。そんなことを読売新聞が書くわけないでしょう。そろそろ本音を言ったらどうですか、正直に。市長。

○議長（黒川重憲君）　市長、答弁を求めます。

○市長（森田喜美男君）　正確な記憶をたどっておるわけですが、御迷惑をかけたということにつきましては感じておるところでありまして、先ほどお答えをしましたとおり、いかなる場合でも公職者として誤りを犯さないように反省しなければならない、このようにみずからを戒めておるつもりであります。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長、御迷惑かけましたって、どういうことですか。その迷惑って、どういう迷惑をかけたんですか。とにかくやったと自分で言ったのを認めないでそういうことを言ったんじゃ話が先へ進まないですよ。（「議長、傍聴者がうるさくて聞こえないよ」と呼ぶ者あり）

市長、御迷惑とはどういうことなんですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　こうして本会議場に緊急質問までされるということは、議会に対して大変御迷惑だと思っておる心境でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　市長は、寄附を全然していない、覚えていないということであれは、結局、決算委員会の中でも答えていないということであって、それで私がこういう緊急質問をして本会議で時間をとっているんであれば、市長が迷惑をかけているんじゃないんですよ。私が迷惑かけたことになるんですよ。市長が謝ることでも何でもないでしょう。全く何も言っていないことを、したようなことを言われて、緊急質問で時間をとられて、なぜ市長が迷惑かけたと言わなきゃいけないんですが。

市長、だれと相談してきたのか知らないけれど、決算委員会の中ではっきり言っているんですよ。さっきも言ったように、テープにもとってあるんですよ。議員の半分近い人が決算委員会に出ているわけです。さらにテープでも確認しているんです。これは間違いないんですよ、市長、よーく思い出してください。市長に思い出してもらわないと、私は次の質問に入れないんです。じっくり思い出してください。

それでは、市長にじっくり思い出していただく間に、総務部長も先ほど挙手していましたので、総務部長にもお伺いしたいんですが、先ほど、総務部長、お答えいただきましたように、決算委員会の場で秘書課長が「市長からの指示によって二つの施設に匿名で寄附した」というふうに答えているんです。その点について、もう少し、どういう経過であったのか、総務部長に答えられましたらお答え願いたいんです。

できれば秘書課長にこの席に出席していただいて聞きたいというふうに思っていたんですが、総務部長がすべて答えられるというふうに聞いておりますので、ぜひ総務部長にお伺いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　　市長と市長の奥さんの健康管理手当と敬老金の受領につきましては、前々から秘書課が市長にかわりまして受領しているのが、今までの姿でございます。ですから、それを秘書課が受領して市長に一度届けたということでございます。

そして、さっきも言いましたけれども、秘書課としては、市長からは、別に、はだかで現金をいただいているわけですから、それがどういうものかということは直接的にはわからないと思いますけれども、２万円をいただいて、１万円ずつを任意団体に匿名で持参したということでございます。

○議長（黒川重憲君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　今、最初の方に言った、どういうことですか、もう１回お答え願いたいのは、奥さんのも持っていったということを言いたいんですか。

○議長（黒川重憲君）　　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　秘書課は、市長と市長の奥さんの健康管理手当ですか、それと敬老金は、秘書課の方でいつも受領しているということでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　市長の分と奥さんのをいただいている、それがどういうことなんですか。だから何だっていうんですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　秘書課で受領して、市長にその健康管理手当と敬老金をお渡ししている、ということを言っているわけでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　本来ですと、奥さんの分も秘書課長がもらってやっているというのは、ちょっとおかしな話なんですよね。奥さんには取りに来ていただく、地域の地区センターでお渡しするときに取りに来ていただくとか、あるいはこちらの１階で受けつけたような形で取りに来てもらうとか、そういうのが普通、一般市民の方のやり方ですよね。それを市長の奥さんは、特別、秘書課の方で受け取って渡しているわけですね。きょうは、そのことは聞くつもりはございませんけれども、ですから、それは関係ないんです、きょうは。

市長が、私は健康管理手当だろうと何だろうと、市長報酬であろうと、それは問題にしていないんですよ、余り。実際にはあるんですよ。例えば、この健康管理手当も決算委員会の中で夏井議員さんが言われましたように、森田市長は１万4,000円の健康管理手当を出して、そのうちの2,000円については保険に入りまして、残り１万2,000円は毎月１回、病院に健康維持のためにお医者さんにかかってください、そのときの初診料に充ててくださいよ、こういう内容のことを広報に載せて出しているわけです。市長がそういうふうに市民に言っていながら、自分ではそういうことをしないで寄附していたということで、それも問題ですよというのが出ましたよね。

ですから、それはこちらへ置いたとしても、どのお金であろうと、市長という公職に就いている人が、こういう施設に寄附することが問題なんですよ。ですから、金の出どころじゃくて、寄附をしたかどうかなんです。しかも、秘書課長が答弁で匿名と言っているんですけれども、施設の方に確認したところでは、ちゃんと「市長からです」と言っているんです。ですから、これはもう事実なんです。とにかく市長が、16万人市民を代表する市長がみずから言ったことですから。それを何か、市長は「忘れました。記憶にないです」、総務部長は、何か奥さんがどうのって、何かごまかしに入っていますね。

奥さんの話を持ち出したのは、どういうことで出したんですか。何か意図があったんでしょう。私がとれたのは、市長のお金じゃなくて奥さんのお金を届けたようなことを言っているんじゃないかと思うんですが、その奥さんの話が出てきた意図は何なんですか。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　別に、確かに市長の奥さんのことを出す必要が、今、ないと思いました。

秘書課長から、秘書課として毎年受領しているのは、そういう形態で受領しているんだということを聞いたから、そのまま私は答えたわけです。それについては、奥さんのことを出す必要はないと、今、感じているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　総務部長じゃ、ちょっとはっきりしないんで秘書課長をお願いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め暫時休憩いたします。

午後５時50分　休憩

午後５時58分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　休憩前に秘書課長の出席を求めましたけれども、早速お忙しいところ秘書課長には御足労願いまして、ありがとうございます。

早速お伺いしますけれども、さきの決算委員会の中で、市長が二つの福祉団体に１万円ずつ寄附をした、こういう答弁がありまして、再度確認したときには「個人的なことでお答えする必要はない」ということで、決算委員会にわざわざ秘書課長にお越しをいただきまして、そのことを確認しておりますけれども、さきの休憩前の市長の答弁では、そのような寄附を記憶にない、このように言っているもんですから、秘書課長に改めてお伺いをいたします。

古い昔の話は結構ですが、この公選法が改正されました平成元年、そして平成２年に施行されましたその後に、秘書課長さんが市長から指示を受けまして、この二つの、日

社協と東京光の家にカンパを届けたのかどうか、それを再度、確認をさせていただきます。

私の方の調査では、秘書課長より「これは市長からです」ということでお渡ししてあるということで、記録も残っております。ですから全く匿名で持っていって、受け取った側が市長からもらったのかどうかわからないということは、全くないわけでございます。そこまでは一応調査がついておりますが、その点につきまして、どのような手渡しをしたのかどうか、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　平成4年に関しまして、市長の方から「いつものようにしてほしい」というように依頼されました。それで、日野社会福祉協議会と光の家に「名前は出せませんが受領願いたい」ということで届けてございます。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　決算委員会の中でも、それに近い答弁をされているわけですが、両施設では、これが市長から来ていると言うことをちゃんと承知しているんです。ですから、恐らく、正直にこういうふうに言ったとしても、わざわざ秘書課長が届けに来るんですから、市長からということが先方でもわかるんだと思うんです。

それで、ちょっとお伺いしますが、秘書課長は、どなたの秘書なんですか。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　行政上の秘書職でございます。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　行政上のといいますと、市長ということでもないということですか。市長の秘書課ではないんですか。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　行政と申しますか、組織上の秘書課長という拝命をちょうだいしております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　ですから、どなたの秘書ということではない、ということなんですか。私は、秘書課長は市長の秘書というふうに理解していたんですが、そうではないんですか。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　市長、それから助役等の秘書職を務めるというのが任務だと心得ております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　そうしますと、秘書課長がこういうふうに寄附を届けるということは、やはり先方は、市長なり助役なりから届いたというふうに取りますね。その辺、いかがですか。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　名乗りはしませんでしたので、先方がどのように感じたかは、私の方からはちょっと推測できません。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは秘書課長、本当に秘書課長がお渡ししている先方の窓口の方の前で、一切、森田市長の名前を出していないということは、言えますか。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　出さなかったと記憶しております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　記憶している……では言ったかもしれないですね、名前をね。記憶がそういうことだというだけで、絶対言ってないということはないですね。大事なところですから、確認させてください。

○議長（黒川重憲君）　秘書課長。

○秘書課長（粟冠正光君）　申し上げて、名乗ってございませんので、確認をとってございません。そんな関係で、これ以上、憶測で私の方で申し上げられませんので、御理解賜りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　秘書課長に余りこれ以上言っても気の毒ですので、秘書課長にはその程度にしたいと思います。

それでは、総務部長にもう１点お伺いしますが、日常、こういった指示は、ほとんど市長から直接秘書課長に出ているんでしょうか。何か指示を出す場合に、総務部長経由で指示が出ているのかどうかです。その辺をちょっと確認させてください。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　御存じと思いますけれど、秘書という役は一般的に、日野

市の場合は総務でおりますけれども、一般的に秘書というのは市長なら市長に直属して、文書とか機密に属するようなことも補佐しているわけです。ですから、一般的には秘書課というのは独立しているというとらえ方をしています。行政上は総務部の中にありますけれども、指示は直接市長からということが大部分だと思います。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　私も、秘書課というのは、そういうもんじゃないかと思うんです。やはり直接、秘書室というのがあって、そこに市長なり助役から直接指示が出るというのが望ましいんじゃないかと思いますが、日野の場合には、そういうシステムになっていないんですね。総務部の中に秘書課があるわけですね。ですから、現状ではほとんど総務部長は役をしていないということですね。飛ばされちゃっているということですね。

ですから、今回のこの件についても、総務部長は毎年、寄附がされているということは知らなかったんですか、指示が出ているということは。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　このことは、表へ出るまで全然こういうことは知りませんでした。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　それでは、総務部長にお伺いしても仕方ないことですね。本来ですと、組織からいけば、そういうことはすべて総務部長が承知していないとおかしいんです。直接、秘書室があるわけじゃないんですから、きょうのはちょっと外れますので、これもまた後日の課題にしたいと思います。

それでは、再度、市長に申し上げますが、先月の21、22、23、この三日間の平成４年度一般会計決算特別委員会において、議員の２分の１に当たる人が、この委員会に出席しているわけです。その中で、はっきりと森田市長は「この２団体に寄附をした」しかも「１万円ずつ寄附をした」ということを言っているわけです。それで、申しわけないことをした、うかつなことをしてしまったという答弁もし、さらには、先ほど言いましたように「この責任については市民と相談して結論を出します」、こういうことも答弁しているんです。

ですから、市長はすっかり忘れているようでございますが、市長の言ったことを信じれば、間違いなく市長は、この二つに寄附しているわけです。それが公選法の第199条の２に抵触しているわけです。匿名ということであっても、だれから寄附されたかわか

らなければ、これは警察なりが動いて逮捕するとか、処罰をするということはないんです。ほかの件でもそうなんです。犯罪があっても、だれがやったかわからなければ、処罰もできないわけです。今回の件も、全くわからなければ処罰のしようがないわけです。したがって、謝る人もいないわけです。しかし　市長みずから言っているわけです。ですから、明らかに公選法に触れたことをしたと市長が言っているわけですから、ですから読売新聞に載っているように、公選法違反をした、ということになるわけです。そうですね。

しかも、多くの議員の前でそれだけ答えておきながら、今度は本会議のように、市民が傍聴している前になりますと「記憶にございません」、こういうふうに変わるわけですね。そういうことなんですよ、市長。おかしいじゃないですか。私も、市長が言わないことを言ったなんて、こんな緊急質問をしませんよ。ですから何とか市長、思い出してほしいんですが、いかがですか。（「思い出させてから始めなさいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　　市長。

○市長（森田喜美男君）　　今、秘書課長の方からお答えをしたということでございますので、そのとおりだというふうに、秘書課長の行動を確認したところであります。

私の記憶にないと申し上げておりますのは、確かに過去にそういう動機で福祉団体に協賛会費のような意味で、お届けをした経過は何年間かは記憶しておるわけでありますが、近年のことは余り正確に覚えてなかったもんですから、今、秘書課長がお答えをしたとおりだったかなというふうに確認をした次第であります。

○議長（黒川重憲君）　　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　　市長、私の方でも事務局にお願いしまして、この決算委員会の質疑の議事録をつくっていただこうと思っております。当日、市長も御存じのように、テープにとり、さらに速記者の方が入っておりますので、正式に正しい議事録ができると思いますので、これはまた12月議会の中でも、その議事録に基づいて、また市長にお伺いしたいと思いますけれども、今、市長は、秘書課長に確認をして、そのようなことかなということでございますが、ここでようやく当初の話に戻るんですが、市長が忘れていながらも、秘書課長の話を聞いて、それを認めるんであれば、当然、市長として、どうこれについて責任をとるかという問題があるわけです。これも、先ほどから何回も言っていますが、決算委員会の中で話をし、市長が考えたということですので、今の心境の中で、市長はどうされるのか、最初に質問しました３点目の質問について、ぜひお答えを願いたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　多少、時間をいただいて考えてみたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　多少時間をということですが、まあそれはいいんですが、それは23日の日に、市長はそういうふうに答えているんですよ。しつこいから余り言いたくないんですが、そういうことで、市長は「市民とも相談して答える」ということを言っているんです。私が「これは市民と相談する内容じゃないですよ、ぜひ市長、自分のとった行動ですから自分で責任については考えてください」こう申し上げてあったわけですから、当然それから１週間たったんですから、まだ、この場になって、もう少し時間を欲しいというのはおかしいんじゃないですか。そんな、何かしたときに、認めていないんだったらともかく認めているわけですから、市長なりに市民に対してどう思っているのか、その辺をぜひ答えていただきたいんです。もう一度、お伺いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　過ちを犯さないように注意しなければならないことを日ごろ考えておるというふうに申し上げた次第でございまして、そのとおりの自己反省をしなければならないと思っております。

○議長（黒川重憲君）　内田　勲君。

○11番（内田　勲君）　どうも、きょうの、この緊急質問は、市長に愚弄されちゃったような形があるんですが、何とか市長が認める発言をしましたので、緊急質問の行った意味も出てきたかな、こんなふうに思っているところでございます。

ただし、残念なことに、市長みずからこの公選法違反である森田市長の寄附行為についての責任問題が、市長みずから出てこなかったわけですので、この辺については非常に不満なわけでございます。先ほど申し上げましたように、市長は委員会の中で答えたことと、本会議で、しかも市民の前で答えるときとは全く裏腹の答えをする、やったと言ったものを、やっていないという答弁をするわけでございます。これが市長の実態でございます。このことは、ぜひ市民の皆さんにも理解をしていただきたいところでございます。

先ほど言いましたように、市長もこれでは納得しないと思いますので、決算委員会の議事録を正規に起こしまして、その資料に基づいて、また12月議会に市長にお尋ねをしたいと思います。

以上で、この緊急質問については終わりとします。どうもありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　これをもって緊急質問を終わります。

お諮りいたします。健康管理手当制度における森田市長の基本的姿勢をただすの件につき、夏井明男君から緊急質問の通告があります。所定の賛成者がありますので、この際、緊急質問を日程に追加し先議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって夏井明男君の緊急質問を日程に追加し、発言を許すことに決しました。

夏井明男君の発言を許します。

〔22番議員　登壇〕

○22番（夏井明男君）　今、内田議員の質問に対して、森田市長の過日の決算委員会のときのお話と余りにも違う、正反対の意見を、答弁をされている。非常に残念です。その後の質問に対しても、よく、法定で、老練な人が最終的な偽証罪を免れる手段として、記憶にないということを連発をいたします。今回も最終的に記憶にないとか、秘書課長のお話をただ自分が確認するとか、そういうふうな答弁で、この本会議の場をくぐり抜けようという発想が、私は16万市民の方を、幸福を願う市長として、非常に残念です。

私どもも、非をわびて、非常に申しわけないという人に対して、さらにムチたたく気持ちはありません。むしろ非をわびて、これから今後のことについてはこういうふうな形でしていきますということも、実は議会の大多数の方の意見として持っているわけであります。そういう点で、今の冒頭の内田議員の質問については、よくよく考えていただきたいというふうに思っております。

私は、この問題について、福祉の将来のあり方、それから現行の福祉制度のあり方、そういう本質を含んでいる問題でありますから、その観点から、この問題についてお聞きをしていきたいというふうに思うわけであります。

まず、福祉部長にお尋ねをいたしますが、過日の決算委員会で明らかになりました敬老金及び健康管理手当についてのお金は、日野市社会福祉協議会、東京光の家の方に、ずっと寄附をしておりますというお話でしたが、福祉部長が、日野市高齢者福祉条例に基づいて、この制度を担当をされているわけであります。この条例の趣旨、目的、運用についての考え方をお聞きしたいと思います。

第２点、やはり福祉部長でありますが、９月15日には、毎年、健康管理手当についての案内と市民の方に向けての要請が、森田市長名が出ております。行政図書室の方で、さかのぼった広報ひのを見ましても、毎年のようにお述べになっているところでありま

す。

例えば平成元年の９月15日の発行の中でも、その関連する部分を見ますと、健康管理手当の使い道について、日野市長、森田喜美男であります、お願いということで、その健康管理に役立てるため、70歳以上の方に理美容券は４月に、祝い金と手当のお金は、この９月にお贈りしているところです。しかも、ことしから、手当金の１万2,000円をお手元に、2,000円を入院見舞い共済の会費としてお預かりすることになりました。かつて老人医療は無料とされていましたが、これは老健法の改正で無料が有料化されたわけですが、このときの質疑でも、日野市独自の無料化が制度としてできないかということを研究をしましたけれども、その内容については、やはりこういう形で対応する以外にないということで始まった制度であります。2,000円を入院見舞い金共済の会費として、お預かりすることになりました。かつて老人医療は無料とされていましたが、今では毎月の診療科目ごとに初診料が800円、入院１日400円を個人が支払うことになっています。お贈りする、この健康管理手当１万2,000円はホームドクターの初診料に充てるなど、積極的な健康の管理の維持に役立つようお使いください－こういう内容のお願いを、具体的に、この健康手当が配られる月の15日の広報に、全部出ております。何遍も何遍も呼びかけて、御理解を、使い方については、そういう法の趣旨をということを、何遍もおっしゃっているわけであります。

また、この健康手当の高齢者福祉条例の中で、この個人的な、市に専属権利をする権利の性格からいっても、例えば、この５条の中で、健康管理手当のその権利を、このような健康管理手当の支給を受ける者は、その権利を譲渡したり、また担保に供してはいけませんよ、もしもこのような規定に違反した、もらった受給者がいるなら、市長はその健康管理手当を支給しないことができるんですよ、ここまで３項で書かれております。

このような制度を、長年にわたって市民に呼びかけ、話しているにもかかわらず、御自身は、この間の決算委員会の生々しい話として、自分で受け取ったお金の中のものを秘書課に託して持っていってほしい、ということであります。で、秘書課長の方は、これは市長からでございますということで、封筒にも入れず、むき出しのままお渡しになった。ただ、匿名扱いにしてほしいということで、お渡しになっているありさまも、リアルにお話があったばかりであります。

このような内容に対して、要するに受け取る資格のある市民の方が、公職選挙法に違反するような市長の政治活動の犯罪行為、犯罪組成物件としての手段として、この敬老金が使われている事実、こういうふうなものに使われている事実を、要するに受け手の

方が知ったら、どういうふうな感情を持ちますでしょうか。市長は、法律とか条例の上にいる人じゃありません。条例をつくったかもしれません。制定したかもしれませんが、市長は、やはりこういうふうな条例の中に拘束をされるのが、法治国家であります。決して法の上に市長はあるわけじゃありません。そこを、市長は根本的に間違えているんじゃないでしょうか。このことについて、市長の御答弁を求めたいと思います。

福祉部の方の部長の答弁と、今の森田市長の方のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君の質問についての答弁を求めます。福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　ただいまの質問の１点目、２点目について、お答えしたいと思います。

日野市の健康管理手当がございますが、ただいま御質問のありましたとおり、老人医療費の無料化が有料化になったということも発端でございます。特に日野市では、老人医療におきましては、疾病の治療より、むしろ健康に対する自己管理を強調いたしまして、老人の健康管理手当の制度を導入したということでございます。これが手当の、いわゆる精神であり、趣旨でもございます。我々も贈呈に対しては、ぜひそのような趣旨でお使いいただきたいということを望んでいるところでございます。

また、一般的には、医療費助成のように、いわゆる医療機関の窓口で無料というような現物支給と違いまして、現金給付でございます。そういうようなことから、この趣旨に沿った金がそのとおり使われているかどうかということについては、なかなか実態が難しいわけでございます。敬老金にいたしましても、健康管理にいたしましても、そういう趣旨でお配りしているわけでございますけれども、実際に受けた方では、できればそういうふうに使っていただきたいんですけれども、それについては、孫のお小遣いとか、いろいろそういうような使い道もあるんじゃないかというふうに思っています。何らかの形で福祉の向上にそれが寄与できれば、いたし方ないんではないかというふうに考えておりまして、必ずしもその目的のとおり使われているかどうかというのは、なかなか実態の把握は難しいと言わざるを得ません。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　御質問の、私に対して、一定の指摘を、内容として行われております趣旨は、理解するわけであります。

私自身も、市民の１人として高齢者福祉の該当をいただいておるわけでありまして、その金銭について、特に健康管理手当はホームドクターの先生に、毎月、初診料として

お礼をする財源に充てておるということでございますので、なにか周囲に遊離した、あるいは別の意図に充てておるという意味ではございません。御指摘の御趣旨もよく、みずからの心構えといたしまして、いわゆる敬老金、あるいは健康管理手当の趣旨に沿う使い方を、みずからもしていかなければならないということを、特に感じておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長、あのですね、非常に私も残念な気持ちがますます強くなるんですけれどね、行為、公職選挙法違反、１年以下の禁固という形の刑が設けられた制度ではあります。健康管理手当についても、今、福祉部長がおっしゃった「市民の方への信頼ということを前提にして運用されている制度だ、ですからそれ以上のことについては把握をしていない」。私は、把握をする必要はないと思うんです。むしろ前提として、信用をされて良識で運用されるのが、この制度の趣旨だと思うんです。

１点、福祉部長に再度、確認したいんですけれど、市長が、要するに広報にこういうふうなことを何遍も書かれて、制度として実のあるものとしていこうという呼びかけをされて、今後の制度が育っていくんだと思うんですけれど、実際こういうふうな形で、市長みずからが違う使途で使っていたということが明らかになりました。福祉部の部長として、この担当の責任者として、こういう事実が出てきたということに対しては、これからこの制度を運用するについて、非常に私は難しいことが出てくると思うんです。その辺の感想を１点、お伺いしたいと思います。

２点目、今、市長は、ちょっと私も耳が悪いので、皮肉でなくて悪いので、少し聞き漏らしたかもしれませんが、市長は、健康管理手当について、こういうふうな使い方はしていないというふうに聞こえたんです。先ほど内田議員が質問されたと同じように、記憶にないというレベルのお話のように受けましたけれども、ちょっと確認しますよ、健康管理手当というお金を、また敬老金というお金を、日野市社会福祉協議会と、そこへ寄附行為をされた、そういうふうに使われたということは事実なんでしょう。それは戒めとして聞きますという話で、御自分はずっとそれに使ってきましたというふうに私は決算委員会でも聞いていますけれど、今のお話だと、何か違うように今御答弁されているんですが、確認をさせてください。大事なことですよ。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いただいたお金を、どのお札がどうという仕分けはできないわけでありますけれど、私の気持ちといたしましては、特に逸脱をした使い方をしては

いないというふうに、みずから考えてはおります。そのように御理解をお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長、非常に寂しいですね。寂しいというのは、今のお話を含めますと、問責決議とか何とかということよりも、今一番大事なのは、市長がここで、確かに痛いかもしれません、しかし、ここで正直にお話をされる勇気が（「黙ってろ、こら。議長、言ってくださいよ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　傍聴席の方は私語を慎んでください。

○22番（夏井明男君）　今、正直にお話をされるかどうかが、市民の方から信頼を失わないかどうかの瀬戸際なんですよ。だから、お認めになって、これはそういうことで非常に深く反省をしています、これからも厳しい御批判をいただかなきゃなりません、そういう御答弁が返ってこないと、日野の市民の方全部に信頼を失いますよ。そういう一番、むしろ今、市長がそういうふうに決算委員会と違う話をされている方が、今一番重要なんですよ。今、そういうふうに記憶にないとか、違うとかと、真っ向から違う言葉をお吐きになっている、この事実が、今一番恐いことなんですよ。お気づきになっていないんですか、それ。指摘しておきます。政治的なレベルの、単なる政争の道具的なレベルで、この話を聞かれていたんでは、私は間違いだというふうに思います。

これは総務部長にお尋ねをします。総務部長も、この事実が明らかになってから、どういうふうな庁内体制になっているのかということも、検討されたというふうに思います。

第１点は、これは299条の４になりますか、具体的な形になりますけれども、いわゆる市長交際費の公費につきましては、かなり厳格な運用をされていると思います。その辺はどういうふうな手続で運用されているのか。平成２年以後の改正を含めて、自治省の通達も出ております。そういうふうな通達にのっとっておやりになっているのかどうか、これが第１点であります。

第２点は、内田議員の方からも御指摘がございましたけれども、市の職員の方を、いわゆる199条の２におけるような行為に使ったという事実、この事実は、公的に言えばどういうふうな側面なんでしょうか。要するに、公務なのか、私人としての市長の政治活動の行為の一端を補助したのか、そこら辺の話を承りたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　交際費の使い方でございますけれども、秘書課としては、

公金でございますから、公金を使うに当たりましては、法に触れるような公金の使い方はきちんと理解して、それによって支出をしております。これはもう、前からそうでございます。

それから、職員のことでございますけれども、大変、秘書課の職員というのは、ちょっと難しい側面があると思います。市長は、極端に言えば24時間が公務だといえば公務であるし、そうかといって、公務ばっかりでない。やっぱり私的なこともありますけれども、その辺の、どこで線を引くかということは、現実においては大変難しいところだと私は認識しております。さっきもちょっと言いましたように、秘書課というのは、いわゆるボスに直属している職務でございますから、やっぱりそういうような観点から、秘書課は職務を携わっているのが現状でございます。ですから、そういうような関係で、職員は大体、公務として任務に就いているのが一般的じゃないかと私は思っております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　この問題は、多選の弊害の一つの大きな場面であります。いわゆる一般行政職の方が、いわゆるこれは公務なのか、これは私的な行為なのかということの境目が難しい。特に秘書課の抱えている仕事というのは、そういう接点の部分だというふうに思います。ですから、今回のような199条の２に明白に抵触するような行為に、それが公務のはずはありません。要するに、公職選挙法違反になるような行為が公務でございますなんていうふうな、ばかな話はありません。これは行政職の形としては当然であると思います。

今、厳しくお話しさせていただくと、199条の２の行為として職員が行っているという事実は、199条の２の市長の刑罰に触れる公選法違反のお手伝いをしているということなんですよ。お手伝いをしているということは、刑法総則の幇助犯、正犯の刑に準ずる刑として罰せられるという規定があります。理論的には、そうなります。ですから、その方も、単なる使者として行ったんではなくて、もう絶対的な命令服従であれば別です、一己の個人として、法的な判断もできる、そういうふうな方が、市長の話だからこれは仕方がないや、断るのは断りにくいかな、しかしその程度の強制であったら、実際にそれで、その行為に参加すれば罰せられますよ。そうしましたら、一般行政職はたまったもんじゃない。むしろそこのところは厳格に、交際費の公費の使い方が厳格になっていると同じように、たとえ市長の私的政治活動の延長線であっても「これについては行政職としてはできません」ということをはっきりおっしゃらなかったら、部下がみんな

連座するじゃないですか。こんな冷たい、部下に対する配慮のない、そこに私は、市長の配慮のなさ、感じます。そういう方々だって、立場としておやりになっている。市長、どうですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公私のけじめを極めて厳格にしなければいけない、という内容の御指摘というふうに拝聴しております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　あの、市長、先ほどからずっと他人的な話になっているんです。私はそういうふうに評価をいたします。

そうじゃない、あなたは家長なんですよ。指導者のあり方として、ほかのことでも自分の責任だというふうに、そういうふうなのが本当の指導者だと言われる時代に入っているんです。市長は、自分がおやりになっていることを、何か、どこか、だれかが他人事をしているような話で話をされている、これは私は非常によくないというふうに思いますよ。御自分の振る舞いなんですよ。それが一歩誤れば、先ほどの従犯として、幇助犯として、その方も規定によっては罰せられる可能性が出てくるんですよ。その重みを感じなければ、私いけないと思います。他人事じゃないんです。現在、振る舞われた行為が、そういうふうになっているということです。

総務部長どうですか、こういうふうな場面に来た場合「仕方ありません。現在は何とも言えません」というふうに、これからも従来どおり答弁されるんですか。交際費の使い方って、かなり明確になっています。

○議長（黒川重憲君）　総務部長。

○総務部長（小林　修君）　今、こういうことがございまして、確かに公務員としても間違っていることがはっきりすれば拒否をすることができるわけですけれども（「間違っているじゃないですか」と呼ぶ者あり）一方には、やっぱ職務命令という形のものもございます。その辺の兼ね合いがあるわけですけれども、こういうような先ほども選管の事務局長が言っていますように、公選法に該当すると、はっきり明白なことが今後ありましたら、私たち職員は、それについてはきちんとした態度で臨んでいかなきゃいけないと、私を含めてそう思っているところでございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長、これ、お聞きしていただきたいんですよ、こういうふうな犯罪につながるような行為に対しても、職員の方は、なかなか市長に言えないという

ものがあるんです。だれが言うかといえば、議会でお話しをして、指摘をする以外にないんです。市長は常日ごろから、議会人の方の厳しい御指導も賜りたいということを、再三おっしゃっているわけです。市の部下の方から、職務命令と職務命令でないところの境目のような話をされたら、個人の感情を殺してもそれに従うというものが出てきます。一つの多選の弊害という指摘でもあります。そこのところは市長は、初めに市長になられたときは、私は配慮があったと思います。だんだん、わからなくなってきているという部分があるんじゃないでしょうか。私ばっかり、こんな話ししておりますけれども、市長はどうですか。

次に、ちょっと場面を、何か私の話が仰々しい大げさなような話に取れるようなこともあるのかもしれませんけれども（「そんなことない。頑張れ」と呼ぶ者あり）、場面をちょっと変えて、最近、非常に話題になっている公職選挙法関係の事例を出したいと思います。

一つは、選挙期間になりますと、法定ビラというのが－法定で定められたビラというのが許されております。これはかなり厳格な要件が定まっていて、例えば候補の写真を載せてはいけないとか、漫画で書いた絵も、それとわかるような似顔絵のような形になるものはいけないとか、ものがあります。（「傍聴席を整理しなきゃだめだよ。退席だよ」と呼ぶ者あり）この似顔絵的なものに対しては、公職選挙法関係の法では、どういうふうに扱われているのか。また、これに対する罰則規定はどうなっているのか、その辺を第１点、お尋ねしたいと思います。

第２点は、これは今回の市会議員の政治活動等に係る決議ということの内容の中に、物品販売、またパンフレット等に名前を書いて、拡声機を利用したような実質的な脱法行為の選挙運動が行われた場合、この場合の公職選挙法の違反の規定と罰則の根拠を教えていただきたい。

第３点目は、今回の市長の寄附行為ということの199条の２の、罰則の量の重み、これについての選挙管理委員会の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（馬場嘉徳君）　それでは、まず１番目の質問の似顔絵について、説明いたします。

公職選挙法第201条の９では、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の制限について、第１項第６号で届け出たビラ２種類、頒布できるようにしています。

また、第２項では、201条の５を準用するとしています。

また、201条の５の２項は、総選挙における政治活動の規制として、ただし書きに、当該選挙区の特定の候補者の氏名、またはその氏名が類推されるような事項を記載したものを使用することはできない、としています。

次に、201条の13では、連呼行為等の禁止として、第１項第２号において、頒布する文書等が、これは新聞紙で、雑誌を除きますが、特定の候補者の氏名またはその氏名が類推されるような事項を記載できない、としています。これに対する罰則ですが、第252条の３、第１項では、政党その他の政治活動を行う団体の政治活動の規制違反について、政党その他の政治活動を行う団体の役職員または構成員として違反した者は30万円以下の罰金、と規定されております。

続きまして、２番目の拡声機の使用についてでございますが、選挙運動においては、第141条では、自動車、拡声機及び船舶の使用について、候補者１人について自動車１台、拡声機一そろえのほか使用することができません。ただし、拡声機については、個人演説会の開催中の会場においては別に一そろえを使用できる、としています。

また、政治活動においては、第201条の９では、都道府県知事及び市長の選挙における政治活動の規制について、政党その他の政治団体で所属候補者または支援候補者について自動車１台、拡声機の使用については、政談演説会の会場、街頭政談演説会の場所及び自動車の車上、としています。

これに対する罰則ですが、243条では、選挙運動に関する各種制限違反について２年以下の禁固または20万以下の罰金と、前に出ました252条の３、第１項の、30万円以下の罰金と規定されております。

続きまして、最後の、寄附についてでございますが、第199条の２では、公職の候補者等の寄附の禁止についてうたってあります。公職の候補者等は当該選挙区内にあるものに対しいかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない、としています。

これに対する罰則ですが、249条の２では、公職の候補者等の寄附の制限違反について、第３項で、20万以下の罰金と規定されております。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今の市長のところ、寄附行為についてのところの話が、制限についての規定が、ちょっと違うように思うわけですが、最近の出ている公職選挙法のものを何度も取り上げたわけですけれども、非常にこの三つの中でも一番重いわけです。その重さを理解していただきたい。

これは、別の角度からですが、市長は、私と市長は決算委員会の場で目の前でしたから、よく話がわかったと思うんですが、匿名でやれば寄附行為もそれに当たらないんですよと、お話をされました。そのことについての市長のお考えを聞きたいと思います。

お願いします。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　公職にある者といたしまして、すべての行動に公職者としての、また私人としての混交があってはならない。そのために、みずからを厳しく律して、常に戒めの心構えで生活をしなければならないということは、私も常日ごろ行っておるつもりでございますし、また、御指摘がそのとおりだというふうに思っております。公職になれて、場合によって公私の混交を誤るというようなことは往々にあることでございますので、このことにつきましても、より厳しくみずから戒めていかなければならないというふうに考えております。

御指摘のことは、当たっている、当たっていないということよりも、すべてみずからの戒めの材料として考えるべき大切な御指摘だというふうに思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長のお話を聞いていますと、そういう答弁の仕方があるのかなというふうに思います。一般論の話をされている。私は具体的な話をして、あのリアルな場面の話は、市長は、要するにあれは匿名であればいいんだ、許されるんだ、というお話なんですね。ですから、恐らく匿名でなければ、あれは199条の２には違反するけれども、よく調べてみると、名前を出さない匿名であれば、あの法には触れないという結論を出されたから、平成２年以降からの行為を引き続き自信を持っておやりになったと思うんです。ですから、そこのところが、匿名であればいい、匿名でなければいい、というのを恐らく相談をされていると思うんです。そこまできちっと研究をされた以上はですね。そこのところの話を聞きたいんです。

お答えください。答弁、拒否ですか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　私的行為が許されないということでもないかもしれませんが、より厳しく、そのけじめを明らかにすべきだ、みずからを戒めるべきだ、というふうに考えておるわけであります。場合によりまして、賛助会員でありますとか、カンパでありますとか、そういう形もあるわけでありますので、それらにつきましても十分、厳しく検討をし、対応すべきだと思っております。

公職選挙法の趣旨は、とかく不明確な点をより明確にして、政治家、あるいは公職に携わる者の戒めとすべき点を内容としておるわけでありますので、一層、法の制定の趣旨をやっぱり厳しく考えなければならない、こういうことであると思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　市長、先ほど私は広報のことを何遍も、健康管理手当について市長はこういうふうに述べていると、お話をさせていただきました。率直に、再度、確認をしますけれども、市長は、この健康管理手当の使い方については、市民の方に疑問を抱かれるような使い方はしていない、ということなんですか。その１点だけ、確認をさせてください。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　できるだけホームドクターのところで初診料に充てるような考え方で、使途を御判断をしてくださいということを申し上げておるわけでありまして、私自身もみずからの健康管理の大切な原資として用いさせていただいておる、そういうふうにみずからも考えております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　それでは、最後ですが、市長、こういう話があります。－健康管理手当、これは森田さんからいただいております。お年寄りの方で、感謝をして非常に大切に使わせていただいております。９月になりますと尊いお金としていただいています。楽しみにしています。森田さんが大好きです。－こういう感謝の気持ちを、森田市長さんからいただいています、こういう話を、私も聞いているんです。今、傍聴の方も「そのとおりだ」というお話があったんですが、市長はこういう声に対して、どういうふうな考えを持たれますか。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市の行政施策として、市民に理解をしていただき、また公金であるということの御判断のもとに、大切に使い方を自分で決めていきたいというお気持ちは、尊いお気持ちである、我々の趣旨にも全くかなっているものだ、合致できるものではなかろうか、このように思っております。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今は前半の話ですが、そうじゃなくて、その使い道については、市長、今はもうお聞きしていないんです。それについては、もうお聞きしていないんです。

そうでなくて、こういうふうな立派な制度をつくっていただいた、年寄りの体のことも心情もよくわかる、毎年９月になるとありがたいなという方がいらっしゃる。また、森田さんからいただけるんだということで、そういう声があるんですよ。そういう、その声、使い方について、今、市長を責める意味でその部分は言っていません。それはもう終わりましたのでね。

そうでなくて、要するにそういうふうなお年寄りの方で、いらっしゃる、こういうことなんですよ。そういう声を、この制度として聞かれたときに、市長はどういうふうな感慨になるかな、こういうことなんです。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　森田とおっしゃっていただけるのは、日野市政ということだと私は思います。したがいまして、そのように日野市政の福祉を御理解いただくことができれば、ありがたいことだと思っております。また、一層励みになる課題であるというふうに思っておる次第でございます。

○議長（黒川重憲君）　夏井明男君。

○22番（夏井明男君）　今、市長がおっしゃったように、森田と言われているのは、それは日野市の代名詞だ、答えだ、ということですね。私は、その話はちょっと、ワンクッション置く必要がある、こういうふうに思うんです。

その、おっしゃっている方の気持ちもわかります。余り誤解しないように聞かなければいけないわけですが、ただ、市長、毎回、９月になると、ずっと広報ひのを見られると随分わかると思いますよ。毎回、９月の15日になると、びしっと原稿まで同じやつが、毎回出てくる。載っていない年はないぐらいです。そうすると、市民の方は「ああ、森田市長の広報の話が出ると、これがサインで、これから健康管理手当がもらえるなあ」というふうに、気持ちがなるのは当たり前ですね。10年、20年、ずっと続けているんですから。そうすると、だんだん市長、要するに森田さんからいただいている、という感覚になってくる。森田さんからいただいている。そうじゃないんです。そうではない。要するに市民の税金で、日野市での対応なんです。ですから、むしろそういうふうな声があったときに、申しわけないな、そういうふうなことにさせてはいけないな、なるべく森田という名前ではなくて、日野市の題名で来るような、していただきたいというのが、私は一番大事なことだと思う。むしろ、そういうふうな疑いが出てくる可能性があったときには、これは日野市の市民の税金として展開をしていることですから、森田さん個人のお金で展開をしていることじゃないんですから、むしろ、そういうふうなことに

対しては、徹底的に気を遣うだけの姿勢がなければ、私はいけない、こういうふうに思います。

これも一つの多選の大きな弊害になってくる点であります。この点を指摘をいたしまして、終わります。

○議長（黒川重憲君）　これをもって緊急質問を終わります。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後７時５分　休憩

午後８時３分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、天野輝男君から、森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄附行為の譴責を求める決議が提出されました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この際、本動議を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、この際、本動議を日程に追加し先議することに決しました。

これより、天野輝男君から、森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄附行為の譴責を求める決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。天野輝男君。

〔24番議員　登壇〕

○24番（天野輝男君）　森田市長の公職選挙法に違反する寄附行為の譴責を求める決議。茨城、宮城、両知事並びに仙台市長の大手建設業者との癒着による贈収賄容疑は、政治改革を第一の目標と掲げる細川新政権の期待を裏切る形で、国民の多くに政治に対する不信感を募らせております。政治改革、政治浄化は、「言うは易く行うは難し」のたとえのごとき、一朝一夕にはなり得ない難しい互いであることも事実である。

しかしながら、改革浄化は、汚職の追放のみでありましょうか。いやしくも国民、市民の信託を受けて政治行政に携わる者は憲法を基本として、すべての法令を遵守し、国

民、市民のために、その全力を投入して、市民、住民福祉向上に努力しなければならないことは、法令の定める以前の当然のことである。

去る９月20日から22まで開催された日野市平成４年度一般会計決算特別委員会において、森田喜美男市長が、福祉団体等に行っていた寄附行為は、公職選挙法199条の２に違反していることが明らかとなった。この寄附行為は、森田市長自身が受給している「敬老祝金」と、「健康管理手当」の中から、毎年２万円を寄附している事実が判明したのである。

平成元年、公職選挙法が改正され、翌年２月に施行された公職選挙法第199条の２は「当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず寄附をしてはならない」と定めている。

しかし、平成４年度一般会計決算特別委員会で、森田喜美男市長は「匿名で行った寄附であり問題はない」と発言し、匿名で行った寄附であっても、公職選挙法第199条の２に違反すると指摘を受けると、森田喜美男市長は、言わなくてもいいことを言ってしまったと、法令を犯した反省はなく、善意で行った寄附行為を何ゆえに質問するのだと言わぬばかりの態度をとった。

９月22日の一般会計の終わりの部分の総括の質問の中でも、森田喜美男市長が行った寄附行為の所感を質問すると「公職選挙法に違反するのであれば今年から寄附行為はやめる」と答弁したが、市長自身の責任は明らかにしないままであった。

この森田喜美男市長の行った寄附行為は、善意に名をかりた売名行為であり、公職選挙法の違反である。日ごろ、憲法を市政に生かそうと、市民や職員に呼びかけて憲法の大切さを説いたり、広報を通して高齢者に支給される「健康管理手当」は、その趣旨に沿って健康維持に使うべきものであると市民に向かって述べるなど、まさに森田喜美男市長の今回の行動は、表裏のある行為であると同時に、市民に真実が知られなければ法を犯してもよいとの、傲慢な態度と言わざるを得ない。過ちを正すのに、早過ぎることはありません。最も法令を遵守しなければならない市の代表者の市長が、みずから法令を犯してしまったわけですから、みずからの意思によって、市民に十分に納得できる責任の取り方を至急、表明すべきものであり、それが16万5,000市民の代表者たる者のとるべき態度である。

我々は、森田市長が責任の重大性を認識し、即刻、自身の身の処し方を市民の前に明らかにすることを強く要望するものである。

平成５年９月29日、日野市議会。

○議長（黒川重憲君）　　これより質疑に入ります。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　　3点、質問をいたします。

この決議文に賛成する、あるいは反対するにかかわらず、決議文は正確でなければいけませんので、そういう観点から質問をいたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

第1点は、この寄附行為とされているものの資金源のことに関する文章の項についてでございます。この文章には、今、提案朗読をされましたとおり「この寄附行為は森田喜美男市長自身が受給している『敬老祝金』と『健康管理手当』の中から、毎年2万円を寄附していた事実が判明したものである」、こういうふうに書いてございます。

ところが、一般会計の決算委員会を私は傍聴しておりませんが、本議会での市長並びに担当部課長の答弁などを総合して判断いたしますと、自分のポケットマネーから出したものなのか、敬老金をそのまま出したものなのか、健康管理手当も出したものなのか、その辺が不明確であったわけでございます。特に市長は、健康管理手当については、その趣旨で私も適正に使っている、というふうに答弁をいたしておりました。そういう点で、この言葉をこのままやると、不正確になるということがあります。この文章は、そのままで決議案はずっと提案する気持ちであるのかどうか、これが第1点でございます。

第2点は、私ども市会議員のことに関して、提案者に少し質問をいたして、決議案に対する態度を判断したいと思います。

と言いますのは、私たち、いろいろ新しい公職選挙法で悩むことが多いわけです。例えば、お祭りのときにどうしたらいいのか、あるいは、いろんな団体の招待を受けたとき、会費制であれば会費を持っていきますけれど、食事を共にして1円も出さずに帰ってくべきなのか、あるいは寄附行為になるけれど何か包むのか、そういうことが提案者もお悩みになったことがあると思うんです。

あるいはまた、光の家とか福祉団体から、いろいろと後援会に入ってくれ、あるいは協賛金を出してくれ、こういうのなども参りますが、そういう場合は、提案者は、ここに書いてある政治浄化の趣旨から、どういうふうにみずからは行っていらっしゃるか。

また、あわせて、天野議員が所属されている自由民主党の会派では、お祭りであるとか、神社であるとか、お寺さんであるとか、そういうところにも100万だとか5万だとか、そういうような寄附は一切しないように努めているかどうか、その辺について、これは提案者自身のお気持ちで結構ですし、そういうものは、そういうことについて知っていることがあれば、そういうこともお聞かせをいただきたいと思います。

第３点目でございます。この決議には、最初の４行に、大層大きな日本の今の政治の問題が書いてあるわけでございます。そういう点で、「細川新政権の期待を裏切る形で」というふうに比較をされておりますが、一体、この細川新政権に対する期待とは何ぞや。政治改革に関連して、何をあらわしているのか、この点を、ひとつ御説明をいただきたい。

以上、３点でございます。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　お答えします。

まず初めの敬老祝金、健康管理手当、この問題につきまして、お答えします。

竹ノ上議員は、傍聴に来ていなかったということを言われました。ぜひ私は、その席にいてほしかったんです。森田市長さんの口から、このことが出たわけです。だから、このように書いたわけです。この部分については以上です。

それと、市議会の、個人的な見解、この部分につきましては、私がここで答えるべきものではないと思いますけれども、私としては、個人的には、このように寄附行為が禁止されているわけですから、慎まなきゃならない、このように思っております。そういう中から、お寺やお祭りとか、そういう中に、私はこの招待状が来ても、その部分については慎んでおります。

そして、政治改革のことであります。新政権が野党８党で派閥をつくりました。そういう中から、今、日本の国内におけるところの政治の浄化というものが、政治改革を通しながら、そして新しい時代に向かっていくところの対応するということが一番大切だ、このように思っておるところです。そういう中で、私は自由民主党でありましたから、そういう中から、私たちの先輩がやってきた不始末に対しては深くおわびするとともに、今回、細川新政権ができた、この部分のいい面は残していくように努力していくことが、私たちの責務じゃないか、このように考えております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは、簡潔に再質問をいたします。

第１点の件については、私は質問申し上げましたとおり、この本会議の席上のやりとりにおいては、こういう具体的な言葉で書くことには、私は間違いがある。これは一たん休憩してでも書き直して出すべきであるというふうに、再度、要望します。答弁がなければ、この点は結構です。

第２点についてですけれども、提案者本人のお気持ちはわかりましたし、これ以上、

質問をしようとは思いません。ニュアンスのある発言だったかなという気もしましたけれど、答弁のとおりに受けとめたいと思います。同じ自民党の会派の中には、実際そういうことをやっている者はいない、おれと同様である、というふうに断言できるのかどうか、この点を再質問をいたしたいと思います。

第３点でございますが、これも政治浄化、政治改革に細川政権、大分期待されていることを申し上げられました。しかし、事贈収賄罪に関係する寄附の問題、献金の問題については、提案者は誤解があるのではないか、こういうふうに思うわけです。というのは、寄附行為について、あるいは政治献金については、細川総理は就任当初は「廃止に踏み出します」と明言をしたわけでございます。ところが、その次はトーンダウンいたしまして「廃止の方向に踏み切る」、こういうふうになったんです。次はまた下がりまして「廃止の意見に考慮していきます」となったんです。そして、今度提案された関連４法案では、廃止という言葉がなくて、ただ「５年後に見直します」というふうに、大きく後退して、汚職腐敗、政治が汚くなった100％の根本的原因である企業献金については、結局は細川政権が５年後まで残るかどうかもわからない先まで自由に野放し、ということをしているわけです。ですから、この問題で期待をされるのは、私は間違いではないか、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　お答えします。

私の会派の、皆同じような気持ちかと、私は聞いて議場に入ったわけじゃないから、この部分についてはお答えできません。

そして、細川政権の、今の部分に説明があったんですけれども、この前４行で申し上げているのは、やはり長期政権というものが腐敗につながるんだ、そういうことを掲げているわけです。そういう中で、私は細川総理が、考えが変わっているということを言っておるかもわかりませんが、それは、やはりその時代に合った取り決めをして、そして今後、次の政治改革をしながら、過ちはない、そういう形のものを必ずや打ち出していただける、私はこのように確信しております。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　それでは最後に、もう答弁は要りませんので、一言、再質問をいたします。

第２番目の私が質問した件です。自民党の日野市議会会派には、あるかどうかは聞いてきていないので答えられないということでありまして、非常に確信のない答弁であっ

たように思います。こういう点については、ぜひ確信を持った答弁ができるような今後を期待したいと思いますし、もしもそういう事実があれば、厳正なる処置を自民党の議員団の中でもとっていただきたい。私どもも市民などからそういう意見が出ました節には、また、ある機会にそういうことを、また議会でも示していきたいと思います。

そして3点目についても、結局、企業献金の問題については触れた答弁がないので、どうも細川内閣に対する期待も、何となく期待しているので抽象的なことであって、具体的なものというのが指摘されない。そういう言葉づらだけ、こういう決議文に入れるということは、市民に対してもわかりにくいことになりますので、こういうところは削ってほしい、こういうふうに要望しておきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○10番（一ノ瀬　隆君）　ただいま提案されました譴責決議の中で「公職選挙法に違反していることは明らかとなった」とあります。新聞によりますと「都の選管でも疑いがあり」と言っております。それを、ここで「明らかとなった」ということは、どういう根拠で、そう断言しているのか、それを詳細に説明していただきたいと思います。

それから2点目ですけれども、竹ノ上議員も指摘したところでありますけれども、私は、この譴責決議には反対であります。しかし、多数が賛成ということだったら、この決議は通る。それも多数決の原理で仕方がないことだと思います。しかし、この決議文の中に、全く事実とは違った点があるとしたら、それは許しがたいことであります。先ほど竹ノ上議員も指摘しましたように「健康管理手当の中から」とあります。健康管理手当については、2ページ目にも数々出ております。先ほどの市長の答弁の中で、健康管理手当は市長みずからの健康管理に使っている、ということを明言しております。これは、明らかに事実ではありません。事実でない決議文を日野市議会として決議するわけには、いかないのであります。竹ノ上議員が言うように、これは取り下げていただきたい。そして、取り下げたままでも結構ですけれども、出すんなら、改めてこの点を削って出していただきたいということを強く要望するものですけれども、その点について、お答えいただきたいと思います。

2点です。

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　公職選挙法について、お答えします。

この部分は、告訴があって初めて取り上げてくれる事実になっておりますから、この部分については、私は責任を持ってやるつもりでおります。

それと、敬老祝金、健康管理手当の件であります。この部分につきましては、先ほど私が申し上げましたように、９月20日から22日の質疑の中で森田市長が、また秘書課長が、このように答えたわけであります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○10番（一ノ瀬　隆君）　１点目の、明らかになったということを理解する説明はなかったと感じます。（「秘書課長に直接、聞いてみろよ。」と呼ぶ者あり）明らかになったということを、理解するわけにはいきません。

秘書課長のことは、２点目についてでありますけれども、秘書課長もはっきり言っています。私は、決算委員会には出席しておりません。しかし、この本会議で、はっきり先ほど市長は言ったではありませんか。言ったんです。間違いなく言ったし、私は市長の言うことを確信しております。市長自身の健康管理のために使った、使っている。事実を曲げた決議文を、どうしても承服するわけにはいかないのであります。ぜひ、ぜひ取り下げていただきたいと思います。それは、休憩してもう一回出し直すなりしていただきたいということで、議長にもお願いしたいと思います。（「自分で出したらどうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　天野輝男君。

○24番（天野輝男君）　一ノ瀬議員、今、質問されたその部分につきまして、確かに市長は、この議場の中では、よく覚えていないとか、こう言われました。そして、この部分の敬老祝金、健康管理手当の中から一切、二つの施設に、東京光の家と日社協の方に届けたという、はっきりした答弁があったんです。だから、このように書いたんです。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　一ノ瀬　隆君。

○10番（一ノ瀬　隆君）　このままやりとりしても結論は出ないようでありますから、もう一度、繰り返します。事実に違反するような決議文を出すべきではない、出したら日野市議会の恥だ、ということを申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。一ノ瀬　隆君。

○10番（一ノ瀬　隆君）　先ほど、市長は答弁の中で、過ちを犯さないように反省し、みずからを戒めていきたい、こういうふうに市長は発言しておりますけれども、私は、

この市長の発言を可としたいと思います。

読売新聞紙上に、この件が出されましたけれども、他の新聞は一切、取り扱わなかったという事実があります。そして、聞くところによりますと、読売新聞の記者も、他の新聞が全く取り上げなかったということを踏まえてだろうと思いますけれども、まずかった、申しわけなかった、というふうに言っているということであります。このようなことですから、この譴責決議には値しないものだと私は思います。

日社協会員募集という制度があります。会員募集で、会費を払うということは、この公職選挙法には当たらないんではないかと私は考えております。それに市長のこのことが該当するとしたら、全く公選法違反にはならないんではないかと、私は考えるところであります。たとえミスがあったとしても、このことは譴責決議には値しない。したがって、私は、この決議案には賛成しない、反対するということを意見として申し上げておきます。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○2番（執印真智子君）　この決議案に賛成の立場で、意見を申し上げます。

これは、私も委員でありましたが、今回の一般会計決算特別委員会の中で明らかになってきたことでございますけれども、そのときの答えと、本日の答えが違っていたのは、大変に残念でした。質疑の中で、市長への理美容券について、過去に議会からの発言があったことも知りました。市長としても、敬老祝金、健康管理手当を使うに迷いが生じたというのは、心情的に理解できるところです。

しかし、今回の市長の行為は、明らかに公職選挙法に違反をしております。寄附先がどこであろうと、悪いものは悪いと言わざるを得ません。現在の公職選挙法の中の寄附や贈り物などの禁止は、人間であれば当然生じる通常のつき合いですら議員はできなくなっているという点で、私も問題は感じておりますが、だからといって、守らなくてよいということにはなりません。

私ども生活者ネットワークは、政治倫理条例をそれぞれの決定の場に出していこうと考えていますが、本人ばかりでなく配偶者の資産公開も含めた厳しいものをつくるべきだ、という姿勢で臨んでおります。政治改革が制度の改革だけでよいのかというのは、私たち市民が最も感じている部分ではないでしょうか。その意味でも、16万5,000人の市のトップとして、今回の責任は重いと考えます。十分なる反省を願い、私の意見を終わります。

○議長（黒川重憲君）　竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　今回の譴責決議について、日本共産党市議会議員団の意見を申し上げたいと思います。

そもそも、公職選挙法の寄附行為が、どういう立法の精神でできたかという根本問題があると思います。そういう点からいきますと、寄附をすることによって、立候補しようとする者や政治家が売名行為を行う、あるいはまた、票を買い占めるために買収を行う、あるいは圧力を陰に日にかけるというような形の寄附が、今まで、はびこっておりました。そういう点を改めるために寄附行為の禁止ということが出てきたと思います。そういう立法の精神から見て、森田市長が行ったとされる行為がどの程度のものかということも、いろいろ我々も、また市民も判断する今回の問題ではないかというふうに思うわけでございます。

例えば、私たちが赤い羽の募金をするかしないか、これも迷うことであります。市外においてしたらば無罪だ、市内においてしたらば有罪になるとか、非常に難しい判断がありますけれども、一般に政治家であれ、市民であれ、困った人たちを何らかの形で救援をしたい、そういう気持ちは、全市民の中にあるわけです。今度の北海道の地震の災害、鹿児島の台風災害、あるいはまた、アフリカで飢えた子供たち、あるいはチェルノブイリの事故、いろんなたびに、私たち市議会も市の税金等も協力をいただきまして、義援金を提出をしたいきさつなどがあります。これはもちろん法律の範囲に従って手続をしたものでございますので、もちろん公職選挙法に反するものではありません。しかし、そういうことをいろいろ判断する中には、いろいろの公職選挙法の微妙な段階における判断というものが出てくるのではないか、というふうに思うわけでございます。

したがいまして、匿名行為が、匿名であっても寄附行為が有罪であるといっても、その根源に、私が言いましたように売名のためにやろうとしているものであったり、買収であったりということが、意図的で明確である場合は、これはもう完全な有罪であります。しかし、これはいろいろ法律の、私、専門家ではございませんけれども、その寄附の、例えば仮に今までの経過で事実といたしましても、その気持ちや範囲、程度というようなことによって、私は法律の専門家が判断するような問題ではないか。今回のやりとりがあった点だけで判断をしますと、日野市議会の法律の専門家ではない我々が、これが明らかに公職選挙法違反であるということを、議会において決議をする、これは私はちょっと行き過ぎではないかというふうに思うわけであります。

このような件を、お互いに政治家としてはっきりしたものであれば、決算委員会もあり、この本会議もございました。あるいは１対１の場合もありますが、そういう中で話

し合って解決し、改善ができる程度の問題ではないのか。わざわざ一、二時間の時間を使って、譴責の決議に持ち込むというようなことは、私はすることはない、こういうような立場をはっきりと表明をしておきたいと思います。

さらに言いますと、この決議文に出ている最初の４行の政治の大問題のことがございます。今、私たち市議会がなさねばならないことは何か。この、私は譴責決議の一千倍も一万倍も大きな政治腐敗の事実を、今抱えておりますので、そのことをこそ、もっともっと市民の立場に立って突っ込んでいくべきではないか。私は、そういう意味合いから、本日は小選挙区制に反対する意見書と、また汚職腐敗の政治腐敗の根源である企業団体献金の禁止の意見書を提案をいたしております。こういう問題をこそ解決してくれることを、市民は期待をしているのではないか。今、そういうふうに思うわけです。この決議文に書いてございますが、まさに大問題、国民全体が怒っております。

例えば、１例だけ申し上げますが、先日、逮捕された宮城県の知事の問題がございます。このことについて、どれだけ今の提案者の会派は反省をされているでしょうか。社会党の戸田菊雄宮城県委員長は「本間知事は全国一の民主県政をつくりたいと言っている。この希望を果たさせてやりたい。本間知事は文化人で奥行きが深い。だてな国づくりへの情熱に皆さんの協力を願いたい」、自民党の菊池辰夫県連会長代行は「本間知事は１期目の４年間、立派にやってこられた。自民党は誠心誠意、150％の力を出して取り組む」、公明党の餅道夫県本部委員長は「生活者のための政治という公明党の政策を尊重してくれた知事を推薦し、大勝利のために頑張る」、民社党の錦戸弦一県連委員長は「共産党を除く県会議員全員が推選したのだから63万票は取らなくてはいけない。民社党は５万票を約束する」、連合宮城の三浦重信会長は「連合のキーワード、ゆとり、豊かさ、公正な社会を実現してくれるのが本間知事だ」、こういうふうにほめ上げて、つい先日まで共同の闘いをしてきたものでございます。

私は、こういう、本当に地方自治体の根源にかかわるゼネコン汚職、こういうものにこそ、もっともっと私たちがメスを入れて市民の信頼を取り返す、このことが大事ではないでしょうか。

今、細川内閣に期待するかのごとき決議文になっております。しかし、９月８日に発表されたＮＨＫの世論調査でも、金権腐敗政治が70％近くを今でも占めております。選挙制度の改革を求める声は、わずか13％にすぎませんでした。これらをすりかえていく細川新内閣に我々が期待することは何もない、と言っても言い過ぎではないと思います。今まで自民党がやったこともないような小選挙区制を導入する、そして消費税を10％に

引き上げようとする、年金制度を改悪しようとする、あるいは憲法を改悪しようとする、こういうところに、何で期待をして決議案を出すことが必要か。

私は、この項目については心から反対を表明をいたしまして、意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　森田市長の、高齢者を思いやる気持ちに対し、まずもって敬意を表したいと思います。しかし、公人である以上、市民の長として責任ある行動、及び言動での日常活動を行うということは、市長として当然の責務であります。さきの平成4年度一般会計決算の場で明らかになった公職選挙法199条の2に抵触する寄附行為に当たり、自分のミスを素直に認め、自分を戒める答弁をなされた市長の態度には、さすが森田市長と、絶賛を送る気持ちでありました。

しかし、本日、本会議場での市長の答弁は、まさに偽証であり、16万5,000の市民の代表としての認識に欠けていると言わざるを得ません。今後、決算の場での議事録を参考にし、徹底的に事実関係を追求し、法に抵触する部分を解明し、市長には、公人としての、市民に納得のできる責任をとるべきであることを指摘し、本動議、森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄附行為の譴責を求める決議に賛成の意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　名古屋史郎君。

○28番（名古屋史郎君）　私は、本決議に賛同する立場で意見を申し上げます。

確かに、この問題になっておる事実そのものは、善意あるいは善行と言われる面も、私は指摘といいますか、考えられると思います。しかしながら、決算委員会での市長の答弁と、先ほど来、何人かの方から言われておりますように、本会議での答弁には大変な落差があるといいますか、うそがある。私も決算委員でございますから、事実、この耳で聞きましたし、いわゆるテープとか、あるいは速記録とかいうものが整ってくれば、明らかになることであります。

公職選挙法そのものについての意見は、いろんな方から言われているように、私は厳しい面というか、なかなか迷う面というものは、確かに感じます。しかしながら、悪法もまた法であるという、この立場に立たなければ、公人としての責任を指摘される、こういうことはあると思います。そういうことで、森田市長は、確かに決算委員会では、言わなくてもよいことまで言ってしまったと、法令を犯した反省はなく、善意で行った寄附をなぜに問題とするのだ、といわぬばかりの態度をとった。これはもう全く、この決議文の真ん中にあるとおりでございまして、先ほどから私が申し上げているように、この行為そのものは軽微といいますか、善意、善行という部類に入ると思いますけれど

も、決算委員会で言ったことと、本会議での答えとが全く違うというのは、私も森田市長とのつき合いは大変長いですけれども、全く驚きを持って聞きました。むしろ、軽率であった、あるいは、善意であった、しかしこれは気をつけなけりゃいかん、こういうふうに率直に言っていただければ、私は森田さんに対しての信頼はますます上がる、こういうふうに思います。そういう意味で、昔からの知り合いといいますか、つき合いである森田市長の譴責を求める決議というのを、私は賛成をする立場で、いわゆる泣いて馬食を切る、こういう気持ちで、この決議に賛同するものであります。

どうぞ、皆さんの御賛同をお願いいたしまして、私の意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって森田喜美男市長の公職選挙法に違反する寄附行為の譴責を求める決議の件は原案のとおり可決されました。

これより日程第１、日野市消防委員会委員（議会選出）の選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。選任の方法については指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって選任の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議長において指名することに決しました。

日野市消防委員会委員に藤林理一郎君を指名いたします。

本件については、ただいま指名いたしました藤林理一郎君の一身上に関する事件であると認められるので、地方自治法第117条の規定により退席していただきます。

藤林理一郎君の退席を求めます。

〔4番議員　退席〕

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。藤林理一郎君を日野市消防委員会委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって藤林理一郎君を選任することに決しました。

藤林理一郎君の除斥を解きます。

〔4番議員　着席〕

○議長（黒川重憲君）　これより議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

この議案は、本年第2回定例市議会で、総務委員会に付託されたものでございます。内容は、職員の定数増でありますが、総務部4人、市民部5人、環境部1名、都市整備部3人、建設部2人、福祉部11人、総合病院8人、監査事務局1、合計35人の定数増を提案したものでございます。

委員会は、慎重審議を重ねてまいりました。けさも午前9時より開会いたしまして審査を行い、結論を見たわけでございます。

審査の結果、質疑を経て、意見として次のようなものがございます。監査委員の指摘にもありますように、病院のベッドの利用率の低下が問題、と指摘されております。

さらに、給食調理員の今後の推定などについても見守っていきたい、また新規事業については、説明は理解するが、主管課内でもっともっと十分、論議と努力をすべきではないか、との意見でございます。

さらに、病院のベッド利用率の低下とあわせて、職員が多いのではないか、増員の理由が明確ではない、今回は認めたいが、なお一層、今後の努力を願いたい、というものでございました。

さらには、財政的に厳しい折でもあり、内部的な努力が一層求められているときでもある、パートなどによる対応ができなかったのか、というものでございました。

そして、監査委員の意見はあるものの、職員の配置が固定した向きがある。年間を通

じて人員配置を考えていくことも必要ではないか、等の意見が出されました。

採決の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第43号、日野市職員定数条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

委員長の審査報告はこれを省略いたします。本件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

改正点の内容は、本年３月12日付で交付されました政令の改正によって、議会の議決に付すべき契約の予定価格１億3,000万円以上を、１億5,000万円以上に引き上げるものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御

審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第66号、日野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第71号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件を議題といたします。

本件については４常任委員会に分割付託いたしておりますので、順次審査報告を願います。

総務委員長の審査報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

総務委員会に付託されました歳入全般、歳出のうち、総務費、消防費、債務負担行為の補正予算であります。

歳入全般の補正額は２億5,682万3,000円、歳出のうち総務費補正額１億1,502万円、消防費は90万円でございます。

なお、債務負担行為は、期間の変更でございました。

質疑を経まして、意見といたしましては、児童福祉補助金にかかわるものでございますが、乳幼児医療の無料化に対しまして、児童福祉法に基づき、主管課、財政当局、よく協議、検討をし、就学前の乳児に対する医療無料化の拡大等を今後、一層検討されたいとの意見が付されました。

審査の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって総務委員会関係の審査報告を終わります。

次に、文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　文教委員会に付託されました議案第71号、平成５年度日野市一般会計補正予算の第２号、歳出のうち教育費について、審査報告を申し上げます。

学校部長より説明を受けまして、慎重審査の結果、全会一致、本件を原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって文教委員会関係の審査報告を終わります。

次に、厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

一般会計補正予算（第２号）、歳出のうち民生費、及び衛生費についてでございます。

民生費については、乳幼児の医療助成や通所訓練事業経費など、額は4,443万 5,000円であります。

主な質疑としましては、通所訓練施設「ひろばサライ」の内容について教えていただきたい、こういう質問がございました。

答弁としましては、この施設は現在、未認可の施設でございますが、東京都が10月から補助金を出すことになりました。したがって、市としても補助金を出してサポートをしていく、こういう内容でございます。なお、施設に通所している人数は９名でございまして、そのうち８名が七生養護学校の生徒でございます。

次に、衛生費についてでございます。内容につきましては、ストックヤード新設工事費が主なもので、補正額は1,724万6,000円でございます。

主な質疑としましては、ストックヤードの業者について教えていただきたい、こういう質問がございました。

答弁としましては、市内の資源回収業者15団体が、日野市資源リサイクル協同組合を結成をいたしました。したがって、そこにお願いをしていきたい、こういうことでございます。

もう１点、10月１日から、御案内のように、リサイクル条例が可決したことを踏まえて、市内にステーションが49カ所、設置されることになりました。このステーションが少ないのではないか、こういう質問でございます。

答弁としましては、モデル地区として350メーター間隔で49カ所を設定した、しかしながら、今後、市民の声を聞きながら、さらに検討をしていきたい、こういう答弁でございます。

意見としましては、リサイクル事業がうまく回転するようＰＲ活動も含めて努力をしてほしい、こういう要望がございまして、その他、質疑、意見なく、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって厚生委員会関係の審査報告を終わります。

次に、建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　一般会計補正予算第２号の歳出のうちの商工費、土木費の建設委員会の審査報告を申し上げます。

商工費では、１項２目、商工振興費の商工業助成経費、6,371万円の補正であります。

８月６日に交付決定された商店街活性化推進事業助成金に伴うものが主な補正で、これは豊田駅北口商店街への街路灯、プランターの設置、有線放送１式などの補助であります。

このほかは、ごみの分別収集することになった、市制30周年記念産業まつり商工展補助金があります。

次に、土木費は、河川費309万円、都市計画費800万円の補正であります。

落川都営住宅の地区外排水路補修工事、３・４・14号線築造のための16戸の家屋の補償物件調査委託料が主なものです。

若干の質疑の後、商店街の活性化は、商店街を飾ることよりも取り扱い商品の魅力化が必要なものであり、このための行政指導、その面での補助も考えるべきだ、との意見が出されました。

さらに、それには担当課のより強力な体制づくりも必要である、との発言もありました。

採決の結果、全会一致、可決となりました。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　商店街の活性化の件でお伺いしたいんですが、プランターを

置くということなんですけれども、放置自転車の関係とか、それから車椅子で通る方の邪魔になったりするようなことがないのかというような質問は、出ませんでしたでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　建設委員長。

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　今の執印議員の質問でありますけれど、そういう質問はなかったと記憶しています。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　先日も一般質問の中で、やっぱり車椅子が通れるまちづくりということで、質問もさせていただいたわけなんですけれども、そのあたりはどういう置き方をして、だれでも通れるまちになるのかどうかということを、部長さんにお尋ねしたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　ただいまの御質問の件でございますが、商店街のプランターを設置する箇所でございますが、豊田の駅北口の歩道ということで、実は大きさ等いろいろ考えている中で、道路に面したところ側、要するに一般の通行が妨げられない範囲の中でということで予定をされておる、こういうふうに報告を受けております。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　ちょっと今、イメージできにくいところもあるわけですけれども、放置自転車等の関係で言いますと、商店街の、商店街に近い方というか、内側というか、そういうところに設置をする方向だということで、よろしいんでしょうか。

○議長（黒川重憲君）　生活文化部長。

○生活文化部長（藤本享一君）　道路に面した方側に、というふうに伺っております。車道の方です。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

○２番（執印真智子君）　車道の方ということですので、放置自転車を置いてある方が悪いということですので、それはそういうふうに考えますけれども、ぜひ、プランターを置いて、放置自転車があって、さらに歩道が狭くなってしまうというようなことがないように、十分に配慮と指導をしていただきたいということを要望いたします。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これをもって建設委員会関係の審査報告を終わります。

各委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第71号、平成５年度日野市一般会計補正予算（第２号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定の件を議題といたします。

文教委員長の審査報告を求めます。

〔文教委員長　登壇〕

○文教委員長（天野輝男君）　文教委員会に付託されました議案70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定について、審査報告を申し上げます。

現在、運営、実施されております教職員研究室を条例化する件であります。

室長より条例の趣旨、第４条10の施行規則等の説明を受けて、質疑に入りました。

主な質疑は、教職員の人数は何名であるのか、予算計上はどのようにするのか、日野市の教育行政は学校教育が主体であるけれども、教育全般にわたるところの生涯教育、社会教育は時代の要請である、そして近い将来は教育センターがぜひ必要である、このような質疑がありました。

この答弁の主な内容は、教職員というのは、現在、運営している28名で行う、そして室長には課長クラスを充てたい、そして予算は4,000万程度確保してある、とのことであります。

慎重審査の結果、全会一致、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第70号、日野市立教職員研究室設置条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　厚生委員会の審査報告を申し上げます。

議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本議案は、多摩平にあります個人所有の住宅の一部を借り上げまして、精神薄弱者の生活寮として改造、使用する、という内容でございまして、定員は３名でございます。

主な質疑としましては、昨年、設置された同じ生活寮、第一こばと寮の入居者はいつまでいられるのか、こういう質問がございまして、答弁としましては、規則では５年となっているけれども、自立させるために就労、いわゆる最終的には就労に結びつけていくことが寮母の仕事であって、必ずしも５年ということではなくて、あくまでも５年がめどである、こういう答弁がございました。

ほかに特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第68号、日野市立精神薄弱者生活寮条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定について、厚生委員会の審査報告を申し上げます。

本議案は、来年の１月１日より、３歳児未満までの医療費を東京都が一部助成をする

ことになりました。これを受けて、日野市でも所得制限はつけるけれども、３歳未満児まで医療費の助成を行う、という内容のものでございます。

具体的には、助成を受けることができる資格者に対しましては、医療証を交付する、こういうことになります。この資格者は、医療機関の窓口では現金のやりとりがなくなる、こういうことになるわけでございます。

なお、予測される資格人数、いわゆる所得制限をパスするであろうという人数につきましては、ゼロ歳から３歳未満児まで、現在、日野市内には4,560名の方がおります。このうちゼロ歳が1,526人、１、２歳が3,034人。このうち所得制限が多分受けられるであろうという試算が43％。すなわち1,305名が無料になるであろう、こういうふうに予測をされております。

主な質疑としましては、所得制限について、日野市として、東京都に対して何かアクションを起こしたのか。

答弁としましては、市長会として補助金のアップを申し入れてある、その内容は、今回－来年の１月１日からは東京都が２分の１を補助するんですけれども、それを３分の２、この３分の２というのは、ひとり親家庭の補助率でございます、この辺まで引き上げてほしいという、こういう要望をしている、こういう答弁でございます。

３歳未満児までの家庭に対するＰＲはどうするのか、こういう質問が２点目にございました。

答弁としましては、全対象者に対して個別に通知をいたします、こういうことでございます。

質疑は以上でございまして、主な意見としましては、所得制限の撤廃を東京都に働きかけてほしい、こういう要望、意見がございました。

その他、特に質疑、意見はなく、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。福島敏雄君。

○18番（福島敏雄君）　今、委員長から説明をいただきまして、１点、質問をさせていただきたいと思うんですが、ゼロ歳は1,526人ということで、これは所得制限がないわけです。１、２歳が3,034人で、そのうち1,305人は、恐らく所得制限に引っかからないだろう、こういうふうな御説明だったと思うんですが、ここでお尋ねしたいのは、不勉強かもしれませんけれども、所得制限というのは幾らぐらい所得があると引っかかってしまうのかということが１点。

それから、この委員会の中で、残る3,034人、全部、日野市が負担で、もし全額を無料とした場合に、どの程度の財政負担が必要か、というふうなことについて論議がされたかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　厚生委員長。

○厚生委員長（奥住日出男君）　１点目の、所得制限の額でございますけれども、これはかなり数字がいろいろございますので、できれば担当部長の方から御答弁をしていただきたい。

２点目の、いわゆる43％が多分パスするであろう、残る57％の人に対する幼児に対しても日野市が負担してほしい、こういう意見がございました。質問もございました。これに対しては、それをやりたいんだけれども、財政的に大変無理である、１億数千万の支出増になるので、現状では財政的に困難である、こういう答弁がございました。

もし、よければ１点目は担当部長の方から答弁を願います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　第１点目の、所得制限が設けられた場合の所得の額でございますけれども、これについては、現行の児童手当の所得基準と全く同じでございます。したがいまして、扶養親族及び乳幼児等がないときについては、147万6,000円の年間所得でございます。扶養１人につき30万、あるいは老人の場合には36万ということで、その分が加算されてまいります。給与所得に直しますと234万4,000円ということでございます。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○18番（福島敏雄君）　ありがとうございました。

私が質問したことについては、委員長の方から、必要財源として、全部無料にするならば１億数千万、それから所得の方は、給与所得に直して250万程度だと、もう無料にはなりませんよ、こういう御回答と理解いたしました。これについては意見がありますので、後ほど申し上げたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。福島敏雄君。

○18番（福島敏雄君）　今、お聞きいただいたような状況でございまして、お年寄りの皆さん方に、長い間の御労苦に対して敬意を表する、こういうことで先ほど来、議論がありますように、健康管理手当あるいは敬老金というようなものが支給されているとい

うことについて、理解をしているわけでありますが、これからの世の中をしょって立つ子供さんを育てるということについて、今、大変子供さんの数が少なくなっているということについての、それを憂う声があるわけでありまして、これからはやはり子供は社会が育てる、こういうことが私は大変重要になってきているんだろう、こういうふうに思うわけであります。

したがって、先ほどの委員長答弁の中で、全部を有料にすると１億数千万かかるというお話でありますけれども、250万程度の所得があれば、その無料の恩恵に浴さないというのであれば、大変残念なことだと思いますので、私としては、今後、日野市だけでも上限をもう少し引き上げていくとか、そういうような中で努力をしても、市民は文句を言わない、こういうふうに考えておりますので、ぜひそうしたことの御検討をよろしくお願いしたいと思っております。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第69号、日野市乳幼児の医療費の助成に関する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件を議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の審査報告を申し上げます。

今回の補正は、救急医療器械の購入費、及び病院運営協議会の報酬費として計上されたもので、補正額は収入が1,025万円、支出が519万円でございます。

主な質疑としましては、運営協議会の内容について聞きたい、ということでございます。

答弁としましては、この協議会は病院長の諮問機関として設置するもので、病院経営の改善等について検討をしたい、こういうことでございまして、会は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、さらには患者の代表など、10名程度で構成をしたい、こういう答弁で

ございます。

意見としましては、協議会のメンバーについては十分、配慮をしてほしい、特に患者側の代表については、それと、病院長の意見も今までの経験を十分聞きながら、経営改善に反映をさせてほしい、こういう意見がございました。

その他、特に質疑、意見はなく、慎重審議の結果、全会一致、可決すべきものと決しました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第74号、平成５年度日野市立総合病院事業会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第67号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正であります。

従来、この条例に定められた地区計画の区域は、鹿島台ガーデン、万願寺地区、高幡地区、下耕地地区、南平地区の５区域でありましたが、これに京王平山地区の計画を加えるものです。

さらに、別表第２、南平地区整備計画区域の中に適用されている建築基準法が改正され、ことしの６月25日に施行されましたが、改正前のものを適用するために別表第２に備考を加えたものであります。

次の４枚の資料が配付され、審議に入りました。都市計画、京王平山地区地区計画を次のように決定するという、日野都市計画地区計画の決定、日野都市計画京王平山地区地区計画位置図、日野都市計画京王平山地区地区計画計画図、地区整備計画、以上の四つの資料であります。

質疑に対して、この地域は20年の協定が切れるので必要な合意を取りつけた上で地区

計画を行っていくというきっかけがあった、地区計画は市の全地域で導入することが望ましいことである、合意の形成は投票ではなくアンケートと説明会を繰り返し、全員で進めている、などの答弁がなされました。

意見として、この基本的な姿勢を貫いて進めていってほしい、という発言がありました。

採決の結果、全会一致、可決と決した次第であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第67号、日野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第72号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第73号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第72号、73号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

第２号議案は、土地区画整理事業特別会計補正予算第２号であります。

繰越金補正10万円を、新たに会員となった立体換地手法促進協議会の負担金に充てるものです。

全会一致、可決であります。

93号議案は、下水道事業特別会計補正予算第１号であります。

繰越金と消費税への還付金の２億6,572万4,000円を歳入とする補正であります。新都

市建設公社に委託する管渠埋設委託料と、丘陵地域の公共汚水桝設置委託料として支出するものです。汚水桝設置は、下水道工事が順調に進んで1,300軒のところ500軒ふえたとの説明がなされましたが、質疑の中で、高台は赤字だと業者が言うことへの見直しも含まれていることが明らかにされました。

また、質疑と関連させた意見で、指定22店では無理があると思うので、土木業者などに行わせることも検討をしてほしいという発言がありました。

採決の結果、全会一致、可決と決しましたので、御報告いたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第72号、平成５年度日野市土地区画整理事業特別会計補正予算（第２号）、議案第73号、平成５年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第１号）の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第75号、市道路線の廃止、議案第76号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告を求めます。

〔建設委員長　登壇〕

○建設委員長（一ノ瀬　隆君）　議案第75、76号の建設委員会の審査報告を申し上げます。

75号議案は市道路線の廃止、76号議案は市道路線の認定であります。ともに現地視察を実施した上で審査に入りました。

Ｎ５－５号線、Ｎ５－６号線の廃止は、ともに七生養護学校の築造に伴う財産処理によるものであります。

Ｐ58－１号線、Ｐ59－８号線の認定は、ともに浅川苑周辺の道路整備のためであります。

市道としての整備は明年２月末までに行う、との説明であります。

百聞は一見にしかず、質疑、意見なく、両議案とも全会一致、可決と決した次第であります。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本２件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本２件について採決いたします。本２件に対する委員長報告は原案可決であります。本２件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第75号、市道路線の廃止、議案第76号、市道路線の認定の件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後９時27分　休憩

午後10時32分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第58号、平成４年度日野市一般会計決算の認定の件を議題といたします。

一般会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔一般会計決算特別委員長　登壇〕

○一般会計決算特別委員長（藤林理一郎君）　それでは、一般会計決算特別委員会の委員長報告を申し上げさせていただきます。

平成４年度一般会計決算特別委員会の審査経過、内容と結果について報告を申し上げいたします。

決算の審査に当たり、委員各位には長時間にわたり御苦労をおかけしました。おかげさまで日程どおり慎重審査ができましたことに対し、敬意を表するとともに、誠意をもって決算内容の説明に当たられた執行部の関係各位に対して、厚く御礼を申し上げる次第であります。

まず第１日目、正副委員長選出の後、審査方法及び審査日程を協議し、議案第58号、

平成４年度日野市一般会計決算の審査に入りました。

初めに、歳入の決算額、455億3,935万2,094円の内容説明がございました。

その後、５名の委員から10件の質疑が行われました。主な質疑は、次のとおりでございます。

市営住宅等の使用料、手数料、見直しを検討しているか、２番目といたしまして、利子割交付金の減額について、３、税の不納欠損について、４、財産貸付について、以上が歳入全般の決算の審査状況でありました。

次に、歳出の決算額、448億6,010万3,845円と、翌年に繰越金額、６億7,924万8,249円を、あわせて審査に入りました。

歳出のうち、議会費、総務費の歳出の内容説明があり、その後、８人の委員から27件の質疑がございました。主な質疑は、次のとおりでございます。

投票所で車椅子の利用者の数、またはそういった方法に対する対応について、２番、財政状況の厳しい中、議会事務局の対応について、３番、土地登記簿照合の撤去の平成３年度、平成４年度、調査のずれ、問題点について、４番、バス路線について、５番、納税貯蓄組合補助金について、６番、豊田駅北口市有地整備工事について、７番、都立美術館誘致対策懇談会の開催回数について、８番、事務改善提案入選者記念品等について、以上が、議会費、総務費決算の審査状況でありました。

続いて９月21日、二日目の民生費の審査状況でございますが、民生費に対しては９名、25件の質疑が行われました。主な質疑は、次のとおりでありました。

乳幼児医療の所得制限について、敬老金の支給方法について、３番、高齢者集合住宅借り上げ事業について、４番、老人健康増進事業について、５番、栄町サービスセンター事業経費について、以上が、民生費の質疑内容でありました。

次に、衛生費、労働費の審査に入りました。担当部長より決算内容の説明が行われ、続いて７名の委員より13件の質疑が出されました。主な質疑は次のとおりでありました。

予防接種について、ごみ最終処分場について、日野市保健・福祉計画について、機能回復訓練について、以上で、衛生費、労働費の質疑内容でありました。

次に、農業費、商工費、土木費、消防費の審査に入りました。

まず、３名の委員より10件の質疑が行われました。主な質疑は、次のとおりでございます。

環境緑化協会の助成金について、２番、自転車駐輪場について、３番、長沼橋の工事に伴う交通道路に対する調査と今後の対応について、以上で農業費、商工費、土木費、

消防費の３名の委員の質疑まで終了し、残り４名の委員につきましては、三日目に質疑を行うことで、第二日目の審査を終了いたしました。

続いて９月22日、三日目の審査状況でございますが、二日目の農業費、商工費、土木費、消防費の残りの質疑がございました。

農業費、商工費、土木費、消防費に対しては、二日目の質疑の４名のうち19件の質疑が行われました。

堀之内踏切の拡幅工事について、商店街生花事業について、放置自転車の撤収料について、小口信託事業について、私有地との整合性及び換地方法について、以上で農業費、商工費、土木費、消防費の質疑内容でありました。

続いて、教育費、公債費、諸支出金、予備費、決算の内容説明を、各担当部長より受け、続いて審査に入り、７名の委員より20件の質疑がありました。主な質疑は、次のとおりでございます。

食品安全教育について、浅川スポーツ広場、旭が丘グラウンドの利用者駐車場について、教育委員会にどのようにして学校、各団体の曜日要望を聴取していくか、ということです、４番目に、図書館のコピーサービスの料金について、以上が、三日間にわたる審査状況でありましたが、決算全体に及ぶ総括質疑が９名の委員より、18件にわたり行われました。主な質疑は、次のとおりでございます。

第１点といたしましては、第３次基本計画の中での具体的な施策と、国等の補助金交付金について、２番といたしまして、負担金行為の決裁区分の委譲について、３番については、来年度の予算編成に向かっての財政状況の認識と対応について、４番目といたしましては、市長の寄附行為について、５番目といたしましては、区画整理地内に生産緑地を集合して残す方法について。

以上で、平成４年度一般会計決算特別委員会の審査を終了いたしました。決算への意見は、あすの本会議場で各会派代表によって行うことを決定し、一たん、委員会を休憩し、採決に入り、議案第58号、平成４年度日野市一般会計決算、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。市川資信君。

○27番（市川資信君）　大変、三日間の長時間にかけての慎重審査、御苦労様でございました。

今、委員長の報告は、事細かな質疑についてのお答えがあったわけでございますが、

それに対する答弁が、一言も今、ないわけです。恐れ入りますが答弁の方のお答えを、ひとつ、克明にお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（藤林理一郎君）　第１回目の市営住宅等の使用料、手数料の見直しを検討しているか、２番目といたしまして、利子割交付金の減額について、税の不納欠損について、４、財産貸付についての第１回目のものでございました。これにつきましては、いろいろと質疑がなされました中で、申しわけございませんけれども、これについて、ひとつ担当部長の方から……（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（黒川重憲君）　市川資信君。

○27番（市川資信君）　私は、質疑の中で委員長が答弁されるものと思って聞いておったんですが、一つもその答弁に対する、今、報告がないものですから、担当部長がするとなると、これは大変な時間がかかろうと思うんです。委員長、それは結構でございますけれども、本来ならば委員長報告のときに、主たるものの質疑ですから、主たるものの答弁も、ぜひ今後、お願いしたいということを申し上げます。

結構です。夜が明けちゃう。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　３点ほど、お伺いをいたしたいと思います。

平成４年度の決算の実態を見まして、いろんな項目で、いろんな問題提起したいところがあるわけなんですが、その中でも、106ページから始まります民生費の関係、全体の一般会計予算総額は449億の中の104億、比率にしまして23％が民生費ということでございます。この決算状況の中で、民生費の54％に当たる約56億が社会福祉費、それから児童福祉費が38億、生活保護費１億、こういう振り分けになっております。

さらに、福祉も、いろんな福祉があるわけなんですが、この社会福祉の中の障害者福祉、これは身体障害、精神障害、あるいは心身障害、いろいろあるわけなんですが、この合計が10億7,000万です。

それからさらに、同じ社会福祉の中の老人福祉が26億1,000万、この中には、問題の理美容券だとか、あるいは浅川苑の経費等も入っております。

それから児童福祉の方なんですが、38億の中の保育園費が17億8,000万、それから学童クラブが３億1,000万、合わせますと約21億近い数字になります。

必ずしも大きな項目ばかりよっているわけではないんですが、要は、例えば障害者福祉の10億7,000万という数字と、あるいはほかのもろもろの福祉にかける費用との兼ね

合いでございますが、これがいろんな意味でのバランスが、果たしてとれているのかどうかということでのとらえ方を、どのような形でとらえておられるかということを、まず伺いたいわけです。それは、障害者の数と、例えば老人福祉の対象者の数ということからしますと、これは断然、通常の老人福祉の方が多いことは事実なんですけれども、ただ、障害者の場合には、絶対数そのものは少ないかもしれませんが、この障害者を抱えている場合は、その数の２倍、３倍の、言うなれば家族まで含めたような大変な御苦労が、その家庭にはあるのかなという感じはいたします。

それと、あわせまして感じるのは、同じ福祉の中にも、自助能力によって何らかの対策ができるケースのものと、自助能力のないケースの２種類、大きく分けるとあるのではないかというふうに思います。要するに、自分たちで努力をし、苦労を分かち合えば、それなりに何らかの福祉の支給を受けなくても、あるいは多少なりとも減額というと語弊がありますけれども、別な分野にその光を当てることも可能ではないかという分野もございます。

例えば、児童福祉の中の保育園費が、先ほど言いましたように17億8,000万、学童クラブは３億1,000万、合わせると約21億という、で、これらは、これまでも私が申し上げているのは、保育園にしても、学童クラブにしても、対象者といいましょうか、希望者といいましょうか、ある条件を満たした人たちが全員入れるような体制をするべきだという論点は変わりありませんけれども、しかし、この人たちは、通常、共稼ぎということが条件ですから、そうなりますと、当然、一般の人たちよりも収入がそれだけ多いわけで、そのときに果たしてこの21億のお金をかけることは、果たして本当に、今、福祉にお金を必要とする、あるいは経済状態が今日のような状況になってきたときに、今までのような延長の福祉のあり方で本当にいいのかどうか、そういったことを今後の、新たな平成６年度の予算組みもこれから間もなく始まる時期にあるわけなんですが、この決算という状況を見た中で、それらをどのようなとらえ方をして、この決算を分析されているかという、そんな論議をされたのかどうか、もしされていなければ担当部長で結構でございますが、そのあたりについて、見解を伺いたいというふうに思います。１点目です。

２点目の土木費に関係して、205ページでございます。この中の日野交通安全協会負担金にかかわるところでございます。ちょうど今、秋の全国交通安全運動を実施中でございます。この交通安全週間の中で、日野市は幸いに関係者の皆さんの大変な努力あってのことだろうと思いますが、平成４年度と平成５年を比べますと、死傷者なり、ある

いは重傷者が非常に減っている。特に平成５年度の場合、８月末までに死傷者がゼロという、そういう状況のようでございます。これはまさに警察に限らず市当局、あるいは市民の皆さんの協力あってのものだろうというふうに思うわけなんですが、そこで、たまたまことしはそういう状況で推移されておりますけれども、先ほど申しました交通安全協会に対しての負担金が、平成４年度も１人当たり18円掛ける市民の人員ということで、291万強の予算になっております。これは、近隣他市を見ますと、もう既に30円あるいは40円のところも出ている。そういう状況のようでございます。果たして平成５年度も、やはり１人18円という状況になっておりますけれども、このあたりについて、どのようなとらえ方をされているのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

それから、同じ土木の中の、次の207ページでございますが、放置自転車に関する扱いでございます。これは常々議会の中でも指摘をしたり、あるいはいろんな方から問題提起をされているところでございます。自転車対策費だけで平成４年度、１億1,700万の予算が費やされております。放置自転車がためにです。ただ、平成４年度の場合は、日野駅の西駐輪場新設工事ということで、7,100万強を使っておりますので、それを除くと4,000万が放置自転車ということのために、大事な税金が使われているという実態でございます。

しかし、現実は、それでもまだまだ非常に御承知のとおりの散乱した状態が続いているわけなんですが、そこで、お尋ねしたいのは、七つある日野市内の駅の中でも、最も放置状態のひどいのは豊田駅の北口、南口ではないかというふうに思います。

ここで、高幡不動駅周辺の委託料ということで360数万出ております。これは高幡だけは独立して出されているんですが、その他については、恐らくまとめてあるんだろうというふうに思うんですが、これは高幡を特にこういうふうに固有名詞を挙げて対策委託しているのは、何か特別な理由があるのかどうか。あるいは、現在の実態を踏まえて、非常に今現在の放置自転車の状態が目に余る状況で、極めて危険な状況ということが言えるんではないかと思うんですが、このあたりをどのような、この決算状態も見ながらどのように考えておられるのか。

以上、３点について、お伺いをしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　一般会計決算特別委員長。

○一般会計決算特別委員長（藤林理一郎君）　今、沢田議員の方から説明があったようですけれども、このことについての審議が福祉関係、それから２番目につきましては、自転車駐輪場ですね、そして３番目には土木への……

福祉の方は、確かに細かい質疑等はなされなかったですね。（「かなりやったよ。答弁もあったでしょう」と呼ぶ者あり）それだから、このことにつきましては、ひとつ担当の方から説明させていただいた方が、正式に間違いなくて納得していただけるんじゃないか、こう思いますので、ひとつ担当の方から説明をしていただくようにお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　福祉部長。

○福祉部長（坂口泰雄君）　１点目につきまして、お答えいたします。

心身障害者、あるいは老人、または児童、この辺の予算的なバランスの問題等の御質問でございます。御指摘のとおり、実際、心身障害者、老人医療、それぞれ対象者の数の問題がございますけれども、施策の内容のほとんど大部分が国の施策、あるいは東京都の施策、これを取り入れております。理美容券あるいは福祉タクシー等については、これは市の独自事業として行っておりますけれども、その他の事業については、ほとんどが、かなりきめ細かな制度の中での国の施策、都の施策ということになっております。そういうようなことから、また国の障害者に対する取り組み、それから老人に対する取り組みの違いもございます。特に老人等については、御承知のとおり、近年になりましてかなりの力の入れておる部分というようなことで、そういう意味では若干、私どもとしても障害者に対する手当等がおくれているんではないか、というような感もいたしております。そういうようなことから、バランスのばらつきが若干あるんではないかというふうに認識しておるところでございます。

それから、特に福祉の場合には、人があっての福祉と、よく言われております。特に児童福祉費、保育園費等については、ほとんどの部分がその行政に携わる職員の人件費が大部分でございます。そういうようなことで、それぞれ老人、障害者、児童等の予算の内容も違っております。また、これらの対象者については、いわゆるお年寄り、児童、これらの処遇が一番問題なんです。そういうようなことから、収入については、それぞれ基準がございません。収入が多いから、少ないからというような判断は、いたしておりません。収入が多ければ多いなりに、それに見合った保育料等を徴収しているというようなことでございます。あくまでも処遇を受ける児童、老人を対象にしておりますから、そういう意味では、収入については問われないということでございます。

また、これらについては、やはり一般的には弱者というとらえ方をされております。これらについては、ノーマライゼーションの理念に立ちまして、やはり何らかの経済的な支援は、これからもやっていかなければいけないんではないかというふうに考えてお

るところでございます。なかなか自立と言われましても、それには長い時間等がかかります。そういうようなことで、究極的には自立を目的とした施策でございますけれども、今申し上げましたように相当の時間がかかるというような事柄ではないかというふうに感じておるところでございます。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　第２点目の、交通安全協会に対する負担金であります。これに関しては、委員会の中でも論議がされておりまして、もっと大幅なアップを図るべきである、他市とのバランスを考えた中での大幅なアップを図るべきであるという御指摘がありました。

これに対して、他市の状況あるいは事業の内容等を精査した中で、極力、対応するという趣旨の回答がされております。

それから、豊田駅の周辺の放置自転車の問題につきましても、指摘はございました。豊田駅の周辺の駐輪場の状況であるとか、いろんなそういう状況も踏まえた中での対処の仕方になるわけですけれども、この中では、大きな問題点としては、やはり現状のままでの対応では限界があるのではないか、そういうことから、有料化ということを、要するに実費徴収を考えるべきである、そういうような指摘がされております。

これに対して、対処するということで答弁がされております。ただ、いろんな条件が整うということが前提になるという趣旨も述べられております。

それから、特に高幡周辺の委託料が特別にある理由はということですけれども、これにつきましては、特に高幡周辺につきましては、特に駅前のバス停等、あるいはタクシーの乗り下り等に散乱していたために、公共交通機関の運行に支障がある、危険が非常に大きかったという、非常に問題点がございまして、試みのケースとして高幡駅については案内誘導員を置くという形で対処をいたしまして、ある程度の成果は見られたものがございます。こんな関連の予算執行であります。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　ありがとうございました。

放置自転車の対策でございますけれども、いろいろこれまでの質疑に対しても苦労されているのは十分、承知をしているところなんですけれども、いずれにしましても、今現状、どこの駅を見ても非常に目に余る状況にありますし、危険極まりない状況でございます。こういったものに通常の管理費だけで4,000万もかけるということは非常に残

念なんですけれども、しかし、今のような現状がある限りは、それがたとえ５割増し、倍になったとしても、やはりもっともっと駅周辺の放置自転車に対する費用というのは、かけてもやむを得ないんではないかというふうに思います。ぜひ、そんな方向で今後、検討していただきたいというふうに思います。

それから、交通安全協会への負担金、委員会の中でも討議されたようでございますけれども、日野がかなり前の18円という状況のまま推移しているわけなんですが、これが続いてきているという、何か特別な理由があるのかどうか、後でもう一度、お伺いをしたいと思います。いずれにしても、近隣他市とを比較したときに相当のハンディがついているということも事実でございますので、そのあたりについて、もう一度、確認をさせていただきたいと思います。

それから、民生費の関係するとこなんですが、たまたま民生費を例にとって今、質問しているわけなんですが、この民生費に限らず、今後の予算運営のあり方ということを考えたときに、平成年度に入った状態だけで比較をしましても、平成２年度末には基金が165億あったわけです、ピーク時には。それが平成４年度末には130億を切って 128億になっている。一時は盛んに基金を見て、ため込みだ、ため込みだ、というような言い方をしていたところもありますけれども、これはやはり経済の動向というのは、いろんな兼ね合いから浮き沈みがありますし、この基金をいかに有効に活用していくかということが、その市の活力、活性化にもつながっていくわけですから、そういったことでとらえるならば、福祉に限らず、今までのような税金がどんどんふえていくんだという観点だけで予算組みをしていたんでは、非常に問題が起きるのではないのか。そのためには、やはり福祉の中で事例をとれば、保育園費、あるいは学童クラブだとか、先ほども例に挙げたような福祉関係、こういったものについても、福祉だから幾らでも費用を費やしていいんだということではなくて、その使い方をうまく考えながら、より充実した福祉を行っていく必要があるんではないか、そんなふうに思います。

日野の福祉のあり方で、よく所得制限のないことが、なにか最大のメリットみたいな言い方をされる部分もありますけれど、やはり同じ絶対額の福祉基金を使うんであれば、やはりそこは自分たちの苦労を分かち合うことによって、我慢できる人はそこを我慢していただいて、そしてもっと幅広い、今まで光が当たっていないところにも光を当てる、そんな政策がやっぱり必要ではないかと思います。この点について、もう一度、市長にお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　平成４年度の決算の審査報告を委員長から今されておるところであります。財政事情と、それから予算のバランス、こういう広い意味から、また特に民生費の児童福祉費等で、保育所のいわゆる保育料、こういうことについての内容を持った御指摘だったと思っております。

確かに財政事情が景気低迷の中、かなり厳しい状況にもございますし、進めております都市基盤整備事業は、これはどうしてもやりおおせていかなければなりません。

あわせて、福祉事業の中でも、必要なバランスを最も適切に配慮しながら進めていかなければならない事情もあるわけでございますので、それらを十分、慎重に見極め、またバランスのことも相あわせ考えて、いわゆる決算の原則といいましょうか、予算を最大の効果を上げるというふうに心がけてまいりたい、こう考えております。

○議長（黒川重憲君）　建設部長。

○建設部長（小俣雅義君）　18円の件であります。基本的には、事業内容であるとか、あるいは収支状況等を勘案しながら、安協の方とも毎年協議をしながら、この額を決めているものであります。

○議長（黒川重憲君）　沢田研二君。

○１番（沢田研二君）　最後にしますけれども、今の件なんですが、安協とも十分、協議をしながらという答弁なんですが、この現実を見ていただいても、近隣他市との大きな開きが出ていることは事実でございますし、また、決して今の状態で満足しているどころか、相当の要望も強いというふうに伺っておりますので、この件については、ぜひ平成６年度の予算の中にも反映していただきたいということを要望して、以上で質問を終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。奥住日出男君。

〔21番議員　登壇〕

○21番（奥住日出男君）　市民クラブを代表いたしまして、平成４年度一般会計決算、認定する立場から、簡潔に意見を述べさせていただきます。

私ども市民クラブは、これまで、限られた財源の効率的な運用を基本に諸施策の推進を要望して、市民生活の改善向上をチェックしてまいりました。

平成４年度の決算は、執行部側からの主要な施策の成果についての報告、さらには、

監査委員の意見書等により予算の執行が適正に処理され、諸事業が基本計画、実施計画に関連して、おおむね所期の目的が達成されたということを、確認をしたところでございます。この点につきましては、関係各位にその努力をたたえ、敬意を表したい、こんなふうに考えているところでございます。

しかしながら、御案内のように、財政が極めて深刻な状況下にある今日、効率的な財政運営はますます重要になってきております。４年度も厳しい財政状況に対処する幾つかの方策が講じられましたことは、評価をいたすところでございますけれども、おくれているスポーツ、文化活動を保障する施設整備の問題、あるいは、ただいま市長が申された都市基盤の整備の促進、さらには、生涯学習時代に対応するコミュニティ施設、公民館建設、こういったことを推進するためには、既存の事業についての見直し、検討も必要でございます。

例えば、本会議でも多くの議員から指摘がございますように、福祉事業を取り上げてみても、喜ばれているから実施するという視点から、困っているから実施するんだという考えに指向することも、今の時代を考えれば、当然、検討に値することだと思います。これは、決して福祉の切り捨てにつながるものではございません。入るを量って出ずるを制す、財政の鉄則であるこのことを推進するためにも、さらには市民ニーズにこたえる上でも、必要なことだと思います。

このような見直しをする事業は、ほかにも多く見受けられるところでございますけれども、私どもが常々提言をしてまいりました、最小の経費で最大の効果を上げる、このためには、職員の能力を十分に引き出して、年度を通じ、本会議や委員会等で指摘をしてまいりました諸事項の実現に向けて、これからも御努力をしていただきたい、このことを再度、要望しておきたいと思います。

こうした中にあって、優秀な職員が厳しい財政事情を考えて提案をされた改善が、４年度、８件ございました。決して多い数ではございませんけれども、この中で、評価をしておきたい点が１点ございます。事例を挙げて申し上げますと、これは建設部建築課の雨水利用研究チーム、いわゆる雨水です、これを利用する研究チームが提案された公共下水道の使用供用開始に伴う大規模浄化槽の有効利用についてであります。

この改善案は、御承知のように昨年の11月、浅川及び秋川処理区の公共下水道の供用が開始をされました。これに伴って、今まで処理を行っていた浄化槽が不要になります。大規模な浄化槽は、この解体撤去に多額の費用がかかります。何か上手な活用方法はないか、こういうことを考えて、るる、職員が検討した結果、雨水、いわゆる雨水を一つ

の資源ととらえ、不要となった浄化槽にそれをためて、施設の雑用水、例えば便器の洗浄であるとか、散水、こういうことに使用したらどうか、こういう改善を試みたわけでございます。

具体的には、今年度、三沢台小でこのシステムを導入することになりまして、効果としては、今、学校で使用している水道量の約３分の１が雨水を利用することによって節約できるという試算が出されました。これを金額に直しますと、年間の降雨量にもよりますけれども、大体100万強という金額の効果があらわれました。

さらには、浄化槽を全部撤去すると、約2,000万かかるそうです。ところが雨水利用の設備工事は1,500万で済む。そこでも500万の節約ができるわけでございます。こういったすばらしい改善提案を見ますと、私どもが常々申し上げました、また申し上げてきた職員の英知を、ぜひ結集していただきたい。自信を持って、職員を信頼して、さらには職員が気持ちよく提案できるような、こんな職場のムードづくりにもトップの方は力をかしていただきたい、こういうことを要望せずにはおられません。これからも、我々よりすばらしい能力を持っている職員が相当数おるわけでございますから、どうぞそういった職員を、声を聞き、能力を引き出す、このことを今後、進めていただきたい。このことを強く要望しておきます。

これをもって市民クラブの代表といたします。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　谷　長一君。

〔６番議員　登壇〕

○６番（谷　長一君）　それでは、自由クラブを代表しまして、平成４年度一般会計決算審査に当たり、意見を申し述べます。

歳入総額は455億3,935万2,000円で、歳入の執行率は100.5％、前年比と比較しまして1.5％の増でございます。

歳出総額は448億6,010万3,000円、執行率が99％で、前年比1.6％の増ということになっています。

歳入歳出、差し引き残額は６億7,924万8,000円、翌年度へ繰り越すべき財源が、これはありませんので、実質収支額は差し引き残額と同様６億7,924万8,000円ということになり、黒字となり、実質収支額は前の年と比較しまして、1,017万5,000円減少しているということになっているわけでございます。

収入状況等を見ますると、自主財源は前年と比較しまして、３億7,508万5,000円、減少しているわけです。

また、歳入決算総額に対しまして、構成比としては、比較しますと、平成２年を 100としまして、するわけでございますけれども、２年が77.3、平成３年は81.3、平成４年が79.3というふうな傾向を示しておりまして、減少傾向であるということが申せるわけでございます。

市税歳入の構成比を見てみますると61.4％、前年度と比較いたしまして2.1％増で、金額にいたしますと５億6,769万9,000円という伸びになっておるわけでございます。その中で、法人市民税は、高度成長期も終わりを遂げまして、景気低迷をしておるわけでございます。前年と比較しますと９億5,100万円、30.7％のマイナスということになるわけでございます。いかに企業の景況が低迷しているかということが、よく判断されるわけでございます。

また、依存財源等を見ますると、前年度に比較いたしまして10億5,486万6,000円、これは12.6％の増になっているわけでございます。歳入決算総額に対して構成比率では平成２年が22.7％、平成３年が18.7、平成４年は20.7ということで、その趨勢等からいきまして、増加傾向にあるわけでございます。

以上で、財源別歳入決算等を比較しまして、大略ではございますけれども、いろいろと、この内容についてわかるわけでございます。

特に、歳入減の著しいものということに目を向けてみますると、御承知のとおり、たばこ消費税、これは9.5％減で、金額にいたしまして6,400万円減ということになっているわけでございます。

また利子割交付金は特に著しく、56.3％、金額にしましてマイナス７億4,523万円、これらは、いわゆる公定歩合等が引き下げられた結果、金利の低下等により、皆様方が利子税という形で取られている20％のうち５％が地方に配分され、その金額が非常に減った、その結果このようになったということが申されるわけでございます。

また、自動車取得税交付金、これも13.7％の減でありまして、金額にしまして 8,646万円ということになっているわけでございます。

さらに著しいのは財産収入、これを見ますると67.3％減ということになりまして、金額にしまして、これは8,646万ということでございます。これは売り上げの低下ということになっておって、自動車産業は昨年と比較しまして非常に低迷しているということが申せるわけでございます。

特に、この注目すべき点、これは、また減額補てん債を見るわけでありますけれども、その補てん債は10億円ということになっており、さらにこの財政調整基金が８億 8,600

万円、これは繰り入れられているわけでございます。

さらに、公共施設建設基金繰入金、これは31億も繰り入れられているということでございます。

なお、この基金ということに触れたわけでございますから、どうしても先ほど沢田議員がおっしゃった基金の残高、平成４年度現在高を申し上げなければならないということになるわけでございます。現在高は128億5,900万円ということになるわけでございます。

さらに、地方債の発行残というのを見ますると、232億4,700万円ということになっておるわけでございます。

さらにこれに加えなければならないのは何かと申しますと、下水道特別会計、さらに病院会計、土地区画整理特別会計等を合算しますと、440億4,000万の借金ということになるわけでございますけれども、これは１人当たりにすれば幾らということになりますけれども、そう小さいことは申さなくても、やはり本年度の決算の参考ということになると、そのあたりは御理解をいただきたいということでございます。

また、昨年の８月です、経常経費５％の凍結を行ったというようなことでございますけれども、これらにつきましては、財源の確保を効果的に行うという面においての財政運用、これを考えてみると、非常に賢明な扱いではなかったかということが申されるわけでございます。

さらに、施策の成果、これは皆様方のお手元に配付された資料等によって検討してみますると、大成荘の改築、防災情報センター、緊急通信システムの整備、市民プールの代替地、下水道、土地区画整理事業等、都市基盤整備の諸施設を積極的に推進し、その取り組み方、その姿勢は、評価してもよろしいのではないかということでございます。

また、予算流用等については、年度内に20件あり、前年より増加しているということを考えてみますると、これらの点につきましては、殊さら留意して、さらにこのようなことがないように努力するということが必要であろうと考えられるわけでございます。

また、決算のときにも指摘されました緑化協会に対する助成金については、他より指摘されるまでもなく、早期にこれらの処理が行われなければならないということは、特に累積されたということではなくて、おのずからそのあたりに気をつけて行わなければならないということではないだろうかと考えられる次第でございます。

また、財政力指数等を見ますると、27市の中で７位、また実質収支比率等は27市の中で22位、公債費は27市の中で９位、さらに経常収支比率は11位ということになって、ま

あまあの線が出ているわけでございますけれども、この内容等につきましては、平成4年度の監査の意見書の78ページを見ていただければわかると思いますので、その点については省略をいたします。

さらに、この27市の決算状況等を見ると、この順位等が書かれておりますので、見てください。

それで、前述の4項について検討してみると、やはり他市と比較して、おおむね良好であるということが言えるわけでございます。そのような市の財政状況等をよく検討してみる中におきまして、一体、我が国の景気回復というのはどうなっているのかということが、やはり平成5年の事業を執行するに当たりまして重要なポイントではないか、ということが申せるわけでございます。

春先に政府、日銀が描いた下期景気回復のシナリオ、これは非常に実現が困難な情勢にあるということでございます。円高で企業の景況感、これが悪化しているわけでございます。

さらに、冷夏に伴う販売不振による在庫調整の足踏み、雇用人員の過剰感の広がり等、新たな不安材料がまた積み上がってしまったということでございます。昨年の夏以降にわたる総額24兆に上る総合経済対策、また91年以降の6回にわたる公定歩合の引き下げなど、伝統的な財政金融政策をもってしても、その効果に限界があるのではないかということが申せるわけでございます。

このようなことを考えてみますると、日野市においては、一体何をしたらいいかということになると、やはり職員の英知を結集して物事に当たるという以外にないのではないかというわけでございます。確かにそのようなことを短絡的に申し上げますと失礼に当たるかもわかりませんけれども、そのあたりで、やはり御理解をいただく。それでさらに、我々が緑と文化の市民都市を目指して進んでいく、そのあたりは、特に市長はしっかりと認識をしていただくということが大切ではないかと思うわけでございます。

そのような中におきまして、また、日銀統計局、または各企業の総合研究所の認識を見ると、日銀短観等は、数ある指標の一つにはなってしまうんだけれども、これがやはり短観が当たった試しがないということが言えるわけです。特にこれらを考えてみますると、地方財政というのは今後いかにあるべきかということも、さらに慎重を期さなければならないということでございます。

そのような中におきまして、景気底割れというようなことも、新聞をこれは切り抜いてきたんですけれども、出ているわけでございます。今後の問題ということになります

と、第７次の公定歩合の引き下げ、さらには市場金利の低め誘導を通して一段と金融緩和の効果が深まるわけでございます。これが予測されるわけです。既に金利は、公定歩合は1.75％と、史上最低の水準に至ったわけでございますので、これをさらに下げるということは非常に困難ではないかと言われておりますけれども、さらに金融低下の傾向というのが見られるわけでございます。これを考えて、金融緩和ということになると、さらに利払いの負担軽減ということからいきますと、日野市も利子割り交付金等はなお低下をしてしまうということになるのではないかと、私は考えております。これら等を考えてみますると、最終的に需要が低迷している現場では、投資的刺激効果というのは、やはり政府がやっていてもなかなか難しいということは、どなたでもわかる範囲の中にあるのではないかということができるのであります。

そこで、政府でも、この新聞等を見ますると、所得税の減税、内需の拡大等を図って、経済構造の転換、いわゆるリストラクチャー、国際協力を行い、為替の安定もまた図らなければならないといいますけれども、やはり、いかにリストラ等を行いましても、なかなか難しいということが言えるわけでございます。

そのような中におきまして、私は、この日野市の行政は一刻の停滞というのは許されないわけでございます。やはり市長以下、職員一体となって、緑と文化の市民都市実現に向けまして五つの基本目標に沿い、責任を自覚して、健康で、しかも職員がおのおの職責を全うしていただくということを強く要望しまして、意見といたします。認定です。

○議長（黒川重憲君）　板垣正男君。

〔19番議員壇〕

○19番（板垣正男君）　1992年度、平成４年度日野市一般会計決算審査を通じまして、一般会計決算の認定の立場で、日本共産党市議団を代表して意見を述べたいと思います。

地方自治体の財政すべてでありますが、日野市の財政状況を語るには、国の地方自治体に対する財政政策を論じなければならないことは、言うまでもありません。92年度の政府の地方財政政策の最大の問題点は、前年度に引き続いての5,000億円の交付税の減額を行ったことであります。

そして、さらに8,500億円の減額を行いまして、これは事実上の交付税の引き下げとなったものであります。地方自治体を地域住民の豊かな暮らしを保障するという、とりでとしての発展させようとする地方自治体の立場とは、全く相反するものであります。

この交付税の減額は、日野市の財政状況にも大きな影響を及ぼしてまいりました。すなわち、昨年度の歳入減に伴う政府の方針は、いわゆる借金の押しつけにあらわれてい

るわけでございます。10億円の財源不足に対する補てん債を利率の高い縁故債に頼らざるを得なかったということなどに見られますように、地方自治体の借金はますます年度を追って多くなってまいってきているものでございます。

それに加えて、1982年度以降、臨調行革路線で、地方に対しまして、国以上の削減を強いるとともに、84年度からは国庫補助率の引き下げを行いまして、国が当然負担すべきものを、地方に転嫁を行ってきているものでございます。

1985年、昭和60年から平成３年度の日野市における国庫支出金の減額調査によりますと、減額されたその累計額は、31億9,300万円にも上っているものでございます。これは依然として回復されないままに、日野市の持ち出し負担となって財政状況を一層困難にする大きな要因ともなっているものでございます。

こうした問題を指摘せずして、日野市の財政問題を論じることはできません。自民党政府の地方財政に対する余りにも無責任な、こうした地方への財政負担を私たちは絶対に容認できるものではないわけでございます。

しかもそれに加えて、バブル経済の破綻という、自民党政府の財政、そして経済政策の深刻な破綻によって、地方財政を初め国民生活にも深刻な影響をもたらしたものでございます。

歳入で申しますならば、289億9,600万円の当初予算の計上がございました。市税で申しますと、この当初の歳入見込みよりも11億5,500万円の減額補正をせざるを得なかったわけであります。そのうち法人関係が８億9,500万円という莫大な減額補正となりまして、歳入に大きなマイナス影響をもたらせたわけであります。

加えて、国庫支出金に約２億円の減額補正が見られる点も、見落としてはなりません。福祉部長の説明にもよりますように、この２億円近い減額のうちの主なものは、生活保護費に関するものが主要な割合を占めているということでございます。政府は、生活保護に対してどんな対応を行っているのでありましょうか。昨年度は、生活保護費は、91年度、いわゆる一昨年よりも128億円削減いたしました。これは、３年連続で生活保護費を削減したことになったわけでございます。非保護世帯に寄付される補助費は７年連続の削減という、全く言語道断とも言える冷たい仕打ちを行っているわけでございます。そのために、全国的には生活保護世帯は、1989年４月には66万6,204世帯だったのが、91年６月には60万4,947世帯へと、２年間で６万1,257世帯も減らされております。毎年、予算が使い切らない状態が続いているわけでございますが、日野市の場合も、こうした政府の生活保護対策の冷たい影響を受けているものと言わざるを得ません。生活保護費

削減のために、窓口による適正化という名目で、申請の拒否や、生活保護の打ち切りなどによって受給者数を減らしてきたということによるもので、その結果、自殺であるとか、餓死に追い込まれるといったことなどが、社会的な大きな問題として記憶に新しいところであります。

札幌市では、生活保護世帯の資産、収入を調査する際に、本人の同意を得る同意書を偽造してまで預金を調べ、生活保護を打ち切るという事件が発生したことも、つい最近の出来事であったわけでございます。

こうしたことで、生活保護、あるいは福祉などの予算が一層切り詰められようとしているもとで、平成4年度の日野市の福祉施策を初めといたしまして、その当初、目的といたしました施策の数々が実現したことも、監査委員の意見書の中にも評価しているくらいでございます。（「そんなことはない」「何がないの。どこを見ているの」と呼ぶ者あり）

この意見書の3ページ、次のように述べてございます。当年度予算にかかわる主要な施策の事業執行については、自治法の趣旨に基づいて適正に処理され、おおむね所期の目的が達成されたと認めております。多摩川福祉ゾーン用地借り上げ、栄町サービスセンター建設、大成荘改築等々、数え上げれば切りがないくらい多くの実績を上げることができたと思います。なお、この年度は深刻な財政状況の中で、一部予算の凍結が実施されるなど、支出全般について効率型経費の削減に努めていることも、明記されているわけでございます。

森田市長にあっては、市長就任20年目の予算の執行でもあったわけでございますが、市民要求にこたえて着実に成果を上げることができたと思います。市長を初めはもちろんでありますが、全職員の努力によって、これらの成果が勝ち取られたものと私たちは考えているものでございます。

さて、来年度予算の編成に向けまして、私は一言、述べておきたいと思います。

決算の審査の中にも、再三再四、市当局の強調されたことでもございますが、空前の財政危機に、今日、至っております。来年度も一層厳しい財政事情が続くとの予測が説明されているわけでございますが、経常経費の削減は免れない状況にあると言われております。しかし、そういうもとでも、市民生活に直接影響を及ぼすような削減や、あるいは切り詰めは、最大限、回避していかなければならないと思います。バブル経済の破綻によって、市民生活、国民生活は、まさに困窮の度を深めているわけでありますが、こういうときにこそ行政は、市民生活を守るために一層の努力が求められていることと

思うわけでございます。

私は、今度の決算の審査を通じて、施策の点で、二つのことについて触れておきたいと思います。

一つは、言うまでもなく福祉の問題であります。福祉の問題については、いろいろの論議があることはもちろん承知をしておりますが、鈴木都政や政府自民党、あるいは細川内閣が行おうとしている福祉の切り詰め、あるいは自助努力などが依然として強まろうとしている傾向のもとで、革新市政のもとにおける福祉のレベルを絶対に落とさないという決意を、強めていただきたいと思うわけでございます。

審査の中においても、福祉に対する所得制限の導入を要求すると受けとめる発言があるわけでございますが、例えば、老人理美容券の発行に対するものでございます。私は、今日まで築き上げてまいりました革新市政の福祉のレベルを落とさないためにも、理美容券の発行を初め、老人への365日給食、あるいは老人入院見舞金等々、日野市の独自の福祉施策をこれ以上、後退させないという立場を、しっかりと堅持していただきたいと思うわけでございます。ややもすると、所得制限の導入などによって、福祉の対象を狭めようとする傾向があるわけでございますし、東京都の鈴木都政においては、一層その傾向が顕著であるわけでございますが、そのことにも日野市の福祉レベルを一層堅持し、内容充実のために努力を行っていただきたいと思うわけでございます。

次に、社会教育の問題であります。御承知のように、日野市の社会教育も、ここ数年、一層充実を見てまいりました。市内の公共施設の市民の利用者数、社会教育センターの市民の利用者数などを比較いたしますと、社会教育センターの市民の利用数が最も多いことを記録されてございます。市民に親しまれ、市民に利用される社会教育センターは、今後、一層、その管理、運営を含めて、充実されるべき方向をたどらなければなりません。日野の社会教育の全体のレベルアップと、一層の充実を進めるためにも、社会教育センターの運営、管理等も含めて、今後も一層努力をされることを申し上げておきたいと思います。

最後になりましたが、議員の海外視察の問題について、日本共産党の見解を述べておきたいと思います。（「行かないくせに何言ってるんですか」と呼ぶ者あり）

今年度の第１回定例議会におきまして、予算の審査を行いました予算委員会におきましても見解を述べておきましたし、討論におけるこの本会議場で、今後の財政状況の推移によっては再検討もあり得るとの見解を明らかにしておきました。税収の落ち込み、一層困難な財政状況は、もう私が繰り返すまでもありません。決算委員会で、助役は、

日野市始まって以来の厳しい財政状況にあるとの認識を示しております。そのために、内部的な努力や経常経費の10％削減も検討せざるを得ないとの、財政当局の説明もございました。こういう状況のもとで、不要不急、そして経費節減に努めることは、議会においても例外ではありません。こういう状況においてこそ、議員は率先して不要不急の経費の削減に努めるべきだと考えるわけでございます。

さらにそれに加えて、最近、大きな社会問題にもなっております前代未聞のセクハラ議員辞職請願云々と報道されました、いわゆるセクハラ議員問題が生じているわけでございます。（「うそつき市長、辞職」「何でそんなこと言っているんだよ」と呼ぶ者あり）「昨年10月に私が団長でヨーロッパ視察旅行に出かけた時、ロンドンのチャーチルホテルで同行の女性議員の部屋のドアを半ば無理矢理こじあけて『入れろ』『ダメ』としつこくやっているのを見た」（副議長）ということで、恐らく副議長が語ったものとして報道されているものでありましょう。外国に視察に出かけた席で、こうした新聞あるいは週刊誌などで報道されるような問題があるということであるならば、なお私は議員の海外視察は、今年度見送り、中止をすべきではないかと思うわけでございます。（「決算と関係ないじゃないか」「傍聴者を注意してください」と呼ぶ者あり）

かかる二つの問題で、今年度の議員の海外視察を中止すべきだということ、そして来年度の予算の計上は、議会としても議員の海外視察の予算計上は見送るよう市長に申し入れをすべきではないかと思うわけでございます。また、市長は、あるいは財政当局、こうした状況のもとにあるわけでありますから、海外視察の計上については一層慎重に検討され、見送るべきではないかと、この場をかりて改めて意見を申し上げておきたいと思います。

以上、私は一般会計決算認定の立場での意見を申し述べました。全体としての評価されるべき点、そして問題点、また議会の率先した経費の削減等について意見を述べまして、日本共産党市議団を代表しての一般会計決算認定の立場の意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　執印真智子君。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　平成４年度の一般会計決算について、過日の三日間の審議を通し、また監査の意見を読ませていただいた中で、おおむね適正と判断をいたしましたので、生活者ネットワークといたしまして認定の立場で一言意見を申し上げるとともに、平成６年度の予算編成に向けて、要望を述べさせていただきます。

平成４年度には、倉沢の果樹の里づくり、イモ掘り農園作成、有機栽培施策、学校給

食供給育成など、農業推進の事業があり、市民としては大変うれしい限りです。

さらには、親水事業として、倉沢川整備、向島用水の整備があります。向島用水については、先日、カワセミが魚をとる姿が見られたということで、潤徳小学校からそのままおりられるということもあわせて、大きな教育効果を生み出すであろうと考えます。

また、食品安全行政については、市民の請願から始まりました食品安全研究グループの成果を、食のガイドブックにまとめた年でもありました。食の安全が広域行政であり、一つの自治体でできることが大変少ない実情の中で、市民参加でこの事業が進められてきたことは、大きな成果であると考えます。

女性の行政についても、女性センター10周年記念事業があり、女性としては実に力が沸く、よい企画であったと思います。全く政治には素人でありました私が議会に入り、この3年半の議員の活動を通し、職員の皆様が一生懸命働いていらっしゃる姿が、十分に伝わってまいりました。日ごろの御努力に心から感謝をいたします。

平成6年度は、財政的にも厳しい状況が予想されますし、病院の建て替え、その他大事業も抱えているわけですが、生活者の立場から、5点について要望したいと思います。

○議長（黒川重憲君）　お諮りいたします。この際、会期の延長の件を日程に追加し先議いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって本件を日程に追加し先議することに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を9月30日まで1日間延長いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって会期を9月30日まで1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。9月30日の会議は、議事の都合により特に午前0時に繰り上げて開くことにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって9月30日の会議時間は午前0時に繰り上げることに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。

明日の本会議は午前０時より開議いたします。

本日はこれにて延会いたします。

午後11時59分　延会

9月30日　木曜日　（第8日）

平成5年
第3回定例会　日野市議会会議録　（第23号）

9月30日　木曜日　（第8日）

出席議員　（28名）

1番	沢田研二君	2番	執印真智子君
3番	田原茂君	4番	藤林理一郎君
5番	簾野行雄君	6番	谷長一君
8番	下村功君	9番	佐藤洋二君
10番	一ノ瀬隆君	11番	内田勲君
12番	宮沢清子君	13番	馬場繁夫君
14番	高橋徳次君	16番	小川友一君
17番	土方尚功君	18番	福島敏雄君
19番	板垣正男君	20番	鈴木美奈子君
21番	奥住日出男君	22番	夏井明男君
23番	黒川重憲君	24番	天野輝男君
25番	福島盛之助君	26番	小山良悟君
27番	市川資信君	28番	名古屋史郎君
29番	竹ノ上武俊君	30番	米沢照男君

欠席議員　（なし）

欠員　7番　15番

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男君	助役	前田雅夫君
企画財政部長	長谷川暢男君	総務部長	小林修君
市民部長	永瀬誠一君	生活文化部長	藤本享一君
環境部長	山口正夫君	都市整備部長	鈴木栄弘君
建設部長	小俣雅義君	福祉部長	坂口泰雄君
水道部長	日野義人君	病院事務長	須藤雄示君
教育長	長沢三郎君	学校教育部長	糸川滋君
社会教育部長	大谷俊夫君		

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	落合豊君	次長	田中正美君
書記	濃沼哲夫君	書記	小林章雄君
書記	橘達雄君	書記	山田二郎君
書記	田倉芳夫君	書記	鈴木俊之君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一丁目10の3
立川速記者養成所　所長　関根福次
速記者　小野口純子君

議事日程

平成5年9月30日（木）
午前0時開議

（議案審査報告）			（一般会計決算特別委員会）
日程第1	議案	第58号	平成4年度日野市一般会計決算の認定について
			（特別会計決算特別委員会）
日程第2	議案	第59号	平成4年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3	議案	第60号	平成4年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
日程第4	議案	第61号	平成4年度日野市下水道事業特別会計決算の認定

について

日程第	5	議 案 第 62 号	平成4年度日野市立総合病院事業会計決算の認定について
日程第	6	議 案 第 63 号	平成4年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定について
日程第	7	議 案 第 64 号	平成4年度日野市老人保健特別会計決算の認定について
日程第	8	議 案 第 65 号	平成4年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定について
（取り下げ）			（総務委員会）
日程第	9	請 願 第 5－10 号	日野市南平二丁目35番地の2、8,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会に於て慎重審議されることを要望する陳情
（請願審査報告）			（厚生委員会）
日程第	10	請 願 第 4－21 号	複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情
日程第	11	請 願 第 5－2 号	都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情
日程第	12	請 願 第 5－7 号	難治性肝炎患者に関する請願
日程第	13	請 願 第 5－20 号	児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情
日程第	14	請 願 第 5－22 号	製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情
日程第	15	請 願 第 5－23 号	水俣病被害者の早期救済に関する陳情
（継続審査）			（総務委員会）
日程第	16	請 願 第 3－11 号	日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願
日程第	17	請 願 第 3－12 号	拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情

日程第 18	請 願	第 4－3 号	労働時間短縮についての陳情
日程第 19	請 願	第 4－17 号	日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情
日程第 20	請 願	第 5－3 号	建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情
日程第 21	請 願	第 5－12 号	市内電話料金値上げ等の撤回を求める陳情
日程第 22	請 願	第 5－13 号	「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情
日程第 23	請 願	第 5－16 号	日野市南平二丁目35番地の2、8,431㎡について、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情
日程第 24	請 願	第 5－17 号	日野駅改良の促進に関する請願
日程第 25	請 願	第 5－19 号	セクハラ土方議員辞職を求める請願
日程第 26	請 願	第 5－21 号	海の非核化宣言の請願 （文教委員会）
日程第 27	請 願	第 5－6 号	日野市中央公民館の建て替えおよび公民館分館建設に関する請願
日程第 28	請 願	第 5－25 号	小児成人病予防検査導入反対に関する請願
日程第 29	請 願	第 5－26 号	義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情 （厚生委員会）
日程第 30	請 願	第 2－24 号	「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願
日程第 31	請 願	第 2－25 号	中ホール建設に関する請願
日程第 32	請 願	第 3－17 号	日野市市民多目的ホール新設に関する請願
日程第 33	請 願	第 4－5 号	日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情
日程第 34	請 願	第 5－8 号	リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願
日程第 35	請 願	第 5－15 号	日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情 （建設委員会）

日程第　36　請　願　　第 2－4　号　京王百草園駅付近に自転車置場の増設を求める請願

日程第　37　請　願　　第 2－28　号　大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願

日程第　38　請　願　　第 3－4　号　区画整理の諸点についてご配意下さいの請願

日程第　39　請　願　　第 3－5　号　まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願

日程第　40　請　願　　第 3－19　号　高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願

日程第　41　請　願　　第 4－10　号　多摩川自治会内の建築許可に関する請願

日程第　42　請　願　　第 5－1　号　豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願

日程第　43　請　願　　第 5－5　号　不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情

日程第　44　請　願　　第 5－14　号　倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願

日程第　45　請　願　　第 5－18　号　宮公園設置を要望する陳情

日程第　46　請　願　　第 5－24　号　住環境保護についての請願

（継続審査議決）

日程第　47　議会運営委員会の継続審査議決に関する件

日程第　48　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　49　スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　50　交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件

日程第　51　市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件

（請願上程）

日程第　52　請　願　　第 5－27　号　多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願

（議案上程）

日程第　53　議　案　　第　79　号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第　54　議員提出議案第９号　日野市議会議員の政治活動等に係る決議

日程第　55　議員提出議案第10号　小選挙区制の導入に反対する意見書

日程第　56　議員提出議案第11号　消費税の廃止を求めるとともに、直ちに食料品非

課税実施に関する意見書

日程第　57　議員提出議案第12号　国民に円高差益の還元、電気、ガス料金等の引き下げを求める意見書

日程第　58　議員提出議案第13号　安くて、住みよい、都営・都立住宅の大量建設を求める意見書

日程第　59　議員提出議案第14号　都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める意見書

日程第　60　議員提出議案第15号　難治性肝炎患者に関する意見書

日程第　61　議員提出議案第16号　児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める意見書

日程第　62　議員提出議案第17号　製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書

日程第　63　議員提出議案第18号　水俣病被害者の早期救済に関する意見書

本日の会議に付した事件

日程第１から第63まで

午前０時０分　開議

○議長（黒川重憲君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員28名であります。

執印真智子君の意見を続けます。

〔２番議員　登壇〕

○２番（執印真智子君）　１点目は、農地の保全についてです。

昨年度の生産緑地法の改正により、６割近い農地がいずれは宅地化されるだろうという中で、決算委員会の中で市長もおっしゃっていた「農のあるまちづくり」をするには、かなり思い切った政策が必要だと考えます。税の関係も含めて、十分に検討をしていっていただきたいと思います。

２点目は、丘陵地、崖線の緑の保全についてです。

７月15日に、横浜国際平和会議場で「地球そして生命のために……」と題した地球の温暖化と砂漠化を迎え、その現状と対策を考える講演とシンポジウムが開かれております。ここで、研究者が強く訴えられたのは、地球規模の予測と地域予測は異なること、人類は自然破壊の引き金をもう引いてしまっていて、温暖化や破壊は自然加速していく状況にあること、そして一度壊れた地球環境は決してもとにもどるということはないといった、かなりショッキングでペシミスティックなものであり、持続可能な開発とよく言われますけれども、現状は研究でブレーキをかけながら時間稼ぎをする対策が急速に進められるべきで、一人ひとりが痛みを感じながら対応すべきときである、ということが語られたそうです。この報告を聞いて、私は、そもそも水や空気は地球上すべての生命体に平等に与えられたものだということを、皆が再認識する必要があるのではないかということを感じました。

世界一、安全でおいしいと思われていた日本の水も、安全面での不安から、高価な浄水器を買う家庭がふえています。空気清浄器を買い備える家庭もふえているといいます。つまり、安全な水や空気はお金持ちしか手に入れられない状況になりつつあるということです。

食糧について言えば、温暖化によって食糧分布が変わったとき、世界じゅうが飢餓の状況に陥ることも、ＳＦの世界ではなくなってきているのではないでしょうか。

さきの東京都における環境行政のあり方についての中間のまとめでも、現状認識はかなり厳しく受けとめられ、決して楽観的なものではないと受けとめましたが、かつてないほど深刻な環境問題に対して、市民も行政も企業も議員も、人間という一生物として

のモラルが要求されているときではないだろうかと感じています。

過日の一般質問の際にも申し上げましたように、市民の安全の面からも、これ以上、ミニ開発、スプロール開発が進まないように、環境管理計画の作成を、まず実行に移してください。

また、環境面からいっても、フロン回収は早急に手を打つべき問題だと思います。担当課の積極的な調査には、大変関心をいたしました。対応についても、早急にお願いいたします。

3点目は、食の安全行政について申し上げます。

先日の決算委員会の中では、市長より、食品安全グループの活動の成果である食のガイドブックを増刷し、健康課でも活用していきたいという御発言がございました。これは、ぜひ予算化していただきたいと考えます。

先日、米の安全についてのビデオを見ました。その中で、国産の米、海外で購入してきたお米の両方にコクゾウムシを入れる実験をしておりました。コクゾウムシは、海外の米の中ではすべて死ぬというショッキングな結果になっていました。検査によりますと、日本の米に比べ、アメリカ産で300倍、オーストラリア産で3,000倍の農薬が検出されたということです。現在、冷害の影響により米の輸入が検討されておりますが、健康面からは非常に不安を感じるところです。食品は、体をつくり、食べ方によって、食べるものによって、健康にも不健康にもなるものです。その安全性をしっかりせずにいて、病院をつくっても、保健福祉計画をつくっても、対処療法としか思えないというのが正直なところです。ぜひ市の中で、できる限りの食品安全行政を今後とも進めていただきたいと思います。

4点目として、女性行政の推進について、さらに積極的に進められることをお願いいたします。これは教育の部分から進めることが必要ですので、男女混合名簿について、教育委員会の中でも検討を進めていただきたいと考えます。

5点目として、市民への積極的な情報公開を進めることをお願いいたします。私が議会へ入る前と現在とを比べますと、市民には正しい情報が余りにも少ないということを実感しております。

例えば、市立総合病院の建て替えについて、市民に届く情報は余りにも一方的、かつ部分的でありまして、税金の使われ方など大事なところが、まるで見えておりませんでした。市として、市民への情報の出し方を検討する時代ではないかと思います。

また、市民参加、市民自治、生活者の政治の声が高まっております。より一層、市民

の声に十分に耳を傾けることをお願いいたします。

以上、地方自治体でもグローバルな視点を持っての今後の施策に期待をいたしまして、生活者ネットワークの平成4年度一般会計決算認定の意見とさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　田原　茂君。

〔3番議員　登壇〕

○3番（田原　茂君）　公明党を代表いたしまして、平成4年度日野市一般会計決算を認定する立場から意見を申し述べたいと思います。

言うまでもなく、議会での審査に先立ち、監査委員により計算間違いはないか、収入、支出が計画的になされているか、財政運営は妥当であったかどうか等々の、いわゆる会計技術的な決算審査が行われており、それによると、おおむね適正に執行されているということであります。その意味では認定するわけではございますが、市民の立場から見るとき、必ずしも満足のいく予算の執行とは言いがたいのであります。順を追って問題点を指摘する中で、意見とさせていただきたいと思います。

第1番目に、財政運営の面ですが、財政力指数、実質収支比率ともに昨年より後退しております。さらに財政的余裕度を見る経常収支比率も、危険ラインと言われている80％に、あとわずか0.5ポイントに迫るという、大変硬直した財政状況を呈するに至ったということであります。

今後、確実に進んでいくであろう高齢化社会、あるいはおくれている都市基盤整備、また多様化する市民要望等々への取り組みをいかに充実させていかなければならないか、真剣に模索する必要があります。そのためには、職員定数の問題も含めた全庁的な意識変革が何よりも要求されます。今、16万5,000人の市民に真に必要な施策は何なのか、過去の習慣にとらわれず、よくよく吟味した上で、ゼロベースからの取り組みを強く要望しておきます。

また、今回の決算の特徴は、基金の取り崩し額がいつになく高いということであります。決算委員会の中でも質問させていただきましたが、資金運用の計画性がいま一つ、あいまいであったというふうに思います。財政的に厳しくなればなるほど、基金の運用の仕方が問題になります。場当たり的な運用をやめ、しっかりとした運用計画のもとに、今後の財政事情に対処をしていただきたいと思います。

2番目は、固定資産税、都市計画税の課税時の明細書添付実施準備のための調査で、平成4年度は土地についての調査で、誤課税が18件、120万円が発見されたということでありました。納税者からすれば、誤って多くの税金を取られたということは、大変な

行政への不信につながります。今後、このような誤課税が起こらないためにも、平成6年度での明細書添付の確実な実現を強く要望しておきます。

3番目は、市内連絡バスの問題でございます。これは昭和61年より開始をされ、今では3路線が走っており、ようやく4路線目もスタートをする段階にはなっているわけでございますが、狭隘道路が多いために、市内はまだまだ交通不便地域が残っておるわけでございます。結構、込んでいるにもかかわらず、手すりもついていない状態です。最寄りの駅に行きたくても、迂回していくために時間がかかる等々の苦情も絶えません。高幡不動から平山城址公園駅までの便を2路線に分割するとか、そろそろ抜本的な見直しが必要ではないでしょうか。

このバス路線もそうですが、ふるさと博物館、かしの木荘等々、ただやっているというだけの施策が多いように見受けられます。何の改善もされずに、利用者は減る一方なのに利用者の声に耳を傾けない、このような施設、施策が多いように思います。どうか利用者の側に立った施設の運営、施策の遂行をお願いしたいと思います。

4番目は、敬老金の支給方法であります。雨の中を地区センターの外で立たせて支給するような今の方法は、早急に改めるべきであります。95歳未満のお年寄りは、何が何でも地区センターや役所へ来なければ支給しないというのは、いかにも前近代的なお上の発想というものでございます。

5番目は、生産緑地法に伴う今後の緑地としての、農地の確保の問題でございます。市長は、決算委員会の席でも、宅地化すべき農地についての市の対応としては、代用住宅等あくまでも宅地化として考えていくというような話がありました。しかし、後継者がいないとか、やむを得ず宅地化すべき農地を選ばざるを得なかった人たちについては、そのような人たちこそ行政が手助けをして、何らかの援助を行うことによって、緑地としての農地を確保していくべきではないかと考えます。この点は、行政の知恵が全く感じられません。再考を強く促すものであります。

6番目は、駅前放置自転車の問題でございます。再三にわたって議論が行われておりますが、全く前進していないのが、この問題です。確かに保管場所がもう限界だということはわかりますが、がらがらの駐輪場もあるわけであります。そういうところを利用するとか、もう少しこれも知恵を出していただきたいと思うわけでございます。国の自転車法の改正の動向も見る必要があるということがありますけれども、日野市として一歩踏み出していかなければならないという状態に、どうしても今、置かれているということを指摘しておきたい思います。

まだまだ指摘をして、問題提起をしていかなければいけない点が多々ございますが、時間もございませんので、最後に、今回の決算審議中に、市長の公職選挙法違反の、いわゆる寄付行為の事実が明らかになりました。このやりとりを聞いていて、市長の口から出る言葉は、うかつにも言ってしまったとか、つい言ってしまったとか、とにかく言ってしまったことを悔いる言葉のみであり、何ら反省の、また謝罪の弁がありませんでした。やはり6期24年目に入った者としてのおごりの姿勢を強く感じざるを得ません。どうか、これを機に、みずから反省すべきところは反省をし、謙虚に市民の声、議会の声に耳を傾けられますことを、強く要望しておきます。

以上、公明党を代表いたしましての、平成4年度一般会計決算の意見とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

〔16番議員　登壇〕

○16番（小川友一君）　それでは、自由民主党会派を代表して、平成4年度一般会計決算に対し意見を述べさせていただきます。

決算の数値については、監査委員の審査意見書において正確に処理をされている旨の報告がなされましたので、問題となる点はないものと考えています。

事務事業に対する基本的な考え方や、その処理方法、処理手続等については、委員会の審査を通じて数多く指摘がなされ、問題は多いと言わざるを得ません。本日、この場で、それらのすべてについて改めて指摘することは時間の問題もあり、困難でありますので、それらのうちの幾つかについて指摘をし、最後に本決算の認定に関する我が会派の態度を表明したいと考えております。

まず、歳入についてでありますが、いわゆるバブルの崩壊による景気の急速な落ち込みは、国民生活のあらゆる分野に非常に暗い影を落としてきております。そして、そのことは私どもの地方自治体の運営に対しても同様で、特に税収という面に大きなマイナス作用を及ぼし、近年、例を見ないほどの厳しい状況に立ち入っていると言っても過言ではありません。しかも、この厳しい状況は、今後も相当期間にわたって続くものと予想されており、歳入の基幹である税の伸び率の低下は、今後の本市の各種事務・事業の進捗に大きな影響を及ぼすのは、必至の状況であります。このことは、経常収支比率が危険水準である80％に極度に近づいているという一事を見ても、十分、うかがい知るところであります。

しかしながら、このような時代にあっても、いや、このような時代だからこそ市民要

望にこたえ、市民生活の安定向上のために、着実に事務・事業を執行をしていかなければならないことは、執行機関の当然の責務であります。そのためには、従来から我が会派が指摘しているように、税収、その他の一般財源に頼ることのみならず、国や都からの補助金や交付金を特定財源の確保に努力しなければならないわけであります。

しかるに、決算審査を通じての市長の答弁は、従来の繰り返しで、東京都市長会や全国市長会を通じて獲得運動をしているとの答弁に終始し、日野市の財源確保のために独自に奔走したような熱意が、私の3年数カ月の議員生活の間には一かけらも感じられなかったことは、まことに遺憾であります。

また、歳入全般の使用料及び手数料についてでありますが、料金の設定は利用者の受益の程度に応じた額であることが原則であり、市民負担の公平性から、その料金は原価の上昇率の実情に即したものであることが必要であり、3年ないし4年ごとに見直すべきであるという指摘がされているにもかかわらず、特に住宅使用料は昭和48年から、また墓地管理手数料は昭和53年以降、据え置かれたままで是正がなされていないことは、財政運営上好ましくないとともに、財政状況の悪い中、行政努力が十分でないということも、重ねて指摘をさせていただきます。

次に、歳出でありますが、総務費企画調整費の中の日野市企業公社運営費補助金、1,631万円の件であります。当初予算で1,758万円を計上し、3月には280万円を減額補正をし、決算時には不用額として戻した件であります。理由をお聞きしましたところ、地権者との承認を得ることができなかったとのことでありますが、公有財産に事業を執行する場合と、権利者の合意が必要な事項との区別を明確にして予算措置をとることが当然であり、前年度の市立病院の駐車場建設の際に指摘をされているにもかかわらず、今期も同様のミスをするということは、企画の調整の甘さと、事業計画のずさんさを指摘をされても仕方がないと考えるとともに、今後の対応に期待するものであります。

次に、福祉行政であります。衛生費の中の老人保健事業経費、2億5,400万円の件であります。高齢社会を迎えるに当たり、いかに寝たきり老人をつくらないかの行政指導が必要であることは、言うまでもありません。その意味で、昭和57年の老人保健法の制定に基づき生活保健センターを設置したことは、評価すべきと考えます。しかし、地域保健将来構想の報告書にもあるように、将来に向けての施設としては十分でなく、今後、建て替えが予想される公立病院による医療リハの充実を図り、現在、実施されている浅川苑、そして保健センター等での地域リハとの連携を図り、老人保健事業の充実を図るべきと考えます。

また、現在、保健所法が改正されつつある中で、老人保健事業、特に対人保健サービスは下位に委譲され、いかに効率的に業務分担をし、機能連携を進めていくかが、自治体としての責務になってくるわけであります。多摩川苑福祉ゾーンなど、将来計画のある特養老人ホーム建設に向けては、専門家等の意見を十分取り入れ、対人保健サービスの対応方を考慮すべきであることを指摘し、要望をさせていただきます。

次に、土木費の中の、財団法人、日野市環境緑化協会に対する補助金の件であります。当初予算で4,000万が計上され、年度途中で300万が返還され、また昨年度繰越金が1,290万であり、当該年度の繰越金は1,600万強であります。この収支差額のうち、補助対象経費の残額については返還すべきものと考えます。

また、緑化協会と緑政課との事業実績が競合し、事業目的が明確にされていないことも、指摘をせざるを得ません。また、緑政課は委託料が多く、公園緑政課の業務は行政サービスに欠け、研究室的な役割になっているような感がしてなりません。もっと行政サービスに結びつけるべきとともに、市長が緑と清流をスローガンにうたう以上、環境緑化協会の人事は、東京都より指導を受けている常任理事の兼務を避け、建設部長には、部長としての職務専念義務を遂行していただくべきであり、常任理事の給与も不用額にして戻すことなく、適任者をそのポストに据えるべきであり、早期是正を実施し、市民が求める緑化に努め、環境緑化協会の事業展開を図るべきであるということも、指摘をさせていただきます。

また、今期の決算書に、予算に対し不用額が多く見られるわけでありますが、年度を超えた繰越金とすることは、他の事業に支障を来すことは明白であります。特に、土木費等の不用額は、設計及び契約差金であろうかと考えられますが、不用額は凍結が原則だというお考えは打ち破っていただき、節、款、項、目の不用は法で禁じられているわけでありますが、節、款同士の流用を認め、工事の工期を指導したり、行政努力をすることにより、工事入札後は速やかに減額補正をし、財政状況の悪い中、市民要望の高い他の事業に支出し、事業化することが必要であると考えます。

現執行部のお考えの中に、土木費の総事業費77億円に対し、0.97％の、6,000万強の不用額は当然であろうかのようなお考えをお持ちのようでありますが、6,000万という金額は大金であり、市民の大切な血税であります。その公金を有効利用することが行政責任として課せられているということをお忘れいただいては、困るわけであります。前段で述べさせていただいたとおり、厳しい財政状況は相当期間にわたって続くものと予想される中、主管課と企画財政部がしっかりとコミュニケーションをとりながら、市民

要望に十分こたえられるような財政運営をしていただきたく、強く要望をしておきます。

なお、現在、行政事務の多様化により、電算化が計画され、平成６年、７年にかけて財務会計システムが導入されるわけでありますが、事務の正確性及び簡素化に向け、支出負担行為の決裁区分の権限を下位に委譲することが急務であるということも申し添えておきます。

以上、最初に申し述べたとおり、委員会審査を通じて指摘した多くの事柄の中から、ほんの幾つかの点について、この場で指摘をさせていただきました。これらの指摘内容に対する市長の責任は重大であると言わざるを得ません。６期目の座に着いているベテラン市長として、常に同じような指摘がされるということは恥ずべきことであり、自省の念を強く持っていただきたいと思います。みずからにおごることなく、議会の指摘には謙虚に耳を傾けることは当然のこととして、幹部職員の意見を素直に酌み入れ、また、あなたを支持した市民の声だけではなく、16万5,000市民の声なき声にも意を注いで、公正、公平な、そしてスピーディーな市政運営をしていただくことを強く期待して、消極的ではありますが、本決算を認定する立場での意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

〔18番議員　登壇〕

○18番（福島敏雄君）　私は、今回の決算委員会で副委員長を務めさせていただきました。緊急質問でのやりとりも聞いていまして、決算委員会でのやりとりも聞いていまして、大変、森田市長の発言に落差があるといいますか、違いがあるということで、びっくりしたものでございます。

私は、森田市長、５期、20年まで、本当に誠心誠意支援をし、選挙活動を一生懸命、支援をしてまいりました。今回の６期目に当たりましては、どんな立派な人でも20年は限界ではないか、こういうような判断と、５期目が始まるときに「今回が最後です」、こういうようなお話もありましたもんですから、立場を今度は変わったわけでありますけれども、森田市長の清潔、そして誠実さということについては、立場が変わろうとも信じて疑わなかったところでございますが、大変、何といっていいか、表現のしようのないくらい、びっくりした次第でございます。どうか、これから３年有余、残された期間があるわけでございますので、ぜひ初心に返っていただきまして、日野市のために、持ち前の清潔さ、それから誠実さ、このことで市民の先頭に立っていただくよう、まず申し上げておきたいと思います。

市側から提出されました決算の諸資料と、一般会計決算特別委員会の審議を通じまし

て、来年度予算編成に生かしてほしい内容と、行政の執行に当たって改善してほしい事柄について、日本社会党市民連合の意見を述べさせていただきたいと思います。

大きな１点目は、入るを量って出ずるを制すことに力を集中してほしいということでございます。決算委員会の中で、前田助役は、私の知る限りで最悪の財政状態と思う、こういう発言をされました。この発言は、現在の日本経済の状態と日野市の財政を的確に言いあらわしていると思っております。景気が下降局面に入ってから２年半以上が経過しながら、依然として回復の展望を見出し得ない中で、企業の業績悪化と個人所得の伸びの低さは、民間設備投資の不振、個人消費の低迷という形であらわれ、それに円高、さらには災害の多発、冷夏ということが追い打ちをかけているわけでございます。行政と、これに携わる者は、今こそ血のにじむような税金を有効に使うという原点に立ち返るべきであると思うわけでございます。

入るを量るという面では、徴税率を高めるということは当然のことでございますが、国の補助対象事業、都の補助対象事業をしっかりと把握をする中で、日野市民の望む事業と結合をさせていく努力を一層進めていかなければならないのではないか、というふうに考えておりますので、ぜひ、その点の御努力をお願いを申し上げたいと思います。

２点目は、出ずるを制すという面でございますが、まず、これの１点目は、職員の仕事と委託する仕事を見直して、委託料を削減すると同時に、職員の考える力の育成につなげてほしいというふうに思うわけでございます。平成４年度事業でも、市民意識調査、住宅マスタープランなど、これからの日野市の事業の方向を左右する各種調査が委託をされました。決算委員会での指摘に対しましては、作業的なものを委託している、という説明がありましたが、職員の能力を活用して費用の削減に務めてほしいと思うわけでございます。

以前、視察をいたしました下関市では、美術館の設計も職員が行ったという、こういう事例もあるわけでございます。私は、職員のすべての皆さんに参加をしていただいて、どう仕事をしたらいいのかということについて、検討をしてほしいと思うわけでございます。

出ずるを制するということの２番目でございますが、支出抑制につながるアイデアを職員から募ってほしい、こう思うわけでございます。決算委員会の中で、行政に対する改善提案が低調であるとの指摘がなされました。こうした活動は、トップ、幹部の姿勢が反映される部分も多いわけであります。経常収支比率が前年より５ポイント上がって79.5％になったということについて、危機意識を持つことが必要であります。何の手も

打たなければ、平成５年度、平成６年度は、危険ラインと言われる80％を超えるのは、目に見えているわけであります。民間企業では雇用調整も始まっていることなどを認識いたしまして、税金をいかに有効に使うかという視点で、改めて施策の展開をお願いいたすところでございます。

出ずるを制すという面の３点目でございますが、むだをなくすことと、費用対効果について、事前の検証を十分行ってほしいと思うわけでございます。浅川公会堂の変更のための設計費、46万3,500円が使われました。これは、どう言っても、むだと言わざるを得ないというふうに認識をいたすわけでございます。

さらに、日野駅西駐輪場は、用地費プラス工事費で、４億5,000万円にも上る巨費を投じておりますが、870台収容能力のあります駐輪場に、１年たった今でも、２階と屋上部分があいているという報告がなされております。これなども、まさに事前の調査不足を露呈したものであります。さらには、立派な企画展を実施しているにもかかわらず、入場者の少ないふるさと博物館も、そのいい例であります。

市民要望があるからつくればいいとは、もちろん考えてはいないとは思いますが、西駐輪場、ふるさと博物館は、市民、利用者から見て、すこぶる利用しにくいものであります。お金をかけた施設で、利用率の低いものについては、その原因を分析し、対策を立てていただきたいと思うわけでございます。そうしたことが、これからの新しい事業に必ず役立つものと思うわけでございます。

大きな２点目につきましては、困難な課題にこそ果敢に挑戦し、市民の望むまちづくりを進めてほしい、こういうことでございます。

今、日野市では、平成６年から10年間の事業方針と実施計画の作成が進められております。現在までの進め方に、市民参加が不足しているという指摘もありますが、要は、これからの限られた時間で、いかに市民に評価されるものをつくり上げるかだ、というふうに思うわけであります。21世紀に向かって、それぞれの行政分野ごとに何をなすべきなのか、進路と目標を、寄せられた市民の意見を尊重する中でつくり上げてほしいわけであります。

財政状態が悪いので計画の作成が困難だという助役の発言がありましたが、全般の年次計画は立てにくいかもしれませんが、目指すべき目標はしっかり定められるはずであると、認識をしております。行政は、往々にして困難な課題を先送りするきらいがありますが、困難な課題にこそ果敢に挑戦し、早く結論を出す努力をしてほしいわけであります。これは基本構想、基本計画だけではありません。議会で検討を約束したこと、議

会で採択された請願の実現なども含むわけでございます。

以上、大綱的に意見を申し上げ、認定する立場での意見にさせていただきます。

○議長（黒川重憲君）　これをもって意見を終結いたします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　先ほどの意見の発言の中で、若干、問題として指摘をしておかなければならないという部分がありまして、議事進行を途中でかけたんですが、不規則発言等も重なって御理解をいただけなかったんで、あえてその部分で、議長の後ほどの御判断をいただければということで、発言を求めたいと思います。よろしいですか。

○議長（黒川重憲君）　はい。土方尚功君。

○17番（土方尚功君）　先ほど、共産党の意見の中に、議員の海外研修といいますか、そのことの中で引用された部分に、人権あるいは議員の名誉にかかわる部分を、ある週刊誌の引用部分で、日野の副議長の発言をとらえて、意見の中にありました。この問題は、後ほど委員会での継続がされている重要な刑事事件としての問題でありまして、これについては、要するに関係の筋で調査をする、こういったことでもあります。そのことを、私も正式にこう言ったということが今の段階では、議事録を見るのが一番正しいであろうと思いますし、ここでどうのこうのということでありませんけれども、もしこれが、そういったことに、名誉にかかったり人権にかかわる問題であるとすれば、当然、議事録からの削除を求める、こういうことになろうかと思いますので、ぜひ、後の段階で、今、どうのこうのということでありませんけれども、ぜひ議長の判断の中において、対応をお図りをいただきたい。こういったことを強く申し入れをしたいと思いますので、よろしく取り計らいをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（黒川重憲君）　了解いたしました。

これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第58号、平成4年度日野市一般会計決算の認定の件は認定されました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前０時39分　休憩

午後１時２分　再開

○議長（黒川重憲君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第59号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第60号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第63号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第64号、平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第65号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

特別会計決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔特別会計決算特別委員長　登壇〕

○特別会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　特別会計決算特別委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会は９月24日に審査を行いました。委員長に、私、竹ノ上武俊、副委員長に福島盛之助委員が選出をされました。

審査結果については、時刻も丑三つ時に迫ってまいりましたので、簡潔にさせていただきたいと存じます。

付託された議案は、平成４年、1992年度特別会計決算、６議案でございます。これは国民健康保険、区画整理事業、下水道事業、水道事業、老人保健、入院共済事業でございます。あと１点は、公営企業会計の決算で、市立総合病院事業についてでございます。

質疑、資料請求、意見等につきましては、14名の委員から発言がなされました。30件にわたる内容でございました。いずれも、予算が議会で決議を行ったことに対して、適正な執行を行っているか、法律的に執行されているか、また、行政の効果はどうであったか、来年度の予算編成に向けて改善、工夫をすべき点についての要望、等々であったわけでございます。

特別会計決算特別委員会にも、監査委員会から定数については、帳簿あるいは証書類

をすべて審査をして、意見書として資料が提出をされておりました。

以上のような内容でございますが、その内容については、一々の紹介は省略をさせていただきたいと思います。

採決は、各議案ごとに行いました。７議案ともに、すべて全会一致で認定と決定をした次第でございます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。小川友一君。

○16番（小川友一君）　委員長にお伺いいたします。

議案第60号の土地区画整理事業の決算の認定の議案に関して、今、内容等の御説明がいただけなかったわけでありますが、西平山地域の区画整理事業地内に予定がされております新駅についての御質問がなされたかどうか、第１点目。

第２点目に、市立病院事業の決算に関連して、平成４年７月に施行されました廃棄物処理に関する質問等がなされたかどうか。

２点、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　特別会計決算特別委員長。

○特別会計決算特別委員長（竹ノ上武俊君）　第１点目について、お答えいたします。

西平山地区の区画整理については、質疑がなされました。現状について、住民の動き、このようなことについて質疑がなされたわけでございます。その点について、市当局の方では、地権者の回答に対して６回の説明会を行い、また今後も意見交換、説明、情報交換等を行っていく、ということでございました。その際、ステッカー、看板等が立っている問題についても、取ってもらうように市当局は話し合いをしているということでございました。

第２点目の質問につきましては、委員会としては審議はございませんでした。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　ただいま委員長の報告にありましたわけでありますが、新駅の問題に関して、視点を変えた立場で御質問をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（「どうぞ」と呼ぶ者あり）

それでは、質問をさせていただきます。

つい９月の14日に「八王子ニュータウンに新駅」ということで、日本工業経済新聞の中に掲載されました。たしか八王子市の新駅誘致は、私たちの西平山区画整理地内の新駅誘致よりも後にＪＲの方に要請、要望がなされた案件であると、私は認識しているわけでありますが、その八王子ニュータウン新駅は、将来に向けてＪＲの方で地元の事業

資金は地元が支出する中で大きく進展をして将来計画がなされた、という報道がなされました。

つい一昨日の交通安全対策委員会の場で、当執行部の、この駅に関して専門に取り組んでいる参事からの報告によりますと、いろいろ努力をされているが、なかなか進展を見ない、というふうな御説明をいただきました。ここ２年間、その交通安全対策委員会の中での審議の中で、毎回、進展がないというふうな説明がずっとなされているわけでありますが、この西平山地域の区画整理事業は、新駅をつくるという形の中で事業認可をとられたと思うわけでありますが、もし、この新駅誘致ができなかった場合、この区画整理事業は認可を取り直さなければいけないというふうに、私は記憶しているのでありますが、その辺の司法の部分に関して当局より御判断をいただきたいと同時に、私は、再三、市長に、公有財産を事業化する場合には、あなたの思っているとおりな事業展開はされることは、これはあなたが執行部ですから職務権限を持っているわけでありますから自由でありますけれども、他の権利が属するものに関しては、ある程度、方向を出してから予算措置をしていただきたいという要望を、再三しているわけです。私も１年半ほど前にＪＲの本社の方に、現状を私自身で聞きに行った経過があります。当面、参事の方も努力をされているということは理解がされますけれども、本来、真剣に、この新駅に誘致に取り組むのであれば、行政も、そして地元も、市民も、そしてまた関係の団体がもっと積極的に取り組まなければ、新駅誘致はできないというふうに思いますけれども、市長は、どんなお考えを持っていらっしゃるのか。

パンフレットに駅ができ、駅がないのに駅前広場、こんなことをうたっているということは、市民を結果的にはだますことになるのではないかという懸念がされるわけですが、市長の当面の御見解をいただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　仮称西豊田駅、新駅の誘致について、ＪＲ当局に誘致と、それから取り組み姿勢を申し入れて、理解を進めておるところであります。

これまでもお答えをしておりますとおり、ＪＲの責任者と直接、何回か面談をいたしておりますが、内部にも担当者を決めて、そうしてまた、日野市が調査をした資料も十分、検討をされて、その必要は認める、ついては、公有部分は、これはこれからの課題でありますが、区画整理事業の中で、いわゆるＪＲが企業として、その使用を考える用地の確保のことを問われております。

それに対しまして、区画整理事業の中で、極力、その御要望に沿っていきたいという

ことも答えておるわけでありまして、今の質問の御趣旨のことは、我々も十分、考えておるわけであります。とりわけ西平山区画整理事業の中に、いわゆる駅を誘致する、その駅前広場を、事業計画の中で定めております。

そういう根本的な姿勢をはっきりと事業に打ち出しながら、今後、精力的にいろんな市民要望の力を表現することもあわせ考えながら、ＪＲ当局の積極的な取り組みを求めていくということで、今までもお答えをいたしております。その考え方に何らの変更はございません。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　市長、そのお答えは、耳にたこができた。毎回、同じことを言っている。私は、そんなことを言っているんじゃないですよ。もう時期的には換地がスタートして、市民の大切な財産を、駅ができることという形の中で、減歩をしたり、自分の大切な財産を市が行う事業だからということで協力しているわけですよ。行政努力をなされているのはわかっているわけですけれど、先般の都立美術館の誘致みたいに、何年もの間、懇談会という名目の中で市の方から予算をつけて、誘致運動を展開していて、今年度は用地が決定される段階で、もう市民の啓発運動がどんどん縮小しちゃっているんです。予算を49万も取っておいて、１回しか懇談会を開かないで、15万しか支出していない。やっていることと、言っていることは、全然違うんです。あなたに何回言ってもわかりませんから、これ以上、言う気にもなれない。

しかし、もし市長が本気で取り組むのであれば、市民運動の啓発に対する何か、懇談会なり何なりをつくって、あなた、いつも言っているじゃないですか、市民運動と行政とが一体となってこの問題に取り組むというのであれば、西平山地域の方々に、そのような要請をしていく行政努力をなされることが大切なんですよ。時期も時期ですので、これ以上は言いませんけれども、もう少し積極的に取り組んでいただきたいということだけをお願いしておきます。

もう１点目の、今回、平成４年度に、不法投棄をなくそうということで法改正がなされました。当然、有能な病院事務長でありますから、何らかの将来計画とか思案は、お持ちだと思います。

まず１点目に、現在の市立病院で出ている廃棄物処理に関しては、並行のままの形で実施がされていると思いますが、この法改正に基づいて、並行の処理業者で、この法に適合がされるのかどうか、それが第１点目でございます。

もし、現行で処理を依頼している業者では対応ができないという状況であれば、どの

ようなお考えをお持ちで、いつの時期をめどに、この法の整合性を図っていかれるのか、あわせた中で御質問させていただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　病院事務長。

○病院事務長（須藤雄示君）　お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり法改正がございまして、従前は医療廃棄物については寛大でございましたけれども、このたびの改正でございます、厳しい規制でございました。なお、この規制の中には、医療廃棄物を出した量と、受ける業者の処理能力等が適合しないと、その業者は取り消しという厳しい措置でございまして、従前、病院といたしましては、医療廃棄物については市内業者と契約しながら、既に私どもの方から出しているわけでございますけれども、先ほど来申し上げましたように、受け入れる処理能力等が調査しておりませんので、今後、調査中でございますけれども、もし、その受け入れ能力が適合できない場合は、今年度中に業者を変更いたしまして、受け入れ能力できる業者、つまり不法投棄を警戒しているようでございます。

つまり、受け入れ能力がないにもかかわらず商売上で受け入れるだけ受けておいて、能力がないにもかかわらず受けるということは、どこかに不法投棄しているんじゃなかろうかという意味で、受け入れ体制を厳しく規制されたものでございまして、１番目につきましては、今後の、今、業者契約しておりますけれども、一層厳しく審査しながら、なお適合できない場合は年度内に業者を変更してまで受け入れできる業者にかえたいと思います。

以上でございます。

○議長（黒川重憲君）　小川友一君。

○16番（小川友一君）　さすが病院事務長でございます。そのとおりだと思うんです。この法改正は、収集・運搬・処理、一環の中で、収集した量が適法に処理ができる処理場を持っているかというところまでへ、厳しい今度の法改正だと思います。大変、今、世間でいろいろこの廃棄物に関しては問題が多い部分であります。自治体病院として間違いのない指導をしていただきたいということを要望させていただきます。

以上で終わります。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本７件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本７件について採決いたします。本７件に対する委員長報告は認定であります。本７件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第59号、平成４年度日野市国民健康保険特別会計決算の認定、議案第60号、平成４年度日野市土地区画整理事業特別会計決算の認定、議案第61号、平成４年度日野市下水道事業特別会計決算の認定、議案第62号、平成４年度日野市立総合病院事業会計決算の認定、議案第63号、平成４年度日野市受託水道事業特別会計決算の認定、議案第64号、平成４年度日野市老人保健特別会計決算の認定、議案第65号、平成４年度日野市老人入院共済事業特別会計決算の認定の件は認定されました。

これより請願第５－10号、日野市南平二丁目35番地の２、８,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会において慎重審議されることを要望する陳情の件を議題といたします。

この件については、請願者より委員会へ取り下げたいとの申し出がありましたので、総務委員長より報告を求めます。

〔総務委員長　登壇〕

○総務委員長（板垣正男君）　御報告いたします。

請願第５－10号、陳情者より所定の手続を経まして取り下げの願いが出されました。総務委員会では、それを確認し、承認した次第でございます。よろしく御審議いただきたいと思います。

○議長（黒川重憲君）　ただいまの委員長の報告のとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第５－10号、日野市南平二丁目35番地の２、８,431㎡についての森田市長の独断専行を排除する事と、この地に建設予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよび、ここに入居予定ときく(財)日本野鳥の会（市田則孝会長）については、市議会において慎重審議されることを要望する陳情の件は取り下げることに決しました。

これより請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情、請願第５－２号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造

改善を求める陳情、請願第５－７号、難治性肝炎患者に関する請願、請願第５－20号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情、請願第５－22号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情、請願第５－23号、水俣病被害者の早期救済に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告を求めます。

〔厚生委員長　登壇〕

○厚生委員長（奥住日出男君）　請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情について、厚生委員会の審査経過並びにその結果を御報告申し上げます。

本請願は、平成４年12月14日の定例会におきまして本委員会に付託されたものでありまして、請願は、日野市東平山一丁目６番地の２、川北８自治会まちづくり協議会代表、渡辺慶三様から、西平山土地区画整理事業地内の複合文化施設計画について開設年度等を具体的に明示してほしい、という内容の陳情でございます。

厚生委員会としましては、区画整理事業の進捗を見ると、仮換地の発表が平成７年度、指定が８年度となっております。陳情の開設目標年度等は、このことから物理的にはマッチをいたしませんけれども、住民要望の趣旨を十分踏まえ、可及的速やかに開設年度等を明示すべきであるという結論に至りまして、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、請願第５－２号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情の件でございます。

本請願は、平成５年３月５日の定例会におきまして本委員会に付託されたものでございまして、請願は、横浜市鶴見区鶴見中央２－18－１、全建設省労働組合京浜支部支部長、神林喜美夫様から、生活排水を改善し、都市河川の水質が少しでもよくなるように、そして水資源が有効に使われますように、環境庁、通産省、国土庁に、洗濯機メーカーに洗濯機の構造改善を指導していただきますよう意見書を上げていただきたい、という内容の陳情でございます。

厚生委員会としましては、慎重審査の結果、目的が自分たちの生活とかかわりのある河川をきれいにしようということであり、全会一致、採択すべきであるという結論に達しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、請願第５－７号、難治性肝炎患者に関する請願でございます。

本請願は、平成５年３月12日の定例会におきまして、本委員会に付託されました。請願は、日野市新井884番地の101、日野市肝臓病友の会会長、歌代恭一様ほか456名の方から、肝臓病の治療は、医学、医療の進展で年々明るいものが見えてきているけれども、いまだ決定的な治療方法はない。市立総合病院における専門医の充実や、医療機器の充実、さらには成人病検診として肝がん検診等を制度化していただきたい、という内容の請願です。

委員会としましては、成人病検診の一層の充実が必要であるとの観点から、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、請願第５－20号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情の件でございます。

本請願は、平成５年９月14日の定例会におきまして、本委員会に付託されました。請願は、八王子市追分町７－11－1101番、日野市保育問題協議会会長、駒形正三様から、保育所利用者に多大な犠牲を押しつけ自治体に過重な財政的負担を強いる制度を検討している厚生省の考え方に反対し現行の制度を守っていただきたい、という内容の陳情でございます。

委員会としましては、市長会としても国に対し反対である旨、申し入れをしてある、議会としても現行の制度を堅持する必要性ありとの考え方から、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

次に、請願第５－22号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情の件でございます。

本請願は、平成５年９月14日の定例会におきまして、本委員会に付託されました。請願は、コープ東京、日野市組合員委員会、日野市多摩平二丁目６番地、多摩平団地 119棟４号、塩入杏子様から、消費者が購入した製品の欠陥によって被害を受けた場合、被害救済を求めることが大変困難な現在の法律を改正し、消費者の立場に立った被害救済を求めやすい製造物責任制度の早期制定を国に対し求めていただきたい、という内容の陳情です。

委員会としましては、消費者が安心して暮らせる社会づくりは大事であるという考え方から、全会一致、採択すべきものと決しました。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

最後の請願第５－23号でございます。水俣病被害者の早期救済に関する陳情の件でご

ざいます。

本請願は、平成５年９月14日の定例会におきまして、本委員会に付託されました。請願は、立川市曙町３－20－16、水俣病東京原告団代表者、渡辺幸男様から、水俣病の公式発見から37年が経過したにもかかわらず、多くの被害者がいまだにさまざまな症状に日夜苦しんでいる。この間、裁判所の和解案提示など解決に向けて協議が続けられ、原告側は受け入れを表明するに至ったが、国だけがいまだに責任を認めようとしていない。したがって、国に対し、早く全面解決を決断するよう意見書提出など働きかけていただきたい、という内容の陳情でございます。

委員会としましては、早期解決を認める声は全国的に広がっており、水俣病被害者の早期救済は人道上からも緊急の課題である。したがって、全会一致、採択すべきものと決しました。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本６件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本６件について採決いたします。本６件に対する委員長報告は採択であります。本６件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって請願第４－21号、複合的文化施設計画の早期具体化に関する陳情、請願第５－２号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める陳情、請願第５－７号、難治性肝炎患者に関する請願、請願第５－20号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める陳情、請願第５－22号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書採択を求める陳情、請願第５－23号、水俣病被害者の早期救済に関する陳情の件は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより請願第３－11号、日・朝国交正常化の早期実現を求める意見書提出に関する請願、請願第３－12号、拙速なる日朝正常化に反対する意見書提出に関する陳情、請願第４－３号、労働時間短縮についての陳情、請願第４－17号、日本野鳥の会（仮称）環境保護センター建設に対する土地提供に関する陳情、請願第５－３号、建設省京浜工事事務所の大幅増員に関する陳情、請願第５－12号、市内電話料金値上げ等の撤回を求め

る陳情、請願第５－13号、「坂本弁護士一家拉致事件について厳正且つ迅速な捜査を要請する意見書」の提案を求める陳情、請願第５－16号、日野市南平二丁目35番地の２、8,431㎡について、この地に建設省予定と噂される幻の仮称国際自然保護センターおよびその母体となる(財)日本野鳥の会の現状等につき市広報誌に発表し市民に知らせてほしいことを要望する陳情、請願第５－17号、日野駅改良の促進に関する請願、請願第５－19号、セクハラ土方議員辞職を求める請願、請願第５－21号、海の非核化宣言の請願の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

総務委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本11件については、総務委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって総務委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５－６号、日野市中央公民館の建て替え及び公民館分館建設に関する請願、請願第５－25号、小児成人病予防検査導入反対に関する請願、請願第５－26号、義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

文教委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本３件については、文教委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって文教委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－24号、「（仮称）浅川公会堂建設」に関する請願、請願第２－25号、中ホール建設に関する請願、請願第３－17号、日野市市民多目的ホール新設に関する請願、請願第４－５号、日野市立総合病院を多摩平地域に建て替えることに関する陳情、請願第５－８号、リサイクル条例は市民参加で制定をに関する請願、請願第５－15号、日野市原爆被害者の会に対する補助金の増額等に関する陳情の件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

厚生委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本６件については、厚生委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって厚生委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第２－４号、京王百草駅付近に自転車置場の増設を求める請願、請願第２－28号、大坂上二丁目の「（仮称）日野マンション」の建設計画に関する請願、請願第３－４号、区画整理の諸点についてご配意下さいの請願、請願第３－５号、まちづくりに住民参加を大切にして下さいの請願、請願第３－19号、高幡山の景観を保持するために緑地公園の建設を求める請願、請願第４－10号、多摩川自治会内の建築許可に関する請願、請願第５－１号、豊田南地区用途地域変更及び地区計画に関する請願、請願第５－５号、不況対策の抜本的強化を国に求める意見書の提出に関する陳情、請願第５－14号、倉沢地区に残る谷戸の自然の保全を求める請願、請願第５－18号、宮公園設置を要望する陳情、請願第５－24号、住環境保護についての請願の件を一括議題といたした

いと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。

建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。

本11件については、建設委員長から目下委員会において審査中の事件につき、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

あわせて本委員会の所管事務を調査研究するため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第61、議会運営委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

議会運営委員会委員長より議会の効率的な運営等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第62、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第63、スポーツ・文化施設対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議

題といたします。

スポーツ・文化施設対策特別委員長よりスポーツ・文化施設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第64、交通対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

交通対策特別委員長より交通に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、日程第65、市立病院等対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。

市立病院等対策特別委員長より市立病院等に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出があります。

お諮りいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより請願第５－27号、多摩平五丁目２番地内に所在する緑地の保全と日野市への管理移管を求める請願の件を議題といたします。

請願の要旨は、お手元に配付しました印刷物のとおりです。請願第５－27号の常任委員会への付託は、会議規則第138条の規定により議長において建設委員会に付託いたします。

お諮りいたします。請願第５－27号は閉会中の継続審査にいたしたいと思いますが、

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより議案第79号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長　登壇〕

○市長（森田喜美男君）　議案第79号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本議案は、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任について、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求めるものであります。

恐れ入りますが、空欄に、住所、東京都日野市百草614番地の１、氏名、杉山一夫さん、生年月日、昭和17年３月13日と御記入くださるよう、お願いいたします。

よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議案第79号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、これに同意することに決しました。

これより議員提出議案第９号、日野市議会議員の政治活動等に係る決議の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。下村　功君。

○８番（下村　功君）　議員提出議案第９号、日野市議会議員の政治活動等に係る決議でございます。

条文について、若干、御説明を申し上げたいと思います。

まず、第１項、政治資金規制法及び公職選挙法を遵守し、クリーンな政治が行われるよう努力するということでございます。これは、公職にある者として、しごく当然なこ

とで、基本的な主張を述べたものにすぎません。

第２項、他の市議会議員あるいは予定候補者に対し、殊さらの誹謗中傷ないしは事実の歪曲による攻撃を行わない。これにつきましては、言論の自由は、政治活動及び選挙活動の中で最大限に尊重されることは、憲法上、言うまでもありませんが、それとともに、憲法で保障された基本的人権についても、当然、尊重されていかなければならない問題であります。この言論の自由と基本的人権の尊重という問題については、最高裁でもさまざまな議論を呼んでおり、また学説上もさまざまな議論を呼んでおるところでありますので、我々市議会議員としては、なるべくそうしたものに抵触をするような行為は慎むべきであるという観点から、この第２項の決議を提案するものであります。

第３に、物品販売、パンフレット等に名をかり、拡声器を利用した実質的な選挙運動を行わず、また行わせない。これにつきましては、パンフレット等の物品販売が公選法上規定されていない、規制されていないものであることは十分、承知しているところであります。また、それに伴う拡声器の使用についても（「社会党もやっていたぞ」と呼ぶ者あり）それについても規制されていないことも十分、承知しておる所でありますが、残念ながら今回、ことしに入りまして３回の選挙がありまして、その中で、拡声器を利用した、また、パンフレット販売をかたった形で、特定の候補者の名を連呼したり、また特定の政党の宣伝文句をるる述べるといったことが、私の耳にも大分入ってきております。そうしたことは明らかに、先ほども選管事務局長が申しましたように、本件については明らかな選挙違反でありますので、これについて公選法上の規定に従って、そういう行為はやめようという申し合わせをしようというものであります。

一つ、付言をいたしますが、現在の公職選挙法が、現在の法改正、さまざまの法改正が行われてくる中で、現行の体制を守ろうとする方向に走りがちであるという学会上の指摘については、私もかなり同感でありますが、しかし、だからといって、法を破っていいというものにはなりません。公職の候補者となろうとする者は、やはり法についても潔癖であるべきであり、もし法は悪法であるというのであれば、みずからの社会運動の中で、その法改正を展開していくのが、我々政治家の務めではないかというふうに信じております。

以上、この決議案の趣旨の説明をいたしました。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　本件について御意見があれば承ります。簾野行雄君。

○５番（簾野行雄君）　今、決議案について提案者から説明があったわけです。幾つか、

私、理解できない点があるので、本来なら質疑の形でやったらいいかもしれませんが、あえて意見の形で、簡単にこれから発言させていただきたいと思います。

まず、この決議案は、三つの項目からなっています。

まず第１点の、政治資金規制法、及び公職選挙法を遵守しクリーンな政治が行われるよう努力する、一つはこういうことです。提案者からも話がありましたが、しごくこれは当然のことなんです。あえて、どうして決議案の形でこういうことを出してくる必要があるのか。屋上屋を架すような決議案ではないか。むしろ、こういう決議案を出すと市民はどう受けとめるであろうかという点が、ここであるわけです。日野市議会では、こういう決議案が必要なほど政治資金規制法、あるいは公選法に触れるようなことがあるのか。あるいは、ダーティーな政治が行われているんではないか、こういうふうな、むしろ市民の疑惑を招きかねない、こういうことで、かえって問題ではないか、私も含めて、皆さんあれでしょう、政治資金規制法あるいは公選法に触れるようなこともしていないはずです。ダーティーな政治もしていないわけです。クリーンな政治をいたしていると思います。この辺を私は、どうしてこういう決議案が上程されたか、また、決議が必要なのか、理解に苦しむ、こういうことをまず申し上げておきたいと思います。

また、第２の、他の市議会議員あるいは予定候補者に対し、殊さらの誹謗中傷ないしは事実の歪曲による攻撃を行い……これも確かにそのとおりだと思うんですが、私たち同僚議員も、こういうことをする意図はないし、こういう事実もないわけで、あえてこういうことを決議するということは、これまた市民の、市議会ではこういうことが日野じゃ行われているのか、こういう誤解を招くおそれがある、こういうふうに私、判断するわけです。

３番目の項目については、あえて私は申し上げませんけれども、以上のことで、この決議案は、市民の誤解を招くような決議案だ、我々同僚議員はこんなことには関係ないわけで、非常に迷惑な決議案だ、こういうふうに判断するわけであります。

二つ目の、誹謗中傷ないしは歪曲、こういうことが、あるいはこれは、今、総務委員会で継続審査に付するという報告を見ましたが、ある議員のセクハラ関係の請願に関することが、これは絡んで、あるいは決議案として出てきたのかもしれません。そういうことがなければ幸いですが、それでなければ、それ以上申し上げませんけれども、以上の理由により、私はこの決議案には賛成できないということを申し上げて、意見といたします。

○議長（黒川重憲君）　米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　日本共産党市議団を代表して、日野市議会議員の政治活動等に係る決議案に、断固、反対をする立場から討論をいたします。

憲法を市政に生かそうのスローガンを掲げて20年有余を経過した、この日野の市議会に、民主主義を踏みにじってはばからない、このような決議案が臆面もなく提出されたことに、ただただ驚くばかりであります。決議案では、物品販売、パンフレット等に名をかり、拡声器を利用した実質的な選挙運動を行う、また行わせない、という内容が盛り込まれております。

この決議案の問題の第１は、決議文の前段で、公職選挙法の遵守を強調しておりますけれども、それとは全く相反するパンフレットの宣伝活動を行わせないという、自己矛盾に陥っております。1981年に行われた公職選挙法の改悪によって、それまで自由に行われていた選挙期間中の機関紙、宣伝カー、及び拡声器の使用が禁止されたことは、既に御承知のとおりであります。しかし、この機関紙には、パンフレットや単行本は含まれておりません。その普及のために、宣伝カーや拡声器を使用することは、これまで政府も適法と認めてきておるところであります。1981年２月12日の衆議院公選特別委員会の会議録にも、そのことが明らかにされております。

したがって、パンフレットの宣伝、販売活動は、公職選挙法に基づいて執行された市長選挙や都議会議員選挙、さらには衆議院選挙の期間中にも政党として、あるいは一市民として、何ら規制されることなく自由にできる活動として、大いに積極的に取り組まれてきたわけであります。もちろん警察署への許可を得て行われたのは、当たり前であります。このたび、社会党の下村議員から提出をされた決議案は、政府でさえ公職選挙法の規制の対象にならないとしているパンフレット宣伝、普及活動について、超法規的に行わせないと規制しようとしているわけですから、絶対に認めるわけにはいきません。

決議案の問題の第２は、ただいま指摘しましたように、現行法規の枠を超えているだけではなく、憲法に違反し、民主主義を踏みにじる内容のものです。絶対に容認することをできないものであります。憲法に規定された基本的人権の中でも、とりわけ言論、表現の自由は、その中枢をなす重要な権利であります。今日の民主主義社会においては、言論、表現の自由が欠かすことのではない重要な意味を持っていることは、今さら説明するまでもない自明のことであります。憲法が国民に保障している言論、表現の自由を踏みにじる、この決議案は、憲法を市政に生かそう、市民こそ主人公の民主的な行政の一層の発展を願う、良識ある広範な市民への重大な挑戦であります。今、第２自民党と言われている細川連立内閣は、金権腐敗政治の根絶を要求する国民に対し、悪政の批判

を国会から締め出し、憲法改悪に道を開く小選挙区比例代表並立性の導入を柱とする政治改革法案を、年内にも成立させようとしております。これまで、民主主義に反すると反対してきた社会、公明、民社の各党は、新生党や日本新党と連立与党となって、国民への公約を投げ捨てております。

これまでの小選挙区制反対の主張をかなぐり捨て、政治腐敗防止の国民の一致した声を選挙制度にすりかえるという無節操さが、大手を振ってまかり通っています。まさに戦前の体制、翼賛会を思い起こさせる事態にあります。憲法と民主主義を破壊する暴挙という点では、まさに軌を一にした動き、企みであります。公職選挙法の枠をはみ出し、憲法と民主主義を踏みにじる、言語道断のこの決議案には、直ちに撤回するよう要求するものであります。

第３の問題点は、日野市議会史上、最低、最悪の決議案が、憲法と民主主義を基本とした革新日野市政を、これまで20年にわたって日本共産党とともに与党の立場にあった社会党から提出されたことについて、あいた口がふさがらない思いでありますけれども、あえて一言、発言をしておきます。

この４月に行われた市長選挙は、20年にわたって、市民こそ主人公、この立場に立って、清潔、公正、民主の共生を進めてきた革新日野市政を、さらに第６期へと前進させていくことができるかどうか、それとも金丸型の金権腐敗政治、市民不在の自民党政治の復活を許してしまうかどうかという、重大な政治戦でありました。社会党日野総支部の渡辺委員長は、４年前、選挙広報で「森田革新市長とともに市政前進のために頑張ります」という公約を投げ捨てて、残念ながら革新森田市政つぶしの勢力に加わり、旗降り役まで演じたわけであります。

選挙公約を投げ捨てたという点では、決議案提出者の下村議員も同様であります。下村議員の選挙広報を見ますと、次のように公約がうたわれております。「私は、緑と清流のこの日野市が好きです。緑と文化の市民都市を提唱する森田革新市政を支えるために、また皆さんの仲間として市民感覚を市政に反映するために頑張ります」－こういう公約を掲げていたわけでありますけれども、しかし、この４月の市長選挙で、森田市長と良識ある広範な市民とともに、公約実現の立場で最後まで頑張ったのは、日本共産党市議団と、一ノ瀬隆市議会議員でありました。市長選挙での政党の組み合わせでは、日本共産党と、自民、社会、公明連合との対決という選挙戦でありましたけれども、市民、有権者サイドから見れば、金権自民党丸抱えグループと、清潔な圧倒的市民との対決でありました。

選挙の結果は、もちろん清潔な圧倒的市民が全国から注目されるような歴史的な勝利をおさめたわけであります。市民、有権者への公約を臆面もなくかなぐり捨て、はばからなかった社会党が、その後の都議選、衆議院選挙で敗退を余儀なくされたのは、当然の結果でありました。社会党が自民党勢力、自民党の中でも最も反動的な勢力である新生党の与党となることを宣言して選挙戦に入ったことに対し、有権者から厳しい批判が集中したことは、皆さんも御承知のとおりであります。社会党が支配勢力の追随者となって反動路線に同調するかに、ますます有権者が離れることは必然であります。このような決議案を臆面もなく提出をし、賛同者として名を連ねている、その議員の諸君も、市民への挑戦の立場であります。同じ結果を招くことは避けられないと私は思います。

私は、もう一度、声を大にして決議案の撤回を強く要求するものであります。不幸にして決議案が採択されようとも、日本共産党市議団は、今後とも、憲法と民主主義に背を向け、革新森田市政に敵対をし、反動勢力にくみすることに対しては、いつでも、どこでも、革新の立場を貫く者の当然の責務として、とりわけ強力なパワーを持った拡声器、宣伝カーを駆使して、厳しく批判し続けることを付言をして、討論といたします。

終わります。

○議長（黒川重憲君）　福島敏雄君。

○18番（福島敏雄君）　見回したところ、反対ばっかりの討論ですので、賛成の立場での意見を述べさせていただきたいと思います。

今、市民なり国民なりが政治に求めていることは、要するに、政治家に、あるいは政治に信頼を取り戻す、このことだと思います。

それから、いま一つ、日野市の立場で言えば、平和ということを全世界に向かって、日本国内に向かって平和を発進している日野市であります、そういう立場であれば、要するに、市内の中に、いかに不要な対立、このことをできるだけ排除する、このことが大変重要でありますし、そういうことは何と言いましても他人を尊重する、このことが平和の原点だというふうに思うわけでございます。

そうした意味から、今回のこの決議案を読んでみますと、来年の改選に向けて立候補をする予定者並びに現職の議員は、市民に対していかに接したらいいかという観点で書かれているものでありますので、そうした意味では、米沢議員が市民感覚という話が出ておりますが、最もこの市民感覚に沿った、そうした、我々が何をしなくちゃいけないかということが六つ記されている、こういうふうなことでございますので、素直に理解をすべきだというふうに思うわけであります。

１番目にあります、公職選挙法を遵守する、クリーンな政治が行われるように努力する、ということについては、これは、恐らくそういう人はないかもしれないけれども、そんなことをしちゃいけないよ、こんなことを我々は肝に銘じてこの選挙戦を戦ってやろうではないかということなんであり、選挙戦というのは、市長のお話にもありますけれども、戦いであるから、というような話がありますけれど、選挙戦という戦いであっても、そこには自然とルールがあり、そして他人を尊重する、このことがなければいけない。そのことが２番目に書かれているわけでございます。

もし、私が日野市議会議員になりたい、こういうことをしたい、ということであれば、そのことを積極的に市民に訴えて支持を得る、このことをまず優先させなけりゃならぬ。それを、出そうな人の悪口を言って足を引っ張ることはやめようじゃないか、こういうことであります。これを、簡単に言えば、この２号で言っているわけです。私は、何と言おうと、やはり人権尊重、人権を尊重するということを、日本国憲法の基本でありますから、そのことを、やっぱり選挙戦といえども忘れてはならない、そのことを訴えているのが、この第２号でございます。

三つ目は、これは私は、これは市民の皆さんも感じていると思うんでありますけれども、市長戦、都議戦を通じまして、先ほど選管の事務局長も言ってましたけれども、要するに拡声器の数が限られているわけであります。それを市内のあちこちで選挙戦のときにやるということについては、大変、市民の人も不審に思っている。このことを私は大きく反省し、自粛をしなくてはならないんではないかというふうに感じております。したがって、パンフレットを販売するとか、赤旗の、時間もありますけれども、あれは選挙になるとパッと張り出されて、ふだんは余り張られていないということでありますから、これは日常活動としてやっているということであれば、市民もそれなりに理解をしますけれども、選挙の期間中に合わせて、そのパンフレットの販売なりをやるということについて、時々、その政党なり、支持する候補者の名前を言うということについては、これはやはり何といいましても、法にてらして、それは違反じゃないと言うかもしれないけれども、やっぱりそういうことが許されるということについては、それは大変、市民に対して申しわけない。もう少し正々堂々と、選挙戦は正々堂々とやるべきだというのが、３番目の主張であります。したがって、これは本当に市民サイドに立った、我々の戒めとしての決議案でありますので、本当に皆さん、楽な気持ちで賛成をしていただきたいということを申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終

結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第９号、日野市議会議員の政治活動等に係る決議の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第10号、小選挙区制の導入に反対する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。竹ノ上武俊君。

○29番（竹ノ上武俊君）　小選挙区制の導入に反対する意見書でございます。お手元にお配りしました案文のとおり、民主主義を守ろうとする大切な意見書案でございますので、全会一致、可決されるよう願いまして、提案をいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第10号、小選挙区制の導入に反対する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第11号、消費税の廃止を求めるとともに、直ちに食料品非課税実施に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。板垣正男君。

○19番（板垣正男君）　議員提出議案第11号、消費税の廃止を求めるとともに、直ちに食料品非課税実施に関する意見書案でございます。

案文については、お手元に配付されたとおりでございますので、全会一致、可決できますように御提案を申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第11号、消費税の廃止を求めるとともに、直ちに食料品非課税実施に関する意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第12号、国民に円高差益の還元、電気、ガス料金等の引き下げを求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。鈴木美奈子君。

○20番（鈴木美奈子君）　議員提出議案第12号、国民に円高差益の還元、電気、ガス料金の引き下げを求める意見書案でございます。

全会一致、可決できますように、皆様の御協力をぜひよろしくお願いいたします。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手少数であります。よって議員提出議案第12号、国民に円高差益の還元、電気、ガス料金等の引き下げを求める意見書の件は否決されました。

これより議員提出議案第13号、安くて、住みよい、都営・都立住宅の大量建設を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。米沢照男君。

○30番（米沢照男君）　議員提出議案第13号、安くて、住みよい、都営・都立住宅の大量建設を求める意見書案でございます。

文案については、お手元に配付したとおりであります。ぜひ全会一致で採択されるよう、強く要請をしておきます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者　挙手〕

○議長（黒川重憲君）　挙手多数であります。よって議員提出議案第13号、安くて、住みよい、都営・都立住宅の大量建設を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第14号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第14号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第14号、都市河川（特に多摩川、鶴見川、相模川）の水質改善を行うため洗濯機の構造改善を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第15号、難治性肝炎患者に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第15号、難治性肝炎患者に関する意見書の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第15号、難治性肝炎患者に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第16号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第16号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める意見書の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第16号、児童福祉法に基づく保育所措置制度を守り、保育の充実を求める意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第17号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第17号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書の件でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第17号、製造物責任法（ＰＬ法）の早期制定のための意見書の件は原案のとおり可決されました。

これより議員提出議案第18号、水俣病被害者の早期救済に関する意見書の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。奥住日出男君。

○21番（奥住日出男君）　議員提出議案第18号、水俣病被害者の早期救済に関する意見書でございます。

案文につきましては、お手元に配付したとおりでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（黒川重憲君）　質疑、討論を省略し直ちに本件について採決いたします。

本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川重憲君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第18号、水俣病被害者の早期救済に関する意見書の件は原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって平成５年第３回日野市議会定例会を閉会いたします。

午前２時21分　閉会

地方自治法第123条第２項及び日野市議会会議規則第81条の規定により署名する。

日野市議会議長　　黒　　川　　重　　憲

署　名　議　員　　宮　　沢　　清　　子

署　名　議　員　　馬　　場　　繁　　夫